官報 号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 参議院会議録第十号附録（その一）

○質問主意書及び答弁書

漁業経営合理化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年十一月二十四日

青山　正一

参議院議長佐藤尚武殿

漁業経営合理化に関する質問主意書

一　漁業金融の改善について

（一）漁業金融については、その特殊的な性格から見て、独自の金融機関を設置することが根本対策であると考える。

（二）現行の漁業共済制度並びに漁業手形制度は、暫定措置の観があるが、これを恒久的制度として法制化すべきである。

（三）漁業災害に対する補償制度は、国家の負担において創設する必要がある。

（四）昨年実施せられた漁業手形の償還期限は一ヶ年なるが、漁況の不振、一般経済界の金詰まり等のため、予定の如く償還することは不可能の実情にあるから、これを一ヶ年延期し当面の窮状を救うべきであると考える。

以上の諸問題に関し、政府において如何なる用意があるかを承わりたい。

二　漁業課税の改善について

（一）徴税目標達成のための割当課税は、誅求に流れるの弊害が甚だしいからこれを改めるべきである。

（二）不漁の場合における課税緩和の制度を設ける必要がある。

（三）漁業を附加価値税の対象とすることは不当である。

（四）漁業経営費査定基準は、漁業者側の意見を徴して決定することとし、又年度内の支拂済の船体機関の修理費は当該年度の経費と認むべきである。

（五）自家労働の対価を経費として認むべきである。

（六）青色申告の帳簿様式を簡易化すべきである。

以上の諸問題は、漁業者の負担軽減上急務と認められるが、これに対する政府の見解を承わりたい。

三　経営費の低減並びに魚価の維持の方策について

（一）漁業用資材の保持並びに施漁法（特に電波、音波、光等の応用）に関する研究施設を強化すべきである。

（二）保蔵設備の普及強化を図るため助成方法を講ずべきである。

（三）給氷費を含む輸送費の低減を図らねばならぬ。

（四）漁業用資材、燃油の価格引下げを図るため、生産奨励金の制度を設くべきである。

（五）市場における水揚金の即時決済を可能ならしめるため、適当の措置を為すの必要がある。

以上は、漁業経営合理化達成上急務と認められるが、政府の所見を承わりたい。

内閣参質第一号

昭和二十五年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員青山正一君提出漁業経営合理化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出漁業経営合理化に関する質問に対する答弁書

一　漁業金融の改善について

（一）漁業金融は、他産業に対する金融と異なつた性格をもつているので、漁業金融について独自の金融機関を設置することについては、政府としても考究中であるが、諸般の実情から早急にこれを実現することは極めて困難であると思われる。

従つて漁業金融改善の問題は差当つて既設金融機関に長期低利の資金（例えば預金部資金による金融債の引受）を供給することによつてこれが打開を図ることとし、併せて漁業独自の金融機関設置の促進に努力したい。

（二）この問題については質問主意書の意見に同感であつて、目下法制化につき考究中である。

（三）公共事業については既に相当程度この問題は実現している。問題は私企業に関してであるが、目下特定漁業については既に補償制度立案のために資料を整理中であり、又災害融資に関する臨時立法の制定につき努力中である。

（四）現行漁業手形の償還期限の延長の問題であるが、一率に手形期限を延長するということは考えていない。これは個々の手形債務者の具体的なケースとして研究を要するものであり、（二）の漁業手形制度の恒久的法制化の際同時にこれが解決を図りたい。

二　漁業課税の改善について

（一）徴税目標達成のための割当課税は行つていない。

なお、割当課税であるというような誤解のないよう充分留意する。

（二）現行所得税法においては、漁獲から生ずる所得については、これを変動所得として、五箇年にわたる平均課税の方法によることができることとしている。すなわち、年により所得の変動が激しいという特質を考慮して、年々平均的に所得を得ている者との負担の均衡を合理的に調整している次第である。同時に、変動所得として平均課税の方式を選択している場合には、不漁によつて損失を生じたときには、青色申告書でない場合においても、その損失額は、翌年以降三年間にわたつて繰り越して控除することができるよう既に適切な措置を設けているところである。

（三）現在主として自家労力による漁業のみが非課税とされているのであるが、漁業のように労賃部分が相対的に高く、且つ、漁獲変動のはげしい産業に対して附加価値を課税標準とすることは極めて苛酷な税負担となる結果を生じ、これが新しく徴収される免許料、許可料と併せて漁業経営に対して過重な圧迫となるので、漁業を附加価値税の適用除外とされることが望ましく目下研究中である。

（四）漁業所得については、その所得の性質に顧み、できるだけ個別に実数を調査することとしているが、やむを得ない事情で基準を定める場合は、漁業者側の適正な意見は充分参考としている。

次に、個人がその年中に船体、機関等の固定資産について支出

昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

した金額で、いわゆる改良費その他資本的支出に属するもの以外のものは、その年中の必要な経費に算入することになつているのであるが、特定の支出が資本的支出であるかどうかは、個別的に、具体的事業に即して適当に判定することとしている。

（五）自家労働の対価を経費として控除するときは、所得課税の本旨に反し負担の公平をかくこととなるので妥当でないと考える。なお、現行所得税法においては、漁業を営む者と生計を一にする配偶者その他の家族がその事業から所得を受けるときは、その事業を営む者の所得とし、家族従業者はその扶養親族として一人当り一万二千円の控除を認めることとし、負担の緩和を図つている次第である。

（六）青色申告者の備えるべき帳簿様式をより一層簡易化することについては、目下検討中である。

三　経営費の低減並びに魚価の維持の方策について

（一）漁業用資材の確保については、一般漁業用水産用石油製品は年間需要約七十二万キロリットルに対し約四十八万キロリットルの供給を確保し約六十五パーセントの充足となり、綿糸については需要二千六百万ポンドに対し二千二百万ポンドを配給し八十五パーセントの充足となつている。現在の国際情勢、自立経済確立のための輸出等の関係から百パーセント充足は困難であるが、今後更に努力したい。科学的施漁法に関する研究施設の強化については目下努力している。

（二）水産物の保蔵施設については、魚価対策の一環として生産地における鮮度保持と出荷調節とを図ることにより販売を合理的にすることを目的として漁業協同組合等に対する保蔵施設を奨励することは必要であると思うのでその助成策について研究している。なお、現在見返資金による融資方策を進めている。

（三）魚価に対する給氷費の割合は約五パーセントであり、また輸送費は五乃至三十パーセントとなつているが、製氷費は電力費等の関係もあり急速なコスト引下げは困難であるが、製氷施設に対する技術指導、融資等の助成を更に充実して供給の円滑を図りたい。輸送費については一般輸送費との関連において水産物のみが特に高いということはないが、計画出荷指導等により遠隔地出荷を合理化し、経費の節減を促進したい。

（四）漁業用資材中、燃油は約九十パーセントまで輸入にまち、且つ国内での精製費は配給価格の一六・五パーセントに過ぎない。また綿糸についても輸入原料の値上りが重要な部分を占めているので、生産面からの価格引下げは困難な状況であり、生産奨励金については財政面から困難であるので適当な融資方策等を考えたい。

（五）中央卸売市場については、自主的に代金決済機関等により決済の促進を図つているところもあるが、なお水揚金の決済を促進するよう政府としては法律の改正により現在の開設者中心の監督制度を改め、政府の荷受側に対する指導監督を強化したい方針である。

水産基本政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年十一月二十四日

青山　正一

参議院議長佐藤尚武殿

水産基本政策に関する質問主意書

一　水産省の設置について

（一）水産行政は、現在、農林省の外局たる水産庁の運営する所であるが、主管大臣は農林行政に忙殺せられ、水産行政に専念し得ない実情である。

（二）領土の縮小せられた我が国としては、海洋資源の開発、水産業の発展に依存することが益益大であるから、水産行政の活潑な運営に期待しなければならぬ。

（三）政府は、行政簡素化のため、重大な機構改革を企図して居り、農林建設両省を統合して、天然資源省の如きものを創設せんと伝えられて居るが、單に、水産庁をそのまま、かかる尨大な新機構の外局として移管するが如きは、水産行政を軽視するものであり又行政簡素化の趣旨に反するものである。この際、水産省を新設し、強力な水産行政の推進を為すべきであると考える。

内閣総理大臣の本件に関する所見を承わりたい。

二　水産資源の保護育成について

（一）最近各地方に見られる漁業不振の根本原因は、水産資源の枯渇荒廃に帰すべきものが多いが、これに対して未だ強力な施策が見られない。さきに、水産資源枯渇防止法が制定せられたが、西部底曳網漁業の整理が断行せられた以外に現実の施策として見るべきものがない。

（二）現在、水産資源に関しては、水産研究所その他の機関において調査が実施せられて居ないのではないか、経費の節約から甚だ姑息不徹底である。

（三）稚魚の濫獲を防止することは、水産資源の保護育成上、極めて重要であるにかかわらず、未だ有効適切な措置が講ぜられて居ない。

（四）暴風雨による漁場の荒廃、沈没船、墜落機体その他の海底の沈下物等に因る操業不能となつた漁場を速かに復旧することは、現下の漁業不振を緩和し又水産資源の保護育成に資する急務である。

これらの諸問題を如何に処理せられんとするか、政府の見解を承わりたい。

三　旋網漁業許可方針の確立について

（一）旋網漁業は、沿岸漁業から沖合漁業に転化しつつあるにかかわらず、現行制度の上では、一律に都道府県知事の権限に属せしめられて居るため、数府県に渉つて、一々許可を受くるを要し、一面煩雑な手続を課し、他面許可乱立を見るが如きは、漁政上放任し得ないことである。

（二）十五屯以上の漁船を使用するものは、農林大臣の許可とし、その漁場は房総半島の突端から釧路海区マッカーサーラインまで又は青森県に至るまでを單一の海区とすべきである。

（三）右の漁業許可については、原則として、都道府県が現有する総数以上に増加してはならない。

本件は、既に関係当局において考究中であると信ずるが、速かに方針を確立するの意思はないか、政府の所見を承わりたい。

四　漁船法の制定について

（一）漁船船員は、商船船員と就業事情を異にして居るにかかわらず、後者を主眼とせる法制に規律せられて居ることは不合理である。

（二）三十屯以上の漁船には船員法及び労働基準法が適用せられて居るのであるが、例えば、旋網漁業において四・五隻の漁船が集団となり同一作業に従事するにかかわらず、三十屯以上のものだけが両法の適用を受け、他の三十屯以下のものに適用がないというが如き不合理の甚だし

いものである。

以上の理由から、速やかに漁船船員を対象とした別個の船員法を制定すべきであると信ずるが、政府のこれに関する所見を承わりたい。

内閣参質第二号
昭和二十五年十二月五日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員青山正一君提出水産基本政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出水産基本政策に関する質問に対する答弁書

一、水産省の設置について

水産省の設置は、業界年来の要望であるが、内外諸般の情勢に鑑み、その実施の時期及び方法については、慎重に考慮すべきものがあると考える。

二、水産資源の保護育成について

（一）沿岸漁業殊に底魚類について水産資源の枯渇の傾向が認められるが、現在の状況は、漁業許可違反船及び無許可船が相当数に上っており、漁業取締が混乱しているので、まず正規許可船の整理に入る前の措置として一応漁業秩序を正常の形に戻す必要があり、このため、小型機船底びき網漁業処理要綱を作成し、目下各方面の意見を徴して具体的対策を考究中である。

（二）水産資源の調査が未だ不徹底である点は、水産研究所の創設以来日なお浅く、施設、人員等未整理の状態にあるためであり、その整備充実に今後とも格段の努力をする所存である。

（三）稚魚の採捕制限については、現在主として地方の漁業取締規則によって実施されているが、必ずしも徹底していないうらみがある。今後は、科学的試験研究の結果を、新しい漁業調整機構による漁民の協力体制の整備と相まって普及し、資源愛護の精神を高揚するとともに、取締の強化を促進したい。

（四）荒廃漁場の復旧については、その必要の急務であることを認め、予算化について鋭意努力したが、実現にいたらなかった。今後の実現を期している次第である。

三、旋網漁業許可方針の確立について

（一）一部の旋網漁業については、近時その多角的操業に伴って機動性を増強し、個々の都道府県の行政管轄に委せられない面もあるが、全国一律にかかる状態にあるわけではないので、各海区のそれぞれの特殊事情を検討の上、大海区にまたがって総合調整を必要とし、またそれが行政上適当と考えられる地域及び漁業種類について、個々に調整方式を樹立するのが妥当と考える。

（二）主意書の意見は有力な意見と考えられるが、なお、旋網漁業の特殊性、他の漁業との調整、地方自治権伸長との関係その他諸般の事情を検討した上考慮すべきものと考える。

（三）いわし資源の決定的減少、資材面の制約、漁業制度改革の進行に対する影響等の諸条件からみて、許可統数の急増は、ぜひとも抑制しなければならないので、本年四月関係都道府県に対してその制限方を依頼したが、なお不充分な面もあるので、法制化を研究中である。

四、漁船船員法の制定について

現在漁業に対しても適用されている諸種の労働法規が、一般の陸上産業或いは海上運輸業を基準として制定されているため、これを特殊な生産労働である漁業に適用すると漁業生産又は漁業労働の保護に適当でなく、種々の摩擦をひきおこし、ぜひとも労働法規の適正な改正乃至別途の独立法の制定が根本的に必要であると考える。

しかしながら、このためには、漁業の各部門における経営及び労働の実態把握が前提であり、広範囲な資料の収集と科学的調査が必要であり、着々これを実施してゆく方針である。

電気通信省における職員団体の差別待遇及び不当弾圧に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によって提出する。

昭和二十五年十一月二十八日

堀　眞琴

参議院議長佐藤尚武殿

電通省における職員団体の差別待遇及び不当弾圧に関する質問主意書

電気通信省における職員団体として全国組織である全国電気通信協議会は昭和二十五年四月廿四日結成、同年五月十二日人事院登録を認可され、明らかに合法組合なるにも拘らず、当局は左記の如き差別行為を行い、且つ又不当な弾圧をもって臨んだことは国家公務員法及び人事院規則に違反しあまつさえ行政機関の正常な運営に必要な多数の従業員の意志を無視する結果をまねき、民主的社会機構の成長を極度に圧迫したことと思料せられ、ここに重大なる関心の下に質問書を提示し関係長官よりの文書による責任ある回答を願う次第である。

記

一、全国電気通信協議会はあらゆる機会をとらえて組合員の民主的意志による各種要求を電気通信大臣に伝えるべく努力したが、結成以来今回に至るも一回も交渉に応じていない。これに対し人事院は登録認可してある以上会見しないことは遺憾として再三勧告を発した模様であるが、遂に当局は言を左右にして勧告に応じていない。然もこの間全逓従組とは数回交渉に応じ、同様な法律手続の完了している二団体に対する不当な差別を行ってきた。

一、前記の如き経過を経て十一月六日当局は全国電気通信協議会の本部役員たる会長以下四名を何らの接渉もなく免職に処し、その間未登録の全電通従組とのみ接渉を行っていた。更に残る唯一の役員がその與えられた專従役員として合法的な行動中不当にも事実無根の根拠理由により懲戒免職を行い、役員として活動するすべての者を追放して独善的にも当局は部外者として将来の一切の接渉を打切り応じないことを明らかにしている。

一、全国電気通信協議会は郵政省より借り受けた固有内電気通信省保全部の一部を本部事務所として準備会以前の全逓全国工務協議会より正式に引継ぎ借用してきており、当局も組合側も文書交換等の法律的手続きはなく、当時の一般的方法としてその使用を認めてきているにも拘らず、去る十一月十一日突然同事務所入口にバリケードを築き使用禁止を一方的に強行した。これに対し電通省当局は郵政省が勝手にやったことで遺憾であると言明しているが再三の接渉にも拘らず妥当な処置が未だにとられず明らかな組合に対する不当弾圧であり、且つ組合側の損害は甚大となっている。

内閣参質第三号
昭和二十五年十二月八日
内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員堀眞琴君提出電気通信省における職員団体の差別待遇及び不当弾圧に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員堀眞琴君提出電気通信省における職員団体の差別待遇及び不当弾圧に関する質問に対する答弁書

一、全国電気通信協議会は本年五月十二日人事院の登録を完了し、合法的職員団体として認可されたも

のであつたが、五月中旬頃の当該組合よりの交渉申入れについては、当該組合の構成内容等について不明の点があり、人事院に照会していたため、交渉開始の時期が遅れたものである。この点については組合側にも説明を行い、組合側もこれを了承していたものである。

その後、六月十九日に至り、組合と会見を開始し、提出された要求書の処理方法、その他交渉の進め方等について話合いが行われ、それに基き七月十日、十八日と要求事項に関する組合側よりの説明を聴取、八月中旬これに対する回答を與えており、全逓従組との交渉の方法と何ら異つた差別的扱いを行つた事実はない。

二、全国電気通信協議会本部役員の免職は、閣議決定による共産主義者並びに同調者に対する公職排除の措置によるものである。又役員一名の懲戒免職は国家公務員法違反により免職せしめたもので、組合役員たるが故に免職せしめたものではない。

三、全国電気通信協議会が使用していた事務室は政府所有の建物であり、全国電気通信協議会の建物の管理権者である政府に何等の許可を受けずに使用しはじめたものであり、組合の正当なる使用とは認められない。

当時、当該組合事務室の場所に電気通信省施設局資材部工作課の移転が予定されており、これがため再三立退き方を要求していたものである。組合側が九月四日執行委員会の結論として可及的速やかにたちのくことを決定したことよりしても、政府が一方的に突発的に使用禁止を強行したものではなく、事務室狭隘のためやむなく管理権に基いてその措置をとつたものである。

産業復興公団の民間保有物資買収に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年十二月二日

中川　以良

参議院議長佐藤尚武殿

産業復興公団の民間保有物資買収に関する質問主意書

昭和二十三年五月一日法律第三五号により産業復興公団を政府の代理人として民間保有物資の買収を為したるものの取扱いに関し被買収者から種々苦情の申出がある。その大要は、左の通りである。

一、買収価額は多くの場合時価に比し著しく低廉であること

二、買収物資の代償として交付を受けた国債は極めて低利（年二分）にして且つ長期（十年以内）であるのみならず、質入譲渡を禁止されている不融通登録国債にして被買収者としては利用価値甚だ乏しいこと

三、産業復興公団及び所管官庁の事務取扱いは、緩慢を極め物資買収よりその代償たる国債交付までに甚しきは一年、若しくはそれ以上の時日を要すること

四、税金関係において右国債額面金額をもつて処分したものと看做し法人税又は所得税の課税標準とされること

右の内一及び二は法規の命ずるところでその変更は法規にまたなければならないとするも、三及び四は所管官庁、産業復興公団の清算事務を行う機関及び税務官庁の事務促進又は実情に適合する措置等により改善の方法があると信ずる。

右国債は産業復興公団において買収物資を処分しその売得金を政府に納入せしめ償還の財源となすこととなり、これ迄若干の償還の財源となつたが大部分はなお未償還の状態にある。然るに産業復興公団の買収に係る物資の需要旺盛にしてその処分は極めて容易であると認められるに拘らず、その処分代金の納入がなくこの為に右国債の償還をなし得ないのは甚だ遺憾とするところである。更に戦時中の軍需会社等にて解散の指令を受け清算中にある会社の中にはGHQより急速に清算終了の勧告を受けているが、処分不能の不融通登録国債を所有している為清算を終了することができず困却している極めて不合理な事態を生じている。ついてはこの際速やかに産業復興公団及び同公団の清算事務を行う機関における右物資処分及び処分代金の実情を調査し、その償還の進行状況、今後における予定、並びに前記清算中にある会社に対する処置等詳細の報告を求めるとともに急速に手続を進行せしむべきであり、又右国債が法人税又は所得税の課税標準となる場合におけるその価額の算定を経済上の実情に適合するよう改め、もつて被買収者の苦痛を緩和すべきであると信ずるが、これに対する政府の処見を聞う。

内閣参質第四号

昭和二十五年十二月十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員中川以良君提出産業復興公団の民間保有物資買収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中川以良君提出産業復興公団の民間保有物資買収に関する質問に対する答弁書

遊休物資の急速な活用を図るため、国権を以て国の機関に買上げ、しかも相当長期に亘り流通性を禁じた登録国債を以て対価を決済したことは、当時の情勢にかんがみ真に已むを得ない措置とはいえ苛酷に失するおそれもあるので、当初より早期償還すべく検討を重ね、更にその後の経済情勢の変化に伴い、関係各省とも努力の結果、国の一般的な債務償還の一端として、本年五月一日より過剰物資の対価たる登録国債の償還が開始され、十一月末現在において国債登録簿の登録済額は、約八億九千七百万円であり、うち約六億七千弐百万円に及ぶ過剰物資関係の登録国債は、約五億参千壱百万円の償還を終り、未償還額は、約壱億四千壱百万円を余すのみである。

今後の償還予定については、未償還の過剰物資関係の登録国債を優先させ、年内約弐億八千万円の財源の見通しもあるので、できる限り早期償還の実現を図るよう目下配慮中である。

不正保有物資関係の登録国債についてもまた本年度中に償還すべく極力努力中である。

以上の民間保有物資を産業復興公団において買収する場合に交付する国債については、利子も附される事になつており、かつ、その償還も現に行われつつあるのであるから、法人税及び所得税の課税標準の算定にあたつて、特にしんしゃくする必要はないと考える。

早期全面講和と主権の恢復に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年十一月三十日

兼岩　傳一

参議院議長佐藤尚武殿

早期全面講和と主権の恢復に関する質問主意書

一　日本は一九四二年一月一日、旧敵国と単独講和を結ばぬ旨誓約した連合国の共同宣言に答え、米、英、ソ及び中華人民共和国の合意と一致による早期全面講和でなければならぬと考えるか、否か。

二　講和によつて主権は完全に恢復されねばならぬ。如何なる国家または国際機関に対しても、主権が侵害されるような一切の義務を負うてはならぬと考えるか否か。

内閣参質第五号

昭和二十五年十二月十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員兼岩傳一君提出早期全面講和と主権の恢復に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員兼岩傳一君提出の早期全面講和と主権の恢復に関する質問に対する答弁書

一、連合国の共同宣言はわが国の関知しないところである。早期に全面講和ができるならば、それが最も望ましいことは当然であるが、いかなる場合においても、全面講和でなければならないとは考えない。

二、主権が完全に回復されることは何人も望むところである。

外国軍隊の撤兵と琉球及び小笠原諸島に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年十一月三十日

細川　嘉六

参議院議長佐藤尚武殿

外国軍隊の撤兵と琉球及び小笠原諸島に関する質問主意書

一　講和後における日本領土から外国軍隊の即時かつ完全な撤兵を望むか否か。

二　一九四三年十二月一日、米、英、中国が署名したカイロ宣言及び一九四五年七月二十六日右三国の他にソ同盟が署名したポツダム宣言は、琉球及び小笠原諸島を日本の主権から切り離すことを規定しておらぬ。それ故、講和に当つては、琉球及び小笠原諸島が日本の領土として主張することが正しいと考えるか否か。

内閣参質第六号

昭和二十五年十二月十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員細川嘉六君提出外国軍隊の撤兵と琉球及び小笠原諸島に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員細川嘉六君提出の外国軍隊の撤兵と琉球及び小笠原諸島に関する質問に対する答弁書

一、政府としての意見を述べる筋合でない。

二、右に同じ。

右答弁する。

再軍備と軍事基地に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年十一月三十日

岩間　正男

参議院議長佐藤尚武殿

再軍備と軍事基地に関する質問主意書

一、如何なる名目にもせよ、侵略戦争に加担せず、かつ再軍備をしないことを正しいと考えるか、否か。

二、外国軍隊のための日本領土の軍事基地を認めるか否か。

内閣参質第七号

昭和二十五年十二月十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員岩間正男君提出再軍備と軍事基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩間正男君提出の再軍備と軍事基地に関する質問に対する答弁書

一、政府の立場は、国会で述べた通りである。

二、右に同じ。

○継続審査及び調査報告書

審査報告書

鉱業法案（継続審査事件）

右の件に関し未だ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

通商産業委員長　深川榮左ェ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

結城　安次　　廣瀬與兵衞
西田　隆男　　上原　正吉
小松　正雄　　小野　義夫
境野　清雄　　山川　良一
山内　卓郎　　重宗　雄三
駒井　藤平　　吉田　法晴
島　清

鉱業法案は、第八国会の末期に本委員会に予備審査のため付託され、提案理由の説明のみを聴取したもので、法案の重要性及び期間の関係に鑑みて継続審査を行うこととなつた。閉会中、本委員会としては、福岡県、熊本県、愛知県、宮城県、秋田県、岩手県及び北海道に議員を派遣し、現地調査を実施し、又政府との間に質疑応答を行つたが、現在予備審査中であり、閉会中には審査を終了することはできないので引続き審査を継続する必要がある。

審査報告書

採石法案（継続審査事件）

右の件に関し未だ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

通商産業委員長　深川榮左ェ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

結城　安次　　廣瀬與兵衞
西田　隆男　　上原　正吉
小松　正雄　　小野　義夫
境野　清雄　　山川　良一
山内　卓郎　　重宗　雄三
駒井　藤平　　吉田　法晴
島　清

採石法案は第八国会の会期末に本委員会に予備審査のため付託せられ、提案理由の説明のみを聴取したもので、法案の重要性及び期間の都合上、継続審査を行うこととなつた。閉会中、本委員会としては福岡県、熊本県、愛知県、宮城県、秋田県、岩手県及び北海道に議員を派遣し、現地視察を実施し、又政府との間に質疑応答を行つたが、現在予備審査中であり、閉会中には審査を終了することはできないので引続き審査を継続する必要がある。

審査報告書

競馬法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件は審査を完了するに至らなかつた。よつてここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

農林委員長　岡田　宗司

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　孝平　　飯島連次郎
岡村文四郎　　滝井治三郎
三浦　辰雄　　片柳　眞吉
加賀　操　　三輪　貞治
三橋八次郎　　白波瀬米吉

本件については閉会中三回に亘つて委員会を開き慎重に審査を行つたのであるが、この間競輪に関する不祥事件の続発に伴い、競輪及び競馬等に対する世間の批判は愈々厳しさを加え、且つ、又最近競馬機構の全面的改正、特に競馬民営論の抬頭を見るに及んで事情は一変した。かような情勢の下において国営競馬場の増設を企図するようなことは、新たな観点において検討を加えられなければならない。

従つて本法律案の審査については、更に慎重を期さなければならないので未だ結論を出すに至らなかつた。

審査報告書

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件（継続審査事件）

右の件に関しては、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附しその経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十二日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山形　勝見　　岡田　信次
前田　穰　　高田　寛

菊川　孝夫　小泉　秀吉
松浦　定義　前之園喜一郎
内村　清次

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（国有鉄道第二次裁定）については、院議に基き閉会中も引続き審査を継続し関係当局より説明を聴取したが未だ結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算
昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算

（継続審査事件）

右の件は審査を完了するに至らなかつた。よつてここに多数意見者の署名を附しその経過の概要を報告する。

昭和二十五年十一月二十四日

決算委員長　前之園喜一郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

棚橋　小虎　溝口　三郎
相馬　助治　中田　吉雄
カニエ邦彦　矢嶋　三義
岩男　仁藏　谷口弥三郎
松山　昌作　常岡　一郎
山崎　恒　廣瀬與兵衞
中川　幸平　西山　亀七
千田　正

決算委員会審査経過概要

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算及び昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算については、会計検査院から指摘された不当事項が甚だ多く、又公団、新炭特別会計、終戰処理費等に関しては、特に愼重審査を要するものがあることを認め、本委員会は、「昭和二十三年度決算審査に関する小委員」を設けて、第八回国会閉会後も継続審査を行つて来たが、閉会中においては、審査の結了を見るに至らなかつた。よつてこれを第九回国会において更に審査を継続することと致したい。

審査報告書

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右に関しては審査を完了するに至らなかつた。よつてここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十五年十一月二十四日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大矢半次郎　佐多　忠隆
木村禧一郎　森　八三一
小林　政夫　小宮山常吉
森下　政一　野溝　勝
山崎　恒　杉山　昌作

本法案は、信用協同組合の免許の申請があつた場合において、定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反し、又は政令の定める基準に適合しないときを除いて大蔵大臣はこれを免許しなければならない規定を新に設けようとするものであるが、信用協同組合の現状からみて、これが可否の決定は極めて重要な問題であり、且つ会期末に衆議院より送付せられ充分審議の時間がなかつたので、昭和二十五年七月三十一日継続審査の議決を経て、閉会中審査を継続することにした。

九月一日大蔵当局より金融関係諸法規改正の根本方針について、十月二日全国信用組合常務理事より信用協同組合の現状について、更に十一月八日大蔵当局より免許の基準となるべき政令案及び信用協同組合に関する諸法規の改正意見等を聴取する外、議員を派遣して実情を調査した。

右の結果、本法案は目下政府において立案中の金融関係諸法規の改正と密接な関係があるから、これと関連して愼重に審議決定することが適当であるとの意見の一致をみた次第である。

調査報告書

在外同胞引揚問題に関する調査

右の件に関しては、未だ調査を完了しないが、一応ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十日

在外同胞引揚問題に関する特別委員会委員長　大谷　瑩潤

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

長島　銀藏　木内キヤウ
紅露　みつ　草葉　隆圓
内村　清次　高良　とみ
森崎　隆　千田　正
小酒井義男　堀　眞琴
石川　榮一

調査の経過並びに結果の概要

在外同胞引揚問題に関する特別委員会は、昭和二十五年七月二十四日院議を以て、設置せられたが、第八回国会は期間短く且つ特別委員会の設置が遅れたため、国会閉会中、二回の委員会を開会し得たにすぎなかつた。委員会としては、まず引揚者及び留守家族の厚生援護に関する調査、即ち、引揚者及び留守家族の住宅問題、失業対策問題、在外資産の処理及び在外公館借上金の処理等に関する調査に主力を注ぐことを確認し、とりあえず閉会中も、引揚者及び留守家族の実体調査を行い、その実情をは握認識するため継続調査要求を提出することを決定した。

七月三十一日院議を以て継続調査の承認を得てから、委員会を開会すること五回、（一）引揚者及び留守家族の厚生援護に関する一般情況、（二）最近における在外同胞の引揚情況、（三）引揚者の就職情況、（四）未復員者給與法の一部改正、（五）在外公館借上金の処理情況、（六）旧軍関係債権の処理に関する法律の一部改正等、專ら厚生援護に関する問題の調査を行つた。又、青森、岩手、秋田及び山形の諸県に議員派遣を行い、実地調査を行つた。なお、国際連合総会において、わが抑留同胞の問題がとりあげられることになつたので、委員会は、とりあえず、国際連合総会に対し感謝の意を表するとともに、衆参両院の代表及び政府議員が国際連合総会に出席できるよう関係方面に懇願することを決議し、早速この旨関係方面に連絡をとつた。

以上の通り、委員会は引揚者及び留守家族の厚生援護に関する面に專ら、重点を置いて調査を続け、この面における一応の調査を終えたが、特に住宅及び就職の面は誠に憂慮すべき状態である。しかも現在、わが抑留同胞の問題が国際連合総会にとりあげられている最中であつて、在外同胞引揚に関する問題の調査は今なお、完了し得ない。

調査報告書

電力問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月二十日

電力問題に関する特別委員長　栗山　良夫

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

橋本萬右衞門　岡田　信次
中川　以良　東　隆
尾山　三郎　秋山俊一郎
三輪　貞治　島　清
石原幹市郎　古池　信三
水橋　藤作　江田　三郎
加賀　操　結城　安次
山川　良一　小川　久義
西田　隆男　須藤　五郎
境野　清雄

一、調査の概況

電力問題に関する特別委員会においては、第七国会より、日本産業復興の基幹たる電力問題の重要性に鑑み、標記調査事件に関し終戰以来の懸案たる電気事業再編成問題、電源開発問題及び電気料金問題その他について調査を進めたが、第八国会会期中は充分な調査が出来なかつたため、更に引続

き閉会中もこれらの問題について調査を進めて来た。

電気事業再編成法案並びに公益事業法案は去る第七国会に提案されたが、審議未了となつたまま第八回国会にも提案されず今日に及んだ。然し乍ら電気事業は過度経済力集中排除法の指定を受けているので、その形態はどうであろうと、再編成は早急に実施されなければならない状況にある。そこで当委員会としては、第七回国会に提案された電気事業再編成法案並びに公益事業法案をもととしてこれに対する政府の修正案（次期国会に提出されるであろう案）について研究調査をし、又電源開発問題、電気料金及び電力割当問題等についても鋭意愼重なる調査を続けて来た。特に電気事業の再編成は全国各地に亘り、その輿論は各種各様で再編成如何によつては、地方産業、民生の安定に與える影響が大きいので本委員会としては特に議員を五班に編成し全国に亘つて派遣し各地の情況、輿論の蒐集を行つたのである。

この間電気事業に対する昭和二十五年度対日援助見返資金融資停止の意図が関係筋より明らかにされ、わが国電気事業界は勿論各種産業方面及び一般社会に対し重大なる反響を與えた。一方九月六日の日発正副総裁更迭問題に端を発し、日発、配電スキャンダル問題の流布は国民の疑惑を深め、法案審議の前途に甚しい支障を與えるものと認められるに至つたので、関係者を証人として喚問し事件の全貌についての探求を行つたのである。以下これらの問題について研究調査した資料により一応の報告を纏めたものである。整理の都合により一、電源開発問題、二、電気料金及び割当問題、三、電気事業再編成及びこれを廻る諸問題の調査の三部門を骨子として報告する。報告内容は第八国会を主とするが、これらの問題の長さ経過と、重要性とより考えて、関連性を明らかにする必要から会期に拘らず記述した事項もあることを附言する。

本委員会開催数は開会中二回、休会に入つてから十回であつた。

二、電源開発問題

（イ）電源開発の経過

わが国における電源開発の推移の概況を顧るに、大正末期より昭和十六年の大戦勃発までは極めて旺盛なものがあり、昭和元年より十七年迄の水力の平均増加実績は年三六万五千キロワット、最高は昭和十一年の六五万六千キロワットとなつている。大戦の勃発により電力の需要は激増したが、これを賄うに日発の一貫運営による既設々備の有効利用と、民需電力の抑圧との方法に主力が注がれ、戦争半にして電源開発が採り上げられるに至つたが、戦争の激化及び終戦と共にその大部分が工事中止となり、ここに電源開発の空白時代が生じた。他方、電力の需要は終戦と共に一時的に産業活動の停止に依り激減して電力の過剰時代を現出したが、社会状勢の変化による民需電力の激増と、産業活動の復活に伴い再転して昭和二十二年には早くも電力不足時代となり、あらゆる産業及び経済復興が電力の面にて制約を受ける状態となつた。昭和二十年より二十四年に至る五ヶ年間の電気事業用水力発電設備の増加は二七万九千キロワット、即ち年平均五万六千キロワットの増加に過ぎず、戦争前平均の六分の一以下という貧弱さであつた。

前述の如き電力危機打開のために参議院としては調査を行い、政府を鞭撻するところがあつたが政府当局においては既設設備の補修に全力を注ぐと共に、水力電源開発に関し関係筋の了解を得べく折衝を行つたが、交渉は難行した。昭和二十三年末、経済九原則の実施に伴い経済復興五ヶ年計画の策定が経済安定本部にて行われ、その一環として二十四年三月に電力五ヶ年計画が完成された。この計画は電源拡充計画を中心とし、発送配電設備の拡充、改良並びに補修を行わんとするもので、二十四年度を初年度とする五ヶ年間に電気事業用水力八一ヶ地点一一五万一千キロワット、同火力の新増設十三ヶ地点四二万四千キロワット及び自家用水力六ヶ地点一一万三千キロワットを増強し、最終年度である二十八年度には電気事業用電力需要三九五億キロワット時を充足せんとするものである。これに要する総所要資金は二、三六〇億円と算定されている。

前記計画の第一年度即ち二十四年度においては電気事業用水力五三ヶ地点七〇万二千キロワット、火力九ヶ地点二〇万五千キロワットを着工し、同年度の所要資金は拡充及び改良費二九〇億円、補修費一四〇億円、合計四三〇億円となつている。本計画に基き政府側においては先ず計画地点に対する関係筋への認承申請を行うと共に、資金計画については拡充改良費の大部分につき対日援助見返資金の融資を希求した。

本問題の重要性に鑑み参議院においても二十四年五月十六日に水力電源開発に関する決議を行つて政府を督励するところがあつた。同年六月三日に水力三三ヶ地点、最大出力合計約一二〇万キロワット、（内自家用二ヶ地点八万キロワット）が認承されて、電源開発の前途に光明が点ぜられた。

次いで九月十九日には水力五ヶ地点一五万キロワット、（内自家用二ヶ地点四千キロワット）火力七ヶ地点一九万六千キロワットが認承された。第一表は終戦後関係筋より認承された水力発電工事地点を示し、第二表は火力発電工事地点を示す。

第一表　水力発電所建設認承地点

認承年月日	件名	事業者名	府県名	増加水力（KW）
二三、一〇、一一	内谷第一	日本窯業	熊本	（一七、八八〇）
〃	〃	〃	〃	（八、五七〇）
二三、一二、二四	厚東川	宇部興産	山口	（三、七九〇）
二四、六、三	赤松	昭和電工	長野	（五、五〇〇） （一五、〇〇〇） （二五、〇〇〇）
〃	山辺	国鉄	新潟	一六、三〇〇
〃	成出	日本発送電	富山	八、五一〇
〃	湯村	〃	島根	四一、〇〇〇
〃	平岡	〃	長野	二七、五〇〇
〃	滝越	〃	〃	七、二〇〇
〃	久保内	〃	北海道	一五、〇〇〇
〃	五條方	〃	福井	三、九〇〇
〃	甲佐	〃	熊本	一〇五、〇〇〇
〃	丸山	〃	岐阜	一六、三〇〇
〃	箱島	〃	群馬	

森原	〃	広島	六、三〇〇
新庄	〃	京都	七、〇〇〇
闕越	〃	北海道	三、〇〇〇
沼沢沼	〃	福島	四三、六〇〇
津江川	〃	岐阜	二、六〇〇
称名川	〃	富山	四、一〇〇
夏瀬	〃	秋田	一九、〇〇〇
第五黒川	〃	愛媛	三、七〇〇
上椎葉	〃	宮崎	八〇、〇〇〇
大野川	大分県	大分	九、五五〇
笹ヶ峯	日本発送電	新潟	（ダムのみ）
朝日	〃	岐阜	二〇、八〇〇
内ヶ谷第一	〃	岐阜	八、六〇〇
魚別第二	〃	北海道	六、二〇〇
井川	〃	静岡	一一八、〇〇〇
有峯	〃	富山	
和田川	〃		
大品山	〃		五八、六五〇
真川第三	〃		
田子倉	〃	福島	一一四、〇〇〇
五里川第一	〃	広島	二、一〇〇
奥只見	〃	新潟、福島	三六七、〇〇〇
洞節湖	〃	北海道配電	三、三〇〇
勝山第二㈱	〃	北海道増	八、六〇〇
江卸	〃	日本発送電	八、六〇〇
中津川	〃	岡山	（一、二〇〇）
十條製紙	〃	北海道	
岐阜	〃		

他方、工事の認承は資金資材の保証を意味するものでないから別途に手配を要するが資金面においては政府は電源拡充及び改良用として一四五億円の見返資金計画を決定したが、二十四年度分として実際に放出となつた金額は日発七九億円、配電会社一九億円、自家用の一部として日窒内谷発電所分三億円、合計約一〇一億円であつた。斯くして二十四年度において見返資金による工事が可能になつた電気事業用発電所は水力二六ヶ地点三五万七千キロワット、火力七ヶ地点二二万一千キロワットである。これを当初計画と比較すると水力発電力において半減し、予定通り進行しても尚需要増加に及ばないことが判る。

二十四年度においては前記融資により日発においては電源開発を中心とする二八六件の工事が着手され、その一部は年度内に完成されたものもあるが、新規開発工事の如く長期を要する重要工事は本年度に引続いて継続工事となり、見返資金にて継続せらるべき工事件数は日発六〇件、配電会社関係が六七件となつている。これらに対する二十五年度所要資金は日発約一三八億円、配電会社約七億円、合計約一四五億円を要し、政府を経由して関係方面に資金の解除を懇請されている。

然し乍ら電力の需給状況から見て継続工事のみでは不足するので二十五年度電力関係見返資金枠一五〇億円に応じて五億円の追加、或は資金保留分六三億円の一部を期待して約三〇億円の新規工事申請を準備していたが、後述の如く継続工事の資金すら実現しないので、新規工事費の追加は停頓状態となつている。

（ロ）電源開発工事は見返資金放出時期との関係にて概ね本年一月乃至三月に起工され、多年国民の要望せるものではあり、又産業界不振の折柄とて資材、労務面の制約もなく、工事の進捗状況は順調であつた。従来工事途中にて停頓していた宮下、分水第四、長沢、神野瀬及び江却水力発電所はこれにより完成し、新規工事にしても一部例外を除き予定又は予定以上の進捗をしていると報告されている。別項議員派遣において視察を行つた日発水力発電工事について九月十五日の概況を記せば次の如くである。

1、久保内

第二表　火力発電所建設認承地点

認承年月日	件名	事業者名	府県名	増加出力（平均最大出力KW）
二四、九、一九	江別第二	日本発送電	北海道	一四、〇〇〇
	港第二	〃	福岡	五〇、〇〇〇
	砂川（一期）	〃	北海道	二七、〇〇〇
	小野田	〃	山口	三〇、〇〇〇
	築上（一期）	〃	福岡	三〇、〇〇〇
	名島	〃	〃	二〇、〇〇〇
	飾磨港	〃	兵庫	二五、〇〇〇
二四、九、三〇	釧路工場十條製紙	北海道工業所東洋高圧	北海道	（二、四〇〇）
	大牟田	〃	福岡	（四、〇〇〇）
二四、一、七	北海道工業所第二東洋高圧	〃	〃	（五、〇〇〇）
	滝川化学火力	滝川化学	〃	（三、〇〇〇）
二五、三、一〇	崎戸第二	西日本重工業	長崎	（一〇、〇〇〇）
		（事業用計	七	一九六、〇〇〇）
		総計 自家用計	五	二七、四〇〇
		合計	一二	二二三、四〇〇
		総計	八	（二一九、二五〇）
		事業用計	三五	一、一二七、九六〇
		自家用計	一五	一、一五〇
		合計		一、一二五七、二一〇

綜合出来高　四・二八％
労務者数　五九九名
ダム、取水口、水路隧道は掘さく中、発電所基礎コンクリート完了し、建家工事に着手

2、蘭　越
綜合出来高　四・七〇％
労務者数　八八八名
ダム、取水口、及び水路隧道は掘進中、発電所基礎完了し、建家に着手

3、沼沢沼
綜合出来高　三一・六％
労務者数　六五四名
潜函工事二基の一基は約五〇％沈下掘さく中、排水隧道は完成、水路隧道、水槽、発電所基礎は掘さく中

4、箱　島
綜合出来高　二八・六％
労務者数　二六一七名
水路隧道の導坑五〇％掘さく、支水路、取水ダム及び本流横断蓋渠はコンクリート打設開始水槽及発電所基礎の吸出管部コンクリート打設中

5、滝　越
綜合出来高　三一・六％
労務者数　九五五名
一号及び七号水路隧道貫通し巻立開始
水槽及び水圧管は掘さく完了、発電所基礎は吸出管部コンクリート打設中

6、甲　佐
綜合出来高　四四・三％
労務者数　九五六名
ダム左岸八〇％完了、隧道掘さく五〇％、
発電所掘さく完了、水槽、鉄管路掘さく八〇％、

委員の現地視察が出来なかつた他の地点でも一部少数の例外を除き概ね三〇％乃至四〇％の綜合出来高を示している。

（六）　見返資金の融資停止問題

電源開発工事は前述の如くにして二十四年度見返資金の融資により順調に進行し、二十五年度に入つても前年度繰越金により支障なく続行されて行つたが、第二四半期に入つても二十五年度分の融資の許可がないので関係者間で憂慮され始めた。当時は未だ当委員会は設置に至らなかつたが、共産党を除く各会派の発議により七月二十四日の参議院本会議に電源開発に対する対日援助見返資金融資の促進に関する決議案が上程され、即日議決されて、電源開発工事に支障を與えないよう必要な措置が政府に要求された。

前記決議と同日に第八国会に於ける当委員会は設置され、見返資金問題は重要課題として調査が行われた。

先ず見返資金の融資停止によつて最も大きな影響を受ける日発の資金繰りを調査したところによると、年度当初において前年度見返資金三五億円、設備資金二二億円及び運転資金一九億円、合計約七六億円を繰越し、工事資金は毎月十三億乃至十五億円を要するが、日発経理の特性として上半期水力の豊富な時期に資金が余り、下半期の石炭購入に備える関係から十月頃までは工事を継続出来るが、それ以降において行詰りを生ずることが明らかとなつた。

委員会における努力の方向は勿論融資の解除にあつたが、先ず工事中止の影響を調査したところによれば万一融資の停止が続き、工事が一時中止される場合には労務者の失業手当及び帰国費支拂、工事の跡始末、請負業者立替資材及び設備の支拂その他にて約十四億円が無為に費消され、工事打切りの場合には未完成設備及び機械の放棄により更に三九億円の損失を重ねることになる。その他土建労務者及び関連産業における約三万人の失業者の発生や資金難等電力需給の面以外にも重大なる影響のあることが明らかとなつた。

ここにおいて八月一日の委員会においては政府当局に対し熱烈なる質疑が行われたが、見返資金の解除の見透しについての政府の意見は次期国会には法案を提出してこれが通過を計りたい、これが準備は九月初旬に完了し関係方面の了解を得たいというのであつた。これに対して委員会の空気は見返資金と融資とは無関係であるべきであるとの見解が支配的であり、見返資金の代りとして預金部資金を利用しては如何との委員側意見も出たが政府側は同意するに至らなかつた。

九月八日の委員会において再びこの問題が取上げられ、融資解除に対する政府の措置に関し答弁を求めたが、首藤政務次官の答弁は九月上旬までに本問題の解決をはかる熱意をもつて進んだが與党側の意見が関係筋の了解を得るまでに纏まらなかつた、又九月に期待された臨時国会もその後種々の事情で開会出来ないことになつたという次第で、見返資金解除の見透しは得られなかつた。

更に、融資解除に関連してその前日横尾通産大臣により行われた日発首脳者に対する辞職勧告も見返資金の放出及び再編成に対して効果的ではないかと思うと首藤政務次官より答弁されたので問題は複雑となつた。

委員会としては本問題の重要性を考慮し、翌九日には栗山委員長、古池、吉田、加賀の各委員が岡崎官房長官及び横尾通産大臣を首相官邸に訪問して本問題に関する政府の善処を要求した。更に九月十四日には栗山委員長、古池、山川、稲垣、佐々木の各委員が委員会の意向を体して総司令部にケネデイ経済科学局顧問、ロームス公益事業課長を訪問し、見返資金問題に関して懇談し、懇請するところがあつた。会見の冒頭においてケネデイ氏は次の事を述べた。

『電気事業に対する見返資金停止の問題を考えるに当つては、従来の経過を先ず調べるべきであろう。約二年以上前に、電気事業会社は過度経済力集中排除法により再編成すべく指定された。当時日本政府から再編成については連合軍最高司令官の指令によらずして、政府が独自に行いうるようにしてもらいたい、そうすれば政府としてはその実現につき善処することを約束するとの申し出があつた。総司令部はその申し出を承認し、その結果電気事業会社は恰も指定をなされなかつた如く、通常指定会社が受くべき制限が適用されずして多額の見返資金の融資が行われた。昨年十二月に始まつた国会へ政府が提出した再編成法案に対して、国会は審議未了にした。

この再編成問題に就て日本の最善の利益のためを考えて論究したのは総司令部であり、一領域一会社一個人の利益のための案ではなかつたのである。国民を代表する国会は、国民の最善の利益のためにあの法案を通過せしむべきであつたのである。勿論われわれの案と雖も完全無欠なものとは言えず、いろいろの欠点はあるであろうが、各界、各層の利害、希望を考慮に入れて作つたものである。政府が約束をし論議を重ねて提出した法案は、当方もいろいろと研究をなしたものである。然るに立法措置をみずして終ることとなつた。国会の一般の努力によつて法案を通過させることをお願いしたい。

こうした事情によつて再編成完了までは電気事業会社にも他

会社と同様の制限を附さなければならない事となつた。国会も見返り資金の早期放出について決議案を作り政府に対して促進を行つているが制限を再編成前になくしてしまえとの希望は受け入れにくい。国会の善意はこれを了解するが、具体的には各種の政治的雰囲気で実現しにくかつた。このことは過去の経験に基いていい得ることである。われわれは電力融資の重要性についてはこれを認めている。過去においてわれわれは努力をなして来た。現在の問題は過渡的な問題であつて、百年の計を考えねばならない。見返資金工事継続問題は、融資の部門では大した比重をもたないものと考えている。再編成を行えば資本の導入がされるものと考えているが、これこそ短期的なものでなく大きな額に上るものである。私としては皆さんの見解、関心の深さを知ることが出来たことを多とする。』

更に、質疑応答において見返資金解除のための條件としては法案が国会を通過した時を意味すること、工事中止に対しては何の措置も出来ないこと、次期国会終了までを條件としても見返資金の解除は出来ないこと等が明らかにされた。

三　電気料金及び割当問題

（イ）総括原価構成の内容及びその変遷

電気料金は、一般物価水準に比較して甚だしく低廉であり、戦時、戦後を通じて長い間電気事業は他産業の犠牲産業たる地位をおしつけられてきた。従つて電気料金値上の要求は誠に強いものがあつた。現行電気料金は、昭和二十四年十二月十三日より実施されているのであるが、現行料金の値上率は、昭和九年より昭和十一年迄を基準とする物価水準に対して平均五十余倍に過ぎない。電気料金がかくの如く低率であるのは、戦前の建設にかかる低廉な固定設備を喰い潰しつつあること、換言すれば帳簿価格に対する適正な減価償却すら計上されていないこと及び設備の稼動率が一〇〇％であることが主なる原因である。そこで電気料金の原価構成の推移について比較的正常年度と考えられる昭和十七年度及び昭和十九年度の実績原価と最近の昭和二十三年度及び昭和二十四年度のそれとを比較すれば、原価構成中約五十％も占めていた減価償却、支拂利息、配当金等の資本費が最近の実績では平均六・五％程度の低位になつているのに対比して、人件費と燃料費とはその合計額において戦時中の平均が二一％程度より最近はおよそ五七％に著増している。第三表実績原価の構成比率表の示す昭和十七年度頃の原価構成と雖も政策的見地より採算上決して余裕のある原価構成と認められておらなかつたので実質的には満足すべき状態とは認められないが、正常な料金原価は一応現状の目標としてはこの程度まで認められるべきが妥当なものであると思われる。そして適当な人件費、再生産を可能とする減価償却、十分な修繕費及び適正な利潤が見込まれるべきである。尚電気料金原価の上に主要な構成を占める石炭の価格を水力発電原価との均衡上ある程度の値下を行うことは、電気料金の原価構成の正常化のために特に重視されるべき問題である。

第三表　実績原価の構成比率

	十七年度実績		十九年度実績		二十三年度実績		二十四年度実績	
	金額 千円	構成費%	金額 千円	構成費%	金額 千円	構成費%	金額 千円	構成比%
人件費	一三、三五三	二二八	一九六、三四四	一六三	一三五、三〇八、八〇二	三六一	一四九、一九二、〇五一	四〇五
燃料費	一〇五、七四八	一〇三	六〇、九八	五一	八三四五、八三一	一九八	一〇、三四〇、九三八	一七二
修繕費	五、二二四	五一	九四、〇四一	七九	五、九七二、八〇	一四〇	九、八二四四五	一五三
減価償却	一三、八四五	一二〇	一五三、四〇九	一二九	四二、六五五	〇九	一一、一六、五二〇	一九
支拂利息	一四一、六七	一三八	一五二、八八	一二八	一五四五、一二五	三六	三、四五〇、八二	五八
税金	一〇八、八二四	一〇五	一九五、四四五	一六〇	一〇三、七二一	〇四	一、三六九、〇六一	二一
配当金	二四四、三〇一	二三七	三三、五二七	一八七				
其の他	一三、一七	一一八	一九九、一五	一〇三	一〇、六九三、七一七	二六二	一〇、三七四二	一七二
合計	一〇九、一元	100	一、九二、九七	100	四三、三八一、三七一	100	五九、七八、三九八	100
1KW当り銭	四、三五		四、七九〇		一八九、五九		二四一七〇	

備考　一、本表は日発及び九配電の実績経費（決算）の集計である。

二、人件費は厚生費、退職引当金を含むすべての諸給與を含む。

三、燃料費は石炭費の外運炭、灰捨費、燃油費等を含む。

四、修繕費は一般的な修繕の外特改工事費償却を含む。

五、支拂利息は社債差金発行費償却を含む。

（ロ）現行料金制について

昨年十二月改定された現行料金制の特色は従来の料金体系が全電気事業をプールした全国均一料金であつて、電気事業者の企業努力を反映出来ず、又夫々の電力原価に即していない結果火力発電等による供給力の増加を阻害していたのに対して、原価を考慮した合理的な料金体系に改めたことである。従つて、各配電会社地域毎に地域差が設けられ又夏多の季節差によつて料金が変ることとなり、所謂火力料金制によつて火力発電の増強に資する建前となつている。その他幾多の改訂が行われているが、その要領は次の通りである。

1　旧料金制では電燈及び小口電力は全国均一、又大口電力は全国三段階制であつたが、新料金制では電燈電力共配電会社地区別に各地区の原価を反映した地域差のある料金とした。

2　従量電燈は従来の基本料金制を改めて基本料金を含めた最低使用料金制とした。

3　季節による電力原価の変動を考慮して電燈料金には夏多の差を設け、電力料金については割当量の変動により同様の結果が得られる様にした。

4　割当限度を超えて使用した場合の超過料金制（一キロワット時当り十五円）を廃止して、火力発電原価から算定した追加使用料金（所謂火力料金）により需要家の需要に応じて火力発電量を増加し得るようにし電力の需給調整と料金制度の調和を考慮した。

5　業務用電力大口電力の追加使用料金は石炭費の上下によつてスライドさせる石炭條項を附した。

6　基本料金は従来契約電力に

よつて計算したのを改め実績の最大需要電力について料金を算定することとし、なお力率條項を設け力率の良否により割引、割増を行うこととした。

7　電力料金に深夜電力及び余剰電力の規定を設け、割引を行い、電力の有効利用を図ることとした。

8　業務用電力、大口電力につき負荷率の基準を設け、高負荷率の需要に対し電力料金を割引することとした。

9　臨時需要は従来はその用途に従つて数種の供給種別を設け夫々異なる取扱とし、普通料金に対する割増料金制であつたのを改めて、臨時需要の統一的取扱を規定し、夫々の普通供給の料金を適用させた。

10　料金調定日から十五日以内に支拂われる料金に対しては一割程度の料金割引制度を設けた。

以上が新料金制の主要改正点であるが、新料金制の実施以来地域差問題が盛んに論議されているから、これについて簡單に触れて置くこととする。地域差と称するものに日発支店別の総経費と発電量とから算出する裸原価と、配電経費を加算して出した料金の地域差とがあるが、前者は需要家に供給される迄には配電経費の多少や各種の調整措置によつて変るからこれを除き、配電会社別の地域差について述べることとする。これは配電会社別に日発からの購入電力料金及び配電会社における各種経費を加算したものを当該配電会社の年間販売電力量で割つた総平均単価を各社について比較したものであつて、各配電会社が独立採算にて経営を行う為には総支出は総収入と見合わなければならない。然るに総収入の内訳は定額電燈収入、従量電燈収入、小口電力収入、大口電力収入等が合算されたもので、電燈供給の如くキロワット時当り単価の高い電力供給の比重の大きい会社は大口電力の如く単価の安い電力供給の占める比重の大きい会社より平均単価が高く表れて来る。

需要構成が一定すれば需要種別毎に対する料金率が変つた場合に平均単価が変り、更に料金率を一定としても会社相互間に何等かの調整措置を講ずれば、平均単価に響いて来る。政府の発表による各種條件における地域差は第四表の通りである。

第四表　料金地域差表

会社別	旧料金実績	現行料金推定	再編後、調整ナシ	同上、調整後
北海道	一・九五（九六%）	二・八五（一〇一%）	三・〇六（一〇八%）	三・〇五（一〇八%）
東北	一・八三（九一%）	二・三四（八一%）	一・八〇（六三%）	二・一三（七八%）
関東	二・六四（一一七%）	二・八二（一〇一%）	二・三六（七九%）	二・五〇（八八%）
中部	二・〇五（一〇二%）	二・九三（一〇五%）	二・七四（九六%）	二・八一（一〇〇%）
北陸				
関西				
中国				
四国				
九州				
全国平均				

以上は地域内における需要構成を折り込んだ地域差であるが、需要家として同一需要に対して地区別にどのような比率となるかを知ることも必要である。第五表はこの目的に適するものであつて、現行料金により定額電燈は四〇ワット一燈、従量電燈は夏季毎月三五キロワット時、冬季二〇キロワット時、小口電力は五キロワットの電力を毎月二五〇キロワット時使用した場合、大口電力の代表としては一二〇キロワット電力を毎月一四、四〇〇キロワット時使用の場合、一〇〇〇キロワット電力を毎月二五〇、〇〇〇キロワット時及び六〇〇〇キロワット電力を毎月二、一六〇、〇〇〇キロワット時使用した場合の単価平均をとり、夏冬の差を含めるために一ヶ年分の電力料金より地域の比較を示したものである。但し超過使用をする場合はこの比率は変る。本表によれば同一需要に対する地域差は比較的に少く、通常いわれるところの第四表の地域差には需要構成の相異が大きく影響していることが推定される。

第五表　同一需要に対する地域差表

	定額電灯	従量電灯	小口電力	大口電力
北海道	一〇〇・六	一〇六・四	一〇二・八	一一〇・四
東北	九六・四	八六・六	九三・八	八一・五
関東	九七・八	九二・四	九二・三	八四・〇
中部	九七・八	八七・九	九五・七	八九・五
北陸	九六・四	八四・一	九〇・四	七四・〇
関西	一〇〇・六	一〇三・五	一〇一・二	一〇二・五
中国	一〇三・四	一一五・〇	一〇八・〇	一一九・七
四国	一〇四・八	一〇六・二	一〇四・七	一一三・八
九州	一〇二・〇	一一八・〇	一一〇・八	一二四・八
全国平均	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

（八）　現行料金制実施の影響

新料金制は需要家の使用状況、特に割当超過使用の程度の如何によつて料金平均単価が著しく変動するので、その影響は個々の需要家によつて異り一率に律することは出来ないが、昨年同月と平均単価をもつて比較すれば全国平均で約一・七倍の値上となつている。特に電気を主たる原料とする産業は、料金地域差により、同一産業において不当なる地域競争のもとにおかれ、その経営に支障を来たしているものもあり、特に九州、四国、中国、北海道においては不満の声が強い。尚、再編成後の料金地域差については現在政府で考えているような水火力調整方法、（水力発電設備年一キロワットにつき二千五百円又は水力発電設備により発生した電力量一キロワット時につき、五十銭以下徴収）によれば現在以上の地域差はつかないと政府側からは言明されている。若し仮りに以上のような調整を行わない時は地域によつては相当の値上となり、特に原価高騰の最大な九州では平均三割の値上を要することとなり、電力費の生産費中に占める割合の高い電解ソーダ（約三十%）カーバイト（約二十%）工業では夫々生産費が九%、六%上昇することとなり、産業合理化の強く要請されている今日現在でも相当苦しい経営をやつている当該産業にとつて

は相当な打撃となるものと考えられる。

現行料金制度は、各界から種種論議されているもので、料金地域差については根本的に反対する思想もあり又、同一配電区域内においても、原価主義を取る建前において、電源県は料金地域差をつけて安くして貰らいたいとの要望もある。ともあれ、地域差は再編成に当つて最も重要な問題の一つであつて、委員会の意見は未定であるが現行料金地域差以上の地域差は付けない方がよいとの意見が多いようである。

（ニ）割当制度の改善

現行料金制度の実施に伴い本年一月より電力割当制度には大きな変更が行われた。その以前における割当制度は使用の限度を示し、これを超過する場合には罰金的の超過料金を課し、原則として超過使用を許さぬ建前であつたが、本年一月よりは普通料金にて使用し得べき所謂標準料金電力量の割当を行うことに変更された。これを超過して使用する場合には火力料金を支拂えばよいこととなり、従来の禁止的性格の解消したことに特徴がある。

新制度の初期たる二十四年度第四・四半期においては電気事業の赤字繰越を阻止するために標準料金割当量を特に減少したので、料金自体の値上の外に超過料金負担が加わり産業に著しい圧迫を加えるものとして夥しい批判が加えられた。

新年度とともに赤字解消のための強行措置の必要がなくなつたので前記の不評は幾分緩和されたが、幾度かの小修正にも拘らず、割当制度に対する批判は絶えることがなかつた。今夏の現地視察においても割当関係の意見が最も多く、割当不足を訴えるもの、同種業種に対する他地域との不均衡を訴えるもの、或は製品価格が統制され乍ら超過電力料金を徴収されることの不合理を訴えるもの等電力問題に対する国民の苦悩が割当に集約された感がある。

その後十月十八日附公式覚書により割当手続の変更が指示され、これに基き電力需給調整要領及び割当方法等に関する告示が改正された。今回の改正の目的は三千キロワット以下の需要に対しては一定の基準を設けて割当を行うことによつて官庁、電気事業者の手数を省略し、且つ需要家が割当らるべき電力量を予め知ることによつてその計画的使用に便としたもので、需要家は過去一ヶ年間の相当月における当初割当か又は消費実績のいずれか大なるものに対し、夏季は九五%、冬季は八〇%を割当てられることになる。但し一年前に比して操業の規模なり方法が著しく変つた場合には特別の扱いが規定されている。

このように屢々取扱方法が改善されて来たが、産業界の安定しない現状においては割当方式の安定は当分の間困難であろう。

四、電気事業再編成問題及びこれをめぐる諸問題

（イ）電気事業再編成問題の経過概要

電気事業再編成の必要は終戦後の国内態勢の大転換の進展と共に起つたものと考えられるが、これを表面化したものは、昭和二十三年二月の日発及び九配電会社の集排法による指定である。同年五月に日発は全国を通ずる発送配電事業の民営一社化案を、又各配電会社は現行配電会社営業区域における発送配電一貫事業会社案をそれぞれ持株会社整理委員会に提出して事業会社間の意見の対立が表面化した。

政府においては本問題の重要性に鑑み、広く民意を徴し、再編成案を検討すべく、同年四月水谷商工大臣は諸問機関として民間委員十九名より成る電気事業民主化委員会を設置し、その答申書は十月一日に商工大臣に提出され、関係筋にもその英訳が提出されたが、同月十九日には内閣交迭があつて、その後暫く本問題は進展を見なかつた。

翌昭和二十四年に入り関係筋においては集排処理のために五人委員会が来朝、同年五月中旬には当時の日発理事森壽五郎氏に対して非公式に所謂七ブロック案が示された。このような情勢を考慮し、同月下旬及び六月上旬に通産大臣より関係筋に対して再編成の延期及び再編成指令が出される場合は予め政府の意見を徴せられ且つ指令の内容は基本的方針に止め具体案は権威ある日本側委員会にて検討作製したき旨の懇請を行つたが、その後五人委員会の解散、担当官の交迭等があり、十月に入つて再編成のための委員会設置が承認されたので、十一月四日の閣議において通産大臣の諮問機関として電気事業再編成審議会の設置を決定し、松永安左衛門氏を委員長とする五人の委員会は同月二十四日以後約二ヶ月余に亘つて本問題を審議し、二十五年二月一日に答申書が提出された。本答申書の骨子は、現行配電会社営業区域を有する地区会社に日発の発送電設備の過半を分属せしめると共に、地帯間電力融通確保のために日発発電設備の四二%及び必要なる送変電設備を有する電力融通会社を設置せんとするものである。別に松永委員長の主張する所謂松永案を参考として添付したことも特色と見られる。

本答申書は参考案たる松永案と共に英訳され、二月六日に関係筋に提出された。これに対して、二月十一日付をもつて経済科学局長より通産大臣宛に答申書に盛られた諸勧告は適当とは思われない。又松永氏の個人的な勧告案も期待せられていた成果を挙げることを得なかつた。……中略

二月十五日以前に適切な計画を提出し審査を受くべきことが希望せられる。

旨の覚書が送られた。

政府においてはこれに対し二月十五日に松永案を骨子とした非公式案を回答している。同月十七日には当面の責任者たる稲垣通産大臣及び進藤資源庁長官が退任した。

稲垣氏の後任となつた池田兼任通産大臣の下にて数回に亘り関係方面と折衝が行われ、三月七日に要綱を閣議決定し、四月二十日に法案は国会に提案されたが、時日不足のために五月二日会期切れと共に審議未了になつた。

（ロ）電気事業再編成問題

前項の経過を見るに、電気事業再編成審議会の答申案が政府の採用するところとならず、小数意見である松永案を採用せる事情、二月十五日に政府案（通産省案）を関係筋に報告の直後において稲垣大臣及び進藤資源庁長官の両氏が退任せる事情等は国民の疑惑を持つことである。更に、このような客観状勢において松永案の骨子が政府案の基礎となつたことについては、松永氏の推薦事情、委員会における行動乃至は委員長解任後における同氏の活動状況等について調査の必要を認めた。かくて十月二十四日の本委員会において当面の責任者たる稲垣平太郎氏、進藤武左衛門氏、松永安左衛門氏等の喚問を決定し、十一月九日にこれが調査を行つた。

その中の松永証人は次項の再編成をめぐる諸問題についても重要な証人であつたが、当日病気のため欠席し、松永関係の調査が未了となつたことを玆に記録して置く。答申案と松永私案との関係については、政府は最初両者を含めた英訳を提出したが、二月十一日付覚書は両者に対して不満の意を伝えて来ている。しかし、稲垣証人の証言によれば私的の形でいろいろ関係筋と折衝したが、審議会の融通会社をつくるということが最も強く拒否された。他方、進藤証人の証言によれば九ブロックである点については答申案も松永私案も同じであるから拒否された答申案を避け、折衝を進めて行くための基礎案として九ブロック案を採用し電力融通及び料金地域差について調整を図つた。

以上のような事情から閣議決定とせず、通産省案の形で関係筋に提出した点にも特色がある。本案提出直後において稲垣氏が退官された事情については自民連繋派の自由党入党に対し、同氏が当時その道を選ぶことが出来ず、辞任する方が正しいと信じて辞任したのであつて、再編成問題とは全く関係がないと証言されている。又進藤氏の場合は公務員試験の前日である昨年十二月二十三日に大臣まで辞職願が提出されて居り、大臣が辞任に際してその処理をしたと証言されている。

再編成法案そのものについては第七国会で審議未了となつた後、政府は自由党と長期に亘つて研究の上、十月六日の閣議において修正案要綱を了解したが、その後電源帰属問題につき難行を続け、十一月十日に電源帰属に関する附表を除いた修正条文を閣議諒解して十六日より関係筋に対し下交渉を開始したが、本調査報告書議決の日までには関係筋の最終的諒解を得るに至らなかつた。

十一月二十日の本委員会において政府に説明を求めたところによれば、旧公益事業法案及び旧電気事業再編成法案に対する修正原案の大綱は次の通りである。

先ず、電気事業再編成法案については第八条の株式取得及び所有の禁止を国のみとして地方公共団体に対する制限を除き、第九条及び第十条を追加している。

第九条は日発法第四条、旧配電統制令第二条又は第二十六条の規定による命令により電気工作物を出資し又は電気事業を譲渡し、又は太平洋戦争中に前項に準じ出資した者は本法施行後三十日以内に譲渡を申請することが出来ると言う規定である。この場合に出資又は譲渡をした者がない場合には継承者又は当該電気工作物が施設された目的が、その者に電気供給することであつたその者にまでさかのぼる事を規定し、前述の資格ありと認定される者には指定会社は当該設備を譲渡せねばならぬことを規定している。但し譲渡により電気の需給に著しい影響がある場合には当該電気工作物の発生する電気の一部を指定会社又は新会社に供給すべき旨の条件を附して譲渡することになつている。

第十条は同様の趣旨を地方公共団体の出資したものについて規定している。

別表第三が未定のことは前述の通りである。

次に、公益事業法案の主要修正点は次の通りである。

第五条の委員会の権限に電気の計量の取締りを追加、第二十八条の供給地域独占の原則に対して次の例外を認めている。

1　地方公共団体が電気事業を営もうとするとき

2　五〇キロワット以上の電気に限り供給しようとするとき

3　現に一般の需要に応じ電気又はガスを供給する事業者によつて電気又はガスの供給されていない地域のみに電気又はガスを供給するものであるとき。

事業の譲渡に関する第三十二条に一条を加え、地方公共団体は委員会の許可を受けて電気事業者に対し電気事業の譲渡について協議することが出来るを追加、

地域差の調整に関する第四十四条及び四十五条に対しては、調整を行うべき期間を新会社成立後五年以内とし、調整金支出の対象となる水力発電所は昭和二十四年十二月末以前に使用を開始したもの、水力調整金は設備出力一キロワットにつき毎年二千五百円以内又は発生電力量について一キロワット時五〇銭以内等の限度を明かにしている。

第五十一条の社債発行限度に対する特例は一年を三年に変更し、第五十二条の一般担保制については『昭和二十五年四月十五日において現に発行されている』を削除して制限を除いている。

サービス関係については第五十三条に一条を加え、公益事業者が供給条件に違反している時は必要な措置を命令する権限を規定している。

融通命令に関する第五十五条には新に二条を追加して、電気事業者が他の事業者より受電する必要がある場合には受電設備の施設を勧告しうること及び電気の融通を円滑にするために必要な団体を組織すべきことを命令しうることを規定している。

公益事業者に対する特権規定としては第七十五条に三条を追加し、測量又は調査のための他人の土地に立入り、施設の工事又は保守のための植物の伐採及びこれ等に対する補償を規定している。

法律の施行期日は両法案共に旧案の二十五年七月二日を二十六年二月二日とし、再編成法案の社債処理の期日を旧案の二十六年四月一日を修正案では二十七年四月一日としている。

（六）　再編成をめぐる諸問題

電気事業再編成問題が表面化して以来既に二年半となり、この問題をめぐつて激烈なる論争が展開されつつあることは当然であつて、これが公正なる手法によつて行われることは敢てとがむべきでないが、本年八月の電源開発用見返資金の融資停止、九月六日の日発正副総裁交迭問題に次いで電気事業再編成問題をめぐる各種不明朗記事が巷にはんらんするに至つたことは本委員会として甚だ遺憾とするところである。

この問題については衆議院の考査特別委員会においても九月十三日に本件の調査を取上げ、調査を行つているが、本委員会としては、考査的立場を離れて再編成問題をめぐる各種不明朗問題の表裏の事情を明らかにし、疑惑を解くことは法案処理の前途に対し障害を除去し、再編成の促進に資するとの観点に立ち、十一月九日、十日、十九日の三回に亘つてこれが調査を行つた。

調査した事項及び証人は前節に記した稲垣、進藤両証人に関するものの外は左記の通りであつた。

1　大西英一氏（日発前総裁）

電気事業の再編成に関し日発として官界、財界、政

界、報道機関その他に対してなした運動の状況、及び総裁辞職決定に至る迄の経緯。

2　高井亮太郎氏（関東配電社長）

九配電会社の立場を総括して電気事業再編成問題に関し官界、財界、政界、報道機関その他に対してなしたる運動の状況

3　櫻井督三氏（前日発副総裁）日発副総裁辞職決定に至るまでの経緯

4　稲垣平太郎氏（参議院議員）

日発後任総裁推薦問題に関する当事者としての本人並びに四囲の動きについて

5　永山時雄氏（通商産業省官房長）

電力関係人事移動禁止に関する関係筋の覚書及びO、C、I問題の取扱いについて

6　池尾勝己（通商産業省官房渉外課長）

電力関係人事移動禁止に関する関係筋の覚書の取扱いについて、

以上の外に松永安左衛門氏に対して通称松永機関の活動の目的、関係した人々及び官界、財界、政界、報道機関その他に対してなした活動状況に関して証言を求めるために、十一月九日及び同十九日の二回出頭を求めたが、病気のため証言を得ることが出来なかつた。

以上の調査に関連して証人ではないが横尾通産大臣、首藤通産政務次官及び永山官房長の出席を求め、関係証人立会の下に日発正副総裁辞職勧告の理由及び後任決定に至る迄の経緯に関して説明を求めた。

詳細は速記録に譲るが、以上の調査結果を総括すれば大略次の如くである。

1　再編成問題をこれほど紛糾せしめたことについては集排法指定以来の日発、配電当事者間の協調につき遺憾の点が認められる。これに関しては両当事者の善処が望まれる。

2　日発正副総裁交迭問題に関して表面化した電気関係人事移動禁止に関する総司令部覚書或はO、C、I関係文書の通産省内における取扱又は省内連絡並びに事務処理の適確性に関しては遺憾の点多く、これが改善整備については善処が望まれる。

3　不正事実の追及は本委員会の主たる目的ではないが、喚問した証人の証言の範囲では世上伝えられるが如き不正事実は確認されなかつた。然し政治的には完全には了解し難い委員が多数あつたことを認める。

4　松永証人に対しては二回出頭を要求したが、病気のため出頭がなく、今期国会休会中は調査不能に終つた。然し乍ら再編成に関する同氏の果した役割の重要性より見て、今後同氏の喚問を希望する声が大きかつた。

尚、前項2に対しては横尾通産大臣より

部下が担当業務を逸脱せぬよう、また事務処理に遺憾なきようよく注意をし、善導もするから暫く時日をかされたいとの発言があつた。

五、今冬季電力需給の見透し

過去二年間に亘り暖冬に恵まれたので冬季渇水期のことを忘れ勝ちであるが、通常の気象状況においては冬は最も警戒すべき時期である。昭和二十二年の冬は最近に於ける悪い方の適例である。

委員会においてはこの点を考慮し、今冬季における電力需給の見透しにつき調査を行つた。先ず電力供給計画においては水力は過去六ケ年平均水量に対し近年の降水状況をも考慮して三%増とし、火力は年間計画五〇五万トン基準（その中標準料金折込は三三〇万トン）として第三四半期一五二万トン、第四四半期一六一万トンを消費する計画とすれば第六表の如くである。

第六表　昭和二五年度・下期電気事業用供給力（百万KWh）

	(A) 二五年度計画 第三四半期	(A) 二五年度計画 第四四半期	(B) 前年度実績 第三四半期	(B) 前年度実績 第四四半期	前年対比A/B 第三四半期	前年対比A/B 第四四半期
北海道						
水力	二七九・一	三三一・五	二七五・三	三二一・六	一〇一・三	一〇四・五
火力	七四・一	九二・五	九八・五	一二五・九	七五・二	七三・五
計	三五三・二	三二四・〇	三七三・八	三四七・五	九四・六	九三・二
石炭千トン	(八一・二)	(一〇六・四)				
東北及本州中央部						
水力	五、九二三・四	四、九九九・八	六、八四五・六	六、四七一・一	八六・六	七七・二
火力	五八四・三	八二三・一	二三八・五	三〇三・七	二四五・〇	二六七・六
融通	⊖一五・七	〇	⊖六〇・四	⊖一・五		
計	六、四九一・〇	五、八二二・九	七、〇二三・七	六、七七三・三	九二・四	八五・八
石炭千トン	(五六四・二)	(七七二・四)				
中国						
水力	三五一・九	四三〇・七	三四〇・〇	五三四・七	一〇三・四	八〇・五
火力	二四五・三	一二三・六	一八三・二	二五〇・六	一三三・九	二四二・四
融通	⊖二三・三	〇	⊖四七・〇	⊖一七・〇		
計	五七三・九	五五三・三	五七〇・二	五六八・三	一〇〇・六	九七・三
石炭千トン	(三〇八・一)	(一五三・三)				
四国						
水力	二四三・六	二五五・七	二七九・三	三三八・五	八七・二	七五・五
火力	八〇・四	六八・二	六〇・八	五・九	一三二・二	一、一五五・〇
計	三二四・〇	三二三・九	三四〇・一	三四四・五	九五・二	九四・〇
石炭千トン	(八〇・四)	(六八・二)				
九州						
水力	五六三・六	五〇二・〇	七二一・四	七四八・九	七八・二	六七・〇
火力	五五六・三	五九四・一	四三四・九	三九九・九	一二八・〇	一四八・七
融通	(+)三九・〇	〇	(+)一三・四	(+)一八・五		
計	一、一五八・九	一、〇九六・一	一、一六九・七	一、一六七・三	九九・〇	九三・八
石炭千トン	(四八八・一)	(五〇八・四)				
全国						
水力	七、三六〇・六	六、四一九・七	八、四六一・六	八、三二四・八	八六・九	七七・二
火力	一、五四〇・四	一、六九〇・五	一、〇一五・九	八八六・〇	一五一・五	一九〇・六
計	八、九〇一・〇	八、一一〇・二	九、四七七・五	九、二〇〇・八	九四・〇	八八・二
石炭千トン	(一、五三三・〇)	(一、六〇八・七)				

これを前年同期実績との比較について見れば、供給電力量は全国に対しては第三四半期が六%減、第四四半期は一二%減となる。

右の如く供給電力量が前年実績に比して低下している理由は供給力の八割を占める水力が前年において異常なる豊水であつたからであつて、火力は前年に比し著しく増加しているが、水力の減少を補い切れぬことが判る。本表より見て、全国はもとより、地区別に見ても昨年度より供給力の減少を予想せねばならない。

以上は電力量の面であるが、最大電力においては更に苦しくなる。最近の実在需要は全国計にて五八七万キロワットと推定されるが、供給力は四六三万キロワットと推定されるので約二割の供給力不足となり、電力使用の抑制が必要となつて来る。昨年末の電気料金制改正以来電力の制限的措置が緩和されておるから最大電力は逐次増加の傾向を辿つており、この面から見ても今冬の電力需給は憂慮すべきものがある。

六、陳情その他雑件

（イ）現地視察

各地の電力施設を視察し、再編成、料金及び割当問題、電源開発等当面の重要問題につき国民各層の意見を聴取するために本年九月全国各地に委員が派遣され、電力問題の審議に大なる効果を挙げた。参加者及び視察地のみを示せば次の通りである。人名中に△を附したのは特別参加者、地名に○を附したのは座談会開催地である。

1　北海道東北班、栗山、水橋、△東△石原
宮下発電所、沼沢沼発電所工事、日和田変電所、○仙台、○札幌、砂川及び江別火力工事、砂川東洋高圧、苫小牧製紙、關越及び久保内発電所工事、北海道配電洞爺湖建設工事

2　関東信越班　石坂、尾山
箱島発電所工事、信濃川発電所、千手発電所、山辺発電所工事、信越化学直江津工場

3　北陸関西中部班　結城、三輪、△石坂、△尾山△森下、黒部川第二、及び第三発電所、○富山、日産化学富山工場、○大阪、尼ヶ崎第一発電所、○名古屋、今渡発電所、名港火力発電所、寝覚発電所、滝越発電所工事、三浦貯水池

4　中国四国班　古池、江田
神野瀬発電所、○広島、○松山、日新化学新居浜工場、○岡山

5　九州班　西田、須藤、△秋山
西谷変電所、戸畑火力発電所○福岡、港火力発電所、電気化学及東洋高圧大牟田工場、甲佐発電所工事、○宮崎、旭化成延岡工場

（ロ）陳情

休会中に議長、通商産業委員長及び電力問題に関する特別委員長又は専門員室において受理した陳情書、電報等の通数を事項別に示せば次の通りである。

1　住友共同電力へ電気設備譲渡反対
四国電力復興会議委員長　武智　鼎　外四九通

2　日発主脳者交迭問題
電産旭川分会　外八通

3　関西地方所属電源を二五万以上一三二万キロワットとされたい。
近畿二府四県電力対策協議会　外四通

4　電気事業公営要望
配電事業公営期成連合会長　石原　永明　外三通

5　属地主義再編成要望、其他
福島県議会議長　蓮沼　龍輔　外三通

6　分断反対
電産信濃川地区班　外二通

7　潮流主義による再編成要望
群馬県議会議長　高山　和助　外一通

8　工事分担金制度改正
奈良県　水越　貢　外一通

9　自家用電気設備返還
日本鉱業株式会社長　岡部　楠男

10　電気事業に対する固定資産税緩和
日本電気協会公益事業決案に対する意見
日本電気協会長　大西　英一

11　見返資融資に関する陳情
送電線建設業者　岳南

12　料金とすることに依り割当制の廃止
長崎県電力協議会長　秋山俊一郎

13　電力割当権限の配電会社委譲に反対
全九州需要者大会

14　北海道大口電力料金の改定又は助成
北海道議会議長　坂東秀太郎

15　使用実績の一定割合を超過

調査報告書

水産物増産対策に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

千田　正　青山　正一
松浦　清一　櫻内　義雄
秋山俊一郎

水産物増産対策継続調査経過概要

本委員会は水産物増産対策につき閉会中も引続き継続調査を行い、九月上旬青森、岩手、宮城、福井、京都、島根、長崎、大分等東北、北陸、近畿、山陰、九州の各地方に委員を派遣し漁業災害補償制度その他の水産事情につき現地調査を行つた。更に水産金融の隘路打開のための漁業共済基金制度、漁業災害復興資金補償制度、水産金庫制度を始め漁船災害補償制度、漁業協同組合共済制度、漁業用無線通信制度、水産業協同組合法の改正、中央市場法の改正、漁業用燃油、漁網等漁業用資材の需給対策その他につき農林大臣、水産庁長官を始め関係政府当局の意見を聴取し、民間関係者の要望、意見をも検討し以上いずれも早急に制度の確立を図る必要があるという意見に到達したが、その具体的内容については結論を得るに至らず、引続き調査を行う必要がある旨決定した。

右調査の経過並びに結果を報告する。

調査報告書

日本経済の安定と復興に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　以良　泉山　三六
山本　米治　羽生　三七
菊田　七平　伊藤　保平
鍾岩　傳一　藤野　繁雄

最近のわが国内外の情勢は、日本経済の安定と自立と復興に大きな影響を及ぼしている。本委員会は去る第八回臨時国会において、この影響と対策を検討するため本件の調査を開始したが、問題が広汎多岐にわたるにかかわらず、会期が短少であつ

たためその一班にふれたに止つた。従つて閉会中も引続き調査を進める必要があり、又緊急且つ重要な諸問題の発生も予想されたので七月三十一日閉会中の継続調査につき、議院の承認を得、今閉会中において委員会の開催、各種資料の蒐集、調査員の派遣等を行つた。しかしながら諸般の事情のため現在までにおいて若干の問題の検討をなし得たのみで、なお、多くの未調査案件を残しているので今後も引続き調査を継続する必要がある。

今閉会中において行つた主なる事項は次の如くである。

一、本年度発生せる融雪、風浪、火災、台風等による各種の被害状況とその復旧対策に関し、政府の説明を聴取し、この対策として災害復旧費の充分なる予算的措置とその効果的使用に関し、内閣総理大臣、大蔵大臣、経済安定本部総務長官、農林大臣及び建設大臣に対し申し入れを行つた。

一、世界各国の経済情勢に関し、最近帰朝せる大來経済安定本部総裁官房調査課長の視察報告を聴取した。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

法務委員長　北村　一男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

棚橋　小虎　須藤　五郎
齋　武雄　伊藤　修
高橋　道男　鈴木　安孝
山田　佐一　岡部　常

経過概要

本委員会は、議院の議決を得て、従来調査を継続してきた「検察及び裁判の運営等に関する調査」を閉会中も更に継続調査することとなり、その対象を「司法制度に関する事項」「新刑事訴訟法の運用に関する事項」及び「青少年犯罪に関する事項」の三項目とし、それぞれの事項について、第八回国会において設けた小委員をそのまま存置し、鋭意調査を進めたのであつた。

調査方法としては、先ず八月中に北海道、東北、四国の各地にそれぞれ議員を派遣し、右の三項目について、現地各関係官庁の意見等を聴取せしめるとともに、各種施設の視察等を行わしめ、又その後も必要に応じ専門員、調査員等を各地に出張せしめて調査に当らせた。

なお、中央関係機関より統計、資料、参考文献等の收集も行い、調査には万全を期した次第である。

調査の対象たる三項目中「司法制度に関する事項」については、今回は主として、現行の各種調停法全般につきその運用状況等について、調査を進め、目下政府当局において立案中である統一調停法案の審議のための資料を準備したのであつた。つぎに「青少年犯罪に関する事項」については、調査はまだ終了しないのであるが、これまでの調査について、その一応の成果を報告するために、以下の中間報告をここに提出するものである。

青少年犯罪に関する事項

一、調査の経過

法務委員会においては、第五国会の継続調査として昭和二十四年五月三十一日議院の承認を得たる「検察及び裁判の運営等に関する調査」の一環として青少年犯罪の調査を行うこととなり、同年六月十六日の委員会において法務府及び最高裁判所の関係係官よりその実情を聴取した。ついで同年七月二十九日の委員会において、本問題の重要性に鑑み「青少年犯罪に関する小委員」を設けて調査を推進することに決定、同日委員長において、大野幸一、鬼丸義齊、松井道夫、宮城タマヨ、來馬琢道、星野芳樹の六委員を小委員に選定した。同日第一回小委員会を開き、小委員長に宮城タマヨ委員を互選した後、その運営について協議した。同年七、八月中に、集団的暴力行為に関する調査及び売春取締状況の調査と兼ねて、本問題調査のため九州、中国、北海道の各地に各委員を派遣し、現地の各施設の視察、調査に当らしめた。其後専門員、調査員等をして各種調査、資料の蒐集等に当らしめていたのであるが、更に第七国会に至り、昭和二十四年十二月五日の委員会において「検察及び裁判の運営等に関する調査」を継続するために、その承認を要求することに決定、即日議長の承認を得るとともに、右調査の一項目として青少年犯罪に関する調査を継続することとなり、そのために小委員を設けることに決定した。委員会においては、右小委員として、宮城タマヨ、伊藤修、來馬琢道、星野芳樹、岡部常、深川タマエ、鬼丸義齊、岩本哲夫の八委員を選定、同年十二月十五日の第一回小委員会において、小委員長に宮城タマヨ委員を互選した。

昭和二十四年十二月及び昭和二十五年一月中に司法制度及び新刑事訴訟法の運用に関する調査と兼ねて本問題調査のため九州、近畿、上信武、北陸の各地に委員を派遣、現地諸機関、施設の視察及びその実地調査に当らしめた。

更に昭和二十五年二月一日の第二回小委員会において、東京近傍の各関係機関、施設を視察することに決定、各委員が八王子少年刑務所、多摩少年院、東京少年院、東京少年観護所、同鑑別所等を視察、夫々事情を聴取した。

第八回国会においては参議院議員選挙による法務委員の改選に伴い、青少年犯罪に関する小委員もまた改選せらるることとなり、昭和二十五年七月十九日の委員会において、宮城タマヨ、鬼丸義齊、山田佐一、左藤義詮、長谷山行毅、齋武雄、高橋道男、須藤五郎の八委員が小委員に選定せられ、小委員長には宮城タマヨ委員が互選せられた。

続いて七月二十九日第一回小委員会を開き、法務府中央更生保護委員会事務局長齊藤三郎、同矯正保護局教育課長菊地省三、最高裁判所家庭局長宇田川潤四郎、同局第三課長内藤文質の四氏より夫々、青少年犯罪に関する当面の諸問題について種々事情及び意見を聴取した。

第八回国会閉会後「検察及び裁判の運営等に関する調査」のため北海道、東北及び四国の各地に議員を派遣するに当り、本調査もまたその一項目として採上げ、右各地において、或は現地各機関において事情を聴取し、或は各施設等を視察するなど、適当な方法によつて調査を進めたのであつた。

尚本調査着手以来、委員会においては專門員、調査員等をして、最高裁判所、法務府、厚生省、国家地方警察本部、東京都警視庁、国立国会図書館等より資料の蒐集に当らしめるとともに、随時、必要に応じて、專門員、調査員等を各地に出張せしめ、以て調査の進行を図り、その完璧を期したのであつた。

一、調査の目的、対象及び方法

先ず本調査の目的は調査要綱に掲げた如く戰後における青少年犯罪の量的増加と質的変化の実態を把握しその原因を探求するとともに、かかる青少年犯罪者に対する矯正施設の現状を調査して青少年犯罪の防あつに関する基本的対策を樹立せんとするものであるが、それは必ずしも立法的措置による対策の樹立のみを目的とするものではなく、現在の諸制度、施設等において行政的手段によつて是正することができ、またそれが適当と認められるものについては、それを指摘し、批判し、以て政府当

局の反省を促がすが如き方法も講ぜんとするものである。

青少年犯罪はそれ自体独立した現象ではない。それは大は国家、社会より小は家庭に至るまでの全ての社会生活との密接なる関連のもとに発生する一つの社会現象である。従つてこれをその原因との関連において把握せんとするならば、その調査対象は無限に拡大する性質のものである。問題はどの点にピリオドを打つかにある。本調査は、青少年犯罪の中核をなす少年法の適用を受くべき少年を中心として、之に対する関係諸機関、施設及び制度をその主なる対象とし、なお犯罪者予防更生法、刑法及び児童福祉法関係についても必要とする限度において、これを調査の中に含めた。

調査方法としては先ず第一段階として中央においては関係諸機関よりの報告、統計資料等を蒐集するとともに委員が各地に出張してそれら各地における青少年犯罪の実態及び関係諸機関施設の現状の調査に当り、尚各地の特殊事情等について関係機関職員等の意見を聴取した。次にかかる実態調査の結果を専門員及び調査員をして取捨選択の上綜合的、統一的な資料に編纂せしめ、これを小委員会における考察、判断の資料とするという方法をとつたのである。

一、調査の結果

第一、最近における青少年犯罪の実態

（一）数的にみた青少年犯罪

由来敗戦に犯罪はつきものである。それは、古今東西を通じて歴史が証明している現象であるが、我国もこの例を免れることはできなかつた。殊に今次の大戦は、その規模において、その激しさにおいて、またその犠牲の質、量において、人類の歴史が嘗て経験したことのない程多大深刻なものであつたために、その結果が世界、殊に敗戦国に及ぼした影響は誠に甚大なるものがあつた。そしてこの戦争の影響を最も端的に表現しているのが犯罪現象である。敗戦の翌年たる昭和二十一年を契機として、我国の犯罪数は飛躍的に増加しており、其後年々増加の一途を辿つておることは犯罪統計の示すところであり、その手段方法において巧妙、兇悪の度を加えつつあることは日々の新聞報道によつて明らかなことである。

しかしながら茲に特に注目を要するのは青少年犯罪の激増である。戦災によつて家を焼かれ親を失つた幾多の浮浪児童、敗戦によつて生活の目標を失つた青少年等は当途もなく巷に溢れ、食慾を充たし、快楽を求めて方途を選ばず、類を同じうする者相倚つて犯罪集団ともいうべきものを形成しつつあるのが現状である。斯る青少年犯罪の数的増加及びその犯罪総数に対する割合は、第一表及び第二表によつて明確に之を把握することができるであろう。即ち第一表の示すところによれば、十四年以上十八年未満の者について、同年齢層の者千人に対して刑法犯として検挙せられた者が、昭和十六年には三・六二人であつたものが終戦後の昭和二十一年には七・〇四人、同二十三年には七・六三人と二倍を超ゆる増加であり、十八年以上二十年未満の者については約二倍半、二十年以上二十五年未満の者については約三倍の激増である。之を刑法犯被検挙者総数についての人口千人に対する割合が、昭和十六年の四・五七人から昭和二十三年の六・八六人に増加した。その上昇率約一・五倍に比較するとき、青少年犯罪、殊に十八年以上二十五年未満の犯罪者の増加が如何に甚だしいものであるかを明確に知ることができるであろう。

（第一表）人口一、〇〇〇人に対する青少年犯罪者の割合（刑法犯）

年別	年齢別	一四年未満	一四年以上一八年未満	一八年以上二〇年未満	二〇年以上二五年未満	以上の平均	刑法犯総数についての割合	備考
昭和一六年		〇・九八	三・六二	七・〇四			四・五七	
同一九年		一・一〇	五・四九	八・六二	六・五一	五・四三	四・二四	
同二一年		一・二一	七・〇四	一六・四〇	一三・五一	九・五四	六・〇九	
同二三年		一・〇二	七・六三	一七・八五	一八・一八	一一・一七	六・八六	

註（一）一四年未満の分については、八歳より一三歳までの一般人口を計算の基礎とした。

（二）昭和一六年のものについては、同年の一般人口調査に関する資料がないので、昭和一五年国勢調査の資料に拠つた。

（三）本表の作成に当つては、犯罪数の統計については、国家地方警察本部の犯罪統計書に、一般人口数の統計については、総理府統計局の調査資料に夫々基いて割合を算出したのである。

（第二表）青少年被疑者の全被疑者中において占める割合（刑法犯）

区分	二〇年未満 実数	二〇年未満 %	二五年未満 実数	二五年未満 %	国家地方警察本部調 検挙総人員 計
昭和二一年	四六、五五〇	—	—	—	—
同二二年	四六、〇四六	—	—	—	—

（第三表）青少年犯罪者年齢別累年比較表（刑法犯）　国家地方警察本部調査

年別	年齢別	一四年未満	一四年以上一八年未満	一八年以上二〇年未満	二〇年以上二五年未満	計
昭和一六年		一〇、一〇八	二二、七三一	一九、八七〇		
同一七年		一〇、六八三	三〇、二五六	二五、六四九		
同一八年		九、八二三	二八、一一六	二三、四二七	三六、三〇八	九七、六七四
同一九年		一一、九一四	三六、七二二	二六、六七八	三七、四五三	一一二、七六七
同二〇年		七、二六五	二五、二〇八	二二、三一四	二七、三〇〇	八二、〇八七
同二一年		四八、九三三	—	—	—	—
同二二年		四八、三六七	—	—	—	—
同二三年		五三、〇四八	一五	—	—	—
同一六年		五二、七〇九	一六	—	—	—
同一七年		六六、五八八	二二	—	—	—
同一八年		六一、三六六	一八	—	—	—
同一九年		七五、三一四	二四	九七、六七四	二八	三一〇、九五一
同二〇年		五四、七八七	二三	八二、〇八七	三四	二四二、六四五
同二一年		一一、七九〇	二五	二〇四、二三六	四六	四四五、四八四
同二二年		一〇四、八二九	二三	二〇五、五四七	四五	四五九、三三九
同二三年		一二四、八三六	二三	二六六、四一八	四八	五五〇、五四〇

同　二二年	二二、四〇一	四七、四七九	五一、九一〇	九二、四四六	二〇四、二三六
同　二二年	二二、二七八	四五、八三一	四六、七二〇	一〇〇、七一八	二〇五、五四七
同　二三年	二一、〇七三	五二、四五三	六一、三一〇	一四一、五八二	二六六、四一八

尚青少年刑法犯被検挙者の昭和十六年以降同二十三年迄の累年の実数は第三表に示す通りである。この表にあらわれた特徴的な点は、昭和十九年において被検挙者数が激増していることと翌二十年には反対に激減していることである。前者は戦争末期において、徴用、学徒勤労動員等によつて軍需工場其他の作業に狩出された青少年等が敗戦色の濃くなるにつれて焦燥、自棄、険悪になつていつた当時の社会に直面して、俄かに邪悪の世界に趨つたことを物語るものと思われるのである。特に十八年未満の者の増加率が十八年以上二十五年未満の者の増加率に比較して甚だしく多いのは、後者の年齢に該当する者の多くは兵役によつて兵舎或は戦場に在つたためその人口の絶対数が少なかつたことによるものであろう。次に昭和二十年、即ち敗戦の年における激減は敗戦の結果として一時国家機構がゆるみ、検挙機関もその能力を充分に発揮することができず、そのために斯る現象を生じだものと推察されるのであつて、実際にはこの表にあらわれない犯罪人の相当数が闇に隠れているものと考えられる。

更に此際注意しなければならないことは、右の三つの表はいずれも刑法犯被検挙者数のみを示しているのであつて、刑法犯人であつても検挙を免れた者及び経済事犯を含む特別法犯人はこの中に含まれていないということである。戦後における検挙機構の人的不足、物的不備、精神的弛緩は犯人の検挙率を戦前、戦時に比して著しく低下せしめていることを考慮するならば、青少年犯罪についても、検挙を免れている現実の犯罪者は相当の数に上るであろう。ちなみに刑法犯総数について昭和十六年以降の検挙率を示すならば左の通りである（勿論この中には青少年刑法犯をも含んでいる）。

（第四表）　国家地方警察本部調

年別	検挙率
昭和一六年	八三%
〃　一七年	七八
〃　一八年	八〇
〃　一九年	七八
〃　二〇年	六六
〃　二一年	五八
〃　二二年	五〇
〃　二三年	五一

次に特別法犯についてであるが、之については検挙に関する警察側の資料を欠くため、その最も代表的なものである経済事犯と銃砲火薬類取締法違反について全国検察庁の取扱人員数についてみると、

	昭和二十一年		同二十二年		同二十三年
経済事犯	九、九七四人		五二、三七五人		九九、七五七人
銃砲火薬類取締法違反	一、七一四		一、九九四		二、二八八
合計	一一、六八八		五四、三六九		一〇二、〇四五

（但し十四年以上二十三年未満）

となつている。昭和二十三年度の二十五歳未満の刑法犯被検挙人員総数二六六、四一八人に対する右の二つの特別法犯の比率は三十八%となるのであつて、その合計は三六八、四六三人である。

（二）　質的にみた青少年犯罪

戦後における青少年犯罪の重要な特徴の一たる数的増加については以上説明した通りであるが、次にその質的方面、即ち犯罪の種類について考察してみよう。先ず第五表の青少年犯罪者罪種別累年比較表によつて明らかな通り、青少年犯罪中、その大半を占めるのは窃盗犯である。例を昭和二十三年にとるならば、二十歳未満の刑法犯被検挙者中七十二%、二十歳以上二十五歳未満の刑法犯被検挙者中五十三%が窃盗犯となつており、その実数は夫々前者は九〇、〇六六人、後者は七五、二三五人、合計一六五、四二一人となつている。このように窃盗犯が青少年犯罪中において占める割合は非常に大きいのであるが、しかし、窃盗犯は戦前、戦時中においても常に青少年犯罪中、量的には首位を占めており、戦後におけるその増加率は、より凶悪な犯罪である強盗、殺人等に比較すれば、はるかに低位にあり、詐欺、強姦等よりも低いことは第六表の示す通りである。同表によつてわかるように、戦後青少年犯罪の首位を占めるのは強盗犯であり、之に次ぐものは殺人犯である。しかも二十歳以上二十五歳未満の強盗犯は昭和二十三年度において、昭和十八年の約三十六倍という恐るべき数字を示しているのである。強盗犯において特異な現象は、二十歳未満の犯罪者が終戦後の昭和二十一年からその絶対数においては、戦時中の数年間に比して六倍以上の増加をみているにも拘らず、成人をも含めた強盗犯総数に対する比率においては、昭和二十一年を契機として寧ろ下降の傾向を示していることである。これは二十歳以上二十五歳未満の強盗犯が同年度から、その絶対数においても、またその総数に対する比率においても物凄い上昇を示しているのと正に対照的な現象である（第七表参照）。そして同様のことは殺人犯についても云えることである（第八表参照）。これは二十歳未満のこの種犯罪者が決して減少したわけではないが、二十歳以上二十五歳未満の犯罪者が余りにも多いために、それによつてカバーせられ、結局二十五歳未満の青少年のこの種犯罪者の同犯罪総数に対する比率を甚だしく上昇せしめているのである。そして、この現象こそは正に二十歳以上二十五歳未満の強盗犯、殺人犯等の兇悪犯が戦後如何に激増しているかという事実を裏書きするものにほかならないのである。一般に戦後派犯罪の兇暴性、残虐性ということが叫ばれているが、このような叫びはこれをその儘二十歳以上二十五歳未満の青年に当てはめることができるのであつて、この年齢層の大半を占めるものは復員軍人兵士であることを想起するならば、一戦争の影響は彼等によつて最も明瞭に反映せられているものと断定することができるであろう。

次に、強姦の激増も、戦後の現象として注目を要するところである。最近、青少年の性的犯罪が頻々として報ぜられているが、戦災による住宅不足は一家屋内に或は一室に数家族の雑居生活を余儀なくせしめ加うるに、民主々義の曲解が男女の貞操観念を稀薄ならしめるとともに、それが子弟にも鋭敏に反映して、家出娘の増加、売春婦の氾濫に伴い、強姦の如きいまわしい犯罪の激増となつて現われているのである。警視庁少年第一課の統計によれば、警視庁管内の二十歳未満の強姦犯はその検挙人員は昭和二十一年八名、同二十二年十二名、同二十三年十七名、同二十五年五十二名となつており、その方法も、集団的輪姦等が多くなりつつある。多摩少年院入院者の約二割が性病罹患者であることなども注意すべき事柄である。

窃盗、強盗、詐欺等は、財産犯としての見地から考察しても同じことが云えるのであつて、唯例外として、二十歳未満の横領犯が比較的低位にあるのであるが、これは、この犯罪の前提となる「他人の物を占有し」「公務所より保管を命ぜられる場合」が成年の場合に比し稀なことに主因があることは疑ないところである。

（第五表）　青少年犯罪者罪種別累年比較表

（二十年未満の者）

年別	罪種別	兇悪犯 殺人	兇悪犯 強盗	兇悪犯 強姦	兇悪犯 放火	兇悪犯 計	窃盗	粗暴犯 傷害	風俗犯 猥せつ	風俗犯 賭博	風俗犯 堕胎	その他刑法犯 詐欺	その他刑法犯 横領	その他刑法犯 その他	その他刑法犯 計	計
昭和一一年		一五三	三一一	一九七	二六六	九二七	二九、五七〇	二、五五五	七六	一、四二五		三、二九七	三、四九一			四六、五五〇
一二		一五五	三一〇	一七二	二七二	九〇九	二九、七八三	二、六三一	七九	一、三〇七		三、〇〇六	三、二六九			四六、〇四六
一三		一六一	三〇二	二一一	二七九	九五三	三二、五〇三	二、五九六	八八	一、三五五		二、九七三	三、二〇七			四八、九三三
一四		一二三	三一〇	二一七	二九一	九四一	三一、四〇九	三、〇七三	八七	一、六三九		二、八〇一	二、七八七			四八、三六七
一五		一四六	四七五	二三〇	二六三	一、一一四	三五、九九九	二、九〇一	一八八	二、〇七二		二、四八五	二、三六一			五三、〇四八
一六		一〇七	四三六	二五五	二五六	一、〇五四	三六、九五四	二、九九七	一八〇	二、一八八		二、〇二八	二、一一一			五二、七〇九
一七		一二六	四〇六	三二八	二一三	一、〇七三	四七、二六七	三、一〇六	三六一	二、一二一		二、一八四	四、〇二八			六六、五八八
一八		九四	三七七	三三五	二〇四	一、〇一〇	四五、一一三	二、九九八	四三九	二、九四一		一、五五二	一、三五八			六一、三六六
一九		一七七	四四二	二九四	二一五	一、一二八	五四、八五二	二、九六八	四一七	五、七六五		一、七六七	一、一四八			七五、三一四
二〇		一四九	四五五	二一八	九二	九一四	四二、八一八	一、七四六	三〇八	二、六三七		一、〇四四	六三〇			五四、七八七
二一		二四九	二、九〇三	二五八	一六四	三、五七四	八七、八二五	二、八七四	二八二	三、二七六		三、一九三	一、一三二			一一一、七九〇
二二		二一六	二、八五一	二九八	一一六	三、四八一	七七、五一四	三、〇五九	一六三	四、一二七		二、九九九	一、二〇九			一〇四、八二九
二三		三五四	三、八七八	五八四	一七三	四、九八九	九〇、〇六六	一、九〇四	二七二	四、七二〇	三七	四、一七三	二、〇二〇			一二四、八三六

（二十年以上二十五年未満の者）

年別	罪種別	兇悪犯 殺人	兇悪犯 強盗	兇悪犯 強姦	兇悪犯 放火	兇悪犯 計	窃盗	粗暴犯 傷害	風俗犯 猥せつ	風俗犯 賭博	風俗犯 堕胎	その他刑法犯 詐欺	その他刑法犯 横領	その他刑法犯 その他	その他刑法犯 計	計
昭和一八年		一二六	一六九	一六三	六一	五一九	一九、二四六	二、二六二	一七五	五、三四八		二、二三六	一、四五九	五、〇六三	八、七五八	三六、三〇八
一九		一三五	二五二	一四八	四一	五七六	二〇、六五一	一、九一四	二〇五	五、九三一		一、八六二	一、一〇八	四、九五六	七、九二六	三七、四五三
二〇		一一七	二三五	六七	三三	四五二	一七、五八八	一、〇六六	九二	二、八六六		一、〇四三	五七四	三、六一九	五、一三六	二一、三〇〇
二一		四六一	三、八九七	一六〇	八八	四、六〇六	六二、五八九	三、三八一	一六六	五、〇九七		四、五七五	一、六九〇	一〇、三四二	一六、六〇七	九二、四四六
二二		五〇〇	四、五七四	二五二	七〇	五、三九六	五九、六三一	五、〇九〇	七四			五、九七五	二、三二八	一三、五六五	二一、八六八	一〇〇、七一八
二三		八三三	六、〇五八	六四三	一四三	七、六七七	七五、三五五	三、七〇〇	二六五	一一、七三一	一七八	九、九〇八	四、三九六		一八、二〇三	三二、五〇七

（第六表）　青少年犯罪者罪種別累年比較指数表

国家地方警察本部調

（昭和十八年を一〇〇とす）

（二十年未満の者）

年別	罪種別	兇悪犯 殺人	兇悪犯 強盗	兇悪犯 強姦	兇悪犯 放火	兇悪犯 計	窃盗	粗暴犯 傷害	風俗犯 猥せつ	風俗犯 賭博	その他刑法犯 詐欺	その他刑法犯 横領	その他刑法犯 その他	その他刑法犯 計	計
昭和一一年		一六三	八二	五九	一三〇	九二	六六	八五	一七	四八	二一二	二五七			
一二		一六五	八二	五一	一三三	九〇	六六	八八	一八	四四	一九四	二四一			
一三		一七一	八〇	六三	一三七	九四	七二	八六	二〇	四六	二三六	二〇六			
一四		一三一	八二	六五	一四三	九三	七〇	一〇三	二〇	五六	一九二	一八〇			
一五		一五五	一二六	六九	一二九	一一〇	八〇	九七	四三	七〇	一五二	一八三			
一六		一一四	一二六	七六	一二五	一〇四	八二	九九	四一	七四	一三一	一五五			
一七		一三四	一〇八	九八	一〇四	一〇六	一〇五	一〇四	八二	七二	一四一	二九七			
一八		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

年別	罪種別	兇悪犯					窃盗	粗暴犯	風俗犯		その他刑法犯			計
		殺人	強盗	強姦	放火	計		傷害	猥せつ	賭博	詐欺	横領	その他	計
昭和一八年		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九		一〇七	一四九	九一	六七	一一一	一〇七	八五	一一七	一一一	八三	七六	九八	九一	一〇三
二〇		九三	一三九	四一	五四	八八	九二	四七	五三	五四	四七	三九	七一	五九	五九
二一		三六六	二、三一〇	九八	一四四	八八七	三二五	一四九	九五	九五	一一六	二〇四	一九〇	二五五	二七七
二二		三九七	二、七〇七	一五五	一、〇四〇	三一〇	二二五	四二	一六二	一六〇	二六七	二六〇	二五〇	二七七
二三		六六一	三、五八五	三九四	一、四七九	三九二	三一二八	一五一	二一九	四四三	三〇一	三六三	三七三	三九九

（二十年以上二十五年未満の者）

年別	罪種別	兇悪犯					窃盗	粗暴犯	風俗犯		その他刑法犯			計
		殺人	強盗	強姦	放火	計		傷害	猥せつ	賭博	詐欺	横領	その他	計
昭和一八年		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九		一〇五	一一二	一一二	一一二	一一二	九九	九五	一九六	一一四	八五	一二八	一一九	一一二
二〇		八八	一〇五	一一二	一一二	一一二	九五	九六	一九五	一一四	八五	一二八	一一九	一一二
二一		六五	七七〇	七七	八〇	三五四	一九五	九六	六四	一一一	二〇六	一六二	一五八	一八二
二二		二三〇	七五六	八九	五七	三四五	一七二	一〇二	三七	一四〇	一九三	二〇六	一八六	一七一
二三		三七七	一、〇二九	一七四	八五	四九四	二〇〇	二八	六二	一六〇	二六九	一四九	一六五	二〇三

（第七表）強盗犯統計

国家地方警察本部の資料による

年別	強盗犯総数	青少年強盗犯								合計
		二〇年未満			二〇年―二五年					
		実数	総数に対する%	実数	総数に対する%	実数	総数に対する%	実数	総数に対する%	
昭和一六年	九三九	四三六	四六%							
一七	一、〇七六	四〇六	三八							
一八	一、一五一	三七七	三三							
一九	一、二三五	四四二	三六	一六九	一四%	五四六	四七%	七一五	二九%	
二〇	一、三〇三	四五五	三五	二三五	一八	六九〇	五三	九二五	七一	
二一	一〇、八〇〇	二、九〇三	二七	三、八九七	三六	六、八〇〇	六三	八、七九七	七四	
二二	一一、五九七	二、八五一	二五	四、五七四	三九	七、四二五	六四	九、二七五	七九	
二三	一三、五八八	三、八七八	二九	六、〇五八	四四	九、九三六	七三	一二、七三四	九二	

（註）本表の数字は検挙人員である。

（第八表）殺人犯統計

青少年殺人犯

年別	殺人犯総数	二〇年未満		二〇年―二五年		計	
		実数	総数に対する%	実数	総数に対する%	実数	総数に対する%
昭和一六年	一、四六四	一〇七	七%				
一七	一、一三九	一二六	一〇				
一八	一、〇五六	九四	九	一一六	一二%	二一〇	二一%
一九	八六一	一七七	二一	一三五	一五	三一二	三六
二〇	九二六	一四九	一五	一一七	一四	二六六	二九

（註）本表の数字は検挙人員である。

（第九表）窃盗犯統計

青少年窃盗犯

年別	窃盗犯総数	二〇年未満		二〇年―二五年		合計	
		実数	総数に対する%	実数	総数に対する%	実数	総数に対する%
昭和一六年	一〇五、三九一	三六、九五四	三五%				
一七	一一三、六五五	四七、三七七	四一				
一八	一三〇、九八六	四五、一三五	三四	一九、二六四	一五%	六四、三五九	四九%
一九	一三九、九七七	五四、八四二	三九	二〇、六五一	一五	七五、五〇三	五四
二〇	一三五、三二五	四二、八一八	三一	一七、五八八	一三	六〇、四〇六	四四
二一	一六九、一三五	八七、八二五	三一	六二、五八九	三七	一五〇、四一四	五五
二二	二三三、七四五	七七、五二四	三三	五九、六二一	二六	一三七、一四五	五九
二三	二九六、二一	九〇、〇六六	三一	七五、三五五	二八	一六五、四二一	六〇

（註）本表の数字は検挙人員である。

（三）青少年犯罪の発生原因について

一般に犯罪は単一の動機、原因によって発生する場合は極めて稀で、幾多の動機、原因が相錯綜し、相互に複雑な因果関係をもつている場合が多いことは関係各機関の作成した数種の分類表によつて明らかであるが、各分類表は夫々分類の目的、方法を異にし従つてその体系が統一を欠くためにその総てに依ることは却つて適確にして統一的な結果を得難いから、その大体

の傾向を窺うに足る資料として、法務府調査の全国少年審判所の取扱事件に関する統計を基として作成した犯罪動機別百分比を次に掲げる。

犯罪動機別百分比（%）

年別	動機別	出来心	虚栄	放縦	懶惰	利慾	習癖	買喰	精神欠陥	家庭欠陥	貧困	浮浪	誘惑	交友不良	其の他	計
昭和十五年		一三・五	二・七	〇・八	一・三	二・九	一・三	〇・八	一・九	二・〇	五七・七	二・八	一一・一	二四・五	一〇〇
昭和二十三年		一〇・一	一・八	〇・九	〇・五	三〇・〇	一・七	一一・三	〇・三	一・六	三・七	六・三	一一・三	六・一	一五・五	一〇〇

右の表を一瞥してわかることは利慾とか、買喰とか、單純な経済的な動機が、昭和二十三年度においては、昭和十五年度のそれに比較して上昇しているとともに、習癖が之に反して非常な下降を示していることである。この習癖とは常習性の者を指すのであつて、結局常習犯が相対的に減少し、初犯が相対的に増加していることを示すものである。次に誘惑及び浮浪の如きそれ自体目的性を欠く動機が上昇を示していることも注目に値する。

尚右の表に掲げてある精神欠陥も昭和二十三年度においては、昭和十五年度に較べて減少しているのであるが、これは、その絶対数においても問題にならない程度のものである。即ち、昭和十五年度は被調査者一〇、一八八人に対して八九人、昭和二十三年度には四〇、五七六人に対して一三七人を数えるに過ぎない。同じく全国少年審判所で扱つた昭和二十三年度における少年総数四〇、五七六人の智能状況の内訳は

優良	一、〇五三人	二・六	%
普通	三五、三〇八	八七・〇	
劣等等	四、一二六	一〇・二	
白痴	六九	〇・一五	
精神異常	二〇	〇・〇五	
計	四〇、五七六	一〇〇・〇	

となつており、白痴、精神異常の合計八九人、総数に対する比率も僅か〇・二%に過ぎない。同年齢層の者全体の人口総数における斯る智能状態区分の割合が明確でない限り、右の数字のみによつて、虞犯、犯罪少年の素質について、決定的な断定を下すことは出来ないけれども、然しいずれにしても、素質が青少年の犯罪に及ぼす影響は顕著なものではないということはできるであろう。殊に戦後の青少年犯罪において、その素質が演ずる役割については戦前、戦時と比較して特異の傾向を認めることはできないようである。

青少年犯罪と環境の問題については、全国少年審判所の調査による次の三つの統計表によつて之を考察することにする。先ず少年審判所に送致せられた虞犯、犯罪少年の保護者に関する第十表であるが、之に依ると、昭和十五年において実父母を有する者は総数の六〇%、実父のみの者八%、実母のみの者一三%、以上計八一%に対して、昭和二十三年においては、実父母を有する者六二%、実父のみの者一〇%、実母のみの者一七%以上計八九%となつており、戦争によつて両親を失い孤児となつた者、又は片親を失つた者は相当多いものと推定せられるにも拘らず、犯罪の面にはそれが現われず（勿論絶対数においては増加しているが）、反つて、両親揃つている者の方が相対的には僅か乍ら増加の現象を呈しているのである。

第十一表は保護者の教育程度を示しているのであるが、この百分比を示すと次のようになる

昭和	高等教育	中等教育	初等教育	無教育	不明	計
十八年	一・三%	六・五%	七八・九%	一三・三%		一〇〇%
二十一年	二・六	一七・七	七〇・七	九・〇		一〇〇
二十三年	二・〇	九・〇	八四・三	四・五	〇・二%	一〇〇

右の表によつて推測されることは、保護者の教育程度が漸次高まりつつあることと、無教育者の数が絶対的にも相対的にも減少していることであつて、一般国民の間において、無教育の数が戦後急激に減少したものとは考えられないことなので、これは次に述べる家庭状況の調査と相俟つて、青少年犯罪が我国の従来のいわゆる中流階級層に侵透しつつあることを証するものと思料せられるのである。

犯罪青少年の家庭状況について考察する前に先ず留意しなければならぬことは、終戦後の社会的変革に遭遇して我国の伝統的な上流階級が多年に亘つて支えて来た封建的遺制の崩壊に遭つて急激に没落の途を辿り始めたことと、他面戦後インフレーションの昂進は、我国の中堅層として国民の大部分を包含する中流階級の地盤にも大きな亀裂を生ぜしめ、その構成分子の多くを下流階級の層におし流したこと、加うるに、戦後の一般的な物資不足、殊にその食糧事情が国民の生活水準を一般に低下せしめている事実である。即ち経済的に見て国民の諸階層には戦前、戦時のそれに比較して大きな変化が生じ下流、極貧階級に属する者が相当に増加しているであろうと推断されるのである。斯る事情を前提として第十二表の百分比を作つてみるならば次のようになるのである。

昭和	上流	中流	下流	極貧	不明	計
十八年	〇・七%	二一・四%	六三・五%	七・四%	七・〇%	一〇〇%
二十一年	一・四	二〇・〇	六六・二	七・八	四・六	一〇〇
二十三年	〇・六	二一・八	六七・八	八・〇	一・八	一〇〇

右の百分比の検討は上述のような事情を考慮に置いて善しくその価値を高めることになるのである。即ち右の百分比によれば昭和二十一年以降下流の比率が僅かの上昇を示しているに過ぎず、中流においては殆んど動きがない。これは国民全体において上流又は中流から下流に移動した家庭が相当多数にのぼるものと推定することによつてのみ（それについての適当な資料を茲に示すことのできないのは甚だ遺憾であるが）、それにも拘らず中流子弟の犯罪が減少していないという事実を証明しうるものである。

尚以上のような推定が單なる臆測ではないことを実証するものとして、昭和二十四年一月より三月までに検挙された二十歳未満の少年についての全国警察（五府県を除く）の統計を左に掲げておく。

（第十表）　保護者別調

その一	極貧	下流	中流	上流	極豊	計
	二、四五一人	八、四五八人	七、四九四人	二、七二五人	一一九人	二一、二四七人
	一一%	三九%	三五%	一三%	一%	（全国少年審判所扱）

年度別	保護者別	実父母	養父母	継父母	実養父母	実継父母	養継父母	実父	実母
昭和一五年	男	三、〇〇四	八八	三	二四	三二九	九	三九二	六三〇
	女	一九八	六	一	四	三〇	一	四三	四七
	計	三、二〇二	九四	三	二八	三五九	一〇	四三五	六九七
昭和一八年	男	三、三二	四〇	一七	一	八二	四四	一、三〇三	二、〇二二
	女	八七三	四一	五	一三	一〇八	一	三一	一七六
	計	三、三八五	二五七	四五	一八九	九九九	四四	一、五二四	二、一八八
昭和二一年	男	三、七四三	三〇四	一六三	一〇〇	九一三	一〇七	一、七七七	二、八八四
	女	八五一	三	一三	一	八五	一一	一八五	三五五
	計	四、五九四	三三五	一七六	一一	九九八	一一八	一、九六一	三、一二九
昭和二三年	男	三、〇七	九八	一三	一一	三六六	三	二、八五四	四、九九〇
	女	一、五三四	三八	三	一	一四六	二	三〇八	五八八
	計	四、六一〇	一三六	一六	一二	一、五一三	一三	三、一五七	五、〇〇八

その一

年度別	保護者別	養父	養母	継父	継母	兄姉	その他	計
昭和一五年	男	一三	一八	四	一一	四三五	一	四、九八〇
	女	一	三	一	三	五二	一	三八九
	計	一四	二一	五	一四	四八七	一	五、三六〇
昭和一八年	男	四二	七四	一九	四三	一八二	一	一七、五四四
	女	一一	一五	一	九	二二	一	一、四八五
	計	五三	八九	二〇	五二	二〇四	一	一九、〇二九
昭和二一年	男	二二三	二三七	七四	二一	八二三	一	二三、三六九
	女	八	一八	一二	一七	五四	一	一、五一九
	計	二三一	一五二	八六	二三八	八七九	一	二四、八八八
昭和二三年	男	九六	一八六	三五	一二三	六七一	一	三〇、〇三九
	女	六	二七	四	一八	八九	一	二、七四六
	計	一〇二	二一三	三九	一四一	七六〇	一	三二、七八五

各年度共家庭内に居る者についての調査である。

（第十一表）保護者の教育別調

（全国少年審判所扱）

年度別	性別	教育程度	高等教育	中等教育	初等教育	無教育	不明	計
昭和一五年	男		一	一	一	一	一	一
	女		一	一	一	一	一	一
昭和一八年	男		三四一	一、六四二	一九、八八〇	三、二八六	二五、一四九	
	女		一七	一四〇	一、八三七	三七八	二、三七二	
昭和二一年	男		六七二	五、三六五	二〇、七〇九	二、五八三	二九、三三九	
	女		一四三	一八四	一、四三九	二一一	一、九七七	
昭和二三年	男		七七六	三、三九〇	三一、一四二	一、五七三	六六、三六、九四七	
	女		三七	二五一	三、〇八七	二三四	三六、六二九	

（全国少年審判所扱）

（第十二表）家庭の状況別調

年度別	性別	家庭の状況	上流	中流	下流	流極	貧	不明	計
昭和一五年	男		一	一	一	一	一	一	一
	女		一	一	一	一	一	一	一
昭和一八年	男		一七四	五、五一六	一五、九一一	一、七七三	一、七七五	二五、一四九	
	女		一三三	三七九	一、五六七	二七九	二一四	二、三七二	
昭和二一年	男		四〇九	五、九五三	一九、三一七	二、二九四	一、三五六	二九、三三九	
	女		二三	二七四	一、四一九	一五六	一〇五	一、九七七	
昭和二三年	男		二一六	八、二九七	二五、〇四八	二、七〇四	六七二	三六、九四七	
	女		一八	五六一	二、四九〇	五〇六	五四	三、六二九	

（四）青少年の不良行為について

独逸の犯罪学者モーリツツ・リーブマンはその名著「戦争と犯罪」において、「犯罪の不良化とは孤立せる出来事ではなく、個人、一時代の人々、一国民の生活の関係である」と述べている。犯罪と不良化とは生活関係として一つ範疇に属するのみでなく、それ相互の間にも密接なる関連をもつており、殊に青少年犯罪を調査するに当つて、之から青少年の不良行為を除外することは、困難であるのみでなく、不可能なことである。

形式的にみれば、犯罪と不良行為の間に一線を画するものに刑法其他の刑罰法令があると云いうるであろう。然し之を実質的にみるときは、両者間の差違というものは極めて漠然たるものであり、相互に表裏の関係にあり、その動機、原因等も同一若しくは類似しているし、また不良行為の延長が犯罪であるとも考えられるので青少年犯罪の原因探究と、その対策樹立のためには之をも調査の範囲に包含する必要があるわけである。

ところで青少年の不良行為とは如何なる範疇に属する行為であるか、実際には如何なる行為を不良行為として取扱つているか、これに関する全国的な資料を欠くので、玆には警視庁の調査による同庁管内の取扱事件に関する資料のみによつてその一端を述べ、以て全貌をうかがうに止めなければならない。

右の資料によれば不良行為として挙げられているのは、怠学怠業して盛場徘徊、映画見物、喫茶店、ダンスホール等に出入すること、喫煙、金銭濫費、家財持出、家出、不純異性交遊、婦女に対する悪戯、誘惑、賭博類似行為、僞学生、飲酒、喧嘩、たかり、強請、無料入場乗車、売淫等々多種多様である。

警視庁管下において、これらの不良行為によつて検挙せられた二十歳未満の少年は、昭和二十三年には男一二、〇二四人、女五、五六一人、計一七、五八五人、昭和二十四年には男三五、〇五七人、女六、六四七人、計四一、七〇四人となつており、昭和二十四年においては前年に比較して三四、一一九人の増加を示している。

昭和二十四年検挙のものについて、不良行為の内容をみると男は喫煙がその大半を占め四二%に達し、次に盛場徘徊が之に次ぎ二〇%となつている。女は売淫が首位で二七%、次に盛場徘徊が十六%となつている。次に検挙せられた者の中男一七、〇一二人、女二、〇六六人、

計一九、〇七八人、即ち総数の四六％が在学者であり、これを年齢別にみるならば十七年以上十八年未満の者が頂点であり、これを分水嶺として、より低年及び高年となるに従つて低減している。十七年以上十八年未満の被検挙者は男女合計八、六一二人、即ち総数の二〇％に達している。次に十一歳未満の被検挙者が男一、〇五一人、女一〇二人、計一、一五三人を算することも注意に値する。

此等少年の家庭状況をみると中流に属する者が圧倒的に多く、総数の五六％を示しており、前項において述べたところを確証している。又その不良行為の原因としては悪友の感化が第一でその三〇％を占めている。此等の少年を警察は如何に処理しているか。その九〇％は訓戒、保護機関に通告引渡が八％、家庭裁判所又は検察庁に身柄送致は僅か一〇七人に過ぎない。

少年の不良行為に関連して、特に触れておかねばならないことは、家出である。昭和二十三年度における警視庁管下の捜査願出に二十歳未満の家出少年は男二、〇六〇人、女一、二一七人、計三、二七七人で、そのうち発見せられた者一、九八四人、未発見の者一、二九四人となつており、また捜査願出によらずして発見せられた者は男女合計二、〇七一人を数えている。結局発見、未発見に拘らず家出した少年の数は五、三四八人となるのであつて、家出と犯罪行為、不良行為が密接な関係にあることを考慮するならば、この数字は誠に憂慮すべき現象を指示しているものと考えられるのである。

第二、青少年犯罪処理のための機構及びその活動状況

（一）　現在の機構の概況

現在の機構について述べる前に、先ず犯罪少年及び虞犯少年は現行法上如何に取扱われるかについて簡単な説明をして置く。

少年法第三條によれば、家庭裁判所の審判に付せられるのは、

一、罪を犯した少年（註、現在は十八歳未満）

二、十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

三、次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年

イ、保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

ロ、正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと。

ハ、犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入すること。

ニ、自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

であるが、同條第二項によれば、右に掲げた少年のうち、第二の十四歳未満の犯罪少年、及び第三の虞犯少年中十四歳未満の者は、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、家庭裁判所が之を審判に付することができるのであつて、原則として十四歳以上十八歳未満の犯罪、虞犯少年は児童福祉法の措置に委ねられることになるのである。十四歳以上十八歳未満の犯罪少年、虞犯少年は一応すべて家庭裁判所に送致せられるのであるが、この中、十六歳以上の犯罪少年については、それが禁錮以上の刑にあたる罪を犯した者があつて、家庭裁判所が刑事処分を相当と認めるときは、決定を以て検察庁に送致することになるので（少年法第二十條）、結局、十四歳以上十八歳未満の虞犯少年、及び十四歳以上十六歳未満の犯罪少年が家庭裁判所の審判の主なる対象となるわけである。

ところで本調査においては、前に「調査の対象」の節に述べた通り少年法の適用を受ける少年を、調査の主なる対象としておるのであり、従つて家庭裁判所取扱の事件及び少年が主眼となるのであるが、必要な限度においては適宜その範囲を拡張し青少年犯罪の実態についての調査対象中にも二十歳以上二十五歳未満の青年層を採上げたのである。これは機構の問題について調査を進めるに当つても同様であつて、これが為には家庭裁判所、少年院のみに限ることなく、それに附随する諸施設、及び二十五歳未満の犯罪青少年について何等かの関連性を有する機関、施設は能う限り之を採上げることにした。

機構を極めて概括的に、防犯、検挙、審判、矯正保護及び綜合対策の五部門に分けるならば、防犯は警察及び児童相談所、検挙は警察及び検察庁、審判は家庭裁判所及び裁判所、矯正保護は少年院、少年刑務所、少年保護鑑別所、教護院、少年保護観察所等であり、綜合対策部門としては内閣附置の青少年問題対策協議会ということになろう。

然し乍ら右に掲げた諸機関が青少年問題に関係する範囲及びその程度は必ずしも一様ではないし、また、例えば、保護観察所の行う保護観察は一面防犯でもあり、家庭裁判所に属する少年調査官の行う試験観察には保護矯正の性質も多分に含まれているのであつて、この点相互に交錯する場面もあるわけである。

（二）　防犯、検挙機関

青少年犯罪防犯機関としての警察の機能は、前述の不良行為の取締によつて犯罪行為を未然に防止するという意味に於て或る程度までは果されるわけであるが、他面、各警察署の少年相談もまたこの分野において少なからざる役割を果している。

昭和二十四年中において警視庁管下各警察署の少年相談で取扱つた総人員数は三、三九八人にのぼり、その内訳は受理が男二、一一六人、女七九三人、派生事件として取扱つたものが男三七一人、女一八人、合計男二、四八七人、女九一一人となつておる。少年相談の内容は大体不良行為と同様であるが、家財持出が首位で男女合計九五二人で総数の二八％、次が家出浮浪六二一人の一八％、怠学怠業四一二人の一二％、盗癖三三三人の一〇％となつている。

その処理状況をみると訓戒が二、〇〇三人で総数の約六〇％、継続補導が七二二人で二八％、指導が四四三人で一三％となつており、検察庁送致が二四人、家庭裁判所送致が四七人である。

しかし乍ら、この少年相談は法令上の根拠に基き各警察署が必ず之を附置しなければならないものではないので、必要に応じて、任意に之を設けている関係上、主として都市の警察が之を附置しているに過ぎず、地方の警察、殊に国家地方警察管下の各警察では之を設けていないものが寧ろ多いのである。けれ共、各地方の警察は、それぞれその地方的特殊性に応じて、独自の立場において青少年犯罪予防のための対策を講じており、機会ある毎に必要に応じて種々の行事や催事も行つておるようである。当委員会において調査のために委員を派遣した諸地方の例をとつてこれを示すならば次の通りである。

先ず九州の佐賀地方検察庁管内においては、毎年春季、夏季休暇及び年末年始休暇中には特別補導取締を実施し、又、昭和二十三年七、八月は都市において、昭和二十四年一、二月には村落において不良化防止の移動展覧会を開催、又主要町村において防犯映画会を催した。更に教化団体、婦人団体、ＰＴＡ、青年団等の協力援助を得て各所で協議会、懇談会、講演会を実施、佐賀市内各高等学校中学校に対しては国家地方警察本部より講師を派遣して未成年者の喫煙禁止等に関する防犯講演を行つた。

佐賀県下の教化団体及び補導機関に対しては毎月「少年防犯情報」と題する補導資料を配布している。浮浪児の救護取締も関係機関協力の上一斉取締を実施する外、各警察独自に常時反覆実施している。

熊本地方においても国警県本部が主体となり、検察庁、家庭裁判所その他保護団体の協力を得て、常時街頭補導、取締等のほか一年に二回位期間を定めて防犯対策の座談会或は弁論大会、講演会、標語の募集等を行つて一般に防犯思想の普及徹底を計つている。

山口県においては警察が各機関と連絡の上、「防犯の夕」として防犯映画の上映、模擬犯人に市中を徘徊せしめて、一般市民に之を逮捕せしめる「犯人探し」防犯劇脚本、防犯童話又は物語りの募集、各所における警察官に対する少年法の講習会の開催、青少年不良化防止運動及び青少年喫煙飲酒取締期間の実施、防犯劇、防犯展の開催等を行つている。

北海道函館市警察では、防犯展覧会、防犯劇の開催、防犯標語の募集、各学校関係及びＰＴＡにおける指導、市役所民生委員及び青少年善導連盟との連絡、少年補導月間の実施（特に喫煙問題について）等を行つているし、室蘭市においても略同様な方法をとつている。又美唄町警察署では、各学校のＰＴＡのほか、各炭鉱の労組、職組等の各種団体と連繋の上、青少年の不良化防止座談会、宣伝ポスターの配布、映画館等の幕合を利用して拡声器による宣伝の実施、又町当局においても民生委員、各学校のＰＴＡ、司法保護委員その他各種関係諸団体参加の下に青少年不良化防止機関を設置準備中である。

以上例示的にあげたが各地方共、防犯には相当の努力を拂つていることが認められる。青少年の防犯についてはどの地方においてもＰＴＡの協力に負うところ多大なるものがあること、未成年者の禁煙が防犯目標の第一に掲げられていることは共に注目すべきことである。調査先の某警察署において一係官は「未成年女子の喫煙は売春の第一歩である」ことを強調していたが、同様なことは未成年男子についても云えることであつて、喫煙こそはその不良化の第一歩であろう。

児童福祉法に基いて設けられる児童相談所、児童福祉司、其他一連の児童福祉施設は、その本来の目的は満十八歳未満の乳幼児、少年の福祉を計ることにあるのであつて之を少年犯罪の防犯機関とみることはできないけれども、その活動は間接的に防犯の役目をも果すこととなるので、玆にその活動状況について簡単な説明を加えておく。

児童相談所は都道府県が之を設置し現在全国に九十二ヶ所あり、五一六人の職員を擁している。昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間におけるその活動状況は次の通りである（相談所附設の五十八ヶ所の一時保護所を含む）。

取扱総人員　三五、九一七人

通告によるもの　一、五九八

施設収容児童の再鑑別　一、三九九

その他の相談　三二、九二〇

里親委託　四〇

精神薄弱児施設　六二

療育施設　六〇

教護院　一四、六三〇

計　二九、三三〇

児童福祉施設への入所　一四、六三〇

訓戒誓約　四、三九七人

養護施設　九、四八五

計　二九、三三〇

児童福祉法による措置人員　計　二九、三三〇

児童内訳

乳児院　九三〇人

訓戒誓約　四、三九七人

養護施設　六、八三

療育施設　六〇

教護院　一四、六三〇

計　二九、三三〇

右のうち「通告によるもの」とは要保護児童として、児童福祉司、児童委員、警察官その他から通告のあつたものであるが、昭和二十四年六月十五日の児童福祉法一部改正以来、刑罰法令に触れる行為をなしたものが、一ヶ月に二、一五一人（昭和二十四年七月中の実績）通告されてきており、非常な増大傾向を示している。尚右改正直後の七月中一ヶ月の児童相談所の取扱状況につき主として要教護児童に関する数字につき調査した結果を示すと、

区分	員数			備考
	男	女	計	
要教護児童	三、八〇六	五六二	四、三六八	
児童相談所取扱総数	八、三九六	二、七九〇	一一、一八六	

となるのであつて、昭和二十三年においては、児童相談所の取扱総人員が一年間に約七万三千人であつたものが、昭和二十四年においては、七月中取扱数を基礎にして換算すれば十三万二千人となり、大体二倍に増大することになるのである。

児童相談所は、児童の福祉増進、児童の資質の鑑別等をその目的とするものであつて、犯罪の予防を目的とするものでないことは前述の通りであるが、前掲の昭和二十三年度におけるその活動状況に関する統計表によつても明らかな通り、その措置は訓戒誓約とか継続指導とか、児童福祉施設への送致とかその間接的な防犯的役割を無視することはできないであろう。尚児童福祉司は全国で四五五人（昭和二十四年九月末現在）で、その一ヶ年間の取扱児童総数五一、四四四人となつておる。其他児童福祉委員会、児童委員等の活動状況に関しては玆には之を省略しておく。

検挙機関として第一線に立つのは警察である。その検挙状況については既に「数的にみた青少年犯罪」の項において詳述したところで、玆に繰返す必要はないであろう。各警察は少年係を設けて、犯罪の検挙、補導等に当らせているのであるが、その陣容は各警察の大小、職員数等によつて異り一律ではない。警視庁の如きは婦人警官を多くこの部門に配しているようである。このような方面こそ婦人警官の活躍する最も適当な部門であると考えられる。

小樽市において調査の際、同市警察署長は、青少年犯罪者に対する裁判所、検察庁側の取扱方に関して、その処置が余りに軽過ぎる。数回検挙した累犯者をも不起訴処分、起訴猶予又は執行猶予等によつて容易に釈放するようでは警察側の折角の努力も水泡に帰し、警察官の士気、民間人の警察に対する信頼感にも影響するところ大きいので、この点考慮を要する。殊に常習犯は特に長期収容の方法を採られたいものであると強調していた。このような声は第一線に働く警察官の口から屢々聽かれたところである。

新少年法によれば十八歳未満の犯罪少年は一応すべて家庭裁判所に送致せられ、家庭裁判所は死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件について調査の結果その罪質及び情状に照して刑事処分を相当と認めるとき、その者が十六歳以上の場合に限り、管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致することになる。従つて検察庁は検挙機関としては第二線に当るわけである。しかし、検察官は司法警察員から直接送致を受けた少年事件について捜査した上で家庭裁判所に送致するし、満十八歳以上の青少年事件については家庭裁判所に送致することなく、起訴、不起訴等の処分を決定するので、その青少年犯罪の検挙機関として果す機能はこれを軽視することはできないのである。

左に掲げたのは全国検察庁の取扱に係る青少年犯罪人員調（本表においては、十四歳以上十

八歳までを少年、十九歳以上二十三歳までを準少年として取扱つている）である。この表の数字が「数的にみた青少年犯罪」の項に掲げた被検挙人員数の表と一致しないのは、本表の数字は特別法犯をも含んでいること、被検挙者の全てが検察庁に送致されるものではないこと。（微罪放免とか証拠不充分とかで警察から釈放される者は相当の数にのぼる）等によつて説明される。

（第十三表）　少年準少年犯罪人員調

（検察庁取扱）

（処理別）

法務府

その一

年度別	処理別	受理		起訴	審判所送致	不起訴	
		旧受	新受	計		起訴猶予	その他
昭和二一年		一八七（二五七）	五四、一〇三（九四、四〇九）	五四、一九〇（九四、六六八）	七、四三九（三四、一八七）	三〇、六八六（八九八）	二、〇八四（三七、八四四）
昭和二二年		一、四七〇（五、三五一）	六七、四八九（一五六、九二一）	六八、九五九（一六二、二七二）	二一、〇六九（六八、一四五）	八、一八三（三七、九二三）	二、一四三（五、三五八）
昭和二三年		四、一三四（一、九三八）	一〇八、七四二（二五七、一二四）	一一二、九七六（二七九、〇五二）	一八、〇二五（九六、九八三）	三八、二七六（八一、五二四）	四、一〇七（一〇、二一一）
昭和二四年一―三月		二、八三一（七、〇五九）	一五、一六一（三三、四八七）	一八、〇三五（四〇、五四六）	四二一（一、九九一）	九、〇五九（六、五五三）	一、四四六（六、二五二）

その二

年度別	処理別	移送中止	計	未済
昭和二一年		四、四三九（八九、八五六）	一、三四一（四、八一〇）	
昭和二二年		一〇、三九二（三六、六〇七）	三、二五〇（一〇、七一九）	
昭和二三年		三一、〇八三（七四、四五二）	一〇八、七〇七（三三、九三〇）	四、六六九（一三、九二〇）
昭和二四年一―三月		三、三二九（七、一三〇）	一四、四八〇（一〇、六八七）	三、三五五（九、八五九）

（括弧内数字は準少年を表わす）

（一四歳以上一八歳までを少年、一九歳以上二十三歳までを準少年）

不起訴、移送中止の受理人員総数に対する比率は、昭和二十一年度四六%、同二十二年度五二%、同二十三年度五六%と年々上昇の傾向にある。青少年犯罪の激増とこれに対応する収容施設の不足が影響しているのではないかと考えられる。

○一、二、三月分…八王子区検（東京地検内）、千葉、水戸、大阪、大津、和歌山、津

○四、五、六月分…和歌山

○七、八、九月分…和歌山、高松、旭川

○一〇、一二月分…和歌山、旭川、東京は二〇歳以下

○一、二、三月分…神戸、金沢、広島、鳥取、札幌、函館

○四、五、六月分…前橋、水戸、和歌山、金沢、鳥取、松江、鹿児島、旭川

○七、八、九月分…水戸、金沢、鳥取、鹿児島、福島、山形、東京は二〇歳以下

○一〇、一二月分…広島、福島、盛岡、札幌

○大阪、名古屋、熊本、釧路

（三）　審判機関

（イ）　家庭裁判所

家庭裁判所は昭和二十四年一月一日に発足したので、その活動を開始してからまだ僅か二年足らずに過ぎない。その間物的人的に整備、充足するために各家庭裁判所それ自体相当の準備期間を費やしたであろうし、又新少年法の運用と新機構の運営に関係各機関は勿論のこと、家庭裁判所の職員も不慣であつたこと、国民一般がこの新らしい制度に充分な認識を欠いていたこと等々、幾多の理由によつてその活動はまだ完全に軌道にのつてはおらず、その積極的な活動は多く今後に期待されるところである。

先ず家庭裁判所を設けた理由として、最高裁判所事務総局が挙げているのは、次の三点である。

一、手続上の理由　国家は、犯罪少年に対して、できるだけ応報的な刑罰をやめ、治療教育的な保安処分によつてその更生を図らねばならぬ。そのためには、一般の裁判のように、公平な第三者として厳格な手続の下に当事者の訴訟を聴くということをやめて、「最後の親」として自ら社会的な調査及び診断を行うようにしなければならぬ。

二、機構上の理由　少年犯罪の原因のうち、家庭欠陥が主たるものであることはけん著な事実であり、又家庭紛争の解決に当つて少年の非行が問題になることもしばしば見受けられるところである。それ故に少年事件と家事々件とを全く別々な機関によつて取り扱うことは、関係人の時間と労力と費用の浪費であり、また同一の家庭問題について異つた調査及び審判がなされ、その解決方法が矛盾し撞着する結果となる。従つて、少年事件と家事々件とは同一機関によつて取り扱われなければならぬ。

三、憲法上の理由　いわゆる保護処分は、強制的手段を用うる治療方法であり、新憲法の精神からいえば、かような強制的な処分、従つてこれに随伴する強制的な調査及び身柄の保全などは、特殊な地位にある裁判所に行わせることが人権保護の上から最も適当である。

以上のような趣旨のもとに家庭裁判所は設けられたのであるが、その発足以来、昭和二十四年度一年間の歩みを最高裁判所の報告によつて、みると次の通りである。

一、少年保護事件の受理について

昭和二十四年中に全国の家庭裁判所が受理した少年保護事件の数は、第十四表によれば、総計一一〇、七二一件で、月別に見ると、一月の五、六二四件から急上昇して四月には一一、六〇〇件となり、五月から漸減し、七月には八、六〇六件と大幅に減少し、その後は十二月まで大体八、〇〇〇件台であつた。当初僅少であつたのは、関係機関の不整備、新制度に対する不なれ等によるものであり、七月から急減したのは、少年法の一部改正により十四歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年の事件も都道府県知事または児童相談所長の送致を待つて家庭裁判所の審判に付すべきものとせられるに至つたためである。なお、従来の少年審判所から引き継がれた事件は、四、〇八五件であつた。

受理件数の内訳は、第十五表のとおり、検察官からの送致が最も多く八五、七〇五件（八〇・七%で、これに次いで司法警察員からの送致一一、二七六件（一〇・六%）、他の裁判所からの移送七、四一三件（七・〇%）、一般人からの通告六二七件（〇・六%）、知事または児童相談所長からの送致六二二件（〇・六%）、少年保護司（現在の少年調査官、同官補）の報告三八九件

（〇・四％）、高等裁判所からの差戻または移送八件（〇・〇七％）という順序になつている。検察官および警察員からの送致が多く、一般人の通告等が少ないのは、犯罪性の軽微なうちに保護を加えようとする刑事政策の理想からいえば、遺憾な現象であり、少年保護司（現在の少年調査官、同官補）の報告の少いのは、手不足で犯罪少年または虞犯少年の発見にまで活動する余裕のないためである。

二、少年の観護措置について

昭和二十四年上半期の調査によると、第十六表のとおり、全国の家庭裁判所のとつた観護の措置は、一月四九九件、新受件数に対する比率は八二・二％であつたものが逐月増加し、六月には一、五六八件、新受件数に対する比率が一五・九％におよび、そのうち大体九〇％強が少年観護所（現在の少年保護鑑別所）送致のものであつた。第十七表について見ると、大阪、津、岐阜、広島、松江、福岡、大分、山形、函館等のように、少年観護所（現在の少年保護鑑別所）または少年保護司（現在の少年調査官、同官補）数に比較的恵まれた状況にあつた家庭裁判所では、観護措置の件数およびその受理件数に対する割合が比較的多いが、このことから観ても、全般としては、観護措置は、少年観護所（現在の少年保護鑑別所）の不整備および少年保護司（現在の少年調査官、同官補）の手不足のために、実際の必要にもかかわらず甚しい制限を受けたことがうかがわれる。これを補うために、少年法第二十五條第二項第三号の補導委託が利用せられたのであるが、同年十月一日現在の調査によると、第十八表のとおり、従来の少年保護団体に団体として委託したもの八五人、個人として委託したもの一、三二二人、そのうち少年観護所（現在の少年保護鑑別所）不整備によるもの計七九五人、更にうち七八二人は東京であつた。これによつて観ても、家庭裁判所、殊に東京の家庭裁判所が如何に少年観護所（現在の少年保護鑑別所）不整備のため観護の措置に苦慮しているかがうかがわれる。

三、少年保護事件の処理について

昭和二十四年中の全国家庭裁判所の既済状況は、前出第十四表の示すように、一月二、四五四件から逐月増加して六月には一一、四〇二件におよんだが、七月九、五二五件に減少し、その後多少の高低はあるが、大体八、五〇〇件平均となつている。未済事件は五月まで累増の一途をたどり、結局一六、〇〇九件を本年に持ち越すことになつた。これは、裁判官および少年保護司（現在の少年調査官、同官補）の手不足を如実に物語るものといえよう。明年、少年法本来の少年年齢限界である満二十歳までを対象とするに至れば、第十九表に示すように、受理件数は倍加することは必定であり、その調査および審判も困難の度を増すものと予想しなければならないのであつて、家庭裁判所の人的および物的な整備は、まさに急務中の急務といわなければならぬ。

第二十表について既済の内訳を見ると、不処分五二、三四二件（五五・六％）、保護処分一六、七七五件（一七・八％）、試験観察一〇、四三一件（一一・一％）、他の家庭裁判所への移送七、二五五件（七・七％）、知事または児童相談所への送致四、四三九件（四・七％）、検察官への送致二、九五九件（三・一％）、という順序となり、保護処分の内訳は、地方少年委員会の保護観察一〇、七〇九件（六四・〇％）、少年院への送致五、三四八件（三一・八％）、教護院または養護施設への送致七一八件（四・二％）である。不処分は、旧少年法第四條第一項の保護処分中訓戒を加えるもの、学校長の訓戒に委ねるもの、誓約書を提出させるもの、條件を附けた保護者に引き渡すもの等を含み、少年審判所が昭和二十三年中に行つたこれ等の保護処分および不開始処分の既済全体に対する比率は、六六・〇％におよんでいるのと比較すると、決して多いとはいえない。しかし、保護処分の全既済件数に対する比率が一七・八％に過ぎないのは、昭和二十三年中の旧少年法による観察、委託、矯正院送致等の新少年法による保護処分に相当する保護処分の全既済件数に対する比率が三一・九％であるのに比して、低きに失するのであるが、これは保護処分の各種執行機関の不整備によるものであつて、その事情は静岡、大阪、京都、神戸、名古屋等の保護処分の各種執行機関の整備していた地方では、二〇％以上の保護処分率を示していることによつても明らかである。第二十一表について見れば、保護処分の件数は、上半期において急上昇し、下半期に至つても緩慢ながら上昇傾向を示していることは、保護処分の各種執行機関が漸次整備しつつあることを物語るものといえよう。教護院または養護施設送致の保護処分が全保護処分件数の四・二％に過ぎず、また逐月件数の増加を見ないのは、これ等の児童福祉施設が全体として不足であるばかりでなく、犯罪性軽微な要収容少年のためにも門戸が十分開かれていないことを示している。少年院送致は、第二十一表の示すとおり、逐月増加の一途をたどつており、多少の偏在的傾向はあるが、全体としてまだかなりの不足であり、殊に女子少年院の全種類ならびに男子の特別および医療少年院は著しい不足で、家庭裁判所としてこの種の少年院に送致すべき少年の措置には、困難を極めている状態である。明年少年の年齢限界が二十歳となれば、受理件数は前述の如くほぼ倍増し、しかも少年院送致を要する少年は少くとも二倍半に上るものと予想せられ、少年院の増設整備もまた焦眉の急を要する問題である。

（第十四表）　昭和二十四年全国家庭裁判所少年保護事件月別受理既済対照集計表

旧		受理累計	既済累計	未済
一	月	四、〇八五	四、〇八五	
二	月	五、六二四	九、七〇九	二、四五四
三	月	八、一五九	一七、八六八	七、二五五
四	月	八、六三二	二六、五〇〇	六、八四〇
五	月	一一、六〇〇	三八、一〇〇	一一、〇二八
六	月	一一、〇三九	四九、一三九	一四、一七一
七	月	一〇、六四四	五九、七八三	一七、三八五
八	月	八、六〇六	六八、三八九	二〇、七一五
九	月	八、〇一五	七六、四〇四	一八、一四六
十	月	八、八二六	八五、二三〇	一七、三八八
十一	月	八、八九三	九四、一二三	一六、四六九
十二	月	七、七一二	一〇一、八三五	一七、五六八
		八、八八六	一一〇、七二一	一六、〇〇九

（註）　旧受は昭和二十三年少年審判所の移送による。

（第十五表）　昭和二十四年一月―十二月家庭裁判所別少年保護事件受理集計表

高等	家庭	司法警察員の送致	知事又は児童相談所長の送致	少年保護司の報告（現在の少年調査官同補）	一般人の通告	検察官の送致	他の裁判所よりの移送	高等裁判所よりの移送又は差戻	合計
東京	東京	二、九〇〇（一八・〇）	三四（〇・二）	三（〇・〇）	二七（〇・二）	一二、八一六（七九・八）	三一二（一・九）	三（〇・〇）	一六、一〇三
	横浜	一〇五（三・五）	一六（〇・五）		七三（二・五）	二、五一六（八四・六）	二六五（八・九）		二、九七五
	浦和	一一六（五・三）	二（〇・一）		一三（〇・六）	一、八五七（八四・一）	二一六（九・八）	一（〇・〇）	二、二〇五
	千葉	三〇五（一二・一）	一（〇・〇）	二（〇・一）	三（〇・一）	一、九一五（七五・九）	二九四（一一・七）		二、五二〇
	水戸	一一八（四・五）	二（〇・〇）	七（〇・三）	一（〇・〇）	二、一七五（八二・七）	三三一（一二・六）		二、六三四
	宇都宮	六八（四・六）			四（〇・〇）	一、三六一（九二・八）	三七（二・五）		一、四七〇
	前橋	六〇（三・五）	八（〇・五）	三（〇・二）	六（〇・三）	一、五七三（九三・五）	三五（二・一）		一、六八五
	静岡	二三三（一〇・六）	三二（一・五）	一三（〇・六）	一九（〇・九）	一、七五三（八二・八）	七六（三・六）		二、一一三
	甲府	一〇一（八・九）	三（〇・三）	一（〇・一）	二〇（一・八）	九五八（八三・八）	五八（五・一）		一、一四一
	長野	一五九（八・三）	四（〇・二）	五（〇・三）	二五（一・三）	一、六〇七（八四・九）	九八（五・二）		一、八九八
	新潟	一〇九（六・四）	九（〇・五）		二（〇・一）	一、三八五（八二・二）	一八三（一〇・八）		一、六八八
大阪	大阪	八八七（一一・八）	三六（〇・六）	六（〇・一）	三七（〇・六）	六、一二〇（八二・八）	三二一（三・一）		七、四〇七
	京都	一、三三八（三一・六）	一八（〇・四）	一三（〇・三）	四〇（〇・九）	二、六五九（六三・〇）	一六一（三・八）		四、二三九
	神戸	五六七（一〇・七）	一〇七（二・一）	一五（〇・三）	七（〇・一）	四、四三二（八三・〇）	一九六（三・七）		五、三二四
	奈良	二八（二・七）		七（〇・七）	一一（一・一）	七三三（六九・八）	二七三（二五・八）		一、〇五二
	大津	一三（二・〇）	四（〇・六）	一（〇・二）	四（〇・六）	五四一（八五・二）	七四（一一・五）		六三七
	和歌山	七四（六・六）	二（〇・二）	五（〇・四）	二（〇・二）	八五九（七七・〇）	一七三（一五・六）		一、一一五
名古屋	名古屋	三五五（七・〇）	三（〇・〇）	一（〇・〇）	二七（〇・五）	四、三五三（八七・四）	二五〇（五・〇）		四、九八九
	津	四五（五・一）		五（〇・六）	四（〇・五）	七四九（八四・五）	八二（九・三）		八八五
	岐阜	一三八（一二・六）	一五（一・四）	一（〇・〇）	三（〇・三）	八〇二（七三・六）	一三四（一二・二）		一、〇九三
	福井	二八（六・四）	一（〇・二）	四（〇・九）	一（〇・二）	三八〇（八四・九）	三三（七・四）		四四七
	金沢	八二（一〇・七）	二（〇・三）	一（〇・一）	一〇（一・三）	六三七（八三・一）	三四（四・五）		七六六
	富山	九〇（七・七）	六（〇・五）	八（〇・七）	二（〇・二）	一、〇〇二（八六・〇）	五七（四・九）		一、一六五
広島	広島	八一七（二二・三）	一三（〇・四）	二三（〇・六）	二三（〇・六）	二、四八五（六七・九）	三〇〇（八・二）	一（〇・〇）	三、六六〇
	山口	九四（四・四）	七（〇・三）	一一三（五・三）	三（〇・一）	一、六八〇（七九・一）	二二九（一〇・八）		二、一二六
	岡山	一九五（八・〇）	七三（三・〇）	二八（一・一）	五（〇・二）	二、〇三八（八三・三）	一〇八（四・四）		二、四四七
	鳥取	一〇四（一三・五）	七（〇・九）	二〇（二・六）	八（一・〇）	五四九（七一・六）	八〇（一〇・四）		七六八
	松江	一二四（一八・五）	一（〇・一）	三八（五・七）	九（一・三）	四八〇（七一・七）	一八（二・七）		六七〇
福岡	福岡	二三一（四・五）	一〇（〇・二）	二二（〇・四）	五一（一・〇）	四、四六二（八七・三）	三三九（六・六）		五、一一四
	佐賀	三一（三・三）	三（〇・三）	二（〇・二）	一四（一・五）	八一五（八七・九）	六三（六・八）		九二八
	長崎	六六（五・一）	一〇（〇・八）	一（〇・〇）		一、〇六三（八二・五）	一四九（一一・六）		一、二八九
	大分	五九（六・三）	一五（一・六）		三（〇・三）	七五〇（八〇・二）	一〇九（一一・六）		九三六
	熊本	三〇九（一二・八）	八（〇・三）	三（〇・一）	二二（〇・九）	一、八一四（七四・九）	二六六（一一・〇）		二、四二三
	鹿児島	六四（三・八）	五（〇・三）	四（〇・二）	一（〇・〇）	一、三八〇（八二・九）	二一五（一二・八）		一、六六九
	宮崎	七二（八・三）	二一（二・四）		三（〇・三）	七一〇（八一・四）	六六（七・六）		八七二
仙台	仙台	九一（六・五）	五（〇・三）	一（〇・〇）	二三（一・七）	一、二二五（八八・三）	四四（三・二）		一、三八九
	福島	一〇三（四・九）	一三（〇・六）	二（〇・一）	一九（〇・九）	一、六六九（七九・〇）	三一一（一四・八）		二、一一六
	山形	四五（三・七）	六（〇・五）		八（〇・六）	一、一〇四（八七・三）	一〇〇（七・九）		一、二六三
	盛岡	五五（六・〇）	六（〇・七）			七六九（八四・二）	八二（九・〇）	一（〇・一）	九一三
	秋田	一三五（九・〇）	二（〇・一）	一（〇・〇）	一三（〇・八）	一、三三〇（八七・九）	三三（二・二）		一、五〇一
	青森	六二（七・二）	一二（一・四）	一三（一・五）	一〇（一・二）	六四七（七五・〇）	一一八（一三・七）		八六二
札幌	札幌	一八四（七・〇）	二四（〇・九）	二（〇・〇）	八（〇・三）	二、二九三（八七・九）	一〇〇（三・八）		二、六一一
	函館	一一四（一一・六）	二五（二・五）		二（〇・二）	七五五（七六・五）	九〇（九・二）		九八六
	旭川	三三（四・四）	七（〇・九）	一（〇・一）	六（〇・八）	六八五（九一・五）	一七（二・三）		七四九
	釧路	九二（一〇・九）	一（〇・一）	六（〇・七）	一〇（一・二）	五六四（六七・〇）	一六七（一九・九）	二（〇・二）	八四二

高松	高松	一二七（八・八）	一〇（〇・七）	一（〇・〇）	二九（一・三）	八九一（六一・五）	四〇四（二七・七）	一	一、四五二
	徳島	四三（四・九）	四（〇・五）		三（〇・三）	六八六（七九・八）	一二四（一四・五）		八五九
	高知	六〇（八・六）	一二（一・七）		二一（三・〇）	五一七（七四・四）	八五（一二・三）		六九五
	松山	五九（四・三）	一九（一・四）	一（〇・〇）	三（〇・二）	一、〇八一（七九・六）	一九七（一四・五）		一、三六〇
全国集計		一二、二七六（一〇・六）	六三三（〇・六）	三八九（〇・四）	六二七（〇・六）	八五、七〇五（八〇・七）	七、四一三（七・〇）	八（〇・〇）	一〇六、〇四〇

（註）昭和二十三年少年審判所からの移送としての旧受は計上してない。
（　）内の数字は、合計数に対する比率を表わす。

（第十六表）昭和二十四年少年保護事件観護措置月別集計表

	新受理	観護措置	少年観護所送致（現在の少年保護鑑別所）
一月	六、一一四	四九九（八・二％）	四七三（九五・〇％）
二月	八、〇四三	九四八（一一・七％）	八六一（九一・〇％）
三月	八、五三二	一、一〇六（一二・九％）	一、〇一六（九一・〇％）
四月	一一、五五五	一、一一四（九・八％）	九六八（八七・〇％）
五月	一〇、〇八二	一、三五三（一三・四％）	一、一九九（八八・五％）
六月	九、七八七	一、五六八（一五・九％）	一、四二八（九二・五％）
計	五四、一一三	六、五八八（平均一二・〇％）	五、九四五（平均九〇・五％）

（註）観護措置の比率は新受に対にするもの
少年観護所（少年保護鑑別所）送致の比率は観護措置に対するもの

（第十七表）昭和二十四年一月―六月家庭裁判所別少年保護事件観護措置集計表

高等家庭	区分	新受理	観護措置 計	受理に対する比	少年保護司観護（少年調査官、同官補）	計に対する比	少年観護所送致（少年保護鑑別所）
東京	東京	一〇、〇一八	六二五	六・二％	三	〇・四％	六二二
	横浜	一、六八三	一五三	九・一		〇	一五三
	浦和	一、〇四六	三	〇・三		〇	三
	千葉	七五七	一一三	一五・〇	七二	六三・五	四一
	水戸	一、四一〇	六〇	四・二	一四	二三・〇	四六
	宇都宮	六二五	五一	八・一	二	四・〇	四九
	前橋	一、一六七	一〇一	八・六	三八	三七・〇	六三
	静岡	一、一四三	一二〇	一〇・四	一	〇・九	一一九
	甲府	六五五	五九	九・〇	三五	六〇・〇	二四
	長野	八六〇	四〇	四・六	三二	八〇・〇	八
	新潟	九三〇	四一	四・四	一	二・五	四〇
大阪	大阪	三、五三三	六八一	一九・四		〇	六八一
	京都	三、〇二〇	四三三	一四・三	七	一・六	四二六
	神戸	二、〇八六	七〇一	三三・八	五四	八・六	六四七
	奈良	四六〇	一一	二・四	一	九・〇	一〇
	大津	三一八	一一	三・四		〇	一一
	和歌山	四八七	六九	一四・二		〇	六九
名古屋	名古屋	二、二七五	三七一	一六・三	四	一・四	三六七
	津	二四一	七一	二九・四	二	三・〇	六九
	岐阜	七〇五	一三二	一八・七	五	三・二	一二七
	福井	二四七	三五	一四・二	二五	七一・〇	一〇
	金沢	三三七	七四	二一・九	二	二・七	七二
	富山	五六六	五〇	八・八		〇	五〇
広島	広島	一、七三六	二九九	一七・二	三	一・〇	二九六
	山口	一、〇六八	一〇〇	九・四	三	三・〇	九七
	岡山	一、二六三	一九〇	一五・〇	九	四・八	一八一
	鳥取	四〇五	二四	五・九	四	一七・六	二〇
	松江	三四六	六六	一九・〇	一	一・五	六五
福岡	福岡	二、四二八	六二五	二五・七	六〇	九・六	五六五
	佐賀	四七六	二三	四・八		〇	二三
	長崎	六九七	一二五	一八・〇	二二	一七・五	一〇三
	大分	三八四	八一	二一・〇	一四	一七・五	六七
	熊本	一、三九八	一六九	一二・二		〇	一六九
	鹿児島	八〇〇	一三一	一六・四	一四	一一・〇	一一七
	宮崎	五〇一	一六	三・二		〇	一六
仙台	仙台	五九七	二三	三・九		〇	二三
	福島	一、〇八六	一一九	一〇・九		〇	一一九
	山形	四八二	一〇七	二二・二	一〇四	九六・五	三
	盛岡	四九八	二二	四・四	一	四・五	二一
	秋田	七〇九	九	一・三	一	一一・〇	八
	青森	二六七	一五	五・六	四	二六・〇	一一
札幌	札幌	一、二八六	一五五	一二・〇	五六	三六・〇	九九
	函館	四三七	八九	二〇・三		〇	八九
	旭川	三五五	二三	六・五	四	一七・四	一九
	釧路	一四五	一一	七・六	三	二六・五	八

高松	高松	八四七	七一	八・四	一二	一六・九	五九
	徳島	四〇二	四九	一二・二	一〇	二〇・五	三九
	高知	三六一	七	一・九		〇	七
	松山	五七〇	三三	五・八	一九	五七・五	一四
合計		五四、一一三	六、五八七	一二・一	六四二	九・八	五、九四五

(第十八表)　施設団体委託先調査表

	人員数 一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月一日現在員	少年観護所(少年保護鑑別所)不整備のためその代用として委託している場合の%	
施設団体委託(従前少年保護団体であつた施設団体に身柄委託した場合)	二四	一三	九	四	二	八	四	六	六	八	一五・三%	八五人中一三人
個人委託(個人委託として取扱われる者も実際は従前の少年保護団体に身柄委託した場合)	七	五六	一八八	三二四	二一二	一九五	一二三	一〇七	九〇	二三二	五九・一%	一、三三二人中その八二二人中東京の六八八人が占む

(第十九表)　犯罪行為別統計表(昭和二十四年一月—十一月)　国家地方警察本部統計

その一

罪種別—年齢別		一四年未満 男	一四年未満 女	一四年以上一八年未満 男	一四年以上一八年未満 女	一八年以上二〇年未満 男	一八年以上二〇年未満 女	二〇年以上二五年未満 男	二〇年以上二五年未満 女
殺人		二		九四	七	一六四	七	六三三	四三
嬰児殺				一	二	一	一八	八	七五
屋内強盗	殺人			一五		三一	二	八六	一
	強姦			一一		二九		七一	一
	傷人			六五	一	一三四	三	三九二	三
	普通	七		三三八	二	七四八	三	一、八六六	三
屋外強盗	殺人			三		二		二五	
	強姦	一		一三		一九		四七	
	傷人	一		九五		一五八	一	四一八	三
	普通	一九		三六一	一五	四六二	三	九〇一	二
放火		一三	一六	一〇〇	一九	五二	一五	一一六	三七
強姦		七		四八八		三五三	一	八三三	三
暴行、傷害、恐喝、脅迫		三九三	一五	五、〇四五	七一	七、一二九	九七	一九、八九六	一八九
窃盗	屋内盗	八、四一五	一、一三二	二六、七四六	三、二九三	一九、〇二五	三、八二三	三八、七七六	四、五七一
	屋外盗	二、六一五	二三四	八、九九九	四二六	六、二六五	三四一	一三、七四三	六三三
	掏摸	七七八	一〇四	一、六八八	二三七	六五〇	七八	一、二九二	九九
詐欺	偽造詐欺	三一		五二	一〇	五六三	二三	四〇二	四一
	其の他詐欺	九五	二	九五七	二五八	二、〇一五	三七三	九、一七九	九八一
瀆職				六		五二		八〇一	一
横領		一〇三	九	一〇四	一〇六	一、〇七〇	一五〇	四、二四七	四〇四
賭博		四九	一	一、〇三七	一六	一、五八六	四三	六、八三三	二八七
堕胎					三	四	二〇	三一	一〇七
猥褻		一八		一三	一七	八〇	一二	二二二	一三
其の他刑法犯		一、七〇六	三五	二、二〇〇	二五九	七、〇六一	三二七	一一、九〇九	一、三二一
小計		一四、四三〇	一、七四七	四九、一五〇	四、七五〇	四三、三三七	四、三三九	一二三、六九七	八、九四七
計			一六、一七七		五三、九〇〇		四七、六七六		一三二、六四四

その二

罪種別—年齢別		二五年以上四〇年未満 男	二五年以上四〇年未満 女	四〇年以上六〇年未満 男	四〇年以上六〇年未満 女	六〇年以上 男	六〇年以上 女	計 男	計 女	男女計
殺人		七一六	一五一	三八八	五五	一一三	一四	二、一〇九	二七七	二、三八六
嬰児殺		二三	一二九	二一	三〇	二	九	五六	二六二	三一八
屋内強盗	殺人	七六	四	一三	一	一		二二二	八	二三〇
	強姦	三五		二				一四八	一	一四九
	傷人	三一四	一	五五		五		九六五	八	九七三
	普通	一、二六二	一一	二〇三	四	一三		四、四三九	三四	四、四七三
屋外強盗	殺人	二	一	八		一		六九	一	七〇
	強姦	三七		四				一三〇		一三〇
	傷人	二五八	三	三六		三		九六九	七	九七六
	普通	四八四	三	八七	一	五		二、三三八	一四	二、三五二
放火		八四	七〇	一〇八	三九	四四	八	七二〇	二〇四	九二四
強姦		五九六	一	二〇一		二		二、六六八	五	二、六七三
暴行、傷害、恐喝、脅迫		一九、二二九	四二六	七、九八七	二六一	六九一	四四	六〇、三六〇	一、一〇三	六一、四六三
窃盗	屋内盗	三九、六六一	五、三三六	一四、九九九	二、二五六	一、四七三	二五五	一四九、三五四	一九、六六六	一六八、八二〇
	屋外盗	一九、一四五	一、四六八	一三、一三〇	一、一五四	一、五六五	二三五	六四、四六二	三、四八一	六八、九四三
	掏摸	一、二四六	一五四	五〇一	四〇	六三	三	六、一九八	七一五	六、九一三
詐欺	偽造詐欺	九四四	七〇	七三〇	三七	六一	三	一三、〇二五	一八四	一三、二〇九
	其の他詐欺	一八、七二七	一、六五九	一三、四〇七	八八五	九〇八	七九	四四、二八八	四、二五六	四八、五四四
瀆職		一、七四一	一〇七	三、三六七	一六二	三一五	二四	七、二八二	三〇四	七、五八六
横領		九、〇六九	七八四	七、八七一	六五〇	七五六	八二	二三、八二三	二、一八五	二六、〇〇八

（第二十表）　家庭裁判所別少年保護事件既済集計表　昭和二十四年一月―十二月

	賭博	堕胎	猥褻	その他刑法犯	小計	地方少年保護委員会の保護観察	教護院又は養護施設へ送致	少年院へ送致	計	試験観察	不処分	知事又は児童相談所へ送致	他の家庭裁判所へ送致	検察官へ送致	合計
東京	一七、一四七	七七	四五一	三一、九一六	一六、九八一	一、三一〇	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
横浜	一、九四	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
浦和	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
千葉	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
水戸	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
宇都宮	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
前橋	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
静岡	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
甲府	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
長野	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
新潟	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
大阪	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
京都	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
神戸	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
奈良	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
大津	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一
和歌山	一、一四一	一四九	五四	一、三六一	一、六三六	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一	一、一四一

	名古屋	岐阜	福井	金沢	富山	広島	山口	鳥取	岡山	松江	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	仙台	福島	山形	盛岡	秋田	青森
名古屋	七九二	一八三	二一三七	一、一三三	四三一	一九	二四六	九二	四、六一七														
岐阜	二四八	一九一	二七	八七	二四	一	九	二	七四九														
福井	一九一	七九	一一六	四〇	一四	一	一四	一	一、〇五四														
金沢	八五	三四	三三	一〇	一	一	一	四〇一															
富山	七四	三九	三一	一六	一	六五六																	
広島	一、三三	一、一三三	一八三	七一六	二、一三七																		
山口	四三一	八三	三六	一四	一、九三一																		
鳥取	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
岡山	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
松江	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
福岡	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
佐賀	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
長崎	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
大分	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
熊本	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
鹿児島	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
宮崎	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
仙台	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
福島	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
山形	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
盛岡	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
秋田	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
青森	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三

（第二十一表）　全国家庭裁判所少年保護事件既済月別集計表

（昭和二十四年）

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
保護処分	地方少年保護委員会の保護観察	四九	四三	五一五	八〇〇	一、〇三五	一、一七	一、二一	八七	一、二三六	一、二〇一	一、二五五	六八五
			(四九二)	(一、〇〇七)	(一、八〇七)	(二、八四二)	(四、〇〇九)	(五、一三〇)	(六、〇〇一)	(七、一七八)	(八、四〇四)	(九、六〇六)	(一〇、七六一)
	救護院又は養護施設へ送致	七	五三	六六	五〇	八四	九	四八	六三	六二	六九	六一	六九
			(六〇)	(一二六)	(一七六)	(二四四)	(三五五)	(四四六)	(五三八)	(六三五)	(七七五)	(八三七)	(七〇八)
	少年院へ送致	一〇九	一二五六	三〇一	三〇一	四八四	九一二	一、二三四	一、二五九	一、二七八	一、二六九	一、二七五	一、二五五
			(三六六)	(九六六)	(九八八)	(一、四五二)	(一、七九五)	(一、九三四)	(二、〇四四)	(二、一四三)	(二、一四〇)	(二、一四五)	(二、一四五)
	計	一六五	一八二	一、一五二	一、一五一	一、五八七	一、一四〇	一、二九一	一、三四九	一、四〇二	一、三七五	一、四〇一	一、三五五
			(九一七)	(一、七九九)	(二、〇九五一)	(四、五三八)	(三、一九五)	(三、五四三)	(四、〇二八)	(四、二八七)	(四、一四五)	(四、二八八)	(四、〇八〇)
試験観察		五九	七五	六一〇	一、二六三	一、二九五	九七七	一、二七七	一、三〇七	一、三四七	一、三〇九	一、三〇七	一、三〇九
			(三七五)	(九八五)	(一、一四八)	(三、五四三)	(四、八八六)	(五、八三五)	(六、五四六)	(七、四五一)	(七、四五五)	(八、三八九)	(一〇、三三四)
不処分		四六九	二、〇八八	二、八九一	四、五六三	九、九四八	五、九四八	五、九四八	六、五〇八	五、七四七	五、一四七	五、九七九	六、九二一
			(二、五五七)	(五、四四九)	(一〇、〇一一)	(一五、九六〇)	(一五、九六〇)	(一五、九六〇)	(一二、四四八)	(一二、九七〇)	(一二、九七〇)	(一二、九七〇)	(一五、三三五)
知事又は児童相談所長へ送致		五五	一五九	一五九	六七	一五八	一五八	一〇二七	一〇二七	一二六	一四八	一九〇	一九〇
			(二一四)	(三五八)	(一、二一一)	(一、七八九)	(一、七八九)	(二、八一六)	(二、八一六)	(三、四三三)	(四、一四五)	(四、一四五)	(四、一四五)
他の家庭裁判所へ移送		一、四九三	八五四	三一五	四〇三	五六〇	五六〇	七〇七	七〇七	七〇六	七〇六	七〇六	七〇六
			(二、三四七)	(三、〇四五)	(三、六三五)	(四、一九三)	(四、一九三)	(四、九六六)	(四、九六六)	(四、九六六)	(四、九六六)	(四、九六六)	(四、九六六)
検察官へ送致		二三	二一七	四五六	三三一	五七八	三一〇	三一〇	三一四	三一四	三一四	三一四	三一四
			(四四〇)	(八八六)	(一、二一八)	(一、五二八)	(一、五二八)	(一、八三二)	(一、八三二)	(一、八三二)	(一、八三二)	(一、八三二)	(一、八三二)
合計		二、四五四	四、三八六	五、四八九	八、三八六	一〇、一七八	一〇、一七八	一一、四〇一	一一、四〇一	一一、四〇一	一一、四〇一	一一、四〇一	一一、四〇一
			(六、八四〇)	(一一、三二九)	(一〇、七五五)	(三〇、九九三)	(三〇、九九三)	(四一、三五五)	(四一、三五五)	(四一、三五五)	(四一、三五五)	(四一、三五五)	(四一、三五五)

		高松	徳島	高知	松山	全国集計
保護処分	地方少年保護委員会の保護観察	二五	一三七	一九	二五	六八五
		(三六)	(二九)	(三)	(三六)	(三、六)
	救護院又は養護施設へ送致	二	一	一	二	六一
		(二)	(一)	(一)	(二)	(七八)
	少年院へ送致	二七	一三九	一九四	二五三	一、〇九三
		(四一)	(一〇四)	(二八三)	(四一三)	(一〇、九三一)
	計	二七	一四一	一九四	二五三	一、〇九三
		(四一)	(一〇五)	(二八三)	(四一三)	(一〇、九三一)
試験観察		五一	一〇	一九	一九	一〇九
		(七八)	(七)	(二)	(三)	(一、三一)
不処分		六九	四三	七六	六二	九四一、三一一
		(七七)	(三)	(一)	(一)	(一三、一)
知事又は児童相談所長へ送致		五一	一〇	五一	五一	二、〇九五
		(七七)	(一)	(七)	(七)	(二九、五九)
他の家庭裁判所へ移送		一四	一	一	一	二、〇九五
		(二)	(一)	(一)	(一)	(二九、五九)
検察官へ送致		一四	一	一	一	二、〇九五
		(二)	(一)	(一)	(一)	(二九、五九)
合計		一四	一	一	一	二、〇九五
		(二)	(一)	(一)	(一)	(二九、五九)

		札幌	函館	旭川	釧路	高松
保護処分	地方少年保護委員会の保護観察	二八三	一一	一三七	四三二	一、一九四
		(六五・五)	(二八)	(三一・七)	(一一・二)	(二四・二)
	救護院又は養護施設へ送致	一〇六	一八	二六	一五〇	八七
		(七〇・六)	(一一・二)	(一七・三)	(一〇・三)	(一四・六)
	少年院へ送致	七〇	三	一九	九二	六六
		(七・一)	(三・三)	(一〇・九)	(一三・一)	(一五・五)
	計	一一四	四	一八	一三六	五六
		(八三・九)	(二・九)	(一三・二)	(一三・〇)	(九・〇)
試験観察		一一六	二	八六	二五六	五一
		(八三・二)	(一・三)	(一二・四)	(一五・一)	(五七・〇)
不処分		一一六	二	八六	二五六	五九
		(八三・二)	(一・三)	(一二・四)	(一五・一)	(五四・六)
知事又は児童相談所長へ送致		一一六	二	八六	二五六	五一
		(八三・二)	(一・三)	(一二・四)	(一五・一)	(五五・六)
他の家庭裁判所へ移送		一一六	二	八六	二五六	五一
		(八三・二)	(一・三)	(一二・四)	(一五・一)	(五五・六)
検察官へ送致		一一六	二	八六	二五六	五一
		(八三・二)	(一・三)	(一二・四)	(一五・一)	(五五・六)
合計		一一六	二	八六	二五六	五一
		(八三・二)	(一・三)	(一二・四)	(一五・一)	(五五・六)

（註）（　）内の数字は、合計数に対する比率を表わす。
《　》内の数字は、保護処分の計に対する比率を表わす。

次に昭和二十四年度における全国の家庭裁判所職員の予算定員は、

判事	一一三名
判事補	四六名
書記官	一八六名
書記官補	四三九名
事務官	三八一名
保護司（少年調査官、同官補）	四〇五名
技官	二五名

となつている。同年中におけるこれら職員一人当りの少年事件負担件数は、

判事	九三一・三件
判事補	二、二八七・八件
書記官、同官補	一六八・三件

少年保護司（少年調査官、同官補）二四四・七件

という数字を示している。家庭裁判所判事は右のほかに家事審判事件を一人当り二、八八一・一件負担しているので、これを地方裁判所判事の同年中における民刑事件一人当り負担件数八九六・七件と比較しても、相当負担過重であることがわかる。各家庭裁判所において職員増加の叫びが挙げられているのも、もつともなことである。

さて、当委員会において全国各地に委員を派遣し、青少年犯罪に関して調査を行つた際、各地の家庭裁判所において、夫々の担当職員より諸般に亘り有益なる意見を聴くことができたのであるが、その全部をここに載せるわけにはゆかないので、その最も代表的なものと認められる函館家庭裁判所の意見書をその儘ここに再録して、参考に供することとする。

少年犯罪の一般的状況とその処理について

函館家庭裁判所

処分及び裁判の制度並に機構

処分

処分の種類並に其の件数に付いて

家庭裁判所が少年犯罪事件に対して行う処分は総て決定と謂う裁判の形式で行われ、其の処分の内、重要なものを挙ぐれば次のものがある。即ち事件を

甲（イ）地方少年保護委員会の観察に付する決定
（ロ）教護院又は養護施設に送致する決定
（ハ）少年院に送致する決定

があり、以上を少年法上の用語で保護処分と呼び、家庭裁判所の行う処分の内の重要な部分を占めるものであるが、尚此の他に

（乙）検察官に送致する決定
（丙）児童相談所長に送致する決定

がある。家庭裁判所が問題になつて居る事件に付いて、如何なる処分をなすべきかの処分の基準に関しては、次の項目に其の説明を譲り此の項目では函館家庭裁判所が設置された昭和二十四年一月から同年六月末日迄の間に受理した総件数は、五百八十二件であるが其の内、右の各処分がどんな割合で為されたかに付いて処分別に其の件数を挙げると次の通りである。即ち

（甲）（イ）地方少年保護委員会の観察に付する決定―五十一件
（ロ）教護院（大沼学院）に送致する決定　―　九件
（ハ）少年院に送致する決定　―　十二件
乙　検察庁の検察官に送致する決定　―男十九件　女二件
丙　児童相談所長に送致する決定　―百二十五件

となつて居る。

処分の基準に付いて

例えば、刑法第二百三十五條には他人の財物を窃取したる者は窃盗の罪とし、十年以下の懲役に処すと規定し、刑法に於ては犯罪があれば必ずその犯罪に付いて如何なる刑罰を科すべきかの限界を規定し、窃盗罪にあつては十年以下の範囲内で懲役刑を科し得るのであるが、少年法に於ては罪を犯した少年は家庭裁判所の審判に付する旨の規定があり、其の罪の種類を問わないのであり他方右の少年に付いては、少年法上幾多の処分がなされ得るし、而かも之等の処分は其の一つ一つが目的、性質を異にする関係上罪を犯した少年の如何なる事件に付いて如何なる処分をなすべきかの問題、即ち処分の基準を如何なる点に求むるかの裁判上の基本問題が起り得るのである。

一般に民事刑事の裁判に於ては事実を認定し、此の認定された事実に法律を適用することが裁判の実質とされて来たのであり、民刑事裁判に在つては先ず事実認定が裁判の基本となるのである。少年犯罪事件に於て家庭裁判所のなす処分（裁判）に在つても、或種の事情が認定されねばならないのであるから認定と謂う点に於ては此の両種の裁判はその性質を同じくするものである。このことは家庭裁判所も裁判所の一つである以上、民刑事裁判所と同様決定機関であると謂う面から由来するのである。然しながら両種の裁判に於て認定の対称となるべきものは全然異なるのである。之を具体的に説明すれば、少年犯罪事件に於ける家庭裁判所の処分（裁判）の認定の対象となるべきものは、少年本人の犯罪行為自体ではなくして其れを通じて認められるべき少年本人の人格の状態そのもの、及び其の犯罪に客観的原因を與えた少年本人を囲繞する社会環境そのものである。家庭裁判所の処分（裁判）に在つては、この裁判所が種々な科学的調査により、少年本人の人格、及び環境の良否の状態をその在るが儘の本来の姿に於て之を捕捉して、其の犯罪の原因となるべきものを検討発見し、斯る原因を除去し得べき正しい保護の対策方法をその少年に対する国の意思表示として宣言すると謂う形式で行うのである。方面を変て説明すれば、家庭裁判所の少年犯罪事件に於ける処分（裁判）の基準となるべきものは、少年本人の人格の矯正や環境の調整に関し、少年本人に如何なるものが必要とさるべきかに関して、その必要とされるものによつて測られる。少年本人の有する全体的性質、即ちその少年の要保護性が処分（裁判）の根本基準となるのである。

処分を法文に従つて形式的に分類すれば、前記の様に（甲）（乙）（丙）の各処分となるのであるが、之等処分の実質的分類の基準は、即ち右の要保護性自体の強弱高低に基くものに外ならないのである。

斯様に家庭裁判所の少年犯罪事件に於ける処分（裁判）の認定の対象となるべきものは、少年本人の有する要保護性そのものであるから、この要保護性を正しく認定し、之に対応する措置として如何なる処分がその少年に対して必要とされるかの正しい判断力が絶体に家庭裁判所の裁判官に要求され、この判断力こそ、その裁判官の生命であり、これなくしては少年犯罪事件に於て適正な裁判を行うことが不可能であろう。

之迄に述べて来たところにより、少年犯罪事件に於ける処分の認定対象は、少年本人の有する要保護性自体であることが明にされたのであるが、この要保護性を如何にして認定すべきかの問題は、科学的即ち心理学的社会学的医学的精神病学的教育学的方法により、少年に関する社会的調査肉体的調査並に精神的調査を遂げなければならぬのであるが、現在斯様な科学的調査機構が法制上家庭裁判所に設置されて居ない関係上、斯る調査は総て他の機関に調査の援助協力を求めると謂う方法で之を委嘱して居るのであるが、当函館家庭裁判所に於ても、右の科学調査は、鑑別方面にあつては函館児童相談所に、肉体的精神的方面にあつては之を函館市内官公立病院又は函館保健所に、夫々之を援助協力の形式で委嘱する方針を採つて居るが、委嘱を受けた機関自身の事務繁忙の為か、その調査の結果を得る迄に相当日時を要し、之が為処分の適正を期することができぬ虞があるのである。而かも受理事件の約九十パーセント迄が警察員又は検察官から送致を受けて居るのであるが、これ等は全々科学調査なくして、家庭裁判所に繋属するのであるから、家庭裁判所としては其の取扱う事件の大部分の科学調査を悉く他の機関に委嘱しなければならぬと謂う不合理にして且非能率的結果に甘んじなければならぬ実状にあるのである。斯る状態は科学調査をその生命特質とする家庭裁判所の性格と矛盾するも甚だしいものと謂わねばならぬのである。家庭裁判所自身が科学調査機関（鑑別機関及び医務室）をその機構の中に持つことは、家庭裁判所の本来念願とするところであり、速に科学調査機関の設置実現を切望して止まないものである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 参議院会議録第十号附録（その二）

次ぎに少年観護所の問題に付いて考察するに当地函館は北海道と本州との交通の要衝に当り、人の移動の激しい土地であるだけに少年犯罪の面に於ても家出少年、浮浪少年が日々刻々北海道本州間を移動去来し、その途上に在る函館が彼等浮動性少年の犯罪活動の策源地として重要な意義を有する土地なればこそ、彼等少年を当地函館に於て捕捉し観護することこそ北海道本州間の犯罪移行を切断し、犯罪の防止と少年の保護とを全うする所以なのである。観察すれば当地函館の少年犯罪の面に於ける価値は、種々の意味に於て極めて高く評価されねばならぬのである。然るに浮動性犯罪少年の身柄を観護すべき少年観護所（現在の少年保護鑑別所、以下同じ）が当地函館に設置されたのは、新少年法施行後約七ヶ月を経過した本年七月下旬にして、その設備は収容定員五名を越ゆることができぬ程度のものであつた。函館少年観護所開設の時期が右の函館の特性にも拘らず、遅延した点は暫く置き、斯機な僅少の収容定員では激増化する傾向に在る浮動性犯罪少年の身柄観護の需要にすら適合せざるものと謂うべく、しかのみならずその観護室は僅に一室にして雑居を余儀なくされた少年相互に於て未来の犯罪を謀議せしめるか、又は相互に悪感化を受けしめる等その設備不十分の為め招来する弊害を数え挙ぐれば多々危惧すべき状況にして、当地函館に於ける少年犯罪の面に潜在する特性に照らし、斯る設備が果して観護所として満足すべきものなりや否やは言わずして明白であり、敢て函館家庭裁判所は当地函館の地方的特殊事情に鑑み、少年観護所の所管当局に対し一日も速に少年観護所として、その本来の機能を営み得る設備を設置せられたきこと、少くとも現在の函館少年観護所を速刻整備拡充して少年観護事務に万全を期せられたいことを心から要請するものである。

更に少年観護所に関連して少年院の問題があるのである。即ち北海道には男子の少年院としては、千歳町（千歳郡）に北海少年院が、女子の少年院としては、上砂川町（空知郡）に北海少年院分院紫明りようが、夫々設置されて居るが右の少年院は孰れも札幌家庭裁判所管内に所在するので、函館家庭裁判所に於て少年院送致決定を受けた少年は、少年保護管区長の指定により、その悉くが右孰れかの少年院に送致されて居る実状で、この送致決定の執行として、少年を函館駅より千歳駅迄同行する所要汽車時間十七時間、少年旅費三等片道四百円を要し、函館駅より上砂川駅迄の所要汽車時間十五時間、少年旅費三等片道四百四十円を要するのであるが、同行者に於ても、片道右と同様の時間と旅費とを要すること勿論であるのみならず、同行者が送致少年を目的の少年院迄同行するには相当な肉体的精神的労苦を伴うのであり、函館家庭裁判所管内に少年院の設置を希望して止まなかつた折柄今回の少年院法第二十一條の改正規定により、函館少年刑務所内に特別少年院が設置さるべきことになつたので函館家庭裁判所として、右の特別少年院を直接利用することにより、同行に伴う費用、時間、労苦を省き得るかに見えたが現在右の特別少年院は開設されて居らず、当路者の説によれば開設時期も確定せず、而かも収容定員十名に過ぎざる予定であることを聞くのであるが、玆に函館家庭裁判所は同行に伴う国家的社会的損失の甚大なる実跡に鑑み、特別少年院のみならず初等少年院、中等少年院をも集成した規模を有する少年院を当地函館に設置することに付いて所管官庁に対し、声を高くして要求すると共に国会当局に対してもその開設に付いて積極的支援を心から切望するものである。

裁判制度に付いて

家庭裁判所に於ける少年犯罪事件に対する裁判権の性質

昭和二十四年一月一日から家庭裁判所が設立せられ、其の組織や権限は、裁判所法及び少年法其の他の関係法規等に定められて居り、之によれば家庭裁判所の組織法上の性格としては地方裁判所と同格の裁判所であり、家庭裁判所の決定に対してはその控訴審たる高等裁判所に抗告し、更に高等裁判所の為した決定に対して特別の場合には、最高裁判所に再抗告することが許されると謂う意味で家庭裁判所は地方裁判所と共に最高裁判所を其の頂点とするピラミッドの基盤の一つを形成することになつたのである。

而して家庭裁判所の法律上の権限、即ち裁判権中少年審判事件に関する裁判権の性質に付いて考察して見るのに、此の裁判権は刑事裁判所の有する裁判権と本質的に相反するものであるが、之を既成の裁判権と謂う観念の面から強いて論ずれば、此の裁判権は大体に於て民事裁判権と其の性質を同じゆうするものであると謂うことができよう。即ち少年が健全に育成されることは社会公共の福祉であり、一人の少年の不良化は他の少年の不良化を招くこと必然であり、親は我子が不良化されることを防止するに付いて親権者の有する監護権の作用として我子並に他人の子が不良化的傾向にある場合、例えば犯罪を行い又は行う虞のある場合に国の機関である家庭裁判所に対し、我子並に他人の子に対する保護を求め得べき訴権を有する原告の地位に立ち、少年本人は原告主張の如き要保護性のある少年なりや否やに関して裁判所の正しい判断を受ける被告たるの地位に立ち、裁判所は原告主張のような要保護性が少年に存するか否かを判断し、その結果に従つて被告に対し裁判所の定めた保護方法に服すべきか否かを命ずるのである。然し少年審判事件における家庭裁判所の裁判権の性質が、なお幾多の点において民事裁判権の理論で説明し得ない特性を持つて居るから、結局この裁判権は家庭裁判所と謂う新しい性格を持つた裁判所の有する新しい類型の裁判権であると説明するのが適切であろう。

なお、家庭裁判所の裁判権中に少年法第三十七條の成人に関する刑事裁判権がある。この裁判権についても家庭裁判所は、優先的裁判管轄権を有するものであつて、罰金以下の刑を科するのを原則とするが家庭裁判所において禁こ以上の刑を科するのを相当と認める場合には地方裁判所に移送することになつていて、この裁判権はいうまでもなく刑事裁判権である。

函館家庭裁判所が昭和二十四年一月から七月までに成人の刑事々件を受理した件数は二件である。その内の一件は成年婦人が十五歳の女兒に淫行をさせたという兒童福祉法第六十條違反被告事件があり、その処分は罰金三千円であつた。この事件は問題の女兒が家出浮浪してこの事件前から生活手段として自ら淫行をなして暮していたもので、行先のないところから被告人の世話でその家の一室を貸して貰つて淫行をしたという事件であり、他の事件は飲食店の女主人が未成年者に酒を飲ましたという未成年者飲酒禁止法違反被告事件であり、其の処分は科料三百円であつた。

少年犯罪事件に関する家庭裁判所の地位

少年法によると少年犯罪事件は、其のほとんどが家庭裁判所に集中するのである。即ち家庭裁判所に対しては、

（一）　児童相談所からの送致
（二）　都道府県知事からの送致
（三）　検察官からの送致
（四）　司法警察員からの送致
（五）　地方裁判所からの移送
（六）　一般人からの通告

により事件は夫々家庭裁判所に繋属し家庭裁判所の審判の結果により（甲）事件は検察官に逆に送致され（乙）事件は児童相談所長に送致され（丙）事件は地方少年保護委員会の観察に付されたり教護院、養護施設少年院に送致する等の保護処分に付され（丁）事件は事実軽微として之に付いて何等の処分をしない不処分の裁判も行われるであろう、斯くの如く少年犯罪事件に付いて家庭裁判所の有する裁判権は専属的排他的管轄権にして少年犯罪事件に付いて占むる家庭裁判所の地位はまさしく独占的性格を帯びるものであつて、此の意味に於て家庭裁判所の裁判上の地位はまことに重要なものと謂わなければならない。

家庭裁判所に対する社会の認識評価

「家庭には光を少年には愛をモットーで新発足した家庭裁判所が犯罪少年事件の面に於て現在社会から如何なる認識評価を受けて居るかに付いて検討を加え、将来日本の家庭裁判所の行き方を見守ることは、誕生の段階から生長への段階に入つた現在の家庭裁判所にとつて必要なことではあるまいか。

少年犯罪事件特に少年保護事件について有する家庭裁判所の裁判権の性質に関しては、刑事裁判権的のものでもなく、又正確には民事裁判権的のものでもなく、結局新しい類型の裁判権であることは前述した通りであるが、家庭裁判所の持つこの裁判権が社会一般に正当に認識評価されて居らず、家庭裁判所を以て彼の刑事裁判所の特種なものであるか、又はその延長的性格を有するものと誤認されて居ることである。社会は何故に斯る誤解を抱くのであろうか、その原因を細心に検討すれば先ず第一点として現在家庭裁判所が受理する事件のほとんどが警察員、又は検察官の手を経由して居ると謂うこと自体に社会一般の根本的誤解の原因が存するのである。之を試みに函館家庭裁判所昭和二十四年一月の開設以来同年六月末日迄に受理した事件総数は、前述の通り五百八十二件であるが、之を方面別にして統計をとつて見るに次の通りである。

A　一般人から家庭裁判所に通告された事件	二件	全件数の　〇、三三％
B　児童相談所から家庭裁判所に送致された事件	二件 〃	〇、三三％
C　司法警察員から家庭裁判所に送致された事件	百十二件 〃	一九、二四％
D　検察官から家庭裁判所に送致された事件	三百九十一件 〃	六七、一〇％
E　其の他	七十八件 〃	一三、〇〇％

となつておる。

此の統計の示すところによると一般人からの通告事件は受理総件数の〇、三三％を占むるに過ぎない実状で、家庭裁判所が受理する少年事件の八十六・三四％迄が司法警察員及び検察官からの送致事件で占められて居るのである。斯様な統計の結果は独り函館家庭裁判所に於てのみ見られる現象ではなくて日本全国に於ける家庭裁判所でも均しく同じ状態であると信じられる。斯様な現状であるから社会は家庭裁判所を目して少年の刑事事件を扱う特殊な刑事裁判所であると評価して居る実状なのである。このことは家庭裁判所の生長にとつて大きな障碍となるのであるからよろしく適当な機関が適当な方法によつて社会全般をして家庭裁判所の性格を正しくさせる様な施設を講じなければならないことは現下の急務であると思うのである。右の通り統計上社会一般人からの通告事件が少ないことはそれ丈け家庭裁判所に対する社会一般人の関心が低劣であることを示す証拠であると断じても過言ではあるまい。家庭裁判所に対する社会の関心が強ければ強い程社会は警察員や検察官と謂う官憲の手を経なくとも通告手続により少年の保護を家庭裁判所に求めて来るであろう。

次に第二点として家庭裁判所自身の設営の面に於ても現在の段階では社会に対し右の誤解を深める虞ある状態が家庭裁判所の側に存することである。即ち其の一は家庭裁判所の物的設備の面である。即ち全国家庭裁判所四十九個所の本庁で独立分離の庁舎を有するものは極めて少数でほとんど多くの家庭裁判所は既存の地方裁判所庁舎内に所謂間借状態にあつて、わずかに家庭裁判所の存在を社会に示して居るに過ぎない。其の二は家庭裁判所の裁判官の人員問題である。現在家庭裁判所の裁判官の多くは地方裁判所判事と兼任状態で本年秋頃は家庭裁判所の判事二十六名、判事補二十八名の専任裁判官を増員する当局の意向があると聞いて居るが、斯る増員を以てしても家庭裁判所の機能を発揮して社会の認識を改めしむるに十分ではないであろう。

家庭裁判所の設営に付いては現下の国家経済の面からして速かにその理想とする整備拡充の状態に達し得ない現状に在ることは止むを得ないのであるが然しこの現状を打開し、家庭裁判所の円満な成長を期する為め否健全な第二国民の育成の為めに右設営に付いて国会当局の深き理解と熱烈な協力とを切望するものである。

家庭裁判所と従前の少年審判所との比較

（一）　組織法上の問題としては、前者は裁判所法の規定に基く裁判権を有する裁判所であり、後者は旧少年法の規定による職務権限を有し、司法大臣の監督に属する行政官庁である関係上少年犯罪事件について行う処分は、前者にあつては裁判（決定）であり、後者にあつては行政処分的措置である点に於いてこの両者の性格に付いて本質的区別があるのである。

（二）　右の性格の特異性に基き前者は裁判所と謂う純然たる決定機関であり、後者は旧少年法等の規定により処分に関する裁決機関であると同時に又其の執行機関でもあるので、同一機関が裁決権と執行権とを併有して居た点にこそ少年審判所の特徴があつたのである。

（三）　処分に対する異議権と処分の取消変更権とに付いてもこの両者に独自の特色が存するのである。即ち家庭裁判所の為した決定（処分）については家庭裁判所自身之を取消変更することは認められない関係上少年本人又はその保護者に対し異議申立権即ち決定に対する抗告権を附与して居るが、之に反し少年審判所の処分に付いては少年本人及びその保護者は勿論いかなる者からも之に対する異議を申立て得ない反面少年審判所は必要ありと認めた場合には何時にても其の為した処分を自ら取消変更できたのである。

斯様な点に於て両者の法律上の権限に異同があるのであるが之が実務即ち運営の方面に如何なる影響を与えたかに付いて、特に両者の比較をして見ることにしよう。

即ち少年審判所に在つてはその為した処分に対して全然異議申立権がなかつた関係上、兎角その処分の成立過程に於て少年審判官の恣意専断に陥る弊があると同時に取消変更が認められて居る関係上処分に慎重を欠き、少年本人や保護者から処分に付いての信頼を欠いて居た嫌があつたのであるが尚それ以上にこの取消変更の制度が齎らした罪禍は次の点に於て之を顕著に看取することができよう。即ち外部の政治的勢力乃至は地方ボス的勢力による処分の取消変更を求むる無形の干渉圧迫であつた。之が為めに少年審判官は審判事務自体に要する時間よりも外部の人々の陳情を聴く時間が多くこの外部的圧力に対して心ある少年審判官は自己の良心と確信に基いて為した処分を如何にして少年本人の真の保護の為めに保持するかと謂うことに心を砕いたものである。然し今や斯る制度上の欠陥は、家庭裁判所の設立と成長とにより全く徹底的に是正され家庭裁判所は、その裁判に対する社会の信頼を維持して行く為めに益々その職責の重要性を自覚しなければならぬのであろう。

（四）　家庭裁判所制度にあつては、裁判所は純然たる決定機関であつて、その管下に執行機関としての保護施設を持たないが、之に反し少年審判所制度にあつては処分に関する裁決機関と執行機関とが同一の制度組織の中に取り入れられ特に右の執行機関である保護施設内の司法保護事業法による所謂保護団体が少年保護施設として異色ある存在であつたのであるが、右の保護団体はその多くは財政的基礎が薄弱であつた関係上絶えず経営困難になやまされ、従つてこの危機を乗切る為めに保護団体が収容少年の労働力を搾取して利潤を挙げようとする傾向があり、之を大局から観れば保護団体を救済せんとすれば必然経営第一主義となり、少年保護は附随的目的に引下げられると謂う奇異な現象を呈し、実に之が為めに少年審判所が保護団体の経営維持の目的で少年を右の団体に送致することに狂奔し、少年審判所は保護団体に対する労務供給の為めの審判であつた感を深くする幾多の事跡を見たのである。殊にその弊くして労務供給の為めの審判ではなの極点に達したのは、彼の太平洋戦争中であつたのである。然し今や家庭裁判所制度の確立によつて斯る弊害は除去せられ、決定機関である家庭裁判所に再びむかしのみにくい姿を写し出す機会が永遠になくなつたことは、少年保護の将来に明るい光を投げかけるものと謂うべきで、それ丈けに家庭裁判所の上には今や国民社会の信頼に応えて、その機能を正しく発揮すべき重責があると謂うべきであろう。

少年法運用の実績に照らし少年法に対する所感

其の一

少年法の目的は少くとも保護処分に関する限り少年の健全な育成を期するに在るのであつて、刑罰を科するに在るのではない。従つて少年法を支配する法理は刑事訴訟法的のものでもあつてはならない筈であるのに少年法の中には強制処分的な刑事訴訟法の規定がその儘少年保護事件に準用されたり、或は又少年の身柄留置に関する観護措置の規定が置かれてあるが、この規定も多少多かれ少かれ刑事訴訟法的性格を帯びて居るのである。以上の規定は少年事件に於ても少年本人の基本的人権尊重の立場から家庭裁判所が審判手続に於て行い得る権限の範囲を明確に規定して苟くも保護処分に名を藉り少年の人権を侵害することがあつてはならないと云う考慮に基くものであろうが、右の様な刑事訴訟法的規定がある為めに少年法の保護処分に関する規定の全体が如何にも刑事訴訟法的な法理で支配されて居る感が強いのであり、保護処分が刑罰を科するを目的としない限り少くとも保護処分に関する規定は刑事訴訟法的性格から脱してこれに代るべき保護処分独自の目的に適合した規定が設けられるべきであり、刑事訴訟法的感覚から受くる少年やその保護者の恐怖感情を取り除いてやる特別の配慮が望ましいと思う。保護事件に対する家庭裁判所の裁判権が刑事裁判権的性格のものでないと謂う前提に立つ限り家庭裁判所の行う審判手続を刑事訴訟手続化しなくとも憲法違反としての少年の基本的人権を侵害することにならぬであろうことを信ずるものである。

其の二

少年の犯罪の原因は少年本人の性格や環境の良否善悪に基因することは、今更云う迄もないところであるが、近時の少年犯罪の傾向として、少年が本来性格的に不良性を帯びたと認められるべきものは、案外僅少でその犯罪原因をたどつて見るとその多くは主として環境に左右支配されて居ることが窺われるのである。其の中でも親の側に存する欠陥即ち少年を監護教育する義務ある両親又はその一方が、少年を取巻く環境に対する注意の点に全く無関心であつたり、或は親自らが少年に対し、悪い環境を作り出したり甚だしきに至つては親が子の犯罪を指導又は教さしたりすること等により其の子をして犯罪を行わしめるに至つた事案が函館家庭裁判所の事件処理上の実績に徴し決して少くないのである。或は又此の程度に至らなくとも親が子の監護教育に無智なるか又は無能なるかの為め子をして犯罪を犯さしめ又は更に犯罪を累ねしめるに至つた事案に於ては、其の例甚だ多いのである。斯様なことは親が子に対する親権の行使を誤つてか又は親権行使について無能力なるか、或は不当に親権を行使したかに由来するものであろう。右の場合に親が子に対して有する親権の作用を停止しなくては少年の保護教化は之を期することができぬであろうから、斯る場合には少年を保護施設に収容する決定をすると同時に家庭裁判所に於て職権により、その子に対し親の有する親権の停止を命じ得べき裁判を為し得る様、立法する必要がある。尚この点に於て一言し度いことは、少年がその家庭に於て父母の申孰れの感化を受け易いかと謂うに母は父に比較して家庭に於て子に接する時間が多い為母の感化力は、父のそれに比して、子の監護教育に大きな無限の影響を与えるものであり、この点子の母たるものの今更にその子に対する監護教育に付いて再顧反省するところがなくてはならぬと信じるものである。

「以上」

（ロ）　地方裁判所

青少年犯罪者のうち、検察庁によつて起訴せられた者は地方裁判所において裁判に附せられることになる。昭和二十一年以降昭和二十四年三月までにおける青少年犯罪者の起訴人員数は既出の第十三表（検察庁取扱、少年準少年犯罪人員調）に記載の通りである。これら起訴せられた者の裁判の結果に関して、全国的な統計を欠くので正確なことはわからないが、昭和二十二年度における全国地方裁判所及び支部が取扱つた刑事第一審事件既済分の被告人総数に対し、刑の言渡を受けた者の率が九四％となつているところからみて、起訴せられた青少年犯罪者もその大部分は有罪の宣告を受けているものと解して支障ないであろう。

（四）　保護矯正機関

（イ）　少年院

少年院法の定めるところによれば、少年院は家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、これに矯正教育を授ける施設であつて、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院の四種ある。昭和二十五年一月三十一日現在において、全国に本院二十八ヶ所、分院二十五ヶ所、計五十三ヶ所あり、その収容定員は総計四、〇五三名、収容現員は総計三、三九九名となつており、その職員は定員総計一、一八五名、現員総計一、一三七名で、職員一人当りの担当収容者三人の割合になつておりその各施設別内訳は次の通りである（第二十二表）。

（第二十二表）　少年院収容人員及職員配置表　（昭和二十五年一月三十一日現在）

庁名	種別	男女別	収容者		事務官		技官		教官		雇傭人		計	
			定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
総計	五三		四、〇五三	三、三九九	九八	九七	五八	四三	四八九	四六一	一三七	一三一	一、一八五	一、一三七
多摩少年院	初、中	男	一〇〇	一四五	四	四	三	二	一三	一二四	七	七	五九	六一
浦和学院	中	男	三六	三四	一	一	〇	〇	七	七	一	二	三	三
東京少年院	医	男	三〇	二五	三	三	四	四	五	五	三	三	一一	一一
秩父学園	医	男	一〇	一六	〇	〇	一	一	三	三	一	一	八	八
水府学院	医	男	三五	三五	一	一	〇	〇	三	三	一	一	二	二
愛光女子学園	初、中	女	五二	六三	三	三	一	一	四	四	三	三	九	九
関東医療少年院	医	女	一〇	三	三	三	一	一	一	一	〇	〇	三	三
千葉星華学院	初	男	九〇	五八	三	三	一	一	七	五	六	六	一〇	一〇
印旛少年院	特	男	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八街少年院	中	男	一〇	〇	三	三	一	一	一	一	三	三	一六	一六
茨城農芸学院	中	男	一〇〇	六〇	三	三	一	一	一	〇	三	三	一八	一八
榛名少年院	初、中	男	六〇	一一三	三	三	一	一	一	一	三	三	二二	二二
東海農芸学院	初、中	男	五三	七八	三	三	一	一	一	〇	三	三	二二	二二
有明高原寮	初、中	男	三六	四八	三	三	一	一	一	一	三	三	二二	二二
長野知行塾	初、中	男	—	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
上田請修寮	初、中	女	四四	二五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
新潟少年学院	初、中	男	四六	七一	三	二	一	一	二	二	三	三	一一	一一
浪速少年院	初、中	男	二〇三	二〇〇	四	四	二	二	一一	一一	三	三	二一	二一
河陽学舎	中	男	四五	四六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
共善学寮	中	男	五四	四六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
至誠院	中	男	五〇	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
交野女子学院	初、中	女	七一	九七	三	三	一	一	一	一	三	三	五	五
宇治少年院	初	男	一〇二	七三	三	三	一	一	一	一	三	三	五	五
京都少年療護院	医	男、女	二六五	一二四	三	三	一	一	一	一	三	三	五	五
神戸再度山学院	初	男	一四三	六三	三	三	一	一	一	一	三	三	五	五
鈴蘭台学院	中	男	一六四	六八	三	二	一	一	一	一	三	三	五	五
加古川学園	中	男	一一〇	五六	二	二	一	一	一	一	二	二	四	四
瀬戸少年院	初、中	男	二一七	一八三	四	五	二	二	一	一	三	三	一一	一一
明徳少女苑	初、中	女	六七	五九	一	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	二	二
豊浦少年療養所	医	男女	四三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	二	二
三重少年学園	中	男	一五二	三二	三	三	一	一	一	一	三	三	五	五
各務農芸学院	中	男	一一五	四九	三	三	一	一	一	一	三	三	五	五
湖南学院	中	男	三九	四一	三	三	一	一	一	一	三	三	五	五
富山少年学院	初、中	男	三五	二三	一	一	〇	〇	〇	〇	一	一	二	二

豊ヶ岡農工学院	初	男	一〇九	一〇七	三	三	一	〇	一一	一一	三	三	九	九	二七	二六
広島少年院	初、中	男	一二八	一六四	三	三	二	一	一五	一四	四	五	一四	一四	三八	三七
貴船原少女苑	初、中	女	四二	三四	一	一	〇	〇	六	五	一	一	三	三	一一	一〇
美保少年院	初、中	男	二〇五	九五	三	三	一	一	一三	一三	三	三	一一	一一	三一	三一
古志原学院	中	男	四二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
福岡少年院	初、中	男	一六五	二一一	四	四	二	二	二一	二一	五	五	一六	一六	四八	四八
筑紫少女苑	初、中	女	三〇	三一	〇	〇	〇	〇	四	四	一	一	四	四	九	九
貞志寮	初、中	男	二八	二二	一	一	〇	〇	五	五	一	一	三	二	一〇	九
佐世保臨海寮	初、中	男	一〇九	四四	三	三	一	〇	九	九	三	三	八	八	二四	二三
人吉農芸学院	初、中	男	一二三	五三	三	二	一	二	九	一〇	三	四	一〇	一〇	二六	二八
東北少年院	初、中	男	一八五	七四	四	四	一	一	二〇	二二	五	五	一八	一八	四八	五〇
青海寮	初、中	男	四四	二四	一	一	〇	〇	六	六	一	一	五	五	一三	一三
置賜学院	中	男	五八	四四	一	一	〇	〇	五	四	一	一	三	三	一〇	九
秋田仙北寮	初	男	一一	一〇	〇	〇	〇	〇	四	三	一	一	三	三	八	七
北海少年院	初、中	男	九八	九二	三	三	二	二	一一	一〇	三	三	一一	一一	三〇	二九
紫明寮	初、中	女	二〇	一九	〇	〇	〇	〇	四	三	一	一	三	三	八	七
北光園	初	男	四〇	〇	〇	〇	〇	〇	四	四	一	一	二	〇	七	五
四国少年院	初、中	男	九五	一三二	三	三	二	一	一六	一六	四	四	一四	一四	三九	三八
丸亀少女の家	初、中	女	二四	二六	一	一	〇	〇	四	四	一	一	三	三	九	九
八王子少年刑務所	特	男	五一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知少年刑務所	特	男	五四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀少年刑務所	特	男	一〇六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
盛岡少年刑務所	特	男	五九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
函館少年刑務所	特	男	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木刑務所	特	女	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
笠松刑務所	特	女	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山刑務所	特	女	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三次刑務支所	特	女	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
札幌刑務所	特	女	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考　表中「初」は初等少年院、「中」は中等少年院、「医」は医療少年院、「特」は特別少年院を表はす。

第二十二表中、東京少年院、（秩父、茨城の両分院を含む）関東医療少年院、京都少年療護院及び豊浦少年療養所の四施設は医療少年院であつて、そのうち、東京少年院は精神薄弱な少年を、関東医療少年院は身体虚弱な少年を、京都少年療護院は綜合医療を必要とする少年を、豊浦少年療養所は結核少年を夫々主として収容することになつている。特別少年院としては印旛少年院（一ヶ所）のみであるが、これを補うために応急的に右の第二十二表に記載の通り現在少年刑務所を以て之に代用している。

女子少年院は本院が東京の愛光女子学園と大阪の交野女子学院の二ヶ所、その他各地に分院が六ヶ所、計八ヶ所あり、いずれも初等、中等の女子少年を収容しているが、その中には不良性の著るしく高いものがあり、少数の悪質分子のため全体の秩序が破壊される懼も予想されるので、これらを一般より隔離して別に教育する必要上法務府においては、目下女子特別少年院設置について研究中とのことである。

少年院における逃走等の事故は、社会の治安に相当の影響を与えているので、当局においては事故防止のため極力努力を重ねている。各年度別の収容者数と逃走者数の比率をみると次の通りで、その比率は年々増加の傾向にあり、憂慮すべき現象を呈している。

年別	新収容者数（a）	逃走者数（b）	新収容者数に対する逃走率（b/a）	年末在院者数
昭和二十一年	一、八六二	二四六	一三・二%	八五六

〃　二十二年	二、一四三	四八二	一、〇九八
〃　二十三年	二、九七二	七七七	一、三九九
〃　二十四年（八月末日現在）	三、一〇一	一、〇九八	二、二七一

逃走の原因については次の如く考えられる。

（イ）戦後少年の遵法意識低下し道徳的判断に欠除している。

（ロ）施設が不備であり、多人数を同一室に収容する内、少数の悪質者が主謀となつて他少年を煽動する。

（ハ）開放式の少年院が多く、少年は放縦な社会に憧がれて単純に逃走してしまう。

（ニ）同一人が数回反覆逃走する結果、逃走手口がその都度巧妙になり職員の意表をつくことが多い。

（ホ）新設施設の職員は新採用の者が多く少年取扱について不馴れである。

その対策としては少年院自体を開放式、非開放式等種々の段階のものに分類して、夫々に応じて分類された少年を送致すること、個別指導、ケースワークに重点を置いて、個々の少年の問題についてよく相談すること、運動、レクリエーションその他行事を活潑に行い、興味の対象を拡げてやること等積極的に実施し、相当の効果をあげつつある模様である。

次に昭和二十四年九月末日現在の全国少年院在院者の入院度数は、総数二、五五〇名について、

初回	二、一四五名	（八四・二　%）
二回	三四八名	（一三・六　%）
三回	五一名	（二・〇　%）
四回	四名	（〇・一二%）
五回	一名	（〇・〇四%）
六回	一名	（〇・〇四%）

となつており、ここでも初回者が圧倒的に多数である。但し、此の場合、少年院収容者については、その前途において過去の過失の烙印が残らぬようにするため指紋をとつておらないので偽名詐称によつて入院する者が多い関係上、二回以上収容せられた者の数は必ずしも正確ではないので、此の点は注意を要する。

収容少年に対する処遇及び教育の問題は、少年院がその使命を果す上において最も重視すべき事柄であるが、先ず処遇の状況について概略を述べれば次の通りである。

(1) 給　養

被服については収容者の激増により整備は極めて不充分であつたが最近やや好転し、特に最近に於て転出用綿布の割当てがあり、これに要する予算額も補正予算に計上されて居り、早急現物化すれば各庁ともかなり緩和されるものと思われる。

食糧については現在主食は十六歳以下乙食二、三〇〇カロリー、十六歳以上甲食二、四〇〇カロリーとなつており、副食は三七〇カロリーであり一人当り一日一八円の予算とされている。

この副食費は刑務所と同額であるが少年保護鑑別所の二〇円よりは二円低く、いずれにしても物価高の現状においては尚極めて低額であり、その増額及び炊事施設の改善等が強く要望されている。

(2) 衛生、健康管理

収容者を更生させるため健康を増進し疾病を予防し患者に適正な治療を施し健全な状態において社会に復帰させねばならぬため医療設備、医師その他必要にして充分な整備を要するが現状は充分とはいえない。医師も専任としては少年院の本院に各一名居るに過ぎず、その他の少年院に於ては近隣の民間医師を嘱託している。男子少年院にては収容者の一割内外、女子少年院にては収容者の八割迄が性病罹患者であり、これについては在院中に徹底的に全治させ健康な身体にして社会復帰させるべく努力中である。

(3) 累進処遇

少年院内に於て、生活、態度等につき観察を行い逐次段階を進めて出院に至る制度が実施されている。収容少年をして自治と責任を根幹とし、漸次社会生活に順応させる趣旨であり未だ実施早々であるが必ずや効果のあることは疑ない。段階は一級、二級、三級であり、一級、二級には上、下があるので五段階になつている。

教育の状況は次の通りである。

(1) 教科教育については従来の教師中心の画一的方法を排して少年の発達の個人差を認め個個の少年の経験興味に則してその能力を発展させようとする少年中心の方針に一大転換をとげた。教育計画は十六歳未満の少年は、その年頃の少年は公立学校に通学していることを考慮し在院中に義務教育を終了させる筈である。十六歳以上の少年についてはすでに義務教育年齢を超えたものであるから、義務教育の補習若くは高等学校に準ずる教育を授ける方針につき実施中である。

(2) 職業訓練は出院後学業に進むよりも直ちに職業につくものが大部分であり或程度身につける職業を指導する必要は勿論であるが、この訓練を通じて職業の意義の尊さを理解させ正しい勤労意識を生ぜしめる矯正教育の一つの方法として重要な役割を果している。

現下の施設状況は各方面に渉る職業教育を行う程整備されたところはごく僅かしかないのであるが、夫々の施設の特色を生かし、この方針に沿つて着々整備を進めている。

現在少年院で行つている職業教育は次の通りであり各院の施設に応じ一種若くは数種につき授けている。

農業、木工、竹工、藁工、縫工、印刷、窯業、機械修理、畜産林業、養魚、商業

(3) 放縦な社会に根を下ろした少年の生活指導には従来の形式的若くは強制的の画一指導は効果が少なく職員は少年と膝を交えてよき兄、或いは友として打溶けて話し合い少年の心情の根源を常にキヤッチし個々の問題について解決してやるごとく個別指導を実施して居る。

矯正教育の効果は個別指導の成否如何といつても過言ではない。又少年院に於ては或程度の枠内に於て自治制度が採用されつつある。

(4) レクリエーション

各少年院ともに活潑に実施中であり、文化活動、スポーツ等広範囲に渉つている。スポーツは野球、庭球、卓球、バレーボール、バスケットボール、相撲等が奨励され、春秋には運動会、遠足等も行つている。映画は月に一回乃至二回街の映画館に観覧に行つているところも少くない。

文化活動としては、院内新聞の発行、読書、演劇、音楽鑑賞等がその主なものであるが、

用具は兎角不足勝ちであり、早急に充実させるべく努力している。

最後に、当委員会において各地の少年院及び少年刑務所を視察調査した際に現地側の要望として屢々耳にしたことは、仮退院、退院仮釈放及び釈放になつた收容青少年について、これらの者に身柄引受人がない場合、その処置に窮するようなことが非常に多いので、これを救済するためには従前の如き民間保護団体を認める必要があるのではないかとの意見であつた。現在このような青少年に対しては職員が私費を投じて、又は個人的な裁量によつて何等かの手段を講じてはいるが、然しそれにも限度があり、又その数も少くはないので、これをみすみす放置するのやむなきに至り、切角改心して善良なる青少年となつた者を再び悪の途にはしらせるような結果となることも少くはないとのことである。内閣に附置せられた青少年問題対策協議会においてもこの問題を採上げその緊急対策の一項目として「矯正保護施設、釈放者の保護援護施設を設置すること」なる項目を掲げている。しかして法務府においてもこれが実現を期すべく目下準備中のようであるが、速かにこれを実現することこそ、一般の要望に応えるものと考えられる。（尚、本問題は第七国会を通過した更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二〇三号）によつて、或る程度解決された。）

次に少年院の職員は、少年保護鑑別所の職員とともに、その職務内容が刑務所職員のそれと同等或はより以上困難であり、危険性を伴うものであつて、その待遇の上において、これと差別を設くべき理由は全然認められないにも拘らず、刑務職員は「一般職の職員の給與に関する法律」（昭和二十五年法律第九十五号）によつて警察職員、海上保安庁職員等とともに特別の給與表によつて給與を支給せられているが、少年院、少年保護鑑別所の職員はこれが適用を受けず一般公務員並の給與を受けており、甚だしく均衡を失すると同時に、職員の採用についても困難を伴うので、立法措置によつて早急にこれが是正を図られたいという意見が随所において聽かれたのであつた。しかしこの問題もその後法務府が人事院と交渉の結果、立法措置によらずとも人事院規則の改正によつて是正する途があることがわかり、当委員会においても側面的にこれに協力したため、本年十月十一日に至つてこの点に関する人事院規則の改正をみ、少年院、及び少年保護鑑別所職員の待遇は、その要望通り刑務官なみに引上げられることとなり、目出度くその解決をみたのであつた。

（ロ）　少年保護鑑別所

少年保護鑑別所は、家庭裁判所が審判を行うために必要ありと認めた場合に決定をもつて送致した少年を收容して、家庭裁判所の行う当該少年に対する調査及び審判並びに保護処分の執行を資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基いて、その資質の鑑別を行う施設であり、法務総裁の管理するところである。

その発足当初においては少年観護所と少年鑑別所の二つに別れており、後者は前者に附置されていたのであるが、昭和二十五年法律第九十九号（少年院法の一部を改正する法律）の施行によつて、昭和二十五年四月十五日より両者が統合せられ少年保護鑑別所として再出発することになつたのである。従つて統合後の資料はまだ整わないので、少年観護所及び少年鑑別所と別れていた当時の資料に基いて玆にその概要を示すほかはないのであるが、その最新の資料によれば、昭和二十五年一月三十一日現在において、少年観護所は全国に本所四十九ヶ所、分所一ヶ所あり、その收容定員総数は九〇六名、收容現員総数は六九二名となつている。その各施設別内訳は第二十三表の通りである。

（第二十三表）　各施設別收容者内訳（昭和二十五年一月三十一日現在）

庁名	收容者 定員	收容者 現員	庁名	收容者 定員	收容者 現員
総計	九〇六	六九二	宇都宮	一〇	一
東京	二〇	一五	前橋	八	二
二葉女子学院	四九	九	静岡	一〇	九
横浜	九	三	甲府	六	七
和歌山	一〇	八	長野	一五	九
千葉	一六	一八	新潟	一一	二
水戸	七	一三	京都	七二	三三
大阪	六四	六四	松江	三〇	六
神戸	三六	五七	福岡	二六	二三
奈良	一六	九	佐賀	一八	七
大津	一〇	一	長崎	八	九
和歌山	一七	一	大分	二〇	一四
高松	六	五	熊本	二四	一九
高知	—	—	鹿児島	一八	一二
松山	—	八	仙台	一二	一一
名古屋	二九	一六	福島	一四	八
津	一二	六	山形	四五	一〇
岐阜	一八	二一	盛岡	一一	六
福井	一一	六	秋田	一〇	一〇
金沢	一四	一	青森	一〇	二
富山	一二	一〇	札幌	一二	四
広島	四三	二一	函館	一二	四
山口	二〇	四	旭川	一四	五
岡山	九	一七	釧路	一六	九
鳥取	二四	四	各地拘置監	—	一〇八

1. 少年観護所、少年鑑別所は新少年法、新少年院法発足により創設されたものであり、家庭裁判所に送られた少年中悪質の者、逃走の虞ある者は少年観護所に收容される。その使命は単に身柄を拘束するところではなく、犯罪少年を更生させるために、まず外部の悪影響を切断して少年を平静な環境におき、家庭裁判所に本人にもつとも適した処分を決定させるのである。そのさい少年の素質、環境を精査し、保護のための適切な処分を決定するために少年鑑別所を附置せしめている。

2. 少年観護所は全国家庭裁判所所在地に各一庁設けられ、少年鑑別所はこれに附置されているが、その多くは現在工事の過程にあつて完成迄の暫定的の施設として元保護会民家の一部を借用或は拘置監の一部を特に区分して使用している。目下工事を急いで居り、建築予算としては昭和二十四年度三億三百六十五万六千円を消化中、昭和二十五年度は一億四千四百三

十五万二千円を予算に計上している。

3. 収容少年の数は施設の不備のため、家庭裁判所に於て少年観護所入所者を押えていた関係で、当初予測した数には及ばないが、施設が整備出来次第相当の増加が予想せられ、昭和二十五年度には一日平均一、九五九名の定員となるが収容者はこれを上廻るものと考えられる。尚年齢引上げに伴う増加に対処して昭和二十五年度中に更に工事を進めることが必要である。

4. 逃走事故は少年観護所発足後間もない混乱期であつた昭和二十四年二月、三月に東京少年観護所に放火集団逃走があり、遂に全焼に至つたのであるが、その時を頂点として全国的に事故は急減している。尚逃走事故はことに少年観護所の場合は社会治安に大きな影響を與えているので、当局はこれが防止には極力努力を重ねている。収容者数と逃走者数との比率は次の通りである。

区分 / 月別	新収容者数(a)	逃走者数(b)	比率(b/a)	月末在所人員
昭和二十四年			%	
一月	四三二	二七	六・二	二一六
二月	九九三	一三七	一三・八	四〇八
三月	一一〇九	一〇〇	九・〇	四四三
四月	一一〇五	七〇	六・二	五四九
五月	一一七六	五〇	四・二	五〇三
六月	一二九一	四四	三・四	六八六
七月	一四〇八	四三	三・一	六九八
八月	一六八五	二九	一・七	九一五
計	九一九九	五〇〇	五・四	

逃走の原因については概ね少年院の場合と同様であるが、収容中に少年院送致、又は検察官送致等の決定があつた時、未知の生活に対する不安への逃避的な気持で逃走することが多い。逃走防止の対策としては少年院とは異なり施設は全部閉鎖式の建築であり建物を完全にすれば充分防止出来る。

5. 主食は少年観護所収容者に対しては一日二、三〇〇カロリー乙食を給與せられ、副食費は一日一人二十円の予算となつている。在所中被服は少年自身のものを着用せしめているが必要ある場合は貸與している。

6. 少年観護所に於ては少年院と異なり、公正な審判を受けるまでその身柄を観護することが目的であるため、矯正教育としての指導は行われないが、審判前の心の平靜と過去の反省を持たせることが必要である。

然し生活指導としては少年の行動、躾の面から行われ、教官は努めて収容室に出入し少年達の相談相手となり、紙芝居、本の朗読、お話等により常に接触し、又一日二時間以上は必ず行われる屋外の運動の間等に於て指導しつつ少年のありのままの姿を摑み適した処分を決定するに役立たせている。

以上は法務府の報告に基くものであるが、次に同じく昭和二十五年一月三十一日現在における少年観護所及び鑑別所の職員について簡単に記しておく、此等の機関にも職員として教官、技官及び事務官が配置せられており、観護所が定員総計八七二名に対して現員八〇〇名、鑑別所が定員一四五名に対して現員七三名となつており、その各施設別内訳は次表（第二十四表）の通りである。

（第二十四表）　全国少年観護所、少年鑑別所職員表　（昭和二十五年一月三十一日現在）

	観護所 定員	観護所 現員	鑑別所 定員	鑑別所 現員
東京	五五	四九	九	七
二葉	一六	一五		
横浜	一八	一六	四	五
和浦	一五	一五	二	三
千葉	一七	一五	三	二
水戸	一三	一四	二	一
宇都宮	一三	一一	二	
前橋	一四	一一	三	
静岡	一六	一五	二	
甲府	一六	一五	三	一
長野	一七	一五	三	
新潟	一三	一二	二	
東京小計	二二四	二〇三	三五	二二
京都	三一	三〇	五	三
大阪	四九	四四	八	六
神戸	二六	二三	四	
奈良	一三	九	二	
大津	一三	一一	二	
和歌山	一三	一三	二	
大阪小計	一四一	一三〇	二三	九
高松	一五	一四	四	一
徳島	一二	一二	二	二
高知	一二	一〇	二	一
松山	一二	一一	二	
四国小計	五一	四七	一〇	四
名古屋	二九	二六	六	三
津	一三	一三	二	一
岐阜	一三	一三	二	一
福井	一三	一二	二	二
金沢	一四	一二	三	一
富山	一三	一三	二	一
名古屋小計	九五	八九	一七	八
広島	二〇	一九	四	二

山口	一七	一七	二	一
岡山	一九	一七	三	三
鳥取	一五	一〇	二	三
松江	一四	一二	三	三
広島小計	八五	七五	一四	一二
福岡	二九	二六	六	五
佐賀	一三	一三	二	二
長崎	一八	一八	三	二
大分	一七	一七	二	
熊本	一六	一五	三	二
鹿児島	一五	一五	二	一
宮崎	一四	一四	二	一
福岡小計	一二二	一一八	二〇	一三
仙台	二〇	一八	四	三
福島	一九	一八	三	一
山形	一四	一三	二	
盛岡	一三	一二	二	
秋田	一四	一三	二	
青森	一三	一一	二	
仙台小計	九三	八五	一五	四
札幌	一九	一七	四	一
函館	一三	一三	二	
旭川	一六	一四	三	
釧路	一三	九	二	
札幌小計	六一	五三	一一	一
総計	八七二	八〇〇	一四五	七三

第二十四表によれば、少年鑑別所については、現員が定員の半数に過ぎず、職員の不足が殊に甚だしいのであるが、これは鑑別所の設備が未だ充分に整わないこと及び鑑別所では、その仕事の関係で特に特別の技術を有する医科系統の職員を必要とすることがその主なる原因であろう。

少年保護鑑別所は、家庭裁判所が審判を行うため必要があるときに、決定を以て少年をここに送致し、原則として二週間以内の収容期間内に、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基いて、その資質の鑑別を行い、家庭裁判所はその鑑別に基いて少年を適正なる保護処分に附するのであること前述の通りである。結局観護措置とは鑑別を目的とするものであつて、刑事手続における未決勾留とは全くその性質を異にするのである。然るに実際においては、施設の不備、職員の手不足等から少年保護鑑別所は単なる拘置所と化している例が多い。又世間一般もこの施設をそのように解しているようである。事実各地の少年保護鑑別所の中には刑務所の一隅や少年院の一部を借りて同居しているようなところもあり、急速に設備の充実を図らない限り、その能力を充分に発揮してその使命を果すことはできないであろう。

（ハ）少年刑務所

少年刑務所は全国に十一ヶ所あり、昭和二十五年一月末日現在におけるその収容定員総数五、五八〇人に対して、収容現員総数は六、七二四人となつており、各施設別にみたその内訳は次の通りである（第二十五表）。

（第二十五表）　少年刑務所収容人員表　昭和二十五年一月末日現在

庁名	区分	受刑者	刑事被告人及被疑者	その他	収容現員	収容定員
川越	少年	三五七	二四	—	三八一	三〇四
水戸	〃	1 六二八	2 一六四	八	3 八〇〇	六二二
松本	〃	五八四	五六	一	六四一	三九四
八王子	〃	二八七	2 一八五	一	2 四七三	三〇八
奈良	〃	八八三	1 一二〇	三	1 一、〇〇六	九七六
愛知	〃	一二〇	—	—	一二〇	三〇六
岩国	〃	五九一	1 四八	—	1 六三九	三二七
佐賀	〃	六六二	4 一四二	二	4 八〇六	六二四
盛岡	〃	五九二	八五	三	六八〇	四〇三
函館	〃	六四四	—	—	六四四	七四七
新光	学院	五三四	—	—	五三四	五六九
合計		五、八八二	八二四	一八	六、七二四	五、五八〇

備考　本表中アラビヤ数字は女子の再掲である。

1　少年刑務所は官制上全国に十二ヶ所あるが、実際には十一ヶ所を少年収容の施設に充てている。

特殊な試みとして八王子少年刑務所には低格少年のみを集めて医学、心理学の面から矯正を試み、新光学院は全国から優秀な少年受刑者のみ集め、特別の教育及び訓練を施して少年教育の実験に資している。

2　昭和二十五年度予算では少年刑務所新設の予定はない。

3　少年刑務所における月別事故件数は次の通りである。（アラビヤ数字は人員を示す）

月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	計
人員件数	6三	6三	2一	2一	2一	5三	3三	2一	7二	—	35一八

4　処遇について

イ、被　服

少年の活動的なのと保健衛生の点を考慮し、特に成年一〇碼に対し一三碼の割合で布地を配布している。

ロ、食　糧

発育盛りの年齢にある点を鑑み成年に比し次の割合で給与している。

		少年	成年
主食	最低	二、四〇〇カロリー	二、三〇〇カロリー
副食		三八〇カロリー	三五〇カロリー
		（一日十八円）	（一日十五円）

ハ、累進処遇

社会復帰を促進するため累進制度を適用し処遇を四段階に分ち、改悛の情に応じて漸次上級に進ましめ仮釈放の制度に結びつけている。累進の審査は考査制によつている。

ニ、成年の矯正は、作業賦課による勤労教育が中心をなしているのに対し、少年は学科教育による改善作用に重きをおいている。

5　医療衛生について

年齢的に結核の未感染者が多いので、予防接種等による少年の結核禍を防ぐことに重点をおいている。

6　教育について

イ、教科教育

学校教育法に基いて毎日二時間学科教育を行つている。学級編成は生徒の実力に応じ、小学校、中学校、高等学校程度の教育を行つている。なお柳井の新光学院、奈良少年刑務所等では、通信教育を受けている者があるがその費用は、目下のところ予算の関係上本人が自ら之を負担している。

ロ、職業教育

勤労意欲の向上と社会復帰に備え、農業、木工、竹工、縫工、印刷機械修理、畜産等の職業教育を行つている。特に水戸少年刑務所においては茂城県の各種学校の認可を得て特別の職業教育を施している。

ハ、社会教育及びレクリエーション

社会教育には主として新聞、ラジオ、映画、幻燈を利用している。レクリエーションとしての文化活動やスポーツは、演劇、音楽、鑑賞、所内新聞、文芸誌の発刊、読書、野球、庭球、卓球、バスケットボール、相撲等を行つている。

少年刑務所職員の定員及び現員は次表の通りである。

全国少年刑務所職員表（昭和二十五年一月末日現在）

所名	定員	現員
八王子少年刑務所	一二五	一三一
川越少年刑務所	一二九	一二九
水戸少年刑務所	二一二	二一二
松本少年刑務所	一三五	一三三
姫路少年刑務所	一三九	一三六
奈良少年刑務所	二三九	二三九
愛知少年刑務所	五九	五三
岩国少年刑務所	一六一	一四九
新光学院	一〇五	一一一
佐賀少年刑務所	一八四	一七四
盛岡少年刑務所	一四七	一四八
函館少年刑務所	一四七	一五三
計	一七八二	一七六八

右のうち、姫路少年刑務所（これは、備考(1)記載の通り現在収容少年の施設に充てていない）を除くと、職員の現員総数は一、六三二人となり、職員一人に対し収容人員約四人の割合になる。

（ニ）教護院

教護院は、児童福祉法に基き、不良行為をなし、又はなす虞のある十八歳未満の児童を入院させて、これを教護することを目的とする施設で、厚生省の所管に属する。全国に五十九ヶ所あるが、その中、国立は埼玉県北足立郡大門村所在の武蔵野学院一ヶ所のみで、その他は、都道府県立四十七ヶ所、財団法人四ヶ所、及び個人経営七ヶ所となつている。

昭和二十四年六月二十三日現在において厚生省が調査した資料によれば、教護院五十八ヶ所について、収容定員四、三二六名、収容現員四、〇七〇名であり、職員は公立七一六名、私立一八五名、計九〇一名、平均職員一名に対し収容児童四・五名の割合になつている。

教護院はその性質上全て開放式であり、収容児童の食糧については、賄料として一名に対し一日当り四十二円十六銭を計上しており、これにララ物資の配給等もあるので一日約二、五〇〇カロリーを給している。収容児童は、法的措置による入院者が大多数で、その在院期間は平均一年乃至一年半である。尚厚生省においては、宮城県立修養学園、東京都立誠明学園、同じく荻山実務学校、神奈川県立国府実習学校、愛知県立愛知学園、京都府立湛陽学校、大阪府立修徳学院、兵庫県立農工学校、広島県立広島学園及び福岡県立福岡学園の公立教護院十ヶ所を指定し、これに特別の取扱を要する不良児童を収容するための観護室を設けることにしている。

（ホ）中央更生保護委員会及びその下部機構

中央更生保護委員会は犯罪者予防更生法により昭和二十四年七月一日に設置された法務府の外局で五名の委員によつて組織せられ、事務局を置いて、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会を直接指揮監督して、保護観察制度、仮釈放制度及び恩赦制度の適正な管理並びにその実施に関する一般方針の策定を主要な任務としている。

地方少年保護委員会は地方成人保護委員会とともに、全国の高等裁判所所在地八ヶ所に設置せられ、それぞれ三名の委員によつて組織せられ、事務局を置いて、青少年についての仮出獄、仮退院等の審理決定を主要な任務としている。委員会は仮出獄、仮退院等の決定をするに当り、慎重を期するために、委員を指名して審理を行わせ、精密な調査に基いて公正な決定をなしている。この審理に関する事務を取扱う職員は主として保護観察官であるが、昭和二十四年七月から九月までの取扱状況をみると、第二十六表記載の通り、全国の受理総件数三、一八七件、うち処理件数二、八八二件、未済件数三〇五件となつており、これを前記職員の一人当担当事件数についてみると、委員は一三三件強、保護観察官は七五件強となつている。

少年保護観察所は成人保護観察所とともに、全国の地方裁判所々在地四十九ヶ所に設置せられ、地方少年保護委員会に附置せられた地方少年保護事務局の指導監督を受けて、青少年についての保護観察を実施し、保護対象者の環境の調査調整及びその指導監督、補導援護を行つている。保護観察の対象となる青少年は犯罪者予防更正法第三十三條により、

一、小年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者（家庭裁判所によつて保護観察に付する旨の決定を受けた者）

二、少年院から仮退院を許されている者

三、仮出獄を許されている者

四、十八歳に満たないとき懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者

となつており、昭和二十四年七月から九月までの受理状況をみると、仮出獄によつて保護観察に付された者が最も多く之に次ぐのは、家庭裁判所の決定によるものであつて、仮退院によるものは最も少ない（第二十七表参照）。少年保護観察所発足以来まだ日浅く、従つて、これのみでは保護観察に付される者の概数をも把握することは困難なので、参考までに犯罪者予防更生法施行前の保護観察該当事件数調を附加しておいた。

なお、保護観察の実施については、限られた数の保護観察官のみでは充分でないため、一般民間人から成る司法保護委員の協力活動に俟つところが甚だ多い。即ち、少年保護観察所は保護観察事件を受理した場合直ちに、保護観察の実施上必要な諸事項を調査し保護観察を開始する。この場合保護観察官が自ら処理するに向かないものは、これを具体的事案の保護観察担当に適する司法保護委員を選定しこれに通知して処理する。全国の少年保護観察所において、昭和二十四年七月から九月までに取扱つた保護観察の実施状況をみると、第二十八表の通り受理件数二四、九五一件、うち、保護観察終了件数三、〇〇九件、九月末日現在観察継続件数二一、九四二件となつている。保護観察終了件数三、〇〇九件のうち、成績良好による終了二、一三〇件（七四・一％）、再犯又は遵守事項違反による終了二一七件（七・五％）、その他五五二件（一八・四％）となつている。しかして、この保護観察終了者について、保護観察の実施期間をみると、第二十九表の通り、一月未満七三三件、三月未満七六〇件、六月未満三四六件、一年未満六七〇件、一年以上五〇〇件となり、大部分のものは一年以内に保護観察が終了している。更に、受理総件数について、保護観察官及び司法保護委員の一人当の担当件数をみると、第三十表の通り、保護観察官は四六・六件強、司法保護委員は一・七件強となつている。

なお、少年保護観察所は地方少年保護委員会における仮出獄、仮退院等の審理に先だち、その命令によつて、保護対象者の環境の調査調整を行い、その結果を、地方少年保護委員会に報告し、又、矯正施設その他の諸機関の嘱託をうけてこれに協力する等、所謂、環境の調査調整並びに共助事件を取扱つているが、昭和二十四年七月から九月までの取扱件数は、第三十一表の通り、一〇、九三三件となつており、これをさきの保護観察事件と合算すれば、保護観察官の一人当りの担当件数は、六六・九件強、司法保護委員のそれは、二一・五件強となる。しかし、保護観察官は、開庁当初職員が充足されていなかつたため、又、司法保護委員は、その性質上、活動区域が限定されていて、その担任区域内に保護対象者がいないときは事件を担当しないため、前記期間内に取扱つた一人当り担当の実際件数は更に多いものとみなければならない。

最後に注意すべきことは、各地方裁判所所在地には少年保護観察所と成人保護観察所がそれぞれ併置されているのであるが、そのいずれもが独立官庁として、それぞれの所長を戴いているにも拘らずその職員数は傭人まで含めても僅か十名にも満たないところが多く、物的設備も極めて貧弱であり、かかる貧弱な陣容を以つて果してその機能を充分に発揮できるか疑わしめるところが少くないのである。これはその上級機関たる地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会についても云えることであつて、これらの官庁を夫々統合すべきであるとの意見が各所において聽かれるのも故なしとしないところである。

（第二十六表）　地方少年保護委員会決定事件の処理状況（昭和二四年七月―九月）

申請受理及種別	処理					未済
	処理状況	受理	却下（棄却）	不許可	許可	計	
仮出獄		二、四五三	四六三	二、一六三	二、二三〇	二二三
仮出場		二			二	二
仮退院		三三四	九	二七九	二八八	四六
保護観察の継続		三二			三二	三二
観察少年に対する特別遵守事項		四〇			四〇	四〇
仮出獄取消		二四九	一	二一八	二一九	三〇
仮出獄停止		二		二	二	
退院決定	仮退院中		一			一
	在院中		二	六	八	八
不定期刑の終了	仮釈放中		一			一
	在監中	六五		五九	五九	六
計		三、一八七	四	七六	二、八〇二	二、八八二	三〇五

註　未済は九月末現在未処理のものにして翌月に繰越す。

（第二十七表）　保護観察事件受理状況（昭和二四年七月―九月）

青少年の部

月別	対象者別	少年法第二四條第一項第一号処分	仮退院	仮出獄	刑執行猶予	合計
昭和二四年七月		△九、七七二	△四四一	△一、二〇九	△一、〇三一	△一二、四五三
〃	〃	一、二〇四	一五四	三、一〇四	五三三	四、九九五
〃	八月	八三三	七〇	三、〇八三	五五三	四、六三九
〃	九月	一、〇一一	一五四	一、六三七	六二	二、八六四
計		二、八二〇	九一九	九、〇三三	二、一七九	二四、九五一

註　△印は昭和二十四年六月三十日現在少年審判所に繫属していた事件で、犯罪者予防更生法施行法第四條の規定により、犯罪者予防更生法第三三條に該当するものとして地方少年委員会に引継いだものを示す。

（参考）　犯罪者予防更生法施行前の保護観察該当事件数調

年度別	対象者別	旧少年法による観察処分	仮退院	仮出獄	刑執行猶予	合計
昭和一七年		一九、四九九	四〇	四七二	二〇二	二〇、二一三
〃 一八年		一七、〇五二	二六	六九九	六九	一七、八四六
〃 一九年		一五、九〇八	一一	七五五	六七	一六、七四一
〃 二〇年		一三、四八四		一、九八四	七二	一五、五四〇
〃 二一年		二三、八〇〇	五	七、九一六	二二三	三一、九四四
〃 二二年		二三、一九七	八三	一〇、五九三	四四一	三四、三一四
〃 二三年		三〇、七〇五	四七	一二、六五〇	八三七	四四、二三九
〃 二四年（一月―六月）		一七、七七一	三五九	一、四四四	八二一	二〇、三九五

註　「旧少年法による観察処分」は、昭和一七年―昭和二三年は旧少年法第四條第一項第四号、第五号及び第六号の処分を、昭和二四年は新少年法第二四條第一項第一号の処分を示す。

（第二十八表）　保護観察人員、保護観察終了人員並びに再犯及び所在不明等調
（昭和二十四年七月―九月）　少年保護観察所

事項別		保護観察人員	保護観察終了人員					月末現在保護観察人員				
月別		前月繰越	本月開始	計	成績良好	再犯及び違反	その他	計	保護観察実施中 所在不明	その他	計	
七月分		二三、四五三	四、九九五	一七、四四八	六三六	二五六	九四五	一六、一四九	三三一	三一	三六五	一六、五〇三
八月分		一六、五〇三	四、六三九	二一、一四二	八三五	三一	一三〇	一〇、一四七	一九、七三二	二九五	四八	一〇、〇五五
九月分		一〇、〇九五	二、八六四	一二、九五九	九八一	四〇	一四六	一〇、一七	一二、五三一	三五一	三九	一二、九四一
計		二三、四五三	一二、四九八	二四、九五一	二、三三〇	三七	三五一	三、〇九九	二一、五五一	三五一	三九	二一、九四一
少年		×七四一	×七五	×八四	一〇〇	△九六・一	△一六	△〇三	一〇〇			
成人		×九七	×三七	×八六	一〇〇	△九七	△三	△一	一〇〇			
少年及び成人		× 七	× 四	× 一九	一〇〇	△九六・八	△三〇	△〇三	一〇〇			

註　1　比率欄×印は保護観察終了人員に対する百分比を示し、△印は保護観察人員に対する百分比を示す。
　　2　保護観察終了人員欄の成績良好には成績良好の外に期間満了及び満令を含み、其の他には他の委員会及び保護観察所移送、死亡及び其の他のものを含む。

（第二十九表）　保護観察期間調（昭和二十四年七月―九月）　少年保護観察所

保護観察期間別	男女別	七月分	八月分	九月分	計	百分比％ 少年	百分比％ 成人	百分比％ 少年及び成人
一月未満	男	一七一	三一七	二二二	七一〇			
	女	一四	五	四	二三	二四・四	一〇・四	一五・〇
	計	一八五	三二二	二二六	七三三			
三月未満	男	八九	二七三	三七五	七三七			
	女	五	六	一二	二三	二五・三	一三・四	二四・〇
	計	九四	二七九	三六七	七六〇			
六月未満	男	八〇	一一六	一三四	三三〇			
	女	五	五	六	一六	一一・五	二七・六	二二・四
	計	八五	一二一	一四〇	三四六			
一年未満	男	一四三	一九〇	一七〇	六〇五			
	女	三五	二二	八	一五	二二・三	二五・五	二四・四
	計	二七八	二一二	一八〇	六七〇			
一年六月未満	男	一二二	六一	五一	二三四			
	女	八	六	一	一四	八・〇	八・二	八・二
	計	一三〇	六七	五一	二四八			
二年未満	男	一一一	二六	一五	一五二			
	女	一三	一	一	一四	五・五	三・七	四・三
	計	一二四	二六	一六	一六六			
三年未満	男	一六	一一	七〇	四三			
	女	二	一		二			
	計	四五	一六	一三	七四			
五年未満	男	三	四	四	一一			
	女	一			一	〇・四	〇・二	〇・三
	計	四	四	四	一二			
五年以上	男							
	女							
	計							
計	男	八六二	一、一〇三	九八四	二、八四九			
	女	八三	四四	三三	一六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	計	九四五	一、〇四七	一、〇一七	三、〇〇九			

（第三十表）　保護観察官及び司法保護委員一人当担当事件調

青少年の部 事件		保護観察官	司法保護委員
保護観察	人員	二四、九五一	三五、八八四
	一人当担当数	（五三六） 四六・六件	（一四、三四〇） 一・七件
環境調査調整及共助	人員	一〇、九三三	五三六
	一人当担当数	（五三六） 二〇・四	（一四、三四〇） 〇・八
計	人員	三五、八八四	六六・九
	一人当担当数	（一四、三四〇） 二・五	

（第三十一表）　環境調査調整並に共助事件調　少年保護観察所
（昭和二十四年七月――九月）

月別	件名	環境調査調整並に共助事件
七月分		三、七一四件
八月分		三、〇三〇
九月分		四、一八九
計		一〇、九三三

（五）　綜合対策機関

第五回国会における衆議院本会議の「青少年犯罪防止に関する決議」及び参議院本会議の「青少年不良化防止に関する決議」に即応して、青少年の指導、保護及び矯正に関する綜合的施策を樹立し、その適正な実施を図るため、政府は昭和二十四年六月十四日の閣議で青少年問題対策協議会を設置することに決定し、直ちに之を内閣官房に附置した。協議会は内閣官房長官を委員長とし、その委員として関係各官庁の事務次官級の官吏及び民間有識者五名、計十六名を以て構成し、なお、事務処理のため関係各官庁より十四名の幹事をおき、幹事長には官房副長官が之に当ることになつた。

其後協議会は昭和二十五年二月二十日現在までに委員会を七回、幹事会を二十二回開催し其の間昭和二十四年十月末頃までは、主として対策の樹立に当り一応これを完成した。その対策

の内容等に関する詳細は、昭和二十四年十一月二十九日附内閣閣甲第三四〇号を以て内閣総理大臣より参議院議長宛提出の報告書記載の通りである。

この協議会は前述の如く閣議決定によつて設置せられたものではなく、又右報告書によるも、「青少年問題に対する国の中心的連絡調整機関として内閣に常置する」となつており、その活動状況の現在までの経過よりみてもその性格は直接の行政機関ではなくして、主として関係諸官庁の事務上の連絡をなすための機関であると考えられるのである。協議会はまた地方においても、都道府県及び市（区）町村において中央に準じた地方連絡調整機関をもち、関係官公署、団体相互間の緊密な連絡を図るべく決定している。協議会事務局の係官の言によれば、中央の協議会において決定をみたる行政事項は参加各委員の属する当該所管官庁を通じて之を実施せしめ、協議会にその成果を報告せしめて検討しているが、今後は行政上のみならず立法上の対策をも協議する予定であり、協議会は之を法律に基く機関たらしめるため、その設置法の立案を目下考慮中とのことである。

調査報告書

電波行政に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

電気通信委員長　寺尾　豊

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

平林　太一　　鈴木　恭一
水橋　藤作　　新谷寅三郎
橋本萬右衛門　　尾崎　行輝
村尾　重雄　　山田　節男

電波行政に関する調査

一、調査の目的

我国の電波行政は長年月の間逓信省の専掌するところであつたが、時代の要請と電波利用の特異性、重要性に鑑み、その運営と監理とを分けることとなり、第七回国会において電波法、放送法と共に電波監理委員会設置法が制定せられ、本年六月一日より電波監理委員会が、電波行政の主管官庁として発足した。しかも従来の独任制の官庁組織によらずに、我国として初めての合議制の委員会制度をとることとなつたのは著しい特徴である。従つて委員会の活動はこれ等電波関係三法律の制定趣旨である国民公共の福祉のため電波及び放送の規律を最も公平に不偏不党且つ民主的に行うことを、その行政方針としている。

今回の調査の目的は、かかる方針の下に活動している電波監理委員会並びにその事務局たる電波監理総局又はその地方機関としての地方電波監理局における行政の状況を調査することにある。

二、調査の方法

当局者、関係者及び利用者につき、その意見を聴取し資料を蒐集し、必要に応じ実地調査をする。

三、調査の経過

議長より調査承認を得て第八回国会閉会中に委員会を開催して電波監理委員会委員長及び政府委員に対する質疑、資料要求等をしたが、本調査の対象が相当複雑性のもの多く会期中に終了するに至らなかつたので、更に閉会後も継続調査をすることの承認を得たものであるが、委員は八月下旬より九月上旬にかけて三方面に分れ各地方における実情を調査し、当局者、関係者及び利用者の意見を聴取し、又六回に亘つて委員会を開催する等鋭意これが調査に努めたが、未だ終了に至らないので、なお継続して調査を行うこととした。

左にその一部を記して中間報告とする。

一、電波監理委員会の事務進捗状況

1　電波監理委員会は、発足以来直ちに電波行政の根拠となるべき重要な規則類の制定に着手し電波法附則十二号に基き差し向きの措置として制定公布したものは七件（別表一）でこのうち六件は有効期限（昭和二五、一一、三〇）内に聴聞を行つて正規のものに切換えなければならない。

2　又委員会は、民間に利害関係の深い

（一）　無線局（放送局を除く）の開設の根本的基準

（二）　放送局の開設の根本的基準

の如きは、その重要性に鑑み直ちに正規の規則を制定することにした。

右のうち（一）は既に制定公布となつている。

二、電波監視

1　電波監視業務は電波の公平且つ能率的使用を確保し、その国際協調を増進するに必要不可欠のものであつて、その業務を大別すれば

（一）　合法局の監視

イ、発射電波の質の監視

ロ、発射電波から運用面の監視

（二）　不法に開設された無線局の有無の監視

この業務の対象となる国内合法局は総数五、〇二六局ありその発射電波数は、一五、〇〇〇波の多きに達している。これらの用途種別は、公衆電報、鉄道、放送、警察、気象及び船舶等多岐に亘つていて、その監視基準も数十段階に分れている。

2　これらの業務態勢に応ずる準備については従来屢々関係方面から要請されて漸く整備拡充され、現在の監視体系となつて国際的水準に近づいてきたが、しかし監視局の設備及びその能力において未だ改善の余地が多いから、国際電気通信條約による技術的高確度の監視が実施されたり、又国際的監視方式の設定実施となる場合は、甚しく見劣りすることとなる。従つて当局としては、この対策を鋭意考究中である。

3　過去五ヶ年における合法局の電波監視状況を見れば、その事故比率の成績は著しく向上している。

（別表二）

第三　結　語

以上述べたところは、これまで当委員会が進めた調査によつて得られたる資料を綜合、整理したものに過ぎず、しかもそれは実態調査の一部を明らかにしたにとどまり、そのすべてではない。実態調査の面においてもなお調査を着手するに至らず、又は着手してもそれを終了するに至らなかつた事項はすべてこの報告から省かれているのである。例えば女子青少年の犯罪に関して、また最近世間に大きな話題を投じている青少年の無軌道な性的犯罪について、或はまた少年の保護観察において重要なる役割を担うべき少年保護司及び更生保護団体の活動について等々、その実態を調査すべき必要ある事項はなおあまた残されているのである。

当委員会においては、このような実態調査と併行して、それによつて得られる諸資料を参考としつつ、青少年に関する現行諸法令についても慎重なる検討を続け、その改正を要すると認められる点を採上げて、改正要綱試案の作成に着手しているのであるが、まだその完成をみておらず、従つて本報告に載せるに至らなかつたことを玆に附記しておく。

昭和二十年度　事故比率　五二・二%
同　二十四年度　〃　一・五%

然しながら、国際條約の規定により新国際周波数表の実施と共に適用される新基準は一段と嚴格となるから前記の事故比率の値は、相当大きくなるものと思われる。

4　運用違反の種別内容は、指定外周波数の使用、呼出符号の誤用、雑談、混信妨害等であるが、これらの違反は漸次減少の傾向を示している。

又電波利用が増大すると共に混信の問題が切実なものとなつてくる。特に占領軍施設との混信問題が重大な結果を招くことがあるので関係方面の指令の場合は勿論、当局としては積極的に混信調査及びその処理に努力している。

5　不法電波の取締りについては、連合軍最高司令部覚書（SCAPIN一七四四）（昭和二二、七、一四補正）によつてその絶滅を図ることが指令されている。

当局としては、合法電波の擁護のためにも不法電波の監視と併行して不法電波の監視を励行している。現在までに監視の結果、不法無線局の所在が、判明し、摘発されたもの十数件に及んでいる。

なお、不法電波の発射は最近増加の傾向にあるので、監視の強化を計つている。

別表一

電波監理委員会制定規則類調書

電波監理委員会議事規則（昭和二十五年六月電波監理委員会規則第一号）
電波法及び放送法の施行に関する暫定規則（同年同月同二号）
○電波法施行規則（同年同月同三号）
○無線局免許手続規則（同年同月同四号）
○無線設備規則（同年同月同五号）
○無線従事者国家試験及び免許規則（同年同月同六号）
○無線局運用規則（同年同月同七号）
○無線機器型式検定規則（同年同月同八号）
電波監理委員会聽聞規則（同年同月同九号）
放送法施行規則（同年同月同十号）
電波監理委員会組織規定（同年七月同十一号）
◎無線局（放送局を除く）の開設の根本的基準（同年九月同十二号）
電波監理委員会の行う公益法人の手続に関する規則（同年十月同十三号）

備考
○印は近く聽聞を行うもの
◎印は聽聞のすんだもの

別表二

全国の電波監視局における年次別事故件数調書

年次（十二月分）	監視した局数	事故局数	測定回数	事故件数	事故比率
昭和二十年度	一〇二	九二	四二二	二一八	五二%
〃　二十一年度	三九五	二一五	四三九〇	一〇〇四	二三%
〃　二十二年度	五一五	一四一	八六六五	六五一	八%
〃　二十三年度	六六四	一二〇	八二四二	三四三	四%
〃　二十四年度	七一九	七五	九〇四八	一三九	一・五%

別表三

電波監理委員会機構図解（昭和二十五年十一月一日）

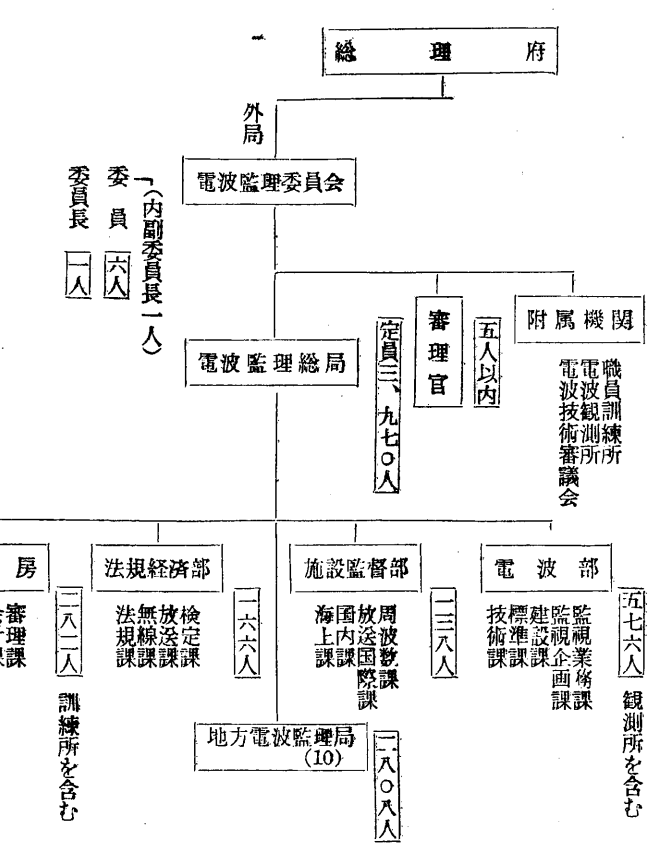

調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

電気通信委員長　寺尾　豊

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

平林　太一　鈴木　恭一
永橋　藤作　新谷寅三郎
橋本萬右衛門　尾崎　行輝
村尾　重雄　山田　節男

電気通信事業運営状況に関する調査

一、調査の目的

我国の通信事業は、戦前においては、電話の普及度が、低く（別表一）供給が需要に応じ切れず、国民の不満を買つていたが、その業務運行の面においては、大なる非難はなく、又電信事業においては、大体において国民の要望を充していたのであるが、戦時に入つて、電信電話の拡張の重点は専ら軍事的用途に置かれ更に戦争の末期においては、平和的用途に充当されていた加入電話は、電話動員の名の下に半強制的に取外ずされた。

その動員数は、一二万に達し、更に戦災によつて約半数の電話を失い、終戦当時の加入電話総数は、四六八、三九二であつた。

その後当局は鋭意これが復旧に努力し、漸次成績を挙げて来たが、その速度は、国民の期待に副い得ないものがあり、又焼残つた電話及び復旧した電話の通話状態が良好でなく、又電信においては、電報の到達所要時分及び誤謬等の通信成績は、相当の復旧をみたが未だ戦前の域に達するに至らなかつた為に、電気通信事業に対する一般の不満は、漸次増大して来た。

かくして第五回国会（昭和二十四年五月）において参議院は、通信事業復興促進に関する決議、衆議院は、電気通信事業復興促進に関する決議を夫々行い、これを内閣に送付してその速やかな実施を促した。

一方政府においては、昭和二十三年七月二十二日附マッカーサー元帥の書翰に基いて二十四年六月電気通信省を設置し、又同年七月内閣に総理大臣を会長とする「電信電話復興審議会」を設置する等の方法を講じ来つた。

右の両院における決議の要点は、

1　復興はまず、大都市中心主義に基いて行うこと。

2　復興の促進を計る途として、本事業は企業的本質を有するものであるから会計、経理及び人事管理等の面において一般行政機関を律する準則によつて拘束されないようにすること。

であつた。

又電信電話復興審議会は、我国電信電話の復興拡充の基本方策に関する諸問に対し、二十五年三月「電信電話事業は、公共的事業であるとともに一つの経済的企業であるから経営主体を十分に自主性と機動性を持つた企業体に改め、最も能率的な運営を行わしめる必要がある、そのためには、国営形態を改め最大限に民営的長所を採り入れた公共企業体にすることが適当である」

との趣旨の答申をなし、同五月には衆議院において電気通信事業の公共企業体経営移管に関する決議をなした。

なお審議会は八月更に

「現在の諸情勢の下では早急に公共企業体移行の実現が困難視されるので国営のまま公共企業体と同様効果をあげる方途を人事管理、財務、会計面でとるべきである」

との決議を行つた。

今回の調査の目的はかかる状況下に在る電気通信事業の運営状況を調査することにある。

二、調査の方法

当局者、関係者及び利用者につき意見を聴取し、資料を蒐集し、必要に応じ実地調査をする。

三、調査の経過

議長より調査承認を得て第八回国会閉会中委員会を開催して主管大臣及び政府委員に対する質疑、資料要求等をしたが、本調査の対象が広汎多岐にわたつており会期中に終了するに至らなかつたので、更に閉会後も継続調査をすることの承認を得たものであるが、委員は八月下旬から九月上旬にかけて三方面に分れ、各地方における実情を調査し、当局者及び通信利用者の意見を聴取し、また六回にわたつて委員会を開催する等鋭意これが調査に努めたが未だ終了に至らないので、なお継続して調査を行うこととした。

左にその一部を記して中間報告とする。

機構関係

（一）　現行機構の経緯

電気通信省は、昭和二十四年六月一日に新設されたが、電気通信事業の合理化及び能率化を図るため総司令部民間通信局と通信省と協議の上昭和二十二年二月双方から委員を任命して電気通信機構共同委員会を設け爾来約一年半にわたつて研究した結果、右委員会の報告は昭和二十三年九月総司令部から覚書による勧告として政府に示された。

（二）　現行機構

現行機構は右の報告に基いたもので別表二の通りであるが、ラインオルガニゼーション（縦割組織）の思想を基として定められたもので、従来と異なる主な点は左の通りである。

（イ）　管理機構を従来電信、電話等の部門別に分けていたのを運用、営業等の機能別に分けたこと

（ロ）　次官の下に執行機関として電気通信監を置いたこと

（ハ）　本省の局と課の間に部を置いたこと

（ニ）　地方機関においては

(1)　電報局、電話局に局長を置かないで、夫々業務長、施設長を並置したこと

(2)　一郡又は数郡内の現業局を管理する管理所を設けたこと

(3)　県内管理所を監督する通信部を設けたこと

(4)　通信局に局長と部長の間に次長を置いたこと

(5)　地方における資材の調達、配給を通信局から分離して本省直轄としたこと

（三）　実施状況

（イ）　段階の増加

新機構はラインオルガニゼーションの思想を基礎とし権限と責任とを明確にして事業の能率化を図ろうとしているものであるが、今本省における段階をみると係員から大臣までは次の通り従来四段階であつたのが二段階増し、六段階となり通信局段階においても一段階増している。

本省

従来　大臣―次官―局長―課長―係長―係員

現在　大臣―次官―通信監―局長―部長―課長―主査―係員

通信局

従来　局長―部長―課長―係長―係員

現在　局長―次長―部長―課長―主査―係員

又現業局から本省への段階は次の通り一であつたものが三となつている。

従来　本省―通信局―取扱局

（施設部門においては工事局―現場）

現在　本省―通信局―通信部

―管理所―取扱局

（ロ）　分課の増加

郵政関係を含んだ通信省当時の本省では課が六九であつたものが電気通信省となつて一五二となつており、同じく地方のうち通信局段階では三二九課であつたものが六二三となつた。

（ハ）管理要員の膨大化

機構の拡大は人員の膨張を齎らすものであるがその要員数は別表三の通りであるし、又通信部段階以上における役付職員の数は別表四の通りである。

（ニ）各部門間の横の連絡

ラインオルガニゼーションの思想に基く縦割の新機構は動もすると本省、通信局及び通信部の一部門（業務部門又は施設部門の一部）が縦の直結に過ぎて横の連絡協調を欠くとの声がある。

（ホ）現業面における状況

(1)　現業要員の不足

管理機構、管理要員の増大のための要員は法律では認められなかつたので、その充足のために現業要員中優秀な者を抜擢した、従つて従来要員不足を感じて居つた現業は新機構実施以来益的、質的の両面で一段と人員不足を訴えている。

(2)　現業の上局関係事務の増大

管理機関の段階増加によつて現業は同一事項について上局から調査、照会の増大及び同一事項についての重複調査照会に多大の繁忙を感じている。

(3)　現業局に代表者の配置

現業局には業務長及び施設長が並置されているが、一局を代表し、業務と施設の両部門を統轄する局長の配置がないために、局全体として対外、対内両面に不便を訴えている。

(4)　資材配給面

資材調達、配給事務を通信局から分離したために現場に対する必要資材の配給は機構改革の所期する成果を挙げるまでに至つておらず、特に非常時事態発生の際の応急措置上不便があるとの声がある。

一、電報電話取扱局所数

本年八月における全国の電報、電話取扱局数は総計一三、八二七である、その内直轄局は八二四であつて郵政省への委託局は一三、〇〇三であるが、その通信局別数は別表五の通りである

二、電話事業

（一）　加入電話の数

加入電話の数は別表六の通り一、二〇七、八〇三であつて戦前の一、〇八七、三九七に比べて約一一%の増加となつているが、これから一時撤去中のもの及び戦災未復旧のものを差引いて、実際に開通している数は一、〇一八、〇五一でこれを戦前のそれに比べると六%強の減となる。

（二）　加入電話の戦災復旧状況

戦災復旧状況は別表六の通り戦前一〇八七、三九七の加入電話は、戦災で五八二、四五八（戦時中動員一二二、五七九を含む）即ち五三%を失い、現在開通数は一、〇一八、〇五一で九四%迄復旧しているが、これは全国的にみた数字であつて、戦災の甚しかつた、主要都市についてみると戦災率八四%昭和二十四年九月末復旧率六八%であつて右のうち東京六五%大阪五〇%神戸四六%しか復旧していない。然して、その年々の架設は別表七の通りであつて申込の半数に充たず昭和二十四年度は約四分の一に過ぎない。

又六大都市にあつては別表七ノ二の通り大都市に重点を置いていることは窺われるが、申込の半数にも達していない、然して、その架設数は、全国総数の三八%となつているが、昭和二十五年度（予定）には架設数も前年度より減り、全国対比も三〇%と減少している、これは大都市における基礎設備に行詰りを来している為であつて、昭和二十四年度の全国加入申込の四一五、二二五のうち基礎設備の無いか、又は行詰りを来した為に工事不可能なものは五〇%となつているが、東京及び大阪にあつては別表八の通り夫々七七%及び八〇%である。

（三）　長期施設計画の設定

電話の需要が多いのに供給が遙かにこれに下廻つているために、既設電話の加入権は相当な高額で取引されている、都市では概ね数万円が普通である最近札幌では公の競売で十三万五千円で加入権一ヶが競落された実例がある（加入権の譲渡は昭和二十四年二月十五日以後の新設電話については政令で禁ぜられている）このような事態に直面しても政府当局は財政上の都合を理由として年々「昨年と同程度」の予算を計上してその年を過しているのみである。

電信電話復興審議会は本年三月「今後なるべく早い期間に約三百万個の電話の増設を必要とする」との答申をなしたが政府においては一定の目標を定めて一定期間にこれを達成しようとする所謂長期計画の設定は目下研究中のようであるが未だ正式の決定はみていない。

（四）　通話状況

(1)　市内通話状況

最近における市内通話度数は別表九の通り年々漸増の趨勢にあるが、その接続状況をみると地方小都市の共電式及び磁石局における完了通話率は夫々七七%及び八一、五%であつて比較的良好であるが、六大都市における完了通話率は四〇、七%であつて大都市では十回かけて四回しかかからないことになる、これは戦前の大都市の六〇%乃至七〇%に比べて著しく不良の状態にあると言わなければならない。

(2)　市外通話状況

イ、昭和二十四年度の年間通話時数は別表一〇の通り四一六、八八九、八一六である。

ロ、市外通話待合時分

迅速を生命とする市外電話の申込から通話開始までの待合せ時分は別表一一の通りであつて東京、大阪間は特急通話で一時間四十分、普通通話は日中の繁忙時には殆んど接続せられず、その日の用をなさないという状態である。

ハ、市外通話申込に対する交換取扱者の応答

以上は市外通話を申込んでからの状態であるが市外通話を申込もうとして局を呼んでも交換取扱者の出る率は五〇%であつて大都市の一般市内電話のそれに比し稍良好であるが、電話の呼出信号があつてから交換取扱者の応答があるまでの秒数は別表一二の通りであつて長いものは一六秒もかかつていて戦前の七秒乃至一〇秒に比し遙かに長く交換取扱者が出ないという世評はあながち根拠のないことでない。

(3)　通話状況不良の原因

通話状況は市内、市外共に前記の通り良好でないが大都市の市内通話の不完了率五九、三%の原因をみると

イ、対話者	二四、〇%
ロ、中継線ふさがり	八、〇%
ハ、機械故障	六、〇%

ニ、その他　二一、三%

計　五九、三%

であつて、イ、ロ、は施設が通話量に適応していないことを示し、ニ、のその他は「相手方応せず」「原因不明」等である。「原因不明」は大体施設面の故障によるものとみてよい、施設面の故障はハ、の機械故障と共に器材の不良又は修理手入の不充分によるものである、又市外通話の待合時分の長いこと及び交換取扱者の応答遅延等は当務者の不馴れ、人員配置の不適正等に因るものもあるが施設の不足又はその保守の不充分によるものが、最も多いと認められる、即ち市内市外共に通話状況不良の主な原因は施設面にあると認められる。

（五）電話設備に対する経費

上記によつて明かなるが如く電話の新規架設は極めて不充分であり、現存電話の通話状況は良好でない、これに対し最近における施設面に対する経費使用の概要は別表一三の通りであつて、

まず、予算において事業当局の要求は著しく制約圧縮されており、施設の拡張改良が需要に応じ得ない原因はここにあることが知られる。

電気通信事業の有する固定資産は昭和二十四年度末現在で約一千五百七十二億円であるが、この資産を良好な状態に保つておく為に年々その補充取替のための経費を計上しているが戦争中は殆んど補充取替を行わなかつたために、施設の荒廃を来し終戦後における大都市の電話は殆んどまひ状態に陥つたので、東京、大阪の焼残り局の通話状況改善のために特別保守を行つて来たが昭和二十四年度にはこのために別表一四の通り経費四、五億円を又二十五年度には六、五億円を計上している、然して二十四年度の補充取替のための予算は右の特別保守費を合せて五一億円（電信を含む）であつたが実際使用したのは四一億円でこの差額一〇億円は施設の拡張に流用されている。即ち現用施設の状態を良好に保つておくための最低限度の経費も使用されていない、この状態は、二十五年度においても同様である。現用電話の通話状況不良の主なる原因はここにあることが窺われる。

又災害の多い我国においては年々施設面の被害が相当多く、その復旧費は別表一五の通り二十四年度には一三億円（電信を含む）に達したが、その一部は既定経費の節約によつて賄われているので結局建設及び保守の費用が、それだけ喰込まれる結果となつている。

三、電信事業

(1)　内国電報取扱数

昭和二十四年度の年間電報取扱通数は三一六、〇七二、二七〇で年々漸増の趨勢を示している（別表一六）

(2)　通信状況

電報の所要時間は別表一七の通り終戦後は相当長時間を要し、成績良好とは言い難い状況であつたが、その後漸次改善せられ最近においては相当の向上を見たが、なお戦前のそれに及んでいない。

又誤謬状況も大体同様で別表一八の通りまだ戦前の域には相当遠い。

四、国際電信電話の状況

(1)　対外電信

我国における戦前の対外電信連絡は一部の海底線によるものを除き殆んど無線直通連絡回線であつて、その数は三十有余に及び世界に確固たる地位を占めておつたが今次大戦に因り各国との連絡は逐次杜絶の已むなきに至り終戦と同時に欧洲中立国との若干の回線を除き殆んど杜絶し我国の対外電信連絡は一時全く影をひそめるに至つたが終戦直後の昭和二十年十月に先ず東京、桑港間に三回線の直通連絡が再開されたのを初めとし東亜は欧洲各方面との直通連絡は漸次再開せられ現在別表一九の通り連絡回線は二二に及んでおり、その取扱数は別表二〇の通りで殊に最近においては朝鮮動乱及び海外貿易の振興に伴い著しく増加の趨勢を示している。

(2)　国際電話

我国における戦前の国際電話連絡は世界各地に亘り無線による直通回線は十四に及び世界の電話加入者の九〇%と通話が出来る状態にあつたが今次大戦に因り各回線は全部杜絶するに至つたが、昭和二十一年一月東京、桑港間が再開せられ当初は専ら連合軍関係者のみの用に供せられたが昭和二十三年一月から邦人もこれを利用し得る途が開かれ通話の対手も漸次拡大せられ現在世界各地五十ケ所の多きに達し戦前の通話可能範囲に殆んど匹敵するに至つている。

なお、その取扱数は別表二一の通りである。

五、昭和二十五年度電信電話施設計画及びその実施状況

昭和二十五年度における電信電話施設計画の概要は別表二二の通りであつて、その実施状況は大体別表二三の通りであつて、大都市の基礎設備の拡充に重点をおいていることが窺われる。

別表一　戦前に於ける世界各国電話普及状況（昭和十四年十二月）

順位	国名	人口一〇〇人当電話機数
一	米国	一六、八三
二	スエーデン	一三、六四
三	ニュージランド	一三、二六
四	カナダ	一三、二五
五	デンマーク	一一、九二
六	スイス	一〇、九九
七	オーストリア連邦	九、五二
八	ノルウエー	八、五三
九	イギリス	七、〇六
一〇	ドイツ	五、八五
一一	オランダ	五、三三
一二	ベルギー	五、一三
一三	フインランド	四、七九
一四	アルゼンチン	三、三〇
一五	ウルグアイ	三、一〇
一六	南アフリカ連邦	二、一三
一七	日本	一、八九
一八	チリー	一、八〇
一九	ハンガリア	一、六四
二〇	イタリア	一、四九
二一	キューバ	一、二九
二二	スペイン	一、一九
二三	メキシコ	〇、八八
二四	ポートリコ	〇、八六
二五	ポーランド	〇、八四

別表一ノ二　最近に於ける世界各国電話普及状況（昭和二十四年一月一日）

順位	国名	人口一〇〇人当電話機数
一	米国	二六、一〇
二	スエーデン	三三、一〇
三	カナダ	一八、八〇
四	スイス	一七、一〇
五	ニュージランド	一七、〇五
六	デンマーク	一五、三〇
七	オーストラリヤ	一三、八〇
八	ノルウエー	一三、七
九	イギリス	九、八〇
一〇	フインランド	七、三〇
一一	ベルギー	七、〇〇
一二	オランダ	六、四〇
一三	フランス	五、五〇
一四	オーストリア	五、〇〇
一五	ドイツ	四、八〇
一六	アルゼンチン	四、一〇
一七	ウルグアイ	三、三〇
一八	南アフリカ連邦	三、一〇
一九	アイルランド	二、三〇
二〇	チリー	二、三〇
二一	イタリア	二、一〇
二二	スペイン	二、〇〇
二三	日本	一、七〇
二四	ポルトガル	一、五〇
二五	ブラジル	一、〇〇

別表二

電気通信省機構図解

（昭和二十五年十一月一日）

大臣

政務次官

事務次官

（外局）

保安庁　定員一、〇九六人　二五〇人

航空標識所　一四三人　(9)―出張所(1)

航空保安事務所　七〇三人　(17)―出張所(33)

大臣官房　四五〇人

人事部　厚生課　保健課　給与課　人事課　管理課

文書課　審議室

電気通信監　定員一四四、六四二人（外局一、〇九六人を除く）

附属機関　二、七二二人

職員訓練所(14)

病院(8)、診療所(70)、療養所(2)

電気通信省運営審議会

電気通信監室　七六人

人事課　法規課　監察課　訓練課　経営分析課

電気通信研究所　一、五六六人

事務部門　会計課　管理課

試作部門　特許出版部門　基礎研究部門　器材実用化部門

方式実用化部門

交換部品課　電話機課　電材料源課

器材管理課　電子管課　回路部品課　無線器具課

無線方式課　伝送方式課　電信方式課　交換方式課

方式管理課　電波課　線路方式課

経理局　一七五人

統計課　主計課　資金課　査察課

施設局　三、八八六人

施設部　施設課　市内設備課　市内外線課　無線伝送課

建設部　線路課　機械課　市内線路課　市内機械課　伝送無線工事課　無線機械工事課　管理課

保全部　市内線路課　市内機械課　市外線路課　市外機械課　保全材料課　管理課　無線通信機械課

資材部　工材調査課　需品課　線材課　機械課　管理課　工作課　地方資材部―配給局(17)　工作工場(15)　分工場(5)

建築部　設計課　施設管理課

局長附　文書整備課　訓練課　管理課

業務局　五〇二人

調査部　周知宣伝課　販売計画課　管理課

計画部　市内電話課　電信市外電話課　管理課

営業部　営業課　制度課　委託業務課　監査課

運用部　市内電話課　市外電話課　電信課　管理課

国際通信部　国際業務課　国営管理課

訓練課　管理課

検査課　調査課　海底線工事課　分室(2)　特別施設課　管理課

建設材料課　管理課

地方電気通信局　(10)　二、五三人

地方電気通信部　(52)

地方電気通信管理所　(259)　二八、一七八人

地方電気通信取扱局　(直轄局825)

郵政省へ委託　13,003

別表二ノ二　ラインオルガニゼーション（縦割組織）

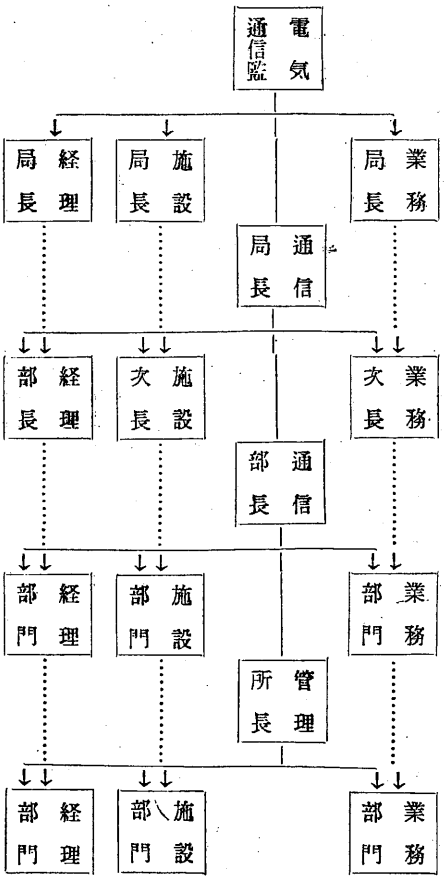

点線は機能別指揮監督手続を、実線は正式管理手続を示す。

別表三　電気通信省と日本国有鉄道との定員配置比較表（昭和二十五年八月）

	総人員(一)	定員(二)	(一)対(二)	定員(四)	(一)対(四)
電通	一四四、六四二人	(電)本省 (鉄)本庁 三、一三六人	二・一八%	(電)通信局及通信部 (鉄)管理局等 一五、八六〇人	一〇・九七%
国鉄	四七三、一四六人	二、五七八人	〇・五四%	二六、一六八人	五・五三%

備考　電通本省から通信研究所、海底線工事課及び建設部隊を通信局から建設部隊を除き施設局の地方資材部は通信局に含め、国鉄の管理局等から工事事務所を除いた。

別表四　通信部以上段階における主査以上の役付職員数調（昭和二十五年八月）

	定員(一)	主査以上(二)	(一)対(二)
本省	五、六五五人	八六六人	一五・三一%
通信局	一三、五二七人	一、八二三人	一三・四七%
通信局	四、三六八人	一、四七九人	三三・八六%
備考　電通事業総定員	一四四、六四二人		

別表五　地方電気通信取扱局（昭和二十五年八月）

通信局別	電話局	電報局	電報電話局	市外電話局
関東	四六	七五	七	一
信越	四	五	一	—
東海	一四	五	六	—
北陸	三	三	四六	—
近畿	三五	五	一七	—
中国	九	四	六	—
四国	四	四	二六	—
九州	一六	一七	一三	—
東北	一二	六	一三	—
北海道	八	三	三	—
計	一三〇	三一	三三	二

	直	国際電報局	国際電話局	無線電報局	気象無線電報局	放送無線電報局	計	郵政省委託局数（二五四ノ二）	合計
直轄局	一	—	—	—	—	—	一	二〇五	二〇六
	一	—	—	—	—	—	一	三六	二〇七
	一	—	—	一	—	—	一	八二	二〇九
	一	—	—	二	—	—	二	三〇	二一七
	一	—	—	二	—	—	二	一四七	二三一
	一	—	—	二	—	—	二	一四三	二三二
	一	—	—	四	—	—	四	八四	二三四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、〇〇三	二三七
	三	—	—	一四	一	—	一五	一、〇一三	二三八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、〇二三	二三九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、〇三三	二四〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、〇四三	二四一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、〇五三	二四二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、〇六三	二四三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、〇七三	二四四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、〇八三	二四五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、〇九三	二四六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一〇三	二四七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一一三	二四八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一二三	二四九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一三三	二五〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一四三	二五一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一五三	二五二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一六三	二五三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一七三	二五四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一八三	二五五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一九三	二五六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二〇三	二五七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二一三	二五八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二二三	二五九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二三三	二六〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二四三	二六一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二五三	二六二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二六三	二六三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二七三	二六四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二八三	二六五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二九三	二六六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三〇三	二六七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三一三	二六八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三二三	二六九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三三三	二七〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三四三	二七一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三五三	二七二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三六三	二七三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三七三	二七四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三八三	二七五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三九三	二七六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、四〇三	二七七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、四一三	二七八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、四二三	二七九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、四三三	二八〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、四四三	二八一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、四五三	二八二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、四六三	二八三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、四七三	二八四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、四八三	二八五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、四九三	二八六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、五〇三	二八七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、五一三	二八八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、五二三	二八九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、五三三	二九〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、五四三	二九一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、五五三	二九二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、五六三	二九三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、五七三	二九四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、五八三	二九五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、五九三	二九六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、六〇三	二九七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、六一三	二九八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、六二三	二九九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、六三三	三〇〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、六四三	三〇一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、六五三	三〇二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、六六三	三〇三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、六七三	三〇四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、六八三	三〇五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、六九三	三〇六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、七〇三	三〇七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、七一三	三〇八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、七二三	三〇九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、七三三	三一〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、七四三	三一一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、七五三	三一二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、七六三	三一三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、七七三	三一四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、七八三	三一五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、七九三	三一六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、八〇三	三一七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、八一三	三一八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、八二三	三一九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、八三三	三二〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、八四三	三二一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、八五三	三二二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、八六三	三二三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、八七三	三二四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、八八三	三二五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、八九三	三二六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、九〇三	三二七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、九一三	三二八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、九二三	三二九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、九三三	三三〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、九四三	三三一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、九五三	三三二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、九六三	三三三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、九七三	三三四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、九八三	三三五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、九九三	三三六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一〇〇三	三三七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一〇一三	三三八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一〇二三	三三九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一〇三三	三四〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一〇四三	三四一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一〇五三	三四二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一〇六三	三四三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一〇七三	三四四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一〇八三	三四五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一〇九三	三四六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一一〇三	三四七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一一一三	三四八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一一二三	三四九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一一三三	三五〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一一四三	三五一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一一五三	三五二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一一六三	三五三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一一七三	三五四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一一八三	三五五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一一九三	三五六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一二〇三	三五七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一二一三	三五八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一二二三	三五九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一二三三	三六〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一二四三	三六一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一二五三	三六二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一二六三	三六三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一二七三	三六四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一二八三	三六五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一二九三	三六六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一三〇三	三六七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一三一三	三六八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一三二三	三六九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一三三三	三七〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一三四三	三七一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一三五三	三七二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一三六三	三七三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一三七三	三七四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一三八三	三七五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一三九三	三七六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一四〇三	三七七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一四一三	三七八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一四二三	三七九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一四三三	三八〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一四四三	三八一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一四五三	三八二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一四六三	三八三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一四七三	三八四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一四八三	三八五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一四九三	三八六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一五〇三	三八七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一五一三	三八八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一五二三	三八九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一五三三	三九〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一五四三	三九一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一五五三	三九二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一五六三	三九三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一五七三	三九四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一五八三	三九五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一五九三	三九六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一六〇三	三九七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一六一三	三九八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一六二三	三九九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一六三三	四〇〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一六四三	四〇一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一六五三	四〇二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一六六三	四〇三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一六七三	四〇四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一六八三	四〇五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一六九三	四〇六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一七〇三	四〇七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一七一三	四〇八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一七二三	四〇九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一七三三	四一〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一七四三	四一一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一七五三	四一二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一七六三	四一三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一七七三	四一四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一七八三	四一五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一七九三	四一六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一八〇三	四一七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一八一三	四一八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一八二三	四一九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一八三三	四二〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一八四三	四二一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一八五三	四二二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一八六三	四二三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一八七三	四二四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一八八三	四二五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一八九三	四二六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一九〇三	四二七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一九一三	四二八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一九二三	四二九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一九三三	四三〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一九四三	四三一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一九五三	四三二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一九六三	四三三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一九七三	四三四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一九八三	四三五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、一九九三	四三六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二〇〇三	四三七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二〇一三	四三八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二〇二三	四三九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二〇三三	四四〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二〇四三	四四一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二〇五三	四四二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二〇六三	四四三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二〇七三	四四四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二〇八三	四四五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二〇九三	四四六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二一〇三	四四七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二一一三	四四八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二一二三	四四九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二一三三	四五〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二一四三	四五一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二一五三	四五二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二一六三	四五三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二一七三	四五四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二一八三	四五五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二一九三	四五六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二二〇三	四五七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二二一三	四五八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二二二三	四五九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二二三三	四六〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二二四三	四六一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二二五三	四六二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二二六三	四六三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二二七三	四六四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二二八三	四六五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二二九三	四六六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二三〇三	四六七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二三一三	四六八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二三二三	四六九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二三三三	四七〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二三四三	四七一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二三五三	四七二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二三六三	四七三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二三七三	四七四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二三八三	四七五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二三九三	四七六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二四〇三	四七七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二四一三	四七八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二四二三	四七九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二四三三	四八〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二四四三	四八一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二四五三	四八二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二四六三	四八三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二四七三	四八四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二四八三	四八五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二四九三	四八六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二五〇三	四八七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二五一三	四八八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二五二三	四八九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二五三三	四九〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二五四三	四九一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二五五三	四九二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二五六三	四九三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二五七三	四九四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二五八三	四九五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二五九三	四九六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二六〇三	四九七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二六一三	四九八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二六二三	四九九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二六三三	五〇〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二六四三	五〇一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二六五三	五〇二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二六六三	五〇三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二六七三	五〇四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二六八三	五〇五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二六九三	五〇六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二七〇三	五〇七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二七一三	五〇八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二七二三	五〇九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二七三三	五一〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二七四三	五一一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二七五三	五一二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二七六三	五一三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二七七三	五一四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二七八三	五一五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二七九三	五一六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二八〇三	五一七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二八一三	五一八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二八二三	五一九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二八三三	五二〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二八四三	五二一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二八五三	五二二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二八六三	五二三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二八七三	五二四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二八八三	五二五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二八九三	五二六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二九〇三	五二七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二九一三	五二八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二九二三	五二九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二九三三	五三〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二九四三	五三一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二九五三	五三二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二九六三	五三三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二九七三	五三四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二九八三	五三五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、二九九三	五三六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三〇〇三	五三七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三〇一三	五三八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三〇二三	五三九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三〇三三	五四〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三〇四三	五四一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三〇五三	五四二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三〇六三	五四三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三〇七三	五四四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三〇八三	五四五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三〇九三	五四六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三一〇三	五四七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三一一三	五四八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三一二三	五四九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三一三三	五五〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三一四三	五五一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三一五三	五五二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三一六三	五五三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三一七三	五五四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三一八三	五五五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三一九三	五五六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三二〇三	五五七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三二一三	五五八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三二二三	五五九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三二三三	五六〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三二四三	五六一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三二五三	五六二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三二六三	五六三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三二七三	五六四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三二八三	五六五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三二九三	五六六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三三〇三	五六七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三三一三	五六八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三三二三	五六九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三三三三	五七〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三三四三	五七一
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三三五三	五七二
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三三六三	五七三
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三三七三	五七四
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三三八三	五七五
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三三九三	五七六
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三四〇三	五七七
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三四一三	五七八
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三四二三	五七九
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三四三三	五八〇
	一	—	—	一四	一	—	一五	一、三四四三	五八一

神戸	四、九七四	二、四五三	六、三一六	一、九八五（二、二六一）
名古屋	一六、五二二	三、八三五	二一、一四八	二、〇一〇（二、二七六）
横浜	四、四〇六	二、〇一二	一、八一一	一、三〇五（一、四八九）
京都	一、八一一	二、三一五	二、三一八	一、八四五（二、一〇七）
計	(1) 九三、六九五	四一、一八七	一一六、一〇四	三〇、八三五（三五、〇六六）
全国	(2) 四一五、二二五	一〇七、八〇九	四三四、五〇八	一一七、五〇八
(1)の(2)に対する割合		二三%	三八%	二七%

別表八　東京及び大阪の工事不可能状況調書（昭和二十四年度）

区別	申込受付数(1)	同上内訳 工事可能数(2)	工事不可能数(3)	(3)の(1)に対する割合
東京	四〇、三一八	九、〇七五	三一、二四三	七七%
大阪	二五、六六四	五、二五二	二〇、四一二	八〇%

別表九　市内電話通話度数

年度別	総通話度数
明治二十三年(創業)	二五六、九〇八
大正元年	八四一、七六五、一九七
昭和元年	二、二一八、三〇七、八二二
昭和十九年	五、一五九、八〇六、九五二
昭和二十年	—
昭和二十一年	二、四四三、三一六、四八四
昭和二十二年	三、一九一、七一〇、六七五
昭和二十三年	三、八一〇、三〇四、七〇四
昭和二十四年	四、五九七、一二八、〇五四

別表一〇　市外電話通話時数

年度別	総時数
明治二十三年(創業)	八、〇八〇
大正元年	一五、六二〇、七六三
昭和元年	一〇二、七二二、四三〇
昭和十九年	四四八、一六六、八七八
昭和二十年	—
昭和二十一年	二五七、三〇二　三二七
昭和二十二年	二七二、五七七、四一五
昭和二十三年	三三八、〇七〇、三三六
昭和二十四年	四一六、八八九、八一六

別表一　市外通話待合時分

区間 / 年度別	東京・大阪間	東京・名古屋間
昭和十二年	二二	三二
昭和十六年	三八	三九
昭和二十年	一、三三	四八
昭和二十三年	二、〇七	二、〇六
昭和二十四年	二、一〇	一、五二
昭和二十五年	一、四一	一、二七

備考　(1) 本表は特急通話の待合時分とし
(2) 調査月は七月である

別表一一　特殊番号全国平均応答秒数

年別 / 応答度	即時台（概ね大都市の一一七）	準即時台（同上一一八）	待合式市外台（概ね地方）（同上一一八）
昭和十二年度	九、八秒	七、二秒	七、八秒
昭和二十二年度	二三、七秒	二二、三秒	四、七秒
昭和二十三年度	二一、六秒	二〇、一秒	二四、一秒
昭和二十四年度	二二、五秒	一三、四秒	一〇、二秒
昭和二十五年度	二二、八秒	一二、九秒	八、六秒
			八、二秒

別表一二　施設面に使用した経費（昭和二十五年十一月十五日現在）　（単位千円）

年度区別	原要求額	成立予算額（工事費）	摘要
昭和二十四年度 電話	三三、九六五、四〇八	一四、六〇八、七〇一	
昭和二十四年度 電信	二、三四五、〇四一	一、三六九、二一〇	建設勘定予算総額
昭和二十四年度 計	三六、三一〇、四四九	一五、九七七、九一一	一九、二六一、九四七
昭和二十五年度 電話	三三、七四三、〇〇三	一四、七四二、八四九	
昭和二十五年度 電信	二、六七一、六九七	一、一八三、四九九	建設勘定予算総額
昭和二十五年度 計	三六、四一四、七〇〇	一五、九二六、三四八	一九、六六二、七四九

備考　本調書に於ける成立予算とは建設勘定予算総額（摘要欄）より俸給事務費を除外したるものである。

別表一四　補充取替に使用した経費　（単位千円）

年度	損益勘定より建設勘定への繰入金（補充取替に充当すべき金額）	実際補充取替に充当した金額	差引（建設工事に流用したる金額）	備考
昭和二十四年度	四、六七二、三九八	三、六四二、四三三	一、〇三〇、九六五	外に特別保守費として四四九、八八四成立、この分は他に流用せず
昭和二十五年度	七、四三二、三二八	三、八〇〇、〇〇〇	三、八三二、三二八	同右六五〇、〇〇〇

別表一五　災害復旧に使用した経費（昭和二十五年十一月十五日現在）　（単位千円）

年度	予備費成立額	使用額	差引不足額	備考
昭和二十四年度	八五〇、〇〇〇	一、三〇一、九八四	四五一、九八四	不足額は建設及び保守工事費より充当
昭和二十五年度	七〇〇、〇〇〇	（見込）二、〇〇〇、〇〇〇	（見込）一、三〇〇、〇〇〇	不足額の内五〇〇、〇〇〇は建設勘定の補正予算に計上

別表一六　内国電報取扱通数

年度別	総数	発信	着信	中継信
明治四年（創業）	一九、四四八			
大正元年度	二四四、九六六、〇一〇	三五、〇三三、七九九	二六、四三三、四四四	—
昭和元年度	二四四、一六九、一四七	六六、一四〇、一〇九	六八、四四三、一九七	一二、六〇三、八〇一
昭和十八年度	四一八、〇〇八、四〇三	一〇一、七七、九一六	一〇七、一六三、四九九	二〇、一三六、九九六
昭和十九年度	三三一、一四七、〇九四	八五、〇八四、六三二	九九、八六七、九二九	一九、三四四、四九〇
昭和二十年度	三一九、七三〇、〇九〇	五〇、三五六、六五〇	五五、七八八、三〇三	二三、八三四、一五八
昭和二十一年度	三〇五、三五七、八三	七四、九八一、七二三	七六、八〇九、三九九	一四四、六四六、〇三五
昭和二十二年度	三〇一、四〇五、八三九	七三、一六七、一四一	八〇、七三二、一五〇	一四三、四六六、一七八
昭和二十三年度	三一六、〇四二、二一七	八一、〇六六、四一四	八四、六二四、四二六	一三〇、三八一、二七七
昭和二十四年度	電報所要時間（東京都内発信主要都市宛普通電報）			

別表一七　着信地

年月	札幌	函館	青森	仙台	名古屋	大阪	京都	新潟	下関
昭和五年	時分 三〇	時分 一〇六	時分 四四	時分 五六	時分 一〇五	時分 一三	時分 五四	時分 四九	時分 五九
昭和二十二年十月	一〇八	四一九	五一一	三〇五	三〇三	八〇五	五三	三〇〇	八一六
昭和二十三年十月	八三六	七四八	九三五	四一〇	四三三	四三四	四三一	八五三	五〇一
昭和二十四年三月	二一六	二一〇	二一八	三一四	三一〇八	二一五	二一九	二一二	一一三
昭和二十五年六月	二一四五	一一九	二一三	二一四六	一一五八	一一〇	—	一一三	一一三

別表一八　電報の誤謬状況（普通電報本文のみ）

年度別	昭和五年	昭和二十一年	昭和二十四年
区別			
百通当り	四、二通	二〇、二通	一四、四通
一万字当り	二二、〇字	九〇、〇字	六二、〇字

別表一九　国際電信回線（昭和二十五年十月末現在）

区別	対手連絡局所在地	本邦側連絡通信再開又ハ新設月日
方面別		局所在地
アメリカ方面	桑港（R・C・A）	東京 昭和二〇、一〇、二〇
〃	桑港（M・K・Y）	〃 〃
〃	桑港（P・W）	〃 〃
〃	桑港（R・C・A）	〃 昭和二五、九、二〇
東亜方面	マニラ（R・C・A）	〃 昭和二二、六、一
〃	マニラ（M・K・Y）	〃 〃
〃	ジャカルタ	〃 昭和二二、四、一
〃	上海	大阪 昭和二三、一一、一五
〃	コロンボ	〃 二一、一、一（ロンドン回線）二二、五、一（ロンドン回線）
〃	香港	〃 昭和二三、三、一
〃	ソウル東京	昭和二五、一〇、二〇
〃	ソウル（有線）	福岡 昭和二一、六、三〇
〃	名瀬	〃 〃
〃	宮古島	〃 昭和二五、八、一〇
〃	那覇	〃 昭和二三、一一、一五
〃	ウラジヴオストック（海底線）	長崎 昭和二四、七、五
〃	台湾	大阪 昭和二五、八、一七
欧州方面	ボンベイ	東京 昭和二〇、一〇、一一
〃	ジュネーブ	大阪 昭和二一、五、二一
〃	パリー	昭和二四、一二、二〇
〃	リューコフ（西ドイツ）	東京 昭和二五、五、一六
〃	ブラッセル	〃 昭和二五、五、二二
〃	ローマ	〃 〃

別表二〇　国際電報取扱数

年度別	昭和十六年	昭和十九年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年
区別						
発信	四三、七五六	九九、五一三	二九三、〇三三	三〇七、一二七	四三六、〇〇〇	六九八、〇三四
着信	五一七、五二一	一二五、五一九	一二五、八一五	一七五、八三	三七一、六二七	五五六、〇三三
合計	一、〇一一、二六七	二三九、〇三一	四〇八、八四八	四八二、四〇九	八〇七、六二七	一、二四四、〇七七

別表二一　国際電話取扱数

年度別	昭和十六年	昭和十九年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年
区別						
発信（度数）	三、四五六	—	二三、五九一	二八、九五六	三一、〇七七	二九、〇五八
着信（度数）	二、五〇六	—	—	—	九九五	六、一七五	一〇、二一六
計	五、九六二	—	二三、五九一	二九、九五一	三七、二五二	三九、二七四

別表二二

昭和二十五年度施設実行計画

一、加入電話	一一七、五〇〇名	
二、公衆電話	五〇〇箇	
三、増接続電話	九五、〇〇〇箇	
（イ）甲種増設	五五、〇〇〇箇	

（ロ）乙種増設　四〇、〇〇〇箇
四、分局開始　六局
東京本所、東京霞ヶ関、東京第二丸ノ内、名古屋笹島、大阪残、大阪北の予定
五、改式　三〇局
（イ）自動改式　一四局
水戸、藤沢、桐生、津島、新潟、金沢、明石、坂出、宮崎、若松、戸畑、仙台、福島、札幌の予定
（ロ）共電改式　一六局
栃木、戸塚、小諸、中野、富田、下田、挙母、吉原、滑川、泉大津、萩、小郡、八代、花巻、能代、岩内の予定。
六、中継線増設　一二区間
七、区域合併　三局
東京——松沢、下関——下関本村、下関——江ノ浦。
八、市外ケーブル
（イ）長距離ケーブル　五七九粁
旭川——帯広、秋田——扇田、長岡——新潟、名古屋——吹田、有田——長崎、豊後水道。
（ロ）短距離ケーブル　二八一粁
前橋——桐生、高松——多度津、小田原——湯河原、金沢——七尾、岡谷——諏訪。
九、市外線増設
（イ）一般回線　六〇、〇〇〇粁
（ロ）専用線　五五、〇〇〇粁
十、超短波多重通信施設　四区間
十一、警察通信施設　三、五〇〇粁
十二、有線電信施設
（イ）通信方式の印刷化　七四回線
（ロ）回線新増設等
印刷回線　三回線
回線変更等　二六ヶ所
（ハ）印刷回線受信鑽孔機　一四座
（ニ）専用線　二四回線
（ホ）電信自動交換機　一局
（ヘ）搬送電信路施設　一六区間
十三、無線通信施設
（イ）国内無線
幹線局　五局
非常無線　二〇局
海岸局整備　六局
（ロ）国際無線
回線増設　八回線一放送
方式変更　五回線五放送
十四、局舎
（イ）電話局　三九局
（ロ）電報局　二一局
（ハ）電報電話局　三〇局
（ニ）その他　三〇局

別表二三　昭和二十五年度電信電話計画の実施状況

区別		昭和二十五年九月末現在進捗状況	備考
一、加入電話		七〇・〇％	(1)本調書には昭和二十四年度の繰越工事を含む。
二、市内電話（主として基礎設備にして方式変更区域合併等）		二九・六％	
三、市外回線増設、ケーブル工事等）	電話	二九・八％	
四、有線電信電話		一七・八％	
五、無線電信		二六・六％	
六、局舎営繕		三九・〇％	
七、その他（電通研究所、学園、警察電話、私設電話買収、車輛整備等）		二五・三％	
総合計		三三・三％	

調査報告書

公共企業体労働関係法の改正に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

労働委員長　赤松　常子

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀木　鎌三　原　虎一
波多野林一　早川　慎一
中村　正雄　池田七郎兵衛

公共企業体労働関係法の改正に関する調査経過概要

第八回国会末、公共企業体労働関係法の改正に関する小委員会により公共企業体労働関係法第十六條、同第三十五條の改正要綱及び参考案が決定され労働委員会に対しその旨報告があつたが、閉会中の継続調査は主として右の改正要綱及び参考案に関して行われた。即ち、十月二十日、二十一日の両日、労働委員会を開いて国有鉄道、専売公社の各当事者代表、公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会、専売公社中央調停委員会の関係者及び学識経験者の出頭を求め右参考案について意見を聴取したが、各証人よりは夫々の立場から積極的且つ有益なる証言があつた。委員会における発言の要旨を綜合すると、大体において参考案の示す改正の方向は現行法の不備を是正し公共企業体とその従業員との正常な労働関係の運営に寄与しうるものであるとしていた。

よつて、労働委員会はこのような結果に基き右の参考案を技術的観点から更に検討することとなり調査は漸く最終的段階に達するに至つた。

なお、これよりさき本調査のため九月上旬各委員が三班に別かれて東北、関東、関西の各地方を視察し地方の公共企業体従業員の労働事情を家地に調査し、意見を求めて貴重な資料を蒐集した。

本問題は公共の福祉と公共企業体従業員の利益とのために早急に解決を必要とするものであるから今迄の調査を基礎に更に一段と努力し調査を進めたいと考える。

調査報告書

経済安定計画の進展に伴う労働問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

労働委員長　赤松　常子

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

堀木　鎌三　原　虎一
沼多野林一　早川　愼一
中村　正雄　池田七郎兵衛

経済安定計画の進展に伴う労働問題に関する調査経過概要

九月上旬、委員は三班に別かれて関西、関東、東北の労働事情を視察した。関西班は兵庫県、大阪府、京都府、愛知県の四地区、関東班は茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の四区、東北班は青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県の五区であつて、夫夫地方の実情に応じた適切な方法によつて労働問題の調査に当つた。その結果については、十一月十一日、十二日の委員会に於て各委員より報告があつたが、特に問題となつたのは労働省関係の予算についてであつた。地方においては、必要な予算の少いため労働行政に万全を期することができず、このため失業対策は不充分であり、労働基準法の施行は不徹底であり婦人少年労働に関する各種の活動は制限せられている等の実情にある。

右のような事情に鑑み労働委員会は二十五年度の補正予算明年度の労働省関係予算を検討することとなつたが調査に必要な資料等の関係で閉会中に終えることができなかつた。しかしながら、本問題の重要性に鑑み更に努力して調査を続行したいと考える。

調査報告書

社会保障制度に関する調査（継続調査事件）

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

波多野　鼎　　深川タマエ
河崎　ナツ　　井上なつゑ
藤原　道子　　藤森　廣治
大谷　瑩潤

社会保障制度に関する調査（第八次中間報告）

本委員会においては、社会保障制度の確立がわが国現下の最も緊要な問題であることを認め、その立法化に資する目的をもつて、第四回国会以来議長の承認をうけて、鋭意本調査を継続し既に第七次中間報告を終えたのであるが、調査の過程は愈々本格的な検討を加える段階に到達したので七月三十日議長の承認を受け、閉会中も本調査を継続することとした。

今期国会閉会中においては社会保障制度全般に亘る厚生行政関係の各部門につき、議員派遣を行い地方の現況を調査すると共に関係者を証人として喚問し実情の究明に努め、また、あらゆる角度から文書資料のし集に努めた。これがため、厚生委員会を開会すること八回、厚生、文部連合委員会を二回、厚生、文部、地方行政連合委員会を一回開会した。この間「社会保障制度に関する勧告」について内閣の社会保障制度審議会長より説明を聴取した後質疑を行い、「ジェーン台風による災害救助」については議員派遣を行つてその実状を調査すると共に、特に活動した七名を証人として喚問し、当時の活動状況を聴取した後、委員会として感謝の意を表した。「結核予防対策」については特に臨床経験者の立場にある権威者四名を証人として喚問し説明を聴取した後、政府の結核対策について説明聴取の上質疑を行つた。「所謂池上の特飲街事件」については公衆衛生の立場から実地視察を行つた後問題の解決に資するため関連性のある文部、地方行政の各委員会と連合委員会を開き関係者十四名の証人喚問を行い、実状を聴取した結果現行法をもつてしては取締が困難であり広汎な各種法律改正を必要とすることを認めたが、とりあえず厚生委員会としては旅館業法の一部を改正することに意見の一致を見たので、改正案の立案を進めることに決定した。「学校給食中毒事件」については実地視察の後文部、厚生各当局から今後の対策について説明を聴取した後公衆衛生上改善を加えるよう要望した。以上のほか結核予防対策に関する実情調査のため、国立療養所、病院、結核予防会研究所等を視察し、また、医薬品の製造状況等を製薬工場について実地視察の上説明を聴取し資料のし集に努め、審議に努力した。

併し乍ら本調査事件については、極めて広汎な社会問題を包括し、而も内閣の社会保障制度審議会から政府に対し勧告が提出されたばかりの現在においてはこれと併行して更に調査研究をすすめる必要があるので、結論に達するには未だ日時を要するが、この間に調査作成した資料の一部を別冊の通り添付して第八次中間報告とする。

医療の範囲、医療機関及び医療報酬

医療に関する社会保険の取扱一覧表

保険者	中央	健康保険	船員保険	国家公務員共済組合	国民健康保険
	地方	同上	同上	各省庁	厚生省（保険局）
所管官庁	中央	厚生省（保険局）	同上	出先機関	都道府県（保険課及び出張所）
	地方	都道府県（保険課及出張所）	同上	出先機関	都道府県（地方事務所）
保険者		政府（都道府県）	政府（都道府県）	共済組合	市町村、国民健康保険組合、社団法人
医療機関	公的機関	健康保険組合	同上	同上	保険者指定
	私的機関	保険者指定	同上	同上	同右
所属会計		知事指定	船員保険特別会計	共済組合会計	市町村特別会計等
		厚生保険特別会計			

労働省災害補償保険	生活保護法医療扶助	労働省災害補償保険	生活保護法医療扶助
労働省（労働基準局）	厚生省（社会局）	労働基準局労災課	都道府県（社会課及び地方事務所）
政府（労働基準局）	政府（都道府県）	政府（労働基準局）	政府（都道府県）
一部指定	主務大臣又は知事の指定	一部指定	主務大臣又は知事の指定
労災保険特別会計	一般会計（市町村支出）	労災保険特別会計	一般会計（市町村支出）

療養給付方法	現物給付	同上	現物給付 一部現金給付	現金給付 一部現物給付
受診手続	被保険者証の提出	船員保険診療券（家族は別）提出	受診証の提出	市町村長に申請医療券の提出
受療証への手続記録	療養記録	同上	同上	なし
一部負担 負担額	初診料 なし		なし	なし（場合により負担する）
一部負担 負担方法	受診時	〃	受診時又は事後徴収	〃
診療費用支拂機関	支拂基金 同	上	同（除一部組合）上 保険者 同	市町村
審査機関	基金の審査会 同	上	同（同右）上 都道府県連合会審査会 なし	知事
診療料金の基準	健康保険点数表	同上	概ね同上 慣行料金	健康保険点数表
受診期間	二年	業務外二年業務上制限なし	三年 特になし	制限なし

第一、医療給付の範囲について

〔療養の給付〕＝現行制度

被保険者の疾病又は負傷に関しては左に掲ぐる療養の給付をなす。

一、診察
二、薬剤又は治療材料の支給
三、処置、手術其の他の治療
四、病院又は診療所への収容
五、看護
六、移送

前項第四号乃至第六号の給付は保険者が必要ありと認むる場合に於て為すものに限る。但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず。

〔診療の範囲〕＝療養担当規程

保険医が、被保険者の療養の給付及び被扶養者の療養に関し、行わなければならない診療の範囲は、次の通りである。

一、診察

診療は、患者の健康の保持増進上、最も妥当適切であることを要し、一般に医師として診療の必要があると認められる傷病に対し、これを行わなければならない。

保険医は、次の方針に従わなければならない。

一、診察

（一）診療は、特に患者の職業的特性等を顧慮して行う。

（二）健康診断は、療養の給付として行つてはならない。

（三）往診は、診療上必要があると認められる場合において行う。

（四）各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行い、研究の目的をもつて行つてはならない。

1　結核患者に対する検査は、左の基準による。

イ、長期結核患者の赤血球沈降速度測定は、普通三週間に一回を適当とする。

ロ、開放性結核患者と認められる場合は、細菌学的検査を行う。

ハ、病変の部位の確定及び病型の決定並びに治療方針の確立のためには、X線検査を行う。

2　性病患者の検査は、左の基準による。

イ、臨床上性病の疑がある場合は、必要な検査を行う。

ロ、性病の治療を終るに際しては、必要な検査を行う。

二、投薬

（一）投薬は、必要があると認められる場合に行う、治療上一剤をもつて足りる場合は、一剤を投与し、その必要があると認められる場合に限り、数剤を授与する。

（二）投薬は、診療を行わないで濫りに反覆せず、原則として、同一投薬を行う期間は二週間程度に止める。

（三）栄養、安静、運動及び職場転換その他療養上の注意を行うことにより、治療の効果を収めることができるものと認められる場合は、これらに関し指導を行い、濫りに、投薬してはならない。

（四）投薬量は、予見し得られる薬剤の必要期間に従い、これを定めるものとし、概ね、左の基準による。

1　内服薬の投与は、普通一回二日分を標準とし、水用薬は、普通一回五日分を限度として、投与する。

2　帰郷療養等特殊の事情により、必要があると認められるときは、旅程その他の事情を考慮し、一回十四日分を限度として、投与する。

三、病院又は診療所への収容

四、病院又は診療所への収容

五、看護

六、移送

前項第四号乃至第六号の給付は保険者が必要ありと認むる場合に於て為すものに限る。但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず。

〔診療の範囲〕＝療養担当規程

保険医が、被保険者の療養の給付及び被扶養者の療養に関し、行わなければならない診療の範囲は、次の通りである。

一、診察

二、投薬、手術及び必要な治療材料の支給を含む適正な治療

三、注射

（一）注射は、必要があると認められる場合に行う。

（二）臨床上、明らかに梅毒と診断した場合又は臨床上梅毒の疑があり、梅毒の血清反応が陽性である場合は、駆梅療法を行う。

（三）混合注射は、その使用が合理的であると認められる場合に行う。

（四）次の注射は、経口投与を考慮し、その適応症に応じ、特に必要があると認められる場合に限り行う。

1　ビタミン剤
2　ズルフアミン剤
3　糖剤
4　カルシウム剤
5　特殊刺戟療法剤

（五）次の注射を行う必要があると認められる場合は、別に定める使用方針及び使用方法

による。

1　ペニシリン（日本医師会で定めたペニシリンの使用範囲及び限度の標準）

2　駆梅（昭和二三年一二月一〇日附予発第一六一五号厚生省予防局長通ちょう「性病健康診断要領」昭和二三年一月二六日附予発第二四号同通ちょう「性病治療指針」及び昭和二五年三月二九日附衛発第二六五号「公衆衛生局長通ちょう」）

四、手術及び処置

（一）　手術は、必要があると認められる場合に行う。

（二）　処置又は繃帯交換は、必要の程度において行う。

五、理学的療法

理学的療法は、投薬、処置又は手術によつて治療の効果を収めることが困難であり、且つ、その療法が最も適切であると認められる場合又はこの療法を併用する必要がある場合に行う。

六、病院又は診療所への収容

（一）　病院又は診療所への収容は、療養上、その必要があると認められる場合に行う。

（二）　単なる疲労回復又は正常なる分娩若しくは通院の不便等のための収容は行わない。

○保険医は、患者に対する左の保険給付をなす必要があると認められる場合においては、速かに、被保険者としてその手続を執らせるのに必要な助力をしなければならない。

一、看護

二、移送

〔看護、移送についての現状〕＝通牒解釈

看護―　政府の決定した承認方針は、被保険者の症状が重篤であつて、しかも常時監視を要し、また随時適当な処置を必要とする場合で、専門的技術を持つた、要するに免許を持つた看護婦（見習を含む）が看護についた場合のみ、日数により看護料が支拂われる。看護婦の資格を有せざる所謂派出婦は緊急止むを得ざる場合においてのみ認め得られることがある。

看護の給付は、医師の証書を添付した申請により、保険者の承認を受けなければならない。従つて、看護料の支給者は、その承認を與えた保険者（政府管掌分は都道府県保険課、組合管掌分は健康保険組合）である。

看護料金額は、地方又は組合毎の実情によつて多少異るが、地方においては保険課が衛生部と協議の上、その経済事情に即応した料金を定める。

即ち、

次の如き標準であるが、看護婦の寝具料、食事料は実費を目安として支給されている。

一、コレラ、ペスト、流行性脳脊髄炎　一日　三三〇円

二、その他の法定伝染病及癩、結核　一日　二八〇円

三、その他　一日　二五〇円

尚、看護料の支拂請求は、承認を與えた保険者に対して被保険者より行われるのであるが、被保険者は看護料請求者（看護婦等）に対し保険給付の支拂請求に関する委任を行い、又は立替支拂いをなす。

被保険者に対する保険者の看護料支拂は、被保険者の請求より一ケ月後となる実情にある。

移送―　歩行困難にして移送の必要ありと認められる場合は、被保険者は保険者の承認を受けなければならない。

但し、緊急なる場合は、事後の届出によつて移送料は支拂われるが、届出後の移送に関しては保険者の承認を必要とする。

移送料金額は、移送について必要なる実費とする。

○二十四年度診療報酬支拂比率表

（昭和二四、三乃至二五、一）

区別	件数％	金額％
政府健保	四八・八	四八・二
健保組合	三〇・六	三一・〇
共済組合	一八・五	一八・二
船員保険	二・一	二・六
一般診療	八四・一	八二・一
歯科診療	一五・九	一七・九
外来	九六・九	七六・五
入院	三・一	二三・五
被保険者	五五・四	七七・〇
被扶養者	四四・六	二三・〇

備考　件数と金額の比較において、前者の多い割合に後者の少いのは、一件当点数又は日数の少いことを示し、入院はその五〇％が入院料ということになつている。

昭和二十四年度　医療機関別診療報酬決定額（一般診療のみ）　二五・一〇・一〇

種別 ＼ 管掌別	被保険者 保険医 保険者の指定するもの A	被保険者 保険医 保険者の指定するもの B	被扶養者 保険医 保険者の指定するもの A	被扶養者 保険医 保険者の指定するもの B
政府管掌健康保険	三、九二四、八八八、八一〇	一、九二、四五八、五五九、七六	一、三〇〇、五八八、七一〇	二六、〇三三、三〇二、四五四
船員保険	三五四、三〇六、一七五〇	六、四四五、一四一、九六	三七、六七七、四四七、五〇	四〇四、一七六、三五五
国家公務員共済組合	一四〇一、九七〇、九〇四、八五	一三〇、三四一、七一〇、四三	五七、三五〇、七三四、三〇	四、八五六、〇四八、〇九
組合管掌健康保険	二、一六八、七九九、三三五、五〇	一四九、一三五、三〇五、六九	九九、九〇三、五六六、八〇	一九、〇一八、〇三三、四七
合計	七、七四九、九四五、〇一七、〇五	三六八、一五五、七一七、八五	二、八六九、〇七七、一四六、六二五	四二、三〇〇、六四九、三六

一、二四五、九、九五五、四七一、〇五

三、七六二、六六八、七三五、〇〇

一、三三二、六三四、一〇六、〇五

第二、医療機関について

（社会保障制度調査資料第十八号医療機関、医療経済統計調査参照）

〔保険医〕＝療養給付の担当者

保険医〔保険医＝同意を得て知事の指定した医師又は歯科医師
　　保険者の指定する者＝保険者と契約を締結した特殊医療施設

保険者の指定する者＝従来、保険医（厚生大臣、都道府県知事、健康保険組合理事長、健康保険組合連合会長）と、その管理者との間に診療契約を締結したものは、その公共性や課税の減免等をうける関係上、割引診療が行われていた。即ち、次の如きものであつた。

国立病院、国立療養所、都道府県又は市町村立の病院、診療所、保健所、官公立大学専門学校の附属病院、日本赤十字社病院、健康保険組合の経営する病院、診療所、健康保険組合連合会の経営する病院、診療所、国民健康保険の保険者又はその保険者の団体の経営する病院、診療所、健康保険組合が設立せられている事業所の診療所、医局等。

昭和二十五年度よりこれ等の施設に対する診療契約は解廃されて保険医としての指定手続をとることになり、保険医の指定する者として従来通り残置されたものは次のものである。

一、国立病院、国立療養所、官立大学附属病医院＝国家公務員法関係による。

二、社会保険病院、同診療所、保健所＝特殊事情による。

〔保険者の指定する者に関する件〕（昭和二十五年二月二十三日　保険発第三一号）

標記については当該施設における人件費その他の諸経費は一般保険医に比し増嵩しているばかりでなく改正医療法の実施に伴い今後益々この種の経費が増加するものと思われ、またこれ等の施設は現在のところ一般保険医のそれに比し整備され医療の質的内容が充実しているとも考えられるので当分の間これ等に対して支拂うべき社会保険の診療報酬については、割引を廃止することが適当であると認められる。そして更にこれ等施設における所定料金は概ね厚生大臣の定める点数単価式によつているのでこれ等の施設と診療契約を締結して保険者の指定する者として指定し療養の給付を担当せしめるとゆう意義が失われるに至つたので昭和二十五年度においては左の施設を除いてはすべて保険医として指定することになつたから、契約を解除し、保険医の指定願出をさせるように御取運びを願いたい。

なお、左記の者についてもその契約更改に際しては一般保険医と同様健康保険保険医療養担当規程及び健康保険保険歯科医療養担当規程に準じ診療を行うとともに診療報酬の算定についても厚生省告示第六十六号の算定方法に依るよう極力指導勧説しこれを履行せしめられたい。但し国立療養所及び社会保険病院、診療所並びに各都道府県の保健所の診療報酬は昭和二十四年五月十二日附保険発第一七五号通牒によるものとし国立病院、同療養所については厚生大臣にて従来通り直接契約するから念のため申し添える。

記

一、国立病院、同療養所

一、社会保険病院、診療所（厚生保険特別会計にて買收又は建設したもの）

一、官立大学附属病院

社会保険医療施設調（昭和二四、五月）保険局

	病院	診療所	療養所	保養所	病院
健康保険	四九	〇	六	二八	〇
国民健康保険	一二二	一四八八	〇	〇	一四
船員保険	一	二	〇	一六	〇
厚生年金	〇	〇	四	〇	〇
労災保険	二	〇	一	〇	〇
大蔵省	六	〇	一	〇	〇
鉄道公社	三七	一四六	八	〇	〇
郵政省	八	七四	二	〇	〇
専売公社	三	三	〇	〇	〇
印刷庁	二	七	〇	〇	〇

経営別病院施設数及び病床数（昭和二四、九月）厚生省医務局

経営別	病院数	同上％	病床数	同上％
国立	二八〇	一一・二〇	八三、五八〇	三五・一九
官立	六八	二・七二	一二、〇一〇	五・四九
公立	三四八	一三・九〇	三五、四九〇	一四・九四
医療国立	九一	三・六六	六、〇七一	二・五五
農業会立	一四九	五・九四	九、七一二	四・〇八
赤十字社立	七一	二・八四	八、二五七	三・四九
済生会立	二九	一・一六	一、九五二	〇・八二
保険組合立	九六	三・八三	四、九九二	二・一〇
公益法人立	一八七	七・五〇	一九、二二〇	八・〇九
社会附属	一九七	七・九三	一〇、三四〇	四・三五
個人立	九八三	三九・五七	四四、八六一	一八・八八
計	二、四九九	一〇〇・〇〇	二三七、五〇三	一〇〇・〇〇

保険医一人当診療取扱件数（自二四、四至二五、三月平均実数）

政府健保	健保組合	共済組合	船員保険	合計
一般 被保険者	一四、九一	七、六一	五、五三	六、六三	三四、六八
診療 被扶養者	一二、三四	九、九七	五、五六	三、二九	三一、一六
計	二七、二五	一七、五八	一一、〇九	九、九二	六五、八四
小 被保険者	八、一四	六、二三	三、八九	四、四五	二二、七一
歯科 被扶養者	三、五七	三、五三	二、一五	一、八一	一一、〇六
診療 計	一一、七一	九、七六	六、〇四	六、二六	三三、七七
小計	三八、九六	二七、三四	一七、一三	一六、一八	九九、六一

〔註〕本表は保険者の指定するものを含まず。

〔官公立大学附属病医院における診療状況〕

○官公立大学附属医院は昭和二年八月十九日勅令第二六八号の公布により健康保険の給付を委嘱した。

（点数制によらず当該医院の所定料金で契約を行つた）。

○大学病院は、医学研究の目的によつて設立されたもので、医療の適正な在り方を指導すると共

に、料金の適宜の割引により利益を度外して公的性格を明かにし常に社会医療の設計に率先参加しているものと認めた（割引診療は七割、八割、九割と漸次増額されて、昭和二十四年四月以降全面的に廃止された。）

○大学病院における一件当医療費の変遷を昭和二十三年十一、十二月の保険医の平均実績を一〇〇とした場合の保険医との比較指数は次の如くである。

一件当医療費指数（%）

年月	入院 大学保険医	入院 大学保険医	入院外	備考
昭二二、九—二三、三	三四・八	三六・二	三一・六	大学病院における一件当医療費が保険医のそれを上廻つていることは、その経営が独立採算的な色彩を帯びて来たとはいえ、大学病院のみ特殊な契約を締結しなければならない根拠が薄弱となつた。
〃二三、三—二三、七	四九・二	五八・五	七九・五	
〃二三、八—二三、九	七九・〇	七四・七	八八・二	
〃二三、一〇—二三、一二	七八・二	（一〇〇）	八六・五	
〃二四、一—二四、三	九六・三	一〇〇・〇	八八・〇	
〃二四、四—二四、六	一〇六・五	一〇一・〇	一七一・〇	
〃二四、七	一五〇・〇	一〇二・〇	一〇三・五	九五・〇
〃二四、六—二四、三	一四八・〇	一二〇・〇	一一一・五	一〇三・三

官公立大学附属医院における政府管掌健康保険の診療状況（自二四、六至二四、一二平均）

（一大学一ヶ月平均表）

	件数	一件当日数	一日当金額	一件当点数	一件当金額	賄の有無
入院）被保険者	五六	二〇・七	三九九	三八・二	八三〇八	七九八・七
（入院）被扶養者	三〇	一六・八	一九四	三六・七	三二六一	六一七・九
（入院外）被保険者	三二七	七・二二	—	—	七〇一・一	六七・〇
（入院外）被扶養者	一九三	六・七八	—	—	二六六・〇	五〇・八

有五八・三%
無四一・七%

全科保険医及び官公立大学附属病医院の政府管掌健康保険診療内容比較表

	全科 官公立大学附属病医院 レントゲン写真を除いた大学病医院	全科保険医の一回又は一日の単価 官公立附属病医院の一回又は一日の単価	一件当使用回数及び日数 全科保険医 官公立大学病医院
件数	一、〇二九　一、三七七　一、三七七	— — —	— — —
一件当日数	七・八六　七・八六　七・八六	— — —	— — —
一日当点数	四・三九　八・二五　五・七一	— — —	— — —
一件当点数	三四・五六　六四・八二　四四・八四	— — —	— — —
往診料	三・三	— — —	— — —
薬治料	三一・八%	二六・八%	三八・七%
注射料	四三・二五%	一〇・四%	一五・〇%
処置料	一五・二%	二三・九%	三四・五%
手術料	二・六%	四・五%	六五・〇%
レントゲン写真検査料	一・〇%	三〇・八%	—
検査料	〇・六%	三・四%	四・九%
その他	—	〇・三%	〇・四%

	全科保険医	官公立大学病医院
	五五　〇・〇九回　〇・一四回	一〇四、〇〇　二一二、五五　〇・〇九回　〇・一四回
	五〇〇、〇〇　五五六、九八　〇・〇〇七回　〇・三六回	五〇〇、〇〇　五五六、九八　〇・〇〇七回　〇・三六回
	三五、五〇　八八、一九　〇・〇六回　〇・二七回	三五、五〇　八八、一九　〇・〇六回　〇・二七回
	五〇、〇〇　一〇五、〇〇　— —	五〇、〇〇　一〇五、〇〇　— —

〔註〕注射料の一〇・四%は、大学予算の関係上、注射薬等の多量購入費のない理由によるが、某大学では入院料を除いた全診療費の四七・二%が注射料であり、他の某大学においては、その胸部結核患者について全診療費の六五・三%が注射である統計を示すことは、患者に多数注射薬を買わせている推定が出来る。

○英国における保険医の特典事例

一、奨励金——主務大臣と医業委員会の協議により困難な事情の下に或は人口稀薄地において医業を行う医師に支給する。

年約二〇〇、〇〇〇磅の基金

一、助手教育費——助手への監督のための給与金（年一五〇磅）

助手の俸給並に寄宿費を支給する（年五五〇磅）

一、車台維持費——車台を必要とするものに対して給与する。（年一五〇磅）

一、養老年金制度

被保険者——分娩サービスを含む一般診療に従事する医師及これらの医師に雇れている助手

保険料——医師は一般診療及び薬剤サービスの年実収の六%を醵出し、国庫は八%を支弁する。

資格期間——五年若くは十年。

給付種類——五年の場合——死亡、六十歳到達後の隠退又は業務不能になつた場合の一時金

十年の場合——隠退につき年金及び一時金

死亡につき死亡手当金及び寡婦年金

第三、医療報酬支拂方式について

（社会保障制度調査資料第二十号医療報酬支拂方式の考察参照）

〔社会保障制度審議会の勧告要旨〕

一、支拂方法について、現行点数単価方式の欠陥を是正し、全国的画一的方式の施行をさけるとともに地方の実情に応じた各種の方法を採用したこと。

一、現行点数単価方式による一件当標準点数をおさえることによつて濫療を防止したこと。

一、制限点数に達するまでの一件当平均請求点数を認め、慢性患者を取扱う医療機関の万全を計つたこと。

〔註〕

イ、医師は自己のなした労力と資材に対し合理的なしかも自己の能力にふさわしい支拂方式を求め、点数定額式の合理化を要望する。

ロ、保険者はその支拂が収入と比例することを求め、診療件数と一件当金額との増減に拘らず常に一定の支拂を被保険者数に応じて計算される人頭式を要望する。

諸外国における診療報酬支拂方式の事例

国名	方式	態様
オーストラリア	償還式	病院給付法により公立は無料、私立は一日六シリングの割合で患者は償還を受ける。一般医療は給付せず。
ベルギー	償還式又は人頭式	国家基金と医師団の協定料金の3/4（一般診療）2/3（往診）を患者に償還する。一定期間の人頭式報酬に少額の一部負担金を受ける。
ブルガリヤ	公営式	保険基金の任命した医療官の診療を受けるシステム。
デンマーク	勤労式	診療回数又は時間制により疾病金庫より支拂われる。
フランス	償還式	任意給付（歯科、移送、看護、特殊薬剤等）は七五%を患者に償還する。
アイルランド	償還式	保障金庫と医師会の協定料金の八〇%又は一〇〇%（出産、長期疾患、大手術等）を患者に償還する。
スエーデン	償還式	国民健康保険組合が全額を償還し、義歯五〇%、検眼及眼鏡十五志六片、医療材料費2/3を償還する。公定医療費の3/4を償還する。処方箋による薬剤は無料、その他の薬剤は半額を支給する。
アメリカ	定額式又は俸給式	（国保案）診療の回数乃至患者一人当につき定額支拂、又は俸給形式による。
ニュージーランド	登録人頭式又は定額償還式或は俸給式	保健大臣と医師会又は個別契約による協定による。薬剤費は公定薬価表により公定価の二・五乃至一〇%割引を基金が
イギリス	登録人頭式（一九四九年英保健省丸表）	

一、中央基金――年間一人当医療費一八志〇片、見積人口の九五%――四一、〇〇〇、〇〇〇磅（奨励基金、政府支弁の補助額を含む）

二、中央基金の控除するもの

哩数式往診料支拂額（登録一人当七片）――二、〇〇〇、〇〇〇磅（奨励基金、政府支弁の補助額を含む）

三、右残額は登録人頭機数に比例して一六三ブロックに対し四半期毎に分配される。

四、地方基金の控除するもの

イ、一時的滯在者の治療及緊急措置の診療報酬

ロ、麻酔剤関係経費

ハ、年三〇〇磅の固定額支給金（地方医療委員会容認分）

五、右残額は患者名簿登録数に比例して各保険医に分配される（この場合、年三〇〇磅の固定額を受ける医師は、その登録患者数の七分の一を削除した分について分配を受ける。）

〔註〕分娩料―件数定額（一般医五ギニー、専門医七ギニー）

薬剤、治療材料費――均等定額（各該当患者につき六志六片）

緊急施術材料費（薬剤、繃帯等）――リスト各百名毎に年二志六片

〔米国社会保障制度調査団報告書の指摘した点数単価式支拂方法の欠陥〕

診療単価料金制度はあらゆる往診、診療及び治療毎に夫々請求することが出来、労力の量に比例して医師に支拂れる仕組になつているが、診療件数が最初から予想し得ないのに反し、保険基金の総額が限定せられているため、医師の診療数に比例して使用し得る資金を割当ててしまう方法が採用される結果、医師はその業務に対する支拂いの範囲に満足せず、従つて高額の料金を請求せんとする誘惑を受け易いことになる。

一、診療簿作成だけでなく、凡て行つた診療の請求原簿を備える「書類の仕事」を必要とする。

二、保険基金に対して請求のために転写する手数を必要とする。

三、斯る請求書の取締を行う手数を必要とする。

四、実際に行つたより以上の診療の料金支拂を要する。

五、病症の性質上正当である以上に多くの治療又はより以上に高価な治療を施す。

六、一般患者は財布に限度がありある程度の自然的制限を受けるが、保険には斯る限度が存在しない。

〔現行点数単価式支拂方法の弱点〕

点数単価式支拂方法の主たる欠陥は、濫療と診療報酬支拂事務の繁雑さに依る請求事務の過誤が挙げられる。

一、請求事故の内容

○各都道府県支拂基金審査会においては、その一人当受持審査件数は二、〇〇〇件以下が一九県、二、〇〇〇件から三、〇〇〇件迄のもの一二県、三、〇〇〇件以上五、〇〇〇件に及ぶものが七県であつて、一人当受持件数の最大である八都道府県における審査委員と審査事務嘱託との合計員数で取扱件数を除した一人当件数は約四、五〇〇件から五、五〇〇件に上り、東京都にありては約六、五〇〇件に上る。

○昭和二十四年度保険医（歯科を含む）監査成績

全国的に特定の者（監査の対象とする必要のある者）について指導監査を行つた結果は次の如くである。

被監督者数	処分内容	返納させた報酬額
	指定取消	戒告	注意	件数	金額
第一期分 一、七九八	一一三	二三〇	五九七	四、九三四	三、三七六、五九八円
第二期分 一、〇〇四	三八	一一一	三〇六	三、三八四	一、六八一、九一六円
計 二、八〇二	一五一	三四一	九〇三	八、三一八	五、〇五八、五一四円

○二四年度下半期監査中被監査保険医三七五名についての事故内容比較

事故内容	被監査保険医に対する事故比率	摘要
A、診療に関するもの		
一、濫療を行つていたと認められるもの	五五・四%	例外なく二剤投與ザルブロ、カルシウム、ビタミンB_1注射の濫用、高価ズルファ剤の内用、注射の併用及これとペニシリンとの併用（外傷、化膿症、肺炎、結膜炎、結核）慢性化膿症のペニシリン濫用

二、不必要と認められる診療を行つていたもの　一六・八%
三、業務上傷病を取扱つたもの　一五・二%
四、給付外診察を行つたもの　九・〇%
五、無診投薬を行つたもの　三・四%
六、粗診、粗療を行つたと認められるもの　〇・五%

頻回往診、研究的検査、予防的注射、急性気管支炎、脚気等にX線撮影、退院を長引かす
外傷、骨折、瘭疽、火傷、眼異物等
無資格者診療、期間満了後の診療、妊娠分身除去、第三者行為によるものの無届
看護婦任せ
嚴格な藥剤を使用せず慢然長期診療

B、診療取扱事務に関するもの

一、診療録の記載の不備のもの　七三・三%
二、正規の診療録を使用しないもの　二七・四%
三、附け掛け請求を行つたもの　二七・四%
四、所定点数によらないもの　一四・九%
五、差額徴收を行つたもの　一一・二%
六、架空請求を行つたもの　九・六%
七、混合注射を別々に請求したもの　九・六%
八、診療録と請求書と符合しないもの　八・二%
九、処置を注射として請求したもの　四・二%
一〇、被扶養者を被保険者として請求したもの　一・三%
一一、初診料を徴收しなかつたもの　一・一%

記号番号、被保険者名、続柄、住所、開始、終了転帰的診療日数
注射処置、内用藥に多い、同一家族を別に請求
計算法を知らぬもの、内用藥、注射処置等
開腹手術による二手術を別々に請求
処置等において材料を別々に請求
手術用材料、自己責任フイルムペニシリン藥を自己負担
藥治、注射、処置、X線等重複請求

二、請求審査の過誤

○昭和二十四年五月政府管掌健康保険診療報酬請求書（基金審査済）を五十分の一無作意抽出法により保険局医療課及び地方保険課技官が再審査を行つた結果は次の通りである。

診療施設別査定率（被保険者・外来）

	査定件数百分比			査定点数百分比		
	基金	技官		基金	技官	
	件数	一件当点数	事務内容費	事務内容費	事務内容費	計
官公立	四五・九	二九・三七・一	六四	一・三	一三・二	(一)〇・九 (一)〇・二 (一)一・二 (一)一三・一 (一)一三・三
法人立	六二・九	二六・四七・一	四五	七・三	一四・〇	一七・〇 (一)一・三 (一)〇・一 (一)一・四 (一)三・一 (一)一〇・七 (一)一三・七
私立	五二・〇	二六・七・一九	三一	七・三	一八・一	(一)〇・九 (一)〇・五 (一)一・四 (一)三・一 (一)一二・三 (一)一三・三
不明	二・〇	一四・三・五	六八	九・〇	一五・六	二四・二 (一)一・五 (一)一六 (一)三・一 (一)二・四 (一)三・二 (一)四・六

査定件数百分比は査定を行つた請求書の枚数を総件数で除したものに百を乗じた数であり、点数を加算訂正したものも含まれている。

技官査定は基金査定に比し請求事務上の誤（点数の誤算、計算違い等）を査定した件数で約二倍内容を査定した件数では一六倍である。

査定点数百分比は査定を行つた点数（加算減額した点数は相殺してある）を請求点数で除した数に百を乗じたものであり、基金の査定率は一・三%に留るが技官査定は一一・七%に達する。之に依つて見るに基金に於ける査定では殆んどその診療内容の査定を行つていない現状であり、事務上の過誤もその半数を見落して居る事は注目に値する。

被保険者外来請求書について官公立、法人立、私立の診療施設別に検討すると、技官査定率には大差なく、官公立病院は事務上の誤は少いがその診療内容に査定すべきもの多く、法人立は事務上の過誤は最も多く診療内容の査定は最も少い。

○健康保険に於ける人頭請求額並びに一点単価の変遷

昭和二年四月一日……同年九月三十日（一ヶ月）
補綴以外の診療費人頭六十一銭にて請負補綴は別に定額とする
昭和二年十月一日……昭和八年九月三十日（勤労定額式）
診療報酬は料金表により支拂
昭和六年四月一日……昭和八年九月三十日
概ね診療料金の一割引
昭和八年十月一日……昭和十八年三月三十一日（人頭請負式）
被保険者人頭割年額八十四銭（昭和八年～昭和十四年三月）
昭和十四年四月……昭和十六年三月三十一日
被保険者人頭割年額八十四銭三厘九毛
昭和十六年四月……昭和十七年三月三十一日
被保険者人頭割年額九十二銭五厘
昭和十七年四月……昭和十八年三月三十一日
被保険者人頭割年額九十九銭
昭和十八年四月……昭和十九年四月三十日
單価一率　十銭
昭和十九年五月一日……昭和二十年一月三十一日
單価　甲地十三銭、乙地十一銭五厘、丙地十銭

昭和二十年二月一日…同年九月三十日
　単価　甲地十三銭、乙地十二銭、丙地十一銭
昭和二十年十月一日…昭和二十一年三月三十一日
　単価標準　三十五銭　地方的に三十五銭…五十銭の間に於て決定
昭和二十一年四月一日…昭和二十一年十二月三十一日
　単価　六大都市一円五十銭、其の他の市一円三十銭、町村一円
昭和二十二年一月一日…同年三月三十一日
　単価　乙地標準二円五十銭、甲・乙・丙は地域差地方の事情を考慮して定む（実施期日は地方に定めしむ）
昭和二十二年四月一日…昭和二十二年八月三十一日
　単価　乙地標準三円、甲・乙・丙は地域差地方の事情を考慮して定む（実施期日は地方に定めしむ）
昭和二十二年九月一日…昭和二十三年二月二十九日
　単価　標準四円、地方事情に応じ考慮を加える。特別の事情ある時は国保は別に定める事ができる。甲・乙・丙各地域別撤廃
昭和二十三年三月一日…昭和二十三年七月三十一日
　単価　標準六円、地方の事情に応じ考慮を加える。特別の事情あるときは国保は一点単価及び施行期日を別に定める事ができる
昭和二十三年八月一日…昭和二十三年九月三十日
　単価　健康保険、船員保険は甲地十円、乙地九円
〔註〕甲地とは東京都（島嶼を除く）大阪市、京都市、名古屋市、横浜市、神戸市、川崎市、西宮市、芦屋市、尼崎市、乙地とは甲地以外の地域
国保甲地十円、乙地九円、丙地は八円を標準とする
〔註〕甲地前に同じ、乙地甲地以外の市、丙地町村
昭和二十三年十月一日以降
　単価　健康保険船員保険は甲地十一円、乙地十円
〔註〕請負式単価の変動――当初、一点単価二〇銭と予定されていたが、各府県、各月毎の単価の動揺は甚だしく、次の如き実績が昭和十七年の改正に至るまで反復継続された。

昭和二年　四月　五月　六月　七月　八月　九月　十月　十一月　十二月　一月　二月　三月　平均
北海道　三六銭　四六　六九　七三　一〇〇　一一六　一二二　一四一　一二五　一二四　九八　八九
東京　一二五　一一八　一三一　一四〇　一三七　一六〇　一六三　一八〇　一〇四　一三二　一四四　一五三
山梨　一五〇　一五〇　一五〇　一〇〇　一七一　一九一　一九三　二〇七　二四〇　一七〇　一九四　一六五　一八七
全国　八九　八八　一〇三　一〇七　一二〇　一二八　一三九　一五六　一六五　一八九　一五四　一三八　一三三

健康保険一般診療の診療内容別診療報酬点数の分布
（健康保険医療給付実態調査による）

種別	被保険者 入院	被保険者 入院外	被保険者 合計	被扶養者 入院	被扶養者 入院外	被扶養者 合計
初診料	〇％	〇・一％	〇・一％	〇・三％	五・三％	四・三％
再診料	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％
往診料	〇％	二・九％	二・二％	〇・二％	六・五％	五・二％
薬治料	六・八％	三二・九％	二六・八％	六・〇％	三三・七％	二八・〇％
内服薬（一剤投與）	五・〇％	一八・〇％	一五・一％	三・五％	一八・四％	一五・三％
〃（一剤投與）	〇・七％	一〇・六％	八・二％	一・四％	一〇・〇％	八・二％
頓服薬	〇・八％	三・二％	二・六％	一・二％	四・一％	三・五％
外用薬	〇・三％	一・一％	〇・九％	〇・一％	一・二％	一・〇％
注射料	二六・八％	四一・七％	三八・二％	二六・五％	三二・四％	三一・二％
皮下筋肉注射	一二・八％	一六・〇％	一五・八％	一四・五％	一九・〇％	一九・〇％
靜脈、動脈注射	一四・〇％	二五・七％	二二・九％	一二・〇％	一二・二％	一二・二％
処置料	三・九％	一三・二％	一一・一％	四・四％	一四・四％	一二・四％
手術料	一・三％	三・三％	五・二％	一九・四％	二・七％	六・一％
レントゲン検査料	一・六％	三・〇％	二・七％	〇・九％	一・七％	一・六％
その他	二・一％	二・九％	二・七％	二・二％	三・三％	三・〇％
入院料	四七・五％	—	一一・〇％	四〇・一％	—	八・二％
合計	一〇〇・〇％	一〇〇・〇％	一〇〇・〇％	一〇〇・〇％	一〇〇・〇％	一〇〇・〇％

昭和二十五年一月政府管掌健康保険被保険者各県別担当者別診療取扱状況表
（ABは保険医の指定するもの）

	入院 保険医 A	入院 保険医 B	入院 合計	入院外 保険医 A	入院外 保険医 B	入院外 合計	入院一件当金額 保険医 A	入院一件当金額 保険医 B	入院外一件当金額 保険医 A	入院外一件当金額 保険医 B	入院と入院外の比率 入院	入院と入院外の比率 入院外
北海道	二六	六（六八）	（六九）	一	三〇	五二	三	四五	七、七五〇円	（一〇、九五〇円	（八、四三〇円	（九七五円	八九七円	八九〇円	四一％	五九％
青森	三一	六（六二）	（七〇）	一	二九	五八	三	三九	五、三二五	（八、七二〇）	（五、九九〇）	（七七二）	五九〇	（八九二）	三一	六九
岩手	（八〇）	—	二〇（九五）	—	五	九二	—	八（六、一〇〇）		—	五、三三〇	（六八〇）		三四二	二五	九五
宮城	（三九）	（四七）	一四（八三）	（一二）	五	六〇	三一	九（六、六三〇）	（九、四七五）	五、七六〇	（六八三）	（六七二）	六五四	五二	四八
秋田	二六	—	（七四）（六二）	—	（三八）	四九	—	五一	六、三九〇	（六、一七五）	（八〇一）	（六六〇）	三五	六五
山形	五二	—	（四八）（八一）	—	一九	七二	—	二八	五、六四〇	（六、九七五）	六六七	（七〇三）	三一	六九

福島	(五一)	—	(四九)	(八五)	—	一五	七三	—	二七	(六、四三〇)	—	(六、五七五)	七三四	—	(六八五)	三四	六六
茨城	(四五)	—	五五	(八六)	—	一四	七二	—	二八	(六、八五〇)	—	(五、一三〇)	(七一七)	—	(七一九)	三〇	六四
栃木	一九	—	(八一)	(六七)	—	四三	五二	—	四八	五、六五〇	—	(六、五二〇)	五九三	—	(五五六)	三二	六八
群馬	四二	—	五八	(八〇)	—	二〇	七〇	—	三〇	六、一七〇	—	(六、三九〇)	(七三七)	—	五七五	二六	七四
埼玉	三八	—	(六二)	(八六)	—	一四	七五	—	二五	五、〇六〇	—	(六、七三〇)	(六三一)	—	六二三	二三	七七
東京	(二六)	八	(六六)	(七四)	四	三二	五六	六	三八	(六、九八〇)	(七、七二五)	(七、三七〇)	(六三〇)	七五〇	六〇四	三八	六二
神奈川	九〇	—	一〇	(九六)	—	四	九四	—	六	三、九〇〇	—	六、五〇〇	五八〇	—	六七五	三〇	七〇
新潟	一八	八	(七四)	(九三)	二	二五	五六	四	四〇	四、七〇〇	(八、〇七〇)	(七、六四〇)	六五五	(八八五)	五八四	三一	六九
富山	三八	—	(六二)	(八九)	—	一一	七五	—	二五	五、七七五	—	(六、六八五)	(六七〇)	—	五五二	二九	七一
石川	二三	(二三)	(五五)	(七六)	三	(二二)	五七	一〇	三三	五、二二五	(九、七〇〇)	(六、九八〇)	六二二	(七五二)	(六五〇)	三六	六四
福井	二三	—	(七七)	八一	—	一九	五九	—	四一	(六、六五〇)	—	(七、一五〇)	五六三	—	六二三	三八	六二
山梨	三〇	—	(七〇)	七四	—	二六	六四	—	三六	五、四二五	—	(六、二二五)	五七三	—	五三〇	二三	七七
長野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	一二	—	(八八)	七六	—	(二四)	五六	—	四四	五、〇七〇	—	(六、一五〇)	五六七	—	(六二七)	三二	一八
静岡	二八	—	(七二)	(七九)	—	二一	六五	—	三五	五、二七五	—	(六、八九〇)	(六五〇)	—	六二三	二七	七三
愛知	(三九)	七	(五四)	(七九)	五	(一六)	六七	五	二八	( )	六、一七〇	(一、一八五)	(七〇七)	(九一〇)	(八六四)	三一	六九
千葉	(三三)	一一	(五七)	(九〇)	五	五	六二	九	三九	六、四〇〇	(六、一三〇)	(六、四〇〇)	(六四二)	五七二	五九九	六五	三五
三重	三三	—	(七七)	七一	—	二九	五五	—	四五	六、一二五	—	(七、二七〇)	五五二	—	六三八	三二	六八
滋賀	二四	—	七六	七一	—	二九	五五	—	四五	(七、〇一〇)	—	六、三七五	五〇六	—	四九五	三四	六六
京都	一五	(四〇)	(四五)	七八	四	(一八)	五五	一七	二八	(七、三〇〇)	(九、八七〇)	(七、三一五)	六六〇	六三三	(七〇五)	三七	六三
大阪	一八	(二二)	(六〇)	(七八)	四	(一八)	六三	八	二九	六、八〇〇	(九、八〇〇)	(九、二三五)	(九〇〇)	(七六五)	(七五六)	二五	七五
兵庫	(八二)	—	一八	八九	—	(二二)	八三	—	一七	(八、三七〇)	—	(九、五六〇)	五九七	—	(九八五)	三三	六七
奈良	(六二)	—	三九	(八七)	—	一三	八二	—	一八	(六、五九〇)	—	六、〇五〇	(六九七)	—	六三〇	一七	八三
和歌山	三〇	一七	(五三)	(六五)	三	三二	五五	七	三八	五、九二〇	五、八一〇	(五、九九〇)	(六五二)	五〇〇	五五四	二九	七一
鳥取	二〇	(一八)	(六二)	六七	三	三〇	五〇	八	四二	六、二〇〇	(八、九四〇)	(七、三五〇)	五八九	六一二	五九三	三七	六三
島根	一九	—	(八一)	二三	—	一七	六五	—	三五	四、三八〇	—	(六、七八〇)	五五三	—	五四八	二七	七三
岡山	三一	一五	(五四)	(七五)	三	三二	六六	五	二九	三、七〇〇	六、〇一〇	(八、一七五)	(六二〇)	四七四	五五三	二一	七九
広島	三五	—	(六五)	八五	—	一五	一一	—	二九	六、二六〇	—	(六、六二五)	五九一	—	五九九	三〇	七〇
山口	七〇	—	三〇	(九七)	—	三	九〇	—	一〇	五、九七五	—	六、〇一〇	(六七二)	—	六一〇	二六	七四
徳島	二九	—	七一	七二	—	二八	五七	—	四三	三、八七〇	—	六、一二五	三三六	—	六一六	三五	六五
香川	三〇	—	(七〇)	八二	—	一八	六七	—	三三	五、〇四〇	—	(六、四〇〇)	五七四	—	五四一	二八	七二
愛媛	四四	—	(五六)	(七八)	—	二二	七二	—	二八	五、五四〇	—	(六、三〇〇)	(七九四)	—	五一六	一七	八三
高知	六六	—	(三四)	八九	—	二一	八二	—	一八	五、五五〇	—	(六、七五〇)	五八八	—	六〇一	三二	六八
福岡	二三	(一二)	六五	八三	一	一六	六二	四	三四	五、三二五	(九、三一〇)	六、〇四〇	五四〇	(七六四)	(五七五)	三六	六四
佐賀	三〇	—	(九〇)	(八六)	—	一四	七一	—	二九	五、六八〇	—	六、四三〇	(六〇二)	—	六〇〇	三九	六一
長崎	二九	五	(六六)	(七二)	三	二四	六〇	四	三六	五、〇二五	四、六三〇	六、七二〇	七九五	(九九〇)	五六〇	二九	七一
熊本	五六	二	四二	八五	一	一四	八〇	一	一七	五、三五〇	三、二八〇	五、一八〇	五六八	(八八六)	四一一	一七	八三
大分	二一	—	七九	八七	—	一三	六四	—	三六	四、〇〇〇	—	五、八五〇	四六三	—	四七三	三六	六四
宮崎	五八	—	四二	九一	—	九	八四	—	一六	四、〇〇〇	—	五、六四〇	四六四	—	五二二	二四	七六
鹿児島	二七	—	七三	八六	—	一四	六八	—	二二	四、九七五	—	六、一二〇	四五四	—	五二〇	一九	七一

現行制度における医療報酬の支拂方式

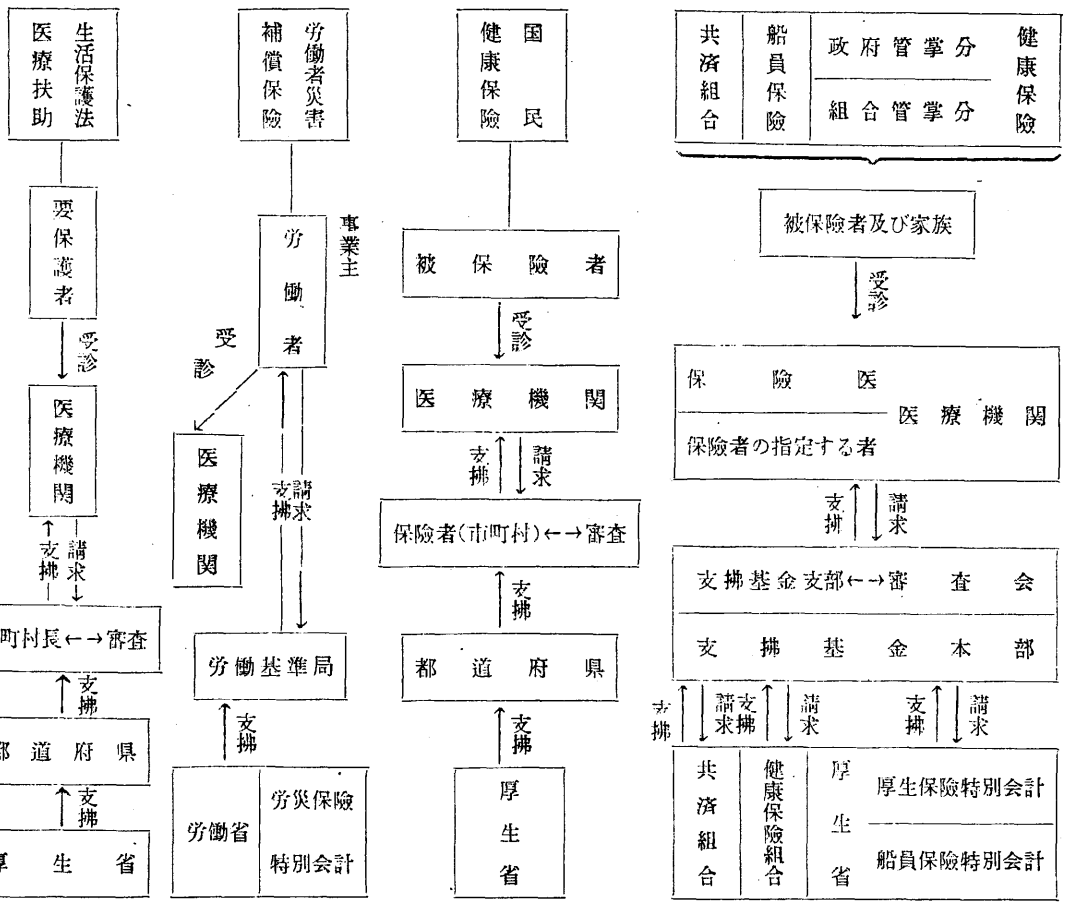

医業所得に対する課税状況

一、医業経営支出費目の構成

二、單価構成より算出された所得率

三、私的医業に対する課税現況

〔参考〕勤労医師の税額

第一、医業経営支出費目の構成

公的、私的各施設の医業経営支出を人件費、維持費、衛生材料費、光熱給水費、入院賄費、雑費、生計費、その他の費目別に集計し、その百分比を算出したものである。

経営支出費目別構成比率（厚生省医業経済調査）

	国立病院	社会保険団体施設	公益法人立施設	私立病院		私立診療所	
	%	%	%	(A)	(B)	(A)	(B)
人件費	二九・二	三九・四	三六・二	二七・五	二三・九	一七・三	一六・〇
維持費	八・七	一四・一	二一・六	一六・三	一四・二	一〇・七	一〇・二
衛生材料費	三〇・三	一八・一	二九・八	一三・一	一七・一	四二・三	二五・七
光熱給水費	八・五	一〇・七	五・六	八・二	七・一	四・〇	四・九
入院賄費	一九・一	〇・九	〇・八	四・〇	三・四	〇・一	〇・一
雑費	四・二	六・八	六・〇	一二・八	一一・八	一五・五	一九・四
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇			
生計費	—	—	—	八六・八	一二・九	五四・一	三二・九
その他の支出	—	—	—	一三・二	一一・二	四五・九	六七・一
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇		一〇〇・〇	

〔註〕公的施設は経営者の生計費其他の支出はなく、私立病院、私立診療所はこれを考慮に入れる必要がある。構成比率Aは生計費その他を含まない経営を一とし、Bはこれを含むものを一として算出した。

日本医師会医業経営調査成績支出費目区分表

（昭和二四、一一～一二の一ヶ月分）

医師数　一人　　病床数　〇床　　家族数　五人

(1) 経営による支出

費目	金額	割合
診療所数		
人件費	五、七六四円	一〇・〇七%
医療資材費	一七、五三二	三〇・六一
清潔衛生費	八四七	一・四八
被服費	六七六	一・一八
光熱給水費	一、九二三	三・三六
事業費	二、八六九	五・〇一
維持償却費	五、九〇〇	一〇・〇三
図書研究費	一、一四七	二・〇〇
税金公課	一四、四三一	二五・一九
雑費	六、一八五	一〇・八〇
支出合計	五七、二七九	一〇〇・〇〇

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 参議院会議録第十号附録（その三）

(2) 収入及び支出

費目	金額	割合
診療収入	九二、〇〇九円	九七・八〇%
その他の収入	二、〇六二	二・一九
収入合計	九四、〇七一	一〇〇・〇〇
経営による支出	五七、二七九	六〇・八九
生計費その他の	三二、九八一	三五・〇六
支出合計	九〇、二六〇	九五・九六

収入合計－支出合計＝3,811
診療収入－経営支出＝34,730

〔註〕一、人件費には物的給与を含む。
二、維持償却費については算定困難の為無記入のものあり。
三、その他の収入とは家賃、地代等である。

第二、社会保険の一点単価構成より算出された所得率

一、昭和二二、一一厚生省の実施した医業経済調査の結果により私立診療所の一ヶ月当り医業支出額二六、八八三の実態資料が得られた。

二、第二二回社会保険診療報酬算定協議会は昭二三、八以降の一点単価を決定するに当り、新物価改訂完結後における想定支出額を算定して、私立診療所の一ヶ月当り医業支出額を四九、四七三円と補正し、一点単価八円九七銭（切上げて九円）の幹事案を決定した。

三、幹事案と同時に提出された日医案は同一の基礎資料（一）により一点単価一〇円四一銭（切捨てて一〇円）を結論した。

四、(一)(三)の場合において、経営者たる医師の生計費は、幹事案は二五・七%、日医案は二三・六%と算定し、これが一応所得に該当するものと考えられている。

五、徴税面の率において四〇乃至五〇%を医業所得と見なされている実情にある。

六、社会保険に関する医業所得については、四〇%と三〇%との中間三五%に諒解済みになったと言われているが、各国税局長には次の通牒が発せられているに過ぎない現状である。

直所三ノ八
昭和二十五年二月六日
昭和二十五年一月三十一日決裁済

国税庁長官

各国税局長殿

社会保険医療収入に対する所得税の取扱について

社会保険医療収入に対し適用すべき所得標準率の取扱については昨年末の商工漁業所得標準率事務担者会議の際協議を遂げたところであるが医療収入に対する所得額を算出するに当つては社会保険医療収入と一般医療収入との治療報酬の差異を勘案の上、適正な課税を行うよう特に御配慮願いたい。

七、社会保険診療報酬算定協議会における幹事案(二)及び日医案(三)の単価算定の基礎となつた厚生省経済調査による仮単価は次の通り計算されている。

稼動総点数を以て左項目を除した単価

	国立病院	社保施設	公益法人	私立病院	私立診療所
診療報酬収入額	三・七二円	三・八六円	四・一五円	四・八四円	五・〇〇円
経営支出額	五・五五	四・六四	五・一一	四・〇二	三・三七
経営支出及び生計費	—	—	—	四・五四	五・二一

（昭二二、一一実態調査）

第三、私的医療機関の診療収入に対する課税

医療収入に対する課税対象――医業に関する総収入より医業に関する総支出を差引いた所得医業所得とみなされるもの――を、自由診療百分の五十、保険診療百分の三十五と仮定する。

A 私立病院（一〇床以上のもの）

私立病院の診療収入に対する課税（東京都分）

収入比率		年間収入額(円)	年間所得額(円)	年間所得額合計
A	社会保険診療	九〇、三	八、九一五、三〇一	一六、三九五、二六七
	自由診療	六五、七	七、四七九、九六三	
B	社会保険診療	三四、三	一四、九五九、九三三	九、九八九、一八八
	自由診療	六五、七	五、七三一、七九三	
C	社会保険診療	二三、〇	八、五三四、七八九	一、九六二、八七九
	自由診療	四六、六	四、一六二、三五七	

病院				
A	一六、三一〇、二六七	課税額 × 55/100	所得額 × 6.4/100	所得額 × 18/100 + 800円（基礎控除）	二、五六四、六六〇
B	九、九〇四、一八八	〃	〃	〃	六、九七、二六
C	一、八七二、二七	〃	〃	〃	二、二五三、九五三

〔註〕一ヶ月診療収入額 { A病院 三、三六九、三五二円 / B病院 二、〇七三、五六四円 / C病院 五二七、六九四円 }

所得額 = { 収入額 × 35/100（社会保険） / 収入額 × 50/100（自由診療） }

課税額＝所得額－（二五、〇〇〇円（基礎控除額）＋（二、〇〇〇円×五）（扶養控除額））

B 私立診療所（二〇床以下のもの）

私立診療所の診療収入に対する課税

(1)　診療収入による課税対象

支払方法別		稼動日数	平均年額	課税対象
一診療所	自由	二三〇日	四四、〇八四・六五円	二二〇四、二三七・五一円
	保険	二三〇日	五六、〇〇二、八二五・九四	一二一〇、七六七、九九九・五二
	計	二三〇日	五八、一三四・八四	一三四、五七三、九五七・五五
○床診療所	自由	二三〇日	二三、八四二、〇〇一四・八八	一四七、二一〇、〇〇七・九四
	保険	二三〇日	三四、〇一九、二五二・六二	一一四、三三〇、七四六
	計	二三〇日	五七、九〇一、二五四・八一	二六一、四三七、九四七・九〇

(2)　課税対象に対する税額算出

稼動日数	一診療所 25日	一診療所 30日	○床診療所 25日	○床診療所 30日
	円	円	円	円
課税対象	377,975.51	453,571.59	261,947.65	314,337.90
基礎控除 25,000円	− 25,000.00	− 25,000.00	− 25,000.00	− 25,000.00
扶養家族控除 12,000円×5.8	− 69,600.00	− 69,600.00	− 69,600.00	− 69,600.00
算出課税額	283,375.51	358,971.59	167,347.00	219,739.00
所得税	141,687.50	179,485.50		109,868.50
$\left(\times\frac{55}{100}-60{,}000円\right)$	− 35,000.00	− 35,000.00		− 35,000.00
○床 $\left(\times\frac{50}{100}-35{,}000円\right)$	＝ 106,687.50	＝ 144,485.50	50,150.00	＝ 74,868.50
特別所得税 課税対象×$\frac{64}{100}$	24,190.40	29,028.54	16,764.60	20,117.56
住民税 所得税額×$\frac{18}{100}$+800円（800円は均等税）	20,003.66	26,807.30	9,827.00	14,276.60
固定資産税 東京	3,947.32	3,947.32	2,754.60	2,754.60
固定資産税 国	3,297.84	3,297.84	2,303.67	2,303.67
税年額 東京	154.828.88	204,268.66	29,496.20	112,016.90
税年額 国	154.179.40	203,619.18	79,045.27	111,565.97
税月額 東京	12,902.40	17,022.38	6,624.68	9,334.74
税月額 国	12,848.28	16,968.26	6,587.10	9,297.12

〔参考〕　勤労医師の税額（扶養家族　5.8人）

月収		10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
年収		120,000	240,000	360,000	480,000	600,000
控除	勤労控除（年収×15%，3万円迄）	18,000	30,000	30,000	30,000	30,000
控除	基礎控除（25,000）	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
控除	扶養控除（12,000×5.8人）	69,600	69,100	69,600	69,000	69,600
所得額		7,400	115,400	235,400	355,400	475,400
算計の税るように進乗	5万円以下 $\frac{20}{100}$× 50,000	1,680	10,000	10,000	10,000	10,000
	5～8万円 $\frac{25}{100}$× 30,000	—	7,000	7,000	7,000	10,000
	8～10〃 $\frac{30}{100}$× 20,000	—	6,000	6,000	6,000	6,000
	10～12〃 $\frac{35}{100}$× 20,000	—	5,390	7,000	7,000	7,000
	12～15〃 $\frac{40}{100}$× 30,000	—	—	12,000	12,000	12,000
	15～20〃 $\frac{45}{100}$× 50,000	—	—	22,500	22,500	22,500
	20～50〃 $\frac{50}{100}$×300,000	—	—	1,770	77,700	137,700
	50～ $\frac{55}{100}$					
年額税		1,680	28,890	82,700	142,500	202,700
簡易計算法年税額		1,400	28,750	82,500	142,700	202,700
住民税	所得税×$\frac{18}{100}$	252	5,175	14,850	25,686	36,486
住民税	均等割	800	800	800	800	800
合計	年額	2,452	34,725	98,150	169,186	239,986
合計	月額	204	2,893	8,178	14,098	19,998
手取月額		6,796	17,107	21,821	25,902	30,002

社会保障制度に関する審議会における研究試案要綱と審議会の私告との内容の相違点

社会保障制度審議会は、十月十六日の第十八回総会において「社会保障制度に関する私告」を決定し、直ちに内閣総理大臣に対して提出されたが、この私告の内容は、さきに発表せられた審議会研究試案要綱を修正された点があるので、ここに試案要綱に対して相違した私告事項を列挙することにした。

社会保障制度に関する審議会における研究試案要綱と審議会の私告との内容の相違点

前文——試案要綱の基本原則をまとめたこと

追加事項——(イ)　医療及び医薬の科学性と公共性を発揮せしめ得るような制度の改革を予定しておること

(ロ)　年金の積立金その他必要資金の運用については民主的な制度が考慮されるべきであること

本論——(イ)　法文的であつたものを説明的に表現し、各編並に各章の冒頭に総則的一般的な考え方を挿入したこと

(ロ)　試案第六編の財政、即ち費

用負担については、これを分割して関係の各章節に挿入したこと、

（ハ）試案第六編乃至第八編の財政、権利の保護、運営機構を一括して第五編の「運営機構及び財政」の中にまとめたこと、

総説――社会保障制度全般に亘る考え方の方向を記して、新制度に対する締括りとしたこと

第一編　社会保険

第一章（医療、出産及び葬祭に関する保険）

第一節（被用者の保険）

船員については、その特殊性により政府を経営主体とし、既得権を尊重する旨を明らかにしたこと、（第六項）

第二節（一般国民の保険）

（イ）国家扶助を受ける者をも被保険者とし、それに必要な経費は生活保護制度より流用したこと、

（ロ）市町村（経営主体）の強制設立を任意設立主義とし、国及び都道府県が強力にこれを助成して、その設置の実現を図ること、

第三節（医療の範囲、医療機関及び医療報酬）

（イ）医療機関に薬局を含むことを明らかにしたこと、

（ロ）保健所は予防給付及び特殊の疾病の療養給付を担当し、保健所の担当部分を明らかにしたこと、

（ハ）私的医療機関と保険者との契約を條件として、府県知事の指定によつて医療機関として認めること、

（ニ）凡ての医療機関が本制度に参加することを希望して、私的医療機関に対する態度を明らかにしたこと、

（ホ）主務大臣はこの制度による医療の内容、範囲及び基準を定めるが、その場合、医療内容については各科別学会、医療の範囲及び基準については社会保障医療審議会の意見を求めること、

（ヘ）医療報酬の算定に関しては、全面的に社会保障医療審議会の建議又は答申を待つて行うこと、

（ト）医療報酬の支拂方法については、全面的画一方式の強行を避け、地方の実情に応じた各種の方式を採用したこと、

（チ）保険経済の計画性を樹立すると共に、重症及び慢性患者に対する医療の万全を図ることを提言したこと、

第二章（老齢、遺族及び廃疾に関する保険）

第一節（被用者の保険）

（イ）支給金額を月額について何円程度としたこと、

（ロ）年金の開始時期について、坑内夫、船員のみに限らず、その他の特殊労働に従事する者（重筋作業或は危険作業）も恩典に浴せしめたこと、

（ハ）全般を通じて、不具の子供に対する年齢の制限を撤廃したこと、

（ニ）男女共に差別待遇をせず、保険料についてのみ女子に大幅な減額を認めたこと、

第二節（一般国民の保険）

無醸出年金制を簡單平易に述べ、老齢者の適用年齢を七十歳に引下げたこと、

第三章（失業に関する保険）

（イ）離職後の傷病につき、失業保険において療養給付の措置をなし得ること、

（ロ）療養の給付を被扶養者に範囲を拡充したこと、

第四章（業務災害に関する保険）

（イ）国家の責任を重視して、その事務費の全額を国が負担すること、

（ロ）年金の外に一時金制を認め、それを受給者の選択によらせること、

（ハ）労働行政との関連を重視したこと、

第二編　国家扶助

（イ）扶助の基準額の決定については、主務大臣は必ず社会保障制度運営審議会の意見を聞くこと、

（ロ）資産調査に当つては、資産のうち現に所得の源泉とならないものについては、それが日常生活に必要なものかどうかを判断して、資産の枠外においたこと、

第三編　公衆衛生及び医療

（イ）保健所の医療については、医療機関が整備せられた暁にその本来の使命に帰るべきこと、

（ロ）結核の診定機関について、その官僚化、ボス化を排除する文句を挿入したこと、

（ハ）結核療養所及び病院の結核病床十二万床を、十九万床を目途としたこと、

第四編　社会福祉

（イ）民間社会事業に対し特別法人制度の確立を示唆したこと、

（ロ）児童手当の全部を削除したこと、

第五編　運営機構及び財政

（イ）地方行政機関としての社会保障局を削除し、知事の下に保険部、民生部、衛生部の組織を設けること、

（ロ）医療担当者に対する医療報酬の支拂及び処分などに不服ある者の権利を保護するための特別機関を設置したこと、

（ハ）積立金運用審議会を設置して、積立金の民主的運営を強調したこと、

（ニ）一般被用者の医療保険に平衡勘定が設けられているので、特別会計に医療平衡勘定を設けたこと、

（ホ）船員保険が政府管掌のため船員の医療勘定を特別会計としたこと、

（ヘ）年金保険の給付に要する費用の計算は、長期計算方式により、積立金が巨額に達しないようにしたこと、

補則

（イ）権利義務の承継に既得権を尊重したこと、

（ロ）恩給制度との調整について明白にしたこと、

（ハ）個別的措置として、各種の措置を十分に擁護して吸収する旨を明らかにしたこと、

医薬分離問題に関する経過概要

一、昭和二十四年七月一日、アメリカ薬剤師協会使節団は連合軍総司令部公衆衛生福祉部クロフォード・F・サムス准将を通して、マッカーサー元帥に招かれ東京に到着した。同使節団は、日本における薬剤師の教育及び組織と薬品の製造、統制及び配給並びに一般薬品業務を調査研究するために招かれたものである。

二、昭和二十四年九月十三日、アメリカ薬剤師協会使節報告書をサムス准将より厚生省並びに関係諸団体代表者（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師協会）へ正式に手交せられた。

三、厚生省への送達書は

一九四九年九月十三日附ＡＰＯ五〇〇を以て連合軍最高司令及総司令部公衆衛生福祉部長サムス准将の名において「アメリカ薬剤師協会使節団報告書写本を参考研究のため、並びに希望ある場合には、それに応じて勧告を実行するために、添付手交するものである」と記載されている。

四、サムス准将はその手交にあたり、大要左の如く語られた。

「さきに社会保障制度調査団並びにアメリカ医師会代表団の報告書を日本政府の参考の書として交付したが、今回のこの報告書の手交により、公衆衛生の分野において三つの立場を異にした人々の勧告を供與するわけである。

同じ問題を論議する場合にあつても、立場を異にする事によ

り、その意見はいちじるしく相違することが多い。

同一の自動車事故の場合でも機械技師は自動車機械の性能に欠陥があつたかを考え、医師は負傷者の有無を注意し、警察官は交通規則の違反なりや否やを調べるが如きものである。この三者の立場よりの観察を綜合すると、完全に近い状況判断が行われ、またこの三者の勧告の綜合により、よき改善が行われる。

日本側において各々この勧告書を綿密に研究し、この国に適用して益ありと思われるものについては、これを実行に移すことを希望する」

（厚生大臣官房渉外課長公表）

五、アメリカ薬剤師協会使節団報告書に基く勧告は四十五項目に亘つているものであるが、この内、直接に所謂医薬分業問題に関して示唆されているものは、「法律上、教育上及びその他の手段により、医薬分業の早期実現のために、可能なるあらゆる努力がなさるべきであること。薬剤師の仕事は、最も優秀な医薬品を確保し、適法に貯蔵し、医師の処方箋により調剤投薬することにあるべきこと」の外五項目である。

（別紙第一号参照）

六、アメリカ薬事使節団の勧告書手交後、サムス准将の示唆に基き関係三団体代表（三志会を組織した）において研究することになつたが、昭和二十五年一月九日、三志会の席上においてサムス准将は、「医、歯、薬の専門分野の区別を確立するため、直ちに三者は合議せられるべきである」と、指示された。

（別紙第二号参照）

七、昭和二十五年一月十三日附厚生省渉外課長を通して、サムス准将は帰国に際して、日本医師会長、日本歯科医師会長、日本薬剤師協会長に対し次の事項を伝達された。

1　医薬分業の問題に関し、三週間後に東京に帰任するまでに、三志会としての態度をまとめるよう取り計らわれたい。

イ　原則として分業に対しての賛否決定

ロ　賛成の場合、実施方法に関し、各三者よりの注文を蒐集し、三者の同意を得られるよう整理する。

2　整理した注文に基き、実施案を作成するため、厚生省に技術的援助をうける依頼をすること。

八、昭和二十五年一月二十三日、二十六日、二十八日の三回に亘つて三志会を開催し、日本医師会、薬剤師協会は夫々次のような案について討議を重ねたのであるが、妥結を見るに至らなかつた。

1　日本医師会の案

三志会に於ては、医師、歯科医師、薬剤師が各々専門的技能の社会化によりその職域を明確化することに各自協力するよう意見の一致を見た、但し民主的な現行任意分業の遂行には積極的に協力するも、法律を以て医師の調剤を禁止せんとすることには賛成出来ない。

2　薬剤師協会の案

医師、歯科医師、薬剤師の職域を明確に分離することについては原則的に一致を見た。但し、これが実施に当つては公衆の福祉利便を基調として医師、歯科医師が本来の診療を妨げられざるようすること。

九、昭和二十五年二月二十七日サムス准将は日医幹部を招致して医薬分業ということの中味がどんなものであるかを代議員達にも充分に知らせ、三月の代議員会にもかけて賛成の態度を決定するように希望された。

（別紙第三号参照）

一〇、昭和二十五年三月三十一日、日本医師会は代議員会に於ける全会一致の意見を次のように発表した。

1　投薬は治療行為であり、治療は医師の全責任である。

2　医師の売薬的投薬だと誤解せられる点は極力これを排除する。

3　医師、薬剤師は協力してこの任意分業の法の精神を生かすべきである。

4　日本人は無形の労力に対して報酬を支拂う観念が殆んどない。これを強力に教育して、診療技術料に対する新しい理解を與えなければならない。

以上の意見は次の基本理念から成立つものである。

1　医師が自ら処方し調剤することは治療の完全を期する上に絶対必要なことである。

2　任意分業が法制化されて僅に一年半であるが之が徹底に何者も努力していない。この際法律を以て医師の調剤を禁ずることは世界に類のない非民主的な行為である。

3　日本の習慣としての現行投薬形式には経済的制約と民意が充分織込まれているが我々医師は位意分業の徹底によつて現状を改める方針であり、医療の向上を計ることには全幅の努力を拂うものである。

一一、昭和二十五年四月三日前記の意見をもつて三月二十九日のサムス准将の要望に答える意味で日本医師会役員が会談した際「医師、薬剤師は協力してこの民主的な任意分業の法の精神を生かすべきである」の訳文により「医師、薬剤師が自発的に協力して、法律の定めるところに基いての分業を進めてゆく」と理解されることとなつた。

尚サムス准将は林厚生大臣に話しをして日本医師会の意見決議を伝えて審議会のようなものを作ることを指示する旨を述べられた。

一二、昭和二十五年四月四日、林厚生大臣はサムス准将に呼ばれ会見した。

一三、昭和二十五年四月十七日、サムス准将は厚生事務次官を招致して同准将の提案に基く医療費に関する「臨時診療報酬協議会」設置について指示された。

一四、昭和二十五年四月十八日、日本医師会はサムス准将の提案に基く臨時診療報酬協議会設置について次の諸点について修正方を林厚生大臣に申入れた。

1　臨時診療報酬協議会規程の第一を次の如く修正する。

第一医療の向上の為め、適正診療報酬の標準につき、厚生大臣の諮問に応じ、審議し及び答申する為め、臨時に厚生省に診療報酬協議会（以下協議会という）を置く。

2　全委員数の半数は医師、歯科医師たること。

3　全委員数の他の半数は、経済学者その他とし、特に国家財政、国民経済に通暁する者を以てこれに充て、薬剤師、官庁関係委員、保険団体委員等は、何れもこの中に入れること。

4　第三項の委員には、従来の厚生委員会に医師以外の者で、常時学識経験者として採用された者は加えざること。

5　以上の条件充分に勘案せられざるときは、日本医師会は本協議会と協力することは出来ない。

一五、昭和二十五年六月二十一日林厚生大臣は日本医師会正、副会長を招致して、臨時診療報酬協議会（仮称）設置について懇談の結果臨時診療報酬協議会の外別に医薬制度を研究する臨時医薬制度調査会をも設置することに内定し翌二十二日厚生大臣はサムス准将を訪ねて日本医師会との懇談経過を報告した。

一六、昭和二十五年六月二十四日厚生大臣の代理として薬務局長は日本薬剤師協会を訪ね臨時診療報

酬協議会並に臨時医薬制度調査会設置案を提示しその協力を要望した。これに対し日本薬剤師協会は次の四ケ條の希望條件を附し応諾することに決定した。

1　右協議会及調査会は分業を指向して審議するものたるべきこと。

2　同協議会及び調査会は並行的に開催すること。

3　学識経験者については医系から出た場合は薬系からも同数出すこと。

4　期限を附して審議すること。

一七、昭和二十五年七月十日厚生省では連合軍総司令部公衆衛生福祉部長サムス准将より各都道府県医師会長宛の書簡並びに同准将より林厚生大臣宛の公開状を公表した（別紙第四号参照）ので日本医師会の田宮会長並に武見副会長はその職を辞任することに決定した。

一八、昭和二十五年七月二十六日厚生省では臨時診療報酬調査会及び臨時医薬制度調査規定及び委員の構成メンバー氏名を発表した。

（別紙第五号参照）

一九、昭和二十五年八月七日、厚生省に設けられた臨時診療報酬調査会並に臨時医薬制度調査会の両調査会を開催会長（両調査会兼任）に赤木朝治、副会長に齊藤齊（診療報酬）藤林敬三（医薬制度）を選任左の通り両調査会に夫々厚生大臣の諮問があつた。

臨時診療報酬調査会

一、医療の向上と国民の経済的負担力とを勘案したる医師、歯科医師及び薬剤師の適正なる技術料及び薬価の基準につき会の意見を問う。

追つて右基準は、医薬分業実施の可否を判定するに必要なものにつき取急ぎこれを答申されたい。

右諮問する。

昭和二十五年八月七日

厚生大臣　黒川　武雄

臨時医薬制度調査会

一、医薬分業実施の可否及び可なりとする場合においては実施の具体的方法、地域及び時期等につき、会の意見を問う。

右諮問する。

昭和二十五年八月七日

厚生大臣　黒川　武雄

（別紙第一号）

勧告書（〇印関係事項）

一、法律上、教育上及その他の手段により、医薬分業の早期実現のために、可能なあらゆる努力がなさるべきであること。医師の仕事は、処方せんの発行及び医薬品緊急投与に限定さるべき事。開業薬剤師の仕事は、最も優秀な医薬品を確保し、適法に貯蔵し、医師の処方せんにより調剤投薬することにあるべきこと。

二、診断、医療、試験室、薬局及びその他の業務を行うべき設備を有する病院、診療所施設を拡充すべきこと。

三、日本における薬局が、他の適当な施設、機関とともに、厚生省により公衆衛生知識の普及活動のために利用せらるべきこと。

四、綜合大学において、薬学科に独立の行政的地位が與えらるべきこと。

五、薬学教育委員会に、より多く薬剤師の代表を送り得べきこと。

六、基礎薬学の課程において、理論的及び実用的薬学、特に、調剤学、生物科学、薬局管理及び薬業倫理を一層強調すべきこと。

七、学課々程を固定して、すべての学校に対して教育計画を細目に亘つて指示することを避くべきこと。

八、よき職員と設備を有する学校においては、特殊部門に進む卒業後の研究が奨励せらるべきこと。

九、職員の偏執化を防ぐために、各学校間に教授を交換し、外国との教授交換を行い、又は薬学及び綜合科学の外国における教育をうけた教授を委嘱すべきこと。

十、薬学の将来はこの職業につかんとする人の能力如何によること故に、学校が最大の注意をもつて学生の選択に当るよう奨励すべきこと。

十一、全薬業人の所要数、所要の男女に対して適当に教育を施すに必要な薬科大学の数及び薬科大学の地理的分布等を知るために、全国的な調査が行わるべきこと。

十二、認可された薬科大学が適当な財政状態にあるか否かを注意すべきこと。かつ特殊な條件の下に単科大学に対する援助を求むべきこと。

十三、大学設置委員会及び薬科大学審査の特別委員会に、更に多くの代表者を送ることを認めらるべきこと。

十四、現在設置されている大学における施設々備の強化を援助する手段方法を実現すべきこと。図書館を近代化するための援助も與えらるべきこと。

十五、大学における薬学、生物学部門の教育施設を改善し、高度の衛生状態を確保し衛生の根本的原則を理論と実際によつて学生に教えるべきこと。

十六、実務にたずさわつている薬剤師に対する不断の教育は、利用し得る限りの方法において奨励さるべきこと。

十七、有能且つ有資格の薬剤師を、薬事に関するすべての必要なる問題について助言を與え補佐させるために総司令部公衆衛生福祉部の職員に加えること。

十八、薬事審議会は、その全委員の過半数が常に資格を有する薬剤師たるよう構成せらるべきこと。

〇十九、医薬品を調剤することを認められる者は、設備、免許、教育その他の点において、すべて同等の資格要件を充すべきこと。このために薬事法第四章第二十二條を修正すべきこと。

〇二十、薬事法第五章第三十七條は、医師がすべての毒薬及び劇薬について、処方せんを発行し薬剤師によつて調剤されるように修正さるべきこと。

〇二十一、薬事法（第百九十七号）の施行規則第六章第四十七條に規定されている医師の調剤に関する特権的規定は、緊急治療の場合を除いては、削除さるべきこと。

二十二、新規に、薬剤師にあらざる医薬品の販売業者の登録を認めざること。また、かかる業態については、現に業務を営んでいるものがその業務を中断、廃業したときはこれを全部廃止すべきこと。

二十三、昭和二十四年二月五日付厚生省告示第十八号の第一項四行目「及び医薬品輸入販売業者」の次に「及びその他医薬品を販売、交付する者」を挿入すべきこと。

〇二十四　医師法（法律第二百一号）第二十二條の規定を、医師は患者からの求めに応じて薬でなく処方せんを特別料金を要求することなく與え、かくして人々に調剤者の自由選択を保証するように修正すべきこと。

二十五　日本薬局方及び国民医薬品集の全面的且つ完全な改正が直ちに着手せらるべきであり、且つこれらには充分な註釈、性能試験方法、その他医薬品取扱いのために必要なる一切の知識が收載せらるべきこと。

二十六　国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所における比較試験に要する機具、施設、職員、並びに都道府県における監視取締制度を可及的速かに改善、拡充すべきこと。

〇二十七　将来実施される如何なる社会保障制度の下においても、開業医と調剤薬剤師との機能とは明確に区別され、医師は、診察、処方せん記載の料金を徴收することを許され、患者に施した緊急治療を除いては、調剤の料金入手を禁ぜられ、薬剤師は診察、処方せん発行を禁止されること、然して、医薬品の調剤投薬、医療用具の交

付に責任を有して之に対しての料金を與えらるべきこと。

二十八　薬事法第十條第一号の薬剤師国家試験小審議会は、薬剤師を主としその他公衆衛生面の代表者とによつて構成さるべきを明示すること。

二十九　薬剤師国家試験の学説、実地試験の部門、教育の計画の範囲が拡張されるに従つて常に改訂され、改善さるべきこと。また試験は、医師にとつての医薬品の相談相手として、又大衆にとつての調剤の専門家としての薬剤師の資格を決定する方向に置かるべきこと。

三十　暫定措置として開業の場所に調剤所を有し、又は自ずから医薬品を調剤する医師は、薬局登録と同様な登録手数料を拂い、薬局におけると同様の監視をうけ、記録を保存し、その設備、衛生状態、その坪数については薬局と同様の基準に適合すべきこと。

三十一　人口及び地理的配置との関連においての薬剤師及び薬局並びに現存医薬品販売業者及び薬店の分布状態は、薬事審議会によつて不断に研究せらるべき問題であり、且つ、過剰の人員、施設の、稀小地域への分散を計るために、飽和状態に達せんとする都道府県及び都市においては最高限度を定むべきこと。

三十二　医薬品製造工業にとつて参考として必要な科学的、技術的文献を入手する方法、手段をみいだすべきであり、且つ又、医薬品の製造加工に必要な特殊設備について、若くは必要原料について充分な考慮が拂わるべきこと。

三十三　新医薬品の導入に寄與し、且つ公共の福祉増進の見地より医薬品工業に寄與するために、近代的な模範製薬工場建設の準備に速かに着手すべきこと。

三十四　薬事法による一層活發な監視、告発によつて、すべてのいかがわしい医薬品を市場から駆逐すべく努力せらるべきこと。

三十五　注射液の調整に当つて使用される設備、方法の再検討を行うべきであり、就中発熱性物質の形成の防止及び無菌状態の維持の点より特に再検討せらるべきこと。また、多量の原液の使用に当つて用いられる管の殺菌消毒に対する責任は、薬局長に帰すべきこと。

三十六　すべての病院、保健所及び診療所において「薬学並びに治療薬委員会」が設置せらるべきこと。

三十七　病院処方集の使用を奨励すべきこと。医員及び看護婦のために、新医薬品に関し薬事方針及び方法に関する知識を掲載する会報の発行を考慮すること。薬局は医薬品の効能、調剤及び使用方法に関する知識の中心たるべきこと。

三十八　病院薬剤師をして、看護実修生に対して薬理学を教授させるよう奨励すべきこと。

三十九　病院薬局に対する基準を設定すべきこと。

四十　病院薬剤師の会合が、周到な計画に基いて国内各地において定期的に開かるべきこと。

四十一　日本薬剤師協会の会報の一部分を病院調剤の記事に当てるか、さもなくば病院薬剤師自らが刊行物を発行すべきこと。

四十二　病院薬局に関する再教育制度を確立すべきこと。

四十三　病院薬局における実地修練と学校卒業後の研究とが同時に行われるような計画が確立さるべきこと。

四十四　病院薬局に関しての学課々程の確立について考慮が拂わるべきこと。

四十五　厚生省より地方庁に到る行政機構において、薬事に関する重要な地位には資格ある薬剤師のみが任命せらるべきこと。

結論

使節団は、この調査が薬事のすべての部門に亘つて徹底的に行われたものでないことを自覚する。更にまた、この勧告を実行すべき具体案も現在提示し得ないことを認める。これらの計画は、立法制度、経済状態、教育の改善、日本における再建の進捗、その他の要素の許す処に応じて、日本の薬剤師及び関連ある医療関係者により、又政府当局によつて推進さるべきものである。この勧告は、その多くが、長期計画の一環として行われるであろうとの期待の下に作成せられたものである。

使節団各自はこの調査を為す機会をあたえられ、喜びをもつてこれにあたつた。この間ただ一つの指導原理が我等のすべての思考と行動とを支配し来つた。即ち、国民の公衆衛生福祉を他の如何なる専門分野の利害にもまして重視する医療計画の下においてのみ、最善の薬事奉仕が有効に遂行せられるということである。

（別紙第二号）

三志会（日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師協会）に於けるサムス部長の指示要旨

医歯薬の専門分野の区別を確立せよ

（一九五〇・一・九（月）午後五時半　東京会館別館に於て開催）

アメリカから来る人々が最も注意し且つ驚くことが二つある。その一は、医師が薬を売つていることであり、その二は、歯科医師が金を売つていることである。

終戦後自分が日本に来て感じたことは、医師、歯科医師が一般の人から商売人と見られて見下げられていることであつた。専門の道にあるものが、専門社会の人としての尊敬を受けていないことを知つた。アメリカでは世論調査の結果、医師、歯科医師の如き専門の人は、一般の人とちがつた専門の仕事に従事することによつて尊敬を受けており、そしてその尊敬は専門の人がその道での努力の結果かちえたものであることが証明されている。

自分はこれ迄屢々専門団体の人々と話す機会をもつた。特に団体の再編成に当つて懇談した機会に、日本においてもつといい医療を行うべきこと、専門家がもつと尊敬せらるべきこと、そしてその尊敬は特殊の専門の人が他の一般の人とちがつたものをもつているその賜物である筈だと思うとお話した。

専門分野の人が他の一般の人々とちがつたものをもつているということは、知識体系をもつていることである。物をもつていることでなくして、頭に貯えたものをもつていることである。

薬剤師が薬だけを売るのであるならば、専門的の人とはいえない。唯の商売人に過ぎない。本来は薬の取扱方、そのほか薬に関するすべての知識をもつているということが、他の一般の人とちがつている点であることを確立せしむべきものである。

歯科医師が金を売るだけであるならば、これ又専門的の人とはいえない。本来は歯科治療の知識を貯えていることが、専門の人として尊敬される所以であり、またその治療報酬は金のグラム数によるものではない。もしも金のグラム数で報酬を得るのであるならば、鍛冶屋と何等かわるところがない。

医師は診断と治療の知識をもつていることが専門の人として尊敬をかちうる所以であつて、もしも薬を売るならば、販売人に過ぎない。

終戦直後、薬の配給制をとつておつた当時は、ほしくない薬を押しつけられた医師がその薬を患者に売りつけておつたが、そういうことは医師でなくして薬の番人に過ぎないということになる。

最初自分は医師の診療報酬を見て、専門の道による報酬が安く、薬による報酬の方が大きいことを見て驚いた。アメリカから来る人が皆この点について驚いておつた。まるでさかさまになつていることに驚いた。

それ以来、医師、歯科医師、薬剤師三者の専門の標準を高め、質の向上を計る方法がとられた。

三者は今責任ある絶好の機会に恵まれた。この機会に大きな貢献をなすべきである。一度に尊敬を失うか、更に大きく築き上げるか、三者の責任である。

自分は医師の教育について学課々程の改正もやり、年限を長くもし、国家試験を受けさせることにもした。これらのやり方は、それで済んだのではない。現在のように粉薬が高くて手術料が安いというようなことでは、これ迄の改革は意味のないことになる。最後にきちんとした道に入ることにしなければ、改革が完成したとはいえない。

歯科医師についても同じことがいえる。金を売ることによつて収入が多くなることは、歯科医師の教育その他のこれ迄の改革を無意味ならしめるものである。時間と労力の浪費に過ぎなかつたことになる。

薬剤師に就ても同様であつて、薬学の学課々程の改正、年限の延長、国家試験の制定をして薬学の面で仕事をする資格をつけ、訓練を與えても、専門の分野で何もすることがなく、饅頭などを売らせるのでは、何の為に力をつくして来たかわからなくなり、時間と労力の浪費に過ぎなかつたことになる。

報酬については、法の改正又は制定をして、一般の人が搾取されないようにしなければならぬ。薬の生産、検査、取扱いも専門的にして一般の人が薬について信頼するようにしなければならぬ。ここでもう一度基本的の問題に戻つて来た感じがする。

第一に医師は医療を行うその頭脳によつて報酬を與えらるべきではあり、薬によつて與えらるべきではない。医師は長年修めた知識と臨床の経験に対して正当の報酬をうる資格がある。そのいう報酬にすれば、専門の道に対する一般の人からの尊敬の念は更に強く與えられるであろう。即ち診療費を改正して、医師としての専門の知識による報酬に改めらるべきである。

歯科医師の場合も同様であつて、進歩した治療、知識による報酬であるべく、金による報酬であつてはならない。

薬剤師は医師の処方せんによつて正しく調剤して、それによる報酬を受くべきであつて、薬にもならぬ薬を売ることによつて報酬を貰つてはならない。

この問題は極めて真剣な重大な問題であるが、五年先き、三年先き、又は二年後、一年後に延ばさるべき問題ではない。只今すぐに真正面にぶつかるべき問題である。

延ばすなといつたのは、今すぐに最後の結論に到達せよといつたのではない。将来に解決が残るかとも思うが、今から着手しなければならぬというのである。

専門の人が案を作らなければ、一般の人が案を作ることになるかも知れない。そうならない前に専門の人が案を作るべきである。出来るだけ早く三者は合議せらるべきである。

自分が日本の国内の事情を如何に詳しく知つているかということを、諸君は驚かれるかも知れないが、この問題が社会的問題にひろがるならば、諸君はこれに引きずり廻されることになる。そして多分にそういう危険にさらされている。

三者が合意に達して、各々の会員に向つて道義的に、そして他を立て合つて行動するように徹底せしめなければならぬ。法の改正をどうするかを、会員の末端に徹底せしめる運動をして、そして全員が一般人に向つてこの事をよく教育する役割を果すようにしなければならない。

諸君に特に理解してもらいたいことは、患者が医師又は歯科医師に来た場合は、医師や歯科医師はその患者を診断し治療する義務を負うている。その道義的、法的の責務は処方したことで終るものではない。薬を渡すことで終止符にならない。処方して投薬することだけでは医師の責任の終止符ではない。これはあとから起る治療上のいろ〳〵の出来事の前ぶれの一つである。アメリカの使節団の勧告書も、医師や歯科医師の責務が終る、あとは薬剤師の責任にまかす、というのではない。

薬剤師の責務は処方通りに調剤するにある。処方せんの薬品で手持ちのないものは、医師に連絡して間合せ、承認をえた上でのみ変更することが出来る。そして品質のよいものを、正確に、調剤するという重い責任がある。薬剤師が自分で患者を診断し、処方し、調剤するようなことは違法である、法もそういうふうにたてらるべきである。医師の所でも、何等の訓練なきものが調剤してはならないのと同じ理窟である。

諸君は医師、歯科医師、薬剤師三者の、各々の専門分野の区別を確立すべきであり、改正案を作つて、これを会員に理解せしめ、更に大衆に知らせるようにしなければならない。

かくして日本の医療水準を高め、専門分野の人々の地位を高め、一般の人から尊敬をかちうるために、今は絶好の機会である。（終）

（別紙第三号）

二月二十七日サムス准将の談話

本日は諸君に集つてもらつて過日高橋会長に話をした所を繰り返して申し述べたい。それは簡単にいえば医師が医術に薬剤師が薬業に専念するようにするということである。

終戦以来四ヶ年半、或はすでに五年近くになつたが、今日は医師の水準を高めて真に医術のみを行い、薬を売るような事は止めるべき時期に達していると考えるのである。全部の医師がそうしているというのではないが、現在薬代に頼つているような変態な状態を改めて自分自らの知識と技術に対する報酬によるべき時期に達したと思うのである。私の記憶が正しければ四年前に医師会館で幹部医師の人々と懇談した際、この問題を提起して充分に考慮するよう話した筈である。

その後医療関係の法律は次々と整備されてきて薬品関係についてもよい薬品が多く製造せられるように誇大広告を取り締るように又薬品の検定をも厳重に行うように種々の措置を講じて来たのであつて薬事方面は著しく改善せられたのである。現在の薬事法中に劇薬或は強力な作用を為す薬については、薬剤師が勝手に売ることは大衆のため安全でないのでこれを禁じ薬剤師側は非常に嫌がつたが医師の指示なくしては販売出来ないような現行の規定にしたのである。これはそうすることが大衆の福利のためであると信じたからである。

さて今度は別の側即ち医師の側のことについて考えてみると、現在では自分の知識と技術のみでは生活が出来難い。そこで薬を売つてそれによつて収入増加をはかつてどうにかやつていつているというのが現状の事実である。またそれに附随して、医師の妻や家族の者が調剤をしているというような場合もあつてこれは厳密にいうと処罰されるべきものであることはいうまでもない。

現状に関して私は医療費のスケールを改正すべきであるということを痛感するのである。現在の状況では医師に対して正当な支拂が行われていない。従つて止むを得ず、医師は薬代という名目の下にサービス費の足らざる分をとることになる。かかる状態を是正する為に医療費全体を考え直して改正することは、当然のことである。現在の状態では生活を保持してゆく為に、医師自らの所で薬の調剤を行い患者に授與するのでその面に時間を加えて診断処置の方面の研究工夫ということが充分に出来ないことになつていると思う。

此の点については我々は過去においても研究をしてきたし、また三志会でも考えるようにと申して医師は医業に、歯科医師は歯科医業に薬剤師は薬業にと各々本来のすがたにた

つよう考究してもらいたかつたのである。

三志会の結果の様子を聞くと医師会側に於ては問題をよく把握していないか、さもなくば、強いて紛糾せしめて遷延させようとするのではないかと思えるのである。

私は一週間ばかり前に高橋会長に会つて私自身代議員会で話をして理解をしてもらつて、その話を各々の地方にも帰つて各会員に伝えてもらうようにしたならば如何かとも申したのであつた。

およそ専門家の集りである団体の目的任務の一つは何かのことがあつた場合にその専門家全体としては、どういう意見をもつているかということを明確にして、これを大衆によく説明し、知らしめるということである。従つて、かかる団体の役員としては、その会員各自に対して問題が何処にあるか、どのような方向に向つて考えを進めるべきかを説明し、納得せしめて団体全体としての意見作成に遺憾のないようにすることが重要な任務の筈である。

私は今日迄種々な人と話し又各方面からの請願、陳情をうけて来ているが、医師側に於て此の問題を充分に把握していないに違いないと確信するに至つた。医師の意見或は論拠は具体的な理論にたつたものでなく、ただフアフアとさわぎ立てているという感じがするのである。そこで私は、此の問題について、どのような事を考えてきたか、どういう範囲でものをいつているのか、又将来どのようにすべきであると考えているかを具体的に話そうと思つてこれを冷静に考えて貰いたい。根拠のないことに動かされることなく理論を立てて考えて又他の人々にもよく伝えてもらいたい。

第一に諸君の中には調剤ということについて間違つた考えをもつている人がいるようである。又分業になると医師は患者を診断しただけで薬剤師の所へ送り、それから先は薬剤師が治療することになると考えている人もあるようである。又ある人は極端にひねりまげて考え綿棒に脱脂綿を巻いてそれをヨードチンキにひたすことは調剤であるとし分業になるとこんな事までが薬剤師の領分になるというような馬鹿げた考えをもつているようである。

我々の考えを以てすればそれは調剤ではない。処置である。

ヨードチンキ三プロにうすめてこれを、びんにつめ、封緘して患者に売るのであれば調剤であるが、綿棒に綿を巻いてヨードチンキを塗ることは処置の範囲である。我々の考える調剤は種々の薬品をとつて混合し、粉末、錠、水などの形に調合することであり、又医師の処方に基いて薬品を分與して処方に示されている如くに計量し、包装し、それを患者に渡すディスペンスイングということであるがこれは薬剤師のする仕事である。

患者に薬をやつたあとの結果については、薬剤師は関與することではなく、薬の結果がどうであつたかをみるのは当然医師の仕事である。薬剤師は薬を調合したり、少分量に分けたりして包装し、或は封緘することが仕事である。

若しも患者が薬剤師の所に来て、風邪だから薬を呉れという場合に薬剤師はその患者を医師の所に送るのが当然である。

若し薬を調剤して薬を與えるならば当然罰せられるべきである。

かかる場合は医師が患者をうけとつて診断し、必要な処置をして、処方箋を書く、薬剤師はそれに基いて薬を調剤して渡す。若し処方を薬剤師がうけとつて、そこに示された薬の持ち合せがない場合には、医師に連絡して、その許可を得た後に於てのみ他の薬を代用することが出来るのである。併し乍ら、医薬が分れた場合、実際にはどの医師もかかりつけの薬剤師が出来るものである。従つて薬剤師の側でもその医師がどんな薬品を用いたがるかという癖をのみ込んで薬品の準備を怠らないようにすることになる。

今までは薬剤師のしてならぬことを申したが、医師側に於ても現行法規においてもその妻や家族が調剤を行うのは違反であるのを明記すべきであるし、法律問題はぬきにして、単に道義的に考えてみても医師が余計にもうけるために薬をもつて與えるということは道義に反し、医業に携る資格のないものというべきである。以上細かい点まで、くどくど申したのは医師の方々にわかつてもらう為にいつたのである。

附け加えて申したい事は、医師が薬を売るのを止めた場合の利点ということである。第一は現状では調剤を行つているが、それをしなくなればそれだけ時間的余裕が出て診断技術を磨き、研究をすることが出来るし、数多くの患者を診ることも出来る。第二には薬を買い込んでおく必要もなく、技術面だけで報酬を得るから社会的の尊敬をうけるし、税務官吏なども医者は薬を売つている商売人だといつたような間違つた見方をしなくなるであろう。実に医師の収入について考える向が多いようであるが決してそうではない。

第一診察料を正当に評価して現在の薬代の中にひそませてとつているやり方を改める。社会保険でいうならば現在の四点を六点に引上げ再診料は二点にする。

初診料は患者が違つた病気毎に医師に診てもらう時に現在では初診料四点再診療二点で一ヶ月間は再診料をとれないからこの点を改める。

大体に於て一人の患者が病気になると、初診と再診をうける計算でいつて一日二十五人の患者があるとみて一ヶ月二十四日間働くとするならば診察料だけで三万二千五百円の収入がある計算になる。現在の調査報告に基くと処置料が七割ということなのでそれに基いて診察料三割、その他の処置料三割と考えると一ヶ月の純収入が約九万円前後となる。現状でも平均収入は此の程度であると思う。然も現状では薬代をふくらまして、不合理なやり方で収入をあげている状態である。

もう一つ話したいことは日本の医師の収入と、米国との比較であるが米国の医師の初診料三弗をそのままに一千円と計算するのは妥当でない。一千円の診察料を拂うことは誰も出来るものではない。私がこういうことをいうのは先般医師会側からそれに関しての意見書を出してこられたので自分の意見を申し述べるのであるが医療費はその国の標準労働賃銀との割合において考慮されなければならないのである。おほざつぱにいつて米国の標準賃銀は月二百弗であり、普通の開業医の収入は月一千弗である。即ち医師の収入は労働賃銀の五倍である。

日本に於ては労働標準賃銀に諸種の手当を加えて月一万円と考えてみよう。米国の割にならつてゆけばその五倍即ち五万円が医師の標準収入というふうに考えられる。ここでいう収入とは総て実収入のことを意味している。

現在日本の医師が医師会の報告によると七万五千円ということであるが、そうすると米国よりも高い収入ということになる。米国の労働賃金と診察料との割合を基にして考えるならば、日本の特殊事情を考慮して大体において百円前後の診察料を拂つてもやつてゆけるのではないかと思う。かかるやり方で考えてゆけば医師側も現在の実収入を維持し得るし患者も正しい医療をうけることが出来るようになる。かくして医師の行う診察処置その他については診察料として、医師に支拂い、薬剤師には薬代の現価と調剤手数料とを支拂うことになる。

この双方へ支拂う金額の合計が私の手許にある研究資料の一つによると、今の医療費の一乃至三%位の値上りですむであろうということである。この程度の値上りでより合理的な然も良質の医療を保障せられるのであるならば大衆も亦満足するであ

ろうと思う。

三志会での論議でまとまつた点が一つあるように思われる。

それは医師、歯科医師、薬剤師の専門分野を明確にするという点であつてその後の但し書で意見が分れてきたようである。此の点では一致しているのでそこから更に話し合をつづけてゆくことが出来るように考えられる。

何処の国でもそうであるが医療と薬局の施設が田舎ではかけている。そこで日本に於てもこの様な分業を実施するに当つては充分に実情に合うように考慮すべきは申すまでもない。有資格の薬剤師がいるかどうか、薬品資材が充分に入手出来るかどうか、又人口が充分にあつて、薬剤師が過分の手数料をとらないでもやつてゆけるかどうか等を考えてゆく必要はある。これを法律にかき表すことは極めて簡単であつて有資格の薬剤師と薬局施設を有する地域に於いては医師は診察し処置を行い処方箋を発行し然らざる地域においては医師が従前通り調剤を当分の間を行うということにすればよろしい。

細かい事であるが参考までにつけ加えておきたい。アメリカに於いて私の従兄が医師開業をしたが、まだ医薬の分野が分れていない頃で始めは自分の所に薬局をおいて調剤していたが、医薬が分業化された時代になつたらば数人の友人医師と一緒になつて投資して協同の薬局を開いて薬剤師をそこに一人おき調剤はそこに任せてしまつた。このようなことで各自が面倒くさい調剤にわづらわせられなく、夜分まで医師が丸薬をつくつたり、薬の整理をする手数がはぶけて専門の図書をよむ時間の余裕ができて皆喜んだのである。

本日大変こまかい事まで述べたのは今お互が論議している分業ということの中味がどんなものであるかを代議員達にも充分知らせて欲しいと思つたためである。本日の代議員会に際して地方在住の会員の賛成を得て一致して此の様な考え方に賛意を表してもらいたいと思つたからである。

各方面からの陳情、投書があり、また出版物の論説等から考えてみて一般の人々が此の問題に極めて深い関心を有している事を私は知つている。かかる際に何等の具体的行動をもとらないということは、不可能なことであつて、若し放置して置けば素人の側から具体案を作つて実行にうつし、専門家の好むと好まざるとに拘らず、ぐんぐんひきずつてゆくような状態が起る。私は日本の医師が国民医療福祉の発展の為の指導者としての立場を失わずして時勢の先頭に立つことを望むものであつて、あとからひきずられてゆくのをみるに忍びないのである。この点をよく認識してもらいたい。

もう一つ忘れたが一度処方箋を出すと患者は医師の再診を願わずして薬剤師の所にゆき、薬だけをつづけてもらうという危険があるという人があるがこの点は医師が処方箋の注意書にはつきりと書いてそれを守らせるように法的措置を講ずれば防げるものである。この点は医学上からも大切なことなので患者の安全保護のためにもかかる道を講ずべきである。もう一言つけ加えたい。私自身医者であり、自国のアメリカが数十年前に日本の現状と同じ状態を通つて来たのでその経験を通じて諸君に勧告をしているわけである。私は医師として国民大衆の福祉に寄与しないようなことは決して勧告しない。今日まで私が日本でやつて来たことは国民の医療の質を高め日本の医師の技術の向上を念願としたものであつてこの分業の問題についても同様の立場から申している事を充分に理解されたい。

以上

その後一、二の理事より質問あり、その内、重要と思われる左の質問を附記する。

問「御趣旨の様に日本全国の医師が実行をしさえするならば敢て法律の改正を行わずとも宜しいか」

答「自分は三志会に於て関係専門家達が協議、相談し、これについて完全な了解一致に達してその上で、それを法律的に表現して法律改正を行うべきだと思う。そういうゆき方は頭から法律改正を押しつけられるのとは大変に違うのであつて、さればこそ三志会に於て話をまとめるように要望したのである。又如何なる時にも横紙破りの者は出てくるのであつて申合事項を破る者は極めて少数乍ら出てくることを予想しなければならないのでそのためにも法律的措置は必要であると思う。」

（別紙第四号）

啓

総司令部公衆衛生福祉部長サムズ准将より、各都道府県医師会長宛の書簡一通並びに同准将より林厚生大臣宛の公開状写し一通を送達するよう命ぜられたので、此処に貴意を得る次第である。

昭和二十五年七月八日

厚生大臣官房渉外課長　齋田　晃

同封書

1　サムズ准将より　貴会長宛文書一通

2　五月二十六日附同准将より林厚生大臣あて公開状写し一通

昭和二十五年七月八日

各都道府県医師会長殿

医薬分業の問題に関し、地方医師会より数多くの書簡並びに、請願書が本官の手許に送られて来ている此れらを通読して、この国に於ける医家諸君が本官の述べ来つた分業に対する意向につき、真実と実際とを知らされ居らざるにあらざるやと疑ふに至つて居るのである。

かかるが故に、去る五月二十六日本官は時の厚生大臣林譲治氏にあて公開状を送り医家諸君並びにこの問題に関心を有する一般人士に対し事の真実を広くつたへる様要請したのである。

今回本官は、厚生省より近く臨時診療報酬調査会並びに臨時医薬制度調査会の設置をみるべき旨の報告をうけたのでこの機会に右公開状の写しを直接貴下に送付し貴下自身が此の問題に関する実相を理解すると共に広く貴会々員にもその取扱いにつき熟知せしめられる様希望するものである。

連合軍最高司令部公衆衛生福祉局

総司令部公衆衛生福祉部長

軍医准将　クロホード・エフ・サムズ

一九五〇年五月二十六日

日本政府厚生大臣　林　譲治殿

厚生省作成による臨時診療報酬協議会案に対する日本医師会の修正意見に関し小生と日本医師会並びに日本歯科医師会代表との会談につき貴渉外課長よりの文書及びその他各種方面よりの報告に接してきた。

この会見に関して、日本医師会役員が、その会員に報告させるところは、事実と全く相違するものである。日本医師会の如き民主的専門団体がかかる少数者の独裁にゆだねられ会員に事実をおおひかくし、前述の会合を正確に伝へざるのみならず、その他のすべての交渉において不誠意と不真実とを繰り返しつつある事はまことに遺憾である。かかる諸種の状況によりして要求せる如くに事実を会員に伝へざるために、小生は医師会役員に何等の信頼をも持つ能はざるに至つたが故に、ここに貴下に公開文を送り貴下が日本の全医家のみならず、日本国民のための医療を向上せしめると云う基本的問題に関心を有する人々に対しても、広く事実を知らしむるためにこれを役立たしむるよう要請する事の必要を感ずるものである。

修正案に関しての会見に於ける小生の言明については貴省渉外課長の貴下に対する報告は正確である。小生は同席せる部下の作成にかかる本会見の記録を参照してみた。この記録は貴省渉外課長報告を正確なりと考える小生の意見を裏書きしたものである。然しながら、完全に明確に

ならしむるために、小生はここに日本医師会の提案に関して小生の言明を繰り返して述べる。

一　第一條に対する修正案は何等本質的差異を認め得ないので厚生省原案のままとすべきである。

二　協議会の全委員の半数を日本医師会並に日本歯科医師会の会員のみをもつて充すべしとする提案には賛成しがたい、しかしながら同様の関心を有する第三者の代表即ち薬剤師協会が含まるるならば同協議会は、関係三専門団体を諸種の一般関係代表との間に適当なバランスをもつものとして賛成する。

三　三志会において専門各団体からの代表数に関し話し合うべきことに同意をする、しかしながら彼等の間において一致させざる場合は厚生省案に示されたる専門団体代表人数をそのままとすべきである。

四　日本医師会、日本歯科医師会並に日本薬剤師協会は、各団体を代表する者以外に学識経験者として含まるるべき人につき、厚生大臣に彼等が適当と認むる人々を幾人たりとも推薦し得る。しかしながら、この協議会の設置は厚生大臣の権限であるが故に、第三者たる学識経験者に含まるるべき具体的顔ぶれに関しては専門団体の推薦には如何なる面に於ても拘束せらるることはない。

五　更にこの会見において日本医師会、歯科医師会、薬剤師協会の役員と既に話し合ひ、又厚生省代表等にも明確に説明せるところと同じ手段の説明を行つた。

（A）　専門諸団体間において解決点に到着し得ず、且この問題が日本に於ける各種の人々に深い関係を有するものであるがために、協議会は関係各層よりの適当なる代表によつて設立せられ、次の目的をもつて日本に於ける医療の報酬を研究するものである。

(1)　医師がその医学的知識によるよりも、薬を売ることによつて収入を計ることを奨励する如き現制度を再検討する。診療費並に薬剤師のスケールを改正することにより、適当な経済的奨励が與えられ、医師が自らの医学的知識を磨きそのことにより医療の内容を向上せしむるようにする。

(2)　歯科診療費用も同様に改正せられ、装飾用に金を売りつけることよりも近代の歯科医学において認められて居る専門分野の向上を図るために適当な経済的奨励が與えられている。

(3)　薬剤に対し良質の薬品を国民が最少限度の負担において供給しうる如き適当な報酬を與える。

（B）　かかる医療報酬のスケールの本質的改正を考慮したのち、更にこの改正の国民に対する全般的医療費への影響を考慮する。予備的調査によると、かかる費用は実質的増加をなさないであろうことを示している。総体的増加は約一乃至二%の範囲である。

（C）　かかる調査に引き続いて第二段は大衆教育活動によりかかる変更の理由を国民大衆が知るためにこれらの調査の結果及び改正報酬スケールの目的を広く知らしむる。

（D）　第三段は医、歯、薬、業に関する現行法律医療に関する條文及び各種健康保険規定等に関し、本協議会によつて決定せられ、厚生省によつて承認せられたところと一致すべく改正するの考慮をもつて審議する。

本文に参照せるところの四月二十四日における日本医師会、修正案並に貴省臨時診療報酬協議会設置案の写を添付する。

各地よりの通信によると各府県医家並に一般人に與えられたる情報が事実と一致するものでないことを示して居るのにかんがみ、小生は貴下に本文を利用して現状を明確ならしむることを依頼するものである。

軍医准将局長　クロフオード・エフ・サムズ

（別紙第五号）

臨時診療報酬調査会規程

第一條　厚生省に臨時診療報酬調査会（以下「調査会」という。）を置く。

調査会は、医療の向上と国民の経済的負担力とを勘案したる医師、歯科医師及び薬剤師の適正なる技術料及び薬価の基準について、厚生大臣の諮問に応じ調査審議するものとする。

第二條　調査会は、左に掲げる委員三十人をもつて組織する。

一、医師、歯科医師及び薬剤師　十五人

二、医療を受ける立場にある者、学識経験者及び関係行政機関の職員　十五人

特別の事項を調査審議するため、厚生大臣において必要があると認めるときは、調査会に、専門委員を置くことができる。

委員及び専門委員は、厚生大臣が任命又は委嘱する。

第三條　調査会に、学識経験者たる委員の中から委員の選挙する会長一人を置く。

会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、前項の規定に準じあらかじめ選挙された者が、その職務を行う。

第四條　調査会は、会長が招集する。

会長は、厚生大臣の諮問があつたとき又は委員の三分の一以上の要求があつたときは、遅滞なく調査会を招集しなければならない。

第五條　調査会は、委員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

第六條　調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第七條　調査会の庶務は、大臣官房総務課において処理する。

附　則

この規程は、昭和二十五年七月十八日から施行する。

臨時診療報酬調査会委員名簿

一、医療関係者十五人

日本医師会副会長	榊原亨	
同　理事	竹内一	
同　同	篠原靜夫	
東京都医師会長	塩沢総一	
昭和医科大学々長	上條秀介	
埼玉県医師会長	萩原松治	
日本薬剤師協会副会長	伊藤董	
同　理事長	高野一夫	
同　理事	竹内甲子二	
同　同	千葉堅太郎	
日本歯科医師会理事	沖野節三	
社会保険協力委員会委員長	檜垣麟三	
社会保険協力委員会委員	松尾保	
東京歯科大学教授	杉山不二	
社会保険協力委員会委員		

日本歯科医師会事務局長
社会保険協力委員会委員

二、医療を受ける立場にある者、学識経験者及び関係行政機関の職員　十五人

神奈川県国保連理事　林　了
非現業共済組合連合会理事長　柳川力
健康保険組合連合会理事　今井一男
商船管理委員会船員保険課長　宮尾武一
愛知県国保連参事　右田良三
産別保健部長　近藤剛夫
元内務次官　吉田秀夫
慶大教授　赤木朝治
第一生命保険常任監査役　藤林敬三
結核予防会理事長　斎藤稔
薬事審議会委員　勝俣仁
東京歯科大学々長　松尾優
医務局長　東龍太郎
薬務局長　慶松一郎
保険局長　安田巖

臨時医薬制度調査会規程

第一條　厚生省に臨時医薬制度調査会（以下「調査会」という。）を置く。

2　調査会は、医薬分業実施の可否、実施に関する事項及びこれに必要な制度の改正について、厚生大臣の諮問に応じ調査審議するものとする。

第二條　調査会は、左に掲げる委員四十人をもつて組織する。

一、医師、歯科医師及び薬剤師　十人
二、医療を受ける立場にある者　十人
三、学識経験者及び関係行政機関の職員　二十人

2　特別の事項を調査審議するため厚生大臣において必要があると認めるときは、調査会に専門委員を置くことができる。

3　委員及び専門委員は、厚生大臣が任命又は委嘱する。

第三條　調査会に学識経験者たる委員の中から委員の選挙する会長一人を置く。

2　会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、前項の規定に準じあらかじめ選挙された者が、その職務を行う。

第四條　調査会は、会長が招集する。

2　会長は、厚生大臣の諮問があつたとき又は委員の三分の一以上の要求があつたときは遅滞なく調査会を招集しなければならない。

第五條　調査会は、委員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

第六條　調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第七條　調査会の庶務は、大臣官房総務課において処理する。

附　則

この規程は、昭和二十五年七月十八日から施行する。

臨時医薬制度調査会委員名簿

一、医療関係者　十人

（日本医師会々長代理）　榊原亨
日本医師会副会長　黒沢潤三
日本医師会医事対策委員会委員長　井関健夫
大阪府医師会々長　佐々貫之
東京大学教授　武田孝三郎
日本薬剤師協会副会長　高野一夫
同　理事長　谷岡忠二
同　理事　横井亀吉
同　理事　佐藤運雄
日本歯科医師会々長　鍋満太
同　顧問　真

二、医療を受ける立場にある者　十人

神奈川県国民健康保健団体連合会常務理事　柳川力
日本製鋼所勤労部長　三宅敏道
東日本重工業株式会社総務部次長　横山壽雄
富士写真フイルム株式会社取締役　吉村壽雄
日本機帆船協会専務理事　立川繁
産別保健部長　吉田秀夫
総同盟埼玉金属支部理事　田口賢次
愛知県国民健康保険団体連合会参事　近藤剛三
全日本海員組合副組合長　有井澄
三越健康保険組合（衛生管理者）　石島長教

三、学識経験者及び関係行政機関の職員　二十人

日本銀行政策委員会委員　荷見安
元内務次官　赤木朝治
慶大教授　藤林敬三
第一生命保険常任監査役　斎藤稔
社会保険診療報酬支拂基金理事長　清水支
秩父セメント株式会社々長　諸井貫一
健康保険連合会常務理事　上山顯
日赤副社長　伊藤謹二
日本医科大学々長　塩田広重
結核予防会理事長　勝俣稔
薬事審議会委員　松尾優
東京歯科医科大学々長　尾形孝
朝日新聞社厚生事業団常務理事　遠山鶴三
毎日新聞社論説委員　秋定健夫
読売新聞社編輯局次長　高木三雄
NHK編成局編成部長　宮川嘉資
厚生事務次官　葛西龍太郎
医務局長　東慶一郎
薬務局長　松尾巖
保険局長　安田

一九五〇年八月七日厚生省設置の二調査会に於ける医、歯、薬分業問題に関するサムズ准将説明梗概

本調査会の委員諸君に対し、医、歯、薬分業に関する問題につき、大略の説明を行うように厚生大臣より依頼を受けた。自分は、既に三志会並にこの問題の研究に関心を有する其の他の諸種の団体に対して、述べ来つたところを繰返したいと考える。この問題は、日本に於てのみのものではない。全世界を通じ医学、歯学、薬学の専門分野の進歩発展の結果として生じてくるものであり、他の近代的国家に於ては、すでに問題に直面し、解決しおえ来っているものである。例えば、アメリカ合衆国に於ては、この問題の解決は一九〇四年に始まつたのである。日本に於て未だ解決を見るに至らざる状況であるという事実は、この国に於ける三専門分野が、他のより近代的国々に比較して、その発展に於て如何に遅れているかを示すものである。

自分は、終戦当時に我々が観察したところを率直に申し述べて、日本の状況を考えたい。日本に来朝するこれらの専門分野に属する人々の注意を惹き、且終戦後、自分が当地に来つた頭初に於て強く感じた事柄が種々ある。

日本に於ける開業医の大多数は、近代国家に於て彼等の専門の職業と考えられている領域に没頭するのでなくして、薬を売ることを行つていたこと。

日本に於ける歯科医は、近代歯科医学を実行するよりも、金を売ることに一層の関心を有する如くにみえた。事実、自分の知る範囲に於ては、一九四五年に於ける日本歯科医師会の主要な業務は、金の配給にあるが如くに見受けられた。

薬品は、薬剤師並びに医師により、その品質に関し或は又その有効性に関して為さるる、誇大な主張についての正確さに何等注意を拂わるることなく、人々に販売せられていた。

日本を訪れる専門人を驚かしめる更にもう一つの事実は、医師、並びに歯科医師の報酬が、彼等の専門的知識の応用の面よりも、薬品並びに金の如き物資の面に重点が於かれての報酬スケールによつていたことである。

日本の専門人の多くが、自分に語つたところによると、開業の医師、歯科医師等は、この国に於ては、専門人としてよりも、小事業家として考えられていたということである。かかる考え方は、数年前に諸君等の政府が、医師に事業税を課さんとする提案を行つたことによつて確認せられたものである。連合軍最高司令官の基本的使命の一つは、日本に援助を與えて近代的民主国家とし、すべての他の近代国家に尊敬せらるるものとすることである。かかる基本的目的を念頭に置て、総司令部公衆衛生福祉部に於ては、この国に現存する年月の遅れを取り戻し、日本の専門人諸君が最新の専門知識と実地応用の理念とを体得し、それにより日本国民が当然受くるべき権利ある近代的医学、歯学、並びに治療を受け得る様に種々の方策を講じて来たのである。

ここに、今日まで厚生省、文部省並びに前述の専門団体を通じての三専門分野の人々の協力を得て行い来つた幾つかの方策につき、簡単に考えてみたい。

専門団体については、真に各々の専門人を代表する民主的団体として再編成が為されたのであるが、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師協会の各々の基本的目標は、その会員の専門業務の品質を改善することにあるのである。自分が過去に於て各々の団体に申し述べた如く、真にその目的を達成せんとするならば、専門職とは如何なるものであるか、何故に専門職の人々が他の人々と異るかという点をまず理解しなければならないのである。

1　専門職とは、その職に従事する人々が、社会全般にわたつて有用な、知識体系を有するものであること。

2　専門職は、絶えず進歩し、些かも停滞せざらんが為めに、研究と専門人間への知識の伝播とにより、その知識体系を絶えず増進せしめるに努めること。

3　専門職は、医、歯、薬のいずれかの専門分野に属する専門人なりと自称しつつも実際には何等の資格をも有していないもの達の搾取から、大衆を保護するための責任と権利とを有するものであること。

4　専門職は、専門人たるべき資格の基準を設定すべきこと、かかる基準は、通常、受験と開業の資格を得るための基本的学歴資格を規定する法律によつて定められるものである。

5　更に、専門職の特徴は、それに属する専門人が、その報酬を、通常、過去において長期間にわたつて訓練せられ相当の費用をついやして獲得せる専門的知識を応用することに対しての費用として、受取るものである。

専門職に関して、以上の如き考え方を有しつつ、今日まで日本の医、歯、薬の専門分野を向上せしめる為めにはらわれた努力につき、以下に簡単に述べてみる。

(1)　資格附與の法律の制定をみ、医、歯、薬の開業免状のための受験資格が明確化せられた。

(2)　専門分野における教育制度を改革し、光栄ある医、歯、薬の専門領域に身を捧げんと希望する者達に、最高の正規の訓練を與うべき教育の基準の設定をみた。

(3)　医療法にもとづき、公認の病院、療養所、或いは診療所となる為めの最低基準により査察を行い、許可を與えることによつて、医療施設の質の向上がなされた。

(4)　現在の薬事法により、誇大な且つ不正な効能を云いふらして国民より搾取を行う輩を防止する重要な措置がとられた。検定基準についてもこの法律により定められ、細菌製剤、医薬品、その他の製品の最低基準が確立したことにより、これを使用する専門家も、これらの恩恵にあずかる一般国民も、共に安全に保護せらるることとなつたのである。この法律通りに実際に実施する為めには時を要するのであるが、すでに必要な手がうたれ、将来にわたつても措置が講ぜられる事により、この国の製造にかかる医薬品並びに細菌製剤が、良質のものであるという評判をとることにより、他の近代国家の仲間入りをする事が出来るようになるであろう。

6　新らたな医薬品が日本にも輸入紹介せられた。専門分野における文献の入手の途が開けた。アメリカ合衆国より各専門の指導者による使節団が日本に招かれ、この地における専門分野の向上に助力する努力がなされた。かかる種類の使節団が目下現に来朝中である。また、日本人の代表達が、アメリカその他の近代的国々に派遣せられ、直接に、医、歯、薬の専門領域における最新の技術と知識との具体的状況を視察せしめられたのである。

7　アメリカ薬剤師協会使節団は、この地における実状を視察の後、その報告のなかにおいて、医師は薬を売るに非ずして、自己の専門の職能を活用することにより医療の向上を行い、薬剤師は出来あいの売薬によるよりも、医師の処方に基く調剤によるべきであり、且つ又、疾病を診断し治療せんとする事を止むべきであると勧告したのである。この勧告は、日本の国民の為めの医療の内容を向上せしめるものであるが故に、一九四八年に来朝せし経験を有するアメリカ医師会使節団の人々の心からの賛意を得たのである最初においては、この問題に主として関係あ

る三專門団体――即ち、日本医師会、日本歯科医師会、並びに日本薬剤師協会が各自の間において解決を計る事が期待せられたのである。然るに、数回の努力により、到底解決に達し難い事が明らかとなつたのであつて、この事は真に遺憾であつた。ここにおいて、日本国民全体も、又かかる国民を代表する政府も同様に、與えられる医、歯、薬の治療内容に関しては深い関心を有しているものであるが故に、厚生大臣がこの問題の解決に着手するよう要請せられたのである。各種の人々が関係を有するが為めに、この問題の適切な解決に関して厚生大臣に勧告を行うべく、臨時の調査会を設置すべき事が提案せられた。この調査会は、三專門団体、政府並びに医、歯、薬の治療を受くべき人々等の各代表を網羅するものである。

この問題の解決のために、種々の方途について今日まで述べ来つている。これを次ぎにくり返えす。

(1)　医師をして、自己の医学的知識によるよりも、薬を売る方に重きをおいて報酬を得るやり方に、経済的便宜を感ぜしめている如き、現行の方法を再検討する。医師、歯科医師に対し、專門的知識と技術とによつて報酬を得るような「はげみ」が與えられる事により、この国の医療が向上せられて行くのである。自分は、先日ある医療報酬算定の会合において、結核の患者に行う気胸が無料の空気を使用するのであるからという議論が出たということをきいた。かかる論者は、この場合、重要視せらるべきは、何時如何なる人に、如何にして行うべきかという判断をなしうる專門知識と技術であることを指摘したい。

(2)　歯科報酬も同様に改正せられ、適当な経済的奨励が與えられることにより、装飾用の金を売りつけることなく、近代歯学に基く知識を向上せしめる。

(3)　薬事專門人に、国民に最低費用により、良質の医薬品を供與するために適当な報酬を與える。

B　かかる報酬のスケールの基礎的改正を考慮せる後に、この改正が国民の医療費全般に及ぼす影響を評価すべきである。予備的調査によれば、かかる経費は実質的に増加せざることを示している。全般的増加は、約一乃至二パーセント以内である。

C　かかる調査のつぎに採るべき措置は、一般国民に、かかる調査の結果と報酬スケールの改正目的とを伝え、大衆教育の手段により、改正の理由を知らしめる。

D　次ぎの措置は、現行の医、歯、薬の業務に関する法規、医療に関する條文並びに諸種の健康保険規則につき、本調査会に於て決定し、厚生省の承認する処となつた決論と、一致する如くに改正するの目途をもつて研究する。

以上に述べた如く、国民に、よりよき医、歯、薬の医療を與えるために專門知識と技術との向上に重点をおくよう経済的奨励が與えられる如くに、報酬スケールを改正するための調査は、かかる報酬支拂の負う国民の、現在並びに将来の能力に関しての考慮をもつて行はるべきである。本調査会の勧告に基く解決を実施するための法律の改正に関しての最後的措置が完了したならば法の改正とその実施との間には一定の期間をおき、かかる根本的変更を、秩序ある漸進的方法により実施にうつすべきである。この点は、日本の現存せる実状に照して考慮せらるべきである。

本問題に関し、細部についてはかなりの誤解が行はれている。そのあるものは、故意に曲解して、噂をまいているものである。例えば、現在、病院、診療所等において、免状を有する有資格の薬剤師を有している処においては、何ら現状の変更をみないものである。

更にまた、医師が応急措置のための医薬品、材料を所有する事も問題をかもしている。申すまでもなく、医師がその診療所内に、或いは往診の際のカバンに、必要の応急医薬品、材料を用意する事は、極めて適当な事である。かかる事は、現在、医師が何日分かの数量の医薬品を患者に売つている如き状態とは全く別なことなのである。

かかる根本的改革が、他の総ての近代的国家において行はれた如くに、日本においても実行せらるるあかつきには、三專門分野の人々の上に、ある種の責任がかかつて来るべきである。

1　日本における医師、歯科医師、薬剤師は、各々の專門分野において、最新の專門知識を体得するためのあらゆる努力を拂うべきである。このことのためには、関係者のすべてが、継続的にたゆまざる研究を続ける必要がある。

2　関係の專門人は、その行為に関し、当然保持すべき国民の尊敬が、おのずとから得らるる如き、高い基準の倫理規程を有すべきである。

3　三專門団体は、国民が彼らに信頼をもつために、各自の專門分野に新たにはいり来るものの許可標準の向上に熱意をもつて努力すべきであり、且つまた、如何なる行動を取る場合にも、彼らの專門団体としての存在の全理由は、日本の国民に奉仕し、最高の医、歯、薬の医療を供與するにある事を念頭におくべきである。

自分は、事実が明瞭にせらるるならば、必ずや正しい解決を計るに違いないと、日本国民に対し、特に三專門団体の諸君に対し深い信頼を有しているのである。かかる問題の結論が生み出され、二調査会の勧告が完了するのは、概ね二三ヶ月以内であるべきである。

軍医準将　部長　クロフォード・エフ・サムズ

臨時診療報酬調査会提出資料一覧表

（第一回――第十回分）
（昭和二十五年十一月現在）

臨時診療報酬調査会提出資料一覧表　（第一回―第一〇回分）

厚生省

一、英国国民健康保険の診療報酬
一、アメリカにおける医師、歯科医師の収入調
一、一世帯平均推計医療費（米合衆国都市地区一九四一年労働省調査）
一、一世帯平均推計医療費（米合衆国農村地区一九四一年農務省調査）
一、六大都市における一世帯当り平均一ヶ月間の費目別支出金額とその割合
一、農家家計調査による一戸当り平均一ヶ月間の家計費構成
一、被保護者生計調査（昭和二十四年九月現在）
一、世帯面から見た医療調査（「衛生統計」第三号）
一、医薬品価格調
一、医薬品価格指数調
一、医薬品価格指数表
一、医薬品生産数量及生産指数調
一、調剤報酬計算表
一、社会保険の薬治料について
一、医療統計調査（世帯面）結果概要中間報告
一、イギリスにおける医師等の収入調
一、英国に於ける医師と一般国民収入比較（一九三八）一九三八年の所得比較（年額）訂正表
一、甲地と乙地における保険診療取扱比率
一、医療品家庭薬生産販売金額調
一、第一版国民医薬品集（四四頁第二部以下参照のこと）
一、病院診療所原価計算要綱試案
一、調査病院概要表
一、病院に於ける入院料等の原価計算概要表
一、健康保険一般診療の診療内容別診療報酬点数の分布
一、国民医療費の推計

日本医師会

一、静岡県医師会調査による夜間診療患者及診療所入院患者調査（昭和二五、一一、一二）
一、各科一日平均健保診療点数調査（昭和二四、五）
一、一件一ヶ月当り診療費の分析
一、社会保険診療報酬点数表改正変遷経過の調査
一、病院経営原価計算調査資料
一、日本医業経営調査成績（医師一人病床数〇床の場合）
一、日本医師会医業経営調査成績
支出費目区別表（第一回提出資料補遺）
一、適正なる科学技術に基く社会保険診療報酬点数表（その一）
一、社会保険診療報酬点数表（その一）正誤並に補足表
一、適正なる科学技術に基く社会保険診療報酬点数表（その二）
一、適正なる科学技術に基く社会保険診療報酬点数表（その三）
一、静岡県に於けるビタミンB注射調査
一、医師の最低生活費に対する調査
一、処方箋薬価原価調（昭和二十五年九月）
一、病院経営原価計算による入院料及び食費の算定（昭和二十五年）
一、日本医師会適正診療報酬決定方法要綱
一、新潟県医師医業経済調査（昭和二十四年二月及び八月分）
一、診療報酬未収額調査（昭和二十四年）
一、診療報酬適正単価決定に必要な基礎的考察（その一）
1　診療所延坪数の調査
2　診療患者数並びに支拂方法別患者数の比率
3　支拂方法別診療件数の移動
4　慣行診療報酬について
一、診療報酬適正単価決定に必要なる基礎的考察（その二）
5　医師の報酬に関する資料（その一）（既提出のものは除く）
6　日米生計費と保健衛生費の比較
7　日英米国民所得の比較表
8　病院に於ける自由診療と社会保険診療との比較
9　課税と大衆置及び建物の減損償却を加算した病院経営原価計算による入院料及び食費の算定
10　医業に要する使用人に就て
11　医師世帯員調査
一、診療報酬適正単価決定に必要なる基礎的考察（その三）
12　医師の報酬に関する資料（其の二）
13　医業に対する税額
14　医師の自由診療収入と社会保険診療収入との比率
一、海外資料（其の一）
一九四七年米国における医療費
一、海外資料（其の二）
米国における医業統計数
一、海外資料（其の三）
米国カルフォルニア州に於ける労働者保償安全に依る医療費（最低額）

日本歯科医師会

一、歯科医師の分布調
一、歯科医師の分布調の中、訂正
一、歯科用器械及薬剤価格推移表
一、歯科用器材、薬現在価格表
一、歯科器械設備及其の耐用年数並に償却調
一、健康保険歯科診療報酬の変遷
一、東京都に於ける歯科医師の業態調査
一、大阪市に於ける歯科医師の業態調査
一、経営主体別都道府県別歯科医師業態調査
一、社会保険歯科医診療の現況
一、社会保険診療に対する希望点数
一、歯科医師就業年限調査
一、外国資料
外国歯科診療報酬と日本歯科診療報酬との比較

日本薬剤師協会

一、（病院）主要散剤使用数量表
一、薬治料（J病院）
一、病院における薬治料原価計算概算表
一、主要医薬品原価計算一覧表
一、医薬品生産金額並に生産回復比率
一、一般管理販売資料について
1　製品価格推移表
2　原料価格比較表
3　原料価格推移表（補足表）
4　薬局分布状況
5　全国都市別（六大都市区別）
6　一薬局当り人口数割合
7　医薬品価格総覧
8　病院調査（患者数、診察料、薬価、注射料、処置料）
一、薬局業態調査
1　薬局業態調査（附属一）
2　損益計算書（附属二）
3　法人薬局社員中薬剤師数調査（附属三）
4　薬局における調剤用薬品の実態調査
5　試験室を持つ薬局店舗写真集
6　病院に於ける処方箋調査
一、医療費に関する一考察
一、「医療費に関する一考察」の修正

恩給制度について

我国の恩給制度の沿革（其の一）

恩給の現状について（其の二）

恩給の現状調査資料（其の三）

英・米の公務員退職制度の概要（其の四）

我国の恩給制度の沿革（其の一）

我が国の恩給制度は、軍人恩給が初りで、当初は官吏、軍人又は教育職員の恩給に付て、それぞれ区々の法律によつて、定められて居たのだが、大正十二年に至つて現行恩給法が制定せられ、文武官等の全部に適用されることになつたのである。即ち明治八年に陸軍武官傷痍扶助及び死亡の者祭粢並びに其の家族扶助概則及び海軍退隠令が大政官達を以て発布され、明治九年には旧陸軍恩給令（大政官達）、明治十六年には陸軍恩給令、海軍恩給令がいずれも大政官達を以て制定せられた。翌十七年には官吏恩給令の制度があり、文武官恩給に関して一般的立法規定が初めて制定せられたのである。此等の規定に於ては、恩給を以て純然たる国家の恩恵なりとし未だ恩給請求権を認むるには至らなかつたのであるが、明治二十三年に至つて官吏恩給法、官吏遺族扶助法、軍人恩給法、市町村立小学校教員退隠料及び遺族扶助法、府県師範学校長恩給並びに公立学校職員退隠料及び遺族扶助法、宮内省官吏恩給例及宮内省准官吏恩給例等が制定せられ、此処に於て従来の恩給は国家の恩恵であるという観念から脱却し、勤務者の能力が公務に因り減損した生活能力に対する填補であり、恩給は単純なる国家の恩恵ではないことを明かにし、初めて恩給を受けるの権利を認めたのである。

爾来三十有余年、公務員の種別による区々の法律を以て運営せられて居つた恩給の制度を統合して一般的恩給法として制定せられたのが、大正十二年に制定せられた現行恩給法で、文武官等の全部に適用されることとなり、全く面目を一新するに至つたのである。其の後数次の改正はあつたが、其のまま終戦を迎えるに至つたのである。

連合軍最高司令官の命令によつて、軍人軍属の恩給は公務傷病に因る一部の恩給を除いて全面的にその支給の停止を命ぜられた結果、「昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する勅令」が、昭和二十一年勅令第六十八号を以て制定せられたのである。

一般の文官については、別段の命令がなかつたので、従来のまま支給

されたのであるが、終戦後に於ける物価の急激なる騰貴は所謂俸給生活者の生活権を脅かすに至り、一方インフレに伴う民間給與の改善が頻々として起るに至り、政府職員についても昭和二十一年七月の新給與切替となつたのである。此の切替によつて俸給は相当高額の増加をみたにもかかわらず恩給については旧制のままこれを踏襲するの余儀なくせられ、昭和二十一年法律第三十六号を以て、恩給法臨時特令が制定せられ、仮定俸給の制度を設けて終戦当時の状態に恩給を釘付するに至つたのである。

ところが昭和二十三年五月三十日法律第四十六号を以て政府職員に対する所謂二千九百二十円ベースなる新給與が実施せられ、一方インフレの嵐に受恩給者の生活は日に益々其の困窮の度を加え、惨憺たる窮状に置かれたる結果は、恩給制度の改善を要望するの声となり、恩給受給者からは陳情、国家への請願等の形式において嵐の如く恩給額の引上運動が展開されたのであるが、いろいろの事情から政府としては増額することが出来なかつた。

然るに第二回国会に於て「新給與制度が実施されることになりましたにもかかわらず、依然としてこの法律（旧恩給法特例を指す）を放置して、恩給金額を依然として現状のままにすえおくことは、真に遺憾」であり、「国家公務員法に明らかにされた恩給制度の趣旨に鑑み、退職者が相応の生活を営み得るごとき恩給を給し得るように恩給制度を改善することを目途」として、恩給臨時特例（議員提案として）議決せられ、昭和二十三年七月二十九日法律第百九十号を以て公布、同月七月一日から適用せられ、仮定俸給の制度は撤廃せられて恩給本来の態となると同時に、恩給全体に相当程度の増額が実現された。

この恩給の年額は公務上の給與が所謂六千三百七円ベースになる以前の俸給を基礎として計算されている恩給年額であるので、現行給與令による俸給を基礎として計算されている恩給の年額とは甚だしい不均衡を生じた。この不均衡を是正するため昭和二十五年法律第百八十四号によつて、恩給の年額を現行給與法令による俸給を基礎として計算されている恩給の年額の水準にまで引きあげ、昭和二十五年一月分から支給することになつたというのが現行の恩給制度である。

恩給の現状について（其の二）

一、恩給制度と国家公務員法

欧米諸国においては、恩給制度はますます整備改善発達の傾向にある。国家公務員法は、その第百七條第一項に「職員であつて相当年限、忠実に勤務して退職した者に対しては、恩給が與えられなければならない」と、また第三項には「公務に基づく負傷若しくは疾病に基づき退職した者又は公務に基づき死亡した者の遺族に対しては、法律の定めるところにより、恩給を與えることができる」と定め、恩給制度の根本基準をあきらかにし、更に恩給制度の目的についてその第百八條第一項に「前條の恩給制度は、本人及び本人がその退職又は死亡の当時直接扶養する者をして、退職又は死亡の時の條件に応じて、その後において適当な生活を維持するに必要な所得を與えることを目的とするものでなければならない」と、規定した。

二、恩給の現状

わが国の恩給制度は、遠く、明治初年から、すでにその制度があつた。当時においては、恩給はまつたくの恩恵的給與であり、恩給制度は、封建的なものであつた。恩給が権利として認められるに至つたのは、明治二十三年旧恩給制定以後のことであり、恩給制度が統一整備されて、現代的法制の形を整えるに至つたのは、大正十二年現行恩給法が制定されてからのちのことである。現行恩給制度のもとにおいて、退職官吏に與えられる恩給金額の現状を、一般在職年に対して支給される、年金恩給の最高年額の率に、例をとつて示すと、つぎの如くである。

	俸給	給與総額	給與総額に対する俸給の割合	恩給	恩給の俸給に対する割合	恩給の給與総額に対する割合
警察監獄職員	退職当時の俸給の百五十分の七十八	一五二、三四〇円	73.4/100	七四、一三九円	73/150	53.6/150
その他の官吏	退職当時の俸給の百五十分の七十三					

（註）俸給は、政府職員新給與実施に関する法律に定められた十二級六号俸（課長としての最高俸給額）として計算した。給與総額の中には俸給の外に東京都勤務の場合の勤務地手当と妻一人の家族手当を含んでいる。

この表によれば、恩給金額は退職当時の俸給と比較すると、その一五〇分の七三に、また、退職当時の給與総額に比較すると、その一五〇分の五三・六に当つている。

現に在職する官吏が退職した場合の一例について、恩給の現状を述べると、以上の如くであるが、すでに、退職した官吏の恩給のうちには、その金額が、これよりもはるかに、下廻つていると思われるものも少なくない。それは、(1)恩給金額が退職当時の俸給を基礎として計算されていることと、(2)官吏の俸給が、最近、たびたび、増額改正されたことによるものである。そのため、現在、恩給の支給水準は退職のときによつてことなり、大別すると、次の三つに分れている。すなわち、

(イ) 昭和二十三年十二月一日以後退職した者に対する恩給の支給水準（いわゆる六千三百七円ベースの俸給を受けて退職した者）

(ロ) 昭和二十三年七月一日から同年十一月三十日までの間に退職した者に対する恩給の支給水準（いわゆる三千七百円ベースの俸給を受けて退職した者）

警察監獄職員　退職当時の俸給の百五十分の七十八
その他の官吏　退職当時の俸給の百五十分の七十三

なお、警察監獄職員及び小学校、中学校、高等学校等の教育職員については、特に、勤続加給（勤続在職年数が、恩給所要在職年限を超える場合、その超える勤続在職年数に応じて、一定の率で恩給金額が加給される）の制度があるので、この加給率を合算して、一般在職年に対する最高恩給年額の率を示すと、次の表の如くになる。（一般文官についても、外国に長年引続き在勤する者に対しては、この種の加算の制度があるが、この加算を受ける者は、きわめてまれであるから、これをはぶく）

	退職当時の俸給の百五十分の八九・五
警察監獄職員	
小学校中学校の教育職員	百五十分の九六
高等学校の教育職員	〃　百五十分の八四・五
その他の官吏	〃　百五十分の七三

官吏は、現在、俸給の外に、家族手当、勤務地手当、超過勤務手当の諸給與を受けて、俸給以外の諸給與に依存している割合が、比較的大きいといわなければならない。官吏として四十三年勤続して退職した本省勤務の課長について、在職中の俸給年額と、給與総額の年額と、恩給年額とを表示すると次の如くになる。

（八）　昭和二十三年六月三十日以前に退職した者に対する恩給支給の水準（いわゆる三千七百円ベースの俸給よりも少い俸給を受けて退職した者）

の三種に分けることができる。前述の退職課長の恩給は、（イ）に属するものであるが、この課長が、昭和二十三年七月一日から同年十一月三十日までの間に、退職した者と仮定した場合に受ける恩給金額と、また、昭和二十三年六月三十日以前に退職したものと仮定した場合に予想される恩給金額とを表示すると、次の表の如くになる。

これは、本省勤務の課長が、四十年以上在職して退職した場合の恩給年額である。

退職当時の俸給年額	恩給年額
一五二、三四〇円	七四、一三九円
一〇九、二〇〇円	五三、一四四円
（イ）一九、二〇〇円 （ロ）五、七六〇円	三七、三七六円

昭和二十三年六月三十日以前に退職した場合

昭和二十三年七月一日から同十一月三十日までの間に退職した場合

昭和二十三年十二月一日以後退職した場合

官吏の俸給制度は大正九年高等官官等俸給令及び判任官俸給令が改正され、従来の俸給が増額されてから、長い間、大きな改正もなく、そのままの状態で終戦後まで続いた。昭和二十一年四月、俸給制度が改正されると共に、俸給が増額され、その後も、たびたび、俸給の支給水準は引上げられた。

昭和二十一年七月、恩給法臨時特例が制定され、この規定によつて恩給の支給水準は、俸給支給水準の引上げにもかかわらず、従来の水準のままにすえ置かれた。この状態は、昭和二十三年七月、右の恩給法臨時特例が廃止されるに及んで改善された。すなわち、その後に退職する者の恩給は、昭和二十一年七月恩給法臨時特例が制定される以前と同じように、俸給支給水準が引上げられ、退職当時の俸給が増加すれば、その俸給の増加しただけ、恩給の支給水準もまた、引上げられることにあらためられ、かつまた、昭和二十三年六月三十日以前の退職者の恩給金額は、かなりの額にまで増額された。昭和二十三年末、一般在職年による恩給年額の一人当り平均額を、前年末の平均額と比較して示すと、次の如くである。

	昭和二十二年末	増加額
警察監獄職員	二六四円七	六、七九四円三
教育職員	八一〇円五	一三、九〇六円三
待遇職員	一一、八六四円二	一一、二五二円九
その他一般官吏	一三、七二七円二	一二、九七五円四

恩給金額と国家財政との関係を、国家の歳出決算額と恩給支拂決算額とから見ると、次の如くになつている。

年度	歳出決算総額	恩給支拂決算額	恩給支拂決算額の歳出決算額に対する割合
昭和一四年	一八、八八三、九七三、〇〇〇円	二一二、〇七九、六七九円	〇・〇一一二
〃一五	二三、二六八、二七八、〇〇〇	二六六、四七六、五三二	〇・〇一一五
〃一六	三五、八五一、〇九五、〇〇〇	三二〇、六一三、五三五	〇・〇〇八五
〃一七	四三、八三一、二九九、〇〇〇	三八七、四九一、七〇〇	〇・〇〇八八
〃一八	六三、一七三、一七四、〇〇〇	四〇九、二四九、三三三	〇・〇〇六五
〃一九	八四、七八五、五五九、〇〇〇	四七一、〇六〇、八八三	〇・〇〇五六
〃二〇	九九、八五一、五二三、〇〇〇	五七三、七二七、三九八	〇・〇〇五七
〃二一	二九三、四一二、〇二七、〇〇〇	一八七、一三三、二七六	〇・〇〇〇六
〃二二	五七八、三四一、七三二、〇〇〇	一六七、九八二、六七四	〇・〇〇〇三
〃二三	一、四三八、四一一、八〇五、〇〇〇	七七一、四四五、五五五	〇・〇〇〇五
〃二四	三、〇四二、八九三、〇八三、〇〇〇	三、三四一、九一三、〇〇〇	〇・〇〇一一

備考

一、歳出決算額は、一般会計と特別会計とを合し、臨時軍事費を除いたものであり、大蔵省及び日本銀行発行の昭和二十三年財政経済統計年報並びに、昭和二十四年三月発行昭和二十三年度会計検査院年報によつた。

二、昭和二十三年度及び二十四年度の分は予算額である。年報（昭和二十三年）によつた。

この表によつて、あきらかな如く、軍人恩給が廃止された昭和二十一年からは、恩給年額は急激に減少し、その国家財政に対する影響は、きわめて、少ないものになつてしまつた。恩給の国家財政に対する影響の程度をも考慮しつつ、恩給制度の趣旨に鑑みて、低水準の恩給金額を増額し、恩給支給水準の統一調整をはかることは、受給者の現状からしてきわめて、必要なことである。

調査報告書

通商及び産業一般に関する調査

（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十一日

通商産業委員長　深川榮左エ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

結城　安次　　廣瀬與兵衞

西田　隆男　　上原　正吉

小松　正雄　　小野　義夫

境野　清雄　　山川　良一

山内　卓郎　　重宗　雄三

駒井　藤平　　吉田　法晴

島　清

本委員会は最近の国際情勢に伴う我が国経済政策樹立の要請に基づき、通商状況及び産業情勢を全面的に検討するため、先に第八国会において議長の承認を得て「通商及び産業一般に関する調査」を行うことになつたが、本件は更に第八国会閉会後も引続き調査することの承認を得て、鋭意これが調査に当つた。閉会中には自転車競技法の施行状況、暴利取締、繊維原料問題、鉄鋼政策、企業に対する見返資金融資問題、肥料輸出問題等に関し、前後八回に亘り委員会を開催、特にうち二回は自転車競技法施行状況に関し、地方行政委員会との連合委員会を開き、政府並びに関係者より意見並びに事情を聴取し、又商品取引所法施行状況並びに通商産業一般に関して本委員会において予備審査中の鉱業法案、採石法案に関する審査とともに各地方に議員を派遣して現地事情を調査せしめその報告を聴取する等、各般に亘る調査を実施したが、問題の性質上閉会中には結論を得るに至らなかつた。今後も引続いて調査を必要とすると考えられる。

調査報告書

行政機構の整備に関する件

（継続調査事件）

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過を報告する。

昭和二十五年十二月一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

カニエ邦彦　　梅津　錦一

柿見　義男　竹下　豐次
大島　定吉　中井　光次

内閣委員会は昭和二十五年七月三十日、行政機構の整備に関する調査の継続調査要求書を提出し、翌三十一日承認を得た。

本委員会は閉会中八回にわたり委員会を開くとともにその間、警察予備隊及び海上保安庁の施設と事務運営の状況につき視察を行つた。

即ち、警察予備隊に関しては、八月十四日、九月十一日の二回にわたり、委員会を開いて、岡崎内閣官房長官、大橋法務総裁から説明を聴取するとともに、十一月十六日には警察予備隊本部に赴き増原警察予備隊長官及び林警察予備隊警察監より、警察予備隊の組織、事務運営、隊員の訓練等につき説明を聴取するとともに、警察予備隊の施設と警察隊員の実地訓練状況を視察した。

又海上保安庁については、九月十一日の委員会で、大久保海上保安庁長官より、機構、定員の増強及び沿岸警備の状況につき説明があり、十月十日には同庁巡視船むろと丸に便乗、警備状況の視察を行つた。

なお、九月十一日の委員会で、法務府草鹿刑政長官及び吉河特別審査局長より、法務府設置法等の一部を改正する政令の制定の経過及びその内容について、説明を聴取した外、同月二十五日の委員会で経済調査庁から奥村次長、吉田、木村、司波、各部長の出席を求め、朝鮮事変後における諸物価の変動に伴う暴利取締の状況、各公団及び特別調達庁の業務の調査及び経理の監査に関して説明を聴取し質疑を行つた。

次いで、十月二十七日、十一月十五日の二回にわたつて、委員会を開き、堀井特別調達庁次長、辻村同庁官房長から、先の経済調査庁の調査及び監査の報告に対する説明があり、これに対する質疑があつた。

又九月二十五日、十月九日、二十八日の三回にわたり、委員会を開き、賑川行政管理庁長官、城同庁政務次官、中川同庁管理部長より、行政管理庁の行政機構改革に関する構想を聴取した。

なお、十月十三日行われた公職追放解除については、十月二十七日、二十八日の両日の委員会で、岡崎内閣官房長官、北沢公職資格訴願審査委員会副委員長及び伊關同委員会事務局長から、その経過について説明があり、これに対し、質疑があつた。

以上説明した通り、本委員会の行つた継続調査は、その問題の重要性に、かんがみ、本委員会としては、結論を得るがために、更に愼重な調査研究を必要とするが、閉会中には完了の運びに至らなかつたので、引続き調査を継続する必要がある。ついては、茲に、一応継続調査事件の未了報告を提出する。

調査報告書

新農業政策確立に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十二日

農林委員長　岡田　宗司

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　孝平　飯島連次郎
岡村文四郎　滝井治三郎
三浦　辰雄　片柳　眞吉
加賀　操　三輪　貞治
三橋八次郎　白波瀬米吉

本件については、閉会中六回に亘り委員会を開催するとともに北陸、近畿、中国、四国地方に議員を派遣し実地調査を行う等愼重に調査を進めてきたのであるが、その影響するところ重大であり、且つ関係するところが広汎であつて、調査を要することが極めて多く、且つ更に愼重を期さねばならないので未だ結論を出すに至らなかつた。

なお、調査の概要は次のようである。

一　食糧確保臨時措置法が明年三月末にて失効することになつているが、主要食糧の供出制度に関する問題は、農業生産の確保及び国民生活の安定のため最も重大な課題の一つであるので、調査の重点をこの問題におくこととし、閉会中八月二十七日より九月二日迄、七日に亘り、主要食糧供出制度に関して愛媛県及び滋賀県において現地調査を行い、又九月十八日及び十九日の委員会において特に主要食糧供出制度に関する小委員会の設置を決定し、供出制度に関し調査を行うこととした。

二　十月十二日及び十三日本調査のため委員会を開き、農林省関係昭和二十五年度補正予算及び昭和二十六年度予算その他を審議した。

三　十月二十日糸価安定制度その他糸価対策について審議した。

調査報告書

日本国有鉄道の機構に関する調査（継続調査事件）

右の件に関しては、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十二日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山縣　勝見　岡田　信次
前田　穰　高田　寛
菊川　孝夫　小泉　秀吉
松浦　定義　前之園喜一郎
内村　清次

日本国有鉄道は、去る八月一日より地方機構の改革を行つたのであるが、この地方機構の当否は日本国有鉄道の運営を左右するのみならず、経済、産業その他社会一般に及ぼす影響も甚大なるにより、委員会は新機構に移行後の状況を調査する必要を認め、院議に基き閉会中も継続調査をすすめたが、何分にも実施後日も浅く新機構による所期の運営をなすに時間的にも不充分のため、未だ結論を得る段階に至らなかつた。

調査報告書

講和に関連する諸般の基本方策樹立に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十二日

外務委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

野田　俊作　伊達源一郎
金子　洋文　園　伊能
加藤シヅエ　曾祢　益

本委員会においては第七回国会以来本件に関して調査研究を進めて来たが、問題の性質上継続的に調査をする必要があるので、去る七月二十八日閉会中の継続調査を要求し、同月二十九日その承認を得て調査を続けて来た。この間各地に議員を派遣して現地の実情を調査し、委員会及び懇談会を開いて政府及び民間各方面から説明及び証言を求め、更に諸般の資料の蒐集に努めた。しかしながら本件は各方面に極めて広汎な関連性を有し、特に国内外の諸情勢の推移によつて重要且つ微妙な変遷を伴つている。従つてなお多くの未調査の問題を残しており、今後も引続き調査を継続する必要があり未だ結論を得るに至つていないが、一応ここに現在までの調査経過の概要を報告する。

（委員会における調査経過）

一、一般国際情勢に関する件

右については九月四日、九月十二日、十一月十七日の三回に亘り委員会を開いて政府側から朝鮮事件の経過、外国における対日講和に対する動向、国際連合の活動状況等について説明を聴取した。又九月十二日、十月四日にそれぞれ委員会及び懇談会を開いて最近におけるヨーロッパ及び南米の実情について帰朝者からの説明及び証

言を得た。

一、派遣議員の報告

去る八月一日から二十日までの間において、不法入国その他の現地特殊事情調査のため、北九州及び山陰地方に、又北海道地方に関連する渉外諸問題の現地調査のため北海道地方にそれぞれ議員を派遣し、九月四日委員会は各班より左の概要の報告を受けた。

第一班（曾祢委員）北九州地方

八月十一日より七日間福岡、長崎、佐世保の三地に出張して朝鮮事変発生後の現地状況、主として外国人登録令の実施状況、在住鮮人の動向、不法出入国、密貿易の現況等について調査を行つた。

調査の結果左の如き結論を得、これらの諸点は委員会において結論を得た上速やかに適当な措置をとる必要がある。

（一）　朝鮮よりの避難民は目下の処少数であるが、これは取締の強化と米軍の海上警備によるものと認められ、今後多数避難民の来航は予想されるところである。ついてはこれらの受入れについては務めて人道的に取扱い、隣邦韓人との感情融和に資すべきであり、従つて收容施設、給養等についてはでき得る限りの待遇をなす用意が必要である。

（二）　不法入国者防止のために各地に監視所が設置されているが、設備、人員共に極めて貧弱である。而して所要経費は地方支弁であるが、到底地方自治体の負担し得るものではないので宜しく中央より充分な費用を支出すべきである。

（三）　不法入国者の識別は外国人登録令により発給する身分証明書によつて行われているが、証明書に添附の写真、浮彫のみでは正当所持人なるか否かの判断が困難である。よつて該証明書には更に指紋をとり、容貌の特徴をも併記し証明書の偽造防止を期すべきである。

（四）　不法入国者を取扱う行政官庁は外務省、厚生省、法務府等によつて分担されており、能率を阻害している。これらを一元化するために出入国管理庁の設置は適当である。

第二班（伊達委員）山口県

本班は八月十六日から二十日まで山口県に派遣されたが朝鮮事件を契機として頓に緊迫の度を加えた。

（一）　不法入国問題

（二）　在住朝鮮人の動態

（三）　共産主義者と朝鮮事件との関連

の三問題に重点をおいて調査に従つた。その概要は左の通りである。

（一）　不法入国問題

山口県は歴史的、地理的関係から古来朝鮮との関係が深く、潮流との関係も併せて戰後密航者が甚だしかつた。

統計によると密入国した朝鮮人は昭和二十五年度を頂点として約一万五百名（内検挙数八二五名）を数えたが、その後密航防止対策の強化のため、上陸地は漸次北上の傾向にあり、それと共に本県への不法上陸は逐年減少の一途を辿つている。（昭和二十四年度一九五三名）

従来の不法入国者は上述の如き両者の関係から嘗て日本在住の経歴を有する者で青壮年、特に朝鮮農村出身者が多く、或は日本在留の縁者を頼つて生活の安定を計らんとする老幼婦女子も多数に上つていた。従つて最も注意を要する政治的不穏分子の潜入は概して少かつたのであるが、朝鮮事件の勃発後は、日本海沿岸における容疑船舶の航行も屢々発見され、更には朝鮮南岸には密航の好機を待つている朝鮮人が多数結集しているとの情報もあり、南鮮の政治情勢特に戰況の如何によつては、今後集団的避難民或は北鮮側ゲリラ工作隊員の不法入国企画も予想されている。

かかる状況に対して取締機構は甚だ微力で若干の監視哨及び密航対策協議会の活動に俟つ状態である。朝鮮に最も近く又長い上陸可能地を有し、然も尚在住朝鮮人の北鮮側協力の態度が見られている本県の警察力は、警察官の人口に対する比率全国平均六五〇人に一人の割合に対し、八〇四人に一人であり、殊に日本海側に至つては二〇〇〇人に一人の割合に過ぎない。監視哨についてみても監視設備連絡設備、監視哨員の待遇等極めて粗末であり、結局、上陸後の職務訊問等によつて不法入国者の発見検挙に努めている状態である。殊に朝様人が密集して恰も特殊部落の如き様相を示している朝鮮人部落等に入つた場合は、その反日的傾向よりしてその発見検挙は困難である。

現地において海上保安施設の完備や警察予備隊の配置、或は監視費用等の国費支弁等早急に実現を望む意見が強かつたが、以上の実情に照らして適当な処置をなす必要がある。

（二）　在住朝鮮人の動態

山口県下在住朝鮮人は六月末現在二六、六一四名であるが未登録者を含めると約四万五千と推定され、それらが中小工業都市に密集、所謂朝鮮人部落をなし、その他は農漁村に分散居住している。彼等の多くは終戰後解放民族と称して肉体的労働を避け、酒、煙草の密造、強、窃盗、詐欺などの犯罪を犯すか、或は闇取引、盗品の売買等をなして無為徒食し、悪質な犯罪の温床となつていたが（刑事事件数全国第一位）、警察力の充実、日本人の立直り、経済情勢の好転から彼等の生活は困窮し、結局、生活保護法の適用を受ける者の過半数が彼等の中にある状態である（その中、かなりな部分が朝鮮人の活動の資金に繰り入れられている。）。一方朝鮮人団体の現況は約十対一の割合で旧朝連系が民団系を圧倒しており、両者の対立は昨年八月の下関事件にみられる如く非常に微妙になつて来ている。朝鮮事件勃発後旧朝連系の解放救援会日本々部は、北鮮軍の勝利を確信して六月末頃から下関、宇部等の各地において活発な潜行運動を展開しているが、民団側も戰況の不利に拘らず最後の勝利を確信して平靜を保つているが、事毎に旧朝連系に圧倒されている状況である。然も尚注意すべきは、南北民主戰線の統一実現、反戰運動、或は又、対日本人感情において共通の態度をとつていることである。これは解放民族としての民族感情の昂揚によるものであろうが、弱少民族の常として事毎に団結して日本人に対抗せんとし、治安維持上憂慮されているが、戰局の推移と共にその騒擾化等を極力防止せんと警戒している。

これを要するに正業を有する者僅かに十三％と彼等に対する失業対策、及び警察力の増強、旧朝連系の地下運動の監視等は緊急に充実する必要がある。

（三）　共産主義者の活動と朝鮮事件との関係

山口県下における共産党員は約一千六百人程度であるが、シンパを加えると約一万一千人と推定される。

本県では全般的にみて官庁細胞が比較的に多いようであるが、経営細胞は民同系の進出が目立つている。

本年一月の野坂批判以後、その所謂反帝国主義運動が活発化してきたが、戰争絶対反対、軍事基地化反対、植民地化反対、全面講和等をスローガンとして、現在の政策を直接、間接に非難し、特に中央委員追放指令後は表面的活動から裏面策動に移行し、最有力幹部の所在不明も漸増の傾向にあり、

殊に朝鮮事件の発生、共産党機関紙発行停止後は更に顕著になると共に、反米闘争は一層露骨になつて来た。最近では脱党、除名が目立ち、表面は二流三流の人物の名を用い、終戰後ソ連において徹底的に思想教育を受けた者を離党せしめて第二戰線の結成に專念しているようである。

かかる運動を反映しているためか、六月の參議院議員選挙においては、日本海側の共産党得票数が断然増加しており、有力分子のこの方面への潜入ともにらみ合わせると、朝鮮事件との関連から運動の地域的の重点がこの方面に移つたかとも想像される。然しながらこれについては日本海側農漁民の後進性をその原因として挙げる見解もある。

本県の共産党活動について等閑視できないのは約四万五千と称せられる在住朝鮮人との関係である。前項にも述べた如く朝連と民団との対立が下関事件となつて爆発し、これが昨年九月の朝連解散となり、朝連幹部の検挙と共にその活動は一頓挫を来したが、旧朝連の主要人物により組織された解放救援会、及び彼等によつて指導権を握られた民主女性同盟は北鮮系団体として在住朝鮮人の間に圧倒的勢力を有し居留民団に対する圧迫と日本政府機関に対する反抗は日本共産党の前衛行動として現われるに至つた。旧朝連系の主要人物の多くは北鮮共産党員であり、最近は日共に参加する者も多数に上つている。

殊に六・六消放後は日共と軌を一にし、地下潜入傾向がみえ、在住朝鮮人の大部分は所謂ソ連の機密指令「朝鮮人連盟は日本共産党の指揮に入れ。日本共産党は朝鮮民主共和国の連絡指令によれ。」を実践している。このような状態において毎夜繰返される北鮮放送、モスコー放送は、山口県の電波の状況が五区分に岐れ、而もサイクルが近接しているのに乗じかなりの煽動効果を挙げている。放送関係の整備は急速になされなければならない。

次に簡單に解放救援会宇部支部の例をあげれば、最も過激である彼等は、連日会合しており、その内容については不明な点が多いが、去る七月二十二日の会合において革命の即時決行を決議し、更に武器入手、青年行動隊の結成について協議を行つたと推定せられている。

又、七月二十五日には朝鮮人国語夏季講習会の名で約四十名（前科者）が集り講習中は三名一組の行動をとつていたという情報もあり、これは十四歳―六十歳までの者は一応受講する義務があるとされているようである。

又、朝鮮人義勇隊の編成についても、前記講習会に名を借りて訓練を行い、青間は宇部市下中山、夜間は厚東川堤防で日共の見張り下において行われているようである。

右の如く表面の平静に比し裏面における行動は甚だ不穏であり、朝鮮事件の推移と共にこれを監視し、或は不測の事態に対処するために現地においては警察力の増強が切望されている。

以上が今回の視察の概要であるが、不法入国問題、在住朝鮮人の動向及び共産主義者の活動との関係は今後も密接な関連をもつて推移するものと思われるので厳重に注意する必要がある。

最後に、特に注意を要するのは、この種の事態防止対策に対する考え方の相違である。直接関係のある現地においては、このような不測の事態は一度たりとも発生せしめてはならないが故に、常に万全の措置をとる必要がある旨強調しているが、一方、政府においては予算の分配にあたつても過去の実績主義をとり、従来、惹起してはならない種類の事件が表面に現われないことから対策決定に際しても甚だ散慢な考慮に終つている。

かかる局外者的な考え方は、早急に講和体制を確立しなければならない今日、直ちに棄てられて然るべきであろう。

第三班　（団委員）北海道

調査の目的

北海道における講和に関連する諸般事項に対する調査の一環として北海道道民の要望するソ連邦の占領下にある歯舞諸島及び千島列島（全島）の返還要請についてこの両諸島の返還要望は北海道道議会の決議をもつて本委員会に要望されていた。

請願の要点は歯舞諸島は北海道根室の一部で歯舞村の区域であり、千島諸島のうち、色丹、国後、択捉の三島は日本の封建時代から日本国土で、住民は父子相伝えて三代乃至五代に及び、千八百七十三年（明治七年）日本がソ連と千島樺太交換條約を締結の際択捉海峡以北を加えて千島としわが国の領有となつたが、もとは千島と称すべきものでなかつたから他と切離して考えて欲しい。

千島諸島は日本が侵略によつて奪取したものではなく、又元来日本の領土とのつながりが極めて密接であるから日本に帰属するよう決定せられたい。歯舞、色丹、千島等諸島がソ連側に占拠されている結果、引揚民問題、水産資源の喪失による経済問題が起きているが、これを合理的に解決して欲しいというのである。

調査は根室町、歯舞村及び現在わが国の最東端にある東経百四十六度四十九分の地点にある納沙布岬について行い夫々関係者より意見を聴取した。本問題は極めて微妙なものを含んでおり、場合によつては大きな誤解を生ずるような状態も想起されるので現地側の要望は充分に諒とするも国会での取扱については今後の委員会の審議にまつべきものと考える。尚、現地側はこの問題については関係資料を十分研究するよう要望した。

（一）　歯舞諸島及び千島列島の返還要請

（二）　漁区の問題とマッカーサー・ライン

北海道は東に太平洋、西にオホーツク海、北東にはベーリング海を控え世界随一の大漁田に囲繞されているが、マッカーサー・ラインの設定により、日本人の漁業はさまざまな制約を受け、非常に困難な状態にある実状を陳述された。

調査は根室の花咲半島納沙布岬と宗谷海峡の宗谷岬を考えたが、後者は時間の都合上割愛した。納沙布岬の突端は歯舞群島と接触し、現在ソ連の占領下にある島と、日本の岬の突端との間が非常に狭く且つその中央にマッカーサー・ラインがひいてある関係上、その間が約三千四百米でその中間までの距離が千七百米となり、洲が千二百米出ている関係上、船舶の航行し得るところは三百米から四百米となり、岩もあり、潮流は一時間三マイルの速度であり、濃霧の多いためしばしばマッカーサー・ラインの越境となり、ソ連側に越境の名目で漁船の拿捕されることが甚だ多い。一方マッカーサー・ラインは海岸より三海里と設定されているので、目前に豊富なる漁田を望みながらオホーツク海側漁民はあきらめて釧路側の太平洋で漁業を実施している状態であつた。

マッカーサー・ラインの設定による境界線による暫定的措置に対し、道民間には水産資源の獲得のためにラインの拡大を要望しているが、わが国民の人口食糧問題の重要性にかんがみ、これが相応の処置につき考慮すべきものがある。

（三）　海上保安の問題

厖大な北海道周辺の海上保安事業につき、小樽の海上保安本部係官及び宗蘭釧路の現地の係官から夫々実情を聴取した。

本問題について厖大な北海道周辺に対する保有船の僅少とこれが行動に非常な制約があるが、今後相当の改良を加える必要があると認められる。

尚本調査に当つては北海道庁、北海道連絡調整事務局、道議会当局並びに漁業関係者の意見を聴取した。

調査報告書

昭和二十五年度予算の国民経済に及ぼす影響に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十四日

参議院予算委員長　波多野　鼎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西郷吉之助　安井　謙
山本　米治　山田　節男
藤野　繁雄　飯島連次郎
東　　隆　菊田　七平
前田　穰　泉山　三六
若木　勝蔵　大島　定吉
吉川末次郎　岩間　正男
石坂　豊一　野田　卯一
堀木　鎌三　池田宇衛右門
佐多　忠隆　長谷山行毅
工藤　鉄男　羽生　三七

下條　恭兵

昭和二十五年度予算の国民経済に及ぼす影響に関する調査報告

調査の経過

本委員会は、昭和二十五年度予算が国民経済に及ぼす影響の重大なのに鑑み、これを明かにして今後の予算審議に資する目的をもつて七月十日議長の承認を得て調査を開始し、第八回国会会期中四回にわたつて委員会を開き調査を行つたが、会期が短かかつたため会期中に調査を終えることができず、七月三十一日一応報告書を提出して閉会中も調査を継続することに決した。よつて本委員会は閉会中も引続き調査を行つてきたのであるが、当初からの調査経過を示せば次の通りである。

第八回国会開会中

七月二十一日　委員会を開き、昭和二十五年度予算実施後における財政金融状況について池田大蔵大臣から説明を聴いた。

七月二十四日　委員会を開き、経済計画、資金計画、予算の進捗状況及び外貨予算等について、周東安本長官、坂口日銀理事及び奥村外為委員等から説明を聴き質疑を行つた。

七月二十六日　大蔵委員会と連合委員会を開き、金融情勢について、一万田日銀総裁から説明を聴き質疑を行つた。

七月二十八日　委員会を開き、前記二十一日の委員会でなされた説明について池田大蔵大臣に対し質疑を行つた。

第八回国会閉会中

八月二十一日より二十七日まで七日間

新潟県及び石川県に大島、池田両委員を派遣して現地調査を行つた。

九月六日より十四日まで九日間

愛知県、大阪府、広島県に平岡、内村、佐多三委員を派遣して現地調査を行つた。

九月十日より十九日まで十日間

福岡県及び熊本県に藤野、山本、菊田三委員を派遣して現地調査を行つた。

十月五日　委員会を開き、昭和二十五年度補正予算について、河野大蔵省主計局長から説明を聴き質疑を行つた。

十一月六日　委員会を開き、派遣議員の報告を聴いた。

尚地方財政平衡交付金について、池田大蔵大臣及び河野大蔵省主計局長から説明を聴き質疑を行つた。

十一月七日　委員会を開き、地方財政平衡交付金について、武岡地方財政委員会財務部長から説明を聴き質疑を行つた。

以上が現在までの調査経過の概要であるが、本件は何分にも調査対象が広汎多岐に亘ることと、予算の実施が目下年度途中にあること等のために未だ調査を完了するに至らない。

以下は現在までに行つた調査の結果をとりまとめたものである。

一、調査の結果

昭和二十五年度予算は前年度予算同様単に総合予算の均衡を堅持するに止らず、前年度に引続き巨額の債務償還費を計上したところのいわゆる超均衡予算であつて、財政の面から経済の安定を図ることに重点が置かれ、昭和二十四年度以降の安定計画を更に強力に推進しようとするものであるから、その国民経済に及ぼす影響の極めて重大であるべきことは、当初から予想されたところであつた。即ち昭和二十四年度においては、超均衡予算の実施によつて、財政面からインフレを一挙に収束すると同時に、いわゆるデイス・インフレ政策によつて、金融面からそのデフレ的影響を緩和しつつ通貨、物価、賃金並びに生産等の安定をもたらすことができたのであるが、その反面やはりインフレ収束に伴う有効需要の減退、滞貨の増大、金融の梗塞、雇傭の減少等一連のデフレ現象を免れることができなかつた。

併しながら元来インフレを収束する場合には、経済各分野に激しい衝撃を與えることは当然であつて、ある程度の悪影響は免れ得なかつたとはいえ、久しきに亘つたインフレを一挙に収束し得たことは一応の成功といい得るであろう。ただ問題は、むしろ昭和二十五年度にあるのであつて、昭和二十五年度予算が前年度予算の施行によつて得られた経済安定を確保すべきことを建前として編成されたことは当然であるとしても、前年度に引続いての超均衡予算の継続実施が、既にデイス・インフレ政策がその限界に近づき、デフレ傾向を顕著に現わし始めた日本経済に対して、果して如何なる影響を及ぼすかということは、特に検討を要する重要な問題である。

以下調査の結果を便宜上第一・四半期と第二・四半期とに分けて記述する。

二、第一・四半期

昭和二十五年度の超均衡予算が国民経済に及ぼす影響は、まず財政資金の対民間収支に集中的に表現されるわけであるが、第一・四半期における財政の対民間収支は、三百四億円の引揚超過となつている。而してこの引揚超過の主な要因は見返資金であつて、見返資金はこの期間に二百一億円の引揚超過となつている。

昭和二十四年度においては、財政による引揚超過を金融によつてカバーする政策の下に、財政資金の引揚超過六百五十二億円に対し、日本銀行から八百六十六億円の追加信用を創出してその穴埋を行つたのであるが、この政策にもおのずから限度があり、既に市中金融機関の日銀への依存度の増加、預金対貸出比率の増大等デイス・インフレ政策の限界を示す事態も現われていたので、昭和二十五年度においては、見返資金、預金部資金等の財政資金の運用に重点をおき、信用を抑制し、金融を引締める方針の下に、本年五月以降、日銀は工業手形を再割引適格手形から除外し、対市中銀行貸出を抑制し、斡旋融資を消極化する等の金融引締措置をとるに至つた。当時いわゆる日銀の政策転換として喧伝されたところである。

然るに今述べたように第一・四半期の間、依然として見返資金の支出はおくれ、財政資金は相変らずの引揚超過で、結局これを日銀の貸出と

市場オペレーションとでカバーせざるを得なかつたため、結果としては日銀からほぼ財政資金の引揚超過に相当する三百億円の追加信用が供與された。

かくて第一・四半期を通じて前年度に引続きデイス・インフレの線に沿つて通貨、物価、賃金は大体横這いの状態がつづき、その限りにおいては、経済安定の状態を持続したが、しかしその反面において、五月頃から六月にかけて経済界は非常な金詰りをきたし、しかも今までの金詰りは産業界が主であつたが今度は産業界は勿論、銀行自体もまた全く資金源の枯渇をきたして非常な金詰りに陥つた。けだし財政資金の大幅引揚げが響いて預金の伸びが頭打ちになつたからで、この頃から銀行のオーバー・ローンが次第にひどくなり、それに伴つて日銀の対市中銀行貸出も漸次増加して、六月初旬には一千四百六十億円というこれまでにない最高の記録を示すに至つた。この日銀の貸出は必死の引締めで間もなく千三百億円に減少したけれども、市中銀行の資金難ひいては一般経済界の金詰りは、そのため一層激化した。

このように逼迫した民間の金融情勢とは対照的に、財政資金の方は、見返資金余裕金、預金部資金余裕金更に国庫余裕金の中、政府当座預金を合計すると国庫に吸収されて遊休化した資金は六月末現在で六百十四億円もあつた。

又他方、当初予算額千二百八十五億円の債務償還費は、第一・四半期中に百七十億円の償還がなされたのみで、そのうち市中金融機関に対して償還されその資金源となつたものは、僅かに八十三億円にすぎなかつた。

かくの如く第一・四半期においては、巨額の資金が国庫に吸収されて、それが遊休化する一方民間では資金が枯渇して、企業はすべて資金操作に非常な困難を感ずるに至つたのである。

租税の滞納は第一・四半期末即ち六月末現在において、尚且千百三十九億円の多額に上り、殊にその中の七百六十五億円は申告所得税の滞納で、営業不振と金詰りとを如実に反映した。

重税と金詰りとに象徴されたデフレ不況は、国民経済の最も脆弱な部門である農村と中小企業とにしわよせされて、農村と中小企業の窮状は特に深刻さを加えた。工場の整理や中小企業の倒産閉鎖で、失業者が増加し、緊急失業対策費の繰上支出を余儀なくされた。

このように第一・四半期においては、昭和二十五年度超均衡予算は、デイス・インフレ政策にもかかわらず、経済の各分野に極めて深刻なデフレ的影響を與えた。なかんずく最も注意すべき重大な現象は、有効需要の不足にもとづく滞貨の増大で、一千五百億円と称せられる巨大な滞貨を生じ、このために銀行の貸出の少くない部分が、いわゆる滞貨金融の性質を有するものを含むに至つたということである。従つて若しこのような傾向が持続するならば、安定恐慌は不可避と言つても必ずしも過言でないような事態に立ち至つた。けだし滞貨が増大し生産物の資金化が渋滞すれば資金の循環は阻害され、金融機構は麻痺状態に陥り金融恐慌は必至だからである。

かかるデフレ不況に直面して、当時いわゆるドッジ・ラインの緩和或は政策転換を要望する声が起つたのは、極めて当然の成り行きであつた。即ち日本経済の安定とその自立を達成するためには、インフレを完全に収束して、輸出の増大を図る以外にはなく、而してインフレを完全に収束して輸出の増大を図るためには、ある程度のデフレ政策を強行して物価を安定乃至低落せしめる以外にはないというのが、ドッジ・ラインの基本線であるが、これに対し日本経済の現状からみて果してこの方式をこれ以上に進め得るか、日本経済は果してこれ以上その重圧に堪え得るかという観点からドッジ・ラインの修正若しくは緩和をめぐつて財政金融政策のありかたが論議の対象となつていた時、たまたま六月二十五日朝鮮動乱が勃発した。而してこの朝鮮動乱の勃発がわが国経済に及ぼす影響は次に述べる第二・四半期の経過に従つて次第に現われてきたのである。

三、第二・四半期

第二・四半期における財政金融状態をみると、先ず財政の面では、第一・四半期の三百四億円の引揚超過が金融を圧迫した事実に鑑み、第二・四半期においては、できるだけ引揚超過を少くするという方針であつたにもかかわらず、この期間の引揚超過は二百三十八億円に上つた。而してその主因はやはり見返資金と預金部資金の揚超であつた。即ち第二・四半期において、見返資金は二百七十六億円の資金を溜めこみ、預金部資金は百三十六億円の資金を吸い上げたままになつている。

ここに於て、本年度に入つてから九月までを合計すると、財政関係の引揚超過は五百四十二億円に上つたが、そのうち見返資金が四百七十八億円の引揚超過、預金部資金が五十二億円の引揚超過となつている。

見返資金は、本年度に蓄積したものの外、昨年度から繰越した余裕金が百五十二億円あるので、九月末現在の余裕金は六百三十億円であるが、この余裕金は、食糧証券その他の短期証券として運用されているほか日本銀行への預け金となつている。又預金部資金の九月末現在における長期原資は、二千五十五億円で、原資総額の九〇%を占めているのに、実際に長期に運用されているのは、千三百十六億円で総額の五八%にすぎず、短期運用が六百三十六億円、残りの三百十一億円が余裕金で、これはやはり食糧証券や外為証券の引受に充てられている。従つて九月末現在における見返資金と預金部資金の余裕金は総計九百四十億円に達した。

次に国税の徴収状況は、九月末の収入歩合三六・九%で前年同期に比し僅かに上廻つている。但し最も徴収成績の悪い申告所得税は前年よりも更に悪く、前年同期の一九・一%に対し一八・八%に過ぎず予算額は到底確保できない見通しが強くなつた。即ち本年度申告所得税の予算額は千五百三億円であるが、この中には過年度の滞納額を整理して収入となる分二百七十五億円を見込んでおり、これを全額徴収できるとして、尚且つ予算額に対し、三百億円の歳入不足が予想されている。しかも申告所得税の繰越滞納額は当初八百九十九億円であつたが、その後整理されて九月末現在滞納額は五百六億円となり、その間三百九十二億円が整理されたというものの、その大部分は誤謬訂正で、現金収入は僅かに百五十五億円に過ぎず、前記の二百七十五億円には未だ遠かに及ばないという状況である。

本年度の始め繰越滞納額は国税全体で千二百七十五億円であつたが、そのうち九月末までに五百三十八億円を減少し、九月末現在の滞納額は七百三十六億円となつた。九月に発表されたシャウプ第二次勧告の中で滞納の整理が特に強調され、本年末遅くも本年度末までには是非とも整理すべきであると厳しく勧告されているのであるが、当局としても種々の方策を講じて努力しているので、第三・四半期以後において徴税は一層強化されるであろう。

債務償還については、既に述べたように、第一・四半期には百七十億円が償還されたに止つたが、第二・四半期には更に少く、僅かに三十二億円に過ぎず、しかも市中金融機関に対するものは殆んどなかつた。結局昭和二十五年度上半期を通じて債務償還額の合計は二百二億円に過ぎなかつた。今後の見通しとしても第三・四半期は政府資金の大幅撒布期であるから、この時期には債務償還は余り行われないであろう。

次に金融であるが、第二・四半期における金融の動向として最も著し

い点は市中銀行のいわゆるオーバー・ローンが益々顕著になつてきたことである。オーバー・ローンの傾向は財政の揚超を金融でカバーするいわゆるデイス・インフレ政策の進行につれて次第に目だつてきたものであるが、第二・四半期に入つてからは預金の増勢がとみに鈍化したのと、資金需要が一層増加したので、それが殊に著しくなり、八月中旬には全国銀行の貸出額は文字通り預金額を超過し、預金対貸出の比率は一〇三・四%を示すに至つた。

預金伸び悩みの原因は、税制及び税務行政の関係や消費性向の増大や又簡易預金の傾向などとも関連があつて、甚だ複雑だが、何れにしても本年度に入つてから引続き預金の増加が頗る悪い、他方貸出増加の要因としては、貿易及び特需資金の増大、物価騰貴による運転資金の増大、肥料鉄鋼等の補給金廃止に伴う運転資金の増大等が数えられる。即ちオーバー・ローンの原因は、一方において預金増勢の鈍化と、他方において朝鮮撤乱を契機とする資金需要の増大であるが、それに加えて公団廃止や統制撤廃に伴い従来政府財政によつて賄われていたものが、民間金融に転嫁されたという事情もあり、更に見返資金や預金部資金等の財政資金の経済界への還流が円滑を欠き、これら資金の放出遅延が結局日銀にしわよせされて、日銀当局の信用抑制の方針や努力にもかかわらず、現実の問題として日銀の貸出増大、市中銀行のオーバー・ローンを阻止し得なかつたという事情もある。

このような理由で第二・四半期においては、財政の引揚超過二百三十八億円に対し、これを上廻る四百十五億円の追加信用が出され財政の尻を拭つた上尚且つ百七十六億円も通貨の尻を膨らませた。即ち第二・四半期末における日銀券発行高は第一・四半期末の三千百十一億円に対し百七十六億円を増加して、三千二百八十七億円となつた。しかもこれはややもすれば更に増発の傾向が強いのを、日銀必死の操作によつてやつと三千三百億円内外に止めていた結果であつた。デイス・インフレ政策の下で昨年度以来通貨発行高は、概ね三千億から三千百億円の線で、大体横ばいの状態を持続してきたのであるから、この通貨発行高の増大は一応注目に値する。しかしながら、この程度の通貨膨脹をもつて直ちにインフレ的傾向の潜在を示す徴候と見ることはもとより早計であろう。けだし朝鮮動乱以後における経済情勢の変化を考慮する必要があるからである。

朝鮮動乱以後における経済情勢の変化を主なる経済諸指標についてみると、鉱工業生産指数は八月において三月に比し一一・二%の増、東京卸売物価指数は、八月において三月に比し一一・四%の増、輸出は八月において三月に比し三〇・七%の増、賃金は七月において三月に比し一一・二%の増というように経済活動は増大し物価は騰貴している。

朝鮮動乱を契機として起つたいわゆる特需は十月一日までの累計で一億一千四百万ドル、円に換算すれば四百十億円に上つた。

輸出は四月の六千百万ドルから六月には六千六百万ドル、八月には七千二百万ドルにまで躍進し、九月に入つてやや減少したが、それでも六千六百万ドルの好調を持続した。

経済界は朝鮮動乱を契機としてこのように好転したがこれは経済界の全面的好況ということでなく、景気は極めて部分的波行的であつて、業種によつては全然好影響を受けておらず、殊に農村や多くの中小企業は依然として不景気の悩みが深い。それのみならず朝鮮動乱以後は特需や輸出に関連する産業に金融の竜点がおかれる結果、その他の産業の金詰りは却つて一層ひどくなつた傾向がある。又雇傭の情勢をみても、常用労働者に対する特需は高度の技術労働者に重点がおかれ、しかも特殊の地域に限られており、臨時及び日雇労働者については顕著な増加が見られず、需要の増加はやはり限られた地域のみであつて、これによつて深刻な失業問題が緩和されるという程度には至つていない。

このようにいわゆる特需景気は、農村や中小企業や勤労者層をうるおしていないという点で、又生産や金融についても良いところと悪いところと非常にムラがあり、デコボコがあるという意味で甚しく部分的波行的である。しかも特需景気に最も恵まれないのはデフレ不況に最も悩まされた部門であることは注目に値する。それと同時に朝鮮動乱以後の経済情勢の中で特に注目すべき現象は輸入の低調ということである。

輸入の状況をみると本年度当初以来の輸入実績は、四月の九千三百万ドルを最高として五月七千九百万ドル六月七千二百万ドルと引続き低下していたが、七月には五千六百万ドルに減少した。八月には六千百万ドルとやや持ち直したが、輸出の躍進に比して極めて顕著な対照を示し、七月には遂に輸出超過に転ずるに至つた。輸出や特需が増大すればする程輸入は益々重要性を加えてくるにもかかわらず、輸入実績はこのように低調で、殊に輸出用原材料の輸入が甚だしく困難化している。輸入についての大きな問題の一つであつたユーザンスの問題は、九月になつてようやく解決をみたが、問題はむしろ相手方の態度と国際情勢にかかつているので、朝鮮動乱を契機とする世界的軍拡による重要物資の窮屈化と、国際市場の売手市場化とに鑑み、原料資材の入手難は今後に一層大きいわけである。しかも輸入の不振は単に輸出を阻害するにとどまらず、いわゆるインフレ・ギヤップを生ぜしめる可能性もあるので特に重大な意味をもつている。

これを要するに、今や日本経済は朝鮮動乱と国際的軍拡を契機として、従来のデフレ基調から一転して、デフレ要因とインフレ要因とのからみ合つたムラとデコボコの多い極めて波行的な様相を呈するに至つたのである。

四、結び

いわゆる超均衡予算である昭和二十五年度予算の国民経済に及ぼすデフレ的影響は当初極めて深刻なものがあつた。第一・四半期における経済の実況が如実にこれを示している。

然るに第二・四半期に入つてから日本経済は予期しなかつた朝鮮動乱によつて対外有効需要が大きく喚起され財政のデフレ作用が相殺されたためにようやく滞貨の重圧の下から脱することができた。もし朝鮮動乱が起らなかつたならば日本の経済はいわゆる安定恐慌に直面したか、少くともデフレ不況はより深刻化していたであろう。しかしながらこのことは決して朝鮮動乱の勃発が日本経済に対して好影響のみを与えたことを意味するものではない。第二・四半期における日本経済の現況は必ずしも明るい面ばかりではなく、むしろ明暗の対照が、あまりにも著しい点に問題がある。

しかも朝鮮動乱の我国経済に及ぼす影響はデフレ恐慌にひんした日本経済の当面の困難を緩和する作用をもつと同時に又その反面インフレを誘発する可能性をもつものであつて、例えば輸入が円滑を欠くような場合には、物資と通貨との間にアンバランスを生じ、インフレ・ギヤップを起す懸念がないとはいえない。昭和二十五年度予算に関する限り財政面におけるデフレ要因に変化はないのであるから、インフレは起らないとしても、物の流出と入手の時間的ズレとそれに伴う通貨の動き如何によつては一時的のインフレが起り得る可能性はむしろ多分にあるのである。しかも現に輸出は輸入を上廻つているし、特需も継続している。一時的であると否とを問わずインフレが懸念される限りインフレを抑制するための金融引締め政策の必要なことはいうまでもない。然るに他方で

は朝鮮動乱以後における経済活動の増大は従来の金融政策の緩和を要請してやまないという事情がある。

かくて今日の日本経済は、安定より自立への過程において、デフレ要因とインフレ要因とがからみ合つて、極めて跛行的な様相を呈しておるので、昭和二十五年度予算の施行に関連する今後の財政金融政策は、インフレを抑制しつつ経済の跛行性を是正することに重点がおかれなければならない。

調査報告書

金融政策並びに制度に関する件（継続調査事件）

右の件に関し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十四日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大矢半次郎　佐多　忠隆
木村禧八郎　森　八三一
小牧　政夫　小宮山常吉
森下　政一　野溝　勝
山崎　恒　杉山　昌作
愛知　揆一

一、まえがき

第八国会において「金融政策並びに制度」に関する国政調査を行い、閉会中引続き継続調査を実施することとなり、数回にわたり各方面の関係者より説明を聴取し、資料の蒐集に当る外、四班編成の議員派遣による実情調査を行う等諸般にわたり調査研究をなした。しかし何分にも問題が広汎多岐にわたるものであり、且つ、時間的制約もあり未だ充分な結論をえることはできなかつたのであるが一応調査の経過及び内容についてその要旨を報告する。

二、調査の経過

（一）継続調査要求

第八国会劈頭即ち昭和二十五年七月十七日「金融政策並びに制度に関する」調査の承認を得た。これに基き大蔵大臣池田勇人君日銀総裁一万田尚登君より最近の金融情勢につき、大蔵省銀行局長舟山正吉君より金融制度問題についてそれぞれ説明を聴取し質疑を行つた。

しかしながら、会期が極めて短かかつたことと法案の審議に忙殺されたため十分な調査を実施しえず閉会中も引続き調査を行う意図をもつて七月三十一日議院の議決をえた。

（二）小委員の設置

この継続調査の審議を円滑に運営するため小委員を設置した。

（三）議員派遣

昭和二十五年七月三十一日議員派遣要求書を議長に提出し同年八月五日許可をえた。

（四）調査事件と関係者

1　第一回審議（小委員会）

昭和二十五年九月一日

金融業法、金融政策問題について大蔵省銀行局長舟山正吉君、同銀行課長大月高君より説明を聴取した。

2　第二回審議（小委員会）

同年九月二日

外国貿易金融特にユーザンス問題につき外国為替管理委員杉原雄吉君、大久保太三郎君より説明を聴取し、又貿易金融問題を中心に第一物産株式会社業務部長万木仙君より意見を聴取した。

3　第三回審議（小委員会）

同年十月二日

金融業法に関して全国信用組合協会常務理事安武善蔵君及び全国無尽協会常務理事島崎政男君より意見を聴取した。

4　第四回審議（委員会）

同年十月三日

派遣議員の報告を聴取した。

第一班　木村禧八郎君
第二班　大矢半次郎君
第三班　愛知　揆一君
第四班　油井賢太郎君

5　第五回審議（委員会）

同年十月十三日

最近の金融情勢等につき大蔵省銀行局長舟山正吉君、同省理財局見返資金課長大島寛一君、経済安定本部財政金融局長内田常雄君、日本銀行総裁一万田尚登君、経済団体連合会会長石川一郎君及び全国銀行協会理事荻野正孝君よりそれぞれ説明並びに意見を聴取した。

6　第六回審議（委員会）

同年十一月八日

貿易金融を中心とした時事問題に関し、ナショナルシティバンク顧問加納久郎君より意見を聴取した。

三、調査の内容

（一）金融政策に関する問題

A　最近の金融情勢一般並びに基本的方策

1　適正通貨量を測定する諸要素の分析

(1)　日銀券発行高の推移を生産、物価、貿易、賃銀、C・P・I等産業活動の指数との関連において視察し、その増発要因は財政資金の揚超を日本銀行の信用でカバーした結果であると認めた。

日銀券発行高（一〇月一四日現在）		三、三〇八億円
鉱工業生産指数（七―一一年基準）八月末		九四・五
物価指数（二三年一月基準）八月末		二九七・六
貿易実績額	八月未輸出	二五、四七六百万円
	〃輸入	二三、〇五三百万円
賃銀指数	七月	一一一・一
CPI（二三年基準）	全都市	一二九・五
	八月東京	一二三・四
日銀券増発要因（一〇月一三日現在）		
政府資金		四〇億円
民間資金		△二四〃
通貨増減		一六〃

(2)　財政資金の動向としては国庫余裕金、預金部資金、見返資金において何れも余裕金の増加を示しその運用如何は重要な意味をもつ。

国庫勘定（一〇月一四日現在）		
余裕金		二六六億円
当座預金		一七〃
指定預金		一四九〃
預金部勘定（一〇月一四日現在）		
余裕金		三六五、三億円
糧券		二三九、〇〃
外為証券		一一九、〇〃
当座預金		七、三〃
見返資金勘定（一〇月一三日現在）		
余裕金		六一九億円
預金		二三〇〃
短期証券		三八九〃

(3) 市中金融機関側におけるオーバーローン問題につき日銀貸出及び国債オペレーションの抑制、政府資金の預託及び債務償還状況と照応しつつ、その原因として貿易量の増大、特需関係資金、物価の騰貴、人件費増加、ストック資金、公団廃止、補給金撤廃に伴う所要資金の増加、風水害復旧資金等が指摘された。

日銀貸出（一〇月一三日現在）

割引手形		四八四億円
貸付金		一、〇九四〃
政府資金預託（一〇月一四日現在）		
預金部		一八六〃
国庫		一四九〃
全国銀行預金及び貸出状況（九月末現在）		
預金	残高	九、六三七〃
	増減	六四六〃
貸出	残高	八、八〇三〃
	増減	二五九〃

特需発注高（一〇月一日）推定

物資		六六、四八四千弗（円換算 二三九億円）
サービス		四七、五八八〃（〃 一七一〃）
計		一一四、〇七二〃（〃 四一〇〃）

(4) 社債、金融債消化状況は九月以降やや低調を示しつつある。

事業債	七月	四二億円
	八月	三三〃
	九月	四六〃
金融債	七月	六九〃
	八月	六二〃
	九月	三九〃

2 当面の金融政策の構想

(1) 日本銀行の信用調整の強化を図りインフレの再発を防止するとともに財政と金融との調節に努力する。

(2) 日本銀行公定歩合の適正化と高率適用制度の改正による量的規正を行うとともに緊急を要する貿易金融、特需関係金融の円滑化を図る。

(3) 民間資本の蓄積を促進させる方途を講ずる。これがため産業資金の調達市場を育成し税制の改正を考慮する。

(4) 長期資金の確保のため見返資金、預金部資金の運用に弾力性をもたすとともに産業合理化の線を強力に進めてゆく。

(5) 特殊金融面として農林漁業金融公庫、輸出金融公庫の設置を図る。

(6) 金利体系の調整を図り国際水準に近付ける努力を拂う。

3 見返資金及び預金部資金の收支状況

(1) 見返資金

本年度九月末現在における累計は收入二〇八二億余円に対し支出は一四五一億余円で差引余裕金六三〇億余円となる。この内短期証券保有分は四六九億余円で残金の一六一億余円は日銀その預け金となつている。

年末までの見透しとしては約三〇〇億乃至三五〇億円程度の收入を見込みこれに対し支出は二〇〇乃至二五〇億円を予期している。

(2) 預金部資金

本年度九月末現在、長期原資二〇五五億余円で原資総額二二六五億余円の九〇・八％を占め、この運用面をみると長期運用分一三一六億余円、短期運用分六三六億余円で余裕金三一一億余円の運用としては食糧証券一七二億余円、外為資金証券一一八億円現金二〇億円となり余裕金は年度末五一一億円を予想される。

4 財政資金需給見込み

(1) 第一・四半期において三〇四億円の引揚超過をなした。この主因としては見返資金二〇一億円の引揚が挙げられる。

(2) 第二・四半期までに五四二億円の引揚をなし、この内見返資金が四七七億円の引揚超過となつている。

(3) 第三・四半期は例年の如く供米代金の支拂、特需等の要因により資金の支拂超過が予想される。

(4) 第四・四半期は引揚超過になるのであるが貿易面、特需関係から一〇〇億乃至二〇〇億円程度の引揚に終るものと推測される。

5 産業資金計画

(1) 第一・四半期は設備資金一八三億円、運転資金六三七億円、合計八二〇億円の産業資金が供給された。

(2) 第二・四半期は一三二〇億円の産業資金の内設備資金二五〇億円、運転資金一〇七〇億円である。

(3) 第三・四半期の見込は設備資金三三〇億円、運転資金一二九二億円計一六二二億円であるが特に見返資金よりの融資が顯著となつている。

(4) 社債は四〇〇億円を越えるものと思われ、昨年度に比し大幅の増加を示しているが株式拂込の分は三〇〇億円台となり昨年度より半減を示すであろう。

6 産業金融の現状

(1) 資本蓄積の貧困性を昭和六年度に比してみると国家予算一四億円に対し貯蓄高は一七二億円でその倍率は約一三倍となるが、本年度は物価の変動換算すると予算二一億円に対し貯蓄は四〇億円で約二倍強に過ぎず、かように資本蓄積の過少性が顯著であるだけに財政資金運用の愼重が特に要望される。

(2) 設備資金の緊要性は申す迄もないが、運転資金についても助成金の撤廃、公団の廃止、貿易の促進、貸銀の未拂等により多額の資金量を必要とする。

(3) 長期金融機関、輸出金融金庫の即急の設置を要望する。

7 今後の金融政策の基本方針

(1) 朝鮮事変勃発後と雖も輸出振興というドッジラインの基本線には何等の変更はない、産業の合理化を促進し国際市場で競争しうる企業体制を確立する絶好の時である。

(2) 合理化資金はその性質上見返資金より融資されるべきものと思われる。又預金部資金も現在短期のものと運用されているが当然長期資金に運用されるべきでオーバーローン問題を解決するためにも見返資金、預金部資金の円滑な運用を要望する。

B 特殊問題

1 貿易金融問題

(1) ユーザンス・ビル制度に関する問題

a 外国為替特別会計において九月末には約一五〇億円見当の不足が推定され又年末にはさらに一七〇億円の不足を生ずるものと予想される。

b　ユーザンス制実施に当つては為替銀行が重要な地位を占めるもので先般国際為替市場に進出しうる為替銀行十一行を選定し七月より為替業務を行つている。

c　現行貿易制度は矛盾多く国際市場で不利な條件下にある場合が起り易いので即急にこれが是正を図られたい。

d　業者にとつては輸出面において貿易手形を発行する前の手許資金の金融が最も重要課題であるから配慮を願いたい。

(2)　一般問題

a　現下の情勢は恰も第一次世界大戦と同一の立場にあり外貨獲得、産業合理化を推進することにより将来国際市場に競いうる経済体制を確立する絶好の機会である。

b　外資導入に当つては国内の受入体制を完備せねばならぬ、このためには減税と心掛が必要である。

外国人に対する現行税率は余りにも高きに失すると思われる故外資導入に関連のある外国人については特例を設け大幅の減税を図り十ケ年間位の保証を與えるべきである。

c　貿易に関する会計は特別勘定なり金庫なりを設置する方法を用い予算外のものとしなければならない、現行為替銀行の差別待遇は自由競争を不可能ならしめている点よりも是正すべきであろう。

d　長期金融の方法を即急に講究すべきである。金融の自主性を恢復する意味より対日援助見返資金にかわり占領費に担当する弗拂融資を要望する。

2　中小金融問題

(1)　中小企業の信用保証制度の構想

a　当初は一定金額以下の中小金額を想定し貸付の損失は当該金融機関と中央の保証基金で大体二割五分と七割五分の割合で負担し、このため年利二分程度の保険料を基金に拂込む構想であつたが中小業者、金融機関の立場より九割程度の修正が考慮されている。

b　取扱機関は国民金融公庫とする。

c　信用保証協会による信用保証制度を法制化することは事業者団体法に抵触する懸念がある。

(2)　農林漁業金融問題

a　預金部資金の運用による長期低利資金の調達を図る予定である。

b　漁業手形制度は育成する方針である。

c　農林漁業に関する長期金融機関としては公庫を設置するか農中金の制度改正により行うか研究中である。

これに対する委員の主要な質疑を挙げると次の如くである。

(1)　インフレ抑制案の一環として為替政策を如何に考えるか。

(2)　補給金の廃止或は対日援助資金の中止は日本経済に如何なる影響を與えるか。

(3)　年末に際し金融引締策を緩和する意志ありや。

(4)　現在の運行発行量は果して適正通貨量であるか。

(5)　合理化資金の融通は市中銀行の裁量を認めるや。

(6)　現金退蔵の傾向について。

(7)　資本蓄積促進の見地より金利なり税制等の改革策如何。

(8)　金利引下げの具体策如何。

(9)　現行税制問題に対する銀行側の意見如何。

(10)　オーバーローン現象の経過について。

(11)　銀行の決算勘定。

(12)　ユーザンス制度に関し大蔵省側と外為委側との意見の相異点。

(13)　戰後輸入超過によりドル額が蓄積されているのではないか、又ローガン構想の円滑なる実施が行われないためにドル資金が活用されていないのではないか。

(14)　ユーザンス制実施に伴う日米間金利日歩の関係如何。

(15)　最近の輸出金融情勢について。

(二)　金融制度に関する問題

1　金融業法（第三次案）の概要

(1)　金融業法第四次案においては相互銀行及び組合銀行の項目を除外し、銀行法のみを対象とする。

(2)　銀行の貸出は一人について原則として資本金の二十五%を限度とする。（社債、株式等について一定の制限を設ける）但し流動性をもつているものはこれを制限外とするほか経過規定を設ける。

(3)　不動産担保貸出の制限として定期的預金の総額と債券の総額との合計金額の百分の六十に相当する金額が或は資本金の金額がいずれか高い方の金額に制限する。

(4)　商業銀行は資金を長期に固定すべきでないという原則より一般に不動産担保貸出は五年以内に限るという原則を立てる。

(5)　不動産並びに不動産担保の概念を明確にした。

(6)　銀行業務のうち一般の債務保証、有価証券貸出並びに代理貸業務の禁止するようその範囲を規定する。

(7)　リザーブ・システム問題につきAクラスの銀行は定期預金の総額の百分の一に相当する金額と当座預金の百分の五に相当する金額との合計額以上の日本銀行預け金を保有すること、Bクラスの銀行は定期預金総額の百分の一に相当する金額の当座預金の総額の百分の三に相当する金額との合計額以上の日本銀行預け金を保有しなければならない規定を設けている。

(8)　信用調整の手段としてマージン・リクワイアメント制度を採用する。

(9)　実質資本の概念を明らかにし、銀行運営の基調となす。

(10)　預金者保護の見地より小額預金者に優先権を認める。

(11)　銀行検査に重点をおき年一回の検査を原則とする。

(12)　監査役の権限を強化しその制度乃至地位を高める。

以上の説明に対し委員より質疑応答が行われたが、その主なるものを挙げれば次の如くである。

(1)　銀行が債務保証する場合の具体的事例について

(2)　銀行法の改正に伴い従来の一県一行主義が緩和されるか、又支店の設置についても緩和

されるか

(3) 金融機関の海外進出に関する見解如何

特殊銀行の復活を考慮するか

市中銀行の海外進出に要する條件

2 信用協同組合の実状

(1) 信用協同組合組合数、全国平均規模は左の如くである。

改組状況別	（九月末現在）
市街地信用組合より改組	四三七
産業組合より改組	一三四
商工協同組合より改組	一六
新設（内認可を含む）	六一
業種別	（九月末現在）
地域的組合	六〇二
職場的組合	一九
同業者的組合	二四
全国平均規程	（八月末現在）
一組合当り貯金額	五八、八六一千円
一組合当り出資金	二、二六四〃
一組合当り貸出金	三八、一六〇〃
一組合当り組合員	一、二七九人
一組合当り職員数	二〇〃
職員一人当り取扱預金額	二、八九六千円
貯金総額に対する貸出金の割合	六四・八%
同　有価証券の割合	四・九%
同　現金預ケ金の割合	三〇・八%

(2) 中小企業等協同組合法により組織面において中小企業という一つの枠に置かれている関係上組合員に制限が加えられる。

(3) 役員、総代の選挙方法に欠陥が看取される。

(4) 事業面においても為替業務、国庫事務、送金、株式拂込等が許可されない制約がある。

(5) 信用協同組合の改組の方向としては種々の議論があり、銀行形態を主張するもの、組合の特質を考慮したもの或は折衷案ともいうべき金庫案の意見がある。

(6) 信用協同組合の経営の規模は従業員一名に対し三百万円の資金量を要する。

これに対する委員側の質疑要旨は次の如くである。

(1) 役員の選挙方法を適正にする具体案如何

(2) 政府預託金の運用状況

(3) 予定される新制度と中小企業等協同組合法との関連

(4) 組合員以外貯金の実状如何

3 無盡会社の実状

(1) 無盡会社の史的変遷特に終戦後の飛躍的発展を辿つた経過、或は資本金、資金量、融資状況等について具体的説明がなされた。

全国の無盡会社の状況（二五年八月末現在）

資本金	一、七三三百万円
契約高	一五九、八一一〃
資金量	六〇、八二三〃
預金	八、四一一〃
融資残高	六一、二九九〃

(2) 融資の対象は雑業、鉱工業、農水産業に多く、一口当り十万円以上三十万円未満のものが中心をなし、斯業の大衆金融としての地位を物語つている。

(3) 地方銀行の弱体より起る金融の不円滑を是正するため、又貯蓄推進の見地よりも相互銀行案を全面的に支持する。

これに対する委員側の質疑要旨は次の如くである。

(1) 従業員一人当りに対する資金量如何

(2) 相互銀行として将来あるべき方向、又名称変更により効果を挙げうるや如何

(3) 預託金の運用状況について

（三）派遣報告

1 第一班（東北地区）

(1) 国庫金勘定において巨額の引揚超となり深刻な金詰を示している。

(2) 銀行殊に県内銀行のオーバーローンは顕著である。

(3) 財政收支の時期的ズレと金融との均衡調整。

(4) 県内貯蓄資金の産業資金化並びに県外銀行預金の地方還元。

(5) 財政資金（預金部資金、見返資金）の設備資金としての融資促進。

(6) 政府予託金の増加を希望する。

(7) 水産金融公庫の設置要望。

2 第二班（中京、北陸地区）

(1) 貸金業等の取締に関する法律の脱法行為を厳重に取締られたい。

(2) 中小金融特別店舗の本質に鑑み、低利資金の導入を図る等国家の助長策を考慮されたい。

(3) 中小金融に関する公聴会における要望事項。

a 中小金融に対する国家保証制度の確立。

b 貸出手続の簡素化

c 設備資金の可及的貸付

d 中小金融特別店舗を利用しえざる者に対する専門の庶民金融機関の設置

3 第三班（九州地区）

(1) 水産金融に関する公聴会における要望事項

a 漁業金庫の設置

b 農林漁業金庫の速かなる設置

c 財政資金特に預金部資金の活用

d 漁業共済基金制度の改革

e 漁業権証券の現金化とその担保融資

4 第四班（関西地区）

(1) 災害復旧に関する金融対策

a　預金部資金を運転資金として利用したい。
b　政府預託金の長期資金化。
c　見返資金を市中銀行との協力融資の形で設備資金化として利用したい。
d　国庫余裕金の長期貸出化。
e　日銀の災害スタンプ手形制採用。
f　国家又は地方公共団体の強力な保証制度又は臨時特殊金融機関の設置
(2)　一般的金融対策
a　財政資金の撒布の際関西地方には時間的ズレが見られる如く東京中心主義を是正されたい。
b　国民金融公庫基金の増加
c　地方信用保証制度の確立
d　適正通貨量の測定
e　資本の地域的配分の適正化
f　社債発行の促進
g　無記名預金制度の復活
h　問屋金融の積極化
i　勘銀等不動産金融の積極化
j　貿易金融に対し特別の措置を要望

四、あとがき

終戦後の破壊的悪性インフレーションを阻止するために確立された総合均衡財政はインフレの完全収束、経済の正常化に極めて顕著な功績を挙げえたのであるが、その反面、財政と金融との乖離を招来しこの結果、未だ資本蓄積の貧困性をもつわが国経済の現段階においては、日銀貸出の増加、通貨量の限界超過、市中銀行のオーバーローン等いわば財政のシリを金融で調整するという好ましからぬ経済現象を呈するに至り、産業資金の窮迫は益々その度を加えつつあることは自明の事実である。

かような金融情勢に鑑み、現行金融政策に対する修正要望はかねてより熾烈なるものが見受けられたが、特に朝鮮事変を契機とする内外諸情勢の変化はインフレ的因子を包含するだけに強力なる金融政策の早急的実施が要望せられており、又これと関連して来る通常国会に上程されるであろうが多年懸案中であつた金融制度の改革についても国際金融の視野に立つた恒久的在り方が考慮されなければならない段階に到達している。

かかる見地より本委員会においては六回にわたる委員会（小委員会）を開催し、主務官庁関係者、関係業界人、有識者より説明乃至意見を聴取するほか、委員自身の地方派遣による実情調査を行つた結果、指摘すべき数多くの問題点を見出しえたのであるが、ここでは一応共通する論点に要約することとする。

第一に、財政と金融との調整に関する要望である。わが国経済が完全なインフレ収束の段階に置かれているとすれば財政資金に対する従前の警戒的方針を是正し、適正通貨量の再検討、信用供与の実質的調整等に留意し、資金面における経済自立体制の強化を図る必要があること。

第二に、長期金融の充実が要望されている。民間資本蓄積の過少性が認められる現段階において設備資金乃至合理化資金に要する厖大な産業資金を賄うことは到底至難であり、又固有の短期資金が固定化している傾向が看取される現状に鑑み、この際見返資金及び預金部資金の運用が重要な意義をもつに至る。又中小企業、産業、貿易部門における長期金融機関の設置或は充実についても真剣に論及されねばならない。

第三、資本蓄積の増進が要望される。国家を問わず民間を問わず資本蓄積の緊要性は敗戦国家であるだけに痛切であり、特に一般大衆にまで及ぼす積極方策が講ぜられるべきであろう。これがためには現行租税制度の是正、産業資金調達市場の育成、或は金利問題に焦点が置かれるものと思う。

第四に、金融制度改革の早急的実施が要望される。

銀行業法（仮称）については既に成案をえた模様であるが、無盡会社、信用協同組合についても銀行乃至金庫形態をとる新制度の実施が望ましい。

（以上）

調査報告書

租税行政に関する件（継続調査事件）

右の件に関し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十四日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大矢半次郎　佐多　忠隆
木村禧八郎　森　八三一
小林　政夫　小宮山常吉
森下　政一　野溝　勝
山崎　恒　杉山　昌作

租税行政に関する調査報告書

一、調査の目的

昭和二十五年を期して国民の租税負担の軽減及び合理化を目的として中央、地方を通ずる劃期的な租税制度の改正が実施せられたのであるが、果してこの税法が文字通り適正に実施せられるかどうかは一にかかつて税務行政が如何に運営せられるかにある。そして税務行政運営の問題は特に現在のような困難な経済状勢のもとにおいては国民の利害休戚に大きな影響があるので、一般の深い関心事となつており、税務当局においてもこのため職員に一段の自粛自戒を促すとともに厳正公平な税務執行の態勢を確立すべく種々施策を講じつつある。

本委員会は右の事情にかんがみこの際税務機関の運営の実情を詳にし、税務行政の刷新を図るに寄与するとともに今後の租税制度の改正に備えようとするものである。

二、調査の方法

租税制度並びに税務行政について官民から意見を聴取し、資料を蒐集し、併せて各地における実情を調査した。

三、調査の経過

八月三十一日　平田大蔵省主税局長から税制改正問題について説明を聴き質疑を行つた。

九月中　七日間を期間とし、次の各班に別れて現地調査を行つた。

第一班　宮城県、青森県、秋田県、山形県、
清沢俊英君、木村禧八郎君

第二班　愛知県、石川県
大矢半次郎君、森下政一君

第三班　大阪府、京都府、兵庫県
杉山昌作君、油井賢太郎君

第四班　福岡県、長崎県、熊本県
愛知揆一君、小林政治君

十月三日　派遣議員の報告を聴いた。

十月四日　平田大蔵省主税局長から税制改正の問題について説明を聴き質疑を行つた。

十一月八日　高橋国税庁長官から国税徴収の方針及びその状況について説明を聴き質疑を行つた。

四、調査の結果

（一）　租税制度の改正

1、租税制度改正の経過

昭和二十五年租税制度改正の一環として昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十九号所得税法の臨時特例等に関する法律が公布せられて、昭和二十五年一月から所得税の暫定的軽減措置が講ぜられ、次いで同月二十七日法律第二百八十五号織物消費税法等を廃止する法律及び法律第二百八十六号物品税法の一部を改正する法律が公布せられて、昭和二十五年一月から織物消費税及び取引高税の廃止、物品税の軽減が行われたのであるが、更に三月三十一日法律第七十一号所得税法の一部を改正する法律、法律第七十二号法人税法の一部を改正する法律、法律第七十三号相続税法、法律第七十四号酒税法の一部を改正する法律、法律第七十五号有価証券移転税法を廃止する法律、法律第七十六号通行税法の一部を改正する法律、四月二十五日法律第百十号資産再評価法、五月二日法律第百三十六号租税特別措置法等の一部を改正する法律、同月十一日法律第百七十四号富裕税法が相次いで公布せられて、租税制度全般に亘る劃期的な改正を見ることとなつた。なお、同時に国税徴収法、国税犯則者取締法等の諸法律もこれらと一連の関係においてその改正が行われた。

2、改正税法施行の状況

新税法は税制全般に亘つて抜本的な改正を実施したものであつて各税目とも極く微細な点にまで検討が加えられ広汎な変改が加えられた。その中特筆すべきものを挙げると青色申告制度があり、又協議団がある。青色申告制度は制度それ自体としては極めて合理的なものであるだけに、その実行が如何かと気ずかわれ夙に論議の対象となつたものであり、又協議団は今後の活動に大きな期待が寄せられていて一般に深い関心を有する問題である。

（1）青色申告制度

昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十九号所得税法の臨時特例等に関する法律は青色申告制度の準備的な措置として、政府は法人又は事業所得等を有する個人が所得の計算に関して備え付ける帳簿についてその記載事項を定めることができることとし、右の帳簿を備え付ける者は、昭和二十五年一月三十一日までに政府に届け出なければならないこととした。本年四月一日所得税法が改正せられて、青色申告書による者は政府の承認を要することとなつたが、既に届出をした者はその承認申請をしたものとみなされることとなり、なお、昭和二十五年分の所得については、五月三十一日で承認申請をなしうることとなつた。一方改正所得税法でも法人も個人と同様政府の承認を要することとなつたが、これも既に届出をしたものは承認申請をしたものとみなされることとなつた。青色申告制度については右のような経過をたどつたのであるが、申告申請の状況は別紙一の通りであつて法人にあつては、全国平均五〇％（大阪国税局の六三％を最高とし、札幌国税局の三五％を最低とする）で、かなりの成績であるが、個人にあつては全国平均四・三％（高松国税局の九％を最高とし、仙台国税局の一・四％を最低とする）という甚しい低調振りである。個人の申請が予想に反して余りにも振わなかつた原因は、税務署が青色申告をさせまいとする傾向にあつたことや、帳簿の記載事項が納税者の記帳能力を無視した複雑且つ高度なものであつたことにもあるが、正直者が却つて馬鹿を見るという課税に関する先入主がまだ抜け切らないことにある。都市のある税務署の当務者は、青色申告の承認申請者は、理髪師、美容師、医師の如きものが特に目立つて多く、申請の動機が青色申告によつて何程か税負担を免れうればとの希望からのものが多いようだと語つている課税の重圧に悩されている納税者としてこういう気持になつたことも一応尤ものことと肯ける。之を要するに、納税者の一部は青色申告によつて税負担が更に増嵩することを恐れ、又一部は逆に税負担の軽減をねらうという実情にあつたので青色申告によつて正確な課税をと考えた当局の期待は全く裏切られた感がある。確定申告期に当り当局が青色申告者の所得をどう見るか納税者の目はこの一点に向けられており、青色申告制度は正に運命の岐路に立つものといわねばならない。

（2）協議団

協議団に関し必要な事項は政令で定めることとなり、昭和二十五年六月三十日政令第二百十四号国税庁協議団及び国税局協議団令が公布された。これよりさき五月九日国税庁協議団及び国税局協議団設置準備委員二百十余名が経験に富む税務官吏の中から任命され、同月二十六日から二十日間税務講習所で幹部講習をうけて、鋭意基礎知識の習熟に努め、こえて六月三十日協議官に任命された。他方厳重な試験を経て民間からも協議官が採用されたが、大学、高専の卒業者が多く、又、概ね実業界にあつて相当の経験と教養とを積んだ人であつた。これらの協議官も一部は既に五十日の講習を終え、目下他の一部が受講中である。協議団の活動についてはその協議の結果が納税者の利害に直結する関係から一般にその構成に関心深く、当局においてもその人選に極めて慎重を期したのであるが、それでも民間には税務官吏のみをもつて構成される協議団に不満の色濃く、その半数は民間各界の代表者を加えしめよとの声さえある位であつて協議団の活動は万目注視の的となつており、協議官の良識と健全なる判断とが協議団に対する信頼の鍵となつている。

協議団の組織、所掌事務、協議方法等は次の通りであり、なお、協議事案の処理の状況は別紙二の通りであつて発足後日なお浅いため引受件数は千四百二十件、この中二六％の三百七十七件が処理済となつている。

（イ）組　織

国税庁及び国税局の附属機関として、国税庁協議団及び国税局協議団が、主要の地（全国五十一ヶ所に国税局協議団の支部が置かれた。

国税庁協議団において所掌すべき事案は国税庁の職員の調査にかかる処分に対する事案とし、国税局協議団において分掌すべき事案は当該協議団の所在する都道府県に住居所を有する者及び所属国税局の職員の調査にかかる事案とし、協議団支部において分掌すべき事案は原則として当該支部の地域に住居所を有する者の事案で国税局協議団の所掌に属さないものとなつている。

国税庁協議団は十人以内の協議官をもつて組織され、国税局協議団は、国税局を通じて、八百人以内の協議官をもつて組織されている。

（ロ）所掌事務

所得税法、法人税法、相続税法、富裕税法又は資産再評価法の規定による審査請求事案を処理する外、内国税の賦課、徴収に関する審査請求事案について国税庁長官又は国税局長から特に協議を求められた事案について処理する。国税庁協議団は右の外、国税局協議団の運営に関する連絡調整の事務にあたる。

（ハ）協議団の協議方法

協議団の協議は三人以上の協議官をもつて構成する合議体をもつて行う。合議体の協議は、合議体の長を含む過半数の協議官の意見によつて決定するが、処理の迅速を図るため、事案を当該合議体の全体の合議に付する前に当該合議

体の長を含む過半数の協議官の意見が一致したときは、その一致したところに従つて合議体の決定があつたものとみなすこととなつている。なお、事案の性質及び協議の状況に照らし当該事案を他の合議体の協議に付することが適当であると認めたときは、あらためてこれを他の合議体の協議に付することができることとなつている。

（ニ）　協議の結果の報告

合議体の協議が行われたときは、その結果は直ちに一件書類とともに、国税庁長官又は国税局長に提出される。

（ホ）　審査の決定

国税庁長官又は国税局長は、原則として協議の結果の報告に基き審査の決定を行うこととなつているのであるが、若し、協議通りの決定を行い難い特別の事由があるときは、その決定前に関係協議官の意見を聴く外、更にかかる決定を行わんとする国税局長は国税庁長官にりん議することとしておるのであつて、これによりでき得る限り協議団の意見を尊重するよう措置せられている。

（二）　税務行政の運営

税務行政の刷新改善を図るため税務当局においては職員に一段の自粛自戒を促すとともに厳正公平な税務執行の態勢を確立すべく種種施策を講じているが、その主なものを挙げると次の通りである。

1　税務職員に対する監察の強化

国税庁監察官の制度は昨年六月一日国税庁の発足と同時に創設せられ、爾来鋭意職員の非行の調査及び未然防止に努めた結果逐次改善せられつつあつたが、本年五月四日法律第百四十一号をもつて大蔵省設置法の一部が改正せられ、国税庁監察官に司法権の一部を附与することとなり、非行者の摘発、調査について強力に推進しうることとなつた。国税庁監察官は従来所属職員の勤務成績の良否、服務態度の適否その他規律、能率等身分上の一般監察に主眼を置かれたのであるが、前記の改正によつて、国税庁監察官の行う監察範囲は主として職員の非行事件の調査に重点を置くこととなり、一罰百戒もつて職員中より非行者の絶滅を期しつつある。

本年四月以降六月末までにおける国税庁監察官の摘発した非行事件の実績は前紙三の通りである。

2　税務職員の教育及び訓練の徹底

税務職員の実状に鑑み、これが教育及び訓練の徹底を必要とすることは夙に痛感されていたところであり、昭和二十二年度以来税務職員の再教育について応急措置を拡大して来たのであるが、昨年六月国税庁の発足に際して、その附属機関として税務講習所を設け、七十五名の教育官を置き、専任所長の下に教育の一元的運営を図つたのであるが、本年度は教育対象の増大と教育及び訓練の徹底を期するため定員を更に五十名増員し別紙四「昭和二十五年度税務職員養成計画」に基いて目下着々実施中である。

3　苦情相談所の拡充

苦情相談所は昨年八月国税庁に設置せられ、同年十二月大阪国税局に支所を設け、次いで、本年二月に全国八ヶ所の各国税局に支所を増設し、主として税務職員の納税者に対する態度、取扱等についての納税者の苦情を聴き、それに対し、適切な措置をとることを目的として運営されて来たのであるが、従来の実績によると、苦情申出の内容の大部分が納税相談に類するものであつて、いわゆる税務職員に対する苦情の申出は極めて少い実情である。

苦情相談所開設以来本年六月末までの苦情相談事項受理及び処理の状況は別紙五の通りである。

（三）　租税制度並びに行政に関する意見

租税制度が改正せられてまだ一年に満たないのであるが、各界から種々の意見がのべられている。これを総合すると次の通りである。

1.　所得税

（イ）　所得税の負担を軽減するため基礎控除及び扶養控除を引き上げ、所得階級別税率を引き下げ、最高税率の適用階級を所得五十万円超過より相当程度（例えば百万円超過）高めること。

（ロ）　外国資本の導入を容易ならしめるため、外国人の給与所得等に対する所得税の課税の特例による控除金額を大幅に増額すること。

（ハ）　申告所得税の納付を容易ならしめるため、納税者の選択によつて毎月納付の方法により得ることとすること。

（ニ）　青色申告者の備え付ける帳簿の記載要件を緩和し、記帳能力の向上するに従つてこれを厳にすること。

（ホ）　変動所得に対する課税方法は余りに複雑に過ぎ実益に乏しいから簡易な方法に改めること。

（ヘ）　前年度実績に基く予定申告制度実施に当り相当景況の変動があつたとみとめられる場合は業種別に一定基準に適うものについては当然減額承認を行うこと、右の基準については商工会議所その他の経済団体の意見を徴すること。

（ト）　郵便貯金と銀行等預金に対する税法上の差別的取扱の結果産業資本蓄積を圧迫する不公正な結果を生じておるからこれを是正すること、若し郵便局の数人手等の関係で銀行等に対すると同様の扱を為し得ないならば銀行等に対する取扱を緩和すること。

（チ）　譲渡所得の資料として株式譲渡名義書換期間を制限することは経済が安定せず諸設備が不完全であるわが国の現状では実情に即せず証券流通を著しく阻害する恐れがあるからこれを止め、現行通り本人の申告によることとし買受人の名義書換を奨励すること。

（リ）　協議団は税務官吏のみで構成されているが、半数は民間各界の代表者とすること。

2.　法人税

（イ）　外国資本の導入を容易ならしめるため、外国法人に対する法人税の税率を大幅に引き下げること。

（ロ）　企業資本の蓄積を促進するため積立金に対する課税は一％に改めること。

（ハ）　固定資産減価償却についての事業別、種類別を合理的に改正し、その区分を明確ならしめ新事態に即応するよう一般に耐用年数を短縮すること。

（ニ）　経費としてみとめる修繕費の範囲を実情に即し拡大するとともに資本的支出と修繕費との限界を明確に定めること。

（ホ）　貸倒準備金の認容限度を実情に鑑み高めるとともに企業に所得のない場合にもこれをみとめること、殊に金融機関はその資産構成並びに企業の特殊性から見てその認容限度を少くとも二倍以上に高めること。

（ヘ）　経費としてみとめる宣伝費、接待費の限度は売上等の外形標準を基準とし且つ営業の種類により差等を設けること、これらについては法制上又は実際上商工会議所等の経済団体の意見を徴すること。

（ト）　税務会計上の所得計算と企業会計上の所得計算が異ることが企業経理上の障害となつているから出来るだけこれ

が一致を可能ならしめること。

（チ）企業の選択によつて法人税の課税所得を現金主義によつて計算することを税務署がみとめ得るものとしてこれを法定すること。

（リ）売掛金の著しい支拂遅延が立証された場合の救済措置として一定條件の下において法人税の納入期間を延期し得ることをみとめ且つこれに対し通常金利並の延滞利子を徴収するか、事情によつては（例えば政府支拂遅延に基く場合の如き）これを免除すること。

3. 相続税

貨幣価値変動をかえりみるとき相続税の基礎控除十五万円は低きに過ぎるからこれを高めること。

4. 酒税

酒税の税率は高きに過ぎるため、大衆の消費を妨げておるのみならず、密造その他の弊害を生ぜしめておるので、これを引き下げること。

5. 物品税

（イ）奢侈品、高級品を除き課税物品を大幅に整理し、存置するものについても税率を引き下げること。

（ロ）現在の取引実情から見て業者の立替納付の不合理を除くため、納期を三ヶ月に延長すること。

6. その他

行政運営に関する意見として

（イ）税務職員の表彰制度の創設

（ロ）密造酒の取締経費の増額

（ハ）過誤納税金の急速な還付

（ニ）割増金付納税証券制度の創設

（ホ）取扱通牒類の公表がある。

（四）結言

右は調査の概略である。本調査はその結果に愼重検討を加えなければならないのであるが、何分にも時間的制約を受け、まだその結論を得るに至らないのである。偶偶租税制度については近く国会に関係法律の改正案が提出せられることになつておるので、調査検討の機会も十分にあることであり、又、税務行政の運用面についてはさきにシャウプ第二次勧告の次第もあつて逐次工夫改善が加えられることと考えられるので当局今後の施措を静観することとし、ここにその経過を報告して本調査は一応これを終了することとする。

（五）附属資料

別紙一　青色申告状況（法人分）

区分＼局別	法人数	申請法人数	割合	備考
東京	六八、三九五	三四、七〇七	五一%	一法人数は昭和二十五年六月三十日現在による。
関東信越	二七、四八四	一二、八四一	四七	
大阪	四七、六五七	三〇、〇九七	六三	二申請法人数は昭和二十五年五月三十一日現在による。
札幌	一〇、二八二	三、六〇〇	三五	

青色申告状況（個人分）（其の一）

昭和二十五年八月三十一日現在

区分＼局別	事業所得 営業 申請者数	営業 割合	農業 申請者数	農業 割合	その他 申請者数	その他 割合	計 申請者数	計 割合
	納税人員 千人	%	納税人員 千人	%	納税人員 千人	%	納税人員 千人	%
東京	三六、一	八、一	二五、二	二、六	六七	三、一	六八、〇	五、六
関東信越	二九、八	五、一	六三、一	一、七	六三	一、六	九九、二	二、七
大阪	四〇、八	一一、四	三六、五	〇、九	七五	四、二	八四、八	五、六
札幌	八、五	五、〇	一、三三	一、〇	四一	六、九	二五、九	九、三
仙台	一四、九	三、〇	三、二九	一、〇	一二六	〇、四	六〇、四	一、四
名古屋	二九、一	五、〇	三、八一	二、六	一〇三	一、〇	七七、五	三、三
金沢	八、三	八、〇	一四、八	一〇、〇	三三	一、〇	二六、四	八、四
広島	一、六七	九、三	三、三七	一、三	七一	一、四	五、七五	三、六
高松	一、二一	七、〇	二、五一	一、〇	五二	一、〇	四、二四	九、〇
福岡	一、六八	五、七	二、一五	二、三	七八	〇、七	四、六一	三、二
熊本	一、五五	四、六	二、八〇	〇、二	七二	一、二	五、〇七	一、七
計	二、二八六	七、〇	三、三二	一、〇	七八一	一、五	六、三八九	二、〇
東京	二九、五三五	八、一	二五、二	二、六	六七、一〇六	三、一	二、六二六	五、六
関東信越	一五、二九六	五、一	六三、一	一、七	一、〇六七	一、六	二七、二二九	二、七
大阪	四六、八九九	一一、四	三六、五	〇、九	三、一九一	四、二	五三、五七二	五、六
札幌	四、三四四	五、〇	一、三三	一、〇	三九六	六、九	二〇、一四七	九、三
仙台	四、五二七	三、〇	三、二九	一、〇	五三八	〇、四	八、九〇七	一、四
名古屋	一四、八二六	五、〇	一、九六	二、六	一、〇五二	一、〇	七七五	三、三
金沢	七、〇八七	八、〇	一四八	一〇、〇	五八〇	一、〇	二六四	八、四
広島	一五、六九三	九、三	三三七	一、三	一、〇三七	一、四	五七五	三、六
高松	八、三三七	七、〇	二、五一	一、〇	八六七	一、〇	四二四	九、〇
福岡	九、六三一	五、七	二、一五	二、三	五六〇	〇、七	四六一	三、二
熊本	七、二八九	四、六	二、八〇	〇、二	八七六	一、二	五〇七	一、七
計	一六三、四五四	七、〇	三、三二	一、〇	七八一	一、五	六、三八九	二、〇
東京	二九、五三五	八、一	二五、二	二、六	六七、一〇六	三、一	二、六二六	五、六
関東信越	一五、二九六	五、一	六三、一	一、七	一、〇六七	一、六	二七、二二九	二、七
大阪	四六、八九九	一一、四	三六、五	〇、九	三、一九一	四、二	五三、五七二	五、六
札幌	四、三四四	五、〇	一、三三	一、〇	三九六	六、九	二〇、一四七	九、三
仙台	四、五二七	三、〇	三、二九	一、〇	五三八	〇、四	八、九〇七	一、四
名古屋	一四、八二六	五、〇	一、九六	二、六	一、〇五二	一、〇	七七五	三、三
金沢	七、〇八七	八、〇	一四八	一〇、〇	五八〇	一、〇	二六四	八、四
広島	一五、六九三	九、三	三三七	一、三	一、〇三七	一、四	五七五	三、六
高松	八、三三七	七、〇	二、五一	一、〇	八六七	一、〇	四二四	九、〇
福岡	九、六三一	五、七	二、一五	二、三	五六〇	〇、七	四六一	三、二
熊本	七、二八九	四、六	二、八〇	〇、二	八七六	一、二	五〇七	一、七
計	一六三、四五四	七、〇	三、三二	一、〇	七八一	一、五	六、三八九	二、〇
東京	二九、五三五	八、一	二五、二	二、六	六七、一〇六	三、一	二、六二六	五、六
関東信越	一五、二九六	五、一	六三、一	一、七	一、〇六七	一、六	二七、二二九	二、七
大阪	四六、八九九	一一、四	三六、五	〇、九	三、一九一	四、二	五三、五七二	五、六
札幌	四、三四四	五、〇	一、三三	一、〇	三九六	六、九	二〇、一四七	九、三
仙台	四、五二七	三、〇	三、二九	一、〇	五三八	〇、四	八、九〇七	一、四
名古屋	一四、八二六	五、〇	一、九六	二、六	一、〇五二	一、〇	七七五	三、三
金沢	七、〇八七	八、〇	一四八	一〇、〇	五八〇	一、〇	二六四	八、四
広島	一五、六九三	九、三	三三七	一、三	一、〇三七	一、四	五七五	三、六
高松	八、三三七	七、〇	二、五一	一、〇	八六七	一、〇	四二四	九、〇
福岡	九、六三一	五、七	二、一五	二、三	五六〇	〇、七	四六一	三、二
熊本	七、二八九	四、六	二、八〇	〇、二	八七六	一、二	五〇七	一、七
計	一六三、四五四	七、〇	三、三二	一、〇	七八一	一、五	六、三八九	二、〇
東京	二九、五三五	八、一	二五、二	二、六	六七、一〇六	三、一	二、六二六	五、六
関東信越	一五、二九六	五、一	六三、一	一、七	一、〇六七	一、六	二七、二二九	二、七
大阪	四六、八九九	一一、四	三六、五	〇、九	三、一九一	四、二	五三、五七二	五、六
札幌	四、三四四	五、〇	一、三三	一、〇	三九六	六、九	二〇、一四七	九、三
仙台	四、五二七	三、〇	三、二九	一、〇	五三八	〇、四	八、九〇七	一、四
名古屋	一四、八二六	五、〇	一、九六	二、六	一、〇五二	一、〇	七七五	三、三
金沢	七、〇八七	八、〇	一四八	一〇、〇	五八〇	一、〇	二六四	八、四
広島	一五、六九三	九、三	三三七	一、三	一、〇三七	一、四	五七五	三、六
高松	八、三三七	七、〇	二、五一	一、〇	八六七	一、〇	四二四	九、〇
福岡	九、六三一	五、七	二、一五	二、三	五六〇	〇、七	四六一	三、二
熊本	七、二八九	四、六	二、八〇	〇、二	八七六	一、二	五〇七	一、七
計	一六三、四五四	七、〇	三、三二	一、〇	七八一	一、五	六、三八九	二、〇

青色申告状況（個人分）（其の二）　昭和二十五年八月三十一日現在

区分／局別

局別	不動産所得 納税人員 千人	不動産所得 申請者数 人	不動産所得 割合 %	山林所得 納税人員 千人	山林所得 申請者数 人	山林所得 割合 %	譲渡所得 納税人員 千人	譲渡所得 申請者数 人	譲渡所得 割合 %	合計 納税人員 千人	合計 申請者数 人	合計 割合 %
東京	四	五	〇・一	六	三	一	一	一	〇・一	六九〇	三八、四三四	五・五
関東信越	四	六	〇・一	一〇	一七二	一・七	七	一〇	〇・二	一、〇〇七	二七、四一八	二・七
大阪	七	四五	〇・六	四	三五	〇・八	九	二	〇・二	八六六	五三、六五四	六・一
札幌	三	三	一	二	二	〇・五	三	三	〇・三	二六八	一一〇、一五二	七・〇
仙台	一六	八	一	一〇	一	〇・二	一	一	〇・一	六二七	八、九二五	一・四
名古屋	一	三	〇・三	四	一八	〇・六	三	一	〇・三	七七九	二六、〇九五	三・三
金沢	〇・七	三	一	三	一一	〇・八	一	一	〇・一	二六八・五	二一、四〇〇	八・〇
広島	一	八	一	二	二五	一・二	一	一	〇・一	五七七	二一、二一七	三・六
高松	一	二	一	一	八	一	一	一	〇・一	四二八	三八、一九四	九・〇
福岡	一	七	〇・七	四	一二	〇・六	一	一	〇・一	一五、一〇七	三三、一〇五	三・三
熊本	一	一五	一・五	一	一一	〇・五	一	一	〇・一	五一〇	八、九八七	一・七
計	三四・七	一〇二	〇・二	三七・六	二九九	〇・七	二二・四	四	—	六、四二三・七	二八〇、五九五	四・三

協議団別／区分

協議団別	協議事案処理状況 所得税 引受件数	処理済件数	未済件数	法人税 引受件数	処理済件数	未済件数	その他 引受件数	処理済件数	未済件数	計 引受件数	処理済件数	未済件数
国税局	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東京局	一二五	二七	九八	一	一	一	一	一	一	一二五	二七	九八
関東信越局	一五〇	四八	一〇二	六	一	六	一	一	一	一五六	四八	一〇八
大阪局	二九三	一〇〇	一九三	一	一	一	一	一	一	二九三	一〇〇	一九三
札幌局	六九	七	六二	一	一	一	一	一	一	六九	七	六二
仙台局	五	一	五	一	一	一	一	一	一	五	一	五
名古屋局	三六七	一〇七	二六〇	一	一	一	一	一	一	三六七	一〇七	二六〇
金沢局	一三七	二三	一一四	七	一	七	一	一	一	一三七	二三	一一四
広島局	一一八	四二	七六	一	一	一	一	一	一	一一八	四二	七六
高松局	四九	三	四六	一	一	一	一	一	一	四九	三	四六
福岡局	三四	一八	一六	一	一	一	一	一	一	三四	一八	一六
熊本局	三三	二	三一	一	一	一	一	一	一	三三	二	三一
計	一、三八〇	三七七	一、〇〇三	三七	三七	三七	三	三	三	一、四二〇	三七七	一、〇四三

別紙二　協議事案処理状況

別紙三　非行事件調

局別／種別

局別	税務官庁 司法官庁 その他 計	非行発見者の別 内	収賄横領詐欺暴行脅迫その他 計	非行の種別 内	昭和二五、四、一―昭二五、六、三〇
関東信越	一五 四 一九	六	一〇 三 一三	二	一
東京	六一 一三 七四	四〇	五 一 六	四	一
大阪	二一 一九 三三	二九	一六 一 一七	一	一

札幌	内四 六	八	一	内四 一五	六	内三 五	内一 一	一	二	内四 一五
仙台	内六 一六	一九	｜	内六 三五	内三 一五	内三 三	一	｜	一六	内六 三五
名古屋	内一三 一三	一六	｜	内一三 二九	内一 一二	内一二 一二	一	一	三	内一三 二九
金沢	内三 五	二	｜	内三 七	｜	内三 五	｜	｜	二	内三 七
広島	内一〇 二六	三五	｜	内一〇 六一	三七	内一〇 一三	｜	｜	一一	内一〇 六一
高松	四	一	｜	五	｜	一	一	｜	三	五
福岡	内二 一五	二〇	一	内二 三六	内一 一九	内一 五	一	三	八	内二 三六
熊本	内九 二〇	九	｜	内九 二九	内五 六	内四 一六	｜	｜	七	内九 二九
計	内五 二〇〇	一六〇	二	内五五 三六二	内一〇 一七四	内四〇 八四	内一 七	一〇	内四 八七	内五五 三六二
百分比	五五	四四	一	一〇〇	四八	二三	二	三	二四	一〇〇

備考
(1) 非行発見者別欄中の「その他」は第三者通報等によつて発見したもの
(2) 非行の種別欄中の「その他」は窃盗、公文書偽造、税金拂込遅延、借銭、無銭飲食等
(3) 内書は監察官が発見摘発したもの。

別紙四　昭和二十五年度税務職員養成計画

昭和二十五年度における税務職員の養成計画は、税務講習所高等科及び普通科の長期教育並びに通信教育を引続き実施するとともに協議団の新設、調査官、徴收官、査察官の拡充に伴うこれら要員の素質向上を図ること及び税制改革に伴う新税法の周知徹底を図ることに重点をおいて短期講習会を実施し、更に新らしく専攻科を設けて将来税務職員の教育を担当する職員の養成を図ることとする。

一、初任教育

1. 税務講習所普通科の教育

本年度税務講習所普通科においては、左の通り九ケ月間の長期教育を行うこと。

対象人員　九〇〇名
教育期間　四月二十日――十二月下旬
教育場所　東京、大阪、札幌、仙台、名古屋、広島、熊本の各支所
教育科目　初等税務専門科目

2. 短期講習

イ、新規採用時研修

本年度に新規採用された者に対して、左の短期講習を行うこと。

対象人員　一、九〇〇名
教育期間　三――六日
教育場所　各支所
教育科目　税務行政入門知識及び税務職員としての心構
講師　国税局職員及び支所教育官

ロ、協議団要員講習

協議団の要員として新規に採用された者に対して、左の短期講習を行うこと。

対象人員　六〇〇名
教育期間　二十日
教育場所　各支所
教育科目　税務行政入門知識、税務職員としての心構、税法一般、簿記会計学、及び民事訴訟法
講師　国税局職員、(協議団幹部講習会修了者、外部講師及び支所教育官)

二、現任教育

1. 税務講習所高等科の教育

本年度税務講習所高等科においては、左の通り九ケ月間の長期教育を行うこと。

対象人員　一八〇名
教育期間　四月十七日――十二月下旬
教育場所　本所
教育科目　高等税務専門科目

2. 税務講習所専攻科の教育

本年度から税務講習所に新に専攻科を設け将来税務職員の教育を担当する職員に対して一ケ年間の長期教育を行うこと。

対象人員　四五名
教育期間　五月下旬――三月下旬
教育場所　本所
教育科目　専門税法及び教育関係諸科目

3. 短期講習

イ、高等税務講習

大学高専を卒業した職員で実務経験の浅い者(主として本年度採用の者)に対して左の講習を行い、可及的速かに各税の実務を習熟させること。

対象人員　一、六〇〇名(内協議団及び調査官関係職員九〇〇名、三月採用職員七〇〇名)
教育期間　五〇日
教育場所　本所
教育科目　税務一般
講師　本所教育官、国税庁職員及び外部講師

官報号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 参議院会議録第十号附録（その四）

ロ、協議団幹部講習

協議団の幹部として部内職員から配置転換される者に対して、左の短期講習を行うこと。

対象人員　二〇〇名
教育期間　二〇日
教育場所　本所
教育科目　憲法、行政法概論、税制改正の要点及び民事訴訟法
講師　国税庁幹部職員及び部外講師

ハ、法人税中央講習会

主要税務署法人係の中堅職員を中央に招集し左により再教育を行うこと。

対象人員　一〇〇名
教育期間　一五日
教育場所　本所
教育科目　法人税法、同実務、調査法、簿記会計学
講師　国税庁職員及び部外講師

ニ、所得税中央講習会

主要税務署所得税関係係長を中央に招集し左により再教育を行うこと。

対象人員　一〇〇名
教育期間　一〇日
教育場所　本所
教育科目　所得税法、同実務、調査法、簿記会計学
講師　国税庁職員及び部外講師

ホ、調査官中央講習

各国税局の中堅調査官を中央に招集し左により再教育を行うこと。

対象人員　二〇〇名
教育期間　一〇日
教育場所　本所
教育科目　調査法及び簿記会計学
講師　国税庁職員及び部外講師

ヘ、査察官中央講習

各国税局の中堅査察官を中央に招集し左により再教育を行うこと。

対象人員　一〇〇名
教育期間　七日
教育場所　本所
教育科目　刑事訴訟法及び簿記会計学
講師　国税庁職員及び部外講師

ト、外部調査事務講習

外部事務に従事する職員（但し、高等科及び高等税務講習会の教育を受けた者を除く。）又は査察官、調査官、徴収官等に対し、所得税、法人税、資産税、酒税、物品税及徴収事務について中堅職員として必要な税務専門科目の短期講習を行うこと。

対象人員　七、四五〇名
教育期間　一〇―二〇日
教育場所　各支所
教育科目　所得税、法人税、資産税、酒税、物品税、徴収のうち一科目及び簿記会計学を講習し、実務法規については、特に実務指導を中心とすること。
講師　国税局各課実務担当職員及び支所教育官

チ、内部事務講習

税務一、二級職の職員のうち主として内部事務に従事する者に対し、必要な実務の短期講習を行うこと。

対象人員　三、〇〇〇名
教育期間　三―七日
教育場所　支所又は主要税務署
教育科目　下記のうち一科目　徴収内部事務、所得内部事務、会計事務、人事事務
講師　国税局実務担当職員及び支所教育官

4.

通信教育

イ、昭和二十四年度よりの継続計画

(1) 初級通信教育課程

原則として税務二、三級職の事務官を対象としている。

教科目	対象人員	終了時期	修業期間
初級簿記会計学	一四、七〇〇名	昭和二十五年十二月	一年

(2) 上級通信教育課程

原則として、税務四級職以上の事務官を対象としている。

教科目	対象人員	終了時期	修業期間
上級簿記会計学	二、〇〇〇名	昭和二十五年十二月	一ヶ年
所得税法同実務	三、五〇〇名	〃	〃
法人税法同実務	一、二〇〇名	〃	〃
酒税法同実務	一、〇〇〇名	昭和二十五年八月	八ヶ月

ロ、昭和二十五年研修開始の計画

(1) 初級通信教育課程

昭和二十四年度において、教育対象から除外された下級職員の受講希望が極めて多く、その研修意欲がし烈であるから、昭和二十五年度は教育対象を税務二、三級職の事務官に限定せず税務一、二級職の職員に対しても教育すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

教科目	対象人員	開始時期	修業期間
初級簿記会計学	一〇、〇〇〇名	昭和二十五年六月	一ヶ年
租税通論	一〇、〇〇〇名	昭和二十五年六月 昭和二十六年一月	六ヶ月

(ろ) 上級通信教育課程

昭和二十五年度は、教育対象を、税務三級職以上とすること。

教科目	対象人員	開始時期	修業期間
上級簿記会計学	一、〇〇〇名	昭和二十五年九月	一ヶ年
所得税法同実務	五、〇〇〇名	〃	〃
法人税法同実務	三、〇〇〇名	〃	〃
酒税法同実務	一、〇〇〇名	〃	八ヶ月
国税徴収法同実務	三、〇〇〇名	〃	一ヶ年

5. 珠算教育

国税局又は税務署員のうち珠算の経験の浅い職員に対して、各職場において、講習会を実施せしめるほか、職員の珠算技術向上意欲を高めるため、珠算競技会及び珠算能力検定試験を実施すること。

本所における講習開催計画表

種別＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高等科	180名（前期）			（実地研修）	（後期）							
専攻科		45名										
高等税務講習会	200名	第六回 200名		第七回		200名	第八回	200名	第九回	300名	第十一回	
協議団幹部講習会		200名						400名	第十回	200名	第十一回	
法人税中央講習会							100名					
所得税中央講習会							100名					
調査官中央講習会					200名							
査察官中央講習会					100名							

支所における講習開催計画表

種別＼月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通科	700名	900名		900名	（調査の他）							
新規採用時研修				300名	（徴収）							
協議団要員講習会				600名		（九月中は税務署係長分実施）						
外部調査事務講習会 申告所得					2,200名			500名				
外部調査事務講習会 源泉所得		900名					600名			350名		
外部調査事務講習会 法人資産							530名					
外部調査事務講習会 間税徴収				600名								
外部調査事務講習会 査察官		770名										
外部調査事務講習会 調査官				1000名								
外部調査事務講習会 徴収官					1,500名							
内部事務講習会 徴収所得税計算事務							1,000名			500名		
内部事務講習会 人事								500名				

別紙五　苦情相談事項受理及処理の状況（自昭和二十四、六、三至昭和二十五、六、三〇）　昭和二十五、六、三〇現在

区分		相談受理 件数	相談受理 %	相談受理 件数	相談受理 %	累計 計	累計 %	措置済 件数	措置済 %	未済 中調査	未済 %
税務職員関係 一	職務に関する態度	五三	三·六	一六	一·一	六九	二·八	五九	二·八	10	10·八
税務職員関係 二	同事務取扱	九三	四·三	三	二·四	一二六	三·九	一一四	三·九	一二	一二·七
税務職員関係 三	不正行為	三二	一·五	三	一·一	四五	一·三	四三	一·五	四	四·三
税務職員関係 四	一般投書	四四	二·〇	二一	二·〇	六五	二·〇	六五	二·〇	〇	〇·〇

賦課関係	五　所得税関係	内三七九 一〇六九	四六・七	内二五七 六六七	六一・七	内六三六 一七三六	五一・四	一四三八	八二・八	二九八	一七・二
	六　法人税関係	内一二 九八	四・三	内五 二九	二・七	内一七 一二七	三・八	一〇八	八四・三	一九	一五・七
	七　相続税関係	内一五 七〇	三・一	内五 二七	二・五	内二〇 九七	二・九	九一	九三・八	六	六・二
	八　土地台帳関係	内一 七	〇・三	—	—	内一 七	〇・二	七	一〇〇・〇	—	—
	九　家屋台帳関係	内一 四	〇・二	内— 三	〇・三	内一 七	〇・二	五	七一・四	二	二八・六
	一〇　旧法（財産税等）	内四 三一	一・四	内四 六	〇・五	内八 三七	一・一	三一	八三・七	六	一六・三
	一一　酒税関係	内三 四	〇・二	内一 二	〇・二	内四 六	〇・二	六	一〇〇・〇	—	—
	一二　織物消費税関係	内一 三	〇・一	—	—	内一 三	〇・一	三	一〇〇・〇	—	—
	一三　印紙税関係	三	〇・一	—	—	三	〇・一	三	一〇〇・〇	—	—
	一四　物品税関係	内七 二三	一・〇	内一 四	〇・四	内八 二七	〇・八	二六	九六・三	一	三・七
	一五　取引高税関係	内二四 七八	三・四	内三 七	〇・七	内二七 八七	二・六	七九	九〇・八	八	九・二
徴収関係	一六　徴収事務関係	内二六 一三二	五・三	内一 二六	三・三	内二七 一五八	四・七	一五一	九五・六	七	四・四
	一七　財産差押関係	内一一 八八	三・八	内六 五二	四・八	内一七 一四〇	四・一	一三五	八九・三	一五	一〇・七
	一八　過誤納関係	内八九 一六九	七・四	内二 四二	三・九	内二〇〇 二一一	六・三	一六五	七八・二	四六	二一・八
その他	一九　第三者通報	内八九 一二四	五・四	内二九 五七	五・二	内一一八 一八一	五・四	一五四	八五・一	二七	一四・九
	二〇　地方税関係	内三九 一〇〇	四・四	内三 一三	一・二	内四二 一一三	三・四	一一三	一〇〇・〇	—	—
	二一　その他	内三三 五八	二・五	内一四 三二	三・〇	内三七 九〇	二・七	八七	九五・六	三	四・四
	合計	内八七二 二二九〇	一〇〇・〇	内四二四 一〇八二	一〇〇・〇	内一二九六 三三七二	一〇〇・〇	二九〇一	八六・〇	四七一	一四・〇

（注）　内書は文書によるものを示す。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査（継続調査事件）

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十五日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石村　幸作　　安井　謙
石川　清一　　高橋進太郎
相馬　助治　　西郷吉之助
堀　末治　　岩木　哲夫
吉川末次郎

調査未了報告書

地方行政の改革に関する調査（継続調査事件）

本委員会においては、第八国会終了後、継続調査を行つてきた。その目的は治安の維持、地方行政制度の改善、地方財政の確立、地方税制の整備並びに消防、選挙等についての関係法律の改正、立案等を調査研究し、殊にこれらの諸問題をシャウプ勧告に基く国、都道府県、市町村の間の事務配分、都道府県市町村の区域変更、地方税財政制度の改革とその運用について調査研究するにあつた。

調査の経過概要は次の通りである。

一、委員会

委員会の開催回数は次の通りである。

地方行政委員会　一三回
地方財政緊急対策に関する小委員会　二回
厚生、文部、地方行政連合委員会　一回
通商産業、地方行政連合委員会　二回

（一）　地方財政緊急対策に関する小委員会は、昭和二十五年度補正予算等の編成に際し、地方財政委員会が地方財政の需要増加に伴い、合計三百八十九億円の財源付与を必要なりとし、うち百三十三億円を地方財政平衡交付金の増額により充足することその他を内閣に意見書として提出することについて、要望事項を左の如くとりまとめ、これを委員会に諮つて決定し、委員長より内閣に申入れた。

要望事項

政府はさきに新地方税法、地方財政平衡交付金法、昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律、等を国会に提案し、本年度よりこれが実施を見、着々、地方自治の確立を計りつつあるというが、昭和二十五年度補正予算措置及び昭和二十六年度地方財源措置については、右法律の本旨に反し、地方財政の実情をかえりみない態度のうかがわれることは、まことに遺憾である。

地方公共団体は節約の余地ある限り支出を緊縮し、可能な範囲においてその増加経費の財源を捻出するにつとむべきはいうまでもない。しかし地方財政の現状においては昭和二十五年度平衡交付金額決定後、法令の制定改正による財政需要の増加、地方公務員給与ベースの引上、年末手当の支給、大災害に伴う復旧費地方税減免に対する補塡費等地方負担の増加その他当初予定されない緊急財政需要をすべて支弁し得るだけの余裕がないことは明らかである。

政府はすべからくこれ等、緊急財政需要に対して右、法律の趣旨にそい速かに地方財政平衡交付金、国庫補助金、起債、融資の増額その他適当の財政措置を講じ、以つて地方自治の確立を期すべきである。

右要望する。

昭和二十五年十月二十五日

（二）　地方行政調査委員会議設置法第三条の規定に基き、同会議より国会に対し国庫補助金等に関する制度の改正に関して当面採るべき措置について勧告の提出があり、委員会においては同会議々長神戸正雄君その他より詳細なる説明を聴取した。

（三）　一般の行政事務の再配分については、地方行政調査委員会議の試案につき同会議々長神戸正雄君その他より説明を聴取した。

（四）　行政事務の再配分について、厚生省及び農林省より所管の事務について詳細な資料の提出を求め、説明を聴取した。

（五）　警察予備隊については、その編成等につき法務総裁大橋武夫君、警察予備隊本部長官増原恵吉君、同次長江口見登留君より説明を聴取した。

（六）　海上保安庁の拡充状況及び朝鮮動乱の影響等について海上

保安庁長官大久保武雄君その他より説明を聴明した。

（七）競輪と治安及び地方財政との関係に鑑み、通商産業委員会との連合委員会を開催して参考人よりの意見聴取及び通商産業大臣横尾龍君等より改善案の説明、地方財政委員会委員長野村秀雄君その他地方自治庁等関係政府側よりの意見を聴取した。

（八）池上本門寺前に特殊飲食店街建設についての地元民の反対が社会問題化し、黙過し難い状態となつたので厚生・文部との連合委員会を開催して証人からの意見聴取及び厚生大臣黒川武雄君、建設大臣増田甲子七君、内閣官房長官岡崎勝男君その他政府側よりの意見を聴取した。

（九）消防については、水利施設の充実並びに通信施設の完備の緊要性に鑑み、公共事業としての認定について経済安定本部建設交通局長小沢久太郎君その他より説明を聴取した。

（十）治安問題については、最近における国内治安状況について、国家地方警察本部長官斎藤昇君、東京都警視総監田中栄一君より詳細な説明を聴取した。

二、現地調査

現地調査は第一班愛知県、三重県、第二班京都府、兵庫県、第三班鹿児島県、大分県として地方行政の改革に関する調査を行い、別に名古屋市に開催の第十二回全国都市問題会議に委員を派遣、更にジェーン台風被害と地方財政の関係につき大阪、兵庫、和歌山の三県下の現地調査を行つた。

地方行政の改革に関する調査は、その範囲が極めて広汎多岐に亘るので今期国会においてもなお調査を継続したい。

調査報告書

建設省その他の建設事業に関する調査（継続調査事件）

右に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十五日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

岩崎正三郎　石川　榮一
小林　亦治　江田　三郎
小川　久義　赤木　正雄
德川　宗敬　深水　六郎
島津　忠彦

調査の概要

本委員会は建設省その他の建設事業に関する継続調査承認要求書を提出し、七月三十一日承認を得た。閉会中、八回にわたり本件に関する委員会を開催し、

一、昭和二十五年度対日援助見返資金による公共事業並びに昭和二十六年度建設省所管関係公共事業費の計画を調査した。

二、九月三日より九月十四日迄の間、関西、九州地方を襲つたジェーン及びキジア颱風の気象概況並びに被害状況とその対策を調査した。

三、河川、砂防、道路、及びジェーン颱風被害、地盤変動に起因する災害復旧、見返資金による建設事業、綜合開発計画並びに罹災都市復興事業等に関し現地を調査した。

四、治山、治水技術について、発電、水力並びに灌漑用水の観点より学識経験者の証言を求め、且つ建設省、厚生省及び経済安定本部等より説明を聴取し、質疑を重ねた。

以上鋭意調査にあたつたのであるが、本件は問題が極めて広汎にわたるので、いまだ結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

国家公務員の給與問題に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十五日

人事委員長　木下　源吾

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

千葉　信　森崎　隆
紅露　みつ　重盛　壽治
加藤　武徳　大隈　信幸
西川甚五郎

国家公務員の給與問題に関する調査経過概要

本委員会は国家公務員の給與問題に関しては、公務員生活の実態、民間給與との比較、物価のすう勢並びにその人事行政に及ぼす影響の重要性等にかんがみて、充分の検討を要し、しかも時期の遷延を許さぬ状態にあるため、国会閉会中も引続いて調査を行う必要を認め、第八臨時国会終了後も継続して調査を行うこととなり、別記の如く現地調査を行い、又閉会中委員会を二回開会して関係政府委員の説明を求め質疑を行つた。

先ず公務員の給與ベース改訂の問題に関しては、第八臨時国会終了後人事院より国会に提出された「国家公務員の給與水準改訂に関する勧告」並びに「一般職の職員の給與に関する法律の一部改正に関する意見」について人事院の説明を求め、次いで池田大蔵大臣、浅井人事院総裁、上野人事官、郡物価政務次官等に対して人事院勧告の内容、給與改訂と補正予算との関連給與改訂の物価に及ぼす影響の有無等について詳細な質疑を行つたが、補正予算との関連については未だ充分の答弁を得られず、閉会中においては結論を得るに至らなかつた。しかし本問題の解決は緊急を要する事であり早急に何らかの結論を得る必要がある。

なお、給與ベース改訂の問題に関連して勤務地手当の合理化を要望する声が強く、現行の勤務地手当の不合理に対する不満が人事行政にも悪影響を與えている実情である。

次に石炭の価格並びに所要量の問題を中心とする石炭手当及び寒冷地手当についての諸問題に関しては、その後現地における実情を調査する必要を認め、北海道並びに青森県に現地調査を行い、又池田大蔵大臣、岡崎内閣官房長官、西川大蔵政務次官、運輸省、日本国有鉄道当局者等に対して石炭手当、寒冷地手当に関する政府の方針、補正予算との関連、支給の実情等に関して説明を求め質疑を行つた。なお現地調査の結果については、九月二十二日の委員会において千葉委員（北海道派遣）より報告をきいた。

又国家公務員の給與問題に関連して営林労務者の待遇の問題がとりあげられて、四国地方に現地調査を行い、つぶさに営林労務者の実態を調査し多大の成果を収めたが、これに関しては、なお調査を継続して検討を加えたい。

以上が調査経過の概要であるが、国家公務員の給與問題に関してはなお、未解決のまま、残されたものが多く、その解決は緊急を要するので本委員会としても閉会中の調査に引き続き更に調査検討を加え、早急にその合理的な解決をはかりたい。

調査報告書

教育文化施設及び文化財保護に関する一般調査（継続調査事件）

右の件に関しまだ調査を終えないが、多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十一月二十五日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

矢嶋　三義　岩間　正男
若木　勝藏　荒木正三郎
木村　守江　高良　とみ
木内キヨウ　加納　金助
成瀬　幡治　山本　勇造
工藤　鉄男　谷口弥三郎

教育文化施設及び文化財保護に関する一般調査（中間報告）

本委員会は「教育文化施設及び文化財保護に関する一般調査」を行つたため、第八回国会閉会中、埼玉、長野、山梨、新潟、富山、石川、島根、鳥取、兵庫、大阪の各府県に議員を派遣してその実情を調査するとともに十数回に亘つて委員会を開催して討議を行つた結果未だ結論には達しないが、左にその主なる三点を掲げて中間報告とする。

一、颱風による災害及び復旧に関する件

ジェーン及びキジア両颱風による教育施設の被害は別紙の通りである。

昭和二十五年九月以降発生災害による学校その他建物復旧費所要額調

区分	被害延坪数	復旧費所要額	国費所要額	備考
B一 国立学校その他建物災害復旧費				
ジェーン颱風	一八八、八七三坪	二二七、一六九千円	二二七、一六九	
その他		一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
キジア颱風				
小計	一八八、八七三	三二七、一六九	三二七、一六九	
その他				
B二 公立学校その他建物災害復旧費補助				
ジェーン颱風	六七六、九九〇	二、六七七、〇三一	二、二一〇、一五七	国庫補助は復旧費の八〇%と事務費を含む
キジア颱風	二四一、五六二	一、二七七、九七二	一、〇五五、〇九四	
小計	九一八、五五二	三、九五五、〇〇三	三、二六五、二五一	
B三 私立学校その他建物災害復旧費補助	四七、五七八	一八七、〇五一	九三、六四五	五〇%
計	一、一五五、〇〇三	四、四六九、二二三	三、六八六、〇六五	

ジェーン颱風による公立学校被害面積並復旧額調

県名	被害面積 学校数	全壊	半壊	大破	中破以下	計	復旧計画 鋼筋	木造	単価 鋼筋	木造	復旧金額 鋼筋	木造	計	所要補助額 事務費	計	備考
秋田	一	〇	一	一	一	二	五、二四九	一、八九八	五、五一四	一、四一五	三、八一六					
山形	三	一	五五九	六一	四	四二五	一、二五八	一、八〇九	七、九六五	二一、一八三						
福島	一	〇	一	三六	一	三六	五〇	三六四	四四三	一、一〇五						
山梨	一	〇	一	一	一	三	一五、六一八	一、二五八	一四一	一、一五八						
新潟	二	〇	一	一	一	三	一、九五五	一、一五八	一五、七一二	一、一五八						
長野	一	〇	一	四〇	一	四一	三、四五八	一、一五八	一五、七一二	一、一五八						
富山	二六八	四五	二〇〇	一八	一八	二、四一一	一、八五七	三、六二七	一八、五七一	三、六二七						
石川	二五	二六八	七九	七、六〇九	四、一六六	一二、七一一	一二、七一一									
岐阜	六	四二九	七九九	二、〇四一	一、九一〇	五、一九九	五、一九九									
愛知	一〇一	六五九	八〇八	一、七九九	一	二、四八〇	二、四八〇									
三重	一一三	五六〇	八〇八	三、五一〇	三、六六五	一三、二四五	一三、二四五									
滋賀	四一	七一〇	一二九	四、三五八	一、二四四	九、三一一	九、三一一									
京都	三三	四九七	三四九	一、九四〇	八五五	五、六四一	五、六四一									
阪	七四	六、六四二	三三、四〇八	七三、四四一	三一、六五九	三四、一四一	三四、一四一									
兵庫	三一五	七三四	三、九二八	三一、〇六二	六二、七一〇	六二、七一〇										
奈良	四五八	三五一	一、九五五	三、三五五	二七、六六七	四三、三八八	四三、三八八									
和歌山	四六六	二、四二四	三、七二七	八、三四八	六一、一〇五	七五、七二一	七五、七二一									
井	一九	二、五三七	六、八一六	一七、七四一	二四、〇〇二	五〇、八九七	五〇、八九七									
島取	三四	一一	七三	六、四八五	一、一六二	八、五〇一	八、五〇一									
島	二四九	五八九	一、八九八	五、五一四	一四、八一五	三三、八一六										
香川	一五七	一四一	一、二六八	一、八〇九	七、九六五	二一、一八三										
高知	二九	五〇	三六四	四四三	一、一〇五											
合計	三、二四四	一六、八〇五	四八、一〇五	一六三、七〇三	四四九、四七七	六七六、九九〇										
復旧計画 鋼筋		九、八五六														
木造		六、七四九	四八、一〇五	一六三、七〇三	四四九、四七七	六六七、一三四										
単価 鋼筋		三六、〇〇〇														
木造		一六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	六七六、九九〇										
復旧金額 鋼筋		一〇七、九四				三七四、四二八										
木造		一〇七、九四	四八三、〇五〇	八二三、五一五	八九八、九五四	二、三〇二、三五三										
計						二、七一〇、一五七										
所要補助額 事務費						二五、一〇、三										
計																

キジア颱風による公立学校建物被害面積並復旧費調

県名	学校数	被害面積 全壊	半壊	大破	中破以下	計	備考
岡山	七一	五六	三三八	八四四	四、五九一	五、六二九	
広島	一二六	四四三	五、四〇七	三、一七一	一五、六七〇	二四、七四〇	全壊を鋼筋とす
山口	二、六七三	六、四一八	二六、四八〇	—		三五、五八〇	全壊の1/2を鋼筋とす
徳島	一三	一四七	一四〇	一、五九五	八五〇	二、七三二	
香川	五六	一九九	一、〇八八	一、〇六三	二、九三一		
愛媛	三〇〇	四、三四四	一、三六四	—		二五、九〇八	
高知	二七三	一、一〇八	一、一〇〇	三三一	二、八一二		
福岡	三〇	四八〇	一、四三〇	七、一〇〇	九、一三〇		
佐賀	四三五	六一三	三、七一二	—		四、三五〇	
長崎	一三	一九五	一、三三〇	五三〇	二、一五五		
熊本	九〇	一、三六	七、四二五	—		八、四九一	
大分	六九四	二、八一〇	二、八〇〇			六、三一四	全壊を鋼筋とす
宮崎	一四二	七九七	四、四三五	五、七四九		二八、一〇九	〃
鹿児島	三九〇	五五〇	八、一五〇	三四、〇一〇		七一、二六〇	〃
計		六、〇九八 坪	二三、七九九	八七、〇五三		二四一、五六二	
復旧計画 木造		三、八一九	一二、三五八	七八、〇八三		三七、四三三	
鋼筋						三、八一九	
単価 木造		一六、〇〇〇 千円	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇		
鋼筋		三八、〇〇〇					
復旧金額 木造		六一、四二四	一二三、五八〇	三九、〇四〇			
鋼筋							
計		六一、四二四	一二三、五八〇	三九、〇四〇			
復旧金額		三六、四二四 千円	五六、一、六八〇	一七四、一六六	一、一三二、八五〇		
所要補助額		三六、四二四	五六、一、六八〇	一七四、一六六	一、一三二、八五〇		
八〇%		一四五、一六九	四四九、一七二	一三九、一三六	四五三、一七六		
事務費							
計							

二、教育施設の環境保持に関する件

東京都大田区池上地区並びに豊島区高田馬場地区において教育施設に近接して風紀の紊乱と頽廃を促すごとき業態の営業がなされるおそれがあつたから本委員会は厚生委員会及び地方行政委員会と連合委員会を開きこれが実情を究明した結果かかる事態の起らないように法的根拠を確立する必要があることを認めた。

三、教育職員免許法及び同施行法に関する件

右については別紙調査書の通りである。

教育職員免許法及び同施行法に関する意見の調査

本資料は、昭和二十五年九月二日から十日に至る間の、文部委員会における、教育職員免許法及び同施行法に関する各委員の意見と、その後文書を以て委員長宛に開陳された委員の意見とを主体とし、これに、議員派遣の際、新潟、富山、石川、埼玉、山梨、長野、島根、鳥取、兵庫の各県において、認定講習に関して要望された諸点と、昭和二十五年十月七日の文部委員会において供述された参考人諸氏の意見の主要点とを取纏めて載録したものである。

各委員の意見の中、重複するものは再録しないこととしたから、詳細については速記録によられたい。

一、委員会における審議要点並びに委員の意見

第一、免許法規に関する事項

（一）委員会における意見の主要点

（昭和二十五年十月九日、十日の委員会において、荒木、岩間、木内、平岡、矢嶋、山本、若木の各委員によつて、総括的に述べられたもの及び成瀬委員の文書による意見。）

イ、免許状授与の基準は、大学卒業（新制四年）におくこと。

ロ、現職教員の旧免許状の制度による既得資格を生かして、そのまま認めること。（弁護士、医師等の例により）

ハ、無資格者（助教）は、大学等において長期の研修をさせることによつて、資質の向上を図ること。

ニ、現職教員の資質の向上については、認定講習の制度によらず、研修の制度を生かし、自発的研修の道を開くこと。

ホ、教育大学、学芸大学及び各大学の教育学部又は学芸学部等に学ぶ学生以外の学生に対しても、教職課程の単位取得を容易ならしめるように措置して、広く各方面の人材を教育界に吸収すること。

ヘ、給与体系と地位、資格（勤続年数を含む）の関係措置については、相当の考慮を要すること。

ト、試験検定制度の復活を図ること。

（二）其の他の主要意見

（昭和二十五年十月二日から十日に至る委員会において、各委員から、質問又は意見として述べられたもの）

イ、第七條の規定が三ヶ年延長したことによつて、昭和十八、十九、二十年度の旧師範学校卒業者にも、単位取得上の緩和がなされることとなるが、旧師範学校最後の昭和二十六年度の卒業者にまで、一律に該当せしめることはできないか。

ロ、校長、指導主事の仮免許状は廃すべきである。（差当り補充に支障を来す等の理由から）

ハ、高等学校の教員の免許状については教科目を細分すべきである。（例えば、社会科と理科等）

ニ、免許状は余りにも種類が煩雑で段階が多すぎるから、簡単なものに整理し、各級学校の教員の交流のできるような免許状にする必要がある。

ホ、正規の学校の卒業者に普通免許状を、卒業しない者に臨時免許状を與え、仮免許状は廃すべきである。

ヘ、専門学校卒業者に準ずる者（各種学校の旧専門学校程度のもの）については、相当資格を與えるべきである。

ト、経験年数によつて単位を漸減しては如何。

第二、運営に関する事項

（一）教育委員会と教員組合側と大学側との、三者の連絡を密にして、認定講習の実績を挙げること。

（二）新旧免許状切替に際しては、認定講習その他に関する財政的措置を充分に考慮して、受講者個人の身心の負担を軽減し、教育上の支障を最小限度に止めること。

（会場の増設、旅費の支給、宿泊の便等）

（三）通信教育施設の拡充を図ること。

（四）講習内容を実際に即するよう充分に検討すると共に、受講者の組編成について考慮し、両々相俟つて、成果の昂揚を図ること。

（五）新免許法の施行にあたり、教職員の待遇、殊に初任給の引上げについて、十分に考慮すること。

（六）認定講習は強制的なものであるとの誤つた観念を拂拭するように考慮をめぐらし、覚くまで自発的態度で受講するように誘導すること。

（七）受講者の保健・衛生については、特に意を用いること。

（女教員に対する特殊施設等も）

二、認定講習実施に関する意見、要望の調査

本資料は、支部委員会委員が、新潟、富山、石川、埼玉、長野、山梨、島根、鳥取、兵庫の各県における教育文化施設等を視察した際、教育職員免許法及び同施行法の実施についての各方面の意見及び要望をまとめたものである。

此の外にも、委員が直接に聴取せられた事項があるであろうが同伴した調査員及び主事の記録にあるものを集録したものである。

第一、要望事項

一、予算措置に関する件

1　予算については特別の考慮を願いたい。

2　免許法認定講習の所要経費を国費にて支弁せられたい。

（一）講習開設に要する一切の経費は国費で負担されたい。

（二）受講者の旅費実費全額を国費で負担されたい。

（理由）

免許法認定講習は教育能率向上のため現職教員の資質の向上と上級免許状取得のために行うものであつて教員養成の意義をもつ国家的施策である。しかも地方自治団体において教育公務員特例法の研修の機会を與える責任的な支出だけでも相当多額にのぼり、その予算計上に苦心している現状であるので、この全国的な規模をもつ免許法認定講習の法の本領に則つて長期にわたつて開催することは到底地方費の負担にたえ得ないところのものである。しかもこの認定講習は開設者及び受講者に実に多くの経済的、時間的負担を要請するもので、免許法の制定そのものが経済的保証なくして施行されたことに困難性がある。

教育の基底たる教員の資質向上こそ教育における最も重要な国家的施策として認定講

習開設費の全額を国庫負担とせられる措置を至急に講ぜられるよう要望して止まない。

又これが受講に要する旅費を現在の給與状態にある教員に負担させることは、更に生活における経済的圧迫を加重することになり、これが教員に及ぼす影響の大なることに思を致され、受講旅費の全額を併せて国家で支弁せられることを切望するものである。

（島根）

諸例において特に経済的負担が大きいことがわかる。

1　一単位を取得するためには旅費最低四百円を必要とする。（新潟）

2　山間僻地故一日の宿泊料五百円を要するので、やむなく寺院に宿泊しているが月給の半分はこれの為に費消している。（富山）

3　山間地から講習会場までバス代だけでも一日二百円を要するから二十日間で四千円を必要とする。

（石川）

4　山間地方の女教師は遠方から通うことが出来ないので、世帯道具をもつて宿泊しているから、経済的負担にたえられない。

（石川）

5　女教師、子供連れで間借して受講しているから二重世帯の負担にたえられない。

（石川）

6　石川県は全体で二会場である。この会場で四単位をとるためには一万円を要する。

（石川）

7　交通費だけでも最高一人一日二百五十円を要する。

（埼玉）

8　佐渡方面ではバスで五、六時間かかるので、往復代に五百円を要する。

（新潟）

9　但馬地方、淡路島等は特に経費の負担が多い。

（兵庫）

10　講習内容の研究に必要な図書参考書等の購入費がない。一単位につき参考書代として二千円ないし三千円を要するものさえある。

（長野）

11　参考書は一部はP・T・Aで購入してくれる事もあるが凡て個人の負担である。

（長野）

12　資料参考書等一人三百円はどうしても必要である。

（埼玉）

13　特殊学校の講習

盲、ろう唖学校というような特殊学校の講習会場は東京に限定して開設されているから、上京して長期滞在して受講することは、経済的に不可能である。

（石川）

14　本年度二級から一級への受講七単位を取得するのに一年間四千円を要する。

（長野）

15　女教師、受講のため毎月子守り代四千円かかるので月給三千円たらずでは経済的にたえられない。

（石川）

二、保健に関する件

受講のため過労におち入り、保健上影響大なるものがあるから、これが対策について考慮されたいとの要望があつたが、次の例によつてもこの現状がわかる。

1　自宅から会場まで六里の距離を往復しているが起床は朝四時で帰宅は夜八時である。

（石川）

2　講習会場まで遠距離で過労になる。

（石川）

3　山間僻地では往復五時間は要する。

（石川）

4　相当の疲労があつて健康上考慮しなければならない。例えば昭和二十五年四月には結核患者二十五名であつたが、同年八月においては三十六名に増加した。

（長野）

5　講習会に出席を中止した人数は三十名に達したが殆んど健康上の理由に依る。

（長野）

6　五日制授業であるから土曜日を良心的に利用しているが、認定講習は過労に過ぎる。

（長野）

7　講師側

一単位の授業も土、日講習を継続で過労になる。（新潟大）

8　女教師で妊娠中又は臨月等のものは肉体的負担に苦しんでいる。延期証明を出してほしい。

（石川）

9　女教師は幼児に人工哺乳しなければならないが受講上自己及び幼児の身体に及ぼす影響に苦しんでいる。

（石川）

10　女教員は男教員と同様の職務をもつ上に家庭的にも多忙であり過労であるから認定講習では特別の考慮を望む。

（山梨、富山）

三、運営に関する件

運営に関しても次のような点に要望があつた。

1　教育委員会と教員組合側と大学側の三者の連絡を密にしてほしい。以上三者の協議会がなかつた為に運営上不備が生じた。

（新潟）

2　大学側の指導に対し、受講者側の声を透徹してほしい。

（石川）

3　講習会場を増設して欲しい。例えば石川県は只二会場だけである。

（石川）

4　特に山間部に講習場を設置してほしい。

（富山）

5　講習会場において受講人数が多すぎて講義が聞きにくい。

（石川）

四、免許法規改正に関する件

イ、単位に関する事項

1　全般的に免許法規定の単位数が重荷であるから軽減してほしい。

（鳥取）

2　既習の資格を認め経験年数を一定の単位と見なす措置を講ぜられたい。

（富山、山梨、鳥取）

3　単位修得の機会の拡充強化を計つてほしい。

（島根）

4　**学校内の研究会、同好会で受講したのを単位に入れてほしい。**

（富山）

5　**免許法の施行以前の講習の単位を認めてほしい。**

（石川）

6　**単位数、時間数の減少の要があると考える。**

（埼玉）

7　**経験年数を重視し、上級免許状を取得するため単位の軽減をはかること。例えば五ケ年づつの段階とし、経験年数を単位として認めること。**

（長野）

8　夏季大学受講の履歴を単位に換算してほしい。

（長野）

9　大学中退者で該当に一ケ月不足の為、四十五単位をとらなければならない者には、これを相当単位として換算してほしい。

（長野）

10　一単位取得の日数が全国一律でなく、そのため稀には物議をかもす憂えが多いため一元的なものに統一されたい。

（鳥取）

ロ、其の他の事項

1　予算的措置を伴う法改正を望む。

（富山）

2　免許法に対しては自発的意慾を以て受講出来るよう改正してほしい。

（長野）

3　免許の方法は階段式にこだわらずにしてほしい。

（長野）

4　法の改正について、実状に適合するよう差し当り省令を改正してほしい。

（山梨）

5　専門学校出身者の仮免と、中途退学者の臨免は今少し考

慮してほしい。（山梨）

6　給與体系と免許状とを結びつけて考慮してほしい。（長野）

7　助教の免許状の有効期間を延長してほしい。助教の人は講習を受けなかつたら来年三月には退職の恐れがあるので経済的負担には苦しみながらも受講している状態である。（富山）

五、講習内容に関する件

1　講習内容を実際に即した教育に再検討してほしい。（新潟）

2　講習内容がむづかしい。（富山）

3　講師の学力に対して不満がある。（長野）

4　講習の形式にとらわれているから実質的内容を再考されたい。（石川）

5　大学の権威について再考してほしい。（石川）

6　自己研鑽は認めるが形式的講習に流れないよう考慮してほしい。（石川）

7　大学側

○　本職をなげうつて種々の犠牲を拂つて講習に出ているのが現状である。

○　人員不足のため、講習上の無理が起ることは、現状としてはやむを得ない。もう少し規模が縮少されるならば受講者側にも充分満足していただけると思うが、それが出来ないことを理解されたい。

○　実際に即した教育を計りたいと思う。（新潟）

六、試験検定制度に関する件

1　教員の検定制度の復活を望む。（富山）

2　試験検定制度の長所を考慮されたい。

これの理由としては、第一はスクーリングを重視していることの是正の為であり、第二は現在通信教育も普及していないし、また経費を要する点よりして、独学者に機会を與えられんが為である。（長野）

七、通信教育に関する件

1　教育大学協会の通信教育の如きものを全面的に拡大普及し、求めるものにはその機会を與えられたい。（長野）

2　通信教育の方法を考慮されたい。（山梨）

3　大学で行う通信教育に文部省は五十円の受講料をとるは不当と思う。（富山）

4　通信教育は私立大学で行つているものを拡充して、教科が偏よらないようにしてほしい。（長野）

5　現職のある者に対する文部省（大学協会）の通信教育は無料とし簡易化されたい。（鳥取）

第二、兒童に及ぼす教育上の影響について

教員が受講によつて種々兒童に影響を及ぼし教育能率の低下を来していることが看取出来よう。

1　教員の過労の為教育能率の低下を来している。（富山）

2　休暇中、講習に時間を割かれるので教育が放任主義となり、兒童への指導が空白になる。（石川）

3　小人数の分教場等においては受講のため著しく授業の妨げとなる。（長野）

4　単位取得のため、日々の授業がおろそかになる。（長野）

5　講習中兒童に與える影響は大きいから特に考慮されたい。（富山）

三、免許法及び同施行法に関する参考人の意見

参考人の供述の主要点

（昭和二十五年十月七日の委員会）

中村新一氏（神奈川県教育長）

○　認定講習は、單位取得にのみ心を傾けさせるから、兒童生徒の指導に力を注ぐことができなくなる。

○　講義内容は現実と遊離せず、兒童生徒の指導に役立つものであつてほしい。

○　助教に対する講習は最も緊要である。できれば勤務から解放して大学に入れて長期に勉強させるべきである。

○　免許状は單位修得の期間満了後に與えてもらいたい。

○　單位算定には、経験年数と過去の研修を追認してもらいたい。

○　講習に関連した国の予算について更に考慮を煩わしたい。

槇枝元文氏（日本教員組合法制部長）

○　教育職員免許法及同施行法は、形式的機械的に組立てられていて、教育の精神を生かすことができない。即ち、教員個人の経済的負担と、学校の教育に対する支障とは、資質の向上にそぐわない結果を来している。

○　自発的研修は單位として考慮されないため、教員の教育力を発揮するための自発的研修意慾を消すことになる。

○　将来の教員に対する資格（新制大学四年卒）を、現職教員にまで一挙にあてはめんとすることは矛盾であり、無理がある。

○　量の面から見て、平均一人二三單位修得するとして、一單位に四五時間を要するから、一ヶ月に四單位と見ても、全部で半年を要する。

これを夏季休暇一ヶ月だけで実施すれば六ヶ年を要することとなるから、いきおい夏季休暇以外にも講習しなければならないこととなり、ここに教育の支障と個人の過重労働を招来する結果となる。

○　質の面から見て、大学成立後日尚浅いため、講師に人を得ることが困難であるばかりでなく、一つの会場に能力差のある教員を多数に收容して、劃一的講習を行うから、内容が適合しないことになる。

○　経済面から見ると、国家の方針で行うにも拘らず、国がその経費を保障しないから、本年度は、国の負担が二億円に対し、個人の負担は六億にも達している。

○　改正を要する点は左の通りである。

イ、過去の免許状所有者に一挙に及ぼすことなく、将来の教員養成と現職教員との間に一線を引くこと。

ロ、現職教員中の無資格者は、連続的に一時期は学校に入れて研修させること。

ハ、その他の教員は既得権を尊重してそのままにしておくこと。但し、研修の必要があるから、教育公務員特例法の趣旨を拡充徹底させること。

ニ、今後の教員養成は、幼稚園から高等学校の教員に至るまで段階をつけることなく、大学の卒業者を以てあてるのが適当である。

教員の内容即ち質の差は、量の差との関係がないからである。（小学校は広く浅く高等学校は狭く深く。）

中途退学者に免許状を與えることは妥当でない。

○　教育長、校長、指導主事が講習を受けることは、教育の経営に熱意を欠く結果となるから、一級二級の差をなくして一つにすべきである。

坂倉孝氏（千葉県教育委員会認定講習担当者）

○　この法律は複雑にすぎるから、一般教員には理解しにくい。

○第三條の規定により、中学校高等学校の教科担任制は、社会科なら社会科の免許状がなければ担任できない（来年四月以後）から、教員の需給上の困難がある。

その結果臨時免許状の濫発となり面白くない。

○免許状授與權者を知事と文部大臣にせず、一つにまとめてもらいたい。

○施行法に基づく検定事務は、実力の証明ではなく、資格の証明にすぎない。のみならず、旧来の学校差が県には分らないから、従つて実力の差は全く判明しない。

○教員の再教育を制度化したのは良いことであるが、自発的講習なら、単位過重にならないであろうけれども、実際の教員の心理状態から考えると無理がある。

○各教員に平等に講習の機会を與えなければならないが、実際は、会場も少く、県が自由に講師を選択して実のある講習をすることはできない状態である。

○免許状の種類によつて教員を集めることも不可能である。

木下一雄氏（東京学芸大学学長）

○教員の資格を低くすることには同意できない。今後とも基準を高くすべきである。質が揚がれば、教育の実もあがる。

○教員養成の基準は、一般の大学の基準より更に高いものであつてよい。

○短期大学の低い設置基準は現状としては已むを得ないであろうが、免許法との関係から見て望ましくない。

○單位取得は過重と思われる向もあるであろうから、長い年月をかけてゆつくり修得することが望ましい。

○受講者は、自ら進んで掴りさげる研究意欲を発揮すれば、現在の講習を充分生かすことができる。又左様な努力をすべきである。

○第六号参照

審査報告書

酒税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十一月二十九日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内　四郎　木村禧八郎
松永　義雄　佐多　忠隆
小林　政夫　油井賢太郎
清澤　俊英　高橋龍太郎
黒田　英雄　九鬼紋十郎
岡崎　眞一　愛知　揆一
大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

酒税の税率及び酒類の価格が高きに過ぎ、購買力がこれに伴わないため、正規酒類の需給に混乱を生ぜしめ、酒税の円滑な徴収に支障を與えるとともに、酒類密造の弊害を大きくしている現状にかんがみ、税率につき、特に焼酎及び清酒第二級等一般の需要の多い酒類に重点を置いてその引下を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

酒類の円滑な需給を図るとともに密造の防止に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のためには別に費用を要しないが、税率の引下に伴う酒類の消費増加等を見込み、昭和二十五年度一般会計予算補正には酒税十六億八千万円が追加計上せられている。

○第七号参照

審査報告書

松江国際文化観光都市建設法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月四日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

東　隆　田中　一
江田　三郎　岩崎正三郎
石川　榮一　深水　六郎
田方　進　島津　忠彦
徳川　宗敬　小川　久義

要領書

一、委員会決定の理由

本法案は、わが国の歴史、文化等の理解のために欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカデイオ・ハーンの文筆とともに世界的に著名な地位にある松江市を国際文化観光都市として建設し、わが国の経済復興に寄與しようとするものであつて、国際文化の向上、世界恒久平和の達成の上においても妥当な立法と認める。

二、事件の利害得失

観光都市施設の完備により当該事業に資するとともに、わが国の古文化財の維持並びに発揚に寄與する。

三、費用

本法施行のために要する費用は、別途予算措置による。

審査報告書

漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月五日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

秋山俊一郎　入交　太藏
大野木秀次郎　千田　正

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、従来漁業用海岸局は主として漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が開設し運用して来たのであるが、電波法の制定並びにそれに伴う諸規定の実施により十二月三十一日以降は従来通り運営ができなくなるので、漁業用海岸局の開設運営に関して水産業協同組合法の適用の特例を設けるものであつて適切なものと認める。

二、事件の利害得失

本法施行により従来通り漁業協同組合及び同連合会が海岸局の開設運用ができて全日本無線局数の過半数を占める漁業無線の運営上多大の利益がある。

三、費用

本法施行のため別段の費用を要しない。

審査報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月四日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森下　政一　杉山　昌作
木村禧八郎　高橋龍太郎
大矢半次郎　木内　四郎
岡崎　眞一　黒田　英雄
油井賢太郎　小宮山常吉

要領書

一、委員会の決定の理由

国民金融公庫の資本金を十億円増加して四十億円とし、増大する

小口生業資金需要に対処しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国民金融公庫の融資を円滑にし、民生の安定と経済復興に資し得る利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴い別に費用を要しないが、出資に必要な十億円は、昭和二十五年度一般会計予算補正に計上済である。

審査報告書

塩田等災害復旧事業費補助法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十五年十二月五日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大矢半次郎　佐多　忠隆
杉山　昌作　森　八三一
岡崎　眞一　小宮山常吉
黒田　英雄　野溝　勝
愛知　揆一　油井賢太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、塩田、濃縮施設又は塩田防災施設の災害復旧事業に要する費用について、日本專売公社に財政補助を行わしめることとし、その補助の対象、基準その他の事項について所要の規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の施行により、塩の生産を確保し、その專売事業の健全な運営に寄與しうる利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴い、日本專売公社塩事業費に四億八千万円の補正額を計上する。

審査報告書

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（継続審査事件）

右の件は、公共企業体仲裁委員会の裁定（昭和二十五年三月十五日仲裁裁定第三号）については昭和二十五年度において四十九億五千百八十一万三千円を限度としてこれを承認し、残余はこれを承認しないとすべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月四日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高田　寛　岡田　信次
前田　穰　高木　正夫
村上　義一　鈴木　清一
内村　清次　小酒井義男
菊川　孝夫　山縣　勝見

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十五年三月十五日仲裁裁定第三号による国鉄労働組合及び日本国有鉄道を当事者とする公共企業体仲裁委員会の裁定につき、委員会は日本国有鉄道の円滑なる運営と国鉄労働組合の健全なる発達のため、昭和二十五年度において四十九億五千百八十一万三千円を限度としてこれを承認し、残余はこれを承認すべきでないことを適切な措置と認めた。

一、事件の利害得失

公共企業体労働関係法を尊重し、公共企業体仲裁裁定の確立を期するとともに、今後の労働運動の健全な発達に寄與する。

一、費用

本件施行のために、四十九億五千百八十一万三千円の経費を要する。

審査報告書

芦屋国際文化住宅都市建設法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月五日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小川　久義　田中　一
島津　忠彦　東　隆
久松　定武　平井　太郎
門田　定藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境と、住宅都市として優れた立地條件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として日本人のみならず外国人の居住にも適合するよう建設し、外客の誘致とその定位を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、国際文化の向上とわが国経済復興に寄與することを目的とするものであつて、わが国観光事業の振興と国民経済の復興上から見て、妥当な立法であると認める。

二、事件の利害得失

文化住宅都市施設の完備に資するところが多い。

三、費用

本法施行のために要する費用は別途予算措置による。

審査報告書

松山国際観光温泉文化都市建設法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月五日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小川　久義　田中　一
島津　忠彦　東　隆
久松　定武　平井　太郎
門田　定藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄與するため、松山市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とするものであつて、観光事業の振興と国民経済の復興を企図する上から見て、妥当な立法であると認められる。

二、事件の利害得失

観光温泉文化施設の完備により都市建設に資する処が多い。

三、費用

本法施行のために要する費用は別途予算措置による。

○第八号参照

審査報告書

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月二日

法務委員会理事　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

齋　武雄　羽仁　五郎
須藤　五郎　岡部　常
一松　定吉　鬼丸　義齊
宮城タマヨ

要領書

一、委員会の決定の理由

裁判所の執行吏の恩給額は、訴訟費用等臨時措置法によつて、その手数料に対する国庫補助基準額を俸給額とみなして算定することになつており、昭和二十四年一月一日以後に給與事由の生じた執行吏は、右臨時措置法に基く政令によつて一般公務員なみに六、三〇七円ベースによる恩給を支給せられているのであるが、昭和二十三年十二月三十一日以前に給與事

由の生じた執行吏の恩給は、従来のままに据置かれている。

よつてこれらの者についても、一般公務員なみに、昭和二十五年一月分以降の恩給を六、三〇七円ベースによつて支給しようというのが本法案の趣旨である。

一般公務員との均衡上適正な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法によつて、昭和二十三年十二月三十一日以前に給與事由の生じた執行吏に対しても、一般公務員なみの恩給を支給することになり、恩給給與の不均衡を是正するものである。

三、費用

本法の施行によつて要する費用は、年額約一、八五三、二六〇円である。

審査報告書

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月五日

法務委員会理事　伊藤　修

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

鷲　武雄　宮城タマヨ
棚橋　小虎　一松　定吉
長谷山行毅　鈴木　安孝
岡部　常　左藤　義詮

要領書

委員会の決定の理由

判事補の職権の特例等に関する法律は、判事補の職権の特例と裁判官の任命資格の特例とを定めたものであるが、本案は旧裁判所構成法による判事又は検事の資格がある者が、特許庁の審判長、審判官等又は電波監理委員会の審理官の職に在つたときに、この二つの特例を適用すること及び裁判所法による司法修習生の修習を終えた者が、上記の職又は衆議院若しくは参議院の法務委員会に勤務する常任委員会専門員、調査員及び両院法制局の参事の職に在つたときに同じく二つの特例を適用することを定めたもので、当然必要な改正と認める。

二、事件の利害得失

その職務内容が準司法的又は法律専門的と認められる前記各職に在つた者に対し、本案の如き特例を適用することは、裁判官の充実に資するとともに、裁判官とこれらの職との間の人事交流を円滑ならしめるものである。

三、費用

本法の施行については、別段の費用を要しない。

審査報告書

毒物及び劇物取締法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月六日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安　有馬　英二
藤森　眞治　井上なつゑ
河崎　ナツ　中山　壽彦
櫛原　道子　深川タマエ
城　義臣　堂森　芳夫

要領書

委員会の決定の理由

本法案は、毒物及び劇物の製造、輸入及び販売等取扱者全般にわたり取締をなし、国民の保健衛生上その安全を期するため、従来の営業者のみを対照とした毒物劇物営業取締法を廃止して新しい法律を設けようとするものであつて妥当な措置と認める。

一、事件の利害得失

取締の範囲を広めることによつて、国民保健衛生上安全を期する利益がある。

一、費用

この法律施行のため特に費用を要しない。

○第九号参照

審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

青山　正一　松浦　清一
櫻内　義雄　入交　太藏
秋山俊一郎　千田　正

要領書

委員会の決定の理由

本委員会においては、水産業協同組合およびその構成員の営む漁業および水産加工業等の事業用の財産である建物、工作物その他の物件について災害による損害を共済するための共済制度を確立する必要があるので、衆議院水産委員会とも連絡の上これが立法化を図ることになり、水産委員長他六名により本法案を発議したものであつて、水産業協同組合の経営の安定および改善を図るため必要な措置である。

二、事件の利害得失

本案の実施により水産業協同組合の経営の安定および改善を図り水産業の振興に寄與する。

三、費用

本法の施行にあたつては、別に費用を要しない。

審査報告書

競馬法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　岡田　宗司

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

江田　三郎　三好　始
岡村文四郎　三浦　辰雄
小林　孝平　三輪　貞治
赤澤　與仁　加藤　操
滝井治三郎　平沼彌太郎
溝口　三郎　岩男　仁藏
宮本　邦彦　白波瀬米吉
西山　亀七　池田宇右衞門
片柳　眞吉

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は第五回及び第七回国会に提案せられ、本院において審議未了となつたものと同様、その内容は新しく中京地区に国営競馬場を一ケ所設置しようとするものであつて、国営競馬について競馬場を増設すべきか、あるいは既設のもののうち、收支の償わないものの又は休止中のものを廃止して配置替を行うべきか、又、競走馬資源の状況が競馬場の増設に応ずることができるか等について問題があり、特に、新設競馬場設置候補地が数ケ所挙げられ、この間激しい獲得運動が起り、暫くこれを冷却して時期を待つべきであるとの考慮のため、今日まで結論に達するに至らなかつたのであるが、最近に至つて競輪における引続く不祥事によつて競馬及び競輪等に対する世論の批判がいよいよ厳しさを加え、且つ又、競馬機構の全面的改正、特に競馬民営論さえ抬頭しているこの際、この問題は更に新しい観点において再検討が加えられたのであるが、結局新たに競馬場を設置するとすれば、中京地区の如きは適当な位置であり、且つ又、地元から切なる要望もあり、その新設を阻止するにも及ぶまいとの理由によつて、委員会は全会一致をもつて原案通り可決す

べきものと決定した。

二、事件の利害得失

国営競馬運営上の利便に役立ち、且つ又、勝馬投票券の売得金の増大により国庫収入の増加に寄与することとなる。

三、費用

差当りは費用を必要としない。

審査報告書

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内　四郎　　愛知　揆一

森下　政一　　油井賢太郎

黒田　英雄　　岡崎　眞一

小林　政夫　　小宮山常吉

杉山　昌作　　森　八三一

松永　義雄　　野溝　勝

山崎　恒　　大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

信用協同組合の設立が遅延するおそれがあるので、大蔵大臣の自由裁量による免許を、法規裁量による免許に改正しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の施行によつて、中小企業金融難の解消に資し得る利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

九鬼紋十郎　　森　八三一

野溝　勝　　大矢半次郎

杉山　昌作　　木内　四郎

愛知　揆一　　森下　政一

油井賢太郎　　黒田　英雄

岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国現下の食糧事情にかんがみ、米、麦等の食糧の輸入税を更に昭和二十六年十二月三十一日まで一年間免除しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の施行によつて、国民生活の安定に資し得る利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴い、別に費用を必要としないが、輸入食糧の見込免税額は、年間約五億円である。

審査報告書

揮発油税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

杉山　昌作　　九鬼紋十郎

森　八三一　　野溝　勝

大矢半次郎　　木内　四郎

愛知　揆一　　森下　政一

油井賢太郎　　黒田　英雄

小林　政夫　　岡崎　眞一

小宮山常吉

要領書

一、委員会の決定の理由

揮発油税を従価課税から従量課税に改めるとともに、その税率の引下げを行い、あわせて揮発油税法の規定につき所要の整備を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

租税負担を適正化する利益がある。

三、費用

この法律施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

特別鉱害復旧特別会計法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

九鬼紋十郎　　森　八三一

野溝　勝　　大矢半次郎

杉山　昌作　　木内　四郎

愛知　揆一　　油井賢太郎

黒田　英雄　　岡崎　眞一

森下　政一

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は特別鉱害復旧臨時措置法による特別鉱害の復旧工事に関し、政府の行う経理を明確にするため特別会計を設置せんとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の施行により、特別鉱害の復旧工事に関し、政府の行う経理を明確ならしめる利益がある。

三、費用

この法律の実施のために、別に費用を要しない。

審査報告書

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

九鬼紋十郎　　森　八三一

野溝　勝　　大矢半次郎

愛知　揆一　　森下　政一

油井賢太郎　　黒田　英雄

岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は国家公務員共済組合法の規定による共済組合連合会をして旧陸海軍共済組合の権利義務を承継せしめ、財団法人共済協会及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理させるとともに、昭和二十六年一月一日以降国家公務員の給与改訂がなされることを予想して、これら年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合からの年金受給者のために、その年金額の改訂及びその他特別の措置を講じようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の施行によつて、旧陸海軍共済組合、外地関係共済組合、財団法人日本製鉄八幡共済組合等からの年金受給者の生活安定に資する利益がある。

三、費用

この法律の施行に当つては、昭和二十五年度一般会計予算補正第一号に一億八千九十七万四千円が計上されてある。

審査報告書

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

右を審査した結果全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十五年十二月七日
大蔵委員長　小串　清一
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
大矢半次郎　野溝　勝
森　八三一　九鬼紋十郎
森下　政一　油井賢太郎
黒田　英雄　岡崎　眞一
愛知　揆一

要領書

一、委員会の決定の理由
泉山陵墓地として従来皇室の用に供されていた土地が不用となつたため、用途廃止をする必要があるので、国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
国有財産の管理、処分の適正を期し得る利益がある。

三、費用
本件実施のために、別に費用を要しない。

審査報告書

薬事法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日
厚生委員長　山下　義信
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
松原　一彦　藤原　道子
井上なつゑ　中山　壽彦
大谷　瑩潤　有馬　英二
藤森　眞治　小杉　繁安
長島　銀藏　常岡　一郎
深川タマエ

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、保健衛生上危害を生ずるおそれある用具又は化粧品について、厚生大臣が品質に関する最低基準を定め、その検査を行うことができるような制度を設けるため、薬事法の一部を改正しようとするものであつて、国民保健上妥当な措置である。

二、事件の利害得失
国民保健衛生上、危害から免かれ得る利益がある。

三、費用
本法施行によつて特に費用を要しない。

審査報告書

鉱業法案（継続審査事件）
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日
通商産業委員長　深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
山川　良一　小野　義夫
吉田　法晴　小松　正雄
廣瀬與兵衞　駒井　藤平
古池　信三　加藤　正人
高瀬荘太郎　上原　正吉
西田　隆男　栗山　良夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、明治三十八年以来今日に至るまで鉱業に関する基本法として制定せられてきた現行鉱業法を現下の民主経済の要請と地下資源開発の緊要性に適応すべく全面的に改正したものである。その改正点の主なものを挙げると、第一に石灰石以下七種の鉱物を法定鉱物として追加したこと、第二に鉱業権の存続期間に新規定を設けたこと、第三に租鉱権制度を認めて鉱業権者以外にも鉱物を採掘することを認めたこと、第四に鉱業権の売渡し交換には勧告の制度を、鉱区の増減については協議と勧告の制度を、施行案の変更には勧告の制度を夫々設定したこと、第五は土地の使用収用に関しては特定の鉱業上の目的に適合させるために土地の収用ができることとしたこと、第六には鉱害賠償についてであつて金銭賠償を主に、現状回復を従にすることは現行法と変らないが、予定賠償の効力を明確にした点、又鉱害賠償を公正適切に行う資料とするため通産局長は、地方鉱害賠償基準協議会に諮問した上で鉱害賠償の方法範囲等に関する基準を作成して公表することができることとし、その他鉱害の賠償について争が生じたときは裁判所の調停前に一般公益を代表し且つ各産業の学識、経験のあるものから仲介員を選出し、和解の仲介を受けるようにしたこと、第七に通産局長が処分の決定を行う際には予め関係者に対し公開の聴聞を行い公正な処分を行うこととしていること、第八には土地調整委員会という第三者的機関を設置して鉱区禁止地域の指定、通産局長等の処分に対する裁定の申請制度を採用し、他産業及び公益との調整を図つたこと等である。

なお本法案は衆議院において政府原案に対して修正を加えた。その内容とするところは一、追加鉱物中耐火粘土については一定度の品質のもののみを法定鉱物として、それ以下は採石法における採石としている。二、最低鉱区面積は石炭等について現行法通り五万坪（十五ヘクタール）とする。三、試掘権の存続期間について石油及び天然ガス以外は二年とし、その上二年、更に二年の延長を認めることとし、石油及び天然ガスは右の期間に更に二年の延長を認めることとした。四、採掘権の存続期間を現行法通り無期限とした。五、鉱業権設定の出願中の名義変更を認める。六、土地の使用、収用の範囲を夫々拡大した。七、租鉱区における鉱害賠償は常に鉱業権者と租鉱権者とが連帯して責任を負うようにした。八、その他以上の諸修正に伴う法制技術上の修正である。本委員会においては、右の修正によつて鉱業法制定の本来の目的である鉱物資源の合理的開発と法律の民主的運営により効果を與えるものと認め大体において妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
鉱業に関する制度を整備してその民主的運営と、他産業等との調整を図り得て、鉱物資源の合理的、綜合的開発に資する利益がある。

三、費用
本法施行のため要する費用は鉱業法施行法及び採石法を含め、人件費を除き、事務費のみで九十七万一千六百円である。

審査報告書

採石法案（継続審査事件）
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日
通商産業委員長　深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
駒井　藤平　古池　信三
加藤　正人　高瀬荘太郎
上原　正吉　西田　隆男
栗山　良夫　山川　良一
小野　義夫　小松　正雄
吉田　法晴　廣瀬與兵衞

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、従来鉱業法の適用を受けない鉱物および岩石については、その採取は自ら土地を所有している場合の外は土地所有者の慣権契約によるか或はその土地の買収によらなければならなかつたのであるが、これを採石権という土地に関する物権を創設することによつて、岩石の採取を確実な権利によつて行い得るよう規定しようというのであつて現下民主経済の要望と、鉱物資源の有効な開発の緊要性から妥当な措置と認める。なお本法案は、衆議院において鉱業権と採石権との調整及び法制技術上の観点から若干の修正を施しているが、本委員会においても、

これを採石法の目的実現によつてより有効ならしむる措置と認める。

二、事件の利害得失

本法施行により採石業者の権利の安定を期し得て、岩石資源の有効な開発を図り得る利益がある。

三、費用

本法実施のため別に費用を要しない。

審査報告書

鉱業法施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　深川榮左エ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小野　義夫　山川　良一
小松　正雄　吉田　法晴
廣瀬與兵衞　古池　信三
駒井　藤平　加藤　正人
高瀬莊太郎　上原　正吉
西田　隆男　栗山　良夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、新鉱業法実施の際現行法と新法との経過措置を規定したものであつて、現行制度に基づく既得権の保護に遺憾なからしめると同時に関係法令に所要の改正を加えたものである。なお、本法案は、衆議院において現存試掘権についても二年の延長を認めるよう修正しているが、本委員会はこれを妥当なものと認め、全体について大体において適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

新鉱業法と現行法との移行経過に伴い各関係業態に対し円滑な運営を計り得る利益がある。

三、本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　深川榮左エ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

古池　信三　高瀬莊太郎
松本　昇　上原　正吉
西田　隆男　小野　義夫
山川　良一　加藤　正人
小松　正雄　吉田　法晴
駒井　藤平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は先に成立した特別鉱害復旧臨時措置法の実施に当つて、公共事業費国庫補助率の増加が実現したのでこれに伴い自己復旧の規定を改正し、併せて特別鉱害復旧公社の事務が本年十二月三十一日をもつて通商産業省に引き渡されるので、新に同省に特別鉱害復旧特別会計を設置しようとするものであつて時宜に適した妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法律の実施によつて特別鉱害復旧工事の促進を図り得て公共の福祉に寄与することができる。

三、費用

本法律施行により特別鉱害復旧特別会計の費用として一般会計から百一万六千円を昭和二十五年において移用する。

尚公共事業費国庫補助率増加により一億三千七百九十二万四千円を昭和二十五年度補正予算に計上してある。

審査報告書

土地調整委員会設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　深川榮左エ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

駒井　藤平　古池　信三
加藤　正人　高瀬莊太郎
上原　正吉　西田　隆男
栗山　良夫　小野　義夫
山川　良一　小松　正雄
吉田　法晴　廣瀬與兵衞

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は鉱業法、採石法実施に関して、土地について農業、林業その他諸産業及び一般公益との調整を計るため、総理府の外局に内閣総理大臣が両院の同意を経て任命する委員長外四名の委員会を設置しようとするものであつて、鉱業法及び採石法の円滑な運営を期するために必要不可欠な措置と認める。なお、本法案は衆議院において採石法の修正に伴う字句上の修正を加えているが、本委員会もこれを妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

鉱業、採石業と農業、林業、その他一般公益との土地についての調整を公正円滑且つ迅速に行い得る利益がある。

三、費用

本法施行のために要する費用は昭和二十五年度補正予算に三百七万六千円計上してあるが、年間約七百八十七万円を要する。

審査報告書

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月六日

外務委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

曾祢　益　伊達源一郎
野田　俊作　加藤シヅエ
金子　洋文　團　伊能
杉原　荒太

要領書

一　委員会の決定の理由

日本政府在外事務所の所掌事務は、日本政府在外事務所設置法に規定しているが、その事務は相手国の意向に基き、又現地の事情に応じて適宜追加又は制限を加える必要があるので、本法案による措置は妥当なものと認める。

二　事件の利害得失

本法案によつて日本政府在外事務所は設置地の実情に即した活動をなし、その事務を円滑に行うことができる。

三　費用

別段の費用を要しない。

審査報告書

裁判所法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　北村　一男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　左藤　義詮
長谷山行毅　齋　武雄
須藤　五郎　鈴木　安孝
羽仁　五郎　宮城タマヨ
岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

連合国最高司令官の覚書により、連合国人に対する裁判権が拡張せられ、それとともに民刑事件の審理の促進が要請せられた。本改正はこの要請に応えるために立案されたものである。

改正の要点は、下級裁判所の裁判官の職務代行の範囲及び簡易裁判所の裁判権を拡張するものであつて、審理促進の見地からやむを得ない措置と認める。

一、事件の利害得失

本改正によつて裁判所が、その運用に万全を期したならば、民刑事件の審理は相当促進されるものと期待される。

一、費用

本法の施行には別段の費用を要しない。

審査報告書

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　北村　一男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　左藤　義詮
長谷山行毅　齋　武雄
須藤　五郎　鈴木　安孝
羽仁　五郎　宮城タマヨ
岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

連合国人に対する裁判権の拡張に伴い、裁判所及び検察庁等において通訳等の事務に従事する職員が必要となつたので、かかる職員を急速に充足するため、本改正を必要とするに至つたものである。

右の如き趣旨に鑑み、本改正は適切な措置である。

二、事件の利害得失

本改正によつて職員の充足がなされたならば、連合国人に対する裁判は支障なく運営されるものと認める。

三、費用

本法施行のために要する費用は、最高裁判所において年額二、二五四、六八〇円、法務府において、年額六、九〇一、六八〇円、合計年額九、一五六、三六〇円である。

審査報告書

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　北村　一男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　左藤　義詮
齋　武雄　長谷山行毅
鈴木　安孝　羽仁　五郎
宮城タマヨ　岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

連合国最高司令官の覚書による要請に応え、刑事訴訟事件中、旧刑事訴訟法及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律の適用されるいわゆる旧法事件について、その審理の促進を図るため、本改正は立案されたものである。

改正の要点は、最高裁判所における旧法事件の処理に関して、その上告手続につき特則を設け上告理由、書面審理等主要な部分について、新法の規定を適用するよう改めることであつて、これにより最高裁判所の負担を調整し、その審理能力を高めんとするものである。

本改正は刑事訴訟事件の迅速な処理を図るため、やむを得ない措置である。

一、事件の利害得失

本改正は、いわゆる旧法事件の審理の促進に資するものと思料せられる。

一、費用

本法の施行には、別段の費用を要しない。

審査報告書

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　北村　一男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤　修　左藤　義詮
齋　武雄　長谷山行毅
鈴木　安孝　羽仁　五郎
宮城タマヨ　岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

連合国最高司令官の覚書による要請に応え、民事訴訟事件の審理の促進を図るため、さしあたり特に緊要と認められる数点について、民事訴訟法等の一部を改正するのが本案の趣旨である。

改正の要点は、簡易裁判所の事物管轄の拡張に伴う民事訴訟法及び民事訴訟印紙法中の関係規定を整理したこと、準備手続を単独制裁判官の審理の場合にまで拡張したこと、準備手続を経た口頭弁論期日の変更に制限を加えたこと及び在廷証人等に対し日当、旅費、止宿料等を支給することができることにしたこと、以上の四点である。

民事訴訟事件の迅速な処理を図るため、やむを得ない措置である。

一、事件の利害得失

本改正によつて、民事訴訟事件の審理の促進が期待せられる。

一、費用

本法の施行には、別段の費用を要しない。

審査報告書

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大島　定吉　郡　祐一
中井　光次　竹下　豐次
尾山　三郎　上條　愛一
梅津　錦一　楠見　義男

要領書

一、委員会の決定の理由

国内航空運送事業令の制定に伴い、国内航空運送事業の免許、貨物、旅客、郵便物の運賃の決定、被免許会社の業務監査を運輸大臣が行うことになつたので、電気通信省の外局にある航空保安庁の事務を運輸大臣の指揮監督下におくため所要の改正を加えたのは適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により、航空、運輸の行政を一体的に遂行し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大島　定吉　中井　光次
楠見　義男　上條　愛一
梅津　錦一　尾山　三郎
竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由

地方財政委員会の職員のうち固定資産の評価等に関する事務を処理する職員を増加するとともに、首都建設委員会及び文化財保護委員会の設置に伴う職員の定員に関し計数整理のため所要の改正を加えたのは適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により行政機関職員定員法の計数を整理することができる。

二、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

一、国立国会図書館の経過に関する報告

右の件は異議なきものと決定した。

よつて国立国会図書館法第十一條により報告する。

昭和二十五年十二月二日

図書館運営委員長　徳川　宗敬

参議院議長佐藤尚武殿

国立国会図書館経過報告資料

（昭和二十五年四月――同九月）

昭和二十五年十一月

国立国会図書館

目次

資料番号　目次

一、調査及び立法考査局の考査件数　調査資料　三

二、〃　〃　分館図書閲覧統計　四

三、国会巡回文庫の利用状況　五

四、行政司法各部門支部図書館の閲覧統計　六

五、〃　〃　考査件数　七

六、〃　〃　目録カード進ちよく状況　八

七、本館並びに行政司法各部門支部図書館間の図書相互貸借状況　九

八、行政司法各部門巡回文庫利用状況　一〇

九、月別閲覧統計（中央館、上野図書館、静嘉堂文庫、東洋文庫）　一一

一〇、中央館職業別閲覧人員統計　一二

一一、中央館和洋別閲覧図書統計　一三

一二、月別考査件数（中央館、上野図書館、静嘉堂文庫、東洋文庫）　一四

一三、刊行物一覧表　一五

一四、総合目録カード作成数及び繰込数　一六

一五、印刷カード製品数　一七

一六、写真複製業務状況　一八

一七、国際的交換のため外国に送つた資料数　一九

一八、国際的交換により受理した資料数　二〇

一九、国際的交換のあつ旋状況　二一

二〇、図書館資料受入統計　二二

二一、図書収集整理統計　二三

二二、和漢書整理統計　二四

二三、洋書整理統計　二五

二四、国及び地方公共団体の出版物の納本統計　二六

二五、行政司法各部門支部図書館の図書受入統計　二七

二六、〃　〃　図書整理統計

二七、〃　〃

一、調査及び立法考査局の考査件数

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
法律、政治関係	一二	一一	一三	四八	二九		
外〃務〃	五二	二一	一六	〇三	一九		
財政金融〃	二一	二一	六〇	一一	一二		
農業〃	三〇	一四	三三	一一	一四		
経済〃	九二	二三	一六	八五	三二		
文教〃	二三	一一	一〇四	二四			
社会、労働〃	一一	一一	二二	二二	一〇		
計	二三	一一	二二	四三	二五	二二	一四〇件

〔注〕この外に簡單な考査が計二一八件あつた。

二、調査及び立法考査局の調査資料（昭和二十五年四月――九月）

刊行番号	資料名	発行年月
B六三	アメリカ経済事情（一月）	二五、四
〃六四	英国総選挙に現れた産業国有化論争	二五、五
〃六五	講和問題に関する国内論調	〃
〃六六	アメリカ経済事情（一月）	二五、五
〃六七	請願制度とその効果	〃
〃六八	教育を中心とする諸外国の文化政策	二五、六
〃六九	英国労働党政府諸計画と国有化	〃
〃七〇	アメリカ経済事情（二月）	〃
〃七一	〃（三月）	二五、七
〃七二	ブレトンウッズ機構の研究	〃
〃七三	アメリカ経済事情（四月）	〃
〃七四	総選挙（一九五〇・二）に対する英国各政党の選挙宣言	〃
〃七五	イギリスの復興と社会民主主義	〃
〃七六	ムント・ニクソン法案議事録	〃
〃七七	講和問題に関する海外論調	〃
〃七八	アメリカ経済事情（五月）	二五、八
〃七九	英国労働党政府下の労働	〃
L・D・Lシリーズ（一）	世界人権宣言	二五、六
〃（二）	イタリヤ講和條約成立の経緯	二五、七
〃（三）	戰後における農業協同経営	二五、八
	国会統計概要（二十五年版）	〃

三、国会分館図書閲覧統計

帶出図書

		四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
館外帶出者	議員及び国会職員	四六〇人	五六五	七九一	五九八	八〇五	一、一三二	四、三五一
	その他	三七〃	九	六	一一	三	一〇	七六
	計	四九七人	五七四	七九七	六〇九	八〇八	一、一四二	四、四二七

帶出図書

	和漢書	洋書	計
四月	八一五冊	二八冊	八四三冊
五月	九〇五	一一	九一六
六月	一、一二三	二〇	一、一四三
七月	八七三	四	八七七
八月	一、二七五	一〇	一、二八五
九月	一、七六五	五	一、七七〇
計	六、七五六	七八	六、八三四

注　閲覧室における閲覧は、自由閲覧のため記録はないが、閲覧者数、閲覧図書数とも上記数の数倍に上るものと思われる。

四、国会巡回文庫の利用状況（昭和二十五年七月――九月）

		七月	八月	九月	
衆・議員宿舎（麻布福吉町）	貸出図書数	五二	六五	三一	一四八
	貸出者数	五二	一九	二五	九六
同・同	貸出図書数	三八	三五	四三	一三三
（高輪）	貸出者数	三六	三五	四一	一一二
参・議員宿舎	貸出図書数	四二	四八	二七	一一七
（麹町）	貸出者数	四二	二六	二七	九五
同・議員会館	貸出図書数	一三二	一一〇	二〇七	四四九
（永田町）	貸出者数	一三二	一一〇	一〇一	三四三
	貸出図書数	二七八冊	二六一冊	三〇八冊	八四七冊
	貸出者数	二六二人	一九〇人	一九四人	六四六人

注　四、五、六月は統計がない。

五、行政司法各部門支部図書館の閲覧統計

四月五月六月七月八月九月　計

閲覧者数	和書	四、八六二	六、一四四	六、九六一	六、五四〇	七、七一三	三八、三六三
	洋書	五、三四一	四、五九九	四、二七七	四、〇四八	三、一七	二、六七五
	計	六、二〇三	六、七四三	六、九四八	八、〇九二	七、〇三〇	四一、五五八人
閲覧図書数	和書	三、〇〇四	三、九一〇	三、七一四	三、〇五一	三、〇七一	一八、七一〇
	洋書	三、三五三	三、六三五	三、五七一	二、三九九	二、〇五一	一二、九五九
	計	六、三五七	七、五四五	七、二八五	五、四五〇	五、一二二	三一、六六九冊
図書帯出者数	和書	六、九六四	七、八七一	八、五二八	三、六一四	八、六四七	九、八八八
	洋書	三、三一	四、一一〇	四、七二五	七、一四	三、三五二	四、七二〇
	計	八、二九五	八、九八一	九、〇〇三	三、三二八	八、九九一	一〇、六〇八
帯出図書数	和書	八、八〇四	一〇、一九五	一〇、三八七	一〇、七一五	一二、八一一	一二、七四四
	洋書	一〇、三七七	一二、〇三三	一二、八〇一	八、一六	八、一六	三、八〇
	計	一九、一八一	二二、二二五	二三、一八八	一八、八八五	二一、〇二五	一六、五二四

六、行政司法各部門支部図書館の考査件数

四月五月六月七月八月九月　計

問合	文書によるもの	四三	三九	三〇	五四	四〇	二六件
	電話その他によるもの	一、九三一	九三五	一、〇一五	九六八	八三七	六、三五九件
回答	文書によるもの	四三	三〇	三四	五一	四〇	二六六件
	電話その他によるもの	一、九一六	九七〇	八七六	八四一	八三〇	六、一四二件

七、蔵書目録カード進ちよく状況

四月五月六月七月八月九月　計

	一七、九五五	一五、五五七	三、一六五	九二〇	二四、二三五	二六、二三九	八八、〇九九枚

八、本館並びに行政司法各部門支部図書館相互間図書貸借状況

四月五月六月七月八月九月　計

	二、二四九	二、二五五	二、一〇五	二、〇九七	二、一〇五	二、〇九一	一三、〇四七冊

九、行政司法各部門支部図書館巡回文庫利用状況一覧

（昭和二十五年九月三十日現在）

図書館名	貸出セット数	返還セット数	未返還セット数	利用者数	（備考）
会計検査院	一	五	〇	三三六	一セットは二〇冊
人事院	一	五	〇	三三六	
内閣文庫	一	一五	六	三八四	巡回図書内訳
統計局	二一	一五	六	三八四	
宮内庁	一	一	一	一	一般考査部より借用図書……七八七冊
日本学術会議	一	一	一	一	
経済安定本部	三	三	一	未詳	E・I・Eより借用図書…三〇〇冊
物価庁	一	〇	一	未詳	用紙割当局借用図書……三四六冊
外務省	一	一	一	一	巡回用図書……四九冊
大蔵省	一四	七	七	三三一	計　一、四八二冊
法務府	一	一	一	一	
文部省	一	一	一	一	
厚生省	一	一	一	一	
農林省	一	一	一	一	
通産省	八	五	三	未詳	
特許庁	一二	三	九	一三九	
運輸省	七	七	〇	二七〇	
郵政省	一	一	一	一	
電通省	一	一	一	一	
労働省	一二	一〇	二	三二八	
建設省	六	五	一	一一四	
最高裁判所	一	一	一	一	
計	八九	五七	三二	一、八九二人	

10　A閲覧人員

月別閲覧統計

四月　五月　六月　七月　八月　九月　計

中央館	七、六七七	一〇、八六二	一二、九六六	八、九六九	一二、六二九	六四、〇六四人
支部上野図書館	三〇、六六九	二四、二一〇	二四、六九三	二七、七一六	三〇、四四四	一五六、八〇七
静嘉堂文庫	三一	三九	四一	七三	六九	三〇六
東洋文庫	一六三	一六八	一七七	二八	三一五	一、四四四
計	三五、六四〇	三五、八七七	三七、〇四九	三四、三五七	四四、三三〇	三四四、七二二

B閲覧図書数

四月　五月　六月　七月　八月　九月　計

中央館	一六、六四八冊	一七、三二〇冊	二〇、九八〇冊	一三、一四四冊	二四、二八四冊	一三三、四三六冊
支部上野図書館	三三、三五七	四六、七五七	四八、五八五	五二、七一八	六三、七一七	三五〇、四三五
静嘉堂文庫	四四三	三三六	四三九	八九八	八七一	三五二
東洋文庫	二、〇四一	二、〇四一	二、二五一	二、八九一	二、九五八	一六、五三一
計	五二、〇四七	六六、八八五	七一、二五六	九七、六三一	九一、八三〇	四五六、九二一

11　中央館職業別閲覧人員（昭和二十五年四月――九月）

		四月	五月	六月	七月	八月	九月	計	一日平均
一般	男	一、八三二人	一、九四四人	二、〇〇三人	一、一〇七人	九一三人	一、四一二人	九、二八四人	
	女	二四四	三五六	一六五	一三〇	一八五	一八一	一、三〇一	
	計	二、〇七六	二、三〇〇	二、一六八	一、二三七	一、一〇七	一、六〇六	一〇、五八五	
学生	男	四、二八八	五、八八九	七、一四〇	五、四八三	六、一四七	八、〇一九	三六、九五五	
	女	一、三四〇	二、六二二	二、一三五	二、一九九	四、三二一	三、二九九	一六、二九六	
	計	五、六二八	八、四九〇	九、二七五	七、六八三	一〇、四七三	一一、三〇八	五三、二五一	
外人	男	一八	二七	一四	一三	二七	二八	一三七	九一
	女	一四	一四	九	一七	七	一〇	七一	五
	計	三二	四一	二三	三〇	三四	四八	二〇八	一四
合計		七、六七七	一〇、八六一	一二、九六六	八、九六九	一二、六五九	一三、九三一	六四、〇六四	

12　中央館和洋別閲覧図書統計（昭和二十五年四月―九月）

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計	一日平均
和書	一四、五四四冊	一六、一三三冊	一九、一三八冊	三一、四二四冊	三一、五六八冊	二七、二六〇冊	一三一、三五六冊	七九四
洋書	二〇五四	一、八六八	一、七五一	一、六六〇	一、六九六	二、〇五〇	一一、〇六〇	七一
計	一六、六四八	一七、五三〇	二〇、九〇八	三三、〇八四	三四、二六四	二九、八六〇	一四二、四一六	八六六

13　月別考査件数

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
中央館	二五九件	二五四件	三三四件	二九一件	三六一件	三八一件	一、八一六件
支部上野図書館	九二一	一、二三一	一、〇八七	一、〇九九	一、六〇六	一、三六八	七、八三三
〃 渋沢青淵記念財団竜門社	一	〇	〇	一	一	三	六
〃 東洋文庫	五	三一	三	三	三	二三	八四
計	一、一七	一、三五七	一、四二四	一、二九二	一、八七	一、七三二	九、二四九

14　刊行物一覧表（昭和二十五年四月―九月）

納入出版物の目録及び記事索引

件名	規格	備考
雑誌記事索引　人文科学篇	B五　三巻一号―〃六号	月刊
〃　自然科学篇	〃　六号―〃	〃
収書通報	一巻一号―〃一一号	二一号で二十四年度分洋書収録完了・なお十月に発行した第二二号で二十三年度分の和漢書の収録を完了。（昭和二十四年九・十月合併号）

国内出版物目録　〃　一巻二号

15　総合目録カード作製及び繰込統計

		昭和二五・四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
カード作成枚数	総数	六、六五二枚	六、〇八六	六、〇八六				
	基本カード	五、八四四	五、四六〇					
	副出・参照カード	八〇八	六二六					
カード排列、繰込枚数	排列総数	六、六五二枚	六、〇八六					
	撤去数	六二八	一、五一五					
	実際繰込数	六、〇二四	四、五七一					

	六月	七月	八月	九月	計	一日平均
総累計	七四一四	五、九二〇	一、一三三	七四一四	六、二九二	
	六五七六	五、五三五	一、〇四一	六五七六	一、三六一	五二五
	八、一一〇	六、一三三	一、九一八	八、一一〇	二、九一〇	一一二
	六、二七七	四、〇六〇	九一	六、二七七	七九一	三〇六
	三、三三七	三、〇一一	八、一二四	三、三三七	八、三五七	三二七
	四一、三三五	三五、九六四	四一、三三五	四一、三三五	一六五、三四〇	六三五
	九一、三三九	七六、六四四	一四、六四五	九一、三三九	二一、七六八	七九、五六一

16　印刷カード製品数

		六月	七月	八月	九月	計	一日平均
一九四八年印刷カード	枚	三一、四二三	一、五五八分	二、〇一四	三一、四二三	一、五五八分	六〇
		四八、一八六	二、四一七	九一、七五五	四八、一八六	二、四一七	九三
		四七、一六一	二、四三三	五九、六一一	四七、一六一	二、四三三	九三
		一七、七三六	一、〇五〇	七一三	一七、七三六	一、〇五〇	四〇
		〇	〇	六四、〇八八	〇	八九四	三四
		一九〇、八四〇	一〇〇、一七	四三、一四五一	一九〇、八四〇	一〇〇、一七	三八五
一九四九―五〇年印刷カード	枚	九九、八四五	一、四三五分	一、四三五分	九九、八四五	一、四三五分	五五
		九二、七五五	一、一〇八	一、一〇八	九二、七五五	一、一〇八	四二
		六〇、〇五一	八四七	八四七	六〇、〇五一	八四七	三二
		五九、六一一	七一三	七一三	五九、六一一	七一三	二七
		六四、〇八八	八九四	八九四	六四、〇八八	八九四	三四
		四三、一四五一	一、五八二	一、五八二	四三、一四五一	一、五八二	六一
合計	枚	三一、一三六	二、九二三分	二、九二三分	三一、一三六	二、九二三分	一一二
		一四〇、九四一	三、七八	三、七八	一四〇、九四一	三、七八	一四五
		一〇六、四一七	三、二四四	三、二四四	一〇六、四一七	三、二四四	一二四
		一〇六、七三一	三、一三七	三、一三七	一〇六、七三一	三、一三七	一二四
		五九、八三七	一、七九三	一、七九三	五九、八三七	一、七九三	六九
		六四、〇八八	八九四	八九四	六四、〇八八	八九四	三四
		四三、一四五一	一、五八二	一、五八二	四三、一四五一	一、五八二	六一

17　写真複製業務状況

マイクロフィルム　枚

	六月	七月	八月	九月	計	一日平均
四月	三、四四三コマ					
五月	二、三五九					
六月	一、六九二					
七月	一、四二四					
八月	二四三					
九月	三八八					
計	三、八八八					

マイクロフィルムからの印刷焼付　枚

	六月	七月	八月	九月	計	一日平均
四月	二四三					
五月	三八					
六月	七					
七月	四四					
八月	二〇四					
九月	五〇					
計	三一八					

写真焼付　枚

	六月	七月	八月	九月	計	一日平均
四月	三一五					
五月	三一七					
六月	三一〇					
七月	三一三					
八月	九九					
九月	一〇四					
計	一、二三					

スライド用ポジ　枚

	六月	七月	八月	九月	計	一日平均
四月	一、一三					
五月	一、三六一					
六月	一、二一〇					
七月	七九一					
八月	八、三五七					
九月	七九、五六一					
計	九四、八九二					

18　国際的交換のため外国に送つた資料数

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
法第二四條納本※	五、六〇七冊	三、四三一冊	二、三三〇冊	五、〇〇九冊			
印刷カード	一九、七一九枚	三、一〇三九枚	六、九二七枚	〇枚			
図書	〇冊	六四三冊	六八冊	二八三冊			
	〇種	六三種	一九種	二三種			
雑誌	〇種	六三種	一九種	二三種			

（注）※は国及び地方公共団体等の出版物（資料二二参照）

19　国際的交換により受理した資料数

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
図書	〇冊	六四三冊	六八冊	二八三冊	一、九六冊	三、六九七冊	
	〇種	六三種	一九種	二三種	一四種	三五種	
雑誌	〇種	六三種	一九種	二三種	一四種	三五種	

20　国際的交換のあつ旋状況

A　外国から国内に配布のため送付された国際的交換図書

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
	〇	〇	五三〇	〇	八四六	七、四八四	八、九八〇冊

B　国内から外国へ発送した国際的交換図書

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
	五、二九	六、八九三	一、二四九	九、一七九	五、五七六	二、五六六	三〇、六〇〇冊

21　図書館資料受入統計

（中央館・国会分館・支部上野図書館）
（昭和二十五年四月――同九月）

	購入	納本（法第二四條）	納本（法第二五條）	寄贈	移管	国際交換	編入	計
図書	一三、一〇二	一、四九六	四、五六四	二、六四一	〇	三、六七七	五二五	二六、一〇六冊
雑誌	六四四	五七六	一、七九六	一〇〇	〇	三五五	〇	種
新聞通信類※	一〇六	二四九	四四九	四	〇	〇	〇	種
特殊資料	一六二	〇	四七九	〇	〇	〇	〇	六四一点

（注）※印は国会分館及び支部上野図書館の分を含まない。且つ受入の最も多い月の種類数を掲げた。

22　図書収集整理統計

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
受理	一四五三	四四一四	六、六〇九	五、三〇八	四、七二六	六、九二一	二六、七〇二冊
受入（蔵書増加）	一四五三	三、八〇七	六、三五九	四、三四〇	四、〇三三	六、一三五	二六、一〇六冊
登録	五、一三	三、七五〇	六、三五五	六、四七九	七、一一〇	五、七八九	三四、六三五冊
整理	一、七一八	二、九八四	三、〇八四	三、〇八四	二、七二八	二、四五六	四五、三八八冊

23　図書整理統計（和漢書）

○門

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	兒	計
昭和二五年四月	五	一六	八五	二六五	一六九	八〇	九四	五四	三一	二四四	一〇八
五月	一〇三	一四三	一五一	五七一	三三三	一四三	一六八	一〇四	三九	六五三	一三八
六月	一三九	一〇〇	二五八	八〇〇	二〇三	一四三	一二五	九〇	三一	四八四	七四
七月	六一	一三九	一六八	五八三	二〇七	一三六	一八一	一三五	七一	四四一	一五一
八月	一四九	八六	二一五	五一九	一五三	二一	九七	八三	五四	五〇三	五九
九月	九三	五五	九八	五一三	一〇七	九三	一一	六五	三六	三三九	四九
計	五四九	七三九	九六六	三、一五〇	一、〇六一	七〇六	七七六	五三一	二五四	二、六五五	三七五

図書整理統計（洋書）

○門

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	計
昭和二十五年四月	八七	三	三	二四六	一三	一六	二四	三	一九	六三	四五六
五	九	四	二	一八三	二九	三五	二	〇	四九	一八	五一〇
六	六六	四	二	一六一	〇	一	〇	〇	一	八六	三三一
七	三	一五	二	二一一	〇	四	三	二	〇	三五	二九二
八	一一	八	一三	一〇三	四	一六	二五	六	五九	五三	四一八
九	七	四五	四	二四八	三	四	七	三	一三五	七七	五三一
計	一九五	七九	二五	一、一五一	五八	三八	八九	一四	三三五	四九八	二、五六九冊

25　国及び地方公共団体の出版物の納本統計

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
政府・官庁出版物	五〇九八	四、九八九	六、四七九	七、三四〇	八、七七五	六、八三八	三五、二四五点
官庁公報	一、三八二	四、二九〇	三、二〇〇	六、二九九	五、五〇五	四、八〇一	二五、四七五点
県公報	三、三三	三、四七五	四、二八三	四、九三七	六、一九六	三、八九九	二六、〇九三点
計	九、八〇二	一三、七五二	一八、五七六	二〇、四七六	一九、五一八	一四、七〇四点	九一、〇八四点

（注）図書の外に逐次刊行物を含む。資料二二の納本（法第二十四條）統計は図書以外の単位が種類であるから、本統計の統計数と一致しない。

26　行政司法各部門支部図書館の図書受入統計

昭和二十五年

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
購入	二、五八五冊	二、八七冊	三、一四九冊	三、一六四冊	二、五四八冊	二、一七五冊	一五、三〇七冊
和書 受贈	一、二〇〇	七六五	七七	一、四九四	一、三三一	七三一	六、二九七
交換	〇	二	一	二四	二	二九	五八
漢書 その他	五四五	一〇一	三九一	一、六一七	四二	六一	二、七七七
小計	四、三三〇	三、五五三	四、三一八	五、九九四	二、九九六	二四、二一〇	
官庁刊行資料のうち	八四四	六〇七	四二	五六三	八五九	七〇二	四、〇三六
購入	三三一	二六三	三三一	三三〇	二一九	七七	一、二四七
洋書 受贈	一七、	一〇三	二五	五〇	四三	二三	四〇九
交換	五四	六	一	二五	三九	二	一三一
その他	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
小計	五六九	三七一	二九三	三九〇	九二	一、九七一	
官庁刊行資料のうち	六	四〇	一五	二三	一〇	六	八九
総計	四、八九九	三、九二四	四、六五五	五、九二一	四、三二四	三、〇八七	二六、三九一

27　行政司法各支部図書館の図書整理統計

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	計
和書	五、一〇一冊	三、八五五冊	五、五四六冊	三、六八二冊	六、二二八冊	七、一八四冊	三二、五九六
漢書	八六六	五五三	八六三	二九三	一、〇一八	六六九	四、二六一
洋書	五、九六七	四、三九八	六、四二九	三、九五五	七、二三六	七、八五三	三五、八五八
計							

昭和二十五年度国会所管国立国会図書館予算補正要求書審査報告書

昭和二十五年度国会所管国立国会図書館予算補正要求書を審査し別紙勘告を附して国立国会図書館法第二十八條の規定により送付する。

昭和二十五年十一月二十四日

図書館運営委員長　徳川　宗敬

参議院議長佐藤尚武殿

勘告書

昭和二十五年度国立国会図書館予算補正要求書を見るに、この予算は理論上実際上不充分と認める故、議長において是正するよう万全の措置をとられたい。

昭和二十五年度国立国会図書館予算補正要求書

（部局）国立国会図書館

（項）国立国会図書館

事項	昭和二十五年度補正要求額		
	追加額	追加定員	
年末手当支給に必要な経費	二、三五四、〇〇〇円		一人

（説明）国会職員に対し、昭和二十五年末において、年末手当を支給するため必要な経費である。

事項	昭和二十五年度補正要求額 追加額	追加定員
	円	人
国会職員の給與改善に必要な経費	一、一二八、〇〇〇	一

（説明）昭和二十五年一月より、国会職員の給與を改善するため必要な経費である。

事項	昭和二十五年度補正要求額 補正△減少額	減少要求定員
	円	人
節約等による既定経費の減少	△一、三九六、〇〇〇	一

（説明）既定の旅費、事務費等の予算を節約するために上記金額を修正減少する。

昭和二十五年度補正要求額	追加額	修正減少額	追加定員	減少定員
	円	円	人	人
国立国会図書館計	三、四八二、〇〇〇	△三、三九六、〇〇〇	一	一

上記補正要求額の科目別内訳を示すと下記のとおりである。

昭和二十五年度補正要求額

部款項目	追加額	修正減少額	差引修正額	備考
	円	円	円	
国会費				
国立国会図書館	三、四八二、〇〇〇	△三、三九六、〇〇〇	一〇八六、〇〇〇	
二　職員基本給	一、一二六、〇〇〇		一、一二六、〇〇〇	
五　諸手当	二、三五四、〇〇〇		二、三五四、〇〇〇	
八　旅費		△九六、一〇〇	九六、一〇〇	
九　物品費		△一、四三三、九〇〇	△一、四三三、九〇〇	
二一　役務費		△四八二、〇〇〇	△四八二、〇〇〇	
三一　食糧費		△二三、〇〇〇	△二三、〇〇〇	
三四　立法資料調査委託費		△七、〇〇〇	△七、〇〇〇	
三四　文献摘録調査委託費		△一八、〇〇〇	△一八、〇〇〇	
一六　国家公務員共済組合負担金		△三一〇、〇〇〇	△三一〇、〇〇〇	
一七　交際費		△一六、〇〇〇	△一六、〇〇〇	

昭和二十六年度国会所管国立国会図書館予算予定経費要求書審査報告書

昭和二十六年度国会所管国立国会図書館予算予定経費要求書を審査し別紙勧告を附して国立国会図書館法第二十八條の規定により送付する。

昭和二十五年十二月二日

参議院議長佐藤尚武殿

図書館運営委員長　徳川　宗敬

勧告書

国会は民主主義日本建設の最高機関としての自己の職責を果すために、先に非常の決意をもつて国立国会図書館法を制定し、国立国会図書館を創立したのであるが、今やその本格的なる建設の計画を樹立すべき時期に到達した。

以上の理由に基いて本委員会は議長が国立国会図書館の本格的建設計画を採択され、昭和二十六年度予算にその第一着手の実現として、一、敷地の確保　二、建築計画調査機構に要する経費の措置をとられるよう勧告する。

昭和二十六年度国会所管国立国会図書館予定経費要求書

甲予定経費

昭和二十六年度国会所管国立国会図書館の予定経費要求額は　一八〇、六五四、〇〇〇円
であつてこれを前年度予算額　一四〇、四七七、〇〇〇円
に比較すると　四〇、一七七、〇〇〇円
を増加する。

次にその内容を事項毎に説明する。

（部局）国立国会図書館

（項）国立国会図書館

事項	昭和二十六年度要求 要求額	要求定員	前年度予算 予算額	予算定員
	円	人	円	人
国立国会図書館の管理運営に必要な経費	一三〇、〇三一、〇〇〇	内六〇人九ケ月 四七	一〇五、三六八、〇〇〇	四五
（説明）国立国会図書館法に基き国立国会図書館本館の管理運営等に必要な経費である。				
支部上野図書館の管理運営に必要な経費	三五、四三八、〇〇〇	一三	三五、〇八一、〇〇〇	一三
（説明）国立国会図書館法に基き国立国会図書館支部上野図書館の管理運営に必要な経費である。				
（項）国立国会図書館営繕事務費				
国立国会図書館営繕事務に必要な経費	四、〇〇〇	〇	一五〇、〇〇〇	〇
（説明）国立国会図書館書庫新営等営繕工事に関する事務を処理するために必要な経費である。				
（項）国立国会図書館書庫新営費				
国立国会図書館書庫新営に必要な経費	二九、四四五、〇〇〇	〇	五、〇〇〇、〇〇〇	〇
（説明）国立国会図書館において書庫等新営工事のため必要な経費である。				
（項）国立国会図書館各所修繕費				
国立国会図書館各所修繕工事に必要な経費	五、二七〇、〇〇〇	〇	五、〇〇〇、〇〇〇	〇
（説明）国立国会図書館庁舎等修繕工事のために必要な経費である。				
国立国会図書館計	一八〇、六五四、〇〇〇	内六〇人九ケ月 五九	一四〇、四七七、〇〇〇	四七

上記金額の科目別内訳を示すと下記のとおりである。

昭和二十六年度予算及び前年度との比較表

部款項目	昭和二十六年度要求額	前年度予算額	比較増△減	備考
国会費				
国立国会図書館	一四億四五九、〇〇〇	一三億三五七、〇〇〇	一、一三、〇〇〇	
一　職員基本給	六三、一六一、一五〇	五六、三七四、〇〇〇	四、九三、八〇〇	
四　超過勤務手当	五、三四、〇〇〇	四、六九九、〇〇〇	五一、〇〇〇	
五　諸手当	一、五九四、〇〇〇	一、八一、〇〇〇	四一、〇〇〇	
六　雑給与	五六五、〇〇〇	五一七、〇〇〇	三六、〇〇〇	
八　旅費	二、四八〇、一五〇	一、九三、〇〇〇	五四八、一五〇	
九　物品費	五九、〇四一、八〇〇	五八、五三六、七〇〇	五一、〇〇〇	
一二　役務費	二六、九九六、八〇〇	三三、二四、六〇〇	五、七四、一〇〇	
一三　食糧費	四六三、一〇〇	四七、三〇〇 △	一四、一〇〇	
一四　立法資料調査委託費	五〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	
一五　文献摘録調査委託費	三一四、〇〇〇	五六〇、〇〇〇 △	三六、〇〇〇	
一六　国家公務員共済組合負担金	二、七九九、〇〇〇	二、八四三、〇〇〇 △	五四、〇〇〇	
一七　交際費	三一五、〇〇〇	三一五、〇〇〇	〇	
一八　賠償償還及拂戻金	三三、〇〇〇	三四、〇〇〇 △	九、〇〇〇	
一九　保証金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	
国立国会図書館営繕事務費	四八〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	
九　物品費	三八〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一八五、〇〇〇	
一二　役務費	三〇五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一四五、〇〇〇	
三　食糧費	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
国立国会図書館書庫新営費	二九、四四五、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二四、四四五、〇〇〇	
一五　施設費	二九、四四五、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二四、四四五、〇〇〇	
国立国会図書館各所修繕費	五、二八〇、〇〇〇	二、七八〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	
一五　施設費	五、二八〇、〇〇〇	二、七八〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	
合計	一八〇、六五四、〇〇〇	一四〇、四七、〇〇〇	四〇、一七、〇〇〇	

昭和二十六年度予算事項別内訳書

事項	予算額	備考
国立国会図書館管理運営に要する経費	三一〇、〇一二、〇〇〇円	既定人員四〇五名調立増加人員六〇名計四七一名に対する俸給及び人に伴う庁費並びに光熱水料庭園の手入費自動車の維持運搬等の経費
一　本館の維持に要する経費	五一、三八〇、〇〇〇	
二　館員訓育研修に要する経費	一四六、〇〇〇	
三　調査立法考査局の拡充に要する経費	五、八九、〇〇〇	資料図書一、五〇〇、〇〇〇円資料印刷費、調査委託費、旅費等
四　一般公衆の考査奉仕に要する経費	三、六五一、〇〇〇	カード、カード箱、書架、書誌解題の印刷費等
五　綜合目録カード作成に要する経費	一、三五〇、〇〇〇	カード、カード箱等
六　巡回文庫設置に要する経費	五〇〇、〇〇〇	図書費四五〇、〇〇〇円等
七　東洋文庫の維持に要する経費	一、〇二、〇〇〇	
八　靜嘉堂文庫の維持に要する経費	五三二、〇〇〇	
九　受入整理事務に要する経費	一、六〇九、〇〇〇	図書費一〇、五〇〇、〇〇〇円写真復製に要する経費等
一〇　目録索引関係に要する経費	一五五、六九、〇〇〇	納本月報、全国出版物目録雑誌記事索引の印刷刊行費
一一　印刷カード作成に要する経費	五三、三五六、〇〇〇	カード代及びカードの印刷代
一二　印刷カード作成に要する経費	五三、七八、〇〇〇	交換用図書費四七一、六〇〇円郵送料、文献摘録の委託費等
一三　国際図書交換に要する経費	五、八九、〇〇〇	
一四　国会分館の事務に要する経費	二、五四〇、〇〇〇	史料購入費二、五〇〇、〇〇〇円等
一五　憲政史資料蒐集に要する経費	三一七、〇〇〇	
一六　大倉山文庫の維持に要する経費	三一、三五九、〇〇〇	扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当等
一七　職員に対する諸手当に要する経費	二五五、四三八、〇〇〇	
一八　支部上野図書館運営に要する経費	一六、五六八、〇〇〇	既定人員一二二名に対する俸給及び人に伴う庁費光熱水料等
一　支部上野図書館の維持に要する経費	一三五、〇〇〇	タイプライター、消耗品等
二　蔵書保管整備に要する経費	七七九、〇〇〇	消耗品、印刷製本費等
三　未整理図書の分類整理に要する経費	九三、〇〇〇	アルバイト賃金、消耗品等
四　製本業務の拡充に要する経費	四一、〇〇〇	展覧会々場等の借上料等
五　参考事務の整備に要する経費	七〇三、〇〇〇	扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当等
六　職員に対する諸手当に要する経費	三五、一五六、〇〇〇	
営繕工事に要する経費	四〇、〇〇〇	
事務費	二九、四四五、〇〇〇	三宅坂の書庫等新営一六、四四五、〇〇〇円
書庫等新営費	二九、四四五、〇〇〇	上野の書庫一三、〇〇〇、〇〇〇円
各所修繕費	五、二八〇、〇〇〇	赤坂離宮、上野図書館、東洋文庫、靜嘉堂、祖師ヶ谷等
合計	一八〇、六五四、〇〇〇	

昭和二十六年度国立国会図書館予算の増加額調書

（二五、一一、二七）

科目	既定額	改訂額	増加額	備考
職員基本給	六三、一六一、一五〇円	六五、四三〇、二五〇円	三、二六九、〇〇〇円	給與改善による増加
超過勤務手当	五、三四、〇〇〇	六、三五七、〇〇〇	一、〇二三、〇〇〇	
諸手当	一、五九四、〇〇〇	一、六三五、〇〇〇	四一、〇〇〇	
国家公務員共済組合負担金	二、七九九、〇〇〇	三、一五九、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	
計	七三、六五八、一五〇	七九、六六八、二五〇	五、一七、一〇〇	

昭和二十六年度国立国会図書館の予算総額は既定額一八〇、六五四、〇〇〇円に、一七、八七〇、〇〇〇円を加算して、一九八、五二四、〇〇〇円となり、前年度予算との比較四〇、一七七、〇〇〇円は五八、〇四七、〇〇〇円の増加となる。

内閣委員会請願審査報告書第一号

一議長の会議に付するを要するもの。

第一九号　地方民間調査機関の拡充に関する請願

第一五〇号　郡山市に営林局設置の請願

第二九七号　恩給法等一部改正に関する請願

第三二〇号　陸地測量師の恩給復活に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月六日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

内閣委員会請願特別報告第一号

地方民間調査機関の拡充に関する請願

第一九号　東京都千代田区駿河台政経ビル内地方調査機関全国協議会理事長　伊藤武雄外十一名提出

郡山市に営林局設置の請願

第一五〇号　福島県郡山市長本間善庵外一名提出

恩給法等一部改正に関する請願

第二九七号　山口県下関市後町国立下関病院内　村上健吉外一名提出

陸地測量師の恩給復活に関する請願

第三二〇号　神奈川県鎌倉市坂ノ下一六六　田中孫六外四名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月六日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

地方民間調査機関の拡充に関する請願（第一九号）

請願者　東京都千代田区駿河台政経ビル内地方調査機関全国協議会理事長　伊藤武雄外十一名

右の請願は

わが国経済再建のため、国土の総合開発を完全に実施することが根本要件である。しかるにこれに対する計画は往々国費の浪費に終り、その効果を発揮していないから、地方経済の科学的実証的調査を実施し、国土開発の万全を期するため、当面の財政難のため、その機能を充分に発揮していない地方の民間調査機関の拡充強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山市に営林局設置の請願（第一五〇号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

福島県の森林面積は日本森林面積の一割、国有林面積は全国の一割二分を占める広範囲にもかかわらず、営林局管轄は前橋営林局に属し、地域的にも不合理であるばかりでなく、福島県郡山市は福島県の最中央部に在つて、連絡、経営の面からも、事務費や時間も大きな節約ができるから、郡山市に営林局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給法等一部改正に関する請願（第二九七号）

請願者　山口県下関市後町国立下関病院内　村上健吉外一名

右の請願は

現在一般官公吏に対する普通恩給は、給與ベースの上昇に応じて増額されているが、旧軍人軍属に対する傷病恩給は以前として低額のままうち置かれ、さらにこれらの傷病恩給あるいは一時賜金の受給者は未復員者給與法から除外されているため、国立病院や療養所等の入院費用はすべて自己負担となり、現在の物価高と相まつて患者の肉体的精神的苦痛は言語に絶する有様であるから、民生安定と社会不安除去のため、恩給法及び未復員者給與法中一部改正をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

陸地測量師の恩給復活に関する請願（第三二〇号）

請願者　神奈川県鎌倉市坂ノ下一六六　田中孫六外四名

右の請願は

わが国の測量部高等文官技術者として永年奉職し、今次大戦以前に定年制あるいは疾病により退官後夫々定額の恩給を支給されていたが、終戦後間もなく勅令により恩給支給を停止されたため、生活に困り他に職を求めんと努力したが、高齢のこととて、その途もふさがれ現在悲惨な境遇に陥つているのにひきかえ、元同じ官衙に同じ職務で在勤していた判任文官技術者に対しては、引続き恩給が支給されているのは不合理であるから、旧陸地測量部高等文官技術者に対する恩給復活の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七六号　小笠原島の日本復帰に関する請願

第一七八号　在外公館等借入金緊急措置に関する請願

第二〇五号　沖縄諸島の日本復帰に関する請願

第三〇六号　在外公館等借入金支拂促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月六日

外務委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会請願特別報告第一号

小笠原島の日本復帰に関する請願

第七六号　東京都港区芝海岸通り一ノ一一小笠原帰島促進連盟内　横田竜雄外四名提出

在外公館等借入金緊急措置に関する請願

第一七八号　香川県高知市丸亀町六在外公館等借入金緊急措置促進会内　門野嘉平提出

沖縄諸島の日本復帰に関する請願

第二〇五号　東京都千代田区有楽町二ノ二石川ビル船越義英事務所内沖縄諸島日本復帰期成会内　伊江朝助外二十名提出

在外公館等借入金支拂促進に関する請願

第三〇六号　長崎県南高来郡小浜町在外公館等立替金即時支拂促進会内　高瀬徳太郎提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月六日

外務委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

小笠原島の日本復帰に関する請願（第七六号）

請願者　東京都港区芝海岸通り一ノ一一小笠原帰島促進連盟内　横田竜雄外四名

右の請願は

昭和十九年七月小笠原島六千数百の全島民は、着のみ着のままで引揚げてきた。その後六箇年の歳月を経過しているが、いまだに島民の帰島が実現されず、加えて最近同島の国連信託統治が伝えられているが、同島は戦争によって日本の領土となつたものではなく、発見以来七十年島民の楽土として維持されてきたことは、歴史的事実によつて明らかであるから、島民の現況と同島の史的事実を考慮してすみやかに小笠原島の日本復帰を実現するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外公館等借入金緊急措置に関する請願（第一七八号）

請願者　香川県高知市丸亀町六在外公館等借入金緊急措置促進会内　門野嘉平

右の請願は

終戦以来すでに五箇年を経ている今日なお在外公館等借入金について何等の措置も採られていないため、関係者に多大の不安を與えている。しかるに引揚者の生活は現下の物価高と資金難のため、窮乏の極に達しているから、借入金の性質および当時の資金提供者の心境を考慮するとともに、関係引揚者救済のため、公定換算率と物価指数に基く換算により、すみやかに在外公館等借入金を返還せられたい。万一予算計上困難の場合は、引揚者金融公庫を設置する等関係引揚者救済の緊急処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

沖縄諸島の日本復帰に関する請願（第二〇五号）

請願者　東京都千代田区有楽町二ノ二石川ビル船越義英事務所内沖縄諸島日本復帰期成会内　伊江朝助外二十名

右の請願は

最近ワシントン電報はしきりに沖縄諸島は、国連の信託統治下に置き、米国が管理すると報じているが、国連憲章によると信託統治は、自治無能力地域民へ適用されるのを原則としている。しかしながら沖縄は、日本各府県と平等の自治制下に県会市町村会があつて数十年自治運用を慣行して来た自治能力ある日本人であり広く日本政治にも参與し、衆議院に定員五名の議員を選出してきたのである。信託統治制は該地域住民へ将来の独立を保障後見することを眼目とするが、沖縄人は日本から離れて独立しようとする希望など毛頭なく日本の一部として復興しようとする一念のみであるから、沖縄諸島の日本復帰を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外公館等借入金支拂促進に関する請願（第三〇六号）

請願者　長崎県南高来郡小浜町在外公館等立替金即時支拂促進会内　高瀬徳太郎

右の請願は

引揚者の再生資金として在外公館等に対する立替金の確認と同時に、その当時の換算率によつて即時支拂われるよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五一号　在外公館等借入金支拂促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月六日

外務委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

外務委員会陳情特別報告第一号

在外公館等借入金支拂促進に関する陳情

第五一号　宮城県議会議長　栁沢敬之助提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月六日

外務委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

在外公館等借入金支拂促進に関する陳情（第五一号）

陳情者　宮城県議会議長　栁沢敬之助

右の陳情は

引揚者の厚生のため在外公館借入金の政府支拂を促進されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四　号　国庫負担率算定方法の公開に関する請願

第一一二号　中小商工業者に対する不動産担保による長期金融の請願

第一一〇号　碁、将棋具物品税の免税点設定に関する請願

第四九号　時計部分品の物品税撤廃に関する請願

第七一号　第八号、第一一〇号　揮発油税軽減に関する請願

第一八二号　農家に対する課税軽減の請願

第一九八号　釣魚用具の物品税課税に関する請願

第二一五号　日本專売公社福島県小野田村有臨時收納所建物買上に関する請願

第二一九号　酒税引下げに関する請願

第二二五号　たばこ收納代金引上げに関する請願

第二四七号　国民金融公庫宮崎支所資金増額に関する請願

第二五〇号　時計類および同部分品等の物品税撤廃に関する請願

第三二一号　喫煙用具の物品税免税点設定に関する請願

第三二九号　ラジオ受信機等の物品税減免に関する請願

第三四二号　鏡台の物品税撤廃等に関する請願

第四二三号　織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会請願特別報告第一号

国庫負担率算定方法の公開に関する請願

第四号　青森県議会議長　桜田清芽外七名提出

中小商工業者に対する不動産担保による長期金融の請願

第一二号　青森県議会議長　桜田清芽外七名提出

碁、将棋具物品税の免税点設定に関する請願

第二〇号　大阪府中河内郡天美町池内二二〇ノ一三　井上一郎外四十八名提出

時計部分品の物品税撤廃に関する請願

第四九号　東京都台東区東黒門町一七全国時計材料工具工業協同組合理事長　原利雄外一名提出

揮発油税軽減に関する請願

第七一号　福島県平市字田町二常磐交通自動車株式会社取締役社長　野崎満蔵提出

第九八号　大阪市南区難波新地六番町一二南海電気鉄道株式会社取締役社長　吉村茂提出

第一一〇号　福島市上町五〇福島電気鉄道株式会社取締役社長　坪井万三提出

農家に対する課税軽減の請願

第一八二号　千葉県東葛飾郡流山町木村　橋皓留吉外六十四名提出

釣魚用具の物品税課税に関する請願

第一九八号　東京都港区芝新橋二ノ三六日本釣魚会連盟内　堀田正昭提出

日本専売公社福島県小野田村有臨時収納所建物買上に関する請願

第二一五号　福島県西白河郡小野田村長　藤田応農提出

酒税引下げに関する請願

第二一九号　福島県議会議長　蓮沼竜輔提出

たばこ収納代金引上げに関する請願

第二二五号　鹿児島県議会議長　増田静提出

国民金融公庫宮崎支所資金増額に関する請願

第二四七号　宮崎県議会議長　日高彌一提出

時計類および同部分品等の物品税撤廃に関する請願

第二五〇号　東京都中央区新富町三ノ八東京時計眼鏡小売商業協同組合理事長　金山重盛外五百八十二名提出

喫煙用具の物品税免税点設定に関する請願

第三二一号　東京都台東区南稲荷町一一九東京都喫煙具工業協同組合理事長　中村吉松提出

ラジオ受信機等の物品税減免に関する請願

第三二九号　東京都港区三田四国町二番地日本電気株式会社内　斎藤欣也提出

鏡台の物品税撤廃等に関する請願

第三四二号　静岡市安倍川町三八静岡市工芸指導所内全日本鏡台商工業連合会内　前畑波平提出

織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願

第四二三号　東京都中央区日本橋堀留町一ノ六日本絹人絹織物商協会内　杉道助提出

右十八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　小串清一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国庫負担率算定方法の公開に関する請願（第四号）

請願者　青森県議会議長　桜田清芽外七名

右の請願は

現在各種事業等に対する国庫負担率の算定方法は、明朗を欠いているため、各府県においては、国庫負担金の獲得に多額の運動費等を費消している実情であるから、冗費節約のためにも国庫負担率の算定方法を公表せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小商工業者に対する不動産担保による長期金融の請願（第一二号）

請願者　青森県議会議長　桜田清芽外七名

右の請願は

古来わが国の伝統的娯楽である囲碁、将棋は健全娯楽として国際的に認められ、益々発展の途上にあるが、現在この用具類に対して奢侈品として高率な物品税を課せられているため、これに対する大衆の購買慾が阻止され現下の金融難と相俟つて用具製造業者は興廃の岐路に立つているから、斯道の興廃と需要家および製造業者の現況を考慮の上出来得る限りの最高価格の限度をもつて碁、将棋用品の免税点を設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

時計部分品の物品税撤廃に関する請願（第四九号）

請願者　東京都台東区東黒門町一七全国時計材料工具工業協同組合理事長　原利雄外一名

右の請願は

現在時計部分品に対しては、高率の物品税が課せられているが、この部分品が完成品に使用される場合は、二重課税となつている。またわが国の時計部分品工業が諸外国に較べて非常におくれているのもこのためであるから、時計工業の発展を図り、わが国輸出工業の進展のため、時計部分品に対する物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

揮発油税軽減に関する請願（第七一号、第九八号、第一一〇号）

請願者　福島県平市字田町二常磐交通自動車株式会社取締役社長　野崎満蔵

大阪市南区難波新町六番町一二南海電気鉄道株式会社取締役社長　吉村茂

福島市上町五〇福島電気鉄道

株式会社取締役社長　坪井方三

右の請願は
揮発油税は、同税収入額の八十四パーセントを負担する自動車使用者にとつては、諸税負担額の五十パーセントを占めており、その重税にたえかねている実情であるから、現在の経済的客観情勢の変化等を考慮せられて、ガソリンの需給状態、ガソリンと代燃車との有効価額等を再検討せられて、揮発油税の大幅軽減を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農家に対する課税軽減の請願（第一八二号）

請願者　千葉県東葛飾郡流山町木村　橘詰留吉外六十四名

右の請願は
昭和二十四年度確定申告に際し明細書を添付して提出したのに対し、税務署は、申告を無視して農家が実際に要した肥料代、農器具の償却も一部分しか認めず、牛馬の償却の如きは全然認めない反当標準による計算に、さらに副業の有無にかかわらず、すべて全収入の八パーセントを計算されて更正決定をうけたのである。これでは農家は次の肥料代まで納税してもなお滞納になる実情であるから、農業経営の成り立ち得る合理的な課税を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

釣魚用具の物品税課税に関する請願（第一九八号）

請願者　東京都港区芝新橋二ノ三六日本釣魚会連盟内　堀田正昭

右の請願は
今日全国で釣魚を趣味とするものは約二、三百万と称せられ、数多い趣味娯楽の中にあつて最も国民大衆的に普及され、また身心休養、鍛練の上にも最有効として利用かつ、奨励されているにもかかわらず、釣魚用具は奢侈品視され現在五十パーセントの物品税が課せられているので大衆は充分その必要を満し得ず不便不自由の状態であるから、釣魚趣味の大衆性を認識され、一般スポーツと同様最惠的に課税せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本専売公社福島県小野田村有臨時収納所建物買上に関する請願（第二一五号）

請願者　福島県西白河郡小野田村長　藤田応農

右の請願は
福島県西白河郡小野田村たばこ耕作組合は、福島県郡山地方専売公社石川出張所管轄にて支障なく収納していたが、昭和二十三年に白河出張所新設により白河出張所管内に編入されるにつれて、郡山支局長および白河出張所の内意によつて買上げを連絡促進しつつ、収納所を新築したところ、支局長および出張所員の転勤退職によつて、これが買上げの連絡が絶えて、村財政の困難をきたしているから、日本専売公社福島県小野田村有臨時収納所の建物を買い上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

酒税引下げに関する請願（第二一九号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔

右の請願は
現行酒税法による各種酒税は、いずれも販売価格の六十九・八パーセントを占めて、国民は間接に高額の税を納めることになり、その負担に堪えない状態である。しかるに、最近農村、漁村さらに、一般中小企業者の不振は深刻なものであるが、勤労大衆の最大のし好品である酒類が、このような実状では、密造の防止はもとより、生産意欲の高揚に影響するから、すみやかに酒税の全面的引き下げを断行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

たばこ収納代金引上げに関する請願（第二二五号）

請願者　鹿児島県議会議長　増田静

右の請願は
最近農家は、デフレ経済により窮乏の一途をたどりつつあるときこれが打開策としては何をおいてもたばこ耕作が有力な換金作物であることは論をまたない処である。最近聞くところによると、たばこ収納代金を現在の六等級から八等級に細別し、葉たばこの検査を厳重にするとのことであるが、かかる結果から必然的に収納価格の減額が予想されるから、収納代金の等級設定については、最上級は現行のままにすえ置いてもそれに次ぐ一、二、三等の中位等級は価格の増額をなし、たばこ耕作者の生産意欲を向上せしめると共に、その品質の向上を図られるような措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民金融公庫宮崎支所資金増額に関する請願（第二四七号）

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一

右の請願は
国民金融公庫宮崎支所開設以来の借入申込みは毎月増加し、八月末現在の融資決定額は千九百万円を超え当初の予定わくを超えようとしている。このような状態は宮崎県が未開発後進県であるため金融機関の数も少く、従つて零細預金は、すべて郵便貯金に吸収されて、同県への還元が、はなはだ不活発となり、庶民金融が窮迫しているためであるから、これらの事情を考慮されて、宮崎支所に対する融資基金を増強せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

時計類および同部分品等の物品税撤廃に関する請願（第二五〇号）

請願者　東京都中央区新富町三ノ八東京時計眼鏡小売商業協同組合理事長　金山重盛外五

百八十二名

右の請願は
時計類および同部分品等は日常生活上欠くことのできないものであるにもかかわらず、三割の物品税が課せられているため、他の必需品に比べはなはだしく高価となつて、一般大衆が購買でき難い現状であり、また、時計業者も、この高率物品税のため事業経営が妨げられ、生死の境にあるから、時計類および同部分品に対する物品税を撤廃されたいとの趣旨であつて参議院は、時計部分品の納品税撤廃に関する願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

喫煙用具の物品税免税点設定に関する請願（第三二一号）

請願者　東京都台東区南稲荷町一一九東京都喫煙具工業協同組合理事長　中村吉松

右の請願は
喫煙具は、わが国の雑貨輸出の重要部門を占めているが、物品税が課せられているため、製造工場の維持を困難にし、輸出能率を阻害しているから、喫煙具に対し、物品税の免税を設定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ラジオ受信機等の物品税減免に関する請願（第三二九号）

請願者　東京都港区三田四国町二番地日本電気株式会社内　斎藤欣也

右の請願は
ラジオ、レコード蓄音機、有線機器等は、国民の文化生活維持に絶対不可欠のもので、とりわけラジオは生活必需品として国民に正しい情報と正しい判断を與える重大な使命を負うものである。しかるにこれら諸機器に対する現行物品税は、その生産および普及をいちじるしくはばみ、文化国家建設の支障となつているから、これらの物品に対する物品税を免税するかまたは大幅に減免せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鏡台の物品税撤廃等に関する請願（第三四二号）

請願者　静岡市安倍川町三八静岡市工芸指導所内　全日本鏡台商工業連合会内　前畑波平

右の請願は
鏡台は、わが国民生活にとつて生活必需品であつて決してぜいたく品ではない。しかるにこれに対していまだに物品税が課せられているのは、不合理であるからこれをすみやかに撤廃せられたい。なお撤廃不可能な場合は、最低位の課税率とし、五千円以下を免税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願（第四二三号）

請願者　東京都中央区日本橋堀留町一ノ六日本絹人絹織物商協会内　杉道助

右の請願は
織物消費税の廃止により生産業者ならびに販売業者の在庫品に対する損失を補償するため、廃止実施日現在におけるその在庫品に対し、廃止税額に相当する金額を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五号　国家公務員共済組合の赤字国庫負担に関する陳情
第五号　商工組合中央金庫資金確保に関する陳情
第五九号　ブレトン・ウッヅ機構加盟促進に関する陳情
第五五号　東京都新宿区本塩町二大蔵省共済組合事務所内非現業共済組合員代表会議内　多田英一提出

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情特別報告第一号

国家公務員共済組合の赤字国庫負担に関する陳情

第五五号　東京都新宿区本塩町二大蔵省共済組合事務所内非現業共済組合員代表会議内　多田英一提出

右の通り審査決定した。よつて別冊を送付する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

大蔵委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五七号　大阪市西区江ノ子島上ノ町大阪府商工協同組合連合会長　三木亦市提出
商工組合中央金庫資金確保に関する陳情
第五七号　大阪市西区江ノ子島上ノ町大阪府商工協同組合連合会長　三木亦市提出
ブレトン・ウッヅ機構加盟促進に関する陳情
第五九号　東京都千代田区丸ノ内一ノ一一日本工業倶楽部ビル内経済同友会内　工藤昭四郎外一名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国家公務員共済組合の赤字国庫負担に関する陳情（第五五号）

陳情者　東京都新宿区本塩町二大蔵省共済組合事務所内非現業共済組合員代表会議内　多田英一

右の陳情は
非現業官庁職員の作つている公務員共済組合は、昭和二十四年度において相当の赤字を生じたので、今後の運営に重大な支障をきたしているから、共済組合の赤字を国庫で負担されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

商工組合中央金庫資金確保に関する陳情（第五七号）

陳情者　大阪市西区江ノ子島上ノ町大阪府商工協同組合連合会長　三木亦市

右の陳情は
戦後わが国の経済は中小企業によるところが大きく、その中小企業は企業数の九十パーセント以上が協同組合的経済単位にあつて、中小企業者の系統金融機関である商工組合中央金庫の融資いかんに影響される状態である。しかるに、政府は同庫に預託してある政府資金を取り上げるようなであるが、年末を控えてこのような措置を採られては中小企業者のために、はなはだ遺憾とするところであるから、政府は政府預金の取上げ

を中止するとともに長期融資の承認ならびに当面の目標額である二百億円の融資が可能となるよう資金を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ブレトン・ウッヅ機構加盟促進に関する陳情（第五九号）

陳情者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一一日本工業倶楽部ビル内経済同友会内　工藤昭四郎外一名

右の陳情は

いまやわが国は経済の安定と復興を見るにいたり、国際社会への復帰を待つだけとなつた。しかし講和問題については世界の情勢によつて色々の制約と困難が予想されるが、われわれはこの講和問題に平行して経済的自立による国際経済社会への復帰に努力すべきである。この意味において講和の如何にかかわらず、経済自立の態勢を整え、すみやかに国際通貨基金および国際復興開発銀行加盟の具体的準備体制を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五号　昭和二十六年度農地関係予算復活に関する請願

第八号　土地改良事業費国庫補助増額に関する請願

第一〇号　早場米奨励金制度存続に関する請願

第一五号　国有林地内砂防工事実施促進に関する請願

第三〇号　土地改良事業費全額国庫補助に関する請願

第三二号　農業改良普及事業の強化徹底に関する請願

第三三号　農業緊急対策に関する請願

第五一号　揚水機関電化事業費国庫補助に関する請願

第五四号　森林法中一部改正に関する請願

第五八号　宮城県下の水害復旧対策に関する請願

第八八号　地方競馬主催者の収得する控除金率の改正に関する請願

第九五号　購買農業協同組合連合会に国庫資金による長期低利の融資の請願

第一二九号　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する請願

第一八一号　水稲秋落防止対策費国庫助成に関する請願

第一八八号　早場米奨励金継続に関する請願

第一九九号　供米の適正および飯米対策に関する請願

第二二四号　昭和二十四年度供米報奨用ならびに農家向特殊消費者用衣料品滞貨処理に関する請願

第二三一号　市町村農地委員会事業費国庫補助増額に関する請願

第二三二号　昭和二十四年耕地災害復旧費国庫補助増額に関する請願

第二三三号　主要食糧確保のための病虫害防除緊急対策に関する請願

第二四一号　山口県川上村の災害耕地等復旧に関する請願

第二六七号　国有林野拂下げに関する請願

第二七七号　みそ、しよう油醸造用必需物資確保に関する請願

第二八六号　豊沢川農業水利事業費予算増額に関する請願

第二九九号　小野田市沖の干拓工事促進に関する請願

第三一七号　単作地帯の農業災害補償制度改善に関する請願

第三一八号　都道府県農業共済組合連合会事業費不足金全額国庫補助に関する請願

第三九六号　昭和二十六年度白河矢吹国営開拓事業費全額割当に関する請願

第四一八号　愛知県野田村のかんがい用水路改修工事費助成に関する請願

第四四七号　農林漁業金融に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　岡田　宗司

参議院議長佐藤尚武殿

農林委員会請願特別報告第一号

昭和二十六年度農地関係予算復活に関する請願

第五号　青森県議会議長　桜田清芽外七名提出

土地改良事業費国庫補助増額に関する請願

第八号　青森県議会議長　桜田清芽外七名提出

早場米奨励金制度存続に関する請願

第一〇号　青森県議会議長　桜田清芽外七名提出

国有林地内砂防工事実施促進に関する請願

第一五号　青森県議会議長　桜田清芽外七名提出

土地改良事業費全額国庫補助に関する請願

第三〇号　山形市長　針木重屹外四名提出

農業改良普及事業の強化徹底に関する請願

第三二号　群馬県利根郡桃野村大字和名中二、七一六　吉沢松太郎外十名提出

農業緊急対策に関する請願

第三三号　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五　松沢隼人外六名提出

揚水機関電化事業費国庫補助に関する請願

第五一号　宮城県庁内遠田、桃生、牡鹿三郡及石巻市水利組合連合会内　塩谷末吉外十七名提出

森林法中一部改正に関する請願

第五四号　埼玉県兒玉郡矢納村二、〇九六　新井喜作外十四名提出

宮城県下の水害復旧対策に関する請願

第五八号　宮城県庁内宮城県町村議会議長会内　千田庄一提出

地方競馬主催者の収得する控除金率の改正に関する請願

第八八号　愛知県知事　青柳秀夫提出

購買農業協同組合連合会に国庫資金による長期低利融資の請願

第九五号　岡山県議会議長　生末近夫提出

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する請願

第一二九号　福島県議会議長　運沼竜輔提出

水稲秋落防止対策費国庫助成に関する請願

第一八一号　香川県知事　金子正則提出

早場米奨励金継続に関する請願

第一八八号　新潟県議会議長　兒玉竜太郎提出

供米の適正および飯米対策に関する請願

第一九九号　新潟県議会議長　兒玉竜太郎提出

昭和二十四年度供米報奨用ならびに農家向特殊消費者用衣料品滞貨処理に関する請願

第二二四号　鹿兒島県議会議長　増田静提出

市町村農地委員会事業費国庫補助増額に関する請願

第二三一号　鹿兒島県議会議長　増田静提出

昭和二十四年耕地災害復旧費国庫

補助増額に関する請願
第二三二号　鹿児島県議会議長　増田静提出
主要食糧確保のための病虫害防除緊急対策に関する請願
第二三三号　東京都中央区銀座西三ノ一全国指導農業協同組合連合会内植物防除推進協議会内　土屋春樹提出
山口県川上村の災害耕地等復旧に関する請願
第二四一号　山口県阿武郡川上村白上原　横山豊治外四十九名提出
国有林野拂下げに関する請願
第二六七号　北海道小樽市花園町自給菜園組合内　川崎喜代治提出
みそ、しょう油醸造用必需物資確保に関する請願
第二七七号　東京都千代田区神田練塀町八〇、全国味噌工業協会内　飯田又右衛門外二名提出
豊沢川農業水利事業費予算増額に関する請願
第二八六号　岩手県議会議長　村上順平提出
小野田市沖の干拓工事促進に関する請願
第二九九号　山口県小野田市長代理助役　進藤省吾外一名提出
単作地帯の農業災害補償制度改善に関する請願
第三一七号　東京都千代田区一ノ一九全国農業共済協会内東北信共済対体協議会内　佐藤善太提出
都道府県農業共済組合連合会事業費不足金全額国庫補助に関する請願
第三一八号　東京都千代田区一ノ一九全国農業共済協会内　東北信共済対体協議会内　佐藤善太提出
昭和二十六年度白河矢吹国営開拓事業費全額割当に関する請願
第三九六号　福島県西白河郡矢吹町長　仲西正次外十四名提出
愛知県野田村のかんがい用水路改修工事費助成に関する請願
第四一八号　愛知県渥美郡野田村　小谷俊雄提出
農林漁業金融に関する請願
第四四七号　秋田県庁内秋田県耕地協会内　石川準吉外一名提出

右三〇件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　岡田　宗司

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

昭和二十六年度農地関係予算復活に関する請願（第五〇号）

請願者　青森県議会議長　桜田清芽外七名

右の請願は

農地改革の徹底は、農村民主化の絶対の要件であり、現在はこれが総仕上げの重要な段階にあるにもかかわらず、政府は農地改革の形式的完了を強調し、昭和二十六年度農地関係人員および予算を大削減したことは、今後の創設自作農の維持育成、小作契約の文書化、農地の交換分合および土地改良など重要なる事業を実施し、なおぼう大なる農地改革の残務を責任をもつて完全に処理することは絶対に困難であるから、本改革事業を完成せしめるために、昭和二十五年度程度の人員と予算を認められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費国庫補助増額に関する請願（第八号）

請願者　青森県議会議長　桜田清芽外七名

右の請願は

昭和二十四年度以降団体営土地改良事業に対する国庫補助は大幅に消滅されているが、現下の情勢上食糧増産や農業経営の合理化の緊要度はますます加わり、その必須条件として土地改良事業の急速な進展が要望されているから、現在農村のひつ迫した経済状態、とくに単作地帯の農家経済の実情を考慮されて、土地改良事業に対する国庫補助予算の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十一月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

早場米奨励金制度存続に関する請願（第一〇号）

請願者　青森県議会議長　桜田清芽外七名

右の請願は

最近早場米奨励金制度の存続が問題となつているが、本制度の恩恵に浴しているのは、主として東北、北陸地方の寒冷地帯農家であるから、本制度に代るべき保護政策が決定しない現段階においては、本制度を存続するよう昭和二十六年度奨励金として本年度同額の奨励金を予算化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林地内砂防工事実施促進に関する請願（第一五号）

請願者　青森県議会議長　桜田清芽外七名

右の請願は

国土の荒廃は水源山地の荒廃に基因すると言い得る。しかして各河川の水源山林はおうむね国有林であるが、従来国有林の治山治水が遅々として進まないので、国土荒廃に重大なる影響を招いている現状であるから、国土保全、民生安定の趣旨に従つて国有林地内の砂防工事を急速に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業の強化徹底に関する請願（第三二号）

請願者　群馬県利根郡桃野村大字和名中二、七一六　吉沢松太郎外十名

右の請願は

農民の農業改良助長法の永続実施を熱望しているから、同法の永続実施を図られるとともに、農業改良普及事業の推進母体として農業改良委員会を存続し、普及指導方法の改善、普及員の修養施設の拡充、普及事業に関する予算の増額等の処置を採られ

たいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業緊急対策に関する請願（第三三号）

請願者　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五　松沢隼人外六名

右の請願は

過剰人口と諸物価の値上り、低米価と重税等によりわが国の農業は、窮乏の一途をたどつているから、（一）農産物価格の生産費方式採用、（二）現行食糧管理制度の改革、（三）公共事業費の大幅増額、（四）農林中央金庫の民主的拡充、（五）農業協同組合の経営合理化、（六）肥料資金対策として、農業協同組合への融資、（七）肥料、農業用電力料金の引下げ等による農業緊急対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

揚水機関電化事業費国庫補助に関する請願（第五一号）

請願者　宮城県庁内遠田、桃生、牡鹿三郡及石巻市水利組合連合会内　塩谷末吉外十七名

右の請願は

宮城県遠田、桃生、牡鹿三郡及石巻市水利組合は、重油機関による揚水機を用いて同組合地域の水田三千二百七十町歩をかんがいしているが、揚水機関として使用しているヂーゼル揚水機が永年の使用によつて非常に磨滅して性能がいちじるしく低下しており、その上燃料油の入手がうまく行かず、関係農民の悩みとなつているから、同揚水機関を電化する費用の半額を国庫で補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

森林法中一部改正に関する請願（第五四号）

請願者　埼玉県兒玉郡矢納村二、〇九六　新井喜作外十四名

右の請願は

森林組合設置以来組合運営の経験から見て、一村一組合ではその機能が完全に果されない憾が多いから、町村の地勢その他の状況によつては、二つの組合を設けられるよう森林法中一部の改正を行われたいとの趣旨であつて参院議は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県下の水害復旧対策に関する請願（第五八号）

請願者　宮城県庁内宮城県町村議会議長会内　千田庄八

右の請願は

宮城県下を襲つたこの度の災害によつて道路をはじめ橋、堤防の欠壊、流失等が極めて多く農家の損害もじん大であつた。これをこのまま放置すると農民の生産意欲が減退し食糧一割増産の国策遂行上支障を生じるから、（一）災害復旧工事を急速に実施し、かつ国庫負担金を即時交付すること、（二）町村の災害復旧費が十五万円以上に及ぶときはすべて国庫負担とすること、（三）耕地災害復旧費は土木災害と同様全額国庫負担とすること、（四）砂防工事の実施等の施策を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣が実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方競馬主催者の收得する控除金率の改正に関する請願（第八八号）

請願者　愛知県知事　青柳秀夫

右の請願は

近時競輪が盛になるに伴い、地方競馬の売上高がいちじるしく減少しているが、その主な原因は、主催者の收得する控除金の率のいちじるしい相違にあることが公知の事実となつている。しかるに地方競馬は地方財政に大きな関係を持つているのであるから、これが維持継続を図るため、この際地方競馬主催者の取得する控除金の率を競輪と同率にするよう関係法令を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

購買農業協同組合連合会に国庫資金による長期低利融資の請願（第九五号）

請願者　岡山県議会議長　生末近夫

右の請願は

現下農村における産業経済の中枢機関である購買農業協同組合は、戦後経済界の激変と主要食糧供出に伴う報償物資取扱等の影響によりその経営は憂慮にたえない実情にあるから、これが緊急対策として、購買農業協同組合連合会に国庫資金による長期低利の融資措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する請願（第一二九号）

請願者　福島県議会議長　運沼竜輔

右の請願は

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律は、本年五月十日公布され、農林関係補助金は従来と異り災害復旧事業の調査、設計その他工事、事務の指導監督は、都道府県知事がこれに当り、国庫補助金のみ直接事業に交付されるため、復旧事業の緩急その他事業遂行上支障が多いから、政府は、国庫補助金の交付にあたりこれらの事務を知事に委任するか、または他の適切な方法により県に一括交付せられ本法の運用に関し適切妥当な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水稲秋落防止対策費国庫助成に関する請願（第一八一号）

請願者　香川県知事　金子正則

右の請願は

香川県の水稲の最大減收の原因である秋落については、あらゆる施策を

講じて防止に腐心している。しかしながら試験研究機関の成績と農家の体験によつて固形肥料の施行および客土等は全く驚異的効果があることが認められ次第に普及しつつあるが、これが改善方法には相当多額の経費を必要とするためその処置を講ずることがほとんど不可能な実情にあるから、昭和二十六年度予算において国庫をもつて固形肥料の加工費ならびに客土用泥土および山土の運搬費用の一部を助成する等適切な施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

早場米奨励金継続に関する請願（第一八八号）

請願者　新潟県議会議長　皃玉竜太郎

右の請願は

新潟県は、積雪寒冷の自然的條件に制約され営農形態は水稲単作経営を余儀なくされ耕地の利用率も低く農業所得は極めて低位かつ不安定であり農家経済の窮迫は他の多毛作地方に比しはなはだしく早場米奨励金の制度はこれを幾分なりともそれを緩和する役割をなしてきたのである。しかるに政府は明年度予算において早場米奨励金を本年度の半額に削減する由と聞くがこれは本県の如き水稲単作地帯の農家に多大の影響を與えるものであるから、本年度通り六十億円を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

供米の適正および飯米対策に関する請願（第一九九号）

請願者　新潟県議会議長　皃玉竜太郎

右の請願は

新潟県の本年における稲作は成育期高温多濕の悪天候により七万五千町歩に及ぶ稲熱病の発生に加え、虫害およびかんばつ、更にジェーン、キジア両台風による倒伏等により菌核病を伴う稔実障害を生じ、事前生産割当量に比しいちじるしい減收をきたし、飯米すら確保し得ない農家も多数に上りまことに憂慮にたえない実情であるから、すみやかに適正な供出量の補正ならびに飯米対策等を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十四年度供米報奨用ならびに農家向特殊消費者用衣料品滯貨処理に関する請願（第二二四号）

請願者　鹿児島県議会議長　増田靜

右の請願は

主食供出報奨ならびに特殊消費者向衣料品はすべて命令に基き荷受けを行いその命ずる処によつて配給を行つたものであり、保有の義務のみを負い処分権のないものであつて、特に供米リンク用衣料品の滯貨については、政府の措置がいちじるしく遅延し、その上抜本的対策を欠くため、未だにその完結を見ず、それらから生ずる一切の損失がことごとく末端荷受機関および單位農協ならびに衣料登録小売店にしわ寄せされることは、現下適切なる援護を急務とする單位農協ならびに中小商業者を更に深刻なる恐慌に追い込むものであるから、すみやかにこの損失保償の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

市町村農地委員会事業費国庫補助増額に関する請願（第二三一号）

請願者　鹿児島県議会議長　増田靜

右の請願は

農地改革事業は、発足以来あらゆる困難とたたかつて着々と成果を挙げてきたが、さらに今後農地の交換、分合、地目の異動整理およびこれに関する啓もう等なお幾多の問題が山積しているのに現在の国庫委託補助一委員会平均十万一千円では到底初期の目的を完遂することは不可能であるから、一委員会平均少くとも五十五万円に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十四年耕地災害復旧費国庫補助増額に関する請願（第二三二号）

請願者　鹿児島県議会議長　増田靜

右の請願は

鹿児島県の昭和二十四年度耕地災害復旧査定額は、総額十四億七千二百余万円の巨額に達し、現在迄に既に査定額の五十四パーセントの復旧を了したが、これに対する政府の事業割当額は五億八千四百余万円（査定額の三十九パーセント）で現在において既に二億九百万円の超過出来高を生じており、これらの支拂の大半は農業協同組合又は地元銀行等の金融機関からの短期借入によつて賄つているので、現下農村経済の窮迫下に差し迫つた立替金および借入金の利子さえ支拂えない現状であるから、すみやかに二十四年度災害復旧費に対し補正予算を計上されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

主要食糧確保のための病虫害防除緊急対策に関する請願（第二三三号）

請願者　東京都中央区銀座西三ノ一全国指導農業協同組合連合会内植物防除推進協議会内　土屋春樹

右の請願は

講和会議を目前に控え、わが国経済自立の根幹をなす主要食糧の自給体制の確立が緊急課題となつてきた現在において、これに応える最善の方策として、しかも進んでわが国の農業生産力を高め、あわせて経済的技術的諸條件整備への端緒を開くために、（一）農作物防疫行政の刷新強化、（二）農作物防疫体制の拡充強化等強力な法的ならびに予算的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県川上村の災害耕地等復旧に関する請願（第二四一号）

請願者　山口県阿武郡川上村白上原　横山豊治外四十九名

右の請願は

山口県阿武郡川上村は、今回のキジア台風によつてじん大な被害を受け、約十五町歩は一瞬にして河原と化しこれが復旧は一日も猶予出来ない現状であるから、すみやかに本村の災害耕地および堤防等の復旧工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林野拂下げに関する請願（第二六七号）

請願者　北海道小樽市花園町　自給菜園組合内　川崎喜代治

右の請願は

北海道小樽市所在の国有林三百十四町歩は、昭和十九年以来、小樽市民約一万世帯の耕作者が、食糧確保のため耕作して現在に至つている。しかるに今回の小樽市都市計画案によれば、公園、住宅地、農耕地として拂下げを申請中の由であるが、すみやかに同国有林野の拂下げを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

みそ、しよう油醸造用必需物資確保に関する請願（第二七七号）

請願者　東京都千代田区神田練塀町八〇全国味噌工業協会内　飯田又右衛門外二名

右の請願は

みそ、しよう油は、国民生活上の必需品で、主食に次ぐ重要食品であるから、良質の商品を適正価格で供給するため、丸大豆の輸入の促進国内産大豆の増産、脱脂大豆の確保等を図られると共に味そしよう油の生産原価の十パーセントから十四パーセントを占める塩の価格値下げと、輸入を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国営豊沢川農業水利事業費予算増額に関する請願（第二八六号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

国営豊沢川農業水利事業に対する国庫予算の配布状況は、昭和二十四年度千万円、本年度千万円の少額のため本事業の完成が憂慮されているが、東北地方、ことに岩手県の如き地理的條件からして、農業経営上農業水利事業は重要かつ緊急を要するものであるから、本事業をすみやかに完成するため本年度予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小野田市沖の干拓工事促進に関する請願（第二九九号）

請願者　山口県小野田市長代理助役　進藤省吾外一名

右の請願は

山口県小野田市沖干拓工事が遅々として進まないので、市民は高潮のときでさえ安らかに眠ることができない有様であるから、右干拓工事をすみやかに完成されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

単作地帯の農業災害補償制度改善に関する請願（第三一七号）

請願者　東京都千代田区一ノ一　九全国農業共済協会内東北信共済団体協議会内　佐藤善太

右の請願は

寒冷地単作地帯農民の最大の不安は、気象上からくる冷害および水害等の不可抗的な災害である。とくに北海道、東北、北信地方はほとんど連続的に災害を受けているため、同地帯の単作農家は、一箇年の生活を保つことさえ困難な状態に陷つているから、これら単作地帯の農家の窮状を救うため、農業災害補償法による農作物の最高補償を八割に引上げるよう、同法の一部改正および緊急予算的措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都道府県農業共済組合連合会事業費不足金全額国庫補助に関する請願（第三一八号）

請願者　東京都千代田区一ノ一　九全国農業共済組合協会長　松村真一郎

右の請願は

農業災害補償法施行以来、連年の大災害によつて、都道府県農業共済組合の事業不足金は逐年累増し、その事業経営は危機にひんしており、このままでは農業災害補償制度の機能は停止の寸前にあるから、（一）都道府県農業共済組合連合会の事業不足金を全額国庫負担とすること。（二）農家負担を現行のままにして掛金率を大幅に引き上げること。（三）当面の危機を打開するため長期低利資金を融通すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十六年度白河矢吹国営開拓事業費全額割当に関する請願（第三九六号）

請願者　福島県西白河郡矢吹町長　仲西正次外十四名

右の請願は

福島県白河、矢吹開拓事業は、二億円の見返資金と九千六百余万円予算割当決定を見た国営大事業であるが、同開拓の基礎工事ともいうべき水源工事が遅れているため、計画の遂行をいちじるしくはばんでいるから、昭和二十六年度事業費割当に際しては、水源工事必要経費および地区内幹線水路工事の必要経費全額の割当を決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県野田村のかんがい用水路改修工事費助成に関する請願（第四一八号）

請願者　愛知県渥美郡野田村　小谷俊雄

右の請願は

愛知県渥美半島の中央に位する野田村は四方起伏する小高き山地に囲れ、芦ヶ池を水源とする用水路を開

さくし、主穀農業によつて立つ農村である。しかるにこのかんがい用水路は開設以来四十五年もたつているため、はなはだしく老朽し、応急的揚水動力ポンプを使用し、やつと水田経営をなしている状態で、当村は挙村一致して、村費を支出し根本的改修計画をたてたが、いまだ所要経費に不足しているから、当村のかんがい用水路改修工事に政府助成金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は実情調査の上鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林漁業金融に関する請願（第四四七号）

請願者　秋田県庁内秋田県耕地協会内　石川準吉外一名

右の請願は

長年の宿望であつた農林漁業金融の特別機関が、昭和二十六年度より創設されることとなつたが、われら農村民の要望を貫徹するために、（一）取扱機関を農林中央金庫のみとせず、その他の金融機関を含めること、（二）貸付は長期かつ低利とし、貸付方法も手続を簡素化すること、（三）貸付業務を昭和二十六年度当初からとすること、（四）貸付に当つては特に寒冷単作地帯の特殊事情を考慮すること等を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二七号　間人漁港修築工事施行に関する請願

第二八号　由良漁港船だまり施設工事施行に関する請願

第二九号　中浜漁港拡張工事施行に関する請願

第五九号　大槌漁港修築工事促進に関する請願

第八九号　東北海区機船底曳網漁業者の北海道海区操業に関する請願

第二四六号　徳島県北灘村漁港の諸施設等のジエーン台風災害復旧に関する請願

第二五二号　平漁港改修工事施行に関する請願

第二六〇号　惠臺漁港修築工事施行に関する請願

第二六二号　内水面漁場管理委員会の漁業改革委託費増額に関する請願

第二六三号　海区漁業調整委員会の漁業改革委託費増額に関する請願

第二八〇号　須津漁港改修工事施行に関する請願

第二八四号　漁船保険事業の拡充強化に関する請願

第二九〇号　島根県五十猛村漁業協同組合製氷施設費国庫補助に関する請願

第二九一号　吉田漁港災害復旧に関する請願

第三一四号　漁業制度改革実施増額に関する請願

第三八四号　九十九里沿岸漁業転換融資に関する請願

第三九〇号　千葉県大貫漁港災害防止工事施行に関する請願

第四二六号　荒廃漁場の復旧に関する請願

第四二七号　まき網漁業許可方針の確立に関する請願

第四二八号　漁業金融の合理化に関する請願

第四二九号　水産資源枯渇防止に関する請願

第四三一号　漁船船員法制定に関する請願

第四三三号　漁業経営費の低減および魚価の維持対策に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会請願特別報告第一号

間人漁港修築工事施行に関する請願

第二七号　京都府竹野郡間人漁業協同組合長　池田米蔵外一名提出

由良漁港船だまり施設工事施行に関する請願

第二八号　京都府加佐郡由良村漁業協同組合長　松本三郎兵衛外三名提出

中浜漁港拡張工事施行に関する請願

第二九号　京都府竹野郡下宇川村下宇川漁業協同組合長　小野嘉一郎外二名提出

大槌漁港修築工事促進に関する請願

第五九号　岩手県上閉伊郡大槌町大槌港船主連盟内　倉沢繁雄外二百三十二名提出

東北海区機船底曳網漁業者の北海道海区操業に関する請願

第八九号　宮城県塩釜市字港無番地　遠藤金一外百十七名提出

徳島県北灘村漁港の諸施設等のジエーン台風災害復旧に関する請願

第二四六号　徳島県板野郡北灘村長　的場高徳外二名提出

平漁港改修工事施行に関する請願

第二五二号　長崎県北松浦郡平町長　小辻金治外二名提出

惠臺漁港修築工事施行に関する請願

第二六〇号　島根県八束郡惠曇町長　川谷館市外二名提出

内水面漁場管理委員会の漁業改革委託費増額に関する請願

第二六二号　京都府庁内経済部水産課京都府内水面漁場管理委員会内　佐野健太郎提出

海区漁業調整委員会の漁業改革委託費増額に関する請願

第二六三号　京都府舞鶴市字北田辺舞鶴海区漁業調整委員会長　千歳長吉外二名提出

須津漁港改修工事施行に関する請願

第二八〇号　島根県那賀郡岡見村長　藤村八右衛門外一名提出

漁船保険事業の拡充強化に関する請願

第二八四号　福岡県庁水産課内福岡県漁船保険組合長　前野伝外六名提出

島根県五十猛村漁業協同組合製氷施設費国庫補助に関する請願

第二九〇号　島根県邇摩郡五十猛村二〇七四五十猛村漁業協同組合長　林謙輔提出

吉田漁港災害復旧に関する請願

第二九一号　静岡県榛原郡吉田町長　武田千春提出

漁業制度改革実施費増額に関する請願

第三一四号　岩手県盛岡市内丸一岩手県海区漁業調整委員会内　鈴木保惠外三名提出

九十九里沿岸漁業転換融資に関する請願

第三八四号　千葉県知事職務代理者総務部長　佐藤秀雄提出

千葉県大貫漁港災害防止工事施行に関する請願

第三九〇号　千葉県君津郡大貫町長　三木仙太郎外三十四名提出

荒廃漁場の復旧に関する請願

第四二六号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　秋山皐二郎外五名提出

まき網漁業許可方針の確立に関する請願

第四二七号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　秋山皐二郎外五名提出

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 参議院会議録第十号附録（その五）

漁業金融の合理化に関する請願
第四二八号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内
秋山皐二郎外五名提出

水産資源枯渇防止に関する請願
第四二九号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内
秋山皐二郎外五名提出

漁船船員法制定に関する請願
第四三一号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内
秋山皐二郎外五名提出

漁業経営費の低減および魚価の維持対策に関する請願
第四三三号　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内
秋山皐二郎外五名提出

右二十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

間人漁港修築工事施行に関する請願（第二七号）

請願者　京都府竹野郡間人漁業協同組合長　池田米蔵外一名

右の請願は京都府間人漁港は、丹後沿岸における有数の漁港であるが、港内に五本棒礁と呼ばれる大暗礁があるため、船舶の出入に危険多く、その上港内は全体に浅く干潮時には漁船の航行すら困難な状態である。加えて西北風の波浪を防ぐために築造された西防波堤の長さが不足のため効果が充分でなく、暴風時にはしばしば漁船の難破を見る実状であるから、すみやかに間人漁港の修築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

由良漁港船だまり施設工事施行に関する請願（第二八号）

請願者　京都府加佐郡由良村漁業協同組合長　松本三郎兵衛外三名

右の請願は京都府由良村所在の由良川河口は、従来から指定港湾に編入されているが、河口一帯が遠浅のため常に波浪高く、またひんぴんたる出水の都度浅瀬の位置が移動するために船舶の出入が極めて困難な現状であるから、漁船の保全と、随時自由なる出漁により漁獲高の飛躍的発展を計るために本漁港に船だまりを設けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中浜漁港拡張工事施行に関する請願（第二九号）

請願者　京都府竹野郡下宇川村下宇川漁業協同組合長　小野嘉一郎外二名

右の請願は中浜港は、日本有数の漁場として知られている経ヶ岬附近の天然の良港であるが、最近同地方の漁業が拡張発展したため、各種漁船の出入が急激に増加し、現在の港湾施設では到底同港の機能を完全に果すことができないから、同港の使命と当地漁業の振興を考慮して、すみやかに中浜漁港の拡張工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大槌漁港修築工事促進に関する請願（第五九号）

請願者　岩手県上閉伊郡大槌町大槌港船主連盟内　倉沢繁雄外二百三十二名

右の請願は大槌漁港は、昭和二十二年度より岩手県代表漁港として修築工事に着手して着々進行しつつあるが、第一次計画の赤浜地先より蓬莱島間の岩礁を縫う防波堤工事も未だ完成せずまた逐年漁船増加の一途を辿りけい船の困難をきたしている現状であるから、岩手県漁港発展のためすみやかに防波堤の張切り、ならびに繋船護岸工事に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北海区機船底曳網漁業者の北海道海区操業に関する請願（第八九号）

請願者　宮城県塩釜市字港無番地　遠藤金一外百十七名

右の請願は東北海区機船底曳網漁業者の北海道海区操業に関しては、昭和二十四年度は一ケ年を限つて一部漁船の入海を認められた。然るに本年度新漁期を迎え最小限昨年同様の入海を当局に陳情中であつたが、一部漁船の迸反操業のため北海道側の反対に会つて未解決のまま放置せられている現状であるが、前記漁業者は北海道海区操業以外に現下の窮状を打開する道がないので、昨年度同様北海道海区入海許可の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県北灘村漁港の諸施設等のジエーン台風災害復旧に関する請願（第二四六号）

請願者　徳島県板野郡北灘村長　的場高徳外二名

右の請願は徳島県北灘村は、漁業に依存して村民の経済を維持しているが去る九月のジエーン台風によつて、生活の基盤ともいうべき漁船、漁具、漁港等の財産を失つてしまつた。しかしてその被害は余りにもし大で、到底自力のみによる復旧は不可能であるから、零細な同地区漁民に復興の気力と前途の光明を與えるため、(一)長期融資の実現、(二)統制漁具資材の割当増加、(三)漁港施設の復旧強化等必要

な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平漁港改修工事施行に関する請願（第二五二号）

請願者　長崎県北松浦郡平町長　小辻金治外二名

右の請願は

平漁港は五島列島の最北端に位置する宇久島の東部に位し各種漁業の根拠地に最適し、且つ長崎方面から五島列島を経て平戸島および北九州ならびに四国中国地方を結んで航行する各種船舶および東支那海等に出漁する漁船等の避難寄港が多いにもかかわらず港湾施設が不完備のため一朝時化の兆候の際はこれらの漁船はもち論あらゆる船舶の避難が不可能な実情であるから、防波堤を築造してこの不便を一掃するよう改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

惠曇漁港修築工事施行に関する請願（第二六〇号）

請願者　島根県八束郡惠曇町長　川谷龍市外二名

右の請願は

惠曇港は、島根半島の中央部に位置する島根県屈指の良港で、水産物の陸揚港および避難港として重要な役割を果している。しかるに港口が西向のため、波浪の進入が激しく、かつ最近の大型船舶の増加によつて、今までの漁港施設がせまくなり、他方土砂の流入堆積によつて港内の航行に支障が生じているから、当港の機能を完全に発揮するため、惠曇漁港の修築工事を国費を以て施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

内水面漁場管理委員会の漁業改革委託費増額に関する請願（第二六二号）

請願者　京都府庁内経済部水産課京都府内水面漁場管理委員会内　佐野健太郎

右の請願は

内水面漁場管理委員会は、内水面漁業の実体と関係漁民の自由意志に基く、世論を把握し、さらに積極的な増殖計画を加味した合理的な漁場計画の樹立を重要な任務としているが、今回政府より漁業改革委託費として内水面漁場管理委員会に内示された額は僅かに十九万余円で書記一名の配置もなく実状に即した漁業改革の断行は到底至難であるから、内水面漁場管理委員会の漁場改革委託費を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海区漁業調整委員会の漁業改革委託費増額に関する請願（第二六三号）

請願者　京都府舞鶴市字北田辺舞鶴海区漁業調整委員会長　千歳長吉外二名

右の請願は

海区漁業調整委員会は、漁業の実態と、漁民の自由意思に基く世論を把握し、さらに学理と技術的の根拠に立脚して有効適切な漁場計画の樹立を重要な任務としているが、今回政府より内示された漁業改革委託費は僅かに三百三十三万余円で所要経費の半額に過ぎないため所期の改革を実行することは到底至難であるから、海区漁業調整委員会の漁業改革委託費を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

須津漁港改修工事施行に関する請願（第二八〇号）

請願者　島根県郡賀郡岡見村長　藤村八右衛門外一名

右の請願は

島根県那賀郡岡見村須津船だまりは、従来浜田市長浜港以西山口県江崎港に至る間の唯一の避難港を兼ねた優秀な船だまりであつたが、昭和十八、九年の大風水害により港内は大部分浅くなり、加うるに終戦後中型発動漁船は急激に増加し、地元漁船のけい留すら至難の状態であるから、すみやかに港内拡張改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船保険事業の拡充強化に関する請願（第二八四号）

請願者　福岡県庁水産課内福岡県漁船保険組合長　前野伝外六名

右の請願は

漁船保険事業は、船価、機関等の騰貴により漁業者が昨今の不漁で保険料の負担に困つて容易に保険加入ができないから、漁船保険事業の円滑な運営と発展を期するため、（一）漁業災害補償制度の確立、（二）異常災害に対する国家補償、（三）戦争に基因する赤字補てん（四）特別会計の手持資金を農林中央金庫に預入する途を開くと同時に同金庫より漁船保険組合に融資の途を開く等の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県五十猛村漁業協同組合製氷施設費国庫補助に関する請願（第二九〇号）

請願者　島根県邇摩郡五十猛村二〇七四五十猛村漁業協同組合長　林謙輔

右の請願は

島根県五十猛村漁業協同組合製氷施設の整備については、資金難により再三工事を中止しながら、本村漁港の重要性と製氷設備の必要性および漁民の熱意と努力により工事を続けてきたのであるが、本年に入り税と資金難のため瓦解の寸前にあるから、漁民の熱意と努力とを考慮され本施設費を国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉田漁港災害復旧に関する請願（第二九一号）

請願者　静岡県榛原郡吉田町長　武田千春

右の請願は

静岡県榛原郡吉田漁港は、同地方における漁業根拠地として、利用船舶が年々増加しているが、本年六月の大水害によつて従来の形態を全然留めない程の被害を受け、このまま放置すれば同地方一帯の漁業生産および漁家経済に重大な影響を受ける状態になつているから、国費をもつて吉田港の災害復旧工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業制度改革実施費増額に関する請願（第三一四号）

請願者　岩手県盛岡市内丸一岩手県海区漁業調整委員会内　鈴木保惠外三名

右の請願は

漁業権漁業の漁場と漁部落の関係、ことに岩手県のようなリアス式海岸線における共同漁業権の地区決定等は、漁業制度改革上極めて重要な問題であり、これが完遂のためには相当な費用を必要とする。しかるにこれに予定されている費用が僅少のため、漁場および漁部落の実地調査等を完全に行うことができないから、漁業制度改革実施費を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九十九里沿岸漁業転換融資に関する請願（第三八四号）

請願者　千葉県知事職務代理者総務部長　佐藤秀雄

右の請願は

九十九里浜を中心とする沿岸漁業は、近年同海区いわし資源の変動による徹底的不漁と、同沿岸における特殊事情に基く漁場制限となり、いまや決定的危機に直面しており、沿岸約二万の水産業者の生活は破たんにひんしている現状であるから、これが打開策として漁業生産の協同化による多角的遠洋漁業に転換したいから、すみやかに資金融通の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県大貫漁港災害防止工事施行に関する請願（第三九〇号）

請願者　千葉県君津郡大貫町長　三木仙太郎外三十四名

右の請願は

千葉県大貫漁港は、房総半島の西海岸中央部富津崎の南側に位する有数なる漁港基地であつたが、昭和二十三年九月アイオンの台風によつて大なる被害を受け、港内はもとより港外迄広ぼうたる砂丘を築き、これが港内に波及して干潮時には一本釣舟さへ出入不可能の状態に加えて最近これがため難波船の数が増加し、由々しい社会問題となる虞があるから、すみやかに本漁港の災害防止工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

荒廃漁場の復旧に関する請願（第四二六号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　秋山阜二郎外五名

右の請願は

まき網漁業にとつては、海底沈下物のあることは漁網の損耗をきたすばかりでなく、これによつて全然操業不能に陥るから、暴風雨害による漁場の荒廃、沈没船、墜落機体、その他の海底沈下物により操業不能となつている数多くの漁場をすみやかに復旧せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

まき網漁業許可方針の確立に関する請願（第四二七号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　秋山阜二郎外五名

右の請願は

まき網は、その対象とする魚類の変化から、従来の単なる沿岸漁業より漸次沖合漁業に転換を余儀なくされ、これに従つて使用漁船も最近ではほとんど大型機動船によらねばならない現状である。然るにこの許可関係は依然として旧体のまま一律に都道府県知事の管轄下におかれているので種々の弊害を生じているから、新漁業制度の確立と共にすみやかにその許可方針の確立を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業金融の合理化に関する請願（第四二八号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　秋山阜二郎外五名

右の請願は

漁業金融の統一的合理化のために、(一)独立又は特別取扱金融機関の指定、(二)漁業手形の法制化、(三)漁業共済基金制度の法制化、(四)設備資金、着業資金等の融資方法の確立、(五)漁業共済基金の積立等に対する免税等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国家法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産資源枯渇防止に関する請願（第四二九号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　秋山阜二郎外五名

右の請願は

現在の漁業不振と漁場の荒廃に鑑み、水産資源に対する基本的な調査を直ちに開始すること、(二)調査研究にあたつてはその項目ならびにその結果につき広く関係者に周知せしめるよう公表すること、(三)海洋調査にあたつては現在各県の保有する特に大型の指導船についても国費をもつて一層活用をはかるよう方途を講ずること、(四)漁船とつながりをもた

せるようにすること、（五）魚族のはん殖保護と魚族資源維持のために、稚魚の実態調査を実施し、これにより稚魚のらんかく防止とはん殖保護のための必要な制限措置を講ずること、等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて、内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船船員法制定に関する請願（第四三一号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　秋山皐二郎外五名

右の請願は

漁船乗組員に関する法的措置は、現行制度上二元的な取扱を受け、然かも水産行政の中から全然無視されている現況に鑑み、漁業民主化に伴う各般の措置と共に、早急に漁船々員法を制定公布せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業経営費の低減および魚価の維持対策に関する請願（第四三三号）

請願者　東京都港区芝琴平町一不二屋ビル内日本旋網漁業協会関東北地区協議会内　秋山皐二郎外五名

右の請願は

漁業経営費の内、その主要部分をなす資材面については、前年同期の二倍半の値上りを示しているが、これに対し魚価は、最近いちじるしく暴落を続け、漁業経営者に重大な影響を與えている。かくてはわが国の漁業は崩壊のやむなきに至るから、（一）生産奨励金の支給、（二）研究施設の設置、（三）保蔵施設に対する補助助成、（四）金融対策の実施等漁業経営費の低減と魚価の維持方策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一号　境港の港湾施設工事施行に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

水産委員会陳情特別報告第一号

境港の港湾施設工事施行に関する陳情

第一一号　鳥取県西伯郡境町長　足立民一郎外二千九百七十八名

右の陳情は

境港は、舞鶴、門司両港の中間にある日本海沿岸の良港であるが、港湾施設が不備のため、貿易港、漁港としての価値を減じており、漁港施設の完備は境町振興の一大生命線であり、陸揚木桟橋は老朽して使用に堪えないから、貿易港湾施設と併行至急に改築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号、第三二五号　紀勢線中陳情

第一一号　鳥取県西伯郡境町長　足立民一郎外二千九百七十八名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

境港の港湾施設工事施行に関する陳情（第一一号）

陳情者　鳥取県西伯郡境町長　足立民一郎外二千九百七十八名

右の陳情は

境港は、舞鶴、門司両港の中間にある日本海沿岸の良港であるが、港湾施設が不備のため、貿易港、漁港としての価値を減じており、漁港施設の完備は境町振興の一大生命線であり、陸揚木桟橋は老朽して使用に堪えないから、貿易港湾施設と併行至急に改築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号、第三二五号　紀勢線中未完成区間工事再開に関する請願

第二四号　魚沼線復活に関する請願

第七八号　仙台貨物駅建設に関する請願

第一〇一号　浜松、米原両駅間鉄道電化に関する請願

第一一六号　福島駅本屋改築工事促進に関する請願

第一二六号、第一二七号　棚倉町、宮本村間に国営貨客自動車運輸開始の請願

第一二八号　磐越東、西両線および水郡線の列車運転回数増加等に関する請願

第一三一号　二本松、津島両駅間に国営バス運輸開始の請願

第一三二号　白棚鉄道復活に伴う停車場設置等の請願

第一三三号　中村、新地両駅間に新駅設置の請願

第一三五号　中村駅貨物ホーム拡張に関する請願

第一三六号　白河保線区存置に関する請願

第一三七号　白棚鉄道復活に関する請願

第一五一号　喜久田駅待合室拡張等に関する請願

第一八四号　伊達紋別駅施設改善に関する請願

第二〇一号　宮下、川口間に鉄道敷設の請願

第二一一号　川東、谷田川両駅間に駅員無配置駅設置の請願

第二一二号　東北本線西郷信号場を駅に昇格の請願

第二一七号　小野新町、須賀川両町間および須賀川、長沼両町間に国営バス運転開始の請願

第二三九号　貝田信号場を駅に昇格の請願

第二四〇号　神俣駅を滝根駅と改称するの請願

第二五八号　上野市、名張町間鉄道敷設に関する請願

第二八三号　三陸沿岸鉄道敷設に関する請願

第二八九号　岩手県道遠野川井線に国営自動車運輸開始の請願

第二九五号　津軽環状鉄道開通促進等に関する請願

第三〇二号　志布志、古江両線の列車ダイヤ増加等に関する請願

第三〇九号　兵庫、鷹取両駅間に長田駅新設の請願

第三一〇号　特急中一本を神戸まで延長するの請願

第三四三号　日南鉄道貫通促進に関する請願

第三五七号　赤穂線中未選定区間路線の選定に関する請願

第四一〇号　岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第四二五号　日本国有鉄道法中一部改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第一号

紀勢線中未完成区間工事再開に関する請願

第一号　三重県南牟婁郡木本町長　前川義雄外七名提出

第三二五号　三重県議会議長

矢野九三外四名提出

魚沼線復活に関する請願

第二四号新潟県北魚沼郡小千谷町長　位下松五郎外二名提出

仙台貨物駅建設に関する請願

第七八号　宮城県仙台市議会議長　佐伯満雄提出

浜松、米原両駅間鉄道電化に関する請願

第一〇一号　大阪市議会議長　生田伊助外七名提出

福島駅本屋改築工事促進に関する請願

第一一六号　福島県庁内福島商工会議所会頭　坪井万三提出

棚倉町、宮本村間に国営貨客自動車運輸開始の請願

第一二六号　福島県東白河郡棚倉町役場内棚倉町振興会内　藤田豊作外百五十五名提出

第一二七号　福島県東白河郡棚倉町長　山崎芳昌外百五十五名提出

磐越東、西両線および水郡線の列車運転回数増加等に関する請願

第一二八号　福島県議会議長　蓮沼竜輔提出

二本松、津島両駅間に国営バス運輸開始の請願

第一三一号　福島県安達郡小浜町長　鈴木和一外十名提出

白棚鉄道復活に伴う停車場設置等の請願

第一三二号　福島県東白川郡社川村長　長田将義外一名提出

中村、新地両駅間に新駅設置の請願

第一三三号　福島県相馬郡駒ヶ嶺村長　目黒権治提出

中村駅貨物ホーム拡張に関する請願

第一三五号　福島県相馬郡中村町社団法人中村商工会議所会頭　桜井文治提出

白河保線区存置に関する請願

第一三六号　福島県東白河郡白河市長　田中伸三外二名提出

白棚鉄道復活に関する請願

第一三七号　福島県東白河郡棚倉町長　山崎芳昌外百五十五名提出

喜久田駅待合室拡張等に関する請願

第一五一号　福島県安積郡喜久田村長　鈴木広澄提出

伊達紋別駅施設改善に関する請願

第一八四号　北海道有珠郡伊達町長　岡審提出

宮下、川口間に鉄道敷設の請願

第二〇一号　福島県大沼郡高田町字西裏屋敷添甲二、一九八ノ一福島県大沼地方町村会内　坂内巌外二名提出

川東、谷田川両駅間に駅員無配置駅設置の請願

第二一一号　福島県石川郡小塩江村長　相楽代助外五名提出

東北本線西郷信号場を駅に昇格の請願

第二一二号　福島県白河市長　田中伸三外二名提出

小野新町、須賀川両町間および須賀川、長沼両町間に国営バス運輸開始の請願

第二一七号　福島県岩瀬郡須賀川町長　前田藤吉外九名提出

貝田信号場を駅に昇格の請願

第二三九号　福島県伊達郡大木戸村長　春日佑幸外六名提出

神保駅を滝根駅と改称するの請願

第二四〇号　福島県田村郡滝根町長　熊谷武夫外一名提出

上野市、名張町間鉄道敷設に関する請願

第二五八号　三重県上野市長　中井徳次郎外十一名提出

三陸沿岸鉄道敷設に関する請願

第二八三号　岩手県気仙郡盛町長　鈴木文助外四十三名提出

岩手県道遠野川井線に国営自動車運輸開始の請願

第二八九号　岩手県議会議長　村上順平提出

津軽環状鉄道開通促進等に関する請願

第二九五号　青森市国道通り津軽環状線既成同盟会内　横内実提出

志布志、古江両線の列車ダイヤ増加等に関する請願

第三〇二号　宮崎県南那珂郡福島町長　西北勝良提出

兵庫、鷹取両駅間に長田駅新設の請願

第三〇九号　神戸市長田区二葉町六ノ八六　白川一夫提出

特急中一本を神戸まで延長するの請願

第三一〇号　神戸市生田区海岸通一ノ一六神戸商工会議所会頭　宮崎彦一郎提出

日南鉄道貫通促進に関する請願

第三四三号　宮崎県日南市長　井戸川一外六名提出

赤穂線中未選定区間路線の選定に関する請願

第三五七号　岡山県上道郡西大寺町長　家野猛之外二十九名提出

岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第四二〇号　山口県岩国市長　津田弥吉外四十五名提出

右三十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

紀勢線中未完成区間工事再開に関する請願（第一号、第三二五号）

請願者　三重県南牟婁郡木本町長　前川義雄外七名

請願者　三重県議会議長　矢野九三外四名

右の請願は

紀勢東西線の全通工事完成は、単に鉄道運営の合理化のみでなく、地方産業の振興、地方文化の向上に重大な影響を及ぼすものであるが、地方民多年の要望であるのにかかわらず、未完成区間である木本、尾鷲間三十六キロの路線の工事は先年来中止されたまま放置されているが、沿線にはわが国三大漁場の一である熊野灘や、吉野熊野の美林を控え、また水力資源や地下資源に富む地帯を有しているから、地方産業開発の見地から未完成区間の工事をすみやかに再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

魚沼線復活に関する請願（第二四号）

請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町長　位下松五郎外二名

右の請願は

魚沼線の復活工事は、昭和二十一年に着手されたが、同二十三年中止となつた。しかして、同線の沿線は、林産物、農産物の産出地帯であるため運搬に多大の困難を感じているばかりでなく、工場、学校、病院等の通勤者の不便も言語に絶するものがあるから、同線の復活工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

仙台貨物駅建設に関する請願（第七八号）

請願者　宮城県仙台市議会議長　佐伯満雄

右の請願は

仙台市は東北地方最大の消費、生産都市として発展の一途をたどつているが、最近仙台鉄道局管理部の計画によれば、仙台貨物駅の設置を計画し、着々その準備を進めており、本計画完成の暁は、仙台市の復興は

もち論東北地方の産業進展に多大の効果を與えることが明らかであるから、仙台貨物駅の建設をすみやかに実現するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浜松、米原両駅間鉄道電化に関する請願（第一〇一号）

請願者　大阪市議会議長　生田伊助外七名

右の請願は

新日本の建設と産業の復興には鉄道の電化が最も必要である。殊に東海道線の電化こそ現在最も緊要とするところであるが、浜松、米原両駅間の電化が未完成のため折角既設の電化も全機能を発揮出来ないのは遺憾であるから、両駅間の鉄道電化を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島駅本屋改築工事促進に関する請願（第一一六号）

請願者　福島県庁内福島商工会議所会頭　坪井万三

右の請願は

国鉄福島駅本屋は、明治三十六年六月建築された国鉄中でも最古の建物なので、老朽はなはだしく更に当駅は昨年電化の完成をみた奥羽線の起点で県庁所在地福島市の玄関口として東北本線有数の大駅であるため、最近における乗降客、取扱荷物の激増は驚くばかりで現在の建物では駅としての機能を充分に発揮出来ないから、当地一般市民ならびに商工業者多年の念願である商工都市福島にふさわしい福島駅の改築を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

棚倉町、宮本村間に国営貨客自動車運輸開始の請願（第一二六号、第一二七号）

請願者　福島県東白河郡棚倉町役場内棚倉町振興会内　藤田豊作外百五十五名

請願者　福島県東白河郡棚倉町長　山崎芳昌外百五十五名

右の請願は

福島県棚倉町は、近来行政施設は勿論教育、経済、観光等諸般の事態が調整されて輝やかしい発展を遂げたが、交通機能の障害によつて、折角の生産も加工消費を一貫することもできない実状であるから、棚倉町を起点として鮫川、竹貫村を経て、宮本村松川に至る新路線の開設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

磐越東、西両線および水郡線の列車運転回数増加等に関する請願（第一二八号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔

右の請願は

磐越東線は常磐線平駅、西線は県内若松駅を経由して信越本線新津駅に、また水郡線は常磐線水戸駅に接続し、東西両線は表裏日本直通路線として、水郡線は本県と茨城県を結ぶ路線であつて、これらの各線は極めて重要な交通路線であるとともに経済、文化交流の中枢をなすものである。しかるに現在各線の運転実状は、東線において郡山、平間一日上下共五回、西線は郡山、新津間上下共五回他に郡山、会津若松間上り二回、下り一回、水郡線は郡山、水戸間上り三回下り四回に過ぎない。また各線を運転している客車は板張りの腰掛けで雨漏りがする粗末なもので一般乗客の不利不便の実状であるから、すみやかに各線の運転回数を倍加し、更に増加運転には東北本線福島駅より各線に直通するものも加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

二本松、津島両駅間に国営バス運輸開始の請願（第一三二号）

請願者　福島県安達郡小浜町長　鈴木和一外十名

右の請願は

東北本線二本松駅を起点とし、津島駅を経て常磐線浪江駅に達する福島県道二本松浪江線国営乗合自動車運行実現の請願は、既に採択されてその重要性を認められ、さらに国鉄本省および本県関係要職者の沿線町村経済調査ならびに自動車運行可能道路改修計画もされた実状である。しかるに現在本路線の一部に対し福島電鉄の乗合自動車の運行もあるが、既設業者は独占的営業意識を優先とし地方民衆の福祉を無視した現状であるから、地方民衆の福祉と、本県産業開発のために定期国営バス運輸の開始をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白棚鉄道復活に伴う停車場設置等の請願（第一三三号）

請願者　福島県東白川郡社川村長　長田将義外一名

右の請願は

白棚線の復活によつて金沢内に設置されんとする停車場は、福島県社川村の最西端に位し、本村移出入の諸物資ならびに乗降者の便は期待できず、単なる白棚線の復活にすぎないから、路線を変更して本村の中央部逆川を通過させて停車場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中村、新地両駅間に新駅設置の請願（第一三三号）

請願者　福島県相馬郡駒ヶ嶺村長　目黒捨治

右の請願は

常磐線駒ヶ嶺駅を設置すれば、福島県駒ヶ嶺村および隣接町村よりの通学、通勤者その他一般の交通文化に浴せしめ、かつ青少年の向学目的達成のため、また将来の地方産業開発のために貢献するところが大きいから、常磐線中村駅、新地駅間に駒ヶ嶺簡易駅または駅員無配置駅を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中村駅貨物ホーム拡張に関する請願（第一三五号）

請願者　福島県相馬郡中村町社団法人中村商工会議所会頭　桜井文治

右の請願は

福島県中村町は、常磐線、白中線、福中線を始め、原町、福田、磯部杓窪線と四通八達の観があり、さらに経済統制撤廃とともに、その乗降客は平、仙台間においても第一位を占め、貨物の発到着も百三十一トンに達し、これらの貨物の搬出入に百台以上のトラック、および自動車その他の車馬の出入が狭隘な駅前広場を利用するので、乗降客の通行の支障をきたす現状である。しかるに宮城県伊具郡方面から林産物その他鮮魚介類の発送中継荷物は急増の一途をたどり、また松川港の工事完成とともに鮮魚の輸送は激増されこれが輸送の如何は当地方の死活に影響することじん大であるから、中村駅貨物ホームを拡張せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白河保線区存置に関する請願（第一三六号）

請願者　福島県白河市長　田中仲三外二名

右の請願は

白河保線区は、氏家、白河間六十七キロ五百メートルの区間で、線路分区は、氏家、西那須野、黒磯、白河の四ヶ所にして線路班も十四箇所を所有していたが、昭和二十五年八月一日国有鉄道の機構改正により、高久、白河間二十六キロ五百メートルに縮小され、線路区分は一ヶ所、線路班も六ヶ所に、縮小され一部社会に一抹の不安をきたしている現状であるから、この際白棚線の復活も目前に迫つているので、その線を入れるとともに仙台方面に保守担当区域を三十五キロ延長して百キロの担当線区となし白河保線区を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白棚鉄道復活に関する請願（第一三七号）

請願者　福島県白河市長　田中仲三外七名

右の請願は

白棚鉄道区間の各駅取扱に依存する生産物は、八溝山系を中心とする営林官行の木炭、薪、木材を始め、石棚倉町、社川村、高野村、金山村、古関村その他近津村、山岡村、鮫川村の一部より移出される米、麦、薪、木炭、木材等を通算すると相当の巨額となり、しかも沿線近郷の鉱業生産も倍加される実状で、当地としては既に本線復活の陳情手続を取つてきた。しかるに白河の起点より関山口までの工程軌條敷設を終えて、工事中止となつているから、生産鉄道としてまた、文化導入の生命線としての白棚鉄道復活を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

喜久田駅待合室拡張等に関する請願（第一五一号）

請願者　福島県安積郡喜久田村長　鈴木広澄

右の請願は

磐越西線喜久田駅駅舎は、明治三十年の建築であるが、その後何等手を加えることなく現在に至つているため、老朽はなはだしく、最近本駅の乗降客が増加の一途にあるから、すみやかに本駅駅舎および待合室を増築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊達紋別駅施設改善に関する請願（第一八四号）

請願者　北海道有珠郡伊達町長　岡蕃

右の請願は

室蘭本線伊達紋別駅は、噴火湾内の要衝で人口二万四千人を擁し、胆振線の始発駅であるが、この線橋は腐朽に加え構造が狭あいであり、ことに町勢の進展に伴い乗降客が増加しつつあるため異常の混雑を極めているから、すみやかに本駅の諸施設を改善せられると共に本町の発展上、乗客の利便のため、（一）胆振線を伊達紋別構内乗入。（二）室蘭本線急行列車運行ならびに函館始発室蘭本線直通列車運行。（三）室蘭、伊達紋別間のデーゼルカー運行等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮下、川口間に鉄道敷設の請願（第二〇一号）

請願者　福島県大沼郡高田町字西裏屋敷添甲二、一九八ノ一　福島県大沼地方町村会内　坂内巖外二名

右の請願は

奥会津開発とくに只見川筋の電源開発問題は、わが国一大水力地帯と認められ、すでに本年は宮下発電所の完成とともに沼沢沼発電所を建設中であり、さらに柳津、高寺両発電所の準備調査も着手されて、今後は本川上流の本名、滝、田子倉発電所の建設が予定されているがこれらの電力資源開発上鉄道の敷設は絶対不可欠の要件であつて、とくに宮下、川口間は沼沢沼発電所工事の本格化に伴い急を要するものであるから、すみやかに当区間に鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

川東、谷田川両駅間に駅員無配置駅設置の請願（第二一一号）

請願者　福島県石川郡小塩江村長　相楽代助外五名

右の請願は

国鉄水郡線の福島県石川郡小塩江村は、県内屈指の木炭ならびに石材の生産地として知られているが、近くに停車場がないため、これらの物資輸送の障害となつているばかりでなく、最近村内より工場地の郡山市および石川町への通勤者が激増し、これらの者は多大の不便をしのんで遠距離の各駅から乗降している現状であるから、すみやかに川東、谷田川両駅間に駅員無配置駅を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北本線西郷信号場を駅に昇格の請願（第二一二号）

請願者　福島県白河市長　田中仲三外二名

右の請願は

白河市は隣村西郷村の西南端を東西に走る国道四号線に沿つて各種工場の設置、元軍用地の開放による開墾地への入植者さらに国立福島種畜牧場の綜合牧場としての再発足等により逐次人口が増加しつつあるから、東北本線白河、白坂両駅の中間に位する磐城西郷信号所を貨客の取扱い駅に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小野新町、須賀川両町間および須賀川、長沼両町間に国営バス運輸開始の請願（第二一七号）

請願者　福島県岩瀬郡須賀川町長　前田藤吉外九名

右の請願は

昭和二十三年三月福島県岩瀬郡小野新町に国鉄の自動車区が設置せられたので、小野新町以東富岡町間は資源開発に益することができたが、小野新町以西は、いまだ何等の恩恵に浴さず年産二十万俵を算する木炭の輸送もわずかに私営貨物自動車、牛馬等によつている状態であり、また須賀川、長沼間の私営バスは一日五往復しているが何時も満員で病弱者、婦人子供等には利用困難な現状であるから、この地方住民多年の宿望である小野新町・須賀川、須賀川・長沼間に国営自動車の運転を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

貝田信号場を駅に昇格の請願（第二三九号）

請願者　福島県伊達郡大木戸村長　春日佑幸外六名

右の請願は

福島県伊達郡大木戸村は、藤田駅より五キロ七分、越河駅より三キロ六分の地点にあるので附近住民は、鉄道利用の便に惠まれないため、貝田信号場の駅昇格を年来の願望としていたが、文化の発達とともにその必要性は益々加わつている。しかし駅昇格が実現すれば貨客の輸送ばかりでなく、文化ならびに産業経済上に及ぼす影響はじん大であるから、貝田信号場を駅に昇格されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神俣駅を滝根駅と改称するの請願（第二四〇号）

請願者　福島県田村郡滝根村長　熊谷武夫外一名

右の請願は

磐越東線神俣駅は開通当時の大字地名をそのまま呼び、現在の滝根町と異つているが如き錯覚を與えて、滝根町の石灰石開発上、また同町に存在する官公庁の呼称と駅名とが違つているので、行政、経済その他の運用にもはなはだしい不利不便をきたしているから、神俣駅を滝根駅と改称せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

上野市、名張町間鉄道敷設に関する請願（第二五八号）

請願者　三重県上野市長　中井徳次郎外十一名

右の請願は

上野市、名張町は、三重県伊賀地方の政治経済文化の交流開発に決定的地位を占めているが、その間の交通は近畿伊賀線が一本あるだけで旅客貨物の輸送には非常に不便を感じている。しかるに同地方には木材、亜炭、木炭等を初め、一般農産物も多く、その輸送にいちじるしい支障を與えているから、同地方の運輸交通を増強するため、上野市、名張町間に鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸沿岸鉄道敷設に関する請願（第二八三号）

請願者　岩手県気仙郡盛町長　鈴木文助外四十三名

右の請願は

三陸地方は、未開発資源の豊富なことおよび沿線の風光明びな点より見て、産業上また観光上重要な地帯であるが、沿岸を縦貫する鉄道がないため、産業の発展はもとより、東北文化の向上をいちじるしくさまたげているから、沿線物資の輸送と東北地方産業開発の重要性にかんがみ本鉄道の敷設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県県道遠野川井線に国営自動車運輸開始の請願（第二八九号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

岩手県県道遠野川井線は、岩手県内陸部を縦貫する重要なる交通路線であり、沿線は豊富な天然資源に惠まれながら、交通機関がないため資源の開発、地方産業、文化が遅れているから、本路線に国営自動車を運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

津軽環状鉄道開通促進等に関する請願（第二九五号）

請願者　青森市国道通り津軽環状線既成同盟会内　横内実

右の請願は

津軽環状線は、昭和十七年に青森・蟹田間の完成を見たのであるが、今次戦争の進展に伴い、国内資材の不足を理由に戦時中線路および建物を他に転用されたが、終戦後本鉄道復活のため、駅舎および附属建物の整備がなされ残るは他に転用された軌道を敷設するだけであるから、地方産業開発のために本路線の開通を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

志布志、古江両線の列車ダイヤ増加等に関する請願（第二〇一号）

請願者　宮崎県南那珂郡福島町
長　西北勝良

右の請願は

未開発地域として永らく世に取残されていた宮崎県南部地区ならびに鹿児島県大隅地区も、日南地方総合開発と大隅地方総合開発との合流によつて最近、ようやく開発も軌道に乗り人的、物的交流が盛んになつてきたのに反して、その動脈である志布志、古江両線の各駅施設が簡易線のまま放置されていることは、今後の開発に重大な支障となるから、すみやかに両線の施設完備と共に列車ダイヤの戦前復帰、客車の改善等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫、鷹取両駅間に長田駅新設の請願（第三〇九号）

請願者　神戸市長田区二葉町六ノ八六　白川一夫

右の請願は

神戸市長田区は、神戸唯一の重要生産地帯であり、また同区の西北部一帯は、学園地区として各種専門学校の集中も考えられているが、国鉄の駅が区内に一つもないので区民の不便が大きいから、兵庫、鷹取両駅間に請願国鉄電車駅として至急新駅を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

特急中一本を神戸まで延長するの請願（第三一〇号）

請願者　神戸市生田区海岸通一ノ一六神戸商工会議所会頭
宮崎彦一郎

右の請願は

特急銀河の延長により多大の便益を受けた神戸市民および外国貿易商社筋ではさらに、特急「はと」、「つばめ」のいずれか一本を神戸始発とされることを希望しているから、すみやかにこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日南鉄道貫通促進に関する請願（第三四三号）

請願者　宮崎県日南市長　井戸川一外六名

右の請願は

日南鉄道は、九州総合開発の基礎要件として戦前都城、志布志、油津、北郷を経て宮崎に通ずる環状線が計画され、昭和十六年には北郷駅まで完成したのであるが、戦争のため中止されたまま現在に至つているから、すみやかに本鉄道の貫通を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

赤穂線中未選定区間路線の選定に関する請願（第三五七号）

請願者　岡山県上道郡西大寺町
長　家野猛之外二十九名

右の請願は

国有鉄道赤穂線は、岡山県香登以西の路線を除き、路盤、橋、トンネル等全工程の過半を完了しているから、本線建設をすみやかに完成するため産業経済上最も利用度のある香登から岡山県邑久郡を経て上道郡西大寺町を経由するよう路線を選定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第四一〇号）

請願者　山口県岩国市長　津田
彌吉外四十五名

右の請願は

山陽線岩国駅より岩徳線西岩国駅を経て山口県日原駅に通ずる陰陽連絡線岩国日原間鉄道は、さきに鉄道敷設法中に編入せられ、昭和六年度工事実施の運びとなつていたところ、たまたま政府の交つてつによつて新設路線から削除され今日に至つている。本路線は本州西部における山陰本線と山陽本線とを重要部分において連けいする幹線として、日本海と瀬戸内海とを陸上において直結し、わが国民経済を増進するに足る重要路線であるから、岩国、日原間鉄道の速成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願特別報告第二号

日本国有鉄道法中一部改正に関する請願

第四二五号　新潟市議会議長
安藤文平提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

日本国有鉄道法中一部改正に関する請願（第四二五号）

請願者　新潟市議会議長　安藤
文平

右の請願は

現在鉄道関係より選出された地方議会議員は、その専門知識によつて地方自治の発展に大なる貢献をしているが、国家公務員法の制定により、公務員と公職との兼職が禁止されるに至つた。しかるにその後国有鉄道の制度が変更され、地方自治体との間に権力関係がなくなつた今日、このような制度は地方自治発展に重大な影響があるから、日本国有鉄道法第十二條第四項第三号中の地方公共団体の議会の議員の項を削除せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二三号　津屋崎燈台建設に関する請願

第六〇号　岩手県越喜来村首崎に燈台および警報設置の請願

第一〇九号　小名浜海上保安部に陸上無線通信所併設等の請願

第一四二号　郡山市に測候所設置の請願

第一五三号　小名浜海上保安部に陸上無線通信施設新設の請願

第二三四号　鹿児島測候所の地方気象台昇格に関する請願
第二四四号　広島県大島商船学校存続に関する請願
第二六八号　北海道千歳飛行場の内国航空株式会社使用許可に関する請願
第二七八号　岩手県綾里岬燈台に霧中信号施設設置の請願
第二九四号　青森港修築工事促進に関する請願
第三一九号　肥薩線電化電源の天然ガス利用火力発電所建設に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会請願特別報告第三号

津屋崎燈台建設に関する請願

第二三号　福岡県宗像郡津屋崎町長　麦野時雄外五名提出
岩手県越喜来村首崎に燈台および警報設置の請願
第六〇号　岩手県気仙郡越喜来村長　熊谷留之助提出
小名浜海上保安部に陸上無線通信所併設等の請願
第一〇九号　福島県議会議長　蓮沼竜輔提出
郡山市に測候所設置の請願
第一四二号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出
小名浜海上保安部に陸上無線通信施設新設の請願
第一五三号　福島県石城郡小名浜町長　水野政次郎外二十三名提出
鹿児島測候所の地方気象台昇格に関する請願
第二三四号　鹿児島県議会議長　増田幹提出
広島県大島商船学校存続に関する請願
第二四四号　広島県大島郡屋代村大島商船学校存置期成同盟会内　佐々木忠夫外二十四名提出
北海道千歳飛行場の内国航空株式会社使用許可に関する請願
第二六八号　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外一名提出
岩手県綾里岬燈台に霧中信号施設設置の請願
第二七八号　岩手県気仙郡綾里村長　野々村善二郎提出
青森港修築工事促進に関する請願
第二九四号　青森市長　横山実提出
肥薩線電化電源の天然ガス利用火力発電所建設に関する請願
第三一九号　鹿児島市上荒田町四七〇山本天然ガス株式会社創立事務所内　川本泰外一名提出

右十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

津屋崎燈台建設に関する請願（第二三号）

請願者　福岡県宗像郡津屋崎町長　麦野時雄外五名

右の請願は

福岡県津屋崎港は、関門諸港と博多港以西諸港の中間に位置し、当地方の安全避難港として重要な役目を持つている。しかるに同港港口には曾根と呼ぶ長い暗礁があるため、暗夜しけの際等に出入船舶の座礁難破するもの多く、その損害はばく大な額に上つており、人命を失う場合も多いから、船員の生命安全を図り、海難事故を防止するため、同港曾根の鼻の突端に警戒標識燈台を設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県越喜来村首崎に燈台および警報設置の請願（第六〇号）

請願者　岩手県気仙郡越喜来村長　熊谷留之助

右の請願は

岩手県気仙沼越喜来村字鳥頭の首崎は、越喜来港湾の門戸にして同港内は広くかつ、水深深く大小汽船の避難港として重要視せられているが、太平洋中最も深く突出し、北に釜石港の重要港湾を控え、南に大船渡港の良港を擁する地形に位し濃霧の襲来はなはだしく、南東・北東の強烈な地方風と、附近に二大環流の合流点があつて、古昔より航海者の鬼門として魔の崎と称せられ、大小船舶の難波、衝突、座礁の惨事相次ぐ実情であるから首崎に燈台および警報所を設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小名浜海上保安部に陸上無線通信所併設等の請願（第一〇九号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔

右の請願は

福島県小名浜港は、京浜、塩釜間三百カイリにわたる長大な海岸線における唯一の重要港湾であり避難港である。また漁業基地としても東北地方で一、二を争う枢要漁港であるが、年間にわたつて海難事故多く現在の通信設備では連絡に数時間を要する有様で、海難救助の重大なる阻害となつているから、本年六月昇格をみた小名浜海上保安部に陸上無線通信所を併設すると共に優秀船を配属して海上災害の救助に遺算なきを期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小名浜海上保安部に陸上無線通信施設新設の請願（第一五三号）

請願者　福島県石城郡小名浜町長　水野政次郎外二十三名

右の請願は

小名浜港は、京浜、塩釜間にある重要避難港であり、また東北一、二を争う漁業基地として活用されているが、同地方は東北六県の中でも海難発生量が首位を占めているので、さきに小名浜海上保安部を設置されたが、巡視船出動後は陸上との連絡に二、三時間以上もかかる実状であるから、小名浜海上保安部に陸上無線通信施設を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は

郡山市に測候所設置の請願（第一四二号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

郡山市は福島県の最中央部に位し、附近には平坦地あり、山岳地あり、かつ盆地あり、気象の変化いちじるしく、この点より中央気象台においても、調査研究の結果その必要性を認めているから、郡山市に測候所または簡易測候所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小名浜海上保安部に陸上無線通信施設新設の請願（第一五三号）

請願者　福島県石城郡小名浜町長　水野政次郎外二十三名

右の請願は

小名浜港は、京浜、塩釜間にある重要避難港であり、また東北一、二を争う漁業基地として活用されているが、同地方は東北六県の中でも海難発生量が首位を占めているので、さきに小名浜海上保安部を設置されたが、巡視船出動後は陸上との連絡に二、三時間以上もかかる実状であるから、小名浜海上保安部に陸上無線通信施設を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は

鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島測候所の地方気象台昇格に関する請願（第二三四号）

請願者　鹿児島県議会議長　増田幹

右の請願は

気象災害による年々のばく大な損失に対しこれを軽減する諸策のうち、気象機関の防災機能を高めることは極めて重要である。殊に鹿児島県は、地理的條件よりしても気象機関の分布上よりしても日本全土の防災と安寧に重要な関連を有し、南方の諸地域を喪失し南からの気象報を得られなくなつた現在においては、日本の南であり西である本県の気象官署気象報が一層重要度を加え、これが機能如何はただに県下に止まらず日本全土の災害程度に重要な影響を及ぼすものであるから、現在の鹿児島測候所を地方気象台に昇格せしめ、内容を拡充強化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県大島商船学校存続に関する請願（第二四四号）

請願者　広島県大島郡屋代村大島商船学校存置期成同盟会内　佐々木忠夫外二十四名

右の請願は

海運界の不況と学制の改正に伴い普通商船学校廃止の由が伝えられているが、我が国は将来船をもつて立たなければならない時、一方最近海運界に前途明るい希望が持てる状態に向いつつある際、優秀なる船員を多数養成するためにも商船学校の存置は絶対必要であるから、優秀なる設備と歴史を有する大島商船学校を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道千歳飛行場の内国航空株式会社使用許可に関する請願（第二六八号）

請願者　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外一名

右の請願は

北海道千歳町に在る千歳飛行場は、現在米国航空隊の指揮下にあるため、設備も完備し、他の空港候補地に比べて幾多の利点を持つているから、日本国内航空事業の開始にあたつては、千歳飛行場を内国航空株式会社に使用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県綾里岬燈台に霧中信号施設設置の請願（第二七八号）

請願者　岩手県気仙郡綾里村長　野々村善二郎

右の請願は

岩手県綾里岬および脚崎附近は、三陸沿岸における船舶の最大難所とされていたが、綾里岬燈台の設置により船舶の被害は激減したが毎年五、六、七、八月頃の濃霧の時期における年間約五百時間は燈台の機能が全く失われ、船舶の遭難はもち論、航路う回による燃料の損失と漁獲物の鮮度低下による損失はじん大であるから、綾里岬燈台に霧中信号施設を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森港修築工事促進に関する請願（第二九四号）

請願者　青森市長　横山実

右の請願は

青森港は、本州と北海道との人的物的資源交流の重要拠点として極めて重要な役割を持つているが、その港湾施設は青函連絡船岸壁を除いては一般商船の接岸施設をもたないため、貨物の輸送に多大の支障を與えており、ことに天候によつて受ける沖荷役の障害は、当港の機能をいちじるしくはばんでいるから、青森港の港湾施設をすみやかに整備するとともに同港の修築工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肥薩線電化電源の天然ガス利用火力発電所建設に関する請願（第三一九号）

請願者　鹿児島市上荒田町四七〇山本天然ガス株式会社創立事務所内　川本泰外一名

右の請願は

肥薩線は、全国に比類のない急こう配とトンネルの多いため、かつて事故を発生したことがあり、ことに終戦後の不完全車両運転は、乗客および乗務員の悩みとなつているため、本線の電化が早くよく叫ばれていたのであるが、電源の点において支障があり実現を見ないまま現在に至つている。しかるに宮崎県西諸県郡飯野町地区は天然ガス鉱区としてすでに科学的調査の結果有望性を確認されているから、このガスを利用して現在遊休状態にある九州地区の火力発電所を運行することは、肥薩線の電化および国土資源の開発に極めて有効であるから、飯野町地区ガス鉱区および遊休火力発電所利用の火力発電所建設をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号　日本国有鉄道法中一部改正に関する陳情書（二通）

第三号　二月田駅拡張に関する陳情

第六号　指宿線にガソリンカー運行復活の陳情

第八号　志布志線延長工事促進に関する陳情

第一四号　日豊横断鉄道中央線敷設に関する陳情

第一七号　白老駅にこ線橋架設の陳情

第一八号　帯広駅の施設拡充および日豊横断鉄道敷設に関する陳情

第二九号　北海道岩見沢市、大願間の国営バス予定路線延長に関する陳情

第三〇号　浜釧路駅移転等促進に関する陳情

第四六号　岩手県大川目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する陳情

第五〇号　船岡、仙台両駅間に国営バス運輸開始の陳情
第五二号　女川駅、雄勝間鉄道敷設促進に関する陳情
第五三号　仙台市、角田町間に国営バス運輸開始の陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十五年十二月七日
運輸委員長　植竹　春彦
参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第一号
二月田駅拡張に関する陳情
第三号　鹿児島県揖宿郡指宿町長　吉満敬勝外一名提出
指宿線にガソリンカー運行復活の陳情
第六号　鹿児島県揖宿郡指宿町長　吉満敬勝外十一名提出
志布志線延長工事促進に関する陳情
第八号、宮崎県議会議長　日高弥一提出
日勝横断鉄道中央線敷設に関する陳情
第一四号　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外三十八名提出
白老駅にこ線橋架設の陳情
第一七号　北海道白老郡白老村長　浅利義市外一名提出
帯広駅の施設拡充および日勝横断鉄道敷設に関する陳情
第一八号　北海道帯広市帯広商工会議所会頭　中島武市外二名提出
北海道岩見沢市、大願間の国営バス予定路線延長に関する陳情
第二九号　北海道岩見沢市長　山本市英外一名提出
浜釧路駅移転等促進に関する陳情
第三〇号　北海道釧路市長　佐藤熊宏平提出
岩手県大川目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する陳情
第四六号　岩手県九戸郡夏井村長　小田米吉外一名提出
船岡、仙台両駅間に国営バス運輸開始の陳情
第五〇号　宮城県議会議長　桃沢敬之助提出
女川駅、雄勝間鉄道敷設促進に関する陳情
第五十二号　宮城県議会議長　桃沢敬之助提出
仙台市、角田町間に国営バス運輸開始の陳情
第五三号　宮城県議会議長　桃沢敬之助提出
右十二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十五年十二月七日
運輸委員長　植竹　春彦
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
二月田駅拡張に関する陳情（第三号）
陳情者　鹿児島県揖宿郡指宿町長　吉満敬勝外一名
右の陳情は
鹿児島県指宿町二月田地区は、地の利を得ているため、当地方における交通の中心をなしており、各種重要施設が集結し、本町発展の重要拠点となつている。しかるに二月田駅の施設が不備のため、増加の一途にある同駅利用者に多大の不便を與えているばかりでなく、交通上の危険も大きいから、同駅の拡張工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
指宿線にガソリンカー運行復活の陳情（第六号）
陳情者　鹿児島県揖宿郡指宿町長　吉満敬勝外十一名
右の陳情は
南九州の指宿地方は観光地区として名があるが、鹿児島市と山川間を結ぶ指宿線が二列車以外は混合列車であつて四十余粁の短距離を三時間も費し、時間的浪費と不愉快極まる旅行を繰り返えしている状態である。観光指宿地区の生命が一に鉄道関係に依存する点と、一般乗客の不満の大きい実情を考慮されて同線にガソリンカーを復活運転されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
日勝横断鉄道中央線敷設に関する陳情（第一四号）
陳情者　北海道室蘭市長　熊谷綾雄外三十八名
右の陳情は
北海道の東部地方即ち根室、釧路、十勝の各地方と苫小牧、室蘭地方とを連結することは北海道の発展のため極めて重要であるから、昭和十五年に着工し昭和二十四年工事中止のまま現在に至つている辺富内線敷設工事の路線を一部変更して、日高本線富川駅より平取、日高、占冠村を経て十勝に通ずる鉄道敷設工事をすみやかに再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
白老駅にこ線橋架設の陳情（第一七号）
陳情者　北海道白老郡白老村長　浅利義市外一名
右の陳情は
室蘭本線白老駅は、一日平均千二百余人乗降する駅であるが、こ線橋がないため、乗降客に多大の危険を與えており、とくに同駅利用者の半数が新制中学の生徒であるため、その危険性も大きいから、すみやかに同駅にこ線橋を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年　月　日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
帯広駅の施設拡充および日勝横断鉄道敷設に関する陳情（第一八号）
陳情者　北海道帯広市帯広商工会議所会頭　中島武市外二名
右の陳情は
帯広駅は、駅施設が不備のため、同駅利用者に多大の不便と危険を與えているから、こ線橋または地下道を設置するとともにプラットホーム施設を拡張して同駅の極端な混雑を緩和せられたい。なお北海道綜合開発の一環として道東と道南を結ぶ最短路線日勝横断鉄道の敷設をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと

思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道岩見沢市、大願間の国営バス予定路線延長に関する陳情（第二九号）

陳情者　北海道岩見沢市長　山本市英外一名

右の陳情は

北海道岩見沢市地方は、自動車を唯一の運輸交通機関としているが、ことに岩見沢市大願間には目下二千八百町歩の開拓が進められており、交通機関の整備が不可欠の要件となつているから、地方産業開発のため、すでに予定されている岩見沢大願間国営バス路線を一部変更して北村大願および赤川を経て岩見沢、上幌向、北村間の国営バス路線に連絡するよう国営バス予定路線を延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浜釧路駅移転等促進に関する陳情（第三〇号）

陳情者　北海道釧路市長　佐熊　宏平

右の陳情は

釧路市は、北海道唯一の商港を有し、海陸連絡の重要都市であるが、終戦後同市の人口がいちじるしく増加したため、今や市の中心が北部に移つている。しかるに同市所在の浜釧路駅は、鉄道開設当時のまま現在に至つているため、同市の発展および交通上大きな障害となつているから、釧路市の発展と同市交通の利便を考慮の上、すみやかに浜釧路駅を移転ならびに本駅こ線橋の建設を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県大川目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する陳情（第四六号）

陳情者　岩手県九戸郡夏井村長　小田米吉外一名

右の陳情は

岩手県九戸郡夏井村夏井駅、大川目村間を運転されている国営バスを、夏井村の中心地であり、村役場中、小学校、診療所、公民館等の所在している夏井まで延長して住民の便を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

船岡、仙台両駅間に国営バス運輸開始の陳情（第五〇号）

陳情者　宮城県議会議長　桃沢　敬之助

右の陳情は

仙台、船岡間の東北本線乗降客は頗る多く駅頭は、いつも混雑しているが、最近宮城県船岡町に警察予備隊が設置され、また船岡北郷両町村を含む旧火薬しよう地内に連合軍関係大工事が起されたため船岡駅の乗降客が激増し、船岡、仙台両駅間を利用する者はもち論、この区間を通過する長途旅行者の車内混雑による不便は、はなはだしいものがあるから、国鉄バス白中線船岡支線延長によつて、船岡、仙台間直通運転をすみやかに実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

女川駅、雄勝間鉄道敷設促進に関する陳情（第五二号）

陳情者　宮城県議会議長　桃沢　敬之助

右の陳情は

雄勝町の発展は真に目ざましく石巻線の敷設延長が痛感されているから、すみやかに女川駅より雄勝まで延長敷設されるよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

仙台市、角田町間に国営バス運輸開始の陳情（第五三号）

陳情者　宮城県議会議長　桃沢　敬之助

右の陳情は

宮城県伊具郡地方より仙台に行くためには、国鉄自動車白中線により、東北本線船岡駅を経由しているが、乗替時の混雑も大きいから、現在の船岡経由の廻り遠い輸送船より、むしろ槻木線を延長して仙台と直結した方が便利であるからすみやかにこの地方住民の多年の熱望である国鉄バスの角田、仙台間直通運転を実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

昭和二十五年十二月七日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

日本国有鉄道法中一部改正に関する陳情（二通）（第二号）

陳情者　松本市議会議長　松岡　文七郎外一名

右の陳情は

現行の日本国有鉄道法によれば、国鉄職員の地方議会議員兼職が禁止されているが、重大産業分野である日鉄から地方自治への参加を断つことは、地方自治振興のため遺憾であるから、従来通り国鉄職員の地方自治参加を認めるよう日本国有鉄道法第十二條を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年　月　日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九号　鹿児島県志布志港修築工事促進に関する陳情

第一〇号　宮崎港修築工事実現に関する陳情

第一二号　港湾修築費負担率軽減に関する北海道特例法制定の陳情

第二一号　秋田県船川港に公共船員職業安定所設置の陳情

第三二号　室蘭港西部船だまり

施設事工促進に関する陳情
第三三号　北海道港湾修築費に対する特例法制定等に関する陳情
第三七号　観光港ヨットハーバー整備等に関する陳情
第四〇号　宮津港護岸復旧工事施行に関する陳情
第四四号　観光施設整備に見返り資金融資の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

運輸委員会陳情特別報告第二号

鹿児島県志布志港修築工事促進に関する陳情

第九号　鹿児島県囎唹郡志布志町長　貴島平外一名提出
宮崎港修築工事実現に関する陳情
第一〇号　宮崎県宮崎市長　荒川岩吉提出
秋田県船川港に公共船員職業安定所設置の陳情
第二一号　秋田県南秋田郡船川港町長　佐藤喜代松外三名提出
室蘭港西部船だまり施設工事促進に関する陳情
第三二号　北海道室蘭市長　熊谷穀雄外一名提出
観光港ヨットハーバー整備等に関する陳情
第三七号　兵庫県知事　岸田幸雄外四十八名提出
宮崎港護岸復旧工事施行に関する陳情
第四〇号　京都府與謝郡宮津町長　徳田富治提出
観光施設整備に見返り資金融資の陳情
第四四号　兵庫県知事　岸田幸雄外四十八名提出

右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

鹿児島県志布志港修築工事促進に関する陳情（第九号）

陳情者　鹿児島県囎唹郡志布志町長　貴島平外一名

右の陳情は

志布志港は、大隅、日向の物資を集散する重要港湾であるが、当地方は、台風の襲来多く港口が南方に開いているため波は防波堤を飛び越え或は港口より港内深く侵入し土砂を搬入して岸壁をしばしば破壊している。ことに、昭和二十年の台風のため港湾としての機能を全然失つたので、昭和二十四年度より港湾の改修工事が実施されているが、この地域の文化、産業の開発に資するため本工事の継続工事を促進されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎港修築工事実現に関する陳情（第一〇号）

陳情者　宮崎県宮崎市長　荒川岩吉

右の陳情は

さきに指定港湾に編入された宮崎港は宮崎における豊富無盡の資源開発上最も重要な位置を占めている同港湾を根本的に完成させるため港湾修築工事を必要とするから、これが予算を計上して速かに同工事の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県船川港に公共船員職業安定所設置の陳情（第二一号）

陳情者　秋田県南秋田郡船川港町長　佐藤喜代松外三名

右の陳情は

わが国の海運界は、最近の各種情勢の変転および水産界の不振によつて前途が憂慮されているが、海上失業者に対する適当な指導斡旋機関がないため、関係者に多大の不安を與えている。しかるに最近全国主要な箇所に公共船員職業安定所の増設が伝えられているが、地理的には日本海方面の海運ならびに水産の基地であり、船員労働力需給の中心地である秋田県船川港に公共船員職業安定所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

室蘭港西部船だまり施設工事促進に関する陳情（第三二号）

陳情者　北海道室蘭市長　熊谷穀雄外一名

右の陳情は

室蘭港は、昭和二十三年貿易港に指定されて以来外国船の出入が激増し、内国船の寄港、貨物の出入等盛況を極めている。しかるに本港には機帆船および小型船舶のけい留施設がないため、強風荒天等の場合港内の混雑いちじるしく、事故も少くない実情であるから、本貿易港の発展および海上事故防止の見地より、戦後中止されたままになつている室蘭西部船だまり施設工事をすみやかに完成されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

観光港ヨットハーバー整備等に関する陳情（第三七号）

陳情者　兵庫県知事　岸田幸雄外四十八名

右の陳情は

国際国内客の観光を問わず内海地区発展のため延いてはわが国経済復興のために瀬戸内海における観光港、ヨットハーバー整備ならびに観光航路増設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮津港護岸復旧工事施行に関する陳情（第四〇号）

陳情者　京都府與謝郡宮津町長　徳田富治

右の陳情は

京都府宮津港は、本年九月の台風によつて近年にない大損害を受け、沿線一帯は見るもいたましい惨状を呈している。しかるに復旧の根本ともいうべき護岸の修復は、家屋や耕地の復旧に追われている現下の町財政を以てしては到底実現不能な実状にあり、他方このまま放置すれば、次回の風波によつて惨禍を繰り返すことが明瞭であるから、当町住民の民心安定と当地方の産業および観光事業振興の見地より、国費を以て宮津町護岸復旧工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

観光施設整備に見返り資金融資の陳情（第四四号）

陳情者　兵庫県知事　岸田幸雄外四十八名

右の陳情は

観光事業はわが国の経済復興のための最短距離であるから、観光道路、港湾事業、および各種の観光施設建設のため更に相当額の見返資金を融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情特別報告第四号

港湾修築費負担率軽減に関する北海道特例法制定の陳情

第一二号　北海道室蘭市長　熊谷綾雄提出

北海道港湾修築費に対する特例法制定等に関する陳情

第三三号　北海道釧路市長　佐熊宏平外二名提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

港湾修築費負担率軽減に関する北海道特例法制定の陳情（第一二号）

陳情者　北海道室蘭市長　熊谷綾雄

右の陳情は

現行の港湾法によれば、港湾修築費負担率は国および管理者各五割となつている。しかるに北海道のような特殊事情にある港湾を内地諸港並に取扱うことは極めて不合理であるから、北海道港湾の現状を考慮して港湾修築費負担に関する北海道特例法を制定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

意見書

北海道港湾修築費に対する特例法制定等に関する陳情（第三三号）

陳情者　北海道釧路市長　佐熊宏平外二名

右の陳情は

さきに公布された港湾法に、よる修築費の市町村分担率は、北海道港湾の現実に即しない点があり、ことに釧路港は東部北海道と内地諸港を結ぶ重要な港湾で、さらに太平洋漁業の基地または対米至近港としてもその重要性を加えつつあるが、港湾施設の完備に要する巨額な費用の半額を市財政において負担することは到底不可能であるから、基礎施設の完成するまでは、従来通り国庫支出とするよう北海道港湾修築費に関する特例法を制定するとともに釧路港修築五箇年計画の実施、その他同港機能発揮のため必要な諸事項をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

郵政委員会請願審査報告書第一号

参議院議長佐藤尚武殿

郵政委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四七号、第七五号、第一七二号、第一七三号、第一八五号、第三三八号　簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

第一〇七号　福島県小野新町駅前に無集配特定郵便局新設の請願

第一一二号　福島県河内村に簡易郵便局設置の請願

第一二三号　郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願

第一二五号　郡山市に郵政健康管理特別局設定の請願

第一八三号　特定郵便局を簡易郵便局に切り換え反対の請願

第二〇〇号　山形県千布村原町に郵便局設置の請願

第二六一号　鹿児島県佐多町大中尾郵便局存続に関する請願

第三八七号　岡山県連島町、福田町両地区の水島地帯に郵便局設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　大野　幸一

参議院議長佐藤尚武殿

郵政委員会請願特別報告第一号

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願

第四七号　岐阜県加茂郡太田町加茂郡町村会内　渡辺栄一外一名提出

第七五号　山形県西村山郡寒河江町長　渡辺彦吉外一名提出

第一七二号　長野県下伊那郡鼎村長　原善吾外三名提出

第一七三号　新潟県刈羽郡野田村長　力石忠次外二名提出

第一八五号　三重県志摩郡磯部村磯部村長　大形良実外二名提出

第三三八号　長野県下伊那郡大下條村長　勝又元一外一名提出

福島県小野新町駅前に無集配特定郵便局新設の請願

第一〇七号　福島県田村郡小野新町大字高瀬字高屋敷六八　吉田四郎提出

福島県河内村に簡易郵便局設置の請願

第一一二号　福島県安積郡河内村農業協同組合長　古川忠三外五名提出

郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願

第一二三号　福島県郡山市長

本間善庫外一名提出

郡山市に郵政健康管理特別局設定の請願

第一二五号　福島県郡山市長

本間善庫外一名提出

福島県仁井田村に簡易郵便局設置の請願

第一四七号　福島県安達郡仁井田村長　国分富治提出

郡山市に仁台郵政局仙台逓信病院分院設置の請願

第一五八号　福島県郡山市長

本間善庫外一名提出

福島県社村に簡易郵便局設置の請願

第一六六号　福島県西白河郡社村長　鈴木和孝提出

兵庫県福田村古川に無集配特定郵便局設置の請願

第一七五号　兵庫県加東郡福田村古川　井上徳壽提出

特定郵便局を簡易郵便局に切り換え反対の請願

第一八三号　福岡県田川郡川崎町安真木　柳武恒雄外四千九十三名

山形県千布村原町に郵便局設置の請願

第二〇〇号　山形県東村山郡千布村　今田銀六外五名提出

鹿児島県佐多町大中尾郵便局存続に関する請願

第二六一号　鹿児島県肝属郡佐多町長　田中栄熊外一名提出

岡山県連島町、福田町両地区の水島地帯に郵便局設置の請願

第三八七号　岡山県兒玉郡福田町字広江三七九　三木暦一外五名提出

右十八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　大野　幸一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願（第四七号、第一八五号）

請願者　岐阜県加茂郡太田町加茂郡町村会内　渡辺栄一外一名

請願者　三重県志摩郡磯部村磯部村長　大形良実外二名

右の請願は

簡易生命保険および郵便年金積立金の運用は、先年来停止されたままなので、ひつ迫した地方財政の運営に支障をきたしているから、簡易生命保険および郵便年金積立金を急速に地方資金として郵政省より直接運用し得られるよう適当の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願（第七五号）

請願者　山形県西村山郡寒河江町長　渡辺春吉外一名

右の請願は

最近における経済状態のひつ迫は、地方自治の運営に大きな影響を及ぼしているが、現下の窮乏せる市町村財政を以てしては、新教育制度の設備完成、警察制度の改革、国民健康保険事業の刷新強化等各種重要施策の実現が不可能な実情であるから、充分なる融資対策を確立して、地方財政の窮状を打開し、農業生産の振興、貯蓄心の啓蒙、納税の完遂等のため、直接依託した金融機関を以て当地方の融資に当てるよう簡易生命保険および郵便年金積立金の運用を再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県小野新町駅前に無集配特定郵便局新設の請願（第一〇七号）

請願者　福島県田村郡小野新町大字菖蒲谷字高屋敷六八　吉田四郎

右の請願は

福島県小野新町は、戸数約三百、同地方における工業、鉱業等各種産業地帯の中心地で、各種官公庁、商店等が密集しているが、通信関係については、約二キロ離れている小野新町郵便局を利用するため、関係地方民の不便は極めて大きいから、同町の地理的経済的諸情勢を考慮の上、小野新町駅前に無集配特定郵便局を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県河内村に簡易郵便局設置の請願（第一一二号）

請願者　福島県安積郡河内村農業協同組合長　古川忠三外五名

右の請願は

福島県安積郡河内村は、面積約二里四方、戸数五百、人口三千五百の村で米とたばこの生産地である。しかるに同村の通信事務は遠くはなれている片平郵便局および多田野電報委託局の管内にあるため、極めて不便な実情にあるから河内村に簡易郵便局を設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願（第一一三号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

郡山市は、関東、信越、東北地方を通じて、屈指の商工業地であり、また交通の便にも恵まれており、郵政省地方簡易保険局の新設個所として最適地であるから、同市に郵政省地方簡易保険局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山市に郵政健康管理特別局設定の請願（第一一五号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

郡山市は東京都以北、関東、信越、東北地方を通じ第一位を占める商工業地で、交通四通八達を極めた最重要都市であつて、郵政、電気通信の諸機関も集中している現状であるが、通信病院等の施設がなく、従業員の健康上寒心に堪えないから、すみやかに郡山郵政健康管理特別局を設立されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県仁井田村に簡易郵便局設置の請願（第一四七号）

請願者　福島県安達郡仁井田村長　国分富治

右の請願は

福島県安達郡仁井田村は、昭和二十五年六月簡易郵便局法の施行と同時に簡易郵便局の設置を申込んだが、未だその恩恵に浴しないのは遺憾である。当村の経済面も追々確立せられて来た今日、通信文化の向上のため必要欠くことの出来ない簡易郵便局の設置を認可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山市に仁台郵政局仙台通信病院分院設置の請願（第一五八号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

郡山市は交通四通八達し、関東、東北、北海道を通じ五指を屈する商工業都市で、郵政、電気通信関係の諸官庁が当市に集中しているが通信病院の設置がないのは、従業員の保健上寒心にたえないから、すみやかに仙台郵政局仙台通信病院分院を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に

努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県社村に簡易郵便局設置の請願（第一六六号）

請願者　福島県西白河郡社村長　鈴木和孝

右の請願は

福島県社村は人口二千六百を有する村であるが郵便局まで四キロ以上あるため村民の不便がはなはだしいから、村の中央に位する大字八幡に簡易郵便局を設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願（第一七二号、第一七三号）

請願者　長野県下伊那郡鼎村長　原善吾外三名

請願者　新潟県刈羽郡野田村長　力石忠次外二名

右の請願は

第五国会ですでに簡易生命保険および郵便年金を郵政省の直接運用により再開し、公共の利益を旨として資金の地方還元、加入者の福利増進に寄与するよう決議されたにもかかわらず未だに実現を見ないのははなはだ遺憾であるから、これをすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県加東郡福田村の附近は、播州そろ盤の産地であるが、全国の有名木の産地と取引があつて電信、電話、為替、速達、小包等の利用が多い。然るに区内郵便局及隣接局へは相当の距離があり不便を感じているからすみやかに、前記福田村古川に無集配特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

特定郵便局を簡易郵便局に切り換え反対の請願（第一八三号）

請願者　福岡県田川郡川崎町安真木　柳武恒雄外四千九十三名

右の請願は

特定郵便局の一部を簡易郵便局に切り換える改正法案が立案されている由であるが、簡易郵便局に切り換えるよりはむしろ、いままでの無集配郵便局を小地域を単位とする集配郵便局に昇格した方が地方民衆に便利であるから、特定郵便局の簡易郵便局への切り換えに反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県干布村原町に郵便局設置の請願（第二〇〇号）

請願者　山形県東村山郡干布村　今田銀六外五名

右の請願は

山形県東村山郡干布村は、県下有数の果樹および野菜の生産村として知られまた、村の中心地である原町部落には諸種の工場等があつて、電報電話の利用を必要とする者が多いのであるが、天童郵便局より約三十六町、干布奈良郵便局より約二十町の地点にあるため出荷期においては、即刻の利用に間に合わず村民の不便は著しいものがあるから、干布村原町に郵便局を設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県佐多町大中尾郵便局存続に関する請願（第二六一号）

請願者　鹿児島県肝属郡佐多町長　田中栄熊外一名

右の請願は

鹿児島県佐多町は、九州の最南端に位する面積百二十五平方キロを有する大きな町で、地形上交通は不便を極め通信機関の占める地位は重要なものである。しかして本町内には佐多、大泊、郡、大中尾、辺塚の五局があるが各局間は何れも十二、三キロの距離を有し、若しも大中尾局を移転または廃止する場合は、戸数百八十三、人口七百三十五を有する大中尾部落の受ける不利不便はじん大であるから、本町の特殊事情を考慮して大中尾郵便局を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願（二通）（第二三八号）

請願者　長野県下伊那郡大下條村長　勝又元一外一名

右の請願は

簡易生命保険および郵便年金積立金は、従来加入者の福利増進を目的として地方還元主義を取つていたのであるが、大蔵省予金部に編入運用されてからは、地方公共団体の事業遂行は非常に困難となつている。しかるに第五国会において決議された地方還元が、いまだに実現されないのは遺憾にたえないから、すみやかに同積立金の郵政省直接運用を再開実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県連島町、福田町両地区の水島地帯に郵便局設置の請願（第三八七号）

請願者　岡山県兒玉郡福田町字広江三七九　三木暦一外五名

右の請願は

岡山県浅口郡連島町地区および兒島郡福田町地区の水島地帯は、人口戸数の最も密集した地区で商工業も着々発展している現状であるが、目下当地区に通信機関がないため、住民が不便をきたしているばかりでなく、将来の発展に支障となるから、水島地帯に郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六一号　逗子電報電話局の移転等に関する請願

第九二号　奈良県秋野村郵便局の電話交換事務開始に関する請願

第一〇四号　香川県山内郵便局の電話交換事務開始に関する請願

第一〇八号　宇和島地方の電話施設拡充整備に関する請願

第一一三号　郡山放送局放送設備拡張に関する請願

第一一一号　郡山電報局独立庁舎新築に関する請願

第一一二号　郡山電報局を福島県第二中心局とするの請願

第一四四号　二本松電報電話局舎新築ならびに電話交換方式変更等に関する請願

第一五四号　福島県好間村に電話架設の請願

第一五五号　郡山市に裸線搬送電話中継所設置の請願

第一五六号　郡山電話局の電話交換方式変更促進に関する請願

第一五七号　郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願

第一五九号　郡山市に電気通信省通信病院又は仙台通信病院分院設置の請願

第一六三号　福島県中野、郡山両局間直通電話線架設に関する請願

第一六四号　白河電報電話局共電式電話改式促進に関する請願

第一六五号　福島県中妻郵便局の転換器による最簡易電話交換事務開始の請願

第二〇二号　会津高田、会津坂下両局間直通電話線復活に関する請願

第二三七号　愛媛県日振島村に無線電話設置の請願

第二三八号　福島県三神村電話回線変更に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

電気通信委員長　寺尾　豊

参議院議長佐藤尚武殿

電気通信委員会請願特別報告第一号

逗子電報電話局の移転等に関する請願

第六一号　神奈川県三浦郡逗子町長　荒井友三郎提出

奈良県秋野村郵便局の電話交換事務開始に関する請願

第九二号　奈良県吉野郡秋野村長　岡田豊太郎外三十二名提出

香川県山内郵便局の電話交換事務開始に関する請願

第一〇四号　香川県綾歌郡山内村長　福井虎三郎外三名提出

宇和島地方の電話施設拡充整備に関する請願

第一〇八号　愛媛県宇和島市長　国松福祿外二名提出

郡山放送局放送設備拡張に関する請願

第一一三号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

郡山電報局独立庁舎新築に関する請願

第一一一号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

郡山電報局を福島県第二中心局とする請願

第一一二号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

二本松電報電話局、局舎新築ならびに電話交換方式変更等に関する請願

第一四四号　福島県安達郡二本松町長　遊佐一郎提出

福島県好間村に電話架設の請願

第一五四号　福島県石城郡好間村長　鈴木栄一外百二十五名提出

郡山市に裸線搬送電話中継所設置の請願

第一五五号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

郡山電話局の電話交換方式変更促進に関する請願

第一五六号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

郡山・福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願

第一五七号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

郡山市に電気通信省通信病院又は仙台通信病院分院設置の請願

第一五九号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

福島県中野・郡山両局間直通電話線新設に関する請願

第一六三号　福島県安積郡中野郵便局内　石井郁外七名提出

白河電報電話局共電式電話改式促進に関する請願

第一六四号　福島県白河市長　田中仲三外二名提出

福島県中妻郵便局に転換器による最簡易電話交換事務開始の請願

第一六五号　福島県田村郡中妻村長　村上義治提出

会津高田、会津坂下両局間直通電話線復活に関する請願

第二〇二号　福島県大沼郡高田町字西浦屋敷添甲二、一九八ノ一福島県大沼地方町村会内　坂内巖外二名提出

愛媛県日振島村に無線電話設置の請願

第二三七号　愛媛県北宇和郡日振島村長　浜種雄外三名提出

福島県三神村電話回線変更に関する請願

第二三八号　福島県西白河郡三神村長　浅川和茂外三名提出

右十九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

電気通信委員長　寺尾　豊

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

逗子電報電話局の移転等に関する請願（第六一号）

請願者　神奈川県三浦郡逗子町長　荒井友三郎

右の請願は

逗子電報電話局舎は、郵便局と共同に使用されているため、設備の拡張ができず、新規加入希望者の要望を充たすことができず、また電話交換方式も旧式のものであつて能率も悪く町民は非常な不便を感じている状態であるから、住宅地、観光地として発展する将来に備えるため早急に移転新築ならびに設備の改善を実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県秋野村郵便局の電話交換事務開始に関する請願（第九二号）

請願者　奈良県吉野郡秋野村長　岡田豊太郎外三十二名

右の請願は

秋野村は奈良県吉野郡の西北に位していて、比較的交通には恵まれた農山村であるが、通信機関としては、現在既設の電話が三箇あるだけであつて、村民の福利増進上に及ぼす影響は甚大なものがあるから、隣接の丹生、黒滝、白銀の各村と同様に電話交換事務を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県山内郵便局の電話交換事務開始に関する請願（第一〇四号）

請願者　香川県綾歌郡山内村長　福井虎三郎外三名

右の願請は香川県綾歌郡山内村は、村内に電話交換をなし得る山内郵便局がありながら認可がないので、隣村端岡局区内の管轄に属し、村内に架設の希望者が多いのに普通加入区域外のため、架設が認められず、需要者は大なる不便をかこつている現状であるから、山内郵便局を交換局として電話交換業務を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宇和島地方の電話施設拡充整備に関する請願（第一〇八号）

請願者　愛媛県宇和島市長　国松福祿外二名

右の請願は南予の孤島日振島は、純漁村として地方漁業界に有力な地位を占めており現在宇和島、日振島間は海底線によつて連絡されているが、近時通話回数の激増によりその都度特急でなければ容易に通話出来ない状態に、加えて当地方が台風の通過地点に当つているため電話線の故障多く宇和島地方開発の大なる障害となつているから、（一）宇和島、日振島間に超短波電話回線の設置、（二）松山――宇和島、宇和島――岩松、宇和島――御荘間の電話回線の増設、（三）宇和島電報電話局の市内ケーブルと市内交換機の拡充等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山放送局放送設備拡張に関する請願（第一一三号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は日本放送協会郡山放送局は、福島県の最中央部に位置しているが、同県は全国第二位の広面積であるため、現在の一キロ放送設備ではわずかに近距離にある聴取者だけを満足させるだけで、全県下に放送を普遍させることは不可能であり、ことに選挙放送の場合には県内立候補者の政見発表放送は聴取不能で隣県の放送のみが聞える地域もすくなくない実情であるから、本局の放送設備を十キロに拡張せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山電報局独立庁舎新築に関する請願（第一一一号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は郡山電信局が独立し、東京、郡山間電信回線も復活されたが、現在使用中の郵政省所属の建物郡山郵便局庁舎の一隅では、電信回線復活に伴う各種機械設備等を収容できないから、郡山市内に電気通信省所属の庁舎を新築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山電報局を福島県第二中心局とするの請願（第一一二号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は郡山市は、東京都以北、関東、信越、東北地方を通じ第一位を占める商工業地であり、交通も四通八達し、国有鉄道だけでも六方面への列車の発着を見ている北日本の重要都市であるから、電気通信学校編纂通信工学大鑑に掲載されている如く、本邦電気通信事業発展のためにも郡山電報局を福島県第二中心局とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

二本松電報電話局局舎新築ならびに電話交換方式変更等に関する請願（第一四四号）

請願者　福島県安達郡二本松町長　遊佐一郎

右の請願は二本松電報電話局の電話加入区域は、二本松町一円と塩沢村、油井村、岳下村を含む、一町三箇村で、ことに二本松町は終戦後官公署の設置が多く、また当地方は農産物、林産物、畜産物等の取引が盛んで、電話の使用量も高まりつつあるが、二本松電話局の通話状態は、機器が老朽で、局舎がせまいため、増設の余裕がない実状であるから、二本松電報電話局舎の新築ならびに電話交換方式を変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県好間村に電話架設の請願（第一五四号）

請願者　福島県石城郡好間村長　鈴木栄一外百二十五名

右の請願は福島県好間郵便局舎の所在地は、東方平市、南方内郷宮、西方箕輪村、北方赤井村に接した集団部落にして、南部、西部、中央部は集団した鉱業地帯を有し、東部、東北部、中央より西部にかけて農耕商業地帯を形勢していて、鉱業および商業等の市外電話の使用が多いにもかかわらず、現在唯一の郵便局の電話を使用する実状で、商鉱業の取引の遅延は勿論、当村の鉱業地帯ならびに常磐炭田の電話交換事務の皆無は当村の将来の発展に影響するから、好間村に電話架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山市に裸線搬送電話中継所設置の請願（第一五五号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は郡山電話中継所内に装置されている、裸線搬送ならびに電話中継器の数は、非常に多く、今後増設するにはせまい状態である。しかして郡山市の交通、産業は今後益々発達を予想されるから、郡山市に独立裸線搬送電話中継所を至急設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山電話局の電話交換方式変更促進に関する請願（第一五六号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は
郡山市は福島県の最中央部に位し、交通四通八達している東北地方屈指の重要都市で、郡山市所在の郡山電話交換方式を自動式に改式する請願は、既に第八国会で採択されたから、早急に実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願（第一五七号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は
郡山市および福島市は、東北地方の代表的商工業の重要都市であり、かつ、両市間は極めて近距離で同一地内とみなしてもよい地域であるにもかかわらず通信施設がこれに伴わず、特別至急報で申込んでも通話開始まで数時間を要する現状である。これでは寸秒を争い敏速を生命とする商取引業者に與える損失は実に大きいから、郡山、福島両市間の電話即時通話制度を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山市に電気通信省通信病院又は仙台通信病院分院設置の請願（第一五九号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は
郡山市は福島県の最中央部に位し、交通四通八達している東北地方屈指の重要都市で、郵政、電気通信関係の多くの諸官庁が当市に集中しているが、通信病院の設置がないのは、従業員の保健上寒心にたえないから、すみやかに電気通信省、通信病院または仙台通信病院郡山分院を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県中野、郡山両局間直通電話線新設に関する請願（第一六三号）

請願者　福島県安積郡中野郵便局内　石井郁外七名

右の請願は
福島県安積郡西部地方は、総ての点において郡山市と密接な関係があり、郡山市への電話使用回数は年間五千件、利用者一万人を数えている。しかるに当地方には郡山局への直通電話線がなく、若松局経由となつているため、当地方住民は極めて不便をしているから、郡山局中野局間に直通電話を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白河電報電話局共電式電話改式促進に関する請願（第一六四号）

請願者　福島県白河市長　田中仲三外二名

右の請願は
白河市は関東にまたがる経済、文化の中心地として通信機関の完備が要望されているが、現在当市の交換機は老朽し、その上加入増設の余裕もなく、通信に支障をきたし迅速なる連絡活動を阻害しているからすみやかに同局の電話交換方式を共電式電話に改式せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

会津高田、会津坂下両局間直通電話線復活に関する請願（第二〇二号）

請願者　福島県大沼郡高田町字西裏屋敷添甲二、一九八ノ一
福島県大沼地方町村会内　坂内巖外二名

右の請願は
福島県河沼郡坂下町には地方事務所の外営林署保健所、土地改良事務所等が設置されている関係上高田郡大沼郡等との電話連絡が非常に多いのであるが、その通話は、会津若松局を中継しているためふくそうはなはだしく特急で申込んでも三・四時間もかかる有様で、官公署の執務上支障が多いから会津局高田・新鶴間の直通電話を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県中妻郵便局に転換器による最簡易電話交換事務開始の請願（第一六五号）

請願者　福島県田村郡中妻村長　村上義治

右の請願は
福島県田村郡中妻村は、村役場に電話が架設されているのみで、農業協同組合、小学校その他数戸の架設希望があるが、岩江局の加入となつているため、極めて不便であるから、当村内の中妻局に転換器による簡易電話交換事務を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県日振島村に無線電話設置の請願（第二三七号）

請願者　愛媛県北宇和郡日振島村長　浜種雄外三名

右の請願は
愛媛県日振島村の電話は、宇和島市蒋淵戸島を経て到達しているが、中間二箇所を経ての共同単線であるため通話が複雑になつているばかりでなく、同島附近は風波が高いため外線、海底線の故障多く有事の際の連絡、救助等に不便であるから、事故の未然防止と日振島の文化の向上および漁業の発展のため同村に無線電話を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県三神村電話回線変更に関する請願（第二三八号）

請願者　福島県西白河郡三神村長　浅川和茂外七名

右の請願は

三神村は、福島県西白河郡の北端に位して、行政の運営および各種産業団体の指導連絡は、白河市から行われているが、当村の交通ならびに通信施設は恵まれていないので、白河市、矢吹町への電話は特急を使用して、かろうじてその日の用務を処理している実状であるから、急速なる通話ができる回線に変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二二号　東條川下流の築堤工事施行に関する請願

第五〇号　百瀬川改良工事施行に関する請願

第五六号　旅川改修工事促進に関する請願

第五七号　国道第四号線中一部改良工事促進に関する請願

第六九号　福島県西白河郡内阿武隈川および支川の災害復旧工事施行に関する請願

第一〇五号　災害市町村工事事業費国庫補助に関する請願

第一一〇号　天龍川上流改修工事促進に関する請願

第一一三号　滑川改修工事施行に関する請願

第一二三号　神之川改修工事施行に関する請願

第一二八号　国道第二号線補装に関する請願

第一三〇号　災害復旧費予算配分増額に関する請願

第一六四号　錦帯橋再建に関する請願

第二六六号　馬込川改修工事継続施行に関する請願

第二七三号　福岡県大川町、佐賀県諸富間の筑後川に架橋の請願

第二七四号　有明海岸堤防補強工事施行に関する請願（二通）

第二八五号　岩手県谷内村地内猿ヶ石川えん堤工事再開に伴う被害農家の補償の請願

第二八七号　住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の単価等に関する請願

第二八八号　閉伊川水系砂防工事施行に関する請願

第二九一号　三峰川総合開発事業費国庫補助に関する請願

第一四五号　住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の単価等に関する請願

第一六九号　赤麻沼および渡良瀬川改修工事施行に関する請願

第一七〇号　天龍川上流改修工事促進に関する請願

第一九〇号　飯山町、木島村間に千曲川の永久橋架設の請願

第二〇三号　烏崎土尻地区沿岸防災工事促進に関する請願

第二〇六号　国道第二十三号線内吉野川に架橋の請願

第二一三号　滑川改修工事施行に関する請願

第二二三号　神之川改修工事施行に関する請願

第二二八号　国道第二号線補装に関する請願

第二三〇号　災害復旧費予算配分増額に関する請願

第二六四号　錦帯橋再建に関する請願

第二六六号　馬込川改修工事継続施行に関する請願

第二七三号　福岡県大川町、佐賀県諸富間の筑後川に架橋の請願

第二七四号　有明海岸堤防補強工事施行に関する請願（二通）

第二八五号　岩手県谷内村地内猿ヶ石川えん堤工事再開に伴う被害農家の補償の請願

第二八七号　住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の単価等に関する請願

第二八八号　閉伊川水系砂防工事施行に関する請願

第二九一号　三峰川総合開発事業費国庫補助に関する請願

第二九三号　指定府県道三原吳線改修工事促進に関する請願

第三〇三号　宮崎県福島町のキジア台風災害復旧に関する請願

第三〇七号　愛媛県下のキジア台風災害復旧に関する請願

第三一六号　島田川上流改修工事施行に関する請願

第三一八号　秋田県響村米代橋を永久橋に架替の請願

第三二四九号　五ヶ瀬川を河川法適用河川に認定等の請願

第三八六号　千曲川堤防改修工事施行に関する請願

第三八八号　蔵王川および酢川砂防工事施行に関する請願

第三九一号　古佐川砂防工事施行に関する請願

第三九二号　乱川および押切川砂防工事施行に関する請願

第三九三号　宮川上流砂防工事施行に関する請願

第三九五号　高瀬川砂防工事施行に関する請願

第三九七号　野川砂防工事施行に関する請願

第三九八号　青龍寺川砂防工事施行に関する請願

第三九九号　赤井川砂防工事施行に関する請願

第四〇〇号　日向川砂防工事施行に関する請願

第四〇一号　滝の沢川砂防工事施行に関する請願

第四〇三号　洗沢川砂防工事施行に関する請願

第四〇四号　大旦川砂防工事施行に関する請願

第四〇五号　月光川砂防工事施行に関する請願

第四〇六号　日塔川砂防工事施行に関する請願

第四〇七号　千座川砂防工事施行に関する請願

第四〇八号　丹生川流域治山および防災事業施行に関する請願

第四〇九号　樽石川砂防工事施行に関する請願

第四一二号　白水川砂防工事施行に関する請願

第四二二号　吉井川下流改修工事促進に関する請願

第四四三号　九州横断道路の整備に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会請願特別報告第一号

東條川下流の築堤工事施行に関する請願

第二二号　兵庫県加東郡福田村

古川　井上清太郎外二十三名

提出

百瀬川改良工事施行に関する請願

第五〇号　滋賀県高島郡百瀬村

長　古川久男外三名提出

旅川改修工事促進に関する請願

第五六号　富山県東礪波郡南山見村長　池田朔郎外三名提出

国道第四号線中一部改良工事促進に関する請願

第五七号　埼玉県北葛飾郡杉戸町長　高島熊次郎外四名提出

福島県西白河郡内阿武隈川および支川の災害復旧工事施行に関する請願

第六九号　福島県西白河郡町村会内　水野谷友次郎提出

災害市町村工事事業費国庫補助に関する請願

第一〇五号　福島県議会議長　蓮沼竜輔提出

住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の単価等に関する請願

第一四五号　福島県議会議長　蓮沼竜輔提出

赤麻沼および渡良瀬川改修工事施行に関する請願

第一六九号　栃木県佐野市長　伊藤弘憲外百七名提出

天龍川上流改修工事促進に関する請願

第一七〇号　長野県下伊那郡川路村二、五一八天竜川上流改修期成同盟会内　安藤長造提出

飯山町、木島村間の千曲川に永久橋架設の請願

第一九〇号　長野県下水内郡飯山町長　畑山善作外二十名提出

烏崎土尻地区沿岸防災工事促進に関する請願

第二〇三号　福島県相馬郡真野村長　佐藤暲提出

国道第二十三号線内吉野川に架橋の請願

第二〇六号　徳島県三好郡池田町長　馬宮嘉次郎外四十二名提出

滑川改修工事施行に関する請願

第二二三号　福島県岩瀬郡仁井田村長　大槻為十外四十名提出
神之川改修工事施行に関する請願
第二二三号　鹿児島県議会議長　増田幹提出
国道第二号線補装に関する請願
第二二八号　鹿児島県議会議長　増田幹提出
災害復旧費予算配分増額に関する請願
第二三〇号　鹿児島県議会議長　増田幹提出
錦帯橋再建に関する請願
第二六四号　山口県知事　田中竜夫外四名提出
馬込川改修工事継続施行に関する請願
第二六六号　静岡県浜松市長　坂田啓造提出
福岡県大川町、佐賀県諸富間の筑後川に架橋の請願
第二七三号　福岡県三潴郡大川町長　木村壽外百名提出
有明海岸堤防補強工事施行に関する請願（二通）
第二七四号　福岡県大牟田市長　田中忠蔵外八百七十一名提出
岩手県谷内村地内猿ヶ石川えん堤工事再開に伴う被害農家の補償の請願
第二八五号　岩手県和賀郡谷内村長　菅雄一外十三名提出
住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の単価等に関する請願
第二八七号　岩手県議会議長　村上順平提出
閉伊川水系砂防工事施行に関する請願
第二八八号　岩手県議会議長　村上順平提出
三峰川総合開発事業促進に関する請願
第二九二号　長野県下伊那郡松尾村大字松尾七、五二八下伊那郡町村長会内　塩沢治雄外四十一名提出
指定府県道三原呉線改修工事促進に関する請願
第二九三号　広島県呉市長　鈴木術提出
宮崎県福島町のキジア台風災害復旧に関する請願
第三〇三号　宮崎県南那珂郡福島町長　西北勝良提出
愛媛県下のキジア台風災害復旧に関する請願
第三〇七号　愛媛県議会議長　立川明提出
島田川上流改修工事施行に関する請願
第三一六号　山口県玖珂郡伊陸村長　小坂珠城外十八名提出
秋田県雄物川村米代橋を永久橋に架替の請願
第三二八号　秋田県山本郡雄物川村長　加藤勝蔵外三名提出
水沢川砂防工事施行に関する請願
第三八九号　山形県西村山郡西村山村長　設楽秀次外二名提出
古佐川砂防工事施行に関する請願
第三九一号　山形県西村山郡西里村長　高橋岩司提出
乱川および押切川砂防工事施行に関する請願
第三九二号　山形県北村山郡山口村長　平塚二郎提出
宮川上流砂防工事施行に関する請願
第三九三号　山形県南村山郡東村長　井上與八郎提出
高瀬川砂防工事施行に関する請願
第三九五号　山形県東村山郡高瀬村長　安孫子惣一外五名提出
野川砂防工事施行に関する請願
第三九七号　山形県北村山郡東郷村長　滝口伝吉外九名提出
青龍寺川砂防工事施行に関する請願
第三九八号　山形県鶴岡市長　加藤精三外二名提出
赤井川砂防工事施行に関する請願
第三九九号　山形県北村山郡宮沢村長代理助役　押切新之助提出
日向川砂防工事施行に関する請願
第四〇〇号　山形県飽海郡日向村長　相蘆哲哉提出
滝の沢川砂防工事施行に関する請願
第四〇一号　山形県西村山郡谷地町長　市川清矩外二名提出
洗沢川砂防工事施行に関する請願
第四〇三号　山形県飽海郡高瀬村長　石垣建作外一名提出
大旦川砂防工事施行に関する請願
第四〇四号　山形県北村山郡大倉村地内楯岡町長　金森成満提出
月光川砂防工事施行に関する請願
第四〇五号　山形県飽海郡遊佐町長　澁谷八三郎提出
日塔川砂防工事施行に関する請願
第四〇六号　山形県北村山郡東根町長　斎藤三郎外五名提出
千座川砂防工事施行に関する請願
第四〇七号　山形県北村山郡富本村長　佐藤荘助外三名提出
丹羽川流域の防災事業等施行に関する請願
第四〇八号　山形県北村山郡尾花沢町長　竹中清三郎提出
樽石川砂防工事施行に関する請願
第四〇九号　山形県北村山郡戸沢村長　笹原数男提出
白水川砂防工事施行に関する請願
第四一一号　山形県北村山郡東郷村長　滝口伝吉外七名提出
吉井川下流改修工事促進に関する請願
第四二二号　岡山県上道郡西大寺町長　家野猛之外三十一名提出
九州横断道路の整備に関する請願
第四四三号　大分県議会議長　安部雅也外三名提出

右五十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

東條川下流の築堤工事施行に関する請願（第二二号）

請願者　兵庫県加東郡福田村古川　井上清太郎外二十三名

右の請願は

兵庫県加東郡福田村古川部落は、東條川の水位より低く、その上沿岸に完全な築堤がないため、出水の度毎に東條川がはん濫し、年々田畑や人家を流失して、被害を重ねているから、附近一帯の民心を安定し、農業生産を確保するため、古川橋を中心に上流二千五百メートル下流五百メートルの東條川下流築堤工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

百瀬川改良工事施行に関する請願（第五〇号）

請願者　滋賀県高島郡百瀬村長　古川久男外三名

右の請願は

滋賀県高島郡百瀬村の中央を縦貫する百瀬川は、全国にもまれなる難川であるので、上流には年々巨額の資を投じて砂防工事を施行され災害防止に完ぺきを期しているが、下流地帯は未だ改良工事が未完成のまま放

置されているため土砂のたい積はなはだしく、出水の都度田畑の埋没、堤防の欠壊等じん大な被害を及ぼしている現状であるから、すみやかに恒久的改良工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旅川改修工事促進に関する請願（第五六号）

請願者　富山県東礪波郡南山見村長　池田朔郎外三名

右の請願は

富山県下の旅川は、その源を大寺山、八乙女山および赤祖父山の渓谷より起り千谷川、中江川、西太谷川を合し、う余曲折して小矢部川に注ぐ延長十五キロ流域面積七十平方キロに及ぶ河川であるが、全線にわたつて曲折はなはだしくその上無堤防にて庄川、小矢部川の中間地区の最底部を自然のままに流れているため、年々はん濫を繰返し、その都度じん大な被害を及ぼしている現状であるから、すみやかに旅川の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道第四号線中一部改良工事促進に関する請願（第五七号）

請願者　埼玉県北葛飾郡杉戸町長　高島熊次郎外四名

右の請願は

東日本最大の輸送動脈といわれ産業振興に重大な寄与をしている四号国道は、日光への観光道路であるにもかかわらず、埼玉県内路状の悪化はその例を見ない状態で、輸送能力の低下は憂うべき現状であるから、これが改良工事を根本的に解決するため工事費の絶対獲得と工事促進総合対策を樹立してすみやかに埼玉県内四号国道全区間の改良工事の達成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県西白河郡内阿武隈川および支川の災害復旧工事施行に関する請願（第六九号）

請願者　福島県西白河郡町村会内　水野谷友次郎

右の請願は

福島県西白河郡に源を発する阿武隈川その他の六小河川の流域は肥よくな耕地であるが、水源山地の濫伐のため降雨の際一時に出水して土砂を下流に押し流し、河床を高め、堤防護岸を欠壊して耕地にじん大なる被害を與えているから、今後の災害に備えるため被害箇所の復旧工事を急速に実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害市町村工事事業費国庫補助に関する請願（第一〇五号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼　龍輔

右の請願は

福島県昭和二十三年および同二十四年災害市町村工事中、十五万円未満の事業費に関しては、さきに昭和二十三年分として五百七十三万八千五百円、同二十四年分として二百六十三万一千円計千八百三十六万九千五百円と査定せられ、その補助費は二十三年分千九十万百七十二円、二十四年分百七十五万五千五百十七円に定められたのであるが、たまたま本年五月法律第百八十九号の公布によつてこれは昭和二十五年度においては、国庫補助の対象外とされたため、市町村財政にじん大な影響を與えるだけでなく町村財政の破たんを招く虞があるから、既に決定済の事業費に対してはすみやかに補助金交付の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の単価等に関する請願（第一四五号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼　竜輔

右の請願は

東北地方は積雪寒冷地帯のため住宅坪当単価は他地方より高く、これが利用は勤労階級者が多数を占め、頭金確保に苦しみ折角の恩恵を受けきれない実状であるから、住宅金融金庫公告第一号の標準坪当単価を乙地域とせられ、現行の融資限度を高度に引き上げられるよう法律を改正せられると、ともに国有地の拂下げにより、宅地の解放をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

赤麻沼および渡良瀬川改修工事施行に関する請願（第一六九号）

請願者　栃木県佐野市長　伊藤弘憲外百七名

右の請願は

大正十年渡良瀬川の改修が行われて以来赤麻沼は出水毎に土砂が堆積し昭和五、六年頃から渡良瀬川に大きな影響を及ぼしている。ことに昭和十三年のこう水後同川の河床が急激に上昇したため、同川左岸および赤麻沼周辺の地区にはん濫して同地域の排水、砂防各施設に多大の被害を與えているから、栃木県佐野市および下都賀郡一市十五箇町村の水害防止のため、(一)砂防工事ダム建設工事の実施、(二)渡良瀬川の徹底的しゆんせつ等赤麻沼および渡良瀬川改修工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天龍川上流改修工事促進に関する請願（第一七〇号）

請願者　長野県下伊那郡川路村二、五一八天龍川上流改修期成同盟会内　安藤長造

右の請願は

天龍川上流の改修工事は、昭和二十二年度より国営事業として施行されているが、打続く災害と奥地山林の荒廃に伴う土砂の流出、発電工事等の影響を受け、その上改修工費の予算不足のため、出水時の被害は年々増大しているから、沿線住民の民生安定と流域耕地の食糧生産を確保するため、本年度分三億円の予算を計上して天龍川上流の改修工事完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、

願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

飯山町、木島村間の千曲川に永久橋架設の陳請（第一九〇号）

請願者　長野県下水内郡飯山町長　畑山善作外二十名

右の請願は

長野県道部谷沢、飯山線中飯山町、木島村間の千曲川に架設した中央橋は、昭和二十年に流出し、その後昭和二十二年仮橋として架設されたものであるが、この橋は下水内郡の中心地飯山町と下高井郡との最重要路線である関係上その交通量はじん大であるにかかわらず、過去三箇年にキテイ、デラ両台風を始め、僅少の降雨にも橋板の撤去、橋脚の流出等が前後十数回ありその都度これが復旧に数十万円の失費と日時を要し、地方民のこうむる損害と不便は実に深刻なものであるから、すみやかに永久橋を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

烏崎土尻地区沿岸防災工事促進に関する陳請（第一〇三号）

請願者　福島県相馬郡真野村長　佐藤暲

右の請願は

福島県相馬郡烏崎土尻地区は、真野川の旧河口であるが、護岸工事が実施されていないため、毎年海水が耕地に侵入しじん大な被害を與えている。とくに昭和二十四年初春の海水の侵入によつて、烏崎部落は南北に分断する惨状を呈したが、このまま放置する時は、三十余町歩の水田に收穫皆無となり、北部々落は孤立する虞があるから、すみやかに同地区に対する防災工事を国庫補助をもつて実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道第二十三号線内吉野川に架橋の請願（第一〇六号）

請願者　徳島県三好郡池田町長　馬宮嘉次郎外四十二名

右の請願は

国道第二十三号線は、古くより四国を南北に横断する道路として経済文化に重要なる使命を持つているが、同線中吉野川に橋がないため人車の渡河も大型渡船によりかろうじて交通を維持している実情であり、多期は渦水して車両の渡河不能となり、春より秋に至る間は出水の度数が多く少量の降雨にも交通はと絶え、加うるに最近の交通量の増加も渡船のため正常な交通が期し得ないから、地方文化の向上と産業開発のためすみやかに吉野川に架橋せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滑川改修工事施行に関する請願（第二一三号）

請願者　福島県岩瀬郡仁井田村長　大槻為十外四十名

右の請願は

福島県岩瀬郡白方村地内の阿武隈川上流支川滑川は、再三の出水で流域耕地は荒廃しており、いまのうちに改修工事を施行しなければ広大な耕地を流失する虞があるから、国土保全、食糧増産、民生安定の見地より、本川改修工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神之川改修工事施行に関する請願（第二一三号）

請願者　鹿児島県議会議長　増田静

右の請願は

神之川は、鹿児島県日置郡中央部を貫流し伊集院町、上伊集院村、下伊集院村、東市来町、日置村、郡山村の六箇町村をかん概する準備用河川であつて特に伊集院町は神之川のほぼ中央に位し市街地ならびに広大なる水田地帯よりなる盆地々帯であるため、豪雨の都度河水はん濫し耕地の流失、埋沒、冠水、浸水および家屋の浸水、家財の流失等被害はじん大なるものがあり、更に民心の不安、こう水時の不衛生等毎年の如く繰返えされる惨状を未然に防止するため、神之川改修工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道第二号線補裝に関する請願（第二二八号）

請願者　鹿児島県議会議長　増田静

右の請願は

国道第二号線は、福岡、佐賀、熊本の各県を経て九州を縦貫する重要幹線であるが、本路線中鹿児島市の隣接地である伊敷村地内は交通量が多いため、路面の損傷はなはだしく雨期にはでい土と化し、乾燥時には砂じんをあびせるため、同所附近の住民は眼病におかされる等誠に憂慮すべき事態を生じ、地方産業開発に重大なる影響を與えている現状であるから、当該伊敷村地内国道は半永久的な補裝道路とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧費予算配分増額に関する請願（第二三〇号）

請願者　鹿児島県議会議長　増田静

右の請願は

鹿児島県は、全国各府県の中、常に台風の通路に当つており、しかも土質が侵しよくされ易い火山灰土のため、その被害もじん大である。特に昨年数次にわたり襲来した台風による災害の未着工分が相当量あるので、この際根本的防災対策を講じない限り年々災害を繰返し、その被害は益々累増の一途をたどる虞があるから、すみやかに災害復旧費予算の配分増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

錦帶橋再建に関する請願（第二六

四号）

請願者　山口県知事　田中竜夫外四名

右の請願は

去る九月のキジア台風によつて流失した山口県錦帯橋は、建築技術の優秀さと環境山水の美との調和より、世界的名橋として広く内外人に認められていた国宝であるから、重要文化財保護および外客誘致の見地から、すみやかに全額国庫補助による錦帯橋再建に着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

馬込川改修工事継続施行に関する請願（第二六六号）

請願者　静岡県浜松市長　坂田啓造

右の請願は

馬込川に対する改修工事は、昭和七年の着工以来継続施行され、下流の一部を除いて全線にわたり一応築堤の竣工を見たのであるが、低水工事はまだ不充分であり、ことに新川に合流する地点より下流の護岸がほとんど施行されておらず、このまま放置するときは、出水の際大惨害をこうむる虞があるから、昭和十五年度を以て打ち切らず引続き施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大川町、佐賀県諸富間の筑後川に架橋の請願（第二七三号）

請願者　福岡県三潴郡大川町長　木村壽外百名

右の請願は

九州中部地方は、筑後川によつて東西に分れているため、両地方連結の重要地点に当る福岡県大川町および佐賀県諸富間架橋工事については、関係地元民の十数年にわたる要望にもかかわらず、いまだに実現を見ず、当地方の産業経済の進展に重大な支障を與えている。しかるに昭和二十四年度より建設省の経費支出によつて調査が終了しており、福岡佐賀の両地元県においては、本工事を昭和二十六年度公共事業の筆頭に採り上げているから、是非とも昭和二十六年度工事として本工事を着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

有明海岸堤防補強工事施行に関する請願（二通）（第二七四号）

請願者　福岡県大牟田市長　田中忠蔵外八百七十一名

右の請願は

有明海岸堤防は、工業都市大牟田市の重要生産地帯とこれに連る干拓地帯および民家を護る重要な堤防であるが、干拓事業当初の護岸のままを補修に補修を加えたもので、そのぜい弱化がはなはだしく実に危険な状態にあるから、すみやかに有明海岸堤防の補強工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県谷内村地内猿ヶ石川えん堤工事再開に伴う被害農家の補償の請願（第二八五号）

請願者　岩手県和賀郡谷内村長　菅雄一外十三名

右の請願は

長い間中止されていた北上川上流改修治水工事に伴う岩手県和賀郡谷内村地内猿ヶ石川えん堤工事の再開は本年度より実施せられる由であるが、これに伴う関係住民の住民転居問題は、過去において種々の問題を起しているので、本件に関しては充分関係住民の意向を調査の上、(イ)営農に要する見返地および家屋の全面的補償ならびに斡旋、(ロ)移転料離作の補償および補償金の増額、(ハ)砥森および蛭川国有林の全面的解放、(ニ)補償金移転に伴う売却金および移転家屋に対する不動産所得税等に対する減免、(ホ)漁業権の附與と電力の導入等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の單価等に関する請願（第二八七号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

東北地方の諸種の事情から住宅坪当りと建設單価が高いから、住宅金融公庫公告第一号の標準坪当り單価を引き上げられると共に融資限度の高率引上げ、住宅敷地としての国有地拂下げ等の措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

閉伊川水系砂防工事施行に関する請願（第二八八号）

請願者　岩手県議会議長　村上順平

右の請願は

昭和二十三年のアイオン台風によつて山田線は寸断されたままであり若しこのままの状態で推移するならば沿線住民の窮状はその極に達し県経済の損失もまた計り知れない結果となるから、閉伊川水系砂防工事を推進せられると共に山田線の原形復旧を基礎としてすみやかに復旧工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三峰川総合開発事業促進に関する請願（第二九二号）

請願者　長野県下伊那郡松尾大字松尾七、五二八下伊那郡町村長会内　塩沢治雄外四十一名

右の請願は

天龍川流域は、上流山林の濫伐による山腹崩壊潰土砂の流出が起因して最近連続的水害に見舞われ堤防、耕地、人畜等の被害はじん大であるから、三峰川総合開発事業を促進し公益事業の開発を計られると共に、上、下伊那郡民の生活安定を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

指定府県道三原呉線改修工事促進に関する請願（第二九三号）

請願者　広島県呉市長　鈴木術

右の請願は

指定府県道三原呉線は、三原市における国道二号線の分岐点より概ね国鉄三呉線と平行して海岸線を走り呉市における国道三十二号線に連なる延々七十六キロにわたる重要な一大幹線道路であるが、本路線中、改修されているところは全体の三十四パーセントにすぎず、他は幅員三ないし四、五メートルの極めて狭い道路に加えて急坂と曲折の連続のため、地方産業開発に大なる障害となつている現状であるから、本路線の改修工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県福島町のキジア台風災害復旧に関する請願（第三〇三号）

請願者　宮崎県南那珂郡福島町長　西北勝良

右の請願は

宮崎県福島町におけるキジア台風の被害は、殊の外しん大で、昨年デラ台風以来連続数次に及ぶ災害は、町民に決定的打撃を與え、その創いまだいえない時に今回の台風にたたかれ、ぼう然自失施す術もなく意気全くしよう沈の現状であるから、（一）土木関係災害に対する復旧費助成ならびにこれが急速交付、（二）農業共済保険金の前渡制度の実施、（三）主食供出量の緩和、（四）海岸防風林の設定等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県下のキジア台風災害復旧に関する請願（第三〇七号）

請願者　愛媛県議会議長　立川明

右の請願は

去る九月十三日愛媛県下に来襲したキジア台風により県下の土木工作物、農作物、漁港、河川護岸等に六十五億五千六百八十三万円に達する被害をこうむつた。これら被害の復興のため特別法を制定するか、あるいは、早急な特別措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島田川上流改修工事施行に関する請願（第三一六号）

請願者　山口県玖珂郡伊陸村長　小坂珠城外十八名

右の請願は

島田川の上流は、傾斜がはなはだしいため、わずかの出水でも直ぐには氾濫して沿線一帯の耕地や人家に被害を與え、その災害は年々増大の一途にあるが、窮迫した現下の地方財政ではその復旧が容易でなく、一方これら連年にわたる災害は、従来のような局部的かつ一時的応急手段では何等の効果もなく、災害を繰り返すのみであるから、この際関係地方の民心安定のため、島田川上流の徹底的改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県雄勝村米代橋を永久橋に架替の請願（第三一八号）

請願者　秋田県山本郡雄勝村長　石山長五郎

右の請願は

秋田県雄勝村米代橋は国道第五号線内の米代川に架橋されているが、この橋は木材都市能代市、大館町の中間にあつて一般交通運輸の外、杉丸太および木材製品等の運搬がひん繁でその積載量が大きいにもかかわらず木橋のため破損し易く危険であるばかりでなく交通上支障が多いから昭和二十六年度において是非とも鉄筋コンクリート橋に架替せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

五ヶ瀬川を河川法適用河川に認定等の請願（第三四九号）

請願者　宮崎県延岡市長　仲田又次郎

右の請願は

五ヶ瀬川は、上流に五箇所、支流に四箇所の発電所を有し、沿線六百町歩をかんがいし、さらに旭化成工場用水として余すところなく利用されているが、反面年々にわたつて水害を受けており、とりわけ昭和十八年九月の大こう水には、沿線の被害総額は九億円に達し、当地方の食糧増産、電力増強、産業振興等の各方面に多大の支障を與えているから、国直轄改修工事を実施するため、五ヶ瀬川を河川法適用河川に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千曲川堤防改修工事施行に関する請願（第三八六号）

請願者　長野県更級郡塩崎村長　久保辰治外八名

右の請願は

信越線千曲川沿線長野県埴科郡屋代町地先鉄橋南鉄道線路の一部百六十メートル余は、河川敷内に土盛りをもつて敷設しあり、加えて本箇所が千曲川彎曲地帯のため、いちじるしく水勢をさえぎり、降雨、融雪期には大小の被害が続出する現状であるから、すみやかに根本的改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

蔵王川および酢川砂防工事施行に関する請願（第三八八号）

請願者　山形県南村山郡中川村長　加藤勝蔵外三名

右の請願は

最上川上流水系の蔵王川および酢川は、奥羽山脈の高峰蔵王山より直角に流出する急流に加えて土質が火山灰土のため、護岸、堤防等の荒廃はその極に達し、わずかの降雨にも水害の惨禍を繰り返す現状であるから、すみやかに両川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水沢川砂防工事施行に関する請願（第三八九号）

請願者　山形県西村山郡西山村長　設楽秀次外二名

右の請願は

山形県西村山郡西山村大字水沢地内字沼河原地域は、地層の関係で地すべりの絶間がなく、これがが、け下を流れる寒河江川にたい積、流出するため、河床ならびにがけ上を走る県道に重大なる影響を與えているから、恒久的砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

古佐川砂防工事施行に関する請願（第三九一号）

請願者　山形県西村山郡西里村長　高橋岩司

右の請願は

山形県下の古佐川は、戰時中の水源山林濫伐によつて、毎年二、三回はん濫し沿岸の耕地にじん大な被害を與えているので、これらの被害を防止するため、本年三箇所のえん堤工事が実施されたが同工事は全体からみれば一小部にすぎないから、国庫負担によつて同工事を今後も継続施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

乱川および押切川砂防工事施行に関する請願（第三九二号）

請願者　山形県北村山郡山口村長　平塚二郎

右の請願は

最上川支流の乱川および押切川は、非常な荒廃河川で、このままに放置することは治水上憂慮にたえないから、明年度において両川の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮川上流砂防工事施行に関する請願（第三九三号）

請願者　山形県南村山郡東村長　井上與八郎

右の請願は

山形県下の宮川の上流である萱平川は、急流である上に川幅がせまいため、降雨ごとに沿岸の土砂が崩壊して下流の川床を高めているため流水がはん濫して下流沿岸の耕地にじん大なる被害を與えているから、萱平、古屋敷、大門各地区の砂防工事を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高瀬川砂防工事施行に関する請願（第三九五号）

請願者　山形県東村山郡高瀬村長　安孫子惣一外五名

右の請願は

最上川の支流で奥羽山脈を源とする高瀬川は、少しの雨量にもはん濫し、毎年その災害を受け、ことに昭和二十二年の豪雨、キテイ台風、本年八月の豪雨によつて堤防、道路、橋等の流失による被害はじん大で、これが防災工事に要する費用は村財政上に重大な負担を與えるとともに、沿岸流域の住民の憂慮は誠に堪えないものがあるから、高瀬川砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

野川砂防工事施行に関する請願（第三九七号）

請願者　山形県北村山郡東郷村長　滝口伝吉外九名

右の請願は

山形県北村山郡を流れる野川の沿岸一帯は、土地頗る肥沃で米麦雑穀その他同地方の特産物である煙草桑葉等の産額が非常に多いが、水源地帯の立木伐採の結果風あるいは、融雪期ごとに野川が、大こう水を起して、昔は二十メートル位であつた河幅がいまでは、三百メートルを超えている有様で、すでに二百三十町歩の耕地が荒野となり、必要な橋の架設計画も樹てられない現状であるから、すみやかに野川の砂防工事を実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青龍寺川砂防工事施行に関する請願（第三九八号）

請願者　山形県鶴岡市長　加藤精三外二名

右の請願は

山形県青龍寺川普通水利組合が管理している青龍寺川のかんがい排水に最も障害を與えるものは青龍寺川の支川である水無川、谷定川、山谷川の三川で、増水の都度多量の土砂を流出して沿岸の耕地を浸水し、毎年七千石に及ぶ損害を與えているから、青龍寺川流域の砂防事業を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日向川砂防工事施行に関する請願（第四〇〇号）

請願者　山形県飽海郡日向村長代理助役　押切新之助

右の請願は

山形県宮沢村を貫流する赤井川は、宮城県最上郡界に源を発し、急傾斜および險阻地を流れ、崩壊地状をなしているところが多く、年々の水害により耕地の流失による損失は大きいから、赤井川砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

赤井川砂防工事施行に関する請願（第三九九号）

請願者　山形県北村山郡宮沢村長代理助役　押切新之助

右の請願は

山形県宮沢村を貫流する赤井川は、宮城県最上郡界に源を発し、急傾斜および險阻地を流れ、崩壊地状をなしているところが多く、年々の水害により耕地の流失による損失は大きいから、赤井川砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日向川砂防工事施行に関する請願（第四〇〇号）

請願者　山形県飽海郡日向村長　相蘇哲哉

右の請願は

日向川は、昭和七年以来数次にわたり日向村大字升田沿岸を中心として数箇所の砂防工事を施行し、その後引き続き既定計画をもつて実施の予定であつたが相次ぐ事変と戰争のため遂に中止のやむなきに至つた。以来未工事箇所は数回にわたるはん濫

により多大の被害をこうむり現在工事を施行中であるが、根本的な砂防工事を施行しないかぎり再び被害をこうむることは明らかであるから、継続事業としてすみやかに工事の完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滝の沢川砂防工事施行に関する請願（第四〇一号）

請願者　山形県西村山郡谷地町長　市川清矩外二名

右の請願は

最上川の支流滝の沢川は、急流で常に土砂を押し流しているため、増水ごとに堤防、耕地等にじん大なる被害を與えているから、滝の沢川と吉田せきとの交さ点および下流の砂防工事を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

洗沢川砂防工事施行に関する請願（第四〇二号）

請願者　山形県飽海郡高瀬村長　石垣建作外一名

右の請願は

月光川支流の洗沢川上流は、昭和十五年より昭和二十五年度まで貯災井堤一箇所、河幅の拡張築堤、床止井堤四箇所等の工事が施行されたが、下流の月光川合流点附近は、一部中山樽川部落に阻まれ河幅はことの外狭少で曲折が多いため堤防護岸の損傷はなはだしく、一朝出水の際は堤防護岸の決壊、人家の被害および耕地の流失、埋没は計り知れないから、すみやかにこれが対策として防災工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大旦川砂防工事施行に関する請願（第四〇四号）

請願者　山形県北村山郡大倉村地内堀岡町長　金森成満

右の請願は

大旦川は、昭和十二年以来国庫補助による県直営河川改良工事および防災工事を施工し、昭和二十四年度において一応完成したのであるが、上流約五キロの最も急こう配な箇所に一箇所の砂防えん堤があるばかりであつて、戰時中の山林濫伐により豪雨出水毎に土砂石の流失はなはだしく既成の改修効果も烏有にきす結果となるから、すみやかに本川上流の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

月光川砂防工事施行に関する請願（第四〇五号）

請願者　山形県飽海郡遊佐町長　澁谷八三郎

右の請願は

月光川流域は地盤軟弱に加え流路の変遷極めてはなはだしく、豪雨および融雪期に際して水害が増大し年々災害をこうむつていたが、昭和二十一年度より下流の改修工事施工し多大の効果をおさめている。しかしながら本川上流は急こう配に加えて乱流はなはだしく河床は隆起してまことに危険な状態にあり、ことに戰時戰後の森林濫伐は出水時期および速度に思いがけない変化をきたしているから、すみやかに本川上流の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日塔川砂防工事施行に関する請願（第四〇六号）

請願者　山形県北村山郡東根町長　斎藤三郎外五名

右の請願は

日塔川は山形県北村山郡東根町の中央を貫流する最上川の支流であるが、地勢がけわしいため、流が速く、その上河床の起伏がはげしいため、一朝豪雨の際は、濁水がはん濫して水源地の山腹を崩壊し、おびただしい土砂を流出して、沿線の人家および農地に悲惨な災害を繰り返しているから、昭和二十三年施行の日塔川上流の砂防工事を継続施行するとともに護岸、床止等の工事を併せ施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千座川砂防工事施行に関する請願（第四〇七号）

請願者　山形県北村山郡富本村長　佐藤荘助外三名

右の請願は

千座川は、羽陽の高山葉山に源を発し富本を流れ、大久保において最上川に流入する延長十五キロの急流で、沿線流域の水田約四百町歩をかんがいするとともに、流域富本・大久保両村の保安用水として重要な河川である。しかるに急流による土砂の流出が激しく、加えて戰時中の水源山地乱伐の影響を受けて、出水時における災害は年と共に大きくなつているから、昭和二十五年度施行の砂防工事を継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

丹生川流域の防災事業等施行に関する請願（第四〇八号）

請願者　山形県北村山郡尾花沢町長　竹中清三郎

右の請願は

山形県北村山郡の東北隅に位する七箇村は、最上川の支川丹生川流域に一連する農村で、その丹生川流域の山林は毎年のなだれや豪雨によつて荒廃し、この流域一帯の農村に與える損失は莫大なものであるから、丹生川流域に治山および防災事業を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

樽石川砂防工事施行に関する請願（第四〇九号）

請願者　山形県北村山郡戸沢村長　笹原数男

右の請願は

樽石川は、山形県北村山郡戸沢村および大久保村の水田四百余町歩をか

んがいする最上川の支流であるが、戦時中の水源山地濫伐と両岸土質の不良等によつて、出水の度毎に沿線の人家農地に悲惨な災害を繰り返しているが、関係地方の村財政をもつてしては、到底これらの被害を食い止めることができないから、樽石川上流の砂防工事を国費をもつて施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白水川砂防工事施行に関する請願（第四一二号）

請願者　山形県北村山郡東郷村長　滝口伝吉外七名

右の請願は

白水川は、山形県東村山郡地内に源を発して東郷村を貫流し、東根町で日塔川に合流する最上川の小支流であるが、明治三十七年の大こう水で悲惨な災害を受け、この復旧に当時百二十余万円の経費と二十年の歳月を費した。しかるに上流上高岩より東根町に至る約三キロの流域が原始のまま放置されているため、降雨融雪等の際こう水を起し、すでに改修した下流の工事まで流失する虞があるから、白水川上流の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉井川下流改修工事促進に関する請願（第四一三号）

請願者　岡山県上道郡西大寺町長　家野猛之外三十一名

右の請願は

岡山県吉井川は、流域面積二千平方キロ、かんがい面積二万二千町歩に及ぶ県下三大河川の一つであるが、年々こう水の災害をこうむり不安の歳月を送つていたところ昭和二十年九月における二回に及ぶ近年まれなるこう水は、全流域にわたつて堤防の欠壊数十箇所に達し、水害面積九千町歩、浸水家屋三万余戸其の他流出家屋ならびに人畜の被害は数百に余り、その惨状は言語に絶するものがあつた。幸にして昭和二十一年より本川下流改修工事に着手されたのであるが、現在の工事進ちよく状況では完成まで今後二十年以上もかかり流域住民悩の種になつているから、この際改修幹線堤防延長四十六キロを最大限五箇年計画にて一箇年改修費五億円を計上して、工事の促進を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九州横断道路の整備に関する請願（第四四三号）

請願者　大分県議会議長　安部雅也外三名

右の請願は

九州横断道路は大分、熊本両県の未開発資源の開発ならびに生産品の輸送に不可欠のものであり、西日本産業開発の根幹をなすものである、また、沿道には、別府阿蘇雲仙の三国立公園があるので、本道路を整備完成して、世界の観光客を誘致すれば、外貨獲得の一端ともなるから、昭和二十五年度または、昭和二十六年度見返資金を財源とする公共事業として早急に施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号　小倉市のキジア台風による災害復旧の陳情

第二〇号　岩見沢厚田間準地方費道路の函館本線交さ点を立体交さとする陳情

第二二号　吉野川支流九頭宇谷砂防工事施行に関する陳情

第二三号　日開谷川右岸堤防補強工事施行に関する陳情

第二四号　日開谷川左岸堤防補強工事等施行に関する陳情

第二五号　宮川内谷川左岸堤防補強工事施行に関する陳情

第三六号　住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の単価等に関する陳情

第三九号　六角川に住江橋架設の陳情

第四一号　兵庫県鳴尾村のジエーン台風災害復旧に関する陳情

第四三号　九州横断道路整備に関する陳情

第四七号　道路の整備改善等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

建設委員会陳情特別報告第一号

小倉市のキジア台風による災害復旧の陳情

第一号　福岡県小倉市長　浜田良祐提出

岩見沢、厚田間準地方費道路の函館本線交さ点を立体交さとするの陳情

第二〇号　北海道岩見沢市長　山本市英外五名提出

吉野川支流九頭宇谷砂防工事施行に関する陳情

第二二号　徳島県阿波郡上成村長　古川丈夫外一名提出

日開谷川右岸堤防補強工事等施行に関する陳情

第二三号　徳島県阿波郡大俣村長　坂東信夫外一名提出

日開谷川左岸堤防補強工事等施行に関する陳情

第二四号　徳島県阿波郡市場町長　湊顕太郎外一名提出

宮川内谷川左岸堤防補強工事施行に関する陳情

第二五号　徳島県板野郡松島町長　加川森市外一名提出

住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の単価等に関する陳情

第三六号　宮城県議会議長　桃沢敬之助外六名提出

六角川に住江橋架橋の陳情

第三九号　佐賀県知事　沖森源一提出

兵庫県鳴尾村のジエーン台風災害復旧に関する陳情

第四一号　兵庫県武庫郡鳴尾村長　井上寅蔵提出

九州横断道路整備に関する陳情

第四三号　大分県議会議長　安部雅也外一名提出

道路の整備改善等に関する陳情

第四七号　東京都港区海岸通り一ノ二五全国道路利用者会議内　久保田敬一提出

右十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

小倉市のキジア台風による災害復旧の陳情（第一号）

陳情者　福岡県小倉市長　浜田良祐

右の陳情は

キジア台風による小倉市の公共土木施設は多大の被害をこうむつたか

ら、災害復旧について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩見沢、厚田間準地方費道路の函館本線交さ点を立体交さとするの陳情（第一〇号）

陳情者　北海道岩見沢市長　山本市英外五名

右の陳情は

岩見沢、原田間準地方費道路の国鉄函館本線との水平交さを立体交さとして交通の利便と安全を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉野川支流九頭宇谷砂防工事施行に関する陳情（第一一号）

陳情者　徳島県阿波郡土成村長　古川丈夫外一名

右の陳情は

徳島県吉野川支流九頭宇谷は、明治三十二年の水源地大くずれ以来小康を保つて現在に至つているが、最近雨量の増大と山火事のため、山腹が荒廃し、加うるにジェーン台風の被害によつて水源地がくずれ始め、分水嶺には十六箇所のき裂を生じ、いつ山くずれを発生するか分らない危険な実情にあるから、下流流域数箇町村の大災害を未然に防止するため、すみやかに吉野川支流九頭谷の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日開谷川右岸堤防補強工事施行に関する陳情（第一二号）

陳情者　徳島県阿波郡大俣村長　坂東信夫外一名

右の陳情は

日開谷川は、徳島県阿波郡の中央に位し、流域五十平方キロメートルをかんがいしているが、暴風雨の際は、砂れきを流出し、流域一帯に重大な影響を與えている。ことに阿波郡大俣村上喜来橋より上流一キロメートルに亘る地域は、川底が高く堤防のない箇所がある等このままに放置すれば、豪雨の際は同地域の人家と耕地を一挙に流失する虞があるから、関係地方民の民心安定と食糧確保のため、日開谷川右岸堤防補強工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日開谷川左岸堤防補強工事等施行に関する陳情（第一四号）

陳情者　徳島県阿波郡市場町長　湊熊太郎外一名

右の陳情は

日開谷川は、香川県大川郡に発して吉野川に合流する流路延長十八キロ、流域面積五十平方キロの川であるが、水源山地の連年の山くずれと戦時中の乱伐によつて、土砂の流下がはなはだしく、その上河床が耕地より高いため、降雨毎に水害の危険にさらされているから、流域耕地四百五十町歩、人家千戸その他公共施設等を水害の惨禍より未然に防止するため、日開谷川左岸勝命橋下流の堤防補強工事ならびに同川のしゆんせつ工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮川内谷川左岸堤防補強工事施行に関する陳情（第一五号）

陳情者　徳島県板野郡松島町長　加川森市外一名

右の陳情は

宮川内谷川は、水源山地の土質不良と戦時中の乱伐のため、降雨毎に土砂を流出しているが、ことに宮川内谷橋より上流における土砂堆積がはなはだしく、各支流の排水は不良となり、加えて河幅の過大、河床の高位等のため、沿岸住民は出水毎に水害の危険にさらされているから、従来の補強工事より取り残されている宮川内谷川左岸の堤防補強工事および砂防工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅金融金庫融資の住宅坪当建設費の単価等に関する陳情（第三六号）

陳情者　宮城県議会議長　桃沢敬之助外六名

右の陳情は

東北地方は積雪寒冷地帯のため住宅坪単価は他地方より高く、これが利用者は勤労階級者が多数を占め、頭金確保に苦しみ折角の恩恵を受けきれない実状であるから、住宅金融金庫公示第一号の標準坪単価を乙地域とせられ、現行の融資限度を高度に引き上げられるよう法律を改正せられるとともに国有地の拂下げにより、宅地の解放をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六角川に住江橋架設の陳情（第三九号）

陳情者　佐賀県知事　沖森源一

右の陳情は

六角川は、佐賀平野を中断する北九州地方屈指の大川であるが、両地方の連絡は渡船によるほかない実情にあるため、同地方における交通連絡はいちじるしく不便な状況に置かれ、地方産業の開発伸展に多大の支障を與えているから、小城郡芦刈村および杵島郡福富村の地点に国費を以て住江橋を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県鳴尾村のジェーン台風災害復旧に関する陳情（第四一号）

陳情者　兵庫県武庫郡鳴尾村長　井上寅蔵

右の陳情は

兵庫県鳴尾村は、全村七割の戦災をこうむり、その後昭和十九年昭和二十年と相次ぐ再度の高潮によつて、村財源のほとんどが失われたが今次のジェーン台風によつてまた、被害を受け村民税その他の税の減免のやむなきに至つた上徴税の面において

も相当の困難が予想されているから、災害復旧民生安定のため適当の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九州横断道路整備に関する陳情（第四三号）

陳情者　大分県議会議長　安部雅也外一名

右の陳情は

九州横断道路は、大分、熊本両県の未開発資源の開発ならびに生産品の交易輸送に不可欠なもので、その及ぼす影響は九州全土に亘りなお且関西、四国、中国地方への輸送ルートを構成するものであり、西日本の産業開発の根幹をなすものであるから、昭和二十五年度、または、昭和二十六年度見返資金を財源とする公共事業として早急に施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路の整備改善等に関する陳情（第四七号）

陳情者　東京都港区海岸通り一ノ二五全国道路利用者会議

内　久保田敬一

右の陳情は

わが国の道路はその七割が自動車交通不能であつていまだに原始道の域を脱せず、資源の開発と産業の発展を阻み、日本復興の障害となつている。終戦後自動車は、大型化、重量化し、その数も戦前の二倍に激増しているので、道路施設の不備のため、道路交通は破局を思わせるものがあるから、一、昭和二十六年度道路費国家予算を大幅に増額すること、二、ガソリン税を道路整備事業の基金とすること、等によつて道路の整備改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月七日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

鈴木　直人　　堀　末治

高橋進太郎　　安井　謙

石村　幸作　　吉川末次郎

竹中　七郎　　相馬　助治

石川　清一　　西郷吉之助

小笠原二三男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現行全国選挙管理委員会法施行後の実情に鑑み、又一面他委員会との均衡上委員会の委員の員数を任期切れのこの際九名より七名に減員するものであつて時宜に適した措置と思料する。

二、事件の利害得失

本改正によつて他委員会との均衡が得られ且つ行政費の節減が期せられるが、委員会の今後の運用においてその能率化が望まれる。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月八日

法務委員長　北村　一男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

齋　武雄　　鬼丸　義齋

羽仁　五郎　　須藤　五郎

左藤　義詮　　高橋　道男

長谷山行毅　　鈴木　安孝

岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

今般の一般職の国家公務員の給與の増額に伴い、裁判官の報酬も増額する必要がある。本案はかかる趣旨のもとに立案されたもので、適切な改正と認める。

一、事件の利害得失

本改正によつて、裁判官も一般の国家公務員と同じく、報酬が増額されることとなり、その生活安定と裁判事務の能率増進に益するところ大なりと思料される。

一、費用

本法の施行にあたつて、新たに増加する額は、年間約一二、四〇〇万円であり、その結果必要となる報酬総額は年間約九六、一〇〇万円である。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月八日

法務委員長　北村　一男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

齋　武雄　　鬼丸　義齋

羽仁　五郎　　須藤　五郎

左藤　義詮　　高橋　道男

長谷山行毅　　鈴木　安孝

岡部　常

要領書

一、委員会の決定の理由

今般の一般職の国家公務員の給與の増額に伴い、検察官の俸給も増額する必要がある。本案はかかる趣旨のもとに立案されたもので適切な改正と認める。

一、事件の利害得失

本改正によつて検察官も一般の国家公務員と同じく、俸給が増額されることとなり、その生活安定と検察事務の能率増進に益するところ大なりと思料される。

一、費用

本法の施行にあたり、新たに必要となる額は年間約四、五〇〇万円であり、その結果、必要年間俸給総額は約四〇、二〇〇万円となる。

○第十号参照

審査報告書

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

荒木正三郎　　成瀬　幡治

高良　とみ　　矢嶋　三義

高田なほ子　　木村　守江

川村　松助　　加納　金助

若木　勝藏　　梅原　眞隆

第二條中

「

運輸省	本省	一五、六五八人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、四六五人

」を

「

運輸省	本省	一五、三八五人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、一九二人

」に改める。

』

「

運輸省	本省	一五、六五八人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	一〇、九六九人
	海難審判庁	八五人
	航空庁	一、〇九六人
	計	二七、八六七人

」を

「

運輸省	本省	一五、三八五人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	一〇、九六九人
	海難審判庁	八五人
	航空庁	一、〇九六人
	計	二七、五九四人

」に改める。

』

要領書

一、委員会の決定の理由

従来運輸省所管に属している商船学校を、文部省に移管して、商船高等学校とすることは、学校教育法の体系において新しい理念による教育を行うことになるから、本法案による措置は適切であると認めるが、本委員会においては、この法律第二條中運輸省の定員に関する改正部分につき、形式的に不備の点があつたのでこれを修正した。

一、事件の利害得失

この法律の施行によつて、船員の一般的教養を高め、その素質を向上する利益がある。

一、費用

本法案施行には別に費用を要しない。

審査報告書

競馬法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月八日

農林委員長　岡田　宗司

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　孝平　三好　始
片柳　眞吉　飯島連次郎
赤澤　與仁　加賀　操
三浦　辰雄　三橋八次郎
門田　定藏　西山　龜七
岩男　仁藏　宮本　邦彦
溝口　三郎　白波瀬米吉

要領書

一、委員会の決定の理由

勝馬投票券の売得金に対する控除率が高率であつて、自転車競走及び小型自動車競走のそれに比して不釣合であることが、最近における競馬不振の主な原因であるのに鑑み、これが控除率を引下げようとするものであつて、委員会は適応の措置と認め、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

控除率の引上げにより馬券の売行きを刺戟し、競馬収入の増大に資することができる。

三、費用

特に費用を必要としない。

審査報告書

船員保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安　有馬　英二
松原　一彦　藤原　道子
長島　銀藏　城　義臣
中山　壽彦　常岡　一郎
藤森　眞治　大谷　瑩潤
河崎　ナツ　井上なつゑ
堂森　芳夫

要領書

一、委員会決定の理由

本法案は、最近の船員保険事業の実績に徴し、船員保険財政の不均衡を是正するため保険料を改訂し、且つ保険給付の適正化を期するため、年金の額を改定しようとするものであつて、妥当な措置である。

一、事件の利害得失

船員保険財政の均衡を保つことができるとともに保険給付の適正化を計り低額年金の増額及び標準報酬の最低額を適正額まで引上げ得る利益がある。

一、費用

本法施行によつて特に費用を要しない。

審査報告書

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

黒田　英雄　九鬼紋十郎
岡崎　眞一　愛知　揆一
木内　四郎　森　八三一
小林　政夫　杉山　昌作
大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

郵政事業特別会計の昭和二十五年度における歳入不足を補てんするために、一般会計から繰入金をしようとするものであつて、やむを得ない措置と認める。

官報 号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 参議院会議録第十号附録（その六）

二、事件の利害得失
この法律の実施により、郵政事業特別会計の運営を円滑ならしめる利益がある。
三、費用
この法律の施行に当つて、昭和二十五年度特別会計予算補正特第一号に十二億八千三百八十六万八千円が計上されている。

審査報告書

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長 小串 清一
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
大矢半次郎 森下 政一
野溝 勝 杉山 昌作
小林 政夫 森 八三一
木内 四郎 松永 義雄
黒田 英雄 岡崎 眞一
愛知 揆一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、食糧管理特別会計の昭和二十五年度における歳入不足を補てんするため、一般会計から繰入金の限度額を引上げようとするものであつて、やむを得ないものと認める。
二、事件の利害得失
本法律案の実施により、食糧管理特別会計の運営を円滑にする利益がある。
三、費用
本法律の実施により、昭和二十五年度予算補正において、一般会計から食糧管理特別会計に一千七十五万円の追加額を計上している。

審査報告書

米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長 小串 清一
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
木内 四郎 松永 義雄
黒田 英雄 九鬼紋十郎
岡崎 眞一 愛知 揆一
森 八三一 杉山 昌作
森下 政一 大矢半次郎
野溝 勝 小林 政夫

要領書

一、委員会の決定の理由
政府が軍拂下物資を本特別会計において処理することを明確にするとともに米国政府が輸入物資を米国対日援助物資に充用せんとする場合の処理手続等を定めようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
この法律の実施により、本特別会計の運営を円滑ならしめる利益がある。
三、費用
この法律の実施に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長 小串 清一
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
森 八三一 小林 政夫
杉山 昌作 大矢半次郎
野溝 勝 森下 政一
木内 四郎 松永 義雄
黒田 英雄 岡崎 眞一
愛知 揆一

要領書

一、委員会の決定の理由
食糧管理特別会計において輸入食糧の価格調整を行うため、一般会計から繰入をなし得るよう所要の改正を行おうとするものであつて、適用な措置と認める。
二、事件の利害得失
この法律の実施により、本特別会計の円滑な運営を図り得る利益がある。
三、費用
この法律の実施に伴い、本年度補正予算において百二十六億九千百六十二万四千円の追加額を計上する。

審査報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長 小串 清一
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
森下 政一 野溝 勝
大矢半次郎 木内 四郎
松永 義雄 黒田 英雄
岡崎 眞一 愛知 揆一

要領書

一、委員会の決定の理由
農業共済再保険特別会計農業勘定の歳入不足を補てんするため昭和二十五年度一般会計からする繰入金の限度額九億一千五百二十万六千円を十八億二百八十一万三千円に引き上げようとするものであつて、やむを得ない措置と認める。
二、事件の利害得失
本法律の施行によつて農業共済再保険特別会計の運営を円滑にする利益がある。
三、費用
本法律の施行に伴い、別に費用を要しないが、昭和二十五年度一般会計予算補正により、農業共済再保険特別会計に八億八千七百六十万七千円を繰入れなければならない。

人事委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第二六号 鹿児島県の地域給引上げに関する請願
第七〇号 裁判所書記官等の待遇是正に関する請願
第一六八号 呉市の地域給引下げ反対に関する請願
第一九二号 寒冷地手当支給の恒久制度化等に関する請願

昭和二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

第一九六号　寒冷地手当支給に関する請願

第二一四号　裁判所書記官等の待遇是正に関する請願

第二五九号　北海道豊平町真駒内を地域給支給地域に指定の請願

第二七一号　福岡県荒木町の地域給引上げに関する請願

第二七二号　福岡県羽犬塚町の地域給引下げ反対に関する請願

第二八一号　福岡県築上郡を地域給支給区域に指定の請願

第三一三号　林野庁常勤的労務職員に年末手当支給の請願

第三一三号　国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願

第三一四号　復興金融金庫等政府関係四機関職員の給与ベース改訂に関する請願

第三一七号　松阪市の地域給引上げに関する請願

第三三一号　北海道網走市の地域給引上げに関する請願

第三三九号　福岡県大牟田市の地域給改訂反対に関する請願

第三四〇号　福岡県若松市の地域給改訂反対に関する請願

第三四一号、直方市の地域給引上げに関する請願

第三五五号　北海道釧路市の地域給を甲地に指定の請願

第三五一号　愛知県新城町の地域給確保に関する請願

第三五四号　福岡県八幡市の地域給確保に関する請願

第三五八号　福岡県戸畑市の地域給確保に関する請願

第三六〇号　石川県金沢市の地域給等引上げに関する請願

第三六一号　静岡市の地域給を甲地に指定の請願

第三六二号　山口県の地域給引上げに関する請願

第三六三号　広島県呉市の地域給確保に関する請願（二通）

第三六四号　岡山県新見町および上市町を地域給支給地に指定の請願

第三六五号　愛知県豊橋市の地域給引上げに関する請願

第三六六号　長崎県佐世保市の地域給引上げに関する請願

第三六七号　鹿児島県の地域給引上げに関する請願

第三六八号　山口県の地域給支給に関する請願

第三六九号　岡山県笠岡町の地域給存置に関する請願

第三七〇号、北海道江別町を地域給支給地に指定の請願

第三七一号　北海道千歳町を地域給支給地に指定の請願

第三七二号　北海道美唄市を地域給支給地に指定の請願

第三七三号　仙台市および東北諸都市の地域給引上げ等に関する請願

第三七四号　愛知県蟹江町の地域給引上げに関する請願

第三七五号　愛知県海部郡の地域給引上げに関する請願

第三七六号　名古屋市の地域給確保に関する請願

第三七七号　神戸市の地域給を特地に指定の請願

第三七八号　福岡県田川市の地域給引上げに関する請願

第三七九号　名古屋市の地域給を特地に指定の請願

第三八〇号　北海道琴似町を地域給支給地に指定の請願

第三八一号　北海道苫小牧市の地域給引上げに関する請願

第三八二号　島根県各都市の地域給等存続に関する請願

第三八三号　北九州五市の地域給確保に関する請願

第四一一号　北海道網走市の地域給引上げに関する請願

第四一三号、北海道岩見沢市の地域給引上げに関する請願

第四一四号　北海道帯広市を地域給甲地に指定の請願

第四一五号　北海道北部都市の地域給引上げに関する請願

第四一六号　室蘭市の地域給引上げに関する請願

第四三九号　公務員の給与ベース引上げ等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月八日

人事委員長　木下　源吾

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会請願特別報告第一号

鹿児島県の地域給引上げに関する請願

第二六号　鹿児島県知事　重成格提出

福岡県荒木町の地域給引上げに関する請願

第二七一号　福岡県直方市朝日町直方地区全官公労組協議会内　石松茂美外六十九名提出

北海道釧路市の地域給を甲地に指定の請願

第三五五号　釧路市宮本二番地　石川勝納外三十五名提出

石川県金沢市の地域給等引上げに関する請願

第三六〇号　石川県知事　柴野和喜夫外二十六名提出

静岡市の地域給を甲地に指定の請願

第三六一号　静岡市長　増田茂外九名提出

山口県の地域給引上げに関する請願

第三六二号　山口県知事　田中龍夫提出

愛知県豊橋市の地域給引上げに関する請願

第三六五号　愛知県豊橋市長　大竹藤知外十一名提出

長野県佐世保市の地域給引上げに関する請願

第三六六号　長崎県佐世保市警察署内　山口高松外百二十四名提出

鹿児島県の地域給引上げに関する請願

第三六七号　鹿児島県知事　重成格提出

仙台市および東北諸都市の地域給引上げ等に関する請願

第三七三号　宮城県仙台市仙台管区経済局内　山中徳二外八名提出

愛知県蟹江町の地域給引上げに関する請願

第三七四号　愛知県海部郡蟹江町長　戸谷靜雄外八十八名提出

愛知県海部郡の地域給引上げに関する請願

第三七五号　愛知県海部郡永和村長　宇佐美久我二提出

神戸市の地域給を特地に指定の請願

第三七七号　神戸市長　原口忠次郎提出

福岡県田川市の地域給引上げに関する請願

第三七八号　福岡県田川市全官公地域給対策協議会内　澄川健二提出

名古屋市の地域給を特地に指定の請願

第三七九号　名古屋市運輸省陸運職員組合中部（名古屋）支部内　石黒松造提出

北海道苫小牧市の地域給引上げに関する請願
第三八一号　北海道苫小牧市長　田中正太郎外七名提出
北海道網走市の地域給引上げに関する請願
第四一一号　北海道網走市長　吉田栄吉提出
北海道岩見沢市の地域給引上げに関する請願
第四一三号　札幌市南十四條西七丁目一、〇九五　原顯証提出
北海道帯広市を地域給甲地に指定の請願
第四一四号　札幌市南十四條西七丁目一、〇五九　原顯証提出
北海道北部都市の地域給引上げに関する請願
第四一五号　札幌市南十四條西七丁目一、〇五九　原顯証提出
室蘭市の地域給引上げに関する請願
第四一六号　札幌市南十四條西七丁目一、〇五九　原顯証提出
裁判所書記官等の待遇是正に関する請願
第七〇号　福島県平市福島地方裁判所平支部内　志郷守義提出
第二一四号　福島県白河市福島地方裁判所白河支部内　菊地壽助外一名提出
呉市の地域給引下げ反対に関する請願
第一六八号　広島県呉市泉場町三四呉地方地域給対策協議会内　土橋作一外十四名提出
福岡県羽犬塚町の地域給引下げ反対に関する請願
第二七二号　福岡県八女郡羽犬塚町長　田島孝提出
福岡県若松市の地域給改訂反対に関する請願
第三四〇号　福岡県若松市議会議長　久保田瑞一提出
愛知県新城町の地域給確保に関する請願
第三五一号　愛知県南設楽郡新城町新城地区地域給確保陳情委員会内　飯田新七外五名提出
福岡県八幡市の地域給確保に関する請願
第三五四号　福岡県八幡市議会議長　上段逸作提出
福岡県戸畑市の地域給確保に関する請願
第三五八号　福岡県戸畑市議会議長　守田養策提出
富山県の地域給等支給に関する請願
第三五九号　富山県知事職務代理者富山県副知事　成田政次提出
広島県呉市の地域給確保に関する請願（二通）
第三六三号　広島県呉市長　鈴木術外十五名提出
山口県の地域給支給に関する請願
第三六八号　岡山県小田郡笠岡町長　小野博外三名提出
名古屋市の地域給確保に関する請願
第三七六号　名古屋市全商工労働組合機械試験所名古屋支所分会内　津川浩造外一名提出
島根県各都市の地域給等存続に関する請願
第三八二号　島根県出雲市長　森山繁樹外十四名提出
北九州五市の地域給確保に関する請願
第三八三号　千葉県知事職務代理者総務部長　佐藤秀雄提出
寒冷地手当支給の恒久制度化等に関する請願
第一九二号　新潟県議会議長　兒玉龍太郎提出
寒冷地手当支給に関する請願
第一九六号　新潟県議会議長　兒玉龍太郎提出
国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願
第三二三号　岩手県盛岡市木伏二岩手県官公労働組合寒冷地給対策協議会内　高橋壽郎提出
北海道豊平町真駒内を地域給支給地域に指定の請願
第二五九号　札幌市南七條西四丁目全国進駐軍労働組合同盟札幌進駐軍要員労働組合内　川崎博提出
福岡県築上郡を地域給支給区域に指定の請願
第二八一号　福岡県築上郡八屋町住吉郵便局内　久保義市外五十四名提出
北海道稚内市の地域給支給に関する請願
第三五六号　北海道稚内市長　西岡斌外二十七名提出
岡山県新見町および上市町を地域給支給地に指定の請願
第三六四号　岡山県阿哲郡上市町長　白神壽吉外二十九名提出
北海道江別町を地域給支給地に指定の請願
第三七〇号　北海道札幌郡江別町長　古田島藏平外二十二名提出
北海道千歳町を地域給支給地に指定の請願
第三七一号　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外十九名提出
北海道美唄市を地域給支給地に指定の請願
第三七二号　北海道美唄市長　櫻井省吾提出
北海道琴似町を地域給支給地に指定の請願
第三八〇号　北海道札幌郡琴似町琴似地区全官公労組協議会内　澁谷新時提出
林野庁常勤的労務職員に年末手当支給の請願
第二一三号　東京都千代田区霞ヶ関二ノ二全国有林労働組合内　小谷泰行提出
復興金融金庫等政府関係四機関職員の給與ベース改訂に関する請願
第三二四号　東京都千代田区丸ノ内一ノ八復興金融金庫職員組合内　鈴木実外三名提出
公務員の給與ベース引上げ等に関する請願
第四三九号　東京都千代田区永田町国会職員組合連絡協議会内　小出信一郎提出

右五四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十五年十二月八日
人事委員長　木下　源吾
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

鹿兒島県の地域給引上げに関する請願（第二六号）
請願者　鹿兒島県知事　重成格
福岡県荒木町の地域給引上げに関する請願（第二七一号）
請願者　福岡県三潴郡荒木町長　近藤卓雄外十名
松阪市の地域給引上げに関する請願（第三一七号）
請願者　三重県松坂市松阪郵便局内松阪市全官公労働協議会内　谷本保男
北海道網走市の地域給引上げに関する請願（第三三一号）
請願者　北海道網走市長　吉田栄吉
福岡県大牟田市の地域給改訂に関する請願（第三三九号）
請願者　福岡県大牟田市長　田中忠蔵
直方市公務員の地域給引上げに関する請願（第三四一号）
請願者　福岡県直方市朝日町直方地区全官公労組協議会内　石松茂美外六十九名
北海道釧路市の地域給を甲地に指定の請願（第三五五号）
請願者　釧路市宮本二番地　石

川勝納外三十五名

石川県金沢市の地域給等引上げに関する請願(第三六〇号)
請願者　石川県知事　柴野和喜夫外二十六名

静岡市の地域給を甲地に指定の請願(第三六一号)
請願者　静岡市長　増田茂外九名

山口県の地域給引上げに関する請願(第三六二号)
請願者　山口県知事　田中龍夫

愛知県豊橋市の地域給引上げに関する請願(第三六五号)
請願者　愛知県豊橋市長　大竹慶知外十一名

長崎県佐世保市の地域給引上げに関する請願(第三六六号)
請願者　長崎県佐世保市警察署内　山口高松外百二十四名

鹿児島県の地域給引上げに関する請願(第三六七号)
請願者　鹿児島県知事　重成格

仙台市および東北諸都市の地域給引上げ等に関する請願　(第三七三号)
請願者　宮城県仙台市仙台管区経済局内　山中徳二外八名

愛知県蟹江町の地域給引上げに関する請願(第三七四号)
請願者　愛知県海部郡蟹江町長　戸谷静雄外八十八名

愛知県海部郡の地域給引上げに関する請願(第三七五号)
請願者　愛知県海部郡永和村長　宇佐美久我二

神戸市の地域給を特地に指定の請願(第三七七号)
請願者　神戸市長　原口忠次郎

福岡県田川市の地域給引上げに関する請願(第三七八号)
請願者　福岡県田川市全官公地域給対策協議会内　澄川健二

名古屋市の地域給を特地に指定の請願(第三七九号)
請願者　名古屋市運輸省陸運職員組合中部(名古屋)支部内　石黒松造

北海道苫小牧市の地域給引上げに関する請願(第三八一号)
請願者　北海道苫小牧市長　田中正太郎外七名

北海道網走市の地域給引上げに関する請願(第四一一号)
請願者　北海道網走市長　吉田栄吉

北海道岩見沢市の地域給引上げに関する請願(第四一三号)
請願者　札幌市南十四條西七丁目一、〇九五　原顯証

北海道帯広市を地域給甲地に指定の請願(第四一四号)
請願者　札幌市南十四條西七丁目一、〇五九　原顯証

室蘭市の地域給引上げに関する請願(第四一五号)
請願者　札幌市南十四條西七丁目一、〇五九　原顯証

北海道北部都市の地域給引上げに関する請願(第四一六号)
請願者　札幌市南十四條西七丁目一、〇五九　原顯証

右の請願はいずれも

右の諸地方は、物価騰貴のため公務員の生活に多大の影響を与えている次第であるから、地域給の改訂に際しては、それらの地域の特殊な事情を考慮の上現行地域給の引上げを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

裁判所書記官等の待遇是正に関する請願(第七〇号)
請願者　福島県平市福島地方裁判所平支部内　志郎守義

裁判所書記官等の待遇是正に関する請願(第二一四号)
請願者　福島県白河市福島地方裁判所白河支部内　菊地壽助外一名

右の請願は

新憲法下裁判所の権限は、従来に比して一層広範囲になり、職員の職責はいよいよ重要性を加えているが、各種裁判所において、裁判権の行使を補佐して、審理検証の立会をはじめ各種事件の事務処理に当る裁判所書記官等は、職務が非常に繁忙であるにかかわらず待遇は極めて薄いから、職務の特殊性を考慮せられて、特別俸給表の適用官職とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

呉市の地域給引下げ反対に関する請願(第一六八号)
請願者　広島県呉市泉場町三四呉地方地域給対策協議会内　土橋作一外十四名

福岡県羽犬塚町の地域給引下げ反対に関する請願(第二七二号)
請願者　福岡県八女郡羽犬塚町長　田島孝

福岡県若松市の地域給改訂反対に関する請願(第三四〇号)
請願者　福岡県若松市議会議長　久保田瑞一

愛知県新城町の地域給確保に関する請願(第三五一号)
請願者　愛知県南設楽郡新城町新城地区地域給確保陳情委員会内　飯田新七外五名

福岡県八幡市の地域給確保に関する請願(第三五四号)
請願者　福岡県八幡市議会議長　上段逸作

福岡県戸畑市の地域給確保に関する請願(第三五八号)
請願者　福岡県戸畑市議会議長　守田蓑策

富山県の地域給等支給に関する請願(第三五九号)
請願者　富山県知事職務代理者富山県副知事　成田政次

広島県呉市の地域給確保に関する請願(二通)(第三六三号)
請願者　広島県呉市長　鈴木術外十五名

岡山県の地域給支給に関する請願(第三六八号)
請願者　岡山県小田郡笠岡町岡山県地域給対策協議会内　森山博

岡山県笠岡町の地域給存置に関する請願(第三六九号)
請願者　岡山県小田郡笠岡町長　小野博外三名

名古屋市の地域給確保に関する請願(第三七六号)
請願者　名古屋市全商工労働組合機械試験所名古屋支所分会内　津川浩造外一名

島根県各都市の地域給等存続に関する請願(第三八二号)
請願者　島根県出雲市長　森山繁樹外十四名

北九州五市の地域給確保に関する請願(第三八三号)
請願者　福岡県門司市長　中野真吾外六十七名

右の請願はいずれも

右の諸地方に対しては、今回の人事院勧告に伴う地域給格付変更に際し、地域給の引下げ又は廃止が予想されているが、物価水準および物価指数よりみて、地域給引下げ又は廃止は不合理であるから、現在の地域給を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寒冷地手当支給の恒久制度化等に関する請願(第一九二号)
請願者　新潟県議会議長　兒玉龍太郎

寒冷地手当支給に関する請願　(第

一九六号）

請願者　新潟県議会議長　兒玉龍太郎

国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願（第三一二三号）

請願者　岩手県盛岡市木伏二岩手県官公労働組合寒冷地給対策協議会内　高橋壽郎

右の請願は

現行の寒冷地手当は、積雪寒冷地帯の公務員の生活にとつて唯一の命脈となつている。しかるに最近同手当の廃止が伝えられているが、万一これが実現されると積雪寒冷地帯の公務員の生活は破綻にひんするおそがあるから、同手当を恒久的制度とするとともに昭和二十六年度分についてはすみやかに予算に編成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道豊平町真駒内を地域給支給地域に指定の請願（第二五九号）

請願者　札幌市南七條西四丁目全国進駐軍労働組合同盟札幌進駐軍要員労働組合内　川嶋博

福岡県築上郡を地域給支給区域に指定の請願（第二八一号）

請願者　福岡県築上郡八屋町住吉郵便局内　久保義市外五十四名

北海道稚内市の地域給支給に関する請願（第三五六号）

請願者　北海道稚内市長　西岡斌外二十七名

岡山県新見町および上市町を地域給支給地に指定の請願（第三六四号）

請願者　岡山県阿哲郡上市町長　白神壽吉外二十九名

北海道江別町を地域給支給地に指定の請願（第三七〇号）

請願者　北海道札幌郡江別町長　古田島薫平外二十二名

北海道千歳町を地域給支給地に指定の請願（第三七一号）

請願者　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外十九名

北海道美唄市を地域給支給地に指定の請願（第三七二号）

請願者　北海道美唄市長　桜井省吾

北海道琴似町を地域給支給地に指定の請願（第三八〇号）

請願者　北海道札幌郡琴似町琴似地区全官公労組協議会内　澁谷新時

右の請願はいずれも

右の諸地方は地域給支給の対象外になつているが、生計費が高くなり、物価と賃金の均衡ははなはだしく不均衡となつて、給料生活者に多大の影響を與えているから、右地域の特殊性を考慮の上、地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林野庁常勤的労務職員に年末手当支給の請願（第三一三号）

請願者　東京都千代田区霞ヶ関二ノ二全国有林労働組合内　小谷春行

右の請願は

林野庁の常勤的労務職員は、人里はなれた山奥に寒さと不便を忍んで国有林野事業にい身しているが、身分上一般公務員として種々の制限を受けながら、職務の特殊性が何等認められていないばかりでなく、労働基準法の適用さえ除外されているのは極めて不合理であるから、国家公務員法の精神および国有林野事業の特殊性を考慮して、林野庁常勤的労務職員の待遇および年末手当支給については、一般公務員同様に取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

復興金融金庫等政府関係四機関職員の給與ベース改訂に関する請願（第三二四号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ八復興金融金庫職員組合内　鈴木実外三名

右の請願は

復興金融金庫、特殊会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会、証券処理調整協議会等四機関職員の給與ベースは、公務員の給與ベースを基準として定められたものであるが、その後社会情勢の変遷によつて公務員の給與ベース改訂が叫ばれ、近くこれが実現を見ようとしているから、これに伴う右四機関職員の給與ベース改訂に際しては、その職務の特性を考慮し、従来通り三割の特別手当を加算の上、すみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務員の給與ベース引上げ等に関する請願（第四三九号）

請願者　東京都千代田区永田町国会職員組合連絡協議会内　小出信一郎

右の請願は

国家公務員の生活は、最近の生活物資の急騰と地方税負担の増加のため窮乏の極に達しているから、（一）給與ベースは、人事院勧告通り八千五十八円ベースとすること、（二）支給は本年八月より実施すること、（三）勤務地手当最高三割の維持、（四）扶養手当の増額、（五）下級職員の引上げ率の増加、（六）年末手当手取一箇月分支給の法制化、（七）別に本年度の越年資金として手取一箇月分の支給等を実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一九号　直方市公務員の地域給引上げに関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月八日

人事委員長　木下　源吾

参議院議長佐藤尚武殿

人事委員会陳情特別報告第一号

直方市公務員の地域給引上げに関する陳情

第一九号　福岡県直方市直方区内　直方地区全官公労組協議会　石松茂美外七十名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月八日

人事委員長　木下　源吾

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

直方市公務員の地域給引上げに関する陳情

陳情者　福岡県直方市直方区内　直方地区全官公労組協議会　石松茂美外七十名

右の陳情は

福岡県直方市は、筑豊炭田地帯の中心都市として、各種官公署が集つているが、同市の経済事情は炭田地帯の特殊性のため、同市の物価指数は極めて高く、同市在住の公務員の生活は困窮の極に達しているから、直方市を特甲地と指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六二号　郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願

第一六七号　北海道新冠村に法務局出張所設置の請願

第二〇四号　新潟県燕町に登記所設置に関する請願

第三〇〇号　宮崎県福島町に簡易裁判所及び検察庁設置の請願（二通）

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月八日

法務委員長　北村　一男

参議院議長佐藤尚武殿

法務委員会請願特別報告第一号

郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願

第一六二号　福島県郡山市長　本間善庫外一名提出

北海道新冠村に法務局出張所設置の請願

第一六七号　北海道新冠郡新冠村長　十倉十六美提出

新潟県燕町に登記所設置に関する請願

第二〇四号　新潟県西蒲原郡燕町長　中沢仙治郎外十一名提出

宮崎県福島町に簡易裁判所および検察庁設置の請願（二通）

第三〇〇号　宮崎県南那珂郡福島町　西北勝良外一名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月八日

法務委員長　北村　一男

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願（第一六二号）

請願者　福島県郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

裁判所法によつて裁判所の構成と事件の管轄が変更されたため交通不便の地方の者には、経済事情や交通難から控訴の申立を取り止めることとなつて、憲法第三十二條の趣旨にも反するから、地理的に見て東北の要地であり、発展的必然性として訴訟件数も増加の傾向にある郡山市に仙台高等裁判所支部を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道新冠村に法務局出張所設置の請願（第一六七号）

請願者　北海道新冠郡新冠村長　十倉十六美

右の請願は

北海道新冠村は四十四方里の面積をもつ開拓村であるが、最近本村地内二万二千余町歩の旧御料地が解放されたため、農地調整法、家屋土地台帳等の改正や入植者の家屋建築に伴う各種登記が激増しているが、これらの登記に往復数日を要して奥地から出てくる者も多く、関係住民の不便がいちじるしいから、本村役場所在地に法務局出張所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県燕町に登記所設置に関する請願（第二〇四号）

請願者　新潟県西蒲原郡燕町長　中沢仙治郎外十一名

右の請願は

新潟県燕町は、上越線彌彦線彌彦市に通ずる電鉄線等各種鉄道交通の利便良く、工業都市として年々発達の一路をたどつているため、不動産の各種登記もいちじるしく増大しているが、登記所に遠いため当地方一帯の住民は極めて不便な実状にあるから、当地方における農地改革に伴う登記事務の完遂を併せ考慮して、交通便利な燕町に登記所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県福島町に簡易裁判所および検察庁設置の請願（二通）（第三〇〇号）

請願者　宮崎県南那珂郡福島町長　西北勝良外一名

右の請願は

宮崎県福島町は鹿児島県と隣接し、宮崎地方裁判所飫肥支部を距たること九里の遠隔地であつて隣接大東、北方、本城、都井村および当町を合せ五箇町村の産業交通文化の中心地であり、近く着工される福島および本城両港の改修によつて運輸交通のふくそうを来たし、裁判所と検察庁の所管事務が増加することは必至であるから、さきに設置候補地にあげられた福島町に簡易裁判所および検察庁を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二号　都心に近代美術館および常設展覧会場建設の請願

第一四号　六・三制学校建築費国庫補助に関する請願

第四三号　六・三制学校建築費国庫補助継続等に関する請願

第五五号　六・三制学校建築費国庫補助追加に関する請願

第七七号、第四三四号　標準教育費法制定に関する請願

第一一一号　教育職員免許法認定講習に要する経費の全額国庫負担に関する請願

第一一九号　教育公務員特例法第十四條第一項改正に関する請願

第一七一号　私立学校職員共済組合法案上程促進等に関する請願

第一七四号、第二二二号　東京水産大学校舎施設対策実施に関する請願

第一九七号　奈良女子大学に教育学部設置の請願

第二〇七号　ジェーン台風による被害中小学校復興に関する請願

第二一〇号　福島県立郡山盲ろう学校郡山分校移管に関する請願

第二四五号　豪雪地小中学校除雪費国庫負担促進に関する請願

第三二六号　教育公務員特別法第十四條改正に関する請願

第三三六号　公民館運動の促進に関する請願

第三五二号　学校教育法、私立学校法両法中の一部改正に関する請願
第四三六号　六・三制校舎整備費国庫補助継続等に関する請願
第四四六号　教職員の待遇改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会請願特別報告第一号

都心に近代美術館および常設展覧会会場建設の請願

第二号　東京都港区麻布永坂町一　岩佐新外五十四名提出
六・三制学校建築費国庫補助に関する請願
第一四号　青森県議会議長　桜田清芽外七名提出
六・三制学校建築費国庫補助継続等に関する請願
第四三号　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三提出
六・三制学校建築費国庫補助追加に関する請願
第五五号　福島県安達郡針道村長　佐藤仙次外十六名提出
標準教育費法制定に関する請願
第七七号　千葉県長生郡八積村宮原一、一七四　白鳥儀平提出
第四三四号　福岡県小倉市富野小学校内　千原千司外八百七十六名提出
教育職員免許法認定講習に要する経費の全額国庫負担に関する請願
第一一一号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
教育公務員特例法第十四條第一項改正に関する請願
第一一九号　福岡県糟屋郡古賀町久保国立療養所福壽園内　町田奉雄外七十四名提出
私立学校職員共済組合法案上程促進等に関する請願
第一七一号　大阪市浪速区日本橋三丁目大阪教職員組合内　野原覚提出
東京水産大学校舎施設対策実施に関する請願
第一七四号　東京都世田谷区世田谷一ノ一六五六日本水産会長　鍋島館道外二十名提出
第二二二号　神奈川県横須賀市久里浜東京水産大学自治委員会内　武元幹也提出
奈良女子大学に教育学部設置の請願
第一九七号　奈良市菩提町奈良県商工会議所会頭　越智道男提出
ジェーン台風による被害中小学校復興に関する請願
第二〇七号　大阪府布施市教育部内大阪府教育長並教育部課長協議会内　奥井良三外十三名提出
福島県立郡山盲ろう学校郡山分校移管に関する請願
第二一〇号　福島県郡山市池ノ台福島盲ろう学校郡山分校後援会内　小池喜代美外十名提出
豪雪地中小学校除雪費国庫負担促進に関する請願
第二四五号　新潟県南魚沼郡石打村大字大沢四五　星野享一外十三名提出
教育公務員特例法第十四條改正に関する請願
第三二六号　青森県東津軽郡滝内村浪館　秋元博善外三万五千四百三十八名提出
公民館運動の促進に関する請願
第三三六号　高知県幡多郡中村町中村町自治振興会内　本田悦造提出
学校教育法、私立学校法両法中の一部改正に関する請願
第三五二号　東京都新宿区内藤町一都立新宿高等学校夜間課程内全国高等学校夜間教育協会内　鈴木佐市提出
六・三制校舎整備費国庫補助継続等に関する請願
第四三六号　福岡県小倉市富野小学校内　千原千司外五百三十六名提出
教職員の待遇改善に関する請願
第四四六号　千葉県君津郡亀山村草川原四六四　鳥海謙一外二万四千二百二十八名提出

右二十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

都心に近代美術館および常設展覧会会場建設の請願（第二号）

請願者　東京都港区麻布永坂町一　岩佐新外五十四名

右の請願は

文化国家の建設を目指すわが国の首都東京には、今なお近代美術館の設置なく、上野公園に在る展覧会場も純美術施設としては完全でなく、都民の美術に対する関心を阻害しているから、外客誘致や国内文化興隆の見地から、首都建設法の施行に際しては、是非とも都心に近代美術館と常設展覧会場を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校建築費国庫補助に関する請願（第一四号）

請願者　青森県議会議長　桜田清芽外七名

右の請願は

六・三制校舎建築に対する補助を打切られるとの説があるが、この補助を打切られることになると市町村の学校整備計画に一大頓挫をきたし、延いては六・三制度の存立に重大なる影響を與えるものであるから、是非これが継続を計られたい。また一道北部七県の如き積雪地帯にあつては屋内運動場の利用価値はむしろ教室以上の重要性をもつもので義務制の完全実施に不可欠の設備であるが、本年度より雪中避難所を補助対象とせられたもののその補助額が極めて微量であるから、屋内運動場として高率の補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校建築費国庫補助継続等に関する請願（第四三号）

請願者　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三

右の請願は

六・三制学校の建築費は、非常な多額に上り、地方財政に大きな負担をかけており、漸く国庫の補助によつて整備を続けてきたが、最近地方税法の施行により地方財源に余裕が生じたので、国庫補助の廃止が伝えられているが、義務教育は国家の責任であり、所要経費は全部国家で負担すべきものであるから、国庫補助は従来通り継続せられたく、また現在児童一人当りの建築基準坪数は〇・七坪であるが、これは普通教室等最少限度のものであるから、教育の完全実施のために、基準坪数の拡大を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制学校建築費国庫補助追加

に関する請願（第五五号）

請願者　福島県安達郡針道村長　佐藤仙次外十六名

右の請願は

福島県安達郡針道村は新制中学建設は、六・三制施行当初から着々その準備が進められているにもかかわらず、村財政の窮乏のため、その計画の一部が実現したのみで、校舎のせまいことおよび施設の不備不完全が本村の新教育制度実施に多大の支障を與えているが、現下の村財政ではどうすることもできないから、当村の文化振興と窮乏の極にある当村財政を考慮せられ、本村に対する六・三制学校建築国庫補助を追加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

標準教育費法制定に関する請願（第七七号）（第四三四号）

請願者　千葉県長生郡八積村宮原一、一七四　白鳥儀平

請願者　福岡県小倉市富野小学校内　千原千司外八百七十六名

右の請願は

地方教育財政の自主性を確保し、就学の機会均等を確保するため、義務教育費の最低水準を確保する標準教育費法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育職員免許法認定講習に要する経費の全額国庫負担に関する請願（第一一一号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼竜輔

右の請願は

昭和二十四年教育職員免許法ならびに同関係法令に基き、福島県においては目下認定講習を実施中であるが、県財政のいちじるしいひつ迫により本認定講習に要する多額の経費負担は至難の状況にあり、一方教職員側も受講に要する経費の負担過重に苦慮している現状であるから、教育職員免許法認定講習に要する経費の全額を国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育公務員特例法第十四條第一項改正に関する請願（第一一九号）

請願者　福岡県糟屋郡古賀町久保国立療養所福壽園内　町田春雄外七十四名

右の請願は

現行の教育公務員特例法によれば、教育公務員の結核療養期間は二箇年とし、給與の金額支給が認められているが、結核は特異の疾病であつて入院加療は最少限三箇年を必要とし、家庭療法の場合はそれ以上の長期療養が必要である。その上結核は教職員特有の病気であるが戰後の新教育実施のため、物心両面の悪條件下にある現下の教職員の療養生活を完全にするため、現行二年の休職期間を三箇年に延長し、給與全額を支給するよう教育公務員特例法第十四條第一項を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

私立学校職員共済組合法案上程促進等に関する請願（第一七一号）

請願者　大阪市浪速区日本橋三丁目大阪教職員組合内　野原覚

右の請願は

私立学校における教職員の給與は、公立学校教職員に比して二割ないし三割低く、福利厚生の施設も何等見るべきものもなく、極めて悲惨な生活状況にある。しかるに最近私立学校教職員共済組合法案の上程が伝えられているのは、私立学校職員にとつて極めて喜ばしいことであるから、同法案の上程をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京水産大学校舎施設対策実施に関する請願（第一七四号）（第二二二号）

請願者　東京都世田谷区世田谷一ノ一六五大日本水産会長鯛島熊道外二十名

請願者　神奈川県横須賀市久里浜東京水産大学自治委員会内　武元幹也

右の請願は

東京水産大学は、元水産講習所として、明治二十三年以来六十年の永きにわたつて水産界に貢献して来たが、昭和二十二年十二月東京都江東区深川越中島町の校舎を連合軍に接收されその後昭和二十三年四月漸く神奈川県横須賀市久里浜に移転し、大学としての整備充実を着々と進めていた。ところが昭和二十五年八月再び同校舎の大部分が国警予備隊庁舎として接收されたので、従前通りの水産教育を継続することは到底不可能な状態に陥つているから同大学校舎施設に対しすみやかに適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良女子大学に教育学部設置の請願（第一九七号）

請願者　奈良市菩提町奈良県商工会議所会頭　越智岩太郎外十七名

右の請願は

奈良女子高等師範学校は、先般の学制改革に伴い女子単独の国立大学として発足したのであるが、同大学設置当時、諸般の事情から教育学部はもとより教育学科および教職課程を欠いているため同大学在学生中高等学校および中学校の教員免許状を得ることを希望するもの九割以上に達し、また高等学校および中学校側も女子教員を要望する声が強いにもかかわらず同大学独自の力で教育者を養成することが不可能となつているから、すみやかに同大学に教育学部を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ジェーン台風による被害中小学校復興に関する請願（第二〇七号）

請願者　大阪府布施市教育部内大阪府教育長並教育部課長協議会内　奥井良三外十三名

右の請願は
去る九月三日近畿地方を襲来したジェーン台風は、大阪府下一円に猛威を振い、学校関係に及ぼした被害は十九億円を突破する惨状を呈した。しかるに同地方は昭和九年にも風水害による災害を繰り返しており、三度この悲惨を繰り返さないために、大阪府の立地條件の特殊性、学校施設の維持保全等を考慮して（一）学校施設の復旧建築はもち論今後の建築はすべて鉄筋化すること、（二）公共事業としての坪単価を四万円程度に引上げ、補助金起債を増額すること、（三）大阪府下都市の昭和二十五年度の認証を変更して鉄筋建築とすること等必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県立郡山盲ろう学校郡山分校移管に関する請願（第二一〇号）

請願者　福島県郡山市池ノ台福島盲ろう学校郡山分校後援会内　小池喜代美外十名

右の請願は
福島県立郡山盲ろう学校郡山分校は、明治二十八年に建築された旧郡山税務署を増改築して使用しているが、五十七年前の建物であるため校舎としては不便であるから、新築移転した旧郡山保健所あとを郡山分校に移転替せられるよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

豪雪地小中学校除雪費国庫負担促進に関する請願（第二四五号）

請願者　新潟県南魚沼郡石打村大字大沢四五　星野享一外十三名

右の請願は
豪雪地帯における雪害の額は極めてばく大に上り、冬季間における通学児童の防寒具費用および官公庁および個人住宅ならびに道路の除雪に要する労力と経費は実に大きく、無雪地方において想像できない大きな負担となつている。しかるにさらに多額の校舎の除雪費を負担することは、同地方の父兄の耐えられない処であるから、豪雪地小中学校の除雪費は国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育公務員特別法第十四條改正に関する請願（七通）（第三二六号）

請願者　青森県東津軽郡滝内村浪館　秋元博善外三万五千四百三十八名

右の請願は
現在教職員の結核り患率は、他の職業より高く、更に増加の一途をたどつており教育尊重の文化国家にとつて重大問題であるばかりでなく発育盛りの学生、生徒に及ぼす影響も甚大であり保健上からも憂慮にたえないから、教職員の結核対策を強化し、教育公務員特別法第十四條を「現職三年療養」に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公民館運動の促進に関する請願（第三三六号）

請願者　高知県幡多郡中村町中村町自治振興会内　本田悦造

右の請願は
公民館の普及活用は、社会教育上極めて重要な役割を持つているが、関係法令が不備のため、その活用がいちじるしくはばまれているから、公民館運動を促進するため、（一）社会教育法第二十五條の一部を修正すること、（二）建築規準法施行令第百三十七條を改正すること等必要な処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校教育法、私立学校法両法中の一部改正に関する請願（第三五二号）

請願者　東京都新宿区内藤町一都立新宿高等学校夜間課程内全国高等学校夜間教育協会内　鈴木佐市

右の請願は
夜間教育の特質を発揮し、かつその顕著な進展を期するためには、学校教育法および私立学校法の一部を改正することが必要であるから、学校教育法第十四條第一項、第二項、第四十六條但書、第五十條、私立学校法第五條第一項を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六・三制校舎整備費国庫補助継続等に関する請願（第四三六号）

請願者　福岡県小倉市富野小学校内　千原千司外五百三十六名

右の請願は
教育は、小学校教育の犠牲の上に実施されてきたが、もし本年度以降の新教育国庫補助金が打切られ、あるいは減額されることになると、建設途上にある中学校教育はもち論、小学校教育さえも半身不随の状態に陥れ、義務教育の確立は永遠に不可能となるから、六・三制校舎整備国庫補助金を継続支出するはもとより昭和二十五年度不足分百億円を予算に追加計上するよう緊急措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教職員の待遇改善に関する請願（第四四六号）

請願者　千葉県君津郡亀山村草川原四六四　鳥海謹一外二万四千二百二十八名

右の請願は
現在教職員の実質的待遇は、その重責と激務に比してあまりにも低いもので、教員の物心両面の不安が大きいから、教職員の生活の不安を除き職務に専念せしめるため、（一）地方にまで及ぶように教職員の実質給与を大幅に引上げること、（二）教育財政を確立すること、（三）教育費の地方負担は当分実施しないこと、等の措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これ

が実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五六号　視覚教材教具の無償配給等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

文部委員会陳情特別報告第一号

視覚教材教具の無償配給等に関する陳情

第五六号　東京都港区南山小学校内　高萩竜太郎外五百二十六名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

視覚教材教具の無償配給等に関する陳情（第五六号）

陳情者　東京都港区南山小学校内　高萩竜太郎外五百二十六名

右の陳情は、新教育の実施以来視覚教育が非常に重視され、その活用が要望されているが、これに要する教材教具の数は極めて乏しく、またこれらの生産についても何等の保護助成が講ぜられていないため、折角の新教育も現実には効果を上げていない実情であるから、（一）教科書無償配給の趣旨に従い、視覚教材教具を無償配給すること、（二）教育映画、教育幻燈製作資材を免税とすること、（三）教育映画映写の際入場税を免除すること等の対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二五号　池上特殊喫茶店街設置反対に関する請願

第六五号　未亡人、寡婦に年金支給等の請願

第九四号　国立きつ音矯正所設立に関する請願

第二一六号　戦争犠牲者遺族の生活保護に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第一号

池上特殊喫茶店街設置反対に関する請願

第二五号　東京都大田区大森二ノ一八八大森第二中学校内　鵜飼勲外十八名提出

未亡人、寡婦に年金支給等の請願

第五六号　福島県伊達郡掛田町一県未亡人会掛田支部内　池川りる外二名提出

国立きつ音矯正所設立に関する請願

第九四号　兵庫県知事　岸田幸雄外一名提出

戦争犠牲者遺族の生活保護に関する請願

第二一六号　広島県深安郡引野村五、四七一　友竹フミ子外四百九十七名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

国立きつ音矯正所設立に関する請願（第九四号）

請願者　兵庫県知事　岸田幸雄外一名

右の請願は

日本全国に百万人と推算されるきつ音者の悲痛なる実情を痛感し、これが救済は人道上、教育上、社会政策上極めて緊要なことであるから、すみやかに国立きつ音矯正所を設立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未亡人、寡婦に年金支給等の請願（第六五号）

請願者　福島県伊達郡掛田町一県未亡人会掛田支部内　池川りる外二名

右の請願は

生活苦に悩む未亡人の境遇を推察されて、か婦年金の支給、遺児育英資金の支給、母子寮、授産場の福祉施設の実現等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

池上特殊喫茶店街設置反対に関する請願（第二五号）

請願者　東京都大田区大森二ノ一八八大森第二中学校内　鵜飼勲外十八名

右の請願は

学童生徒を擁護するために、池上特殊喫茶店街の設置を阻止されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の生活保護に関する請願（第二一六号）

請願者　広島県深安郡引野村五、四七一　友竹フミ子外四百九十七名

右の請願は

戦争の最大犠牲者は子女を有する未亡人老父母である。これらの者は社会的冷遇の中に放置され厳しい生活苦と戦つてきたが、いまでは最早どうすることもできないまでに追い詰められているから、すみやかに遺族生活保護の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七号　看護婦養成所に対する国庫補助の請願

第九号　理容師法中一部改正に関する請願

第三五号　児童福祉法に基く私営社会事業団体に対して公費の支出をなし得るよう法律制定の請願

第四五号　結核病根滅対策樹立に関する請願

第六三号　国立聖ケ丘病院移転

に関する請願
第七二号　看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願
第八二号　国民健康保険診療費国庫補助に関する請願
第一一七号　療養所の病床回転の根本対策に関する請願
第一八六号　厚生年金保険基金の還元融資に関する請願
第二二六号　児童福祉行政予算を国庫補助に組替の請願
第二三五号　らい療養所の患者による附添手当増額の請願
第二三六号　らい研究所設立等に関する請願
第三五三号　日南海岸を国立公園に指定の請願
第三八五号　医業分業反対に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会請願特別報告第二号

看護婦養成所に対する国庫補助の請願

第七号　青森県議会議長　桜田清芽外七名提出
理容師法中一部改正に関する請願
第九号　青森県議会議長　桜田清芽外七名提出
児童福祉法に基く私営社会事業団体に対して公費の支出をなし得るよう法律制定の請願
第三五号　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三提出
結核病根滅対策樹立に関する請願
第四五号　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三提出
国立療養所の病床回転の根本対策に関する請願
第六三号　福島県石城郡江名町長　中田佐一郎外六名提出
看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願
第七二号　福島県岩瀬郡須賀川町国立福島療養所内　吉成ふく提出
国民健康保険診療費国庫補助に関する請願
第八二号　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三提出
療養所の病床回転の根本対策に関する請願
第一一七号　兵庫県有馬郡三輪町大原一、三一四国立兵庫療養所内　遠藤義夫外四百七十七名提出
厚生年金保険基金の還元融資に関する請願
第一八六号　名古屋市中区大池町四ノ一中部経営者協会内　伊藤次郎左衛門提出
児童福祉行政予算を国庫補助に組替の請願
第二二六号　鹿児島県議会議長　増田静提出
らい療養所の患者による附添手当増額の請願
第二三五号　東京都北多摩郡東村山町南秋津国立癩療養所多摩全生園内　渡辺清二郎外五千二百四十名提出
日南海岸を国立公園に指定の請願
第三五三号　宮崎県日南市長　井戸川一外十九名提出
医業分業反対に関する請願
第三八五号　岡山市石関町七八社団法人岡山市医師会会長　川崎祐宣提出

右十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

看護婦養成所に対する国庫補助の請願（第七号）

請願者　青森県議会議長　桜田清芽外七名

右の請願は

看護婦の資格向上に対応するため、充実した設備を有する養成所の設置が緊要事とされているが、これら養成施設を急速に設備拡充し、医療施設の円滑を図るには多額の経費を要するので、到底現今の地方財政では負担が容易でないから、相当額の国庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容師法中一部改正に関する請願（第九号）

請願者　青森県議会議長　桜田清芽外七名

右の請願は

理容師法第五條の理髪師および美容師の免許に関する事務は一切都道府県において処理し、事務費も都道府県が負担している。しかるにその登録手数料を国が徴収しているのは不合理であるから、登録手数料を都道府県の収入とするよう理容師法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児童福祉法に基く私営社会事業団体に対して公費の支出をなし得るよう法律制定の請願（第三五号）

請願者　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三

右の請願は

憲法第八十九條および地方自治法第二百三十條の規定によつて、児童福祉法によつて経営される私営の社会事業団体には、公費の支出が許されていないが、これ等の団体は公費の助成がなくては経営が困難であるから、私営の社会事業団体にも公費の支出ができるよう法律を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

結核病根滅対策樹立に関する請願（第四五号）

請願者　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三

右の請願は

結核の病苦から国民を救うため、(一)開放性結核病は全部隔離治療を行うこと、(二)隔離治療に要する治療費看護費等は、国費支弁とすること等の根本的対策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所の病床回転の根本対策に関する請願（第六三号）

請願者　福島県石城郡江名町長　中田佐一郎外六名

右の請願は

国立療養所として設立せられ今日に及んでいるが、(一)地元豊間町および隣接江名町の公衆衛生上に悪影響を與えること。(二)県立公園指定地の中央にあつて気分的に観光者の足を遠からしめること。(三)最近豊間・江名両町間の水産業の進展に伴い交通至

便な該病院附近に海産加工場を移せば生産の上昇も明らかであること。（四）病院の病舎が県道に接して患者側としても交通機関の騒音に悩まされ静養安眠を採ることが不可能であること等の諸点から見て当病院から一キロ離れた高台に移転せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願（第七二号）

請願者　福島県岩瀬郡須賀川町国立福島療養所内　吉成ふく

右の請願は

看護婦既得権者に対する国家試験を免除して、これに代る補習教育制度を設け、終了者を全員甲種看護婦とするよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険診療費国庫補助に関する請願（第八二号）

請願者　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三

右の請願は

国民健康保険経済の根幹をなしている保険料の収入状況は、最近の経済界の影響により保険料の未納が続出する有様で、このままでは、全国的に国保事業の崩壊は、早晩免れ難い情勢にあるから、診療費の国庫補助の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

療養所の病床回転の根本対策に関する請願（第一一七号）

請願者　兵庫県有馬郡三輪町大原一、三一四国立兵庫療養所内　遠藤義夫外四百七十七名

右の請願は

今般厚生省においては、病床の回転を計る目的をもつて現在入所して居る患者中自宅療養を可能とする者ならびに社会的治癒の段階に達したる者は退所せしめる方針を各療養所長宛に通達されたが、わが国の現状では医療機関、社会制度、生活環境等の事情により、自宅療養を行い得るのは恵まれた極く少数の者であつて入所者の大部分の自宅療養が不可能の状況にあり、今回の方針は結核撲滅に逆行するものであるから、（一）療養所の施設の充実、（二）自宅療養制度の確立、（三）後保護制度の確立等強力な社会的保護制度を伴つた積極的政策を樹立し、結核対策に万全を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

厚生年金保険基金の還元融資に関する請願（第一八六号）

請願者　名古屋市中区大池町四ノ一中部経営者協会内　伊藤次郎左衛門

右の請願は

一般企業体においては、福利厚生施設を通じての実質賃金確保の必要を痛感しているが、極度の金融ひつ迫のため、これを為し得ない現況にあるから、現在いたずらに累積死蔵の状態に置かれている厚生年金保険基金を民間に還元融資されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児童福祉行政予算を国庫補助に組替の請願（第二二六号）

請願者　鹿児島県議会議長　増田静

右の請願は

本年度児童福祉行政に関する政府予算の大部分が平衡交付金として交付せられることとなつたため、地方公共団体における児童福祉施設費の予算編成の円滑を欠き、児童行政の全般にわたりすくなからぬ支障を来たしている現状であるから、児童行政については平衡交付金から除外して他の社会福祉の費用と同様国庫補助に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

らい療養所の患者による附添手当増額の請願（第二三五号）

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津国立癩療養所多摩全生園内　渡辺清二郎

右の請願は

らい療養所は、その特殊性によつて重症患者ならびに不自由患者の看護は、全て軽症患者にゆだねられてきたが、最近その負担過重のため、附添運営の行詰りを来たし、療養生活に暗影を投げているから、（一）重症患者ならびに不自由患者の看護手当一人一日六十円に増額のこと、（二）五人ないし六人の病人を一人でみとる状態を三人に対し一人の割にすること、（三）附添の夜勤手当を一人二十円とし一病棟に当直二人配置のこと等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

らい研究所設立等に関する請願（第二三六号）

請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津国立癩療養所多摩全生園内　渡辺清二郎外五千二百四十名

右の請願は

現在医学の進歩より取り残されているらい医学の研究促進のため、学術・臨床両面の総合研究所を設立されるとともに、療養所諸施設の修繕、整備予算の増額、療養慰安金増額、患者の作業慰労金五割増額、文化教養予算の計上、食糧費の増額等の処置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日南海岸を国立公園に指定の請願（二通）（第二五三号）

請願者　宮崎県日南市長　井戸川一外十九名

右の請願は
宮崎県日南海岸地区は木花村から南は福島町に至る延々八十キロに及ぶ道路海岸一帯を含んでいる。同地区は風光と観光資源に富み、陸路は汽車およびバスによつて海上は巡航船によつて観光客の輸送と資材の運搬にあたり、住民もまたこの地方の発展に努力しているから、すみやかに国立公園に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年十二月九日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
医薬分業反対に関する請願（第三八五号）
請願者　岡山市石関町七八社団法人岡山市医師会会長　川崎祐宣
右の請願は
強制医薬分業は、医師の調剤権をはく奪することによつて、患者の自由を奪い国民医療の実質低下と物心両面の負担を強要する制度であるから、現行の任意医薬分業を支持し、強制医薬分業には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年十二月九日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第四五号　戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　山下　義信
参議院議長佐藤尚武殿

厚生委員会陳情特別報告第一号
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情
第四五号　東京都千代田区三年町一日本遺族厚生連盟会内　長島銀藏提出
右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　山下　義信
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情
陳情者　東京都千代田区三年町一日本遺族厚生連盟会内　長島銀藏
右の陳情は
今次の戦争の最大の犠牲者である遺族の厚生を図るため一、弔慰金の支給、二、困窮者の援護、三、子女の育英資金の支給等の施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年十二月八日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第二号
一議院の会議に付するを要するもの。
第五号　鹿児島県揖宿地区一帯を海洋国立公園に指定の陳情
第六一号　国民健康保険事業の危機突破に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　山下　義信
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
鹿児島県揖宿地区一帯を海洋国立公園に指定の陳情（第五号）
陳情者　鹿児島県揖宿郡指宿町長　吉満敬勝外十三名
右の陳情は
鹿児島県下指宿を中心とする揖宿地区一帯は、桜島、錦江湾、佐多屋久の景観に加うるに全域に亘つて湧出する湯量豊富なる温泉とその中に介在する古代の神話、古蹟、熱帯植物等他の追随を許さない特質を有している。今や貿易再開、講和会議、経済再建等平和的文化国家への待望が大なるとき、外来者を遇するに明るいこれらの特質をもつこの揖宿地区を海洋国立公園として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年十二月八日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情特別報告第二号
鹿児島県揖宿地区一帯を海洋国立公園に指定の陳情
第五号　鹿児島県揖宿郡指宿町長　吉満敬勝外十三名提出
国民健康保険事業の危機突破に関する陳情
第六一号　埼玉県浦和市北浦和四ノ二四埼玉県国民健康保険団体連合会理事長　斎藤祐哲提出
右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　山下　義信
参議院議長佐藤尚武殿

意見書案
国民健康保険事業の危機突破に関する陳情（第六一号）
陳情者　埼玉県浦和市北浦和四ノ二四埼玉県国民健康保険団体連合会理事長　斎藤祐哲
右の陳情は
国民健康保険事業は経済事情その他の原因によつて、崩壊の危機にあるから、（一）保険者および県国民健康保険団体連合会事務費の全額国庫補助の実施ならびに、診療機関の整備充実費および保健施設費に対して五割の国庫補助をすること、（二）結核医療費の半額ならびに、一般医療費の二割を国庫および県費補助とすること、（三）予金部資金の長期貸付の道を開くこと、（四）保険料を目的税として徴収できるよう法を改正すること、（五）昭和二十五年において保険者に対して県費補助すること等の改善策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十五年十二月八日
参議院議長　佐藤　尚武
内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一三号　資源調査に国庫負担金交付の請願
第三四号　中小企業緊急金融対策等に関する請願
第四四号　中小企業者に対する金融対策の請願
第九〇号　ジェーン台風による関西罹災中小工業復旧に関する請願
第三〇五号　喫煙用具輸出の保護育成に関する請願
第三四五号　琉球民間貿易促進に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十五年十二月八日
通商産業委員長　深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿

一号
資源調査に国庫負担金交付の請願
第一三号　青森県議会議長　桜田清芽外七名提出
中小企業緊急金融対策等に関する請願
第三四号　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五　松沢隼人外六名提出
中小企業者に対する金融対策の請願
第四四号　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三提出
ジェーン台風による関西罹災中小工業復旧に関する請願
第九〇号　大阪市北区堂島西町一関西産業復興会議内　金正米吉提出
喫煙具輸出の保護育成に関する請願
第三〇五号　東京都台東区南稲荷町一一九東京都喫煙具工業協同組合理事長　中村吉松提出
琉球民間貿易促進に関する請願
第三四五号　宮崎市議会議長　久保田初見外四名提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月八日

通商産業委員長　深川榮左ェ門

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

資源調査に国庫負担金交付の請願（第一三号）

請願者　青森県議会議長　桜田清芽外七名

右の請願は

わが国再建整備のためには、従来の企業を拡充強化するとともに、国内資源の明確な調査が必要である。しかるに現在開発すべき資源が明らかにされていないため、地方における開発計画は公共事業の拡充に終る傾向が多いから、国家は資源を指定して調査させるとともに、短期間に完了させるため、資源調査に対して国庫負担金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業緊急金融対策等に関する請願（第三四号）

請願者　東京都港区芝南佐久間町一ノ五五　松沢隼人外六名

右の請願は

わが国の中小企業者はデフレ、経済の深刻化と重税攻勢のため、いまや、死滅の危機にあつて、国家再建途上一大障害となつているから、（一）見返資金による設備資金わくの拡大、（二）国民金融公庫資金わくの拡大、（三）政府資金の長期預託、中小企業税対策等中小企業者救出のため緊急対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業者に対する金融対策の請願（第四四号）

請願者　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三

右の請願は

最近における経済界の窮迫は、中小企業に重圧を加え、まさに倒壊の危機にひんしているから、（一）中小企業を対象とする信用保険制度の確立、（二）預金部資金地方還元による中金債の引受ならびに預託信用組合その他地方金融機関への資金放出、（三）中小企業者に対する金融資金利率の引下げ等中小企業者に対する適切なる金融対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ジェーン台風による関西罹災中小工業復旧に関する請願（第九〇号）

請願者　大阪市北区堂島西町一関西産業復興会議内　金正米吉

右の請願は

去る九月三日京阪神地方を襲つたジェーン台風による被害は総額二千億円に上ると推定されているが、殊に大阪、尼崎、堺、泉大津、岸和田、貝塚等の各市は直接台風による被害の外、引続いて襲来した高潮のため長期浸水の厄を蒙り、総被害の大半を集中したのである。これらの地方は機械、金属、繊維、化学、雑貨等各種工場が軒を列ねているので、わが国輸出の前途に暗影を投ずるから、これが復旧のため預金部資金、見返資金、財政資金等国家資金の運用融資を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

喫煙用具輸出の保護育成に関する請願（第三〇五号）

請願者　東京都台東区南稲荷町一一九東京都喫煙具工業協同組合理事長　中村吉松

右の請願は

喫煙用具は、わが国の雑貨輸出品中の重要部門を占めているが輸出不適品、契約破棄品、輸出閑散期中の製品等が内地向に消化されなければ製造業者はその工場を維持することが困難である。しかるに現在物品税が高率であるため内地で販売する妨げとなつているから、輸出向喫煙用具の輸出の保護育成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

琉球民間貿易促進に関する請願（第三四五号）

請願者　宮崎市議会議長　久保田初見外四名

右の請願は

宮崎県は、わが国有数の林産県で、戦前には東京、阪神、中国、朝鮮等の各地に、年々数十万石の杉材を輸移出していた。しかるに終戦後輸出が中絶され、経済界不振のため移出もはなはだしく減少しているが、最近琉球その他の方面から各種木材の大量発注も伝えられている折から、当地方の林産業を振興し、生活苦にあえいでいる数万の林業関係労務者の失業を救済するため、琉球との民間貿易を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一八号　広島公共職業安定所西條出張所を安定所に昇格等の請願

第一九三号　九州各市の失業対策事業賃金標準を甲地区に変更等の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月八日

労働委員長　赤松　常子

参議院議長佐藤尚武殿

労働委員会請願特別報告第一号

広島公共職業安定所西條出張所を安定所に昇格等の請願

第一一八号　広島県加茂郡西條町長　末原久夫提出

九州各市の失業対策事業賃金標準を甲地区に変更等の請願

第一九三号　宮崎市議会議長　久保田初見提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月八日

労働委員長　赤松　常子

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

広島公共職業安定所西條出張所を安定所に昇格等の請願（第一一八号）

請願者　広島県加茂郡西條町長　末原久夫

右の請願は

広島県公共職業安定所西條出張所は、非常に不便な位置にあるため、その機能発揮および、求人求職者に多大の支障を與えている。またその設備も極めて不備のため、雨天等の場合は混雑がはなはだしく、関係地方民に多大の不便を與えているから、関係地元民の要望を考慮して、すみやかに同出張所の昇格および管轄区域変更を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

九州各市の失業対策事業賃金標準を甲地区に変更の請願（第一九三号）

請願者　宮崎市議会議長　久保田初見

右の請願は

九州各市の失業対策事業賃金標準は現在乙地区に置かれているが、市政運営上また市民生活上これを甲地区なみに変更し、かつ失業対策事業の効率的実施のために必要な工事用の器材および資材の経費に対しても労力費と同様に国庫補助の対象に入れるよう事業費補助の対象範囲を拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年十二月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

第四一号　農業用電力料金引下げに関する請願

第五三号　江川水系電源開発に関する請願

第二〇九号　日和田、平間に十五万ボルト送電線建設促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十五年十二月八日

電力問題に関する特別委員会請願特別報告第一号

農業用電力料金引下げに関する請願

第四一号　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三提出

江川水系電源開発に関する請願

第五三号　島根県知事　原夫次郎外一名提出

日和田、平間に十五万ボルト送電線建設促進に関する請願

第二〇九号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十五年十二月八日

電力問題に関する特別委員長　石坂　豊一

参議院議長佐藤尚武殿

意見書案

農業用電力料金引下げに関する請願（第四一号）

請願者　岐阜県多治見市議会議長　長谷川亮三

右の請願は

農業の合理的経営のため、農村電化が強く叫ばれ、農業の機械化が一般に普及し始めた現在、電力料の改訂引上げは、現下の農業経営に非常な打撃を與え、延いては供出にも重大な影響を與えるから、農業用電力料金の引下げを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

江川水系電源開発に関する請願（第五三号）

請願者　島根県知事　原夫次郎外一名

右の請願は

中国地区の電力事情は、本州各地区に較べてはなはだしく不安定な状況にあり、渇水期には発電能力が四分の一に減少し、同地方の電力需給状況は極度にひつ迫している。しかるに中国地方最大の川である江川の豊富な水量を利用すれば当地区の電力問題は解決するから、地理的、建設的各種條件を具え、地元民の協力態勢も確立している江川水系明塚発電所建設工事をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

第二〇九号　日和田、平間に十五万ボルト送電線建設促進に関する請願（第二〇九号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔

右の請願は

福島県は、国内有数の電源地で豊富な発電力をもち、その七割を県外に送電している現状であるにもかかわらず県内において、日和田変電所以東は送電容量不足のため電力量の制限と質の劣弱を余儀なくされ常磐地方における各種工業経営に一大支障を與えているから、この現状打開のため、すみやかに日和田・平間に十五万ボルト送電線を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十五年　月　日

参議院議長　佐藤　尚武

内閣総理大臣吉田茂殿

審査報告書

中小企業信用保険法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十五年十二月九日

通商産業委員長　深川榮左エ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
栗山　良夫　加藤　正人
西田　隆男　島　清
小松　正雄　松本　昇
上原　正吉　小野　義夫
重宗　雄三　古池　信三

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、わが国経済において重要な地位を占める中小企業の振興を図るため、特に現下の中小企業に対する長期事業資金疎通の緊急性に鑑み、これが融通を円滑にするため金融機関の中小企業に対する貸付について、政府が信用保険を行う制度を確立しようというのであつて、時宜に則した妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
中小企業に金融上の利便を與え、その振興を図り得る利益がある。

三、費用
本法施行のため昭和二十五年度補正予算において五億円、昭和二十六年度一般会計予算において十億円の支出が予定されている。

審査報告書

所得税法臨時特例法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年十二月九日
大蔵委員長　小串　清一
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
木内　四郎　愛知　揆一
松永　義雄　黒田　英雄
岡崎　眞一　九鬼紋十郎
油井賢太郎　小林　政夫
杉山　昌作　森下　政一
小宮山常吉　山崎　恒
大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間の支拂に係る給與に対する所得税の源泉徴收額について特例を設けるとともに、昭和二十五年の農業所得以外の所得につき、確定申告書の提出期間及び納期を一箇月延期しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
給與所得者の租税負担を軽減するとともに、適正な申告、納付に資する利益がある。

三、費用
この法律施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書
物品税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年十二月九日
大蔵委員長　小串　清一
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
岡崎　眞一　黒田　英雄
森　八三一　小林　政夫
杉山　昌作　森下　政一
山崎　恒　大矢半次郎
松永　義雄　九鬼紋十郎
愛知　揆一　木内　四郎
油井賢太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
物品税の税率の引下及び課税物品の整理を行うとともに、担保の範囲を拡張する等所要の改正を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
租税負担を適正化する利益がある。

三、費用
この法律施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書
中小企業信用保険特別会計法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年十二月九日
大蔵委員長　小串　清一
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
木内　四郎　愛知　揆一
野溝　勝　油井賢太郎
黒田　英雄　岡崎　眞一
九鬼紋十郎　森　八三一
小林　政夫　杉山　昌作
森下　政一　小宮山常吉
木村禧八郎　山崎　恒
大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由
中小企業信用保険法に基く政府の中小企業信用保険に関する経理を明確にするため、本特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするもので、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
この法律の施行により、本特別会計に関する経理を明確にし得る利益がある。

三、費用
この法律の実施に伴い、本特別会計の基金として、一般会計より五億円の繰入を行うこととなる。

審査報告書
地方公務員法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年十二月九日
地方行政委員長　岡本　愛彦
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
吉川末次郎　西郷吉之助
石川　清一　相馬　助治
岩木　哲夫　安井　謙
鈴木　直人　岩沢　忠恭
高橋進太郎　石井　幸作
堀　末治　竹中　七郎
小笠原二三男　中田　吉雄

第五條第二項中「人事委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる」を「人事委員会を置く」に改める。

第七條第二項中「人事委員会を置き、若しくは他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる」を「人事委員会を置く」に改める。

同條第三項本文中「人事委員会を置き、又は他の地方公共団体に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる地方公共団体」を「人事委員会を置く地方公共団体」に、同項但書中「公平委員会を置き、又は他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会若しくは公平委員会に委託して第八條第二項に規定する公平委員会の事務を処理させる」を「公平委員会を置く」に改める。

第八條第一項第九号及び第二項第一号中「審査し、」の下に「判定し、」を加え、同條第七項中「決定」を「決定（判定を含む。）」に改める。

第十一條第一項中「二人以上」を「全員」に改める。

第三十六條第二項に次の但書を加える。

但し、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。以下同じ。）に勤務する職員以外の職員は、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第百五十五條第二項の市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、公立学校に勤務する職員は、その学校の設置者たる地方公共団体の区域（当該学校が学校教育法に規定する小学校、中学校又は幼稚園であつて、その設置者が地方自治法第百五

十五條第二項の市であるときは、その学校の所在する区の区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

第四十七條中「審査を行い、」の下に「事案を判定し、」を加える。

第四十八條中「審査」を「審査、判定」に改める。

第五十五條第二項中「申合せ」を「協定」に改め、同條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。

第五十七條中「職員のうち」の下に「、公立学校の教職員（学校教育法に規定する校長、教員及び事務職員をいう。）、単純な労務に雇用される者その他」を加える。

第六十一條中第四号を削り、第五号を第四号とし第六号を第五号とする。

第六十二條中「第六号」を「第五号」に改める。

附則第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

附則第七項中「附則第二十項」の下に「及び第二十一項」を加える。

附則第二十項の次に次の一項を加える。

21　第五十七條に規定する単純な労務に雇用される職員の身分取扱については、その職員に関して、同條の規定に基き、この法律に対する特例を定める法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例による。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は地方公共団体の人事行政に関する各般の根本基準を確立することにより、地方公共団体の住民に対して行政の民主的且つ能率的な運営を保証し、以つて地方自治の本旨の実現に資しようとするものであつて適切な立法というべきであるが、唯地方公務員の政治的行為の制限に関する規定その他について若干の修正を加えることを適当と認めたので、委員会においては本法律案を修正議決すべきものと決定した。

一、事件の利害得失

地方公務員の人事行政の根本基準を確立すること等により地方自治の本旨の実現に資するについて利益がある。

一、費用

この法律の適用により格別の費用を要しない。

審査報告書

日本輸出銀行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月九日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

木内　四郎　愛知　揆一
黒田　英雄　油井賢太郎
九鬼紋十郎　岡崎　眞一
森下　政一　松永　義雄
小宮山常吉　森　八三一
小林　政夫　杉山　昌作
山崎　恒　大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、わが国の輸出貿易を促進せしめるために、一般の金融機関が行う輸出金融を補管する目的をもつて、あらたに政府出資の日本輸出銀行を設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて、わが国の輸出貿易、特に設備技術の輸出を金融面より促進する利益がある。

三、費用

本法の施行に当つて、昭和二十五年度政府関係機関予算補正（機第二号）に五十億円が計上されている。

審査報告書

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月九日

大蔵委員長　小串　清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

愛知　揆一　黒田　英雄
九鬼紋十郎　岡崎　眞一
大矢半次郎　山崎　恒
小宮山常吉　森下　政一
杉山　昌作　小林　政夫
森　八三一　油井賢太郎
木内　四郎　野溝　勝

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立国会図書館長及び各議院の法制局長の職務の重要性に鑑み、これに公邸を貸与しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国立国会図書館及び各議院の法制局の事務の円滑な運営に資し得る利益がある。

三、費用

この法律の施行に伴い、その設置のための費用として約千六百五十万円、維持費として年間約四十五万円を要する見込である。

審査報告書

昭和二十五年度一般会計予算補正（第1号）

昭和二十五年度特別会計予算補正（特第1号）

昭和二十五年度政府関係機関予算補正（機第2号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月九日

予算委員長　波多野　鼎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

池田宇右衛門　泉山　三六
大島　定吉　工藤　鉄男
中川　以良　長谷山行毅
一松　政二　平井　太郎
小野　義夫　深水　六郎
安井　謙　山本　米治
石坂　豊一　野田　卯一
伊達源一郎　藤野　繁雄
前田　穣　高橋龍太郎
高瀬荘太郎　新谷寅三郎
西郷吉之助　楠見　義男
飯島連次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十五年度一般会計予算補正（第1号）、昭和二十五年度特別会計予算補正（特第1号）及び昭和二十五年度政府関係機関予算補正（機第2号）は、昭和二十六年度予算と一体的な構想のもとに編成され、まず第一に国民負担の現状に鑑み能う限り減税を行うこと、第二に輸出の増進等に対処するため外国為替特別会計の所要資金を一般会計から繰入れること、第三に当面緊要な産業資金のそ通を図るために必要な経費を計上すること、第四に災害復旧費、失業対策費、地方財政平衡交付金の増額等この際必要やむを得ない使途にあてるための所要の経費を計上すること、最後に国家公務員の給与の改善を図ることを主眼としたものであつて、多少不充分な点はあるが、概ね適当な処置と認める。

二、事件の利害得失

朝鮮動乱勃発後の新情勢に対処し、わが国経済の安定と自立を促進する利益がある。

三、費用

一般会計予算補正の内訳は、歳入において

追加額
三百五十億三千九百余万円
修正減少額
三百十八億六千九百余万円
差引補正増加額
三十一億七千余万円
歳出において
追加額
三百六十三億三千三百余万円
修正減少額
三百三十一億六千三百余万円
差引補正額
三十一億七千余万円
特別会計予算補正の総額は、
歳入増加額
三千四百三十五億六千百余万円
歳出増加額
三千四百三十七億八千八百余万円
政府関係機関予算補正の総額は、
収入減少額
百九億七千三百余万円
支出減少額
三十億七百余万円
である。

審査報告書

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　木下　源吾

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

滝井治三郎　加藤　武徳
平岡　市三　岡部　常
早川　慎一　小野　哲

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国の生活慣習よりする年末生計費の増大に鑑み、国家公務員に対しても年末手当の支給を考慮する必要がある。

本法案は、従来から臨時的措置として行われるにすぎなかつた年末手当の支給を恒久的な制度とするものでありその趣旨は妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

国家公務員に対する年末手当の支給を恒久的に法制化することにより、それに要する費用を予め予算に計上することができるので国家公務員に対して心理的安定を與える利益がある。

三、費用

この法律施行のために要する費用は、昭和二十五年度一般会計予算補正並びに特別会計予算補正に計上されている。

○調査報告書

調査報告書

郵政事業の独立採算制等に関する件

右の件に関し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月五日

郵政委員長　大野　幸一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　幸平　池田七郎兵衛
三木　治朗　石原幹市郎
柏木　庫治　石坂　豊一

本委員会は、郵政特別会計の赤字状態に鑑み、現行郵便料金制の適否を検討するとともに、郵政事業運営の全般にわたり実情を調査し、もつて今後における適切な事業運営方策を勧案する必要を認め、昭和二十五年七月十九日郵政事業の独立採算制等に関する調査の承認を得て、第八回国会中委員会に関係政府当局の出席を求め諸般の説明を聴取し提出された資料を検討したが、更に七月三十一日継続調査の承認を得て、国会閉会中も引続き本調査を行うこととした。調査の概要は左の通りである。

一、郵政事業運営に関する実地調査

閉会中委員を三班に分け、東北信越地方、北海道地方及び九州地方に派遣し、郵便局、鉄道郵便局、地方貯金局、地方簡易保険局等における現業業務の運行状態、関係郵政局及び郵政監察局における事業管理監督の実況を実地調査した。

なお右の外、一部の委員は、東京逓信病院、逓信博物館及び横浜郵便局外国郵便課の実況をも視察した。

二、郵政事業に対する公衆の意見聴取

東北信越班の委員は、右実地調査の際に、長野市及び仙台市の両地において、郵便大口利用者、官公署代表者、報道関係者、郵政従業員組合幹部等の参集を求めて、非公式の公聴会を開き、郵便料金を始め、郵政全般にわたり、忌憚ない批判や希望意見を聴取した。

三、実地調査の結果に対する政府当局の意見聴取

昭和二十五年九月十五日委員会を開き、派遣議員の報告を求めるとともに本調査の結果に対する郵政当局の意見を聴取した。

上述した調査の結果を総合するに、郵政事業の健全な運営を策し、もつて本事業の公共目的を達成するためには、概ね次の諸條件に関して、今後検討を行う必要があるものと認める。

1　独立採算制の適否

事業経営費を事業自体の収入でまかなう所謂独立採算制は、郵政事業をして自主的、能率的経営を行わしめ、また国民の租税負担に依存せしめない上において、必要な事業管理方針と認める。

併し全国を通じて、あまねくそのサービスを安い料金で提供すべき使命を有する郵便事業については一般会計において赤字を負担し、郵便料金の値上による物価政策への影響を回避することが妥当であるとの見方もあり、終戦後の予算及び二十五年度予算においては、この方針が採られている。

2　事業経営の合理化

郵政事業はぼう大な労働力、資材及び資金を結合し経営活動を行う組織体であるから、その経営において、人物及び金が果して、最も有効適切に使われているか否か、また事業の公共目的を達成するために、最も能率的合理的な経営努力が拂われているか否かが重要な問題である。

例えば下記の諸点について見るに、運営の実情は、合理化の余地が多分に存在するものと認める。

イ　定員配置及び服務が合理的であるか

ロ　作業能率及び勤労意欲の増進に有効適切な施設が講ぜられているか

ハ　窓口及び外務員の応接態度は改善されているか

ニ　正しき従業員のありかたが徹底されているか

ホ　施設の機械化が活発に行われているか

ヘ　局舎の配置や現業局の機構等に無駄がないか

ト　事業の周知、利用の増進策が合理的な販売計画に基いているか

チ　経理活動が原価計算その他数的計画によつて合理化されているか

3　郵便料金制の合理化

郵政事業の根幹である郵便事業は、終戦以来連年赤字経営を続けているが、赤字の原因としては、インフレーションによつて人件費及び物件費が膨脹したこと、敗戦による国民経済力の低下に伴い通信利用度が減退したこと、郵便施設の荒廃によるサービスの低下が利用度の減退に拍車をかけたこと等を挙げ得るが、郵便料金を支出の増加に対応して調整することができず、為に料金収入をもつては実費をまかなうに足りなかつた点

を重視せねばならない。

元来公企業の利用料金は、実費補償主義に拠つて決定することが、公正妥当であるといわれている。然るに郵便料金は、従来正確な原価計算によつて、適正に決定されたものではなく、物価騰貴に伴つて、在来の料金を適宜引上げたものに過ぎない。従つて料金決定に具体的合理的な基礎を欠いていたのである。原価計算は、料金の合理的決定に必要であるばかりでなく、経営成果の測定並びに経営指導の上にも必要であるので郵政当局は、最近郵政事業特別会計法第六條に基き、「郵政事業原価計算規定」を制定し、郵便、郵便為替及び郵便振替貯金の原価計算に着手している。従つて現行郵便料金の是正も、原価計算作業の結果に立脚して行うことが妥当であると認める。

なお、料金改定の前提としては、経営の合理化を推進することが必要であるばかりでなく、事業設備の拡張、改良及び補充に要する経費の如き資本的支出となるものは、郵政事業特別会計法第十六條により、公債、借入金等外部資金に求めることが必要である。

4　会計制度の合理化

郵政事業の能率的経営を行うには、その会計制度においても、高度に企業性を発揮し得るような企業会計方式を採用することが必要である。

郵政事業特別会計は、昭和二十二年度以降現金主義会計から発生主義会計原則へ転換し、更に昨年六月諸般の改正を施して、面目一新するに至つたが、なお未だ真の企業会計方式たる域に至つていない。

また簡易保険及び郵便年金特別会計は、今日未だに官庁会計方式たる現金主義会計に立脚しており、企業としての適切な損益計算を行い得ない欠点があるから、速やかに発生主義会計に改正する必要があるものと認める。

5　特定郵便局制度の改善

郵便局全体の九割五分を占める特定郵便局のありかたは、郵政事業の経営上最も重大な問題の一たるを失わない。本問題は経営経済上の観点公務員制度上の観点の両面より考察して、その調整上最も適切有効な改善方策を勘案して、速やかに現状を刷新する必要があるものと認める。また特定局長会廃止により自主的集団管理の途が消滅し、指定局制度も未だ軌道に乗るに至らず、保険、貯金奨励上の影響は少くない。

6　簡易保険積立金の運用機構

簡易保険積立金の預金部預入主義を廃して、戦前の如く郵政当局の自主的運用に復元せしめる件は、既に政府においても閣議決定した所であるが、連合軍司令部との交渉過程において、最近ドッジ顧問の大蔵大臣宛書翰による政府資金運用機構の改正が指示されるに至つた。従つて本問題は右の新機構案に照応して、資金地方還元、利差益の確保、保険取扱機関の立場尊重等を、如何なる方法及び程度において満足せしめるかが、新に提起さるべき要請事項となつたものと認める。

なお、右の新機構案は郵便貯金事業にもまた、重大な関連性をもつものであるから、その成行を注視する必要がある。

調査報告書

建設省その他の建設事業に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を付し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　小林　英三

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

久松　定武　石川　榮一
岩崎正三郎　赤木　正雄
小川　久義　深水　六郎
田中　一

第九回国会に於て本委員会は表記の件に関し、六回の委員会を開催し調査を行つた。その調査の主な項目は左の通りである。

一、本国会に提出された補正予算の中、公共事業費の内容の調査
二、災害の対策
三、工事施行の方式について
四、建築基準法、首都建設法等の施行状況
五、国土総合開発審議会の活動状況
六、建設行政組織について
七、特別調達庁の業務執行状況について

（本件に関しては、入間川に於ける連合国軍人等住宅公社の工事及び水耕農園等を視察した。）

八、建設関係法案の改正等について

右についての主要なる論題を述べると

一、について

(1)　過年度災害の処置
(2)　地方財政との関係
(3)　全額国庫補助の十五万円以下の取扱い
(4)　なお二十六年度見返資金の公共事業への投入について

二、について

(1)　維持費の重要性及び建設省の災害査定方針と維持費との関連
(2)　パルプ工業による森林の過伐と治山、治水の関係
(3)　地盤沈下等の緩慢な原因による被害の取扱いについて、或は又自然河川の災害の取扱いについて

三、について

(1)　請負方式と直営方式の比較
(2)　朝鮮事変に伴う物価の値上りの諸工事に対する影響と対策

四、について

(1)　首都建設法は未だ実効的に動いていない。
(2)　十一月二十三日公布された建築基準法における諸問題

五、について

(1)　特定地区の国土総合開発審議会の取扱いについて
(2)　調査方針に関する二、三の指摘が行われた。

六、について

建設行政の総合性が強調されこれに関し

(1)　増田建設大臣の意見として河川自体を健全な状況にすることができるような行政機構を望む旨の発言があつた。
(2)　行政管理庁の意見

七、について

(1)　特別調達庁及び連合国軍人住宅公社の業務内容、業務方針等を詳細に聞き且つ契約関係の一、二について質疑が行われた。

八、ついて

(1)　建設省当局より研究中の法案について内容の説明があり、特に砂防法の改正が要望された。

調査報告書

行政機構の整備に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過を報告する。

昭和二十五年十二月七日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

大島　定吉　郡　祐一
中井　光次　竹下　豐次
尾山　三郎　上條　愛一
楠見　義男　梅津　錦一

調査経過

本委員会においては、行政事務の能率を高め行政機構の刷新に資する

ため種々調査を行つているのであるが、今期国会は会期が短く且つ、調査の都合もあつて、十二月一日に政令第二百九十五号出入国管理庁設置令に関して岡崎官房長官及び鈴木出入国管理庁長官より説明を求め、質疑を行い、意見を述べる等活潑なる調査をなした他、本調査事件については何等具体的な調査に入ることが出来なかつた。

よつて、今後本調査事件についてはなお諸般の調査を進めて、所期の目的を達成したい所存である。

調査報告書

国家公務員の給與問題に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月八日

人事委員長　木下　源吾

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森崎　隆　早川　愼一
千葉　信　滝井治三郎
重盛　壽治　大隈　信幸
紅露　みつ

国家公務員の給與問題に関する調査報告書

本委員会においては国家公務員の給與問題に関してはその公務員制度全般に及ぼす影響の重要性と、問題の解決が緊急を要する実情とに鑑み、閉会中の継続調査に引き続き今国会も調査を行つてきた。然るに今国会においては政府より「一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案」並びに「国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案」が提出されたが、この両法案は国家公務員の給與問題を左右する重要な問題であると考えられるので、本委員会としてもこの両法案審議のための基礎調査に重点をおき、各種の調査を行つてきたが、本問題に関しては、なお、今後の検討にまつところが多く、問題も広範囲にわたるので、委員会としても鋭意調査を続行したい。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月八日

法務委員長　北村　一男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

齋　武雄　羽仁　五郎
須藤　五郎　高橋　道男
長谷山行毅　鈴木　安孝
岡部　常

経過概要

本委員会は、今期国会開会中「検察及び裁判の運営等に関する調査」の対象を「司法制度に関する事項」「新刑事訴訟法の運用に関する事項」及び「青少年犯罪に関する事項」に求め、それぞれ事項別に小委員を設け、あるいは関係機関よりの資料の收集、意見の聽取、参考文献の査閲等を行い、特に「司法制度に関する事項」の小委員会においては、二回に亘り小委員懇談会を開き、最高裁判所、法務府、及び在野法曹の各関係者より意見を聽取する等、鋭意その調査に努めたのであるが、事件の性質上、又会期が短期間であつたために、いずれの事項についても調査を完了するに至らず、従つていまだ結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

講和に関連する諸般の基本方策樹立に関する調査

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月八日

外務委員長　櫻内　辰郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

曾弥　益　伊達源一郎
野田　俊作　加藤シヅエ
金子　洋文　杉原　荒太
團　伊能

調査報告書

本委員会は前国会に継続して本件に関する調査を進め、十二月一日及び十二月六日の二回に亘つて政府から国際情勢特に安全保障問題、朝鮮問題、国際連合に関する諸問題等について説明を聽取した。

然しながら本国会は期間も短く、十分調査の目的を達成することができなかつた。よつて次期国会においても引続き調査を進める予定である。

右報告する。

調査報告書

在外同胞引揚問題に関する調査

右の件に関しては、未だ調査を完了しないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月八日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　内村　清次

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

紅露　みつ　木内キヤウ
森崎　隆　大谷　瑩潤
千田　正　長島　銀藏
杉山　昌作　飯島連次郎
小酒井義男

調査の経過並びに結果の概要

昭和二十五年十一月二十一日院議をもつて本特別委員会は設置されたが、今期国会は期間が短いため、重点を引揚者及び留守家族の厚生援護の面に置いて調査を行つた。

委員会を四回、委員長及び理事打合会を二回開会した。付託された陳情一件を審査した。

委員会で調査を行つた事項は左の通りである。

（一）在外公館等借上金に関する件
（二）引揚者の住宅問題に関する件
（三）未復員者給與法の一部を改正する法律に関する件
（四）旧軍債権の処理に関する法律の一部を改正する法律に関する件
（五）引揚促進に関する件

右のうち、未復員者給與法の一部を改正する法律は本特別委員会の努力が酬いられて、遂に今期国会において改正案の実施を見るに至つた。旧軍債権の処理に関する法律の一部を改正する法律は目下委員会として、これが実現に努力中である。在外公館等借上金に関する件は、最も主力を注いで調査を行つたが、何分にも会期が短いため、委員会としては、いまだ本件に関し、立法措置をするところまでに至つていない。引揚者の住宅問題に関しても、一応政府当局の説明を聽取したに止まり、委員会としては本格的調査の段階に進んでいない実情である。

このように引揚者及び留守家族の厚生援護の面に関しては、緊急に解決しなければならない多くの問題が残されているのみならず、目下国際連合総会において、わが抑留同胞の問題がとりあげられている情況であつて、在外同胞引揚問題に関する調査はいまなお完了しない。

調査報告書

日本国有鉄道の機構に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　植竹　春彦

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

内村　清次　菊川　孝夫
小酒井義男　松浦　定義
岡田　信次　山縣　勝見
鈴木　清一

日本国有鉄道は、去る八月一日より地方機構の改革を行つたのであるが、この地方機構の当否は日本国有鉄道の運営を左右するのみならず、経済、産業その他社会一般に甚大な影響を及ぼすので委員会は新機構移行後の状況を調査してきたが、未だ結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

水産物増産対策に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月八日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

松浦　清一　　入交　太藏

秋山俊一郎　　櫻内　義雄

調査概要

本委員会においては、水産物増産対策につき引続き調査を行い、水産金融対策の確立のため水産金庫制度、漁業共済基金制度、漁業災害復旧融資損失補償制度、又水産物取引中央卸売市場制度、漁業無線運営の円滑化、水産物塩蔵用塩の価格並びに需給対策、漁業用燃油の価格並びに需給対策、漁網綱等漁業用資材に対する地方税適用の公正化、水産業協同組合の共済制度、漁区の拡張対策、その他水産物の飛躍的増産を図るに必要な諸対策につき、農林大臣、水産庁長官を始め関係各省政府当局の意見を聞き、民間諸団体および関係者の要望を聴取し種々、調査検討を重ねた結果、協同組合の共済制度については水産業協同組合法の一部改正法案を委員長他六名の発議により立法化を行い、又漁業無線の円滑適正なる運用を図るためには漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合および漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律案を衆議院水産委員会の発議として立法化した外、中央卸売市場の水産物卸売人の手数料値上問題の適正な解決並びに漁業用燃油の価格の適正化につき農林大臣並びに経済安定本部総務長官にそれぞれ委員会の決定を通告する等の必要な措置を行つた。又その他の事項についてもそれぞれ制度の確立を必要とすることに意見の一致を見たが具体的内容については未だ結論を得るに至らなかつた。

以上概要を述べて本件の経過並びに結果を報告する。

調査報告書

電波行政に関する調査

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月八日

電気通信委員長　寺尾　豊

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

橋本萬右衞門　　村尾　重雄

鈴木　恭一　　水橋　藤作

新谷寅三郎　　平林　太一

本委員会は「電波行政に関する調査」について、さる十一月二十一日、閉会中の継続調査について中間報告ともいうべきやや詳細な未了報告書を提出したのであるが、今第九回国会においても四回にわたり委員会を開き所管庁並びに関係庁の説明を求める等着々調査中であるが、会期僅少のため未だ調査を完了するに至つていない。

調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月八日

電気通信委員長　寺尾　豊

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

橋本萬右衞門　　村尾　重雄

鈴木　恭一　　水橋　藤作

新谷寅三郎　　平林　太一

本委員会は「電気通信事業運営状況に関する調査」について、さる十一月二十一日、閉会中の継続調査について中間報告ともいうべきやや詳細な未了報告書を提出したのであるが、今第九回国会においても四回にわたり委員会を開き、所管省の説明を求める等着々調査中であるが会期僅少のため未だ調査を完了するに至つていない。

調査報告書

教育文化施設及び文化財保護に関する一般調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　堀越　儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

荒木正三郎　　成瀬　幡治

川村　松助　　加納　金助

梅原　眞隆　　高田なほ子

若木　勝藏　　木村　守江

木内キヤウ

経過概要

本委員会は前国会に継続して本件に関する調査を進めたが、会期が短期間であつたために調査の対象を東京水産大学の校舎獲得に関する事項に求めたが、十分調査の目的を達成することができなかつた。

よつて次期国会においても、引続き調査を進める予定である。

右報告する。

調査報告書

昭和二十五年度予算の国民経済に及ぼす影響に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月九日

予算委員長　波多野　鼎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

羽生　三七　　東　　隆

深水　六郎　　矢嶋　三義

堀木　鎌三　　若木　勝藏

山田　節男　　下條　恭兵

中川　以良　　野田　卯一

伊達源一郎　　藤野　繁雄

岩崎正三郎　　內村　清次

河崎　ナツ　　高橋龍太郎

原　虎一　　鈴木　强平

深川タマヱ　　菊田　七平

木村禧八郎　　長谷山行毅

小野　義夫　　池田宇右衞門

経過概要

本委員会は、今期国会閉会中昭和二十五年度予算の国民経済に及ぼす影響に関する調査を行つたのであるが、昭和二十五年度補正予算審査のため、又予算実施が年度途中のため調査を完了することができなかつた。

調査報告書

経済安定計画の進展に伴う労働問題に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月九日

労働委員長　赤松　常子

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

宮田　重文　　原　虎一

山花　秀雄　　波多野林一

一松　政二　　堀木　鎌三

堀　眞琴　　中村　正雄

経済安定計画の進展に伴う労働問題に関する調査経過概要

本調査は第九回国会の会期が短かかつたことと、別に第七回国会の会期末より引続き調査中の公共企業体労働関係法の改正に関する調査を重

点的に行つて来たので、特に顕著な進展を見るに至らなかつた。

併し企業防衛の立場から行われている現下の「レッド・パージ」に便乗した不当労働行為或いは失業問題の実相等本調査において取上げるべき重要な労働問題があるので、更に愼重な調査を進めたい。

調査報告書

公共企業体労働関係法の改正に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月九日

労働委員長　赤松　常子

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

宮田　重文　原　虎一
山花　秀雄　波多野林一
一松　政二　堀木　鎌三
堀　眞琴　中村　正雄

公共企業体労働関係法の改正に関する調査経過概要

（一）はしがき

本調査は、第七回国会以来継続して行われているものであり、調査報告書（中間報告）も既に数回提出されている。この調査経過概要には今迄提出された報告書と重複する部分もあるが、本調査の特殊性及び調査経過を明確にするため、調査を開始するに至つた経緯から順次のべることとした。

（二）調査の開始

昭和二十五年四月二十五日、参議院議院運営委員会は憲法に規定する労働者の基本的人権を尊重する趣旨に立脚して、公共企業体労働関係法（以下公労法と略称する。）第十六條、第三十五條を改正するよう労働委員会に委任することを決定した。これは議院運営委員の中村正雄議員が提案し、他の委員が異議なしとして、全会一致をもつて承認したものであるが、その時の中村委員の発言は大要次の如きものであつた。

「公労法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件の取扱いについては、既に長いこと各会派からいろいろな議論が出たが、憲法で保障している労働者の基本的人権である争議権を奪い、その代りとして第三十五條に仲裁委員会の裁定の効力を規定しているのであるという根本的な考え方に於ては各派とも大体一致している。従つて、公労法第十七條と第十六條第三十五條の規定との関連については仲裁の裁定をもつて憲法上の基本的人権と同じような効力をみとめるという根本方針にたつて、この精神で一貫するような改正を労働委員会に委任し、第十六條の規定に基く取扱の件については一応ここで結末をつけたい。」

そこで労働委員会は第七回国会末の四月二十六日公労法改正に関する問題の重要なるに鑑み、又全会一致という特別の事情を考慮し、右の議院運営委員会の決定を尊重して其の趣旨に基く公労法改正に関する調査承認要求書を提出、本調査を開始するに至つたのである。

（三）第七回国会より第八回国会閉会前までの調査

第七回国会は、右の決定直後即ち七月三十一日をもつて閉会したので会期中には、調査方針のみを決定しただけで実質的調査にはいることは出来なかつた。最初の調査方針は、本調査開始の端緒となつた「公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件の取扱いに関する件」が昭和二十四年末以来議院運営委員会で論議され、既に長時日を費しておつたこと、及び事案が短期間に結論を出すことを要する性質のものであること等を考えて、出来るだけ早く結論を得ることにあつた。併し乍ら、至急結論を出すには、問題が、1　国家財政全般に直接影響をもつ重大な政治問題に関係し、愼重に調査せねばならなかつたこと、2　参議院議員の改選期と重つたことなどの諸種の事情があつて、容易に進捗せず、第八回国会を迎えるまでは基礎的調査の範囲を出ることが出来なかつた。

この期間に行われた主な調査は

（1）仲裁委員会の裁定、国会に対する付議、国会の議決、判決決定、予算総則給與準則の改訂等錯雑した事実の経過の整理検討

（2）公労法、国会法等に関する国会に於ける論議の経過即ち、論点と各会派並びに政府側の見解の整理

（3）外国に於ける国有産業の労働関係、その立法例等に関する資料の蒐集、印刷、配付等である。

（四）第八回国会に於ける調査

第八回国会に至つて調査は、本格的段階に入つた。即ち、今までの基礎的調査を土台に、公労法第十六條第三十五條をいかに改正するかという本調査の核心に触れた調査が行われることになつたのである。

まず七月二十二日の労働委員会に於ては、憲法の精神に則つて公労法を改正するという本調査を具体化するため、小委員を選任し、小委員の手によつて、調査を推進してゆくことが決定された。小委員には、各会派を代表する六名が選任せられ、爾来、七月二十九日の労働委員会に於て小委員長より、調査の結果報告が行われるまで（この報告によつて、小委員会の任務は終り以後の調査は労働委員会にひきつがれた。）数回にわたつて小委員会が開かれ、愼重に公労法の改正に関する参考案の作成のため努力がなされた。小委員会によつて、決定された事項及び作成された参考案（資料1、）の骨子は次の如きものであつた。

1　決定事項

（イ）公労法第十六條の規定は、予算上又は資金上不可能な支出を内容とする仲裁委員会の裁定については、裁定自体の効力の発生に関するものではなく、予算上資金上の措置による履行上の問題にのみ関するものである。従つてこの第十六條にある国会の議決をもつて、裁定の効力の発生要件であるとする見解は誤りである。

（ロ）予算上資金上不可能な支出を内容とする裁定の効力と公労法第十六條の国会の議決との関係は、主要な点に於て、以上の如く考うべきものであるが、従来このように解釈されてこなかつた原因は、公労法第十六條が協定と政府及び国会との関係を明確に且つ積極的に規定せず、消極的に「……政府を拘束するものではない。」「……支出してはならない」等の字句をもつて規定したところにある。

2　改正案の骨子

小委員会は以上のべた諸点を考慮した結果、次のような方向において現行法を改正するのが妥当であると決定した。

（イ）予算上資金上不可能な支出を内容とする裁定のあつた場合に政府及び国会のなすべき措置を積極的（現行法は消極的）に規定の上で明かにすること。

（ロ）公労法第十六條第二項の「……さかのぼつて効力を発生するものとする」の字句は、同法第三十五條の「当事者双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない」の意義に反し裁定の効

力自体に疑問を生ぜしめるから、これを改め履行期に関するものであることを明かにすること。

労働委員会は右の小委員長の報告を受理し、未解決のまま第八回国会の調査を終り、閉会中引続いて調査することとなつた。

（五）　第八回国会閉会より第九回国会開会前までの調査

第八回国会は七月三十一日をもつて閉会となり、第九回国会は十一月二十一日より開会となつたが、この間の調査は前節でのべた小委員会決定の公労法改正参考案に関して行われた。即ち十月二十日、二十一日の両日労働委員会を開いて、国有鉄道、専売公社の各当事者代表、公共企業体仲裁委員会、専売公社、国有鉄道各中央調停委員会の関係者、及び学識経験者の出頭を求め、右の参考案に関する意見を聴取した。

各証人の発言を要約すると大体参考案の示す改正の方向は現行法の不備を是正し公共企業体とその従業員との正常な労働関係の運営に寄与しうるものであるとのことであつた。（資料2）

かくの如く各方面の意見はすべては参考案の基本的考え方に対して賛成に傾いておつたので、委員長は、小委員会の決定と同じ線で改正の趣旨を徹底させるよう専門員に検討立案を命じ、専門員は参議院法制局と協議し調査は、漸く最終的段階に達した。

（六）　第九回国会に於ける調査

第九回国会は十一月二十一日開会された。閉会中の調査は、小委員会決定の参考案を事務局（専門員、法制局）に於て技術的観点より検討することをもつて終つたが、会期当初には参議院法制局及び専門員の間で協議の結果、次の如き改正要綱が作成され、十二月二十四日の労働委員会に於て各委員に配付された。

公共企業体労働関係法の改正要綱

一、公共企業体の予算上又は資金上国会の議決を経なければその履行のための支出をすることが不可能な内容の協定が締結された場合には、政府は、協定の締結後、一定期間に、国会に対し、その支出のため必要な追加予算又は予算の修正を提出し、その議決を求めなければならないとすること。

二、公共企業体は、右国会の議決があるまでは、協定に基いて予算上又は資金上支出の不可能ないかなる資金といえども支出してはならないとすること。又右議決があつたときは、公共企業体は、協定の締結の際既に議決があつたものとみなして履行しなければならないとすること。

三、協定の履行のための支出が翌年度以降の予算又は資金に係るときは政府は、その年度の予算において、その支出を可能にする措置をしなければならないとすること。

二十四日の委員会に於ては改正要綱の内容並びにその取扱について以後十二月五日の委員会まで数回にわたつて委員会を開いて検討を重ねたが、各会派からは大要次の如き、意見が出て結論を得るに至らなかつた。

自由党――この改正案でゆけば、行政の大責任を担う政府が、まるで判決の前に全然無力といつた形になる。それなら仲裁委員会の構成にさかのぼつて考える必要がある。またこの案には、国家公務員との関連について充分な考慮が拂われていないし、大蔵大臣の流用承認権を無視した点もあり、この條文だけの改正でゆくことは時期尚早と考え、反対である。

（一松委員の発言要旨）

社会党――公労法について改正を要する箇所は、勿論他にもあるが、こと第十六條、第三十五條に関するかぎりでは、この改正案に賛成する。公共企業体従業員と国家公務員とが同じように取扱われねばならぬことはない。また仲裁々定に権威をもたせることは、もともと公労法制定当初からきまつていることで、この程度の改正は是非やりたい。このさい、議院運営委員会に於ける各派一致の決定を尊重すべきである。（中村委員、原委員の発言要旨）

緑風会――第十六條だけをとりあげてこのように改正することには俄かに賛成できぬし、こうした條文を出して結論をつけることにも反対である。私どもの会派としては、公労法を改正するなら、さらに大蔵大臣の流用承認権の問題、仲裁委員会の現在の制度機構や、予算総則改訂の問題などについても検討せねばならぬと考えている。（早川委員の発言要旨）

民主党――第十六條の改正については、直ちに予算を付して国会にその承認を求めるという方法でなく、裁定を尊重して、そのまま国会に提出し、その承認を得た後に予算の修正案を提出するという方法を希望する。（鈴木委員の発言要旨）

労農党――暫定的措置としてこの程度は、最少限度の改正として是非やらなくてはならぬ。各派でいろいろ意見のある点は、それぞれ意見の要旨を添えることにして、ともかく速やかに調査報告を出すようにしたい。（堀委員の発言要旨）

第一クラブ――この改正案は政府の積極的義務が明確に規定されており政府のなすべき措置がはつきりしておつて賛成である。この程度の改正は、仲裁々定の権威を重んずる上にも是非必要であると思う。（堀木委員の発言要旨）

かくして本委員会は、昭和二十五年十二月七日、委員会を開いて本件の取扱いにつき協議を重ねた結果、前記改正要綱だけではなお不満足とする意見もあり、かつは第十六條、第三十五條だけの改正をもつて所期の目的が達せられるものでもなく、更に広範にわたる調査をなすには、もはやその時間もないので、本国会では調査未了のまま打切り、引つづき来国会において、あらためて本委員会で調査を行うことに決定した。

〔資料一〕

公労法改正参考案

第十六條　公共企業体の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする協定又は裁定については、政府は、その履行のため予算上又は資金上必要なる手続を国会に対してなし、その承認を求めなければならない。

前項による国会に対する所定の手続は、協定の締結又は裁定のあつたときより十日以内になされなければならない。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。

国会による承認あるまでは、公共企業体は、第一項による協定又は裁定に基いて予算上又は資金上不可能ないかなる資金といえども支出してはならない。国会による承認があつたときは、協定又は裁定は、それに記載された日附を以て履行の開始日とする。

第三十五條　第一項そのまま（但書を除く）

公共企業体の予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とする事項について裁定が行われたときは、第十六條の定めるところによる。

〔資料二〕

参考人意見要旨

（十月二十日）

△荒井誠一郎氏（公共企業体仲裁委員長）

仲裁々定の履行を確実ならしめる一方法として参考案の趣旨に賛成。公共企業の職員全部につき一般公務員とは異る給與の権衡を考慮し、各企業体の実態

に応じ労働條件を改善せよ。

△星加要氏（国鉄労組副委員長）

公共企業体の労働関係における最大の障碍たる十六條、三十五條の改正の趣旨に賛成。感謝に堪えぬ。国会の承認が得られなかつた場合、次期国会に付議せしめる規定を設け、その時期等を明文化せよ。

△平林剛氏（全専売労組委員長）

改正案に賛成する。更に申せば十六條、三十五條のみの改正では不十分。公労法の全面的改正、国有鉄道法並びに専売公社法の改正が必要、専売公社法改正により公社の自主性を確立し、賃金交渉を実質的に否定する予算総則による賃金総額の規定を廃止せよ。更に條件付罷業権を與えよ。

△小林直人氏（専売調停委員長）

参考案の十六條は賛成。三十五條二項は、仲裁々定に附随する財政的措置の規定であるが、参考案では、最終的決定に対する最終処置たる性格が不明瞭不徹底であるから、民訴八〇〇條の準用的規定を考慮せよ。

△関口泰氏（公共企業体仲裁委員）

現行法でも参考案の如く解釈し得る。国会は、仲裁々定が最終決定たることを尊重せよ。此の場合、予算編成権との関係を滑らかにするためには参考案がよい。

△今井一男氏（公共企業体仲裁委員）

この参考案は確かに優れているが、予算の支出権は国会の議決を経なければ成立しないという点を明確にせよ。一條、四條、五條、七條、八條も改正を望む。

△加賀山之雄氏（国有鉄道総裁）

参考案に賛成。「国鉄は、予算上、給與上自主性なく、これに関する協約、協定も単独に決定し得ない」点を考慮せよ。「予算上、資金上支出不可能な」時期を明文化し、国会の承認なきときの裁定の効力を明記せよ。

△秋山孝之輔氏（専売公社総裁）

参考案は、経営者と組合側の地位を明確にする点に於て一歩前進したものとして賛成。国会が承認し、公社が予算上、資金上履行し得ぬ場合債務が存続するか否かを明らかにせよ。

（十月二十一日）

△戒能通孝氏（早大教授）

参考案の趣旨は政府に国会の承認を求める手続を強制しているという点で賛成であるが読んで解りにくいからも少し明瞭な言葉で趣旨を表わす方がよい。例えば「資金上」という言葉は「金繰り上」とし、第十六條第一項中「又そのような裁定に基いていかなる資金と雖も」は「又そのような裁定に基いて政府はいかなる資金と雖も」と「政府は」を挿入する方がよい。

△藤林敬三氏（国有鉄道調停委員長）

参考案は現行法に比べて比較的に申すなら賛成である。私は公労法第三十五條の仲裁々定を国有鉄道法第三十九條の予算作成後に生じた避けることの出来ない事由とすることが出来るなら、十六條は全部削除してもよいと思う。

更に仲裁委員会の機構なり、委員の任命の仕方なり、委員会の委員の構成なりを別に考えてもよい。公労法第十六條、第三十五條と云わず、仲裁々定を国会において否決するという事態の発生しないような色々の方面の改正に一層の努力を希望する。

（次に十六條の「協定」に、当事者双方が調停案をのんだ場合はこれを含めるように解決してほしい）

△峰村光郎氏（慶大教授）

現行法で改正案の趣旨の通りに解釈されると思うが現実の問題として別の解釈が生じているなら、その疑点を残さないようにという点で草案の方がよいと思う。

更に現行法では罷業権を剥奪していることは必らずしも平和的解決を狙つた最上の策ではない。平和的解決の為には争議権をある特定の條件の下に認めて一向差支はない。十七條もそのようにあわせ改正すれば十六條の改正の趣旨がもつと裏付が出来、生きてくる。

仲裁々定についての債権、債務は解除條件であるとか、停止條件であるとか、いうような限定の解釈をすべきでなく、一応債権債務は確立していると考えるべきである。（以上）

調査報告書

日本経済の安定と復興に関する調査

右の件に関し未だ調査を終えないが、多数意見者の署名を附し、その経過及び結果を報告する。

昭和二十五年十二月九日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

中川　以良　　永井純一郎
羽生　三七　　伊藤　保平
藤野　繁雄　　菊田　七平

日本経済の安定と復興に関する調査

本委員会においては前国会において議長の承認を得て右の調査を進めて来たのであるが、今国会においては会期の都合上調査の対象を分類し、その立案計画等を比較検討するに止めこれが充分具体的調査を実施することが出来なかつた。即ちこれがため委員会を開き、調査の対象を経済自立計画、国土総合開発計画に定め、右に関する政府の概略の説明を聴取した。然しながら本委員会としては、当該調査対象の広汎にして、且つ日本経済の自立体勢確立に寄與するところ大なるに鑑み、来国会においてこれが総合的調査を鋭意実施する予定である。

調査報告書

通商及び産業一般に関する調査

右の件に関し未だ調査を終えないが、多数意見者の署名を附し、その経過及び結果を報告する。

昭和二十五年十二月九日

通商産業委員長　深川榮左エ門

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

栗山　良夫　　加藤　正人
西田　隆男　　島　　清
小松　正雄　　松本　昇
上原　正吉　　重宗　雄三
古池　信三　　廣瀬與兵衞

通商及び産業一般に関する調査

本委員会においては第八国会に議長の承認を得て右の調査を進め、閉会中もなお貿易、産業一般、競輪等についての諸問題、或いは中小企業対策等諸般の事項について調査研究して来たのであるが、第九国会においては会期の都合上、充分なる調査をすることができなかつた。本委員会としては本調査の対象の広汎多岐にして、且つ通商及び産業一般に寄與するところ大なるに鑑み、なお今後引続き鋭意調査検討する予定である。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月九日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石川　清一　　相馬　助治
中田　吉雄　　吉川末次郎
岩沢　忠恭　　竹中　七郎
岩木　哲夫　　西郷吉之助
石村　幸作　　安井　謙
堀　末治　　高橋進太郎

小笠原二三男

経過並びに結果

地方行政の改革に関する調査としては、專ら昭和二十五年度補正予算に関連する地方財政の緊急対策に関する件を取上げ調査を行つた。即ち、地方財政の実情及び政府提出の昭和二十五年度補正予算に計上された平衡交付金額三十五億と地方財政委員会委員長が地方財政委員会設置法第十三條の規定に基き国会に提出した意見書にある八十八億との相違点について、岡野国務大臣、池田大蔵大臣及び野村地方財政委員会委員長その他の政府委員等に対し細部に亘る説明並びに資料の提出を求めて綿密な調査を行つた結果、委員会は地方財政委員会の意見を妥当なものと認め、政府に対し適当の措置をとるよう委員全員の発議による決議案を提出した。

右の調査は、地方行政の改革に関する調査の一環として行われたものであり、更に調査すべき幾多の問題があるが、一応その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月九日

決算委員長　前之園喜一郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

谷口弥三郎　栗山　良夫
鬼丸　義齊　溝口　三郎
小林　亦治　カニェ邦彦
千田　正　棚橋　小虎
村尾　重雄　山崎　恒

調査報告書

特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理に関する調査

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月九日

決算委員長　前之園喜一郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

経過概要

本委員会は、議長の承認を得て、今会期中「特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理に関する調査」に従事したが、会期の点を考慮しまず終戦処理費の問題を調査することとした。

会計検査院が昭和二十三年度決算検査報告において終戦処理費に関する不当事項として掲げているものは八十五件に達しているが、その所管官庁である特別調達庁について、経済調査庁が、目下その機構の運営につき調査を進めているので、まず、経済調査庁からその調査の結果を聴取したところ特別調達庁の運営には幾多の問題が存在していることの感じを深めた。

これが調査に当つては、まず昭和二十三年度決算検査報告の批難事項中の数個について特に掘り下げて徹底的に内容を調査することが必要であると認め、最近世上の話題に上つている二重煙突事件即ち右決算検査報告批難事項第三九七号について第一に調査を始めた。

本件は特別調達庁の前身戰災復興院が昭和二十一年十二月足利板金工業組合(後に足利工業株式会社)との間にガス排気筒二五〇〇〇〇呎購入の契約をしたことに関連するもので、納入が著しく遅れており、そのうち連合国から契約解除の指令が出たにもかかわらず、なお引続き納入させていたが使用実績は極めて少量であつたばかりでなく、本品の検収に当り処置当を得なかつたがために、不足数量があり、約二千二百余万円の過拂を生じ、現在においてなお約千六百余万円が回収されていないもので、右の過拂未回収金については本年十月二十三日附で当事者間に和解が成立しているものである。

本件については問題も多く、又世上とかくの噂もあるので、会計検査院特別調達庁、警視庁、法務府及び通商産業省の関係官から説明を聴取したのみならず、証人として大橋武夫、特別調達庁長官根道広吉、足利工業株式会社社長田中平吉及び同会社元事務高橋正吉の四名を喚問し、その証言を求める等慎重に調査を行つた。

つぎに本件につき今日迄に明らかとなつた事実を概略報告する。

第一は契約に関する問題で、会計検査院の報告によれば、本件契約は昭和二十一年から二十三年にわたつているものと思われるが、当初から一本の契約をしたものか、年度毎或は納入毎の契約であつたか、従つて契約單価は全体を通じて同一であつたか、年度毎或は納入毎に異るものであつたかについてはこれを明確にする必要がある。決算検査報告における在庫品單価と過拂分單価との間にかなりの開きがあることから察すると、契約單価は一つではないように思われる、物価変動の甚だしかつた当時における契約価格が適正であつたか否かを調査する必要がある。

第二は契約の相手方に関するもので、田中証人の証言によると、自分は全く製造方面のみに没頭し、会社の経営、帳簿整理等は高橋元事務に一任していたとのことであり、他方高橋証人の証言によると、会社組織となるまでは全く大福帳式の経理を行つていたが、会社となつた後も貸借対照表等はいい加減のものであつたと証言しているのである。従つて、商法上の会社としての帳簿整理は不完全なもので、田中、高橋の両人が自由に会社の金を出し入れしていたものと認められる。このような経理の乱脈状態によつて、会社のあげた利益が個人的に任意に消費された結果その利益に基く会社の所得や田中、高橋、個人の所得が表面に現われておらず、いずれも実質的脱税が行われていたものと推測される。

第三は検収の問題であるが、根道長官の説明によれば「当時は検収は政府の官吏によつて行われず納入代行者たる太平商行常務、山口総男の名義によつて行われ、その実務担当者は同社社員小島、藤原の両名であつた」とのことで、この点については高橋証人もこれを認めている。又高橋証人は自分は検収に立会つたことはなく検収は凡て書類の上でのみ行われたと証言した、更に又根道証人は納入代行者の過失で検収を過つたことは申訳ないと言つている。

第四は支拂代金に関するものであるが、二重煙突の納入代金として特別調達庁から九千九百余万円が二十三年三月から同年十二月までの間に八回に亘つて支拂われており、高橋証人もこの事実を認めた。右納入代金は足利工業東京事務所が受領しているが、田中証人の証言によると東京事務所から足利本社への送金は約七千四百余万円であり、この金額については高橋証人も大体においてこれを肯定している。この差額約二千五百万円については田中証人は高橋証人が東京において勝手に費消したものであるといつており、高橋証人はその大部分はこれを事務所の借入れ、寮の購入、給料の支拂、その他の会社経費及び原材料の購入代金に充当したものであつて、自己の生活費、遊興費等に使用したものは約三百万円であると証言した。

第五は過拂金返納に関する問題である。本件過拂が特別調達庁において発見されたのは二十四年一月頃であり、大橋証人の証言によると、同年二月頃特別調達庁監事川田経理局次長から過拂金回収について懇力方の依頼があり大橋証人の斡旋により返還に関しては会社財産のみならず田中、高橋の両人が個人保証をする覚書が作成されている。かくて二十四年四月から二月迄の間に六百万円が十一回に亘つて納入され、残額が一千六百万円となりこれが最後の焦付きとなつたものである。

これより先、二十四年十月に特別調達庁は法務府に対して強制執行を依頼したところ、和解が得策であるとの法務府の意見に従つてその手続進行のために十一月にこの回収事務は経理局から苦情処理課に移管され、二十五年十月に至つて漸く和解が成立した。右の和解調書及び返納計画書の内容を見ると次のような疑問が生じた。その一は返納金額の半額以上が事業利益金から生み出されることとなつているが果してこの会

社にその事業能力があるか。その二は貸付金、未収金等の回収の確実性はあるか。その三は高橋証人の証言によれば自動車及び株式等は既に売却済であるが、それを返納計画書中に記載されている「自動車売却代金」及び「株式」との関係は如何であるか。以上のように多くの疑問を孕む返納計画書及び和解調書の内容については更に一層吟味をなす必要がある。

第六は官吏の責任と処分に関するものである。連合国の契約解除指令にもかかわらず、本件に対して契約解除が為されていないことは相手方と情実関係の有無について調査の必要があるが未だ調査するに至っていない。

又過拂金取立は緩慢であり債権保全については適当な措置が採られてない疑がある。この点についても調査が未了である。更に又本件に関しては、十名前後の責任者に対する行政処分が行われたが、その処分の内容が適正であるか否かの点についても調査が必要である。

第七は大橋証人に関するものであるが、二十四年一月頃特別調達庁の関係官吏から本件過拂金返済に関し盡力を依頼されたが、大橋証人の証言によれば自動車売却代金約百万円の内三十万円を特別調達庁に返納、残額は高橋に事業資金として運用せしめるためこれを銀行預金としており、全部を特別調達庁に納入すべきこの金銭に対してこのような処置を講じた理由は事業資金に利用させる方が過拂金全額の完済に一層適合すると考え特別調達庁関係者とも相談の結果であるというのである。これに対し高橋証人は自動車の売却代金百三十万円の内三十万円は特別調達庁に返納し六十万円は自分が費消し残額四十二万円と東武鉄道株式三万五千株の売却代金の一部五十万円及び他の二万円の合計九十四万円を大橋証人の指図によって山下茂に渡したが、山下はこの金銭を自己の事業運転資金として使用していること及び度々その返還を要求したが大橋証人は今日に至るまでなお返還しないことを証言している。

両証人の証言に基く金額の不一致に対しても調査の必要があり、この金銭を特別調達庁に納入しない事情についても了解に苦しむ点があるのみならず、その管理については甚だ明朗を欠き疑惑をさしはさむ余地がある。なお、右証人と足利工業株式会社との関係は、昭和二十三年頃から二十四年春迄約十ヶ月間同社の顧問であった。

次に右証人と特別調達庁幹部との人的関係を洗べると、特別調達庁の三浦元監事とは戰災復興院時代の同僚であり、元契約局長伊藤清とは内務省における先輩後輩の関係であり、元経理局経理第二課長横田広吉とは上司下僚の関係であって、同証人が特別調達庁との関係で演じた、役割は足利工業の依頼によって代金支拂の促進を特別調達庁に依頼したことと、特別調達庁の依頼によって過拂金の回収について盡力したことである。なお証人に対する質疑応答の際同証人は足利工業から月三万円の車賃を受領し（高橋証人の証言によれば月三万円の割合で一括して三十万円）又二十四年一月選挙に当り高橋証人から個人的に二十万円を受領しておりながらこれが孰れも所定の申告がなされていないことが派生的に明らかとなった。

第八は足利工業元專務高橋正吉に関するものである。本件に関し高橋は主要人物であると認められるのであるが、本件に関連する各不始末は同人の悪意の作為に基くの感が極めて濃く、今日迄の調査ではこの疑を解消するの域に達していない。同人に関する調査は本件の結論に重大な関係を及ぼすものと思われる。

以上は調査の概要であるが、本会期においては会期の関係もあり調査を完了するに至らなかったので、今後更に調査を継続し本件の内容を明確にする必要がある。

右報告する。

調査報告書

電力問題に関する調査

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月九日

電力問題に関する特別委員長　石坂　豊一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

橋本萬右衞門　古池　信三
石原幹市郎　三輪　貞治
佐々木良作　吉田　法晴
岡田　信次　栗山　良夫
西田　隆男　島　清
水橋　藤作　江田　三郎
秋山俊一郎　加賀　操
小川　久義　山川　良一

第八回国会において設けられた電力問題に関する特別委員会は、閉会中に八回の委員会を開催して電力問題に関する重要事項を熱心に調査し、十一月二十日には今期国会提出法案中の重要法案と考えられた公益事業法案及び電気事業再編成法案に対する政府の修正原案について説明を聽取して研究を行い、第九回国会の審議に備えるところあったことは既に報告した通りである。

電力問題の重要性に鑑み、第九回国会召集日たる十一月二十一日には早くも当委員会の設置及び委員の指名が行われ、同二十四日には第一回委員会において委員長及び理事の決定を見た。

然るに図らずも二十二日に突如としてマッカーサー元帥より吉田内閣総理大臣宛に電気事業再編成を急速に施行すべき旨の書簡が発せられ、時を移さず同二十四日にはポツダム政令による公益事業令及び電気事業再編成令が公布せられて情勢が急転した。占領下のわが国民はマッカーサー元帥の指令に服すべきは勿論であるが、政府が果して元帥の指令を正しく解釈実施したか否かは本院においても検討する必要を生じた。よって十一月二十四日の議院運営委員会においては、マ書簡につき吉田内閣総理大臣の説明を求めたが、マ書簡には「再編成を実現するためにポツダム政令、乃至その他の方法によって成るべく早く実現するように」と述べておる旨の説明があった。この総理の説明は政府の措置が必ずしもポツダム政令に限られるとの判断を下し難い表現であったために、マ書簡の公表要求となり、総理も二十七日の議院運営委員会にてマ書簡の公表につき考慮を約している。

本委員会においても当然この問題に触れ、第一回委員会より吉田内閣総理大臣及び岡崎官房長官の出席並びにマ書簡の公表要求となったが、委員会召集八回、閉会四回を通じて終始この要求が続けられたにも拘らず、遂に総理の出席及びマ書簡の公表がなく、二回にわたり出席した岡崎官房長官も委員会におけるあらゆる角度よりの質疑に対し「総理はマ書簡の公表については考慮中」と繰り返すのみに終った。

本委員会設置の最終目的は、わが国産業の復興及び民生安定の基盤としての電力需給の安定化に寄與するにあるが、当面の重要課題としては電気事業運営に一時期を画する電気事業の再編成にあった。これがためには第八回国会に設けられた電力問題に関する特別委員会も閉会中熱心な調査を続けて今日に備え、また客観状勢より見て再編成の早期実施は前国会における同委員会の一般的空気であって、政府に対して屢々成案を督促するところがあった。然るにその効なく今回の如き結末となり、法案審議の機会を失う結果となったことは遺憾であった。然しながら本委員会は現実の事態に即応し、ポツダム政令により公布された法令の施行日を目睫に控えてその疑義及び運用の解明に努力するとともに、政令の円滑適正な施行につき政府の注意を喚起するところがあったが、それらの詳細は速記録に譲ることとす

る。

以上報告する。

調査報告書

社会保障制度に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月九日

厚生委員長　山下　義信

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小杉　繁安　藤森　眞治
有馬　英二　松原　一彦
井上なつゑ　藤原　道子
堂森　芳夫　大谷　瑩潤
長島　銀藏　城　義臣
中山　壽彦

社会保障制度に関する調査（第九次中間報告）

本委員会においては、社会保障制度の確立がわが国現下の最も重要な課題であることを認め、その立法化に資する目的をもつて、第四回国会以来議長の承認をうけて本調査を継続し、既に第八次の中間報告を経て来たが、第九回国会においても熱心に調査を続行した。

即ち今国会においては、本調査事件に関し過般社会保障制度審議会から内閣に対し勧告がなされ、内外の輿論もその急速な実施を要望するに至つた実情に鑑み、本制度の立法企画に関して協議研究を行つた。

なお、本委員会内に保険経済に関する小委員会、看護婦、助産婦、保健婦の制度並びに待遇改善に関する小委員会及び結核予防に関する小委員会を設置して、それぞれ関係部門から社会保障制度に関係ある事項につきその現況並びに対策等を聴取して種々検討を加え、その他社会福祉施設並びに覚醒剤の使用状況等調査のため都内視察を行う等鋭意調査研究を進めたのである。

然しながら本調査事件は極めて広汎多岐にわたるため未だ結論には到達しないが、この間に調査作成した資料を添え第九次中間報告とする。

経済危機に於ける外国社会保険相貌

一、経済不安と社会保険

国際労働事務局長報告書

経済的不安の社会保険への影響は甚だ顕著なものとなつた。第一に、現在職業を有する労働者数の減少に伴つて被保険者現在数も減少を見ている。国々に依つて期間は異つてはいるが、一定の期間の失業後、失業者は被保険者たる資格を喪失することに因るのである。第二に、多くの素因が保険組織の財源の減少を来している。失業者が保険料を納付しないために保険料納付者の数が減じた。しかも失業保険金庫がそれに代つて支拂うのは比較的に稀な場合においてのみである。同時に、倘職を有している者の賃金も低下し、ある場合には全く著しいものがある。そして、多くの保険制度においては、保険料は賃金に基いて定められているために、徴収された全金額は、賃金率の低下と労働時間の短縮との二つに影響されて、減少している。更に、保険料は規則正しく納付されることが少くなつた。不況が継続し、ますます尖鋭化するにつれて、法律上の手続が採られ又は刑罰が科せられるに於いても——このことは現在の危機においては採用し難い方法である。——滯納事業主は増加しつつあるのである。国家も亦その財政的援助の範囲を減じ、二三の場合には——幸にして稀ではあるが——現在倘効力のある法律によつて保障されている補助金を保険組織に與えることを停止している。多くの国においては、また、保険組織は、必要な担保の保障をもつてそして保険制度の財政的健全が基く保険経済の見積に適合するように採用されたものと均しい利率で、その財政を投資することが困難となつている。

この収入減に保険組織への請求の増加が伴うことになつた。失業者は、失業保険がないとき又は失業給付への権利を行使し盡したとき、疾病金庫に殺到して来る。欠乏は失業者の疾病抵抗力を弱め、従つて、罹病率は上昇する。他面において、職業を有する被保険者は、疾病の折にも、療養のために職を離れることをためらう。病気が治つたとき、もはやその職を見出し得ないからである。このことは、ある国、ある金庫において、給付がなされるべき疾病数の減少となつた。しかしかかる節約は虚偽である。多くの場合、治療の遅延は、給付の費用のはるかに多くなる、もつと重大な、もつと長引く疾病となるからである。

職を離れ、その年齢の関係上、人口過剰の労働市場において他の職を見出すことができない比較的に老齢な労働者は、見積られた通りの請求を超えて廢疾年金を請求する。そして、かかる年金を與えるについての法律上の嚴重な條件にもかかわらず、これ等の請求の多くは適法に受付けられねばならない。なぜならば、合理化の結果と労働市場における失業の氾濫とを考えると、その労働者の職業不適法は、年齢に因るものか、他の身体上の虚弱の原因によるものかを決することは非常に困難であるからである。

收入の減少と支出の増加とを来したこれ等のすべての素因は、最も完全な組織においても、最も確実に設立せられ、最も良く行われている制度例えば疾病保険においてすら、財政的安定に嚴しい緊張を與えることになつた。くつがえされたのは単に保険経済のバランスのみではない。時には、遅滯なく回復されることを必要とする直接の欠損が生ずることになつたのである。現在においてもすでに不適当な賃金への保険料率を増すことは困難であるか又は不可能であるし、政府も議会も、その均衡を失つた予算に気をとられて、国家補助金率を高め又は維持することにさえ、殆んど心を向けるところがないので、殆んどすべての国においては、保険組織の支出を低減する傾向にある。この緊縮政策はまず、任意給付において支給される金額へ向けられる。それは、予防手段と医療施設との費用の甚しい低減又は時として全部の削除を含むのである。このことは特に遺憾な緊縮方法であつて、最近三十年の努力に反するものである。それは労働者の健康の保護における保険の有効性を、特にそれが保障されることを必要とする時期において、破壊し、少くとも弱めるものである。

疾病者及び廢疾者並びに医師の監督は、漸次嚴格になつてきている。そしてある場合には被保険者はその賃金が削減されつつある時にあたつて、医療と医藥との費用の大部分を支拂わねばならないことになつている。

この嚴重な緊縮政策が財政的平衡を回復し得ないときには、保険法及び規約の改正が行われる。給付をなす條件は嚴重にされ、給付の量と期間とは短縮され、年金は削減される。しかも概括的に云えば、かくして保障された給付は、通常の状態においてさえ極めて低いものである。実際上は、いたる所疾病の給付日額は労働者の実收賃金の半額以下である。廢疾、老齢年金は、多くの国においては、年收の一五乃至三〇パーセントの間を動いているのであつて、ただ非常に例外の場合においてのみ、その四〇乃至四五パーセントに達しているのである。五十年の進歩の後においてさえ、強制社会保険の一般水準は大して高いものではない。そして実質的な制限はすべて、いやしくも保険制度がその目的とするところを充そうとするならば当然支拂うべき最小限度の補償をさえ、危険に陷らしめざるを得ないことになつているのである。

永続的な広汎な失業は、社会保険が建設されている基礎である基本仮設のあるものを破壊するものなることが見出されよう。もしも保険制度

が常態において動くべきものであるならば被保険者は、一般に、組織の異るに従い一年に四十二週から四十八週までの間の期間、平均して、事実職についていることを必要とする。しかし、非常に多くの国において、そして、幾千万の労働者に対して、この仮設は、もはや充されていない。失業労働者のために被保険料は納付されるところがない。又は、極めて短期間納付されるにすぎないので、それ以後は被保険者たる資格を失うのである。かくして、これらの幾千万の労働者は、すでにその職業を奪われ、罹疾、老齢の場合に再び失業の苦い結果を味わねばならない。そして、これ等の者が死亡する場合には、その遺族が、給付への権利を有せず又は極めて不十分な金額へ請求権を有するに過ぎないために、この苦しみを受けなければならないのである。いずれの場合にも、かれ等は公共の救恤へ訴える外には他に代るべき手段を持たないのである。

疾病者、失業者、老齢者並びに寡婦及び孤児は単に救貧機関に訴えるようにされているにすぎないということは、決して問題を扱う十分な方法とは考えられることはできない。

若干の国においては、失業中の被保険者の権利を保持するために、他の方法が講ぜられ、適用されている。たとえば、資格期間の計算と保険上の権利の維持のために、完全な失業の期間を保険料納付期間として扱うこと、疾病、罹疾、老齢、寡婦、孤児保険料を失業金庫又はこの目的のために創設された金庫から支拂うこと、無料保険期間を設け、その間は、たとえ労働者が失業に因り被保険者たる資格を失つたため保険料が納付されなくとも、尚且保険事故は依然保護されているようにすることなのである。

この種の方法は、チエツコスロバキヤ、フランス、ドイツ、大英国において現在行われている。これ等の方法は失業が長引く場合には失業者の権利を完全に保護することはないにせよ失業の時局を救済するについては多くの貢献をなしているのである。

すべてこれ等の方法が効果あるためには、失業者の保険上の権利を保持する費用を、或いは保険料収入に剰余があるときには、現在職を有する被保険者に負担せしめることになるか、或いは、費用が課税によつて準備されるときには、全会社に負担せしめることになるかの何れかである。費用が現在職を有する被保険者によつて負担される場合において、広汎な長期の失業に悩んでいる国においては、特に他面において賃金が低下されつつあるときにあたり負担は更にますます重いものとなるのである。

失業者の社会保険に対する権利を保持するために採用された方法を一般化し拡大化する手段を探ることは出来ないものであろうかの疑問が生ずるのは当然である。危機の経験によれば、不健康、災害及び老齢に対する保護の最少量――これは健全な社会存立と発展とにおける欠くことのできない要素である。――を労働者に対して保障し得る方法は、その外にないように思われる。

かかる事実の認識が社会保険の設定に導いたのであつた。もしもそれが不況の圧迫の下に現在破壊することが許されるのならば、社会保険が過去六十年の福祉において為した大きな進歩は甚しく失われ、来るべき時代の展望は尚更暗いものがあるであろう。

二、健康保険と経済不況

国際労働事務局

「健康保険金庫万国連盟」に依つて組織せられたる「健康保険金庫第五回国際会議」は一九三一年九月三日より六日迄**ブラーグに於て開催せられた。この国際会議には三個の新たなる全国的機関即ち「仏蘭西職業共済金庫協会」「仏蘭西農業共済金庫協会」及「チエツコスロバキヤ鉱夫保険金庫協会」が之に参加した。**

一九二七年に創立されたるこの万国連盟は今や三十六個の全国的連合団体を有し、それに加入している被保険者数を通算するときは三千万人に達する程である。

此の会議に於て問題となつたのは次の三点即ち「健康保険と経済不況」「健康保険に於ける温泉療養」及「官公吏（軍人を除く）の健康保険」に就てである。

これらの問題に関して既に交付されたる報告書について、委員会及本会議に於て、種々討論を重ねたる後、万国連盟は三個の決議を採択した。

健康保険と経済不況に関する内容を簡単に紹介すれば左の如くである。

本問題に関する決議に於て、万国連盟は、多数の工業国が強制的健康保険制度を、被保険者の健康保険のために必要なるものなりと認め、之を採用したことに就て満足の意を表した。

現在に於て最も優秀なるものと認められている健康保険制度に於てすらも、現金給付に依つて最少限の生活の途を、治療及予防給付によつて最少限の健康の保護を保障しているに過ぎない状態であるから、これ以上少しでも給付の減額をなすときは保険の効能は危機に瀕することとなる。各国に於ては国家経済は保険制度に必要欠く可からざる財源だけは、保険制度の為に残しておくことが出来た、又残しておかねばならない。社会保険制度が不完全なるものとなれば、労働者は自己の権利として有する所の保護を奪われることとなり、惹いては「社会負担」の不均衡を招来し、かくして国家間の良好なる関係を危険に陥れることとなるのである。今回の会議は、国際労働機関が一九二七年の国際労働会議に於て採択せられたる條約及び勧告に一致すべき健康保険制度を各国をして採用せしむべく、更に一段の活動を起さんことを要求した。此度の会議は更に、一般的に生産は社会保険費用を負担せねばならぬ。しかし社会保険はその代償として健全なる労働力（その消費能力も亦保険によつて増大せられた。）を生産者に提供する。従つて保険制度の標準は、適当なる注意をもつて、被保険者に保障せられねばならぬ所の保護の最少限を下つてはならぬという旨の宣言をなした。

しかし経済不況の結果としての、全部的又は部分的失業者数の増大、賃金の減額（これは保険料算定の基礎となつている）事業の閉鎖及保険料の滞納によつて、保険金庫の収入は減少した。

それと同時に、不景気の結果としての、失業者の困窮及その健康状態の悪化、並に被保険者及その家族の生活標準の低下によつて、保険金庫の支出は増大している。更に保険金庫の財政状態は、幾多の国に於て、診療報酬及び薬剤費の恒常的増大によつて非常な打撃を蒙つている。

此度の会議は又、被保険者が、保険の助力を最も必要とする時期において、保険によつて、労働者に与えられる保護を減少するときはその結果勃発すべき虞のある重大なる危険につき、各国の政府及議会に対して、注意を喚起したのである。

又保険給付（現金給付又は現物給付）の専断的制限は、その必然的結果として、被保険者として、被保険者及その家族の経済状態、健康状態及消費力の低下を招来する。かくして不景気の社会的影響を更に更に深刻且脅威的なものとなすのであろう。

今度の会議は、保険は、合理的経済の理想の上に立ちて、其の組織、殊に医療給付及入院制度を改善し、又その活動を統一的に集中せねばならないと思料した。

此度の会議は、保険金庫は被保険者及傭主によつて、自治的に管理せられねばならぬと云う原則の可なる旨を再び言明し、併せて保険金庫の管理の困難の程度が大であればある

程、責任及相互連帯の観念は強められ自治的管理の原則が益々主要なるものとなつてくる旨を宣言した。

最後に此度の会議は、経済不況が労働者の生活状態を深刻に脅威すればする程、社会保険の制度は一層その必要さを増してくる旨を宣言した。

三、経済不安定と社会政策

国際労働事務局長報告書

社会保険に関連する若干の事象及之が対策に鑑るところあつて、事務局は、各国にある支局及通信員に対して「経済不安定は果して社会政策に於ける退歩を招来したか、労働立法の原則に致命的影響を與えたか」の問を発した。其の結果蒐め得た情報を検討するに、大多数の場合に於て、退歩を認め得べしと謂うを得ないであろう。

濫用又は心得違いを匡正する為の引き緊めは行われた。費用切詰の傾向も、確に、在つた。而して或る場合に於いては、新規の計画の実行が一時的の阻止を蒙つたこともあつた。社会保険に於ては、就中、経済不安は、保険機関の日々の活動に重大なる反響を齎した。然し乍ら、全体としては、労働立法の大動脈は動揺することはなかつたと云えよう。各国に於ける概観を適用すれば左の如くである。

「独逸」――先ず独逸を挙げてみよう。独逸に於ける社会政策は、幾分の憂慮の念を吾人に抱かしむる様である。社会保険一般及び就中失業保険に関係ある数次の緊急命令は疑もなく、被保険者に保障せられていたところの給付の減額を結果した。一九三一年六月五日の緊急命令は、十月六日の緊急命令により其制限的規定の多くを緩和せられたとはいえ、失業給付の受給條件を厳重にし且給付期間を短縮した。一九三〇年七月二十六日の緊急命令は、疾病保険の適用に若干の制限を加えた。而して、最近の緊急命令即ち一九三一年十二月八日の命令は（後掲四参照）可成りの減額を行つたのである。社会保険の一般水準は、家族扶助の点を除いては、一九一四年の水準に復帰した。一九二九年に於ては約二十二億マルクに達していた疾病保険金庫の年総計予算は、約六億マルクまで切下げられたのである。災害保険並びに廃疾及養老保険に於ては、数十万件の年金が打切られた。熟れにしても如何なる場合に於ても、社会保険の既存の原則に逆行するが如きことは問題になり得なかつた。而して、独逸に於ける経済又は労働生活の分野に於ける総ての活動を、一定の水準において平衡を保たせんとする最近の命令に顯われたる努力は、社会反動への真の企図がありはせぬかという総ての印象を、全く打消したのであつた。

「英吉利」――独逸に対すると同様なる印象が、英吉利に対する観察の中より看破されることが出来る。勿論、挙国一致内閣の緊縮政策は、失業保険の運用に、若干の影響を及ぼした。（給付の減額、保険料の増額、一ヶ年一五六日を超ゆる経過的給付の支給に関する困窮調査等。）国立失業保険委員会の第一次報告書の指摘した若干の変則状態が、一九三一年の失業保険法（第三号）に依つて、除去せられたことも其の一例である。然し首相が正式に声明した如く、是等の削減は、此の制度そのもの及其の諸原則を、擁護するために行われたのである。また国庫補助金が減額せられたところを見ると、経済危機の影響は、疑もなく、国民健康保険制度にも及んでいる。それにも拘らず、全体としては社会的退歩があつたとは、どうしても認められない。事実一九三一年には少くともその最初の数ヶ月間に於ては、労働党内閣によつて、新たなる進歩を指示する数個の法律が制定せられたのである。……土地利用法、農産物販売法、農村住宅法（農村地方の労働者のために四万戸の家屋を建造することとなつている。）

「波蘭」――波蘭に於ては、一九三〇年十一月十九日附命令によつて規定せられたところの失業保険の拡張案（労働者五人未満を使用する事業に迄保険を適用せんとするもの）は、一九三三年一月二十九日迄、延期せらるることとなつた。然るに地方に於ては失業給付及保険料は、一九二四年の率と等しき程度に至るまで高められ、併せて補足的救済手段を設けられたのである。同時に、労働時間の規制が若干の場合に於て、緩和せられたこと（海上労働に付ては十時間制を認むる規則の制定）及若干の傭主の間には、婦人及び児童を雇傭する傾向があるという事実に関して、或る方面就中労働組合連合に於ては、社会政策の退歩なりと考えている。然し議会は、政府提出の労働時間短縮案及年少者傭使制限案を採択したことでもあり、一般的に言つて、政府の監督及労働組合の活動の行われている地方に於ける労働條件は、著しい変化を蒙つたようには見受けられない。

「ルーマニア」――ルーマニアに於ても、同様に、何等かの退歩があつたと言うことは出来ない。尤も労働者の生活標準は低下しているが、労働立法に進歩を齎すところの多数の法律が可決せられた。不況の影響の最も深刻なる地域に於ては、失業者に対する医療救助が実施せられているのである。

「白耳義」――疾病及廃疾保険に関する法律の通過は若干の遅を免れぬように思われるのであるが、この事実は立法上の立場より見れば遺憾ながら、現在の不況の結果である。然しながら此の影響は、一九三〇年以来、家族手当並に災害、養老保険及鉱夫年金に関して為された立法変遷によつて若干の利益が與えられているという事実によつて、いささか緩和せられるであろう。更に又、失業者を救済するために相当の国庫負担を為しているのであつて、其の額は、一九二七年、一九二八年及一九二九年に付ては、夫々一千六百万法、一千一百万法及一千四百万法であつたのが、一九三〇年に於ては六千六百万法、一九三一年に於ては三億九千万法に上つているのである。

「伊太利」――伊利太に於ては、経済不況は、社会政策に大打撃を與えたことは認められない。災害保険法の改正案は、今尚論議せられているとはいえ、他方廃疾及養老保険は、昨年、或る種の労働者に迄拡張せらるるまでに至つたのである。雇傭主に対しては、不況と失業とに依つて雇傭主は労働立法の規定を厳守していないとの非難が浴せかけられた。

政府は、総ての労働法規を調整するために、委員会を任命した。而して此の委員会の報告書は、一九三二年の春に、審議せられる筈である。団体協約を広く各種類の労働者にまで適用せんとする方針は、不況の結果一時的に困難になつてきたとはいえ此処に於いても亦、全体として、社会政策には何等の退歩もなかつたと言い得るのである。

「チェッコスロバキア」――同国駐在の事務局通信員よりの報告書も、大体に於て、各国に於けると同様の印象を與えている。保険機関――就中疾病保険金庫に於て――は財政困難なる状態にあり、一億クラウンの欠損に悩んでいるとはいえ、労働裁判所は設置せられたのである。而して其の管轄権の拡張は目下考慮中である。其の上に尚、失業保険制度の発達の不完全なる他の諸国に於けると同様に、失業者の受くる給付の増額を目的とする法律が一九三〇年六月に制定せられ、一九三一年に施行せらるるに至つたのである。公共事業計画も亦考慮中である。

「仏蘭西」――不況中に通じて、労働立法に邪魔を入れるとか、社会的退歩を来すとかいうが如き事は問題にならなかつた。白耳義、チェッコスロバキア及波蘭に於けると同様に、此の不況期における失業者救済手段の発達が、寧ろ注目に価している。議会及諸地方団体の賦與した信用は、可成り増額せられている。

次に以下述べる二国については、

事務局通信員よりの報告書は、世界的経済危機にも拘らず執られているところの社会進歩の為の新手段に付いてのみ語つている。

「アメリカ」――華盛頓駐在の事務局通信員よりの報告書は、経済危機の拡大（総ての企業の四六%は通常操業時間の七五%以下の操業である）を力説し、失業が労働者の生活及労働組合に與えたる影響（亜米利加労働総同盟の組合員数は七万二千人だけ減少した）が如何に大なるものであつたかを記述し、是等の事態の影響によつて、保護的労働立法の思想が勃興しつつあることを指摘している。斯の如き運動は、明瞭に、合衆国の伝統及合衆国の、政策を生んだ個人主義的精神に背反するものである。それに拘らず、養老年金に関する数百個の法案が三十九州の議会に現在提出されており、此の法案の中五個だけは採決せられたという事実、十六州に於ては公営失業保険制度樹立の為の法案が提議せられ、而して、実際、ウイスコンシン州に於て一九三二年一月二十八日法によつて、失業給付を規定する最初の制度が出来たという事実は、誠に興味深いものである。

更にペンシルバニア州知事の主催する東部七州知事会議は、失業保険を研究するために、一個の委員会を設置した。而して、亜米利加労働総同盟内の諸団体も亦右の思想に支持をも與えている。是等の事実は、事ら伝統によつてのみ労働立法の拡張に極力反対してきた所の合衆国に於て、労働立法が可成り大規模なる進歩を遂ぐる端緒であると認められてもよいであろう。

以上を通観するに、事務局に蒐められたる種々の報告書は、何れも似たり寄つたりの印象を吾人に與える。即ち、経済不安にも拘らず、労働者保護立法乃至は社会保険立法はその根本原則に於ては、影響を受けていないと認められるのである。事務局は、勿論不当なる楽観論者ではない。即ち事務局は、経済不安が労働階級の生活、保険機関又は其の他の労働者保護機関の活動の上に及ぼした決定的影響を忘れはしない。所得の漸減乃至は失業に依る所得の皆無は、其の結果として、給付受給條件を満すことを不可能ならしめ、惹いては被保険者をして一切の保護を受くることを不能ならしめることが屢々ある。而して仮令必要なる受給條件を満していても、給付の額が減額せられ、事故をカバーするに不適当であることもある。

未曾有の経済危険期にも拘らず、労働立法は総ての国に於て殆んどさしたる動揺もないと断言して憚らない。

四、独逸疾病保険に於ける経済危機と附加給付の停止

ドイツは一九三〇年以来極度の財政的困難に逢着したる為、同年以来屢々経済及財政の安定に関する緊急大統領令の発布を見たのである。

（註）

第一次緊急大統領令　一九三〇年十二月一日

第二次緊急大統領令　一九三一年六月五日

第三次緊急大統領令　一九三一年十月七日

第四次緊急大統領令　一九三一年十二月八日附

而して一九三一年十二月八日附第四次緊急大統領令は、社会保険の各部門の受益者に対し重大なる犠牲を要求した。該大統領令は社会保険制度の財政的均衡の恢復手段としては掛金の増徴を排して給付の制限を択び、疾病保険に関しては該緊急令は就中附加給付の停止を命じたのである。（註）

（註）経済及財政ノ安定並ニ国内平和ノ保障ニ関スル第四次大統領令（一九三一年十二月八日附）

第五編　社会保険及救護

第一章　疾病保険

第二節

第一條　（一）他ノ法規ノ制定セラルルマデ疾病保険ニ依ル給付ハ法定給付ニ限ラル但シ現行給付（ラウフェンデ・ライスツング）ハ何等変更セラルルコトナシ

（二）附加給付ノ再支給（ウキーダー・ライスツング）ニ付テハ保険監督局ノ承認ヲ経ルコトヲ要ス　但シ最高掛金ガ基本給ノ百分ノ五ヲ超ユルトキハ承認ヲ與フルコトナシ

第七條　第一條ノ規定ハ一九三二年一月一日ヨリ之ヲ実施ス

第三章　鉱夫共済組合保険

第三條　（一）他ノ法規ノ制定セラルルマデ疾病保険ニ依ル給付ハ法定給付ニ限ラル

（二）附加給付ノ再支給ニ付テハ監督官庁ノ承認ヲ経ルコトヲ要ス　但シ労働者ノ疾病保険ニ於ケル最高掛金ガ基本給ノ百分ノ六ヲ超ユルトキ、職員ノ疾病保険ニ於ケル最高掛金ガ百分ノ四ヲ超ユルトキハ承認ヲ與フルコトナシ

第五條　本章ハ一九三二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス　但シ現行給付ハ何等変更セラルルコトナシ

斯くて疾病保険金庫（健康保険組合）は最低給付（即ち法定給付）以外の一切の給付は之を為すことを得なくなつた。即ち手当金は賃金の半額を超ゆることなく且その支給期間を二十六週間に限られた。医療も亦二十六週を超えて支給せらるることはないこととなつた。被保険者の妻及未成年の子に対する救済は最初の十三週間に限り與えらるることとなつた。更に金庫は予防上及治療上の目的の為にする種々の活動も制限せられたのである。

一九三二年十月十九日に至り「社会保険の給付の充足に関する命令」と題する独国政府の授権命令が発布せられた。

此の日より約一週間前偶々独国首相フオン・パーペン氏はミュンヘンに於て、独逸の内治及外交政策に関する演説を為したのであるが、其の際氏は「社会保険制度を充実し之を被保険者の利益の為に管理するの要あるは言を俟たざるところである。最近に於ては社会保険の事業成績は徐々に向上しつつあるを認めることが出来る。保険金庫は保険料収入の増加を期待し得るに至つた。由つて独逸政府は近日中に受給者の為に有利なる手段を講ずるであろう」と説き暗に政府は屢に発したる附加給付の制限に関する命令を若干緩和せんとする意図あることを述べたのである。

新命令中疾病保険に関する部分は左の如くである。

一九三二年十月十九日附命令（社会保険ノ給付ノ充実ニ関スル命令）

第二章　疾病保険

独国保険法第百九十四條第一号ノ規定（註）ニ依ル家族手当金ノ増額及家族救済ニ於ケル入院療養ノ許諾又ハ独国保険法第二百五條第三項第四段（註）ニ基キテ此ノ入院療養ニ代ルベキ特別手当（ツーシュッス）ノ支給ハ最高掛金ガ一九三一年十二月八日附緊急大統領令第五編第一章第二節第一條及第三條並ニ第三章第三條ニ於テ示サレタル限度ヲ超ユルガ為ニ許容セラレザルコトナルコトナシ

（註）独国保険第百九十四條定款ニ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ得

一、家族手当金ヲ一般的ニ疾病手当金ノ三分ノ二迄増額スルコト及二人以上ノ家族ヲ有スル被保険者ノ為ニ割増金ヲ支給スルコト、割増金家族一人ニ付基礎賃金ノ百分ノ五トス、尤モ家族手当金及割増金ノ総額ハ定款ニ依リ定メラレタル疾病手当金ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

二、（略）

（註）独国保険法第二百五條（家族ニ対スル医療給付ヲ規定ス、家族ハ法定給付トシテ十三週間ノ医療ヲ受ク）

第三項第四段ノ定款ヲ以テ更ニ入院療養又ハ之ニ代ルベキ

特別手当ヲ許與スルコトヲ得
此ノ特別手当ハ病院ニ直接支拂フルルコトヲ得
限られたる範囲に於ける附加給付の支給は右の命令に依り金庫に対し許さるるに至つた。右の範囲に於てならば、仮令金庫の最高掛金が一九三一年十二月八日附緊急大統領令に於て規定せられたる限度（即ち五%）を超ゆることあるも何等支障はないのである。

金庫はその掛金の高さを顧慮することなくして其の定款に依りて家族に対する入院料又は之に代るべき特別手当の支給を為し、更に独国保険法第百九十四條第一項の規定に基く家族手当金を一般的に疾病手当金の三分の二迄高め、又多数の家族を有する被保険者の為には割増金によりて之を増額する権能を賦與せられたのである。

前述の如き附加給付を新に行わんが為には尚従来の如く個々の場合に於て保険監督局の承認を経るを要するのである。何となれば一九三一年十二月八日附緊急大統領令第五編第一章第二節第一條第一項は新命令に依つても触れらるるところがないからである。由つて保険監督局は個々の場合に於て誠実なる考慮を為したる後此の承認を拒絶することを得るのである。

命令に依りて許されたる附加給付を行うことを得ると云うことは、金庫の掛金を高めるの権能をも賦與せられたることを意味するものではない。掛金を高めることについては依然として一九三一年八月一日附独国労働大臣命令に基き保険監督局の承認を必要とするのである。

五、独逸疾病保険に対する緊急命令の影響

ドイツ連邦、ライヒス、アルバイツ、ブラット誌

一九三〇年七月以後独逸に於て疾病保険経済緊縮の為め発せられたる一連の緊急命令の影響如何を示したる一九三一年前半期迄の数字的比較は次の通りである。

（単位はライヒスマルク）

一、疾病保険被保険者一人当収支状況

一九二九年 計	一九三〇年 一月―三月	一九三〇年 四月―六月	一九三〇年 七月―九月	一九三〇年 十月―十二月	一九三一年 一月―三月	一九三一年 四月―六月
疾病金庫数	八九	八九	八九	八八	八八	八七
被保険者数	千人 八、七四	千人 八、四七	千人 八、五八	千人 八、六六	千人 八、四九	千人 八、二五	千人 八、〇三
総収入	一三、三六	二六、二〇	二六、六九	二七、二〇	二六、一六	三一、八〇	三一、三
内保険料	一〇、九九	二四、六〇	二五、四五	二五、八九	二四、四五	二〇、二九	一九、九〇
総支出	一〇、〇六	九九、〇五	二四、九四	二五、六六	二四、八五	二三、六〇	二三、八七	三一、八九
内医療費	二〇、〇七	二〇、〇一	四三、八	五五、二九	五五、二〇	五五、一四	五三、八九	四、六六
薬剤其の他	二二、一	二一、三三	二、八八	三、二三	二、九八	二、三〇	二、三三	—
入院費	一三、八六	一四、八〇	二、九六	三、八三	四、〇四	二、九四	三、六五	—
疾病手当金	三七、八九	二九、四〇	八、九九	七、三七	六、六六	七、二九	五、二九	—

調査報告書

新農業政策確立に関する調査

右の件に関し未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十五年十二月九日

農林委員長　岡田　宗司

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小林　孝平　三好　始
片柳　眞吉　飯島連次郎
赤澤　與仁　加賀　操
三浦　辰雄　三橋八次郎
門田　定藏　西山　龜七
岩男　仁藏　溝口　三郎
宮本　邦彦　白波瀬米吉
池田宇右衞門

新農業政策確立に関する調査報告書

（一）調査の目的

朝鮮動乱の勃発に誘発せられた国際情勢の再転換に伴い、農業の重要性が益々増大したので、新情勢に即応する新農業政策の確立に資するため、本調査を実施した。

（二）調査の経過

昭和二十五年十一月二十七日農林委員長及び理事打合会を開き、本調査の一環として「食糧統制に関する小委員会」を設けることの打合会を行つた。同年十一月二十八日委員会において「食糧統制に関する小委員」を設けることに決定し、小委員を委員長から指名した。

同年十一月三十日　委員会を開き、藤田農政局長より農政局関係の昭和二十五年度予算補正の内容について説明を聽取し、農業共済及び植物防疫の問題について質疑を行い、続いて電柱敷地手当金の問題について質疑を行つた。

委員会散会後小委員会を開会し、小委員長を互選し、今会期中における調査方針等を協議した。

同年十二月一日　さきに米国の農業事情を視察し帰朝した、農林省打越農業協同組合部長及び齋藤調査課長から、それぞれ米国の農業協同組合及び農業金融制度等の実情について説明を聽取した。

同年十二月二日　同じく農業綜合研究所長東畑博士及び鵜川農業保険課長からそれぞれ米国の農業政策及び農業弘報制度について説明を聽取した。

同年十二月四日　廣川農相から農業共済組合連合会事業不足金の整理、農作物防疫緊急対策及び農林漁業金融特別会計等について説明を聽き、それぞれ申入れを行つた。

同年十二月六日　廣川農相から米価の決定事情、今後の食糧政策について説明を聽き、質疑を行つた。

同年十二月七日　廣川農相、山添農林事務次官及び佐野農地局長より「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令」の公布の経過及びその取扱に関する説明を聽き、又塩価の問題につき郡物価政務次官及び谷川大蔵省主計官から説明を聽き質疑を行つた。

（三）調査成績の概要

右の調査はそれぞれ今後の農業政策の樹立に資するところがあつた。なお、農林漁業金融特別会計、農業共済組合連合会の事業不足金の処理、農作物防疫緊急対策及び塩価の問題は、農業上当面する緊要な問題であるから、これが善処方に関して政府当局に申入れを行つた。

かくして、国際情勢は益々緊迫の度を加え、時運の推移に伴つてわが国の農業問題は更に強力な推進を必要とするため、本会期中に調査を終了するに至らなかつた。右報告する。

会議録正誤

頁	段	行	誤	正
〇第六号				
七	三	一三	若クハ	若ハ
〃	四	一	同條第一項	第一項第三項の規定の適用
七一	二	二	第三項の適用	税額を
〃	三	一	税額が	〇第七号
七	四	四	二百五十億代	二百五十億合

〃 〃 一三	徹廃	撤廃
〃 〃 一三	各製剤	製剤
〃 一一〇 一二七	バラフエニ	バラフエユ
〃 〃 二六	バラトルイ	パラトルイ
〃 〃 末	ヒドロヤシル	ヒドロキシル
〃 〃 五 一	従いまし	従いまして
	○第九号	
〃 一二五 五六	米沢川	水沢川
〃 一二六 一二九	石老駅	白老駅
〃 〃 三七	浜訓路	浜釧路
〃 一三三 五八	承認	承継
〃 〃 三〇	第一号及び第	第一号及び第
〃 一三三 二三〇	一号	二号
〃 一三四 二三	供せられる	供される
〃 一三七 一一四	御告告	御報告
〃 一四四 三三	法律	法律第
〃 一四九 四三	第八條第二項	第八條第二号
〃 一五一 四 八		
〃 〃 九		
〃 〃 一〇	又は	又へ
〃 〃 二		
〃 〃 一七	整理	整備
〃 一五三 一七	事務	事務
〃 一五六 五六	賠償を	賠償は
〃 〃 一七	独善主義は	独善主義を
〃 一六〇 三七	おきまし、	おきまして、
〃 一六一 二 八	表中総理府の	表総理府の
〃 〃 三	合計の項	合計の項中
〃 一六五 二 九	航空法の廃止	航空法も廃止
〃 〃 三	政今	政令
〃 〃 三七	日本政庁	日本政府
〃 一六七 五	心配を	心配も
〃 一六八 一九	在存	存在
〃 一六六 二一六	遥かは	遥かに
〃 〃 三六	総額	総額
〃 〃 一九	このうり	このうち
〃 〃 五六	地方民間	地方民間
〃 一六八 一三	つい申上げま	ついて申上げます。
〃 〃 三	家施	実施
〃 〃 四六	採決	採択
〃 〃 五四	水用委員会	水産委員会
〃 〃 二六	三百十四号に	三百十四号は
〃 一七〇 一三	新築	新築に
〃 一七一 一七	護看婦	看護婦
〃 一七二 一一	皆業	皆様
〃 一七三 一〇	立流	立派
〃 一七五 一一	一致を付て	一致を以て
	○第十号	
〃 一八三 一三四	考えられ	考えられる
〃 〃 か、		か、
〃 〃 五六	平和を	平和宣言を
〃 一八九 四三	から繰入金	からする繰入金
〃 一九〇 一一	一致を付て	一致を以て
〃 一九一 三二	送付すること	送付することに
〃 一九二 一六	委員会	委員長
〃 一九四 一二	獲得	獲得
〃 〃	設備資金でも	設備資金でも
〃 〃 二九	運転資金でも	運転
〃 一九九 九	受ケル	受ケタル
〃 二〇三 七	拘束されぬ	拘束される
〃 二〇三 一二	小い	少い
〃 〃 二六	おりまが、	おりますが、
〃 二〇四 二七	納められば	納めれば
〃 〃 八	わが個人	それが個人
〃 二〇六 二四	での明瞭	で明瞭
〃 二〇七 三六	第五十五條	第五十三條
〃 二一七 二	例により委ね	例に委ねて
〃 二一三 四	て	
〃 二一三 五	中共	中央
〃 二一三 三	なさなければ	なされなければ
〃 二一三 四	手おきまし、	おきまして、
〃 〃	つ	も、
〃 〃 四	これらは	これらに
〃 〃 七	なかつの	なかつたの
〃 〃	法に基き設立	法に規定する
〃 〃 九	された	製造業
〃 〃 三〇	製造	法令の規定
〃 〃 二九	法令に	に
〃 二一四 五二	作製	作成
〃 二一五 七	バキスン	バキスタン
〃 〃 四	一〇二、	二、申上げます。
〃 〃	二、上げます。	
〃 二一五 五	獲得たい	獲得したい
〃 〃	おりましょう	おりますように、
〃 二一五 三	に、	
〃 二一六 二	資疑	質疑
〃 〃 三	統制な	統制は
〃 二一六 三	あるから、	あるか、
〃 二一六 三	食糧慣	食習慣
〃 二一七 一	非民的	非民主的
〃 二一八 二	一〇 第われる	窺われる
〃 〃 三	一本	一体
〃 二一九 五	証言おいて	証言において
〃 二二九 二	国鉄総定	国鉄裁定
〃 二二四 九	民同幹都	民同幹部
〃 〃 三		
〃 二二六	徹罰	懲罰
〃 二二七	実除	実際
〃 二二七 二	国除価格	国際価格
〃 二二七 四	日本綱管	日本鋼管
〃 二二八 二	考えなまれば	考えなければ
〃 二二八	資金の構成	資金を構成
〃 二二八 三	いうもの	いうものは
〃 二二八 四	ないであります。	ないのであります。
〃 二二八 二	二八	
〃 〃 二九	したり、	したい、
〃 〃 五 八	考える	考えられる
〃 二二四 一	久し	久しく
〃 〃 二七	我々に	我々は
〃 〃 六	おきますし	おきましては、
〃 〃	は、	
〃 〃 三六	ドイツ氏	ドッジ氏
〃 〃 四五	ならません。	なりません。
〃 〃 五〇	織近んだ	織込んだ
〃 二二四 一 一	は予備金	な予備金
〃 二二五	自色票	白色票
〃 〃 三	投票願をいま	投票を願います。
〃 二二六 四 七	要旨に	要旨を
〃 〃 八	〉「それが	〉（「それが
〃 〃 五三	頻して	瀕して
〃 二二七 三 一	委員、	委員長、

三四員二段の別表中三段及び四段を次の通り訂正する。

年金の算定の基準となつた俸給	仮定俸給
一五〇円	九、九〇〇円
一五八	一〇、五〇〇
一六七	一一、一〇〇
一七五	一一、七〇〇
一八三	一二、五〇〇
一九二	一三、三〇〇
二〇〇	一四、二〇〇
二一七	一五、二〇〇
二三三	一六、二〇〇
二五〇	一七、二〇〇
二六七	一八、三〇〇
二八三	二〇、一〇〇
三〇〇	二一、五〇〇
三一七	二二、九〇〇
三三三	二五、〇〇〇

定価　一部　六円五十銭　送料実費
発行所　東京都新宿区市谷本村町　印刷庁　電話九段五三一　振替東京一